

くまもと

市政概要

2018

熊本市議会事務局

熊本市のシンボル

◇市の木 イ チ ヨ ウ (昭和49年10月9日制定)



森の都宣言2周年と、市制85周年を記念して、広く市民から募集、1万2千通を超す応募の中から決定された。

熊本城が昔から銀杏城と呼ばれ、古木もあり、また、立派なイチョウ並木もあって、市民に親しまれていることなどから選ばれた。

イチョウ科の植物で、ギンナンノキ、チチノキ、公孫樹などともいわれ、日本には古くから主に神社仏閣等で栽培されてきた。雌雄異株であることで知られ、独特な尖円錐形をつくり、夏季の豊かで涼しい木陰、秋の黄葉の美しさは格別である。街路樹として、特に好条件を備えている。

◇市の花 肥 後 ツ バ キ (昭和49年10月9日制定)



市木同様、森の都宣言2周年と、市制85周年を記念して、広く市民から募集、2万2千通を超す応募の中から決定された。

古くから熊本独特の花として知られ、代表的な名花であるばかりでなく、最近では国際的にも知られつつあり、一般家庭でも容易に育てられることなどから選ばれた。

ツバキ科の植物で、花卉が大きく、八重咲きで平開する。花期は2月～3月、色は白、ピンク、赤、錦(絞り)の4系統ある。特異な姿をもつ肥後ツバキは、古く江戸時代から細川藩の庇護を受け、愛好者によって広められ、改良を重ね、清雅枯淡の味わいのある名花といわれるようになった。

◇市の鳥 シ ジ ュ ウ カ ラ (昭和59年5月22日制定)



健康都市宣言5周年と、市制95周年を記念して、広く市民から募集、6千通を超す応募の中から決定された。

金峰山や立田山、託麻三山などの森に多く生息し、四季を通じて観察される。害虫を多く食べ、緑の森を守る益鳥として広く市民に親しまれていることなどから選ばれた。

シジュウカラ科の鳥類で、全長14センチメートル。くちばしは小さく円錐形、くびと頭は光沢のある黒色で、ほおは白い。背面は黄緑色で、翼は灰青色を帯びる。体の下面は白く中央に一本の黒いたてすじがある。低地の森林に広く分布しているが、秋から冬にかけては市街地でも見かけることができる。

熊本市民 愛市憲章

一品位ある市民の誇りのために―

- 1 私たち熊本市民は、清潔で住みよい街をつくりましょう。
- 1 私たち熊本市民は、郷土の自然や文化財を大切にいたしましょう。
- 1 私たち熊本市民は、時間を正しく守りましょう。
- 1 私たち熊本市民は、交通道德を重んじましょう。
- 1 私たち熊本市民は、互いにあたたかく交わり、旅行者を親切に迎えましょう。

(昭和35年5月11日制定)

熊本市民 長寿社会憲章

私たち熊本市民は、生きがいのある人生をおくれるよう、すべての人が人間として尊ばれ、敬愛され、ともに幸せな暮らしができる長寿社会を築くことをめざして、この憲章を制定します。

私たち熊本市民は、

- 1 生涯を通じ、心身の健康づくりに努めます。
- 1 家族のきずなを大切に、明るい家庭をつくります。
- 1 互いに敬い、思いやりあふれる地域社会をつくります。
- 1 知恵と経験をいかし、豊かな文化の継承と創造に努めます。
- 1 すべての人に、安全でやさしい街づくりに努めます。
- 1 自らの能力をいかし、互いに支え合いながら暮らしの安定を築きます。
- 1 水や緑を大切に、やすらぎに満ちたふるさとくまもとをつくります。

(平成2年8月28日制定)

熊本市民 「こども憲章」

私たち熊本市民は、すべてのこどもたちの幸せを願い、その自主性を尊重し、家庭と地域社会が協力して、愛情をもって育成することをめざし、この憲章を定めます。

私たち熊本市民は、

- 1 こどもたちが、お互いを認め合い、豊かな感性と思いやりの心をはぐくむ社会づくりに努めます。
- 1 こどもたちが、知性を磨き体をきたえて、心身ともにたくましく育つよう努めます。
- 1 こどもたちが、水と緑に恵まれた自然の中で、のびのびと創造性をつちかう環境づくりに努めます。
- 1 こどもたちが、世界の人々と友情をはぐくみ、平和を愛し、広い視野を持つ国際人に育つよう努めます。
- 1 こどもたちが、郷土の歴史と文化を学び、誇りを持てるふるさとづくりに努めます。

(平成6年9月3日制定)

都 市 宣 言

「森の都」都市宣言に関する決議

自然環境の回復による生活環境の保全は、今や人類共通の課題となっている。

由来、わが熊本市は、豊かな緑、清冽な水に恵まれた自然の下、今日の発展を遂げてきたが、急激な都市化の波に、今や昔日の面影は一変しようとしている。

ここにおいてわれわれは、市民の総力を結集して緑と水の保全・回復につとめ、もって人間優先の快適な都市環境づくりに邁進せんことを誓い、わが熊本市を「森の都」とすることを宣言する。

昭和47年10月2日

熊本市議会

地下水保全都市宣言に関する決議

限りある地球の資源の保全は、自然環境の回復と共に人類共通の課題であり、水資源についてもその例外ではない。

古来、わが熊本市は豊かな緑と清冽な地下水に恵まれた自然の下生々発展を遂げて来たが、今日における無秩序な地下水の開発と自然環境の破壊は、今や地下水の汚染をはじめその枯渇さえ憂慮される状態にある。

よって、本議会は市民の総意を結集して自然環境の回復、保全をはかり、貴重な水資源を後世まで守り伝えていくことを誓い、ここにわが熊本市を地下水保全都市とすることを宣言する。

昭和51年3月22日

熊本市議会

熊本市スポーツ都市宣言に関する決議

全ての市民が生涯にわたり活力に満ちた健康的な生活を営むことは、まちづくりの基本である。

スポーツの振興は、市民生活の根幹となる心身の健康の保持に欠かせないものであるが、加えて、青少年の健全育成、生き甲斐づくり、地域との交流、自然とのふれあいといった多くの観点からも積極的に推進していく必要がある。

よって、本議会は、二十一世紀に向け三つのスローガンを掲げ、全ての熊本市民がスポーツを通して健康的でいきいきと生活できる都市を目指すことを誓い、ここに我が熊本市を「スポーツ都市」とすることを宣言する。

- 一 スポーツを通じて健やかなこころと体を創ろう。
- 一 スポーツを通じて人と自然にふれあおう。
- 一 スポーツを通じていきいきとしたまちを創ろう。

平成11年8月27日

熊本市議会

「観光立市くまもと」都市宣言に関する決議

熊本市は、熊本城に代表される歴史的文化遺産をはじめ豊かな水と緑に象徴される自然環境、そして近代都市としての多彩な魅力を有し、国内外から多くの観光客が訪れるまちである。

観光は、地域の生活や文化を個性として発信し、その魅力により人々が来訪し交流が生まれる総合的な産業であり、まちづくりや都市経営にも大きく寄与し、21世紀を迎えた今日において重要性はこれまで以上に高まっている。

よって、本議会は、市民が誇りをもち、そして訪れる人にとって魅力ある観光都市を目指し、市民の生活や文化に基づいたまちづくりを進めるとともに、全国に誇れる城下町としての魅力を生かし、熊本らしい個性豊かな観光都市の実現を目標として、ここに我が熊本市を「観光立市くまもと」とすることを宣言する。

平成15年9月26日

熊本市議会

健康都市宣言

熊本市は、緑と水に恵まれた豊かな自然と先人が築いた伝統と文化を擁し、地方における近代的な中枢都市として発展しつつある。

しかし、都市化の進展に伴い市民生活を支える基本である心身の健康を阻害する要因が増大している。

熊本市は、市民とともに明るく健康な都市をめざして諸施策を結集し、その実現につとめなければならない。

ここに、すべての市民の健康を市政の目標として、熊本市を「健康都市」とすることを宣言する。

昭和54年10月1日

熊本市

平和都市宣言

熊本市は、先の大戦において、多くの尊い人命を失うとともに、市街地のほとんどを焼失するなど、大きな災禍を被った。

戦後、焦土の中から立ち上がった市民の英知とたゆまぬ努力によって、緑と水の豊かな自然環境や先人の築いた歴史と文化に支えられながら、今や九州中央の中枢都市として着実に発展を続けている。

私たち熊本市民は、戦後50周年の大きな節目にあたり、先の大戦への深い反省に立ち、未来に向けて平和で豊かな社会を築き、かけがえのない自然環境を次代に引き継ぐため、再び戦争の惨禍を繰り返さないことを誓うとともに、人類共通の願いである世界の恒久平和の達成を希求し、ここに「平和都市」を宣言する。

平成7年7月27日

熊本市

環境保全都市宣言

私たちのふるさと熊本市は、大阿蘇の大地を源とする地下水と緑に恵まれ、この豊かな自然の中で重厚な文化をはぐくみ、「森の都」と呼ばれる美しい近代都市として発展してきました。

しかし、近年、都市化の進展と生活様式の多様化などにより、自然の仕組みが損なわれ、恵みの地下水も将来が危ぶまれています。

いまこそ私たちは、大気と水と大地で成り立つ地球の自然が、人類だけではなく生命あるものすべてにとって、かけがえのないものであることをあらためて思い起こし、その保全のために、自然界の生態系に学んだ循環型社会へと、転換を図っていかなければなりません。

私たちは、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくことを誓い、ここに熊本市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

平成7年9月25日

熊本市

く ま も と
市 政 概 要

市	勢	1
議	会	13
政	策	29
総 務・財 政		59
市 民 生 活		111
健康福祉子ども		153
環	境	235
経 済 観 光		263
農	水	323
都 市 建 設		337
消	防	389
交	通	403
水	道	411
病	院	435
教	育	443
資	料	471

市勢

1	沿	革	3
2	位 置 及 び 地 勢		4
3	市 域 の 変 遷		5
4	歴 代 市 長		6
5	名 誉 市 民		7
6	人	口	9

1 沿革（政策企画課）

何億年のむかし、現在の熊本市の大部分は一面の海底で、処々に小島が散在するに過ぎなかったと想像されるが、その後数次にわたる地表上の大変動によって、次第に熊本平野が形成されるにともない、現在の出水・健軍方面の砂礫層から湧き出る清冽な泉をめぐって、縄文人・弥生人の聚落が完成されていった。

古墳時代を経て飛鳥時代に入り、大化の改新（645年）が行われると、託麻の三宅郡（今の出水地方）には、肥後の国府「託麻府」が設けられ、宏壮な伽藍の国分寺の建立を見たが、これらを中心とした聚落が形づくられ大きくなったものが、熊本市の始まりである。

奈良朝前後の日本各地は、国力の大小によって、大・上・中・下と四等級に区別されていたが、肥後はそのころ農産物産出量で九州諸国中群を抜いており、延暦14年9月（平安の初期）に至って、全国中でも優位の資格を認められ「大国」に昇進した。

この期に国司として、肥後に赴任した道君^{みちのきみのおびと}首名、紀夏井、藤原保昌、清原元輔等はいまも幾多の遺跡を留めているが、とくに後撰集の選者で、清少納言の父元輔と、平安期歌人「檜垣女」^{ひがきめ}との交遊の説話は有名である。

南北朝50年間は、戦乱の日が相つぎ、熊本地方もしばしば軍営の場に利用された。

長い戦乱のあと、天下が統一されるや、肥後全土の守護職は改めて菊池氏に委ねられ、一国政令の中心は隈部（現在の菊池市）の方に移った。

時代が下って、応仁の頃菊池の一旗出田三郎秀信は、いまの熊本城東部の丘陵に千葉城（熊本城の始め）を構えたが、次の鹿子木親員が、明応年間（1490年代）に、今の古城の地に居城を移し、隈本城と称した。ついで、城親冬と、佐々成政のあとを承けて天正16年（1588年）加藤清正が入城するにおよんで、清正は国府の二本木方面から、寺院、商家などを移転させて、城下町の経営に着手した。また、この清正は熊本の自然にはじめて大規模な人為のツルハシを振った武将で、河川、その他の土木事業に残した功績は大きく、熊本市が城下町としての体裁を整えてきたのはこのころからである。日本三名城の一つとうたわれる熊本城は、この清正が慶長6年から12年にかけ、7カ年の歳月を費して築城したものである。（築城年については異説もある）

細川氏時代は、寛永9年細川忠利の入国によって始まり、それ以来細川氏は大政奉還の日に至るまで、200有余年間にわたって肥後熊本の政治を行った。この細川氏は、歴代名君が相つぎ、中でも延享4年藩主となった8代重賢の治世は、もっとも注目すべきものである。このとき国政揚り、教学も大いに振興した。とくに藩校「時習館」や全国にさがけて創設された医療ないし教育機関としての「再春館」、薬草研究で有名な「蕃滋園」などは、本市が長く文教の府として全国に秀でた要因となった。また忠利のときに創建された水前寺（成趣園）は、幽斉ゆかりの古今伝授の間とともに、いまも熊本市の観光資源の一つとなっている。また、晩年を熊本に送った剣聖宮本武蔵の遺跡も、熊本が持つ誇りの一つである。

明治4年7月に入って、廃藩置県の大詔が出されると、肥後には熊本、人吉の二県がおかれ、ついで同年11月改めて熊本、八代の二県となった。ところが翌5年6月熊本県は、ふたたび白川県と改称され、翌々6年1月には八代県が廃止されて、白川県に併合されたため、肥後全域は白県県の所轄となり、熊本市には県庁が設けられた。これは明治9年1月まで続いたが、同年2月さらに改めて熊本県と称せられるようになった。

このころ熊本城には鎮台がおかれ、市内には洋学校と西洋医学の熊本医学校ができて熊本市は城下町としてにぎわいを見せていたが、9年の神風連事件、翌10年の西南の役と引き続き大きな戦禍に見まわれ、とくに西南の役では、全市街が焦土と化してしまった。

その後、明治22年4月、市制が施行されるとこれまでの「熊本区」は、「熊本市」と改められた。

明治の初年から、九州における政治・軍事の中心として、各種の官庁が置かれていた熊本市は、24年鉄道の開通によって熊本駅が設けられ、また、30年代に入って市区改正の大事業が行われ、中央部の山崎練兵場が市外に移されて新市街が出現するや、会社、工場、商店その他施設が続々と軒を連ね、日清、日露の戦勝の意気も加わって、明治の隆昌期を迎えた。

大正10年、周辺11カ町村を併合して大熊本市の基礎を固め、私鉄菊池軌道、熊本軌道、御船鉄道及び国鉄宮地線の開通整備と並んで13年には、市電の開通があり、更に上水道施設、二十三連隊の移転等によって、いよいよ近代都市の面目を新たにすることになった。

しかし、昭和20年には空襲を受けて全市の大半は瓦礫と化したが、その後全市民の不斷の努力によって、戦災、水害等各種の苦難を克服し、今日の隆盛を見ることができた。

市制施行当時は、面積5,550km²、人口4万2千余人を数えるにすぎなかったが、近代的都市機能の集積や平成22年3月の城南町、植木町との合併をはじめとする市域の拡大等により、面積389.53km²、人口約73万人に至るまでに成長し、平成23年春には、九州新幹線鹿児島ルートが全線開業、平成24年4月1日には、政令指定都市への移行が実現した。

平成28年、熊本地方において、4月14日にマグニチュード6.5、最大震度7、さらに、16日未明にはマグニチュード7.3、最大震度7の地震が発生。この震度7クラスの地震が同じ場所で2回も発生するという観測史上例を見ない事象により、熊本市とその近隣の市町村は甚大な被害を受けた。熊本市においては、各地で地盤沈下や法面崩壊等により道路、橋梁等が破損、水道、ガス、電気などのライフライン等にも被害が生じ、最大で11万人以上が一時避難するなど、市民生活や経済活動に大きな影響をもたらした。市役所本庁舎、学校施設などの公共施設や、熊本城をはじめとする文化・観光施設も大きな損壊を受けた。

現在、熊本市第7次総合計画の前期基本計画の中核として位置付けた熊本市震災復興計画に基づき、一日も早い復旧復興と、市民力・地域力・行政力を結集し、安全・安心な熊本の再生と創造に取り組んでいる。

2 位置及び地勢（政策企画課）

（1）位置

熊本市は、ほぼ九州の中央に位置している。九州の陸の大動脈JR鹿児島本線の間接点は熊本駅であり、これより豊肥本線、三角線が分岐し、門司～鹿児島を結ぶ国道3号と大分～長崎を結ぶ国道57号は本市で交差している。さらに本市を貫通する九州縦貫自動車道も門司から鹿児島・宮崎まで全線開通しており、交通の要衝的位置にある。

また、本市は、観光面からも別府～阿蘇～熊本～天草～雲仙～長崎を結ぶ九州の国際観光ルートの中核地としても大きな役割を果たしている。



市勢

市域の西北方は金峰山地、北部は台地、東部は遠く阿蘇山地に囲まれ、東方から西南にかけて開けている。

水源を水前寺・江津湖に発する流れは木山川と合して加勢川となり、本市の南部を流下している。これらの川は、かんがい水として南部および西部一帯の平野を潤し、農作に大きな効用をもたらしている。

また、西部の海岸地帯は、大部分が干拓地で地形的な変化に乏しく、河口部の河床は白川、坪井川による阿蘇ヨナ質土壌の送流により次第に上昇している。

明治 22. 4. 1	市制・町村制施行により、熊本市が発足
大正 10. 6. 1	黒髪村・池田村・花園村・島崎村・横手村・古町村・ 本荘村・大江村・本山村・春竹村・春日町
14. 4. 1	出水村
昭和 6. 6. 1	白坪村
7.12. 5	画図村
11.10. 1	健軍村
14. 8. 1	清水村
15.12. 1	川尻町・力合村・日吉村
28. 4. 1	田迎村・御幸村
28. 7. 1	高橋村・城山村・池上村
29.10. 1	秋津村
30. 4. 1	松尾村
31. 4. 1	託麻村の一部
32. 1. 1	龍田村・小島町
33. 4. 1	中島村
45.11. 1	託麻村
平成 3. 2. 1	北部町・河内町・ 飽田町・天明町
20.10. 6	富合町
22. 3.23	城南町・植木町

平 3. 2. 1
河内町

昭32.1.1
小島町

昭30.4.1
松尾村

昭33.4.1

昭高港城

4 歴代市長（秘書課）

代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	杉 村 大 八	明22. 5. 6	明26. 7. 9
2	松 崎 為 己	26. 9. 15	30. 8. 2
3	辛 島 格	30. 9. 13	大 2. 1. 20
4	山 田 珠 一	大 2. 4. 2	3. 10. 10
5	依 田 昌 兮	4. 1. 14	6. 9. 3
6	佐 柳 藤 太	6. 11. 20	10. 11. 19
7	高 橋 守 雄	11. 1. 19	14. 7. 13
8	辛 島 知 己	14. 9. 14	昭 4. 7. 4
9	山 田 珠 一	昭 5. 2. 5	9. 4. 17
10	山 隈 康	9. 5. 14	17. 5. 13
11	平 野 龍 起	17. 6. 25	20. 8. 10
12	石 坂 繁	20. 10. 4	21. 3. 11
13・14	福 田 虎 亀	21. 6. 14	23. 2. 9
15	佐 藤 真佐男	23. 4. 7	27. 3. 7
16	林 田 正 治	27. 3. 20	31. 2. 23
17・18	坂 口 主 税	31. 3. 16	38. 1. 4
19・20	石 坂 繁	38. 2. 15	45. 11. 26
21～24	星 子 敏 雄	45. 12. 20	61. 12. 6
25・26	田 尻 靖 幹	61. 12. 7	平 6. 12. 6
27・28	三 角 保 之	平 6. 12. 7	14. 12. 2
29～31	幸 山 政 史	14. 12. 3	26. 12. 2
32	大 西 一 史	26. 12. 3	在 任 中

5 名誉市民（秘書課）

徳富猪一郎（蘇峰）氏（昭和30年顕彰）

文久3年1月25日生まれ。近世日本の先覚者、また、すぐれた思想家であった。熊本在任中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その教育的影響が大であった。県近代文化功労者。勲二等瑞宝章、文化勲章を受章するが戦後辞退。

昭和32年11月2日逝去（94歳）

高橋守雄氏（昭和30年顕彰）

明治16年1月1日生まれ。第7代市長として、3大事業など（二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他）を完遂。熊本市の近代化、発展、繁栄に尽くし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に尽力した。熊日社会文化賞受賞。県文化功労賞受賞。勲三等瑞宝章受章。

昭和32年5月6日逝去（74歳）

細川護立氏（昭和35年顕彰）

明治16年10月21日生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護に尽くした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。文化功労者選考審査委員。勲四等瑞宝章受章。

昭和45年11月18日逝去（87歳）

福田令寿氏（昭和35年顕彰）

明治5年12月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念したほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者に選ばれたほか、数々の叙勲、受賞に輝き、郷土の社会文化、福祉の向上発展に尽くした功績は大きい。文部大臣表彰。県近代文化功労者。勲四等旭日小綬章受章。

昭和48年8月7日逝去（100歳）

宇野哲人氏（昭和44年顕彰）

明治8年11月15日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の水運の興隆に、多くの影響をあたえた。現在わが国における漢学関係の学究者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。県近代文化功労者。勲一等瑞宝章受章。

昭和49年2月19日逝去（98歳）

塀山熊次（南風）氏（昭和44年顕彰）

明治20年9月12日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、芸術の薫り高い作品を残した。その多くの作品には、肥後の郷土色がにじみ出ている。

氏のすぐれた業績は、大観画伯と並んで日本画壇の最高峰に位置し、また、郷土文化の進展に大きく貢献した。県近代文化功労者。文化功労者。文化勲章受章。勲三等旭日中綬章受章。

昭和55年12月30日逝去（93歳）

後藤祐太郎（是山）氏（昭和54年顕彰）

明治19年6月8日生まれ。熊本における郷土史の研究や文化活動において多大な功績があった。俳句同人誌「東火」（昭和2年「かわがらし」として創刊。昭和17年に改題。）主宰をはじめ、「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもんねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価されている。勲五等瑞宝章受章。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

昭和61年6月4日逝去（99歳）

中村破魔（汀女）氏（昭和54年顕彰）

明治33年4月11日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭脳的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大な貢献があった。勲二等瑞宝章受章。文化功労者。県近代文化功労者。

昭和63年9月20日逝去（88歳）

安永露子氏（平成21年顕彰）

大正9年2月19日生まれ。平成10年から長きにわたり、宮中歌会始詠進歌選者を務めた日本を代表する女流歌人であるとともに、書家としても顕著な功績を収める。熊本を活動の拠点に、歌誌「椎の木」を主宰するとともに、昭和37年の「魚愁」から平成15年の「褐色界」まで16にも及ぶ歌集をはじめ数多くの著作を刊行。平成3年には歌壇の最高賞である迢空賞を受賞。熊本県教育委員会委員長、熊本県文化協会会長などの要職を歴任、本市の教育・文化の発展に大きく貢献した。勲四等瑞宝章受章。くまもと県民文化賞受賞。熊本県近代文化功労者。

平成24年3月17日逝去（92歳）

（旧城南町）

上塚周平氏（昭和50年顕彰）

明治9年7月12日生まれ。明治41年に第1回移民船「笠戸丸」の監督としてブラジルに渡り、ブラジルにおける日系社会の確固たる基盤を築いた。その功績から、「ブラジル移民の父」と呼ばれ、ブラジルのサンパウロ州には氏の名前が付けられた道路や公園、橋があるほか、遺徳を称える記念碑なども残されている。

昭和10年7月6日逝去（58歳）

上塚司氏（昭和53年顕彰）

明治23年5月1日生まれ。大蔵大臣秘書官、大蔵政務次官、農商務大臣、商工大臣などの要職を務め、この間、アマゾン開発に全力を傾け、ブラジル移民の道を開いた。その後、日伯中央協会の理事や名誉顧問を歴任。ブラジル大統領から最高勲章を授与されるなど、日伯国交樹立等に対する功績が高く評価されている。

昭和53年10月22日逝去（88歳）

林田正治氏（昭和53年顕彰）

明治25年8月3日生まれ。台湾の台南州内務部長、澎湖庁長、新竹州知事を務めた後、衆議院議員、第16代熊本市長を経て参議院議員となり、北海道開発政務次官、地方行政委員長等を歴任。その業績は高く評価されている。

昭和54年12月14日逝去（87歳）

こばやしひさお
小林久雄氏（平成元年顕彰）

明治28年6月4日生まれ。熊本県医師会副会長、下益城郡医師会長などを歴任し、健康保険の普及等に尽力した後、旧城南町の初代町長に就任。若くから人類学、考古学に関心があり、生涯をかけて研究された資料は「小林コレクション」と呼ばれ、約2万点の遺物が塚原歴史民俗資料館に寄贈されており、国指定重要文化財の「台付舟形土器」など、一部は現在も展示されている。

昭和36年8月26日逝去（66歳）

とうやよしゆき
東家嘉幸氏（平成12年顕彰）

昭和2年10月1日生まれ。衆議院議員として建設政務次官や衆議院建設常任委員会委員長などの要職を歴任。平成3年には国土庁長官に就任した。この間、国や熊本県、旧城南町の発展のために活躍し、数々の功績を残している。

平成18年1月26日逝去（78歳）

（旧植木町）

まいいよさお
境米蔵氏（昭和51年顕彰）

明治30年10月20日生まれ。県議会議員を経て、旧植木町初代町長（通算4期）。旧町の産業・経済発展の礎を築いた。開田事業による農業の構造改革及び企業誘致により地域の発展に貢献した。また、西南の役田原坂を公園化し、戦跡の保存・観光振興に努めた。

昭和53年1月2日逝去（80歳）

きむらまなぶ
木村学氏（昭和58年顕彰）

明治38年1月21日生まれ。旧植木町教育長。徹底した住民対話型の公民館活動により地域社会の近代化に貢献した。旧植木町第4代町長として住民福祉の向上に努める一方、文芸作家として生涯にわたる執筆活動、郷土史研究により、郷土の文化振興に貢献した。

平成6年3月21日逝去（89歳）

6 人口（総務課）

（1）年次別人口及び世帯数（国勢調査結果）

年次	世帯数	人口			男女比(女100人につき)	1世帯当たり 人員	備考
		総数	男	女			
明治22年	11,797	42,725				3.6	市制施行 (第1回国勢調査)
大正9年	13,787	70,388	36,661	33,727	108.7	5.1	
昭和元年	27,157	150,075	75,680	74,395	101.7	5.5	
5年	32,418	164,460	81,957	82,503	99.3	5.1	
10年	38,336	214,270	105,480	108,790	97.0	5.6	
15年	39,813	243,574	116,838	126,736	92.2	6.1	
20年	37,981	180,643	84,935	95,708	88.7	4.8	
25年	59,853	267,506	128,067	139,439	91.8	4.5	
30年	72,008	332,493	159,500	172,993	92.2	4.6	
35年	90,949	373,922	178,014	195,908	90.9	4.1	
40年	107,634	407,052	192,538	214,514	89.8	3.8	
45年	128,559	440,020	206,854	233,166	88.7	3.4	
50年	153,540	488,166	231,188	256,978	90.0	3.2	
55年	180,239	525,662	251,011	274,651	91.4	2.9	
60年	194,486	555,719	265,037	290,682	91.2	2.9	
平成2年	211,207	579,306	275,424	303,882	90.6	2.7	
7年	246,700	650,341	310,118	340,223	91.2	2.6	
12年	260,672	662,012	314,455	347,557	90.5	2.5	
17年	270,530	669,603	316,048	353,555	89.4	2.5	
22年	302,413	734,474	344,291	390,183	88.2	2.4	
27年	315,456	740,822	348,470	392,352	88.8	2.3	

（注）明治22年は4月1日現在の人口である。

(2) 人口の動態

区分 \ 年	25	26	27	28	29
自 然 増	814	611	314	△54	△227
社 会 増	133	50	△9	△1,326	696
計	947	639	305	△1,380	469

(注) 各年1月1日から12月31日までの動態

(3) 産業別15歳以上就業者数

調査年次 区分	平成22年国調				調査年次 区分	平成27年国調			
	総数	構成比(%)	男	女		総数	構成比(%)	男	女
総数	734,474	—	344,291	390,183	総数	740,822	—	348,470	392,352
昼間人口	757,093	—	354,251	402,842	昼間人口	756,852	—	353,785	403,067
15歳以上人口	620,785	—	286,243	334,542	15歳以上人口	630,147	—	291,696	338,451
就業者総数	334,217	100	178,812	155,405	就業者総数	340,861	100	180,154	160,707
第1次産業	12,280	3.7	7,040	5,240	第1次産業	12,472	3.7	7,233	5,239
農業	11,318	3.4	6,362	4,956	農業	11,473	3.4	6,565	4,908
林業	237	0.1	209	28	林業	262	0.1	211	51
漁業	725	0.2	469	256	漁業	737	0.2	457	280
第2次産業	53,403	16.0	38,906	14,497	第2次産業	55,443	16.3	40,151	15,292
鉱業	33	0.0	26	7	鉱業、採石業、 砂利採取業	22	0	17	5
建設業	23,924	7.2	19,821	4,103	建設業	24,184	7.1	19,743	4,441
製造業	29,446	8.8	19,059	10,387	製造業	31,237	9.2	20,391	10,846
第3次産業	251,965	75.4	124,506	127,459	第3次産業	257,637	75.6	124,789	132,848
電気・ガス・熱供給・ 水道業	1,424	0.4	1,225	199	電気・ガス・熱供給・ 水道業	1,435	0.4	1,240	195
情報通信業	6,795	2.0	4,518	2,277	情報通信業	7,239	2.1	4,922	2,317
運輸業	14,430	4.3	12,158	2,272	運輸・郵便業	12,836	3.8	10,832	2,004
卸売・小売業	63,230	18.9	31,196	32,034	卸売・小売業	57,691	16.9	28,012	29,679
金融・保険業	10,104	3.0	4,845	5,259	金融・保険業	9,840	2.9	4,715	5,125
	6,987	2.0	3,998	2,989	不動産業・物品賃貸業	7,921	2.3	4,567	3,354
不動産業	10,782	3.2	6,893	3,889	学術研究、専門・技術 サービス業	11,533	3.4	7,249	4,284
飲食店、宿泊業	21,912	6.6	8,419	13,493	宿泊業、 飲食サービス業	20,610	6	8,115	12,495
医療、福祉	13,667	4.0	5,654	8,013	生活関連サービス業、 娯楽業	13,179	3.9	5,321	7,858
教育、学習支援業	18,160	5.4	8,360	9,800	教育、学習支援業	18,825	5.5	8,455	10,370
複合サービス事業	45,363	13.57	11,232	34,131	医療、福祉	53,806	15.8	14,015	39,791
サービス業(他に分類さ れないもの)	2,133	0.6	1,270	863	複合サービス事業	3,371	1	2,182	1,189
	19,511	5.8	11,195	8,316	サービス業(他に分類 されないもの)	21,427	6.3	11,696	9,731
公務(他に分類されない もの)	17,467	5.2	13,543	3,924	公務(他に分類されな いもの)	17,924	5.3	13,468	4,456
分類不能の産業	16,569	5.0	8,360	8,209	分類不能の産業	15,309	4.5	7,981	7,328

(注) 平成22年国調はH19年日本標準産業分類改訂、平成27年国調はH25年日本標準産業分類改訂

(注) 単位未満は4捨5入を原則としているので、総数と内容の計とは必ずしも一致しない場合がある。

(4) 校区別人口及び世帯数

(平成27年国勢調査)

校区	人口	男	女	世帯数	校区	人口	男	女	世帯数
総数	740,822	348,470	392,352	315,456	小島	6,535	3,082	3,453	2,322
中央区計	186,834	87,298	99,536	95,931	中島	3,635	1,719	1,916	1,144
壺川	9,801	4,516	5,285	4,624	芳野	1,968	903	1,065	608
碩台	7,002	3,047	3,955	4,151	河内	4,216	1,996	2,220	1,236
白川	8,205	3,767	4,438	4,827	南区計	128,398	60,275	68,123	47,430
城東	2,897	1,258	1,639	1,733	日吉	8,467	3,952	4,515	3,547
慶徳	4,202	1,931	2,271	2,833	川尻	8,264	3,871	4,393	3,313
一新	9,779	4,284	5,495	4,979	力合	7,904	3,660	4,244	2,897
五福	3,876	1,660	2,216	2,103	御幸	11,602	5,330	6,272	4,012
向山	10,591	5,004	5,587	5,321	田迎	5,429	2,526	2,903	2,168
黒髪	16,155	8,237	7,918	9,670	城南	6,277	2,879	3,398	2,718
大江	11,033	5,234	5,799	6,041	田迎南	8,010	3,848	4,162	2,971
本荘	3,864	1,750	2,114	2,469	飽田東	7,130	3,345	3,785	2,592
春竹	15,100	6,950	8,150	7,480	飽田南	2,302	1,048	1,254	689
出水	9,462	4,217	5,245	4,924	飽田西	2,422	1,142	1,280	789
砂取	10,035	4,570	5,465	4,633	中緑	970	454	516	334
託麻原	18,256	9,263	8,993	9,441	銭塘	2,144	1,016	1,128	688
帯山	14,365	6,687	7,678	6,348	奥古閑	3,059	1,435	1,624	939
白山	11,451	5,329	6,122	5,609	川口	1,885	916	969	661
帯山西	8,628	4,004	4,624	3,855	日吉東	7,156	3,426	3,730	3,055
出水南	12,132	5,590	6,542	4,890	富合	9,794	4,629	5,165	3,206
東区計	190,451	90,096	100,355	78,406	杉上	6,393	3,027	3,366	2,141
画図	13,917	6,418	7,499	5,259	隈庄	8,661	4,081	4,580	3,038
健軍	12,254	5,732	6,522	5,504	豊田	6,456	3,078	3,378	2,234
秋津	12,449	5,793	6,656	4,971	田迎西	7,320	3,475	3,845	2,855
泉ヶ丘	6,342	2,913	3,429	2,800	力合西	6,753	3,137	3,616	2,583
若葉	5,258	2,380	2,878	2,329	北区計	142,280	67,446	74,834	54,825
尾ノ上	12,908	5,922	6,986	5,608	清水	11,467	5,249	6,218	4,911
西原	14,233	6,802	7,431	6,612	龍田	10,747	5,207	5,540	4,231
託麻東	13,874	6,783	7,091	5,011	城北	9,612	5,082	4,530	3,496
託麻西	16,294	7,866	8,428	6,847	高平台	13,303	6,233	7,070	5,497
託麻北	8,982	4,298	4,684	3,477	楠	6,073	2,822	3,251	2,550
桜木	7,253	3,371	3,882	3,044	麻生田	8,607	3,911	4,696	3,403
東町	8,170	4,063	4,107	3,138	武蔵	6,562	3,074	3,488	2,652
月出	10,611	4,930	5,681	5,135	弓削	5,490	2,663	2,827	2,248
健軍東	4,493	2,130	2,363	1,825	楡木	7,301	3,360	3,941	2,949
託麻南	14,053	6,777	7,276	5,254	川上	10,252	4,852	5,400	3,829
山ノ内	9,742	4,606	5,136	3,989	西里	7,326	3,445	3,881	2,664
長嶺	12,988	6,141	6,847	5,130	北部東	10,348	4,837	5,511	3,904
桜木東	6,630	3,171	3,459	2,473	植木	4,210	2,008	2,202	1,567
西区計	92,859	43,355	49,504	38,864	山本	2,069	1,001	1,068	677
古町	3,226	1,508	1,718	1,651	田原	2,200	1,020	1,180	706
春日	7,221	3,475	3,746	3,402	菱形	4,769	2,244	2,525	1,692
城西	12,288	5,547	6,741	5,093	桜井	5,990	2,872	3,118	2,117
花園	10,713	4,918	5,795	4,892	山東	4,106	1,997	2,109	1,483
池田	13,894	6,751	7,143	6,865	吉松	3,245	1,544	1,701	1,124
白坪	11,649	5,326	6,323	5,271	田底	2,589	1,160	1,429	878
高橋	444	211	233	190	龍田西	6,014	2,865	3,149	2,247
池上	6,199	2,872	3,327	2,355					
城山	10,871	5,047	5,824	3,835					

※平成27年国勢調査の町丁別人口及び世帯数を、平成29年4月の行政区による校区ごとに熊本市総務課が独自集計したもの。

議 会

1	議 員 名 簿	15
2	歴 代 議 長 ・ 副 議 長	16
3	議 会 構 成	17
4	議 会 活 性 化 の 取 組 み	18
5	熊 本 市 議 会 災 害 対 策 会 議 の 設 置	18
6	委 員 会 等	19
7	各 種 委 員	20
8	報 酬 等	21
9	議 会 活 動 状 況	22
10	議 会 事 務 局	24

1 議員名簿

定 数 48名 現員数 47名

自由民主党熊本市議団	18	市政クラブ	1	地域創世	1
市民連合	9	日本の教育を考える会	1	和の会くまもと	1
公明党熊本市議団	7	自由クラブ	1		
くまもと未来	3	善進会	1		
日本共産党熊本市議団	3	明政会	1		

(平成 30 年 5 月 16 日現在)

選挙区	議席 番号	氏 名	会 派	当選 回数	選挙区	議席 番号	氏 名	会 派	当選 回数
南	議長 1	くつき 信哉	自由民主党 熊本市議団	3	中央	25	村上 博	市民連合	4
南	副議長 2	田辺 正信	市民連合	7	中央	26	上田 芳裕	市民連合	3
東	3	光永 邦保	自由民主党 熊本市議団	1	北	27	園川 良二	公明党 熊本市議団	2
東	4	大塚 信弥	市民連合	1	東	28	倉重 徹	自由民主党 熊本市議団	4
北	5	山部 洋史	日本共産党 熊本市議団	1	南	29	澤田 昌作	自由民主党 熊本市議団	4
東	6	緒方 夕佳	和の会 くまもと	1	東	30	満永 寿博	自由民主党 熊本市議団	4
北	7	小池 洋恵	地域創世	1	東	31	三島 良之	自由民主党 熊本市議団	4
中央	8	三森 至加	公明党 熊本市議団	1	東	32	齊藤 聡	自由民主党 熊本市議団	4
中央	9	高本 一臣	自由民主党 熊本市議団	2	中央	33	田尻 善裕	善進会	4
北	10	小佐井 賀瑞宜	自由民主党 熊本市議団	2	中央	34	上野 美恵子	日本共産党 熊本市議団	5
南	11	寺本 義勝	自由民主党 熊本市議団	2	南	35	白河部 貞志	くまもと未来	4
北	12	福永 洋一	市民連合	2	中央	36	藤岡 照代	公明党 熊本市議団	5
南	13	西岡 誠也	市民連合	2	西	37	津田 征士郎	自由民主党 熊本市議団	5
東	14	田上 辰也	市民連合	2	北	38	坂田 誠二	自由民主党 熊本市議団	6
南	15	浜田 大介	公明党 熊本市議団	2	北	39	竹原 孝昭	自由民主党 熊本市議団	7
東	16	井本 正広	公明党 熊本市議団	2	南	40	江藤 正行	自由民主党 熊本市議団	9
西	17	藤永 弘	公明党 熊本市議団	2	東	41	藤山 英美	くまもと未来	6
中央	18	原 亨	自由民主党 熊本市議団	3	西	44	落水 清弘	市政クラブ	8
北	19	原口 亮志	自由民主党 熊本市議団	3	西	45	古川 泰三	日本の教育を 考える会	7
中央	20	紫垣 正仁	自由民主党 熊本市議団	3	中央	46	北口 和皇	自由クラブ	7
中央	21	大石 浩文	自由民主党 熊本市議団	4	西	47	田尻 将博	市民連合	7
北	22	田中 敦朗	明政会	3	北	48	家入 安弘	市民連合	7
東	23	那須 円	日本共産党 熊本市議団	3	東	49	鈴木 弘	公明党 熊本市議団	6
東	24	重村 和征	くまもと未来	3					

議会

2 歴代議長・副議長

議長				副議長			
代	氏名	就任年月日	退任年月日	代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	有馬源内	明治 22. 4. 26	明治 24. 1. 21	1	下田一直	明治 22. 4. 26	明治 24. 1. 21
2	興津景章	" 24. 1. 22	" 28. 5. 13	2	下田耕造	" 24. 1. 22	" 31. 5. 22
3	河原惟親	" 28. 5. 14	" 31. 5. 22	3	片山甚十郎	" 31. 5. 23	" 32. 2. 7
4	吉永為己	" 31. 5. 23	" 36. 2. 5	4	林定男	" 32. 2. 8	" 36. 2. 5
5	山田珠一	" 36. 2. 6	" 37. 4. 30	5	出田彦太郎	" 36. 2. 6	" 36. 2. 11
6	吉永為己	" 37. 5. 27	大正 2. 4. 30	6	園部交雅	" 36. 2. 12	" 36. 5. 11
7	林千八	大正 2. 5. 10	" 6. 4. 30	7	板垣正軌	" 36. 5. 12	" 37. 2. 12
8	山隈康	" 6. 5. 15	" 10. 9. 30	8	有働格四郎	" 37. 2. 13	" 40. 11. 4
9	迫源次郎	" 10. 10. 14	" 14. 9. 30	9	板垣正軌	" 40. 11. 14	" 42. 1. 27
10	山隈康	" 14. 10. 12	昭和 9. 5. 7	10	河田巖	" 42. 1. 28	大正 2. 4. 30
11	平野龍起	昭和 9. 5. 8	" 17. 6. 14	11	井場熊喜	大正 2. 5. 10	" 6. 4. 30
12	佐藤真佐男	" 17. 7. 23	" 22. 4. 29	12	峽謙斎	" 6. 5. 15	" 7. 3. 10
13	佐藤真佐男	" 22. 6. 9	" 23. 4. 7	13	藤野乱	" 7. 3. 11	" 10. 9. 30
14	大塚勇次郎	" 23. 6. 5	" 26. 4. 29	14	水上誠規	" 10. 10. 14	" 14. 9. 30
15	大塚勇次郎	" 26. 5. 15	" 30. 4. 30	15	河田巖	" 14. 10. 12	昭和 4. 9. 30
16	兼坂安次	" 30. 5. 21	" 34. 4. 8	16	平野龍起	昭和 4. 10. 12	" 9. 5. 7
17	打出信行	" 34. 6. 12	" 36. 3. 24	17	橋本寿七	" 9. 5. 8	" 17. 5. 20
18	寸坂幸夫	" 36. 3. 24	" 38. 4. 30	18	西郷一恵	" 17. 6. 11	" 22. 4. 29
19	阿部次郎	" 38. 5. 18	" 40. 3. 18	19	大塚勇次郎	" 22. 6. 9	" 23. 6. 5
20	井上常八	" 40. 3. 18	" 40. 12. 7	20	加川恒次	" 23. 6. 5	" 26. 4. 29
21	石井辰雄	" 41. 7. 4	" 42. 4. 30	21	北利民	" 26. 5. 15	" 28. 9. 5
22	阿部次郎	" 42. 5. 20	" 43. 7. 3	22	上野勉	" 28. 9. 25	" 30. 4. 30
23	坂梨日露	" 43. 7. 13	" 45. 12. 4	23	森光吉	" 30. 5. 21	" 32. 12. 28
24	黒田弥一郎	" 45. 12. 4	" 46. 4. 30	24	吉村貞次	" 34. 6. 12	" 35. 3. 21
25	落水清	" 46. 5. 20	" 48. 6. 6	25	坂梨日露	" 35. 3. 21	" 37. 7. 9
26	古川国雄	" 48. 6. 6	" 50. 4. 30	26	吉村貞次	" 37. 7. 9	" 38. 4. 30
27	紫垣正良	" 50. 5. 16	" 52. 6. 4	27	石井辰雄	" 38. 5. 18	" 41. 7. 4
28	上田堅太	" 52. 6. 4	" 54. 4. 30	28	吉村貞次	" 41. 7. 4	" 42. 4. 30
29	島永慶孝	" 54. 5. 14	" 56. 12. 8	29	佐藤寿子	" 42. 5. 20	" 44. 3. 24
30	藤山増美	" 56. 12. 8	" 58. 4. 30	30	古川国雄	" 44. 3. 25	" 44. 6. 28
31	宮原光男	" 58. 5. 18	" 60. 9. 6	31	岩尾恵	" 44. 9. 13	" 46. 4. 30
32	大石文夫	" 60. 9. 6	" 61. 12. 15	32	阪本富	" 46. 5. 20	" 48. 6. 6
33	内田幸吉	" 61. 12. 15	" 62. 4. 3	33	荒木昇	" 48. 6. 6	" 50. 4. 30
34	西村建治	" 62. 5. 22	" 63. 12. 16	34	藤山増美	" 50. 5. 16	" 52. 6. 4
35	村上春生	" 63. 12. 16	平成 2. 3. 26	35	矢野昭三	" 52. 6. 4	" 54. 4. 30
36	矢野昭三	平成 2. 3. 26	" 3. 4. 30	36	上妻重蔵	" 54. 5. 14	" 56. 12. 8
37	嶋田幾雄	" 3. 5. 17	" 5. 12. 3	37	田尻武男	" 56. 12. 8	" 58. 4. 30
38	中村徳生	" 5. 12. 3	" 7. 4. 30	38	白石正	" 58. 5. 18	" 60. 9. 6
39	荒木哲美	" 7. 5. 19	" 9. 3. 27	39	北口政義	" 60. 9. 6	" 61. 12. 15
40	主海偉佐雄	" 9. 3. 27	" 11. 4. 30	40	吉村潔	" 61. 12. 15	" 62. 4. 30
41	江藤正行	" 11. 5. 21	" 13. 6. 8	41	竹本勇	" 62. 5. 22	" 63. 12. 16
42	白石正	" 13. 6. 8	" 14. 6. 18	42	村上裕人	" 63. 12. 16	平成 2. 3. 26
43	宮原政一	" 14. 6. 18	" 15. 4. 30	43	佐藤公平	平成 2. 3. 26	" 3. 4. 30
44	落水清弘	" 15. 5. 23	" 16. 9. 7	44	西田続	" 3. 5. 17	" 5. 12. 3
45	古川泰三	" 16. 9. 7	" 17. 12. 20	45	伊形寛治	" 5. 12. 3	" 7. 4. 30
46	税所史熙	" 17. 12. 20	" 19. 4. 30	46	宮原正一	" 7. 5. 19	" 9. 3. 27
47	牛嶋弘	" 19. 5. 24	" 20. 12. 22	47	中沢誠	" 9. 3. 27	" 11. 4. 30
48	竹原孝昭	" 20. 12. 22	" 22. 3. 2	48	鈴木昌彦	" 11. 5. 21	" 13. 6. 8
49	坂田誠二	" 22. 3. 2	" 23. 4. 30	49	岡田健士	" 13. 6. 8	" 14. 6. 18
50	津田征士郎	" 23. 5. 23	" 25. 3. 26	50	奥田光弘	" 14. 6. 18	" 15. 4. 30
51	齊藤聰	" 25. 3. 26	" 26. 3. 24	51	竹原孝昭	" 15. 5. 23	" 16. 9. 7
52	三島良之	" 26. 3. 24	" 27. 4. 30	52	家入安弘	" 16. 9. 7	" 17. 12. 20
53	満永寿博	" 27. 5. 13	" 28. 3. 24	53	田尻清輝	" 17. 12. 20	" 19. 4. 30
54	澤田昌作	" 28. 3. 24	" 30. 3. 26	54	磯道文徳	" 19. 5. 24	" 21. 3. 25
55	くつき信哉	" 30. 3. 26	在任中	55	田中誠一	" 21. 3. 25	" 23. 4. 30
				56	田尻将博	" 23. 5. 23	" 25. 3. 26
				57	鈴木弘	" 25. 3. 26	" 27. 4. 30
				58	藤岡照代	" 27. 5. 13	" 29. 3. 24
				59	藤山英美	" 29. 3. 24	" 30. 3. 26
				60	田辺正信	" 30. 3. 26	在任中

3 議会構成

(1) 議員数

定 数 48人 (平成25年12月25日議決)

現 員 数 47人

(2) 年齢別

(平成30年5月16日現在)

会派 年齢	自民党	市 民 連 合	公明党	未 来	共産党	市政ク	日 本 教 育	自由ク	善進会	明政会	地 域 創 世	和の会	計
25 ～ 30													0
31 ～ 40		1								1			2
41 ～ 50	2				1						1	1	5
51 ～ 60	5	1	3		2			1	1				13
61 ～ 70	6	6	4	2		1							19
71 歳 以上	5	1		1			1						8
計	18	9	7	3	3	1	1	1	1	1	1	1	47
平 均 年 齢	63	61	60	70	51	61	73	60	54	40	48	42	61

議会

(3) 当選回数別

(平成30年5月16日現在)

会派 回数	自民党	市 民 連 合	公明党	未 来	共産党	市政ク	日 本 教 育	自由ク	善進会	明政会	地 域 創 世	和の会	計
1	1	1	1		1						1	1	6
2	3	3	4										10
3	4	1		1	1					1			8
4	6	1		1					1				9
5	1		1		1								3
6	1		1	1									3
7	1	3					1	1					6
8						1							1
9	1												1
計	18	9	7	3	3	1	1	1	1	1	1	1	47

4 議会活性化の取組み

概況

熊本市議会は、明治22年の発足以来、言論の府として二元代表制の一翼を担い、執行機関との緊密な連携及び協議を通じてその役割を果たしてきた。しかし、近年の地方分権の推進という流れや、市民ニーズのさらなる多様化により、議会の変革が、地方議会においても検討されている。

本市議会としては、地方自治の実現のために、市民の負託にこたえるべく一層の自己変革が求められていることを強く自覚し、市民を代表するものとして、時代と意識の変化に対応しながら、本市の未来を見据えた活動を行うこととしている。

そこで、本市議会は、最終意思決定機関としてだけでなく、市民と市の未来に向けて、その職責をより果たせる議会となるために、市民参加と情報公開を柱とした新たな議会の構築を目指し、様々な取組みを行っている。

取組み事項

項 目	導 入 時 期	内 容
市議会のインターネット 中 継	平成19年 9月	本会議については平成19年第3回定例会より生中継及び録画放映を、予算決算委員会については平成22年第1回定例会より録画放映、平成25年第3回定例会より生中継を開始した。
常任委員会としての 予算決算委員会の設置	平成22年 3月	これまでの予算特別委員会、決算特別委員会を改め、常任委員会として、予算決算委員会を設置した。平成24年には、議会棟2階の一角を調整し、予算決算委員会室及び付随する議運・理事会室を整備した。
政 務 活 動 費 及 び 市議会議員の資産公開	平成24年 3月	議会活性化特別委員会において、条例等の整備を行った後、議会図書室にて公開している。
市議会ホームページの リニューアル及び市議会 フェイスブックの導入	平成24年 4月	議会広報委員会において、魅力あるホームページになるよう検討し、リニューアルを行った。併せて、熊本市議会フェイスブックページを開設し、ホームページの更新情報等を公開している。
議 会 図 書 室 の 整 備	平成24年10月	市民や一般職員に対して開放することを前提に、より利用し易いよう移転及び室内環境の整備を行った。また、図書専門の嘱託職員を雇用し、議員の政策調査に対応できる体制を整備した。
議会顧問弁護士の設置	平成26年 4月	議会運営上の諸問題の処理に資するため、議会顧問弁護士を設置した。
代 表 質 問 の 実 施	平成27年 6月	会派の主義主張、政策等に関し、会派の代表者による質問を行うため、代表質問を実施することとした。
タブレット端末の導入	平成30年 4月	タブレット端末を活用した情報共有及びペーパーレス化を目的とし、全議員にタブレット端末を配布した。（平成30年度末までの1年間は試行期間）

5 熊本市議会災害対策会議の設置

熊本市議会は、平成28年熊本地震を受け、議会として、共通認識を持ち、災害時に即応できる体制の整備を図ることを目的として、「熊本市議会災害対策会議設置要綱」を制定した。（平成28年9月6日制定）

また、震災の教訓から、大規模災害時への対応に向けた議員の意識向上と連絡体制の強化を図ることを目的に、安否確認及び議会災害対策会議設置の訓練を実施している。（平成30年度実施日：平成30年4月15日）

6 委員会等

(1) 常任委員会

(平成30年5月16日現在)

名 称 (定数)	正・副委員長	委 員	所 管 事 項
予 算 決 算 委 員 会 (48)	(正) 満 永 寿 博 (副) 藤 岡 照 代	正副委員長を除く全議員	予算及びこれに関連する事項 決算及びこれに関連する事項
総 務 委 員 会 (8)	(正) 寺 本 義 勝 (副) 福 永 洋 一	山 部 洋 史 重 村 和 征 井 本 正 広 三 島 良 之 原 口 亮 志 北 口 和 皇	政策局、総務局、財政局、都市政策研究所、 会計総室、消防局、選挙管理委員会、監査 委員、人事委員会、議会事務局の所管に属 する事項、他の常任委員会の所管に属しない事項
教 育 市 民 委 員 会 (8)	(正) 高 本 一 臣 (副) 大 塚 信 弥	小 池 洋 恵 藤 岡 照 代 紫 垣 正 仁 古 川 泰 三 藤 齊 藤 聰 田 尻 将 博	市民局、教育委員会の所管に属する事項
厚 生 委 員 会 (8)	(正) 田 上 辰 也 (副) 白 河 部 貞 志	くつき 信哉 園 川 良 二 西 岡 誠 也 上 野 美 恵 子 田 中 敦 朗 坂 田 誠 二	健康福祉局、病院局の所管に属する事項
環 境 水 道 委 員 会 (8)	(正) 藤 永 弘 (副) 光 永 邦 保	田 辺 正 信 満 永 寿 博 三 森 至 加 竹 原 孝 昭 大 石 浩 文 家 入 安 弘	環境局、上下水道局の所管に属する事項
経 済 委 員 会 (8)	(正) 小 佐 井 賀 瑞 宜 (副) 浜 田 大 介	那 須 円 田 尻 善 裕 上 博 津 田 征 士 郎 澤 昌 作 藤 山 英 美 田 昌 作 田 尻 将 博	経済観光局、農水局、農業委員会の所管に 属する事項
都 市 整 備 委 員 会 (8)	(正) 原 亨 (副) 上 田 芳 裕	緒 方 夕 佳 落 水 清 弘 倉 重 佳 徹 鈴 木 弘 江 藤 正 行	都市建設局、交通局の所管に属する事項

※財政局、会計総室、監査委員、病院局、上下水道局、交通局の所管事項については、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。

(2) 議会運営委員会

(平成30年3月26日現在)

名 称 (定数)	正・副委員長	委 員
議 会 運 営 委 員 会 (13)	(正) 原 口 亮 志 (副) 園 川 良 二	高 本 一 臣 上 野 美 恵 子 西 岡 誠 也 津 田 征 士 郎 浜 田 大 介 江 藤 正 行 上 田 芳 裕 藤 山 英 美 澤 田 昌 作 田 尻 将 博 満 永 寿 博

(3) 特別委員会

(平成30年3月26日現在)

名 称 (定数)	正・副委員長	委 員	設 置 目 的	設 置 年 月 日
公 共 施 設 マ ネ ジ メ ン ト 調 査 特 別 委 員 会 (12)	(正) 江 藤 正 行 (副) 井 本 正 広	光 永 邦 保 大 石 浩 文 大 塚 信 弥 那 須 重 村 円 三 森 至 加 重 村 田 和 寺 本 義 勝 坂 田 誠 二 原 義 勝 亨 落 水 清 弘	社会環境の変化や地域特性 に応じた適切な公共サー ビスの提供と安定した財政運 営を両立させるための公共 施設マネジメントに関する 調査を行うこと。	平 27.5.13
人 口 減 少 社 会 に 関 す る 調 査 特 別 委 員 会 (12)	(正) 上 田 芳 裕 (副) 白 河 部 貞 志	山 部 洋 史 齊 藤 聰 小 佐 井 賀 瑞 宜 田 尻 善 裕 福 永 洋 一 藤 岡 照 代 西 岡 誠 也 竹 原 孝 昭 紫 垣 正 仁 古 川 泰 三	少子化に伴う人口減少社会 への対策及び地方創生に 関する調査を行うこと。	平 27.5.13

(４) 協議等の場（地方自治法第１００条第１２項）

(平成 30 年 7 月 3 日現在)

名 称 (定数)	正・副委員長等	構 成 員	設 置 目 的
全 員 協 議 会 (48)		全 議 員	議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うため
予 算 決 算 委 員 会 理 事 会 (10)	(正) 三 島 良 之 博 (副) 村 上 博	藤 永 弘 原 亨 重 村 和 倉 重 上 野 美 恵 子 家 入 安 弘 満 永 寿 博 藤 岡 照 代 (予 算 決 算 委 員 長) (予 算 決 算 副 委 員 長)	予算決算委員会の運営に関し必要な事項について協議又は調整を行うため
議 会 広 報 委 員 会 (10)	(正) 浜 田 大 介 仁 (副) 紫 垣 正 仁	光 永 邦 保 高 本 一 臣 大 塚 信 弥 小 佐 井 賀 瑞 宜 山 部 洋 史 福 永 洋 一 三 森 至 加 白 河 部 貞 志	議会の広報に関し必要な事項について協議又は調整を行うため
政 策 条 例 検 討 会 (10 以内)	(正) 上 田 芳 裕 (副) 倉 重 徹	小 佐 井 賀 瑞 宜 園 川 良 二 田 上 辰 也 三 島 良 之 那 須 円 齊 藤 聡 重 村 和 征 鈴 木 弘	議員が提出する条例のうち政策の実現に係るものに関し協議又は調整を行うため
議 会 活 性 化 検 討 会 (10)	(正) 坂 田 誠 二 (副) 井 本 正 広	大 塚 信 弥 満 永 寿 博 高 本 一 臣 上 野 美 恵 子 寺 本 義 勝 白 河 部 貞 志 田 上 辰 也 藤 岡 照 代	議会活性化のための諸改革に関し協議又は調整を行うため
議員定数等のあり方検討会 (10)	(正) 津 田 征 士 郎 (副) 田 尻 将 博	光 永 邦 保 園 川 良 二 高 本 一 臣 上 野 美 恵 子 小 佐 井 賀 瑞 宜 藤 山 英 美 西 岡 誠 也 鈴 木 弘	議員定数及び各選挙区選出議員数のあり方に関し協議又は調整を行うため

7 各種委員

(平成 30 年 6 月 11 日現在)

名 称	議員数	任 期	委 員 名
監 査 委 員	2	議員の任期中	齊 藤 聡 鈴 木 弘
都 市 計 画 審 議 会 委 員	6	議員の任期中	寺 本 義 勝 藤 永 弘 那 須 円 重 村 和 征 満 永 寿 博 村 上 博
青 少 年 問 題 協 議 会 委 員	2	議員の任期中	三 森 至 加 原 亨
ホ テ ル 等 建 築 審 査 会 委 員	2	2 年	村 上 博 田 尻 善 裕
国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 委 員	3	2 年	福 永 洋 一 三 島 良 之 江 藤 正 行
環 境 審 議 会 委 員	3	3 年	光 永 邦 保 大 塚 信 弥 山 部 洋 史
社 会 福 祉 審 議 会 委 員 (民 生 委 員 審 査 専 門 分 科 会 所 属)	1	3 年	白 河 部 貞 志
公 共 交 通 協 議 会 委 員	7	2 年	光 永 邦 保 西 岡 誠 也 井 本 正 広 紫 垣 正 仁 倉 重 徹 上 野 美 恵 子 藤 山 英 美
山 鹿 植 木 広 域 行 政 事 務 組 合 議 会 議 員	4	議員の任期中	小 佐 井 賀 瑞 宜 田 中 敦 朗 園 川 良 二 家 入 安 弘

8 報酬等

(1) 報酬及び期末手当

区 分	現 行 報 酬 月 額	適 用 年 月 日	改 正 前 報 酬 月 額	適 用 年 月 日	議 員 期 末 手 当
議 長	819,000 円	平 30.4.1	818,000 円	平 27.4.1	6 月 1575/1000
副 議 長	745,000 円		744,000 円		12 月 1725/1000
議 員	675,000 円		674,000 円		(傾斜配分 20/100 加算)

(2) 費用弁償

市議会議員が議会の会議又は委員会に出席したときは、議会棟から当該市議会議員の住所までの直線距離の区分に応じ費用弁償として支給するもの。

支 給 対 象	適 用 年 月 日	直 線 距 離 の 区 分 及 び 支 給 額
本会議 常任委員会 特別委員会 議会運営委員会	平成 19 年 9 月 6 日	4 キロメートル未満 日額 5,000 円
全員協議会 予算決算委員会理事会	平成 22 年 3 月 2 日	4 キロメートル以上 8 キロメートル未満 日額 6,000 円 8 キロメートル以上 日額 7,000 円
議会広報委員会	平成 23 年 7 月 1 日	(公用車を利用して出席したときは2分の1の額)
政策条例検討会	平成 24 年 3 月 21 日	
議会活性化検討会	平成 27 年 5 月 13 日	
議員定数等のあり方検討会	平成 30 年 7 月 3 日	

(3) 政務活動費

市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付するもの。

交 付 対 象	交 付 額 及 び 方 法	収 支 報 告	適 用 年 月 日
議 員 又 は 会 派	月額 200,000 円とし、一会計年度の半期ごとに交付の最初の月に当該半期に属する月数分を交付 上半期 1,200,000 円 下半期 1,200,000 円	交付を受けた議員及び経理責任者は、収支報告書を4月30日までに議長に提出 領収書等の書類の写しを、収支報告書と併せて議長に提出	平成 27 年 3 月 6 日

※ 収支報告書について、第三者機関に確認業務を委託している。

9 議会活動状況

(1) 本会議開催状況

(平成29年)

会議 区分	会 期	本 日 会 議 数	会 議 時 間 数	傍 聴 人 数
第1回定例会	2. 21～ 3. 24 (32日間)	7日	16時間2分	0人
第2回定例会	6. 8～ 6. 23 (16日間)	6日	11時間5分	0人
第3回定例会	8. 29～ 9. 22 (25日間)	5日	11時間23分	0人
第4回定例会	11. 22～12. 12 (21日間)	6日	12時間11分	259人
合計	(94日間)	24日	50時間41分	259人

(2) 本会議審議状況

(平成29年)

	市長提出議案									議員提出議案					その他								
	条 例	予 算	決 算	契 約 締 結	財 産 取 得 処 分	専 決 処 分	公 務 員 任 命	そ の 他	計	条 例	会 議 規 則	意 見 書	決 議	懲 罰	計	動 議	請 求	諮 問	請 願	質 問	選 挙	調 査	議 員 派 遣
1 定 例	33	38		4			6	38	119			5			5		4	3	1	10	2		
2 定 例	7	5		1		5	12	28	58		1	7			8			5		7			1
3 定 例	13	8	6	2	1		2	14	46			5	1		6			1		6			2
4 定 例	24	13		5		1		88	131			7	1		8			5	1	7			
計	77	64	6	12	1	6	20	168	354		1	24	2		27		4	14	2	30	2		3
可 決	77	64		12	1			168	322		1	11	2		14								3
可決及び認定			4						4														
修 正 可 決																							
否 決												13			13								
承 認						6			6														
同 意							20		20														
同 意 し な い																							
認 定			2						2														
異 議 が な い																		14					
採 択																			1				
不 採 択																							
継 続 審 査																			1				
審 議 未 了																							
撤 回																							
了 承																							
許 可																	4						
議 決 不 要																							
計	77	64	6	12	1	6	20	168	354	0	1	24	2	0	27	0	4	14	2	0	0	0	3

(3) 委員会審査状況

(平成29年)

区 分 委員会別		開 催 回 数	市 長 提 出 議 案								議 員 提出議案		請 願	陳 情	計
			予 算	決 算	条 例	契 約	財 処 産 分 取 得 等	専 決 処 分	そ の 他	計	条 例	そ の 他			
予 算 決 算		13(0)	63	6	39	5		3	2	118					
分 科 会	総 務	5(0)													
	教 育 市 民	5(0)													
	厚 生	6(0)													
	環 境 水 道	5(0)													
	経 済	5(0)													
	都 市 整 備	5(0)													
総 務		7(1)			5	6	1	3	1	16				8	8
教 育 市 民		6(1)			10				57	67				5	5
厚 生		6(1)			8				5	13				15	15
環 境 水 道		6(1)			2	1			5	8				2	2
経 済		6(1)			2				3	5				2	2
都 市 整 備		6(1)			5				94	99			1	2	3
議 会 運 営 委 員 会		16(8)											1	4	5
公 共 施 設 マ ネ ジ メ ン ト 調 査 特 別 委 員 会		4(1)												1	1
人 口 減 少 社 会 に 関 す る 調 査 特 別 委 員 会		3(0)													
熊 本 地 震 か ら の 復 旧 ・ 復 興 に 関 す る 調 査 特 別 委 員 会		1(0)													
北 口 和 皇 議 員 の 不 当 要 求 行 為 等 に 関 す る 調 査 特 別 委 員 会		11(7)													
計		116 (22)	63	6	71	12	1	6	167	326	0	0	2	39	41

※開催回数()内は定例会(臨時会)閉会中の委員会開催分(再掲)

10 議会事務局

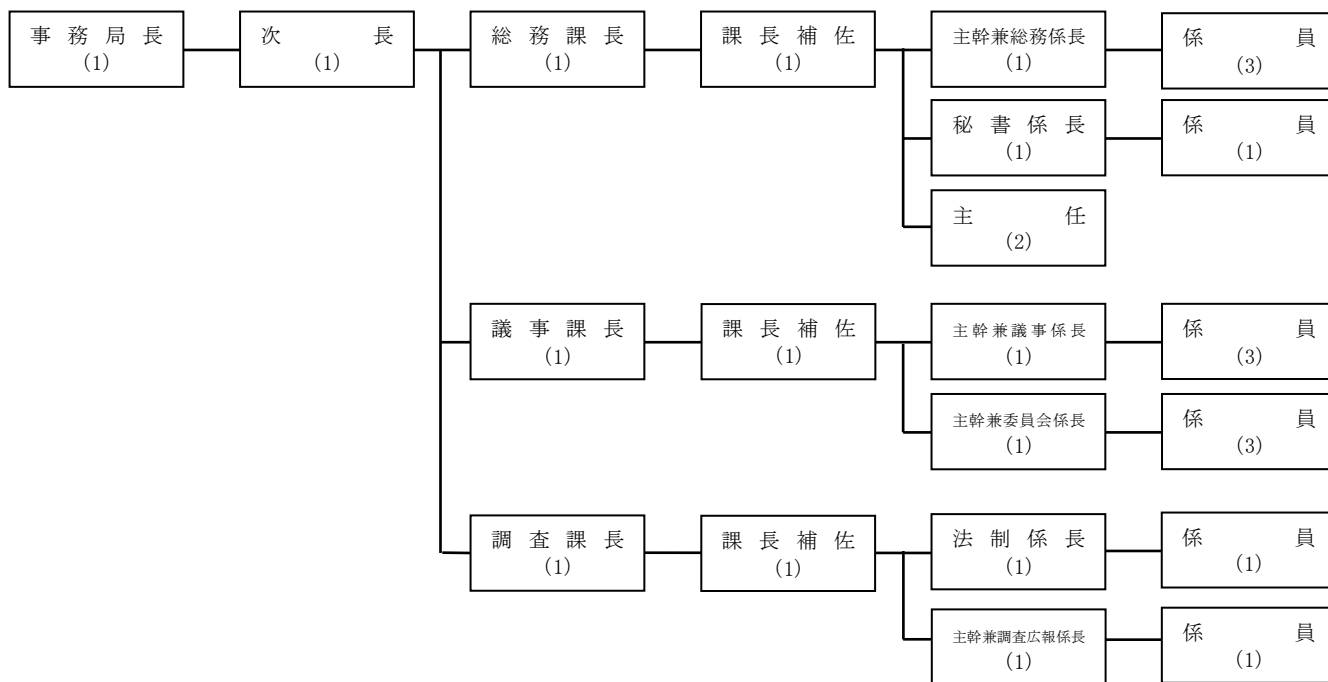
(1) 事務分掌

総務課	議事課	調査課
① 公印の保管に関する事。 ② 文書の発受及び整理、保存に関する事。 ③ 秘書及び渉外に関する事。 ④ 予算及び決算に関する事。 ⑤ 議員の身分、辞職及び補欠に関する事。 ⑥ 議員の議員報酬、費用弁償及びその他の給与に関する事。 ⑦ 議員共済会に関する事。 ⑧ 職員の人事厚生及び服務に関する事。 ⑨ 職員の給与等及び旅費に関する事。 ⑩ 儀式及び交際に関する事。 ⑪ 議長会及び局長会等に関する事。 ⑫ 議会関係規程(総務課の所管に属するものに限る。)の制定及び改廃に関する事。 ⑬ 議場その他議会関係各室の管理に関する事。 ⑭ 物品の出納、保管に関する事。 ⑮ 乗用自動車に関する事。 ⑯ 他の課の所管に属しない事。	① 本会議に関する事。 ② 議案その他会議に関する文書に関する事。 ③ 請願書及び陳情書に関する事。 ④ 委員会に関する事。 ⑤ 公聴会に関する事。 ⑥ 会議録の編集に関する事。 ⑦ 議会関係規程(議事課の所管に属するものに限る。)の制定及び改廃に関する事。 ⑧ 前各号に掲げるもののほか、議事運営に関する事。	① 政務活動に関する事。 ② 議会広報に関する事。 ③ 行政調査に関する事。 ④ 資料の収集整理及び保管に関する事。 ⑤ 図書室に関する事。 ⑥ 議会関係規程の制定及び改廃に関する事。

(2) 組織図（平成30年4月1日現在）

定数 28人

現員数 28人



議会

(3) 議会刊行物等

区分 刊行物	発行回数	1回当たり 発行部数(部)	規格	印刷方法	配布先
市 政 概 要	年1回	100	A4	オフセット 印刷	議員、執行部、関係機関
本 会 議 会 議 録	定例会ごと (臨時会含)	68	A4	オンデマンド	議員、執行部、関係機関
委 員 会 会 議 録	定例会ごと	68	A4	オンデマンド	議員、執行部、関係機関
特別委員会会議録	議員任期	60	A4	PTO	議員、執行部、関係機関
市 議 会 だ よ り	年4回	323,300	タブロイド版	オフセット 印刷	市内全世帯、市の主要施設
市 議 会 だ よ り (点字・音声版)	年4回	点字 100 音声 100	—	—	申出による希望者

(4) 議会図書室

ア 図書蔵書数

(平成30年4月1日現在)

分類	蔵書数(冊)	分類	蔵書数(冊)
0 総 記	133	6 産 業	429
1 哲 学	143	7 芸 術 ・ 美 術	125
2 歴 史	618	8 言 語	123
3 社 会 科 学	3,335	9 文 学	158
4 自 然 科 学	171	議 会 資 料	2,139
5 技 術 ・ 工 学	349	行 政 資 料	1,223
合 計			8,946

イ 雑誌

ガバナンス、くまもと経済、市政、自治研究、自治体法務研究、日経グローバル、毎日フォーラム
レファレンス、外国の立法 立法情報・翻訳・解説、D-file、時の法令、法律のひろば、自治事務セミナー
地方自治職員研修

ウ 新聞

朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、熊本日日新聞、西日本新聞

エ 図書室利用者数

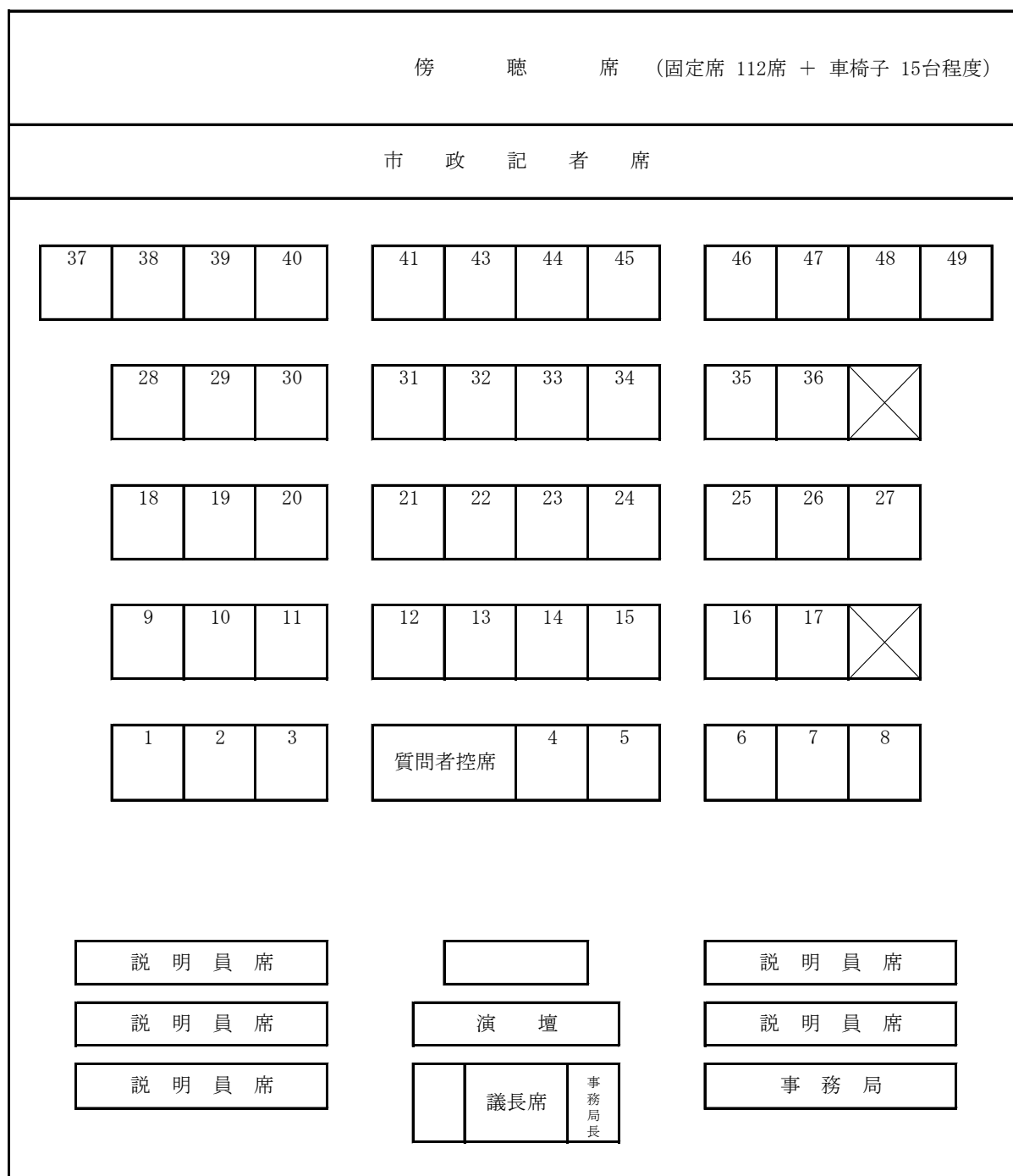
(単位：人)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
935	1,199	1,428	1,769	2,079

(5) 視察来訪状況

年別	来訪件数	来訪人員
平成29年	213	1,948
平成28年	153	1,316
平成27年	137	1,124
平成26年	175	1,317
平成25年	164	1,351

議場見取図



議
会

政 策

1	総 合 計 画	31
2	震 災 復 興	35
3	連 携 中 枢 都 市 圏 構 想	37
4	国 際 戦 略	40
5	海 外 都 市 と の 交 流	41
6	国 内 交 流	48
7	広 聴	49
8	広 報	54
9	危 機 管 理 防 災	55
10	都 市 政 策 研 究 所	57

1 総合計画（政策企画課）

総合計画とは、都市が目指す将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向、基本方針、主な施策を定めた長期的なまちづくり計画であり、行政各分野の計画・事業の基本となるとともに、まちづくりに関わる市民や団体にとっての指針となるものである。

本市では、市の将来像やまちづくりの理念を明らかにし、それを実現するための基本方向を示す「基本構想」、基本構想を受けて各分野の基本方針や目標、施策の体系を示す「基本計画」、基本計画に基づく具体的な事務事業の実施プログラムであり、事業のスケジュール、事業手法などを示す「実施計画」の3つで構成しており、平成28年3月に第7次総合計画を策定した。

（1）熊本市第7次総合計画基本構想

本市は、平成24年4月1日に政令指定都市に移行し、拡大された権限や財源を最大限にいかして、本市の魅力を国内外へ広く発信し、地場産業の振興や企業誘致、雇用の創出などにつなげている。また、区役所を中心として安全・安心な自主自立の地域づくりなどに積極的に取り組んでいる。

この計画は、政令指定都市として5年目を迎える本市が将来に向け、さらに大きく飛躍していくため、市民と行政が、それぞれの役割と責任を担い、地域に根ざした課題を解決しながら、新しい魅力と活力に満ちた熊本づくりに取り組む、そのための基本指針として策定するものである。（以下、基本構想の原文を一部抜粋して掲載）

ア まちづくりの基本理念

まちづくりの原点は、「地域」、そして、そこに暮らす「市民」です。

本市は、歴史や自然に恵まれ、古くから九州の中核をなす拠点都市として発展しており、豊かな自然環境と都市の利便性が調和した、大変暮らしやすい都市です。

この伝統あるまちを先人たちから受け継いだ私たちは、まちの魅力をさらに磨き上げ、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

特に、「心の豊かさ」を重視する今の時代にあっては、家族や地域とのつながりが強いほど生活の満足度が高くなる傾向があります。そこで、市民が豊かな生活を送るためには、生活の基盤となる地域において地域主体のまちづくりを進め、コミュニティを維持し、安心して暮らせる住みやすい地域を築くことが必要です。

そのために、市民は、今以上に地域に目を向け、自らが主体となって、地域の中でつながり、互いに支え合い、楽しみながら地域が有する資源や特色をいかした自主自立のまちづくりに取り組みます。

そして、行政は、積極的に、市民の中に飛び込んで、地域の課題や市民の意見、要望などを的確に把握し、市民とともに解決を図っていきます。

このように、まちづくりの主役である市民と行政がそれぞれ果たすべき責任や役割を分担し、互いに補完し、連携しながら、自信と誇りを持って次の世代に引き継げるようなまちづくりに取り組んでいきます。

イ めざすまちの姿

豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれているまち。

そして、市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいるまち。

そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」を、私たちは目指します。

ウ まちづくりの重点的取組

めざすまちの姿を実現するための目標を市民と行政で共有し、市民と共に次の項目に優先的に取り組みます。

①安心して暮らせるまちづくり

(ア) だれもが安心して子育てできる環境を整えます。

少子化の時代にあって、都市の活力を持続的に維持し、活性化していくため、未来を担う子どもたちを安心して産み育てることができる子育て環境や、社会を生き抜く力を育む教育環境、生活環境の整備を進めます。

そこで、子育て家庭に対する支援や、地域の実情に応じた保育サービスの充実、仕事と子育ての両立の支援、さらには、小中学校等における教育環境や教育の質の向上など、社会全体で子どもたちの健やかな成長を支援します。

(イ) 「おたがいさま」で支え合う地域コミュニティを形成します。

だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、地域コミュニティを維持します。そして、多様な世代が地域の中で一緒に暮らし、地域活動や子育て支援にも参画し、生きがいをもって暮らすことができる地域社会をつくります。

そこで、高齢者の社会参画や校区自治協議会を中心とした地域活動に対する支援の充実、見守りが必要な子どもや高齢者のための地域包括ケアシステムの構築など、地域住民がお互いに支え合う絆づくりに取り組みます。

②ずっと住みたいまちづくり

(ア) だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。

本市は、利便性の高い公共交通沿線に人口の約半数が住み、商業施設や医療機関などの都市機能が充実した、暮らしやすい都市です。

超高齢社会や本格的な人口減少社会を迎える中で、都市機能の維持と市民生活の利便性を確保するため、この特性を維持していきます。

そこで、高度な都市機能が集積した中心市街地と日常生活に必要なサービスが整う地域拠点を利便性の高い公共交通などで結ぶ多核連携都市の形成を促進していきます。

(イ) 雇用機会を創出し、熊本に住み、働ける環境を整備します。

本市においては、20代、30代の若者が働く場を求めて市外に転出する例が多くなっています。これを抑制するとともに、子育て世代や第2の人生を歩む世代などを本市に呼び込み、多くの人に本市に住み続けてもらうため、安心して働ける場づくりを進めます。

そこで、企業誘致の推進や産業人材の育成を図るとともに、成長産業や農水産業の振興、経営支援や創業支援、中小企業支援、商業・サービス業の活性化など地場産業を振興し、雇用の場の拡大に取り組みます。

③訪れてみたいまちづくり

(ア) 伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します。

九州中央に位置する拠点性をいかしながら、交流人口の増加を図るため、地域経済の活性化や雇用の創出はもとより、中心市街地のにぎわいづくりなど、都市全体の魅力を向上させ、その魅力を積極的に発信します。

そこで、(仮称)熊本城ホールの整備や熊本駅前の再整備などにより、中心市街地の求心力を高め、本市の歴史や伝統文化を継承・発展させるとともに、芸術・文化・スポーツなどのエンターテインメント機能を充実することによって、国内外からの観光客をはじめ、多くの人が集う九州中央の交流のにぎわいの拠点づくりに取り組みます。

(イ) 自然と共生する恵み豊かな熊本を発信します。

人口50万人以上の都市で水道水源を100%地下水で賄っている都市は、日本で唯一、本市だけであり、世界的に見ても稀少です。また、本市は、明治の文豪夏目漱石が「森の都」と称した緑豊かな都市であり、この恵まれた自然のもと、安全でおいしい農水産物が生産されています。

そこで、これらの自然環境や資源を将来にわたって大切に保全し、豊かな自然の恵みあふれる「水の都」、「森の都」をストーリー性をもって整備するとともに、農水産物をはじめとした、熊本の豊かな恵みを広く発信していきます。

エ 分野別施策の基本方針

次に掲げる基本方針に基づき、それぞれの分野で、めざすまちの姿の実現に向けた施策を推進します。

- ① 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現
- ② 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進
- ③ 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実
- ④ 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興
- ⑤ 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応
- ⑥ 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信
- ⑦ 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興
- ⑧ 安全で利便性が高い都市基盤の充実

(2) 熊本市第7次総合計画基本計画

(以下、基本計画の原文を一部抜粋して掲載)

ア 計画の意義と役割

この基本計画は、基本構想に掲げるめざすまちの姿

豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれているまち。

そして、市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいるまち。

そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」。

を実現するための具体的な取組を体系化し、その取組を計画的に進めていくためのものです。

めざすまちの姿を実現するために、市民（地域団体、民間事業者、NPOなどを含む。）と行政が、それぞれの役割と責任を担いながら、まちづくりに取り組んでいきます。

イ 計画の期間と対象

◆計画期間

この計画は、平成35年度（西暦2023年度）を目標年次とし、中間年にあたる平成31年度に全体的に見直します。

◆対象区域

現行（平成28年4月1日現在）の市域を基本とし、必要に応じて広域的な対応を図ります。

◆実施主体

本計画は、市が主な実施主体となるほか、市民（地域団体、民間事業者、NPOなどを含む。）と行政が相互に連携しながら実施していきます。

ウ 区における自主自立のまちづくり

本市では、各区においてまちづくりビジョンを策定し、それぞれの魅力や特色をいかしたまちづくりに取り組んでいます。

市民自らが主体となって、地域の中でつながりながら自主自立のまちづくりを進めるためには、それを支える各区の取組を加速していくことが必要です。

区役所が地域の実情や多様な住民ニーズを的確に把握し、市の施策に反映させるなど、地域自らの取組を支援していくため、区役所のまちづくり支援機能を強化するとともに、区の特性をいかした、本計画に基づく、住民自治のまちづくりを推進します。

エ まちづくりの重点的取組

めざすまちの姿を実現するための目標を市民と行政で共有し、市民と共に次の項目に優先的に取り組みます。

①安心して暮らせるまちづくり

(ア) だれもが安心して子育てできる環境を整えます。

- 安心して子育てができる少子化対策の推進
- 子どもたちがいきいきと育つ環境整備

(イ) 「おたがいさま」で支えあう地域コミュニティを形成します。

- 多様な世代が生きがいをもって暮らせるまちづくり
- お互いに支え合う地域のつながりづくり

②ずっと住みたいまちづくり

(ア) だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。

- 地域拠点に都市機能が集積した都市づくり
- 市電やバスなどの公共交通と一体となった都市づくり

(イ) 雇用機会を創出し、熊本に住み、働ける環境を整備します。

- 地域経済を支える地場産業の振興
- 安定した雇用の創出

③訪れてみたいまちづくり

(ア) 伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します。

- 歴史や伝統文化の継承・発展と観光の振興など熊本の魅力の創造・発信
- 国内外から多くの人が集う交流とにぎわいづくり

(イ) 自然と共生する恵み豊かな熊本を発信します。

- 世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくり
- 安全で良質な農水産物の魅力発信

オ 分野別施策

- 第1章 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現
- 第2章 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進
- 第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実
- 第4章 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興
- 第5章 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応
- 第6章 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信
- 第7章 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興
- 第8章 安全で利便性が高い都市基盤の充実

カ 危機管理

近年、風水害や地震等の自然災害をはじめ、大規模な事故や事件、新たな感染症や食品等による健康被害など、さらには武力攻撃事態など、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす恐れのある危機事象は、多様化しています。

このような様々な危機事象から、市民生活の安全を守るためには、平常時から危機事象の発生に備えることが必要です。また、危機事象発生時には関係機関及び市民との連携により迅速かつ的確な対応を行い、被害を最小限に抑えるなどの対策が必須となります。そのため、総合的な危機管理体制の構築を進める必要があります。

キ 総合計画を推進するために

- ① 参画と協働の推進

- ② マネジメント機能の強化
- ③ 市民に信頼される職員の育成
- ④ 開かれた市政運営と行政サービスの質の向上
- ⑤ 持続可能な市政運営の実現
- ⑥ 市域を越えた広域的連携の強化

2 震災復興（復興総室）

（１）熊本市震災復興計画

熊本市震災復興計画（以下「復興計画」という。）は、市民・地域・行政が総力をあげて、平成２８年熊本地震（以下「熊本地震」という。）からの早期の復旧・復興を目指し、新しい熊本市の実現に向けて着実に歩みを進めていくための基本的な考え方を示すとともに、取り組むべき主要な施策や具体的な取組を体系的にまとめたものであり、平成２８年１０月に市議会の議決を経て策定した。

（以下、復興計画の原文を一部抜粋して掲載。）

ア 計画の対象地域

現行（平成２８年４月１日現在）の市域を基本とし、必要に応じて広域的な対応を図る。

イ 計画の位置付け

「地域主義」をまちづくりの基本理念とした熊本市第７次総合計画（以下「総合計画」という。）（平成２８年度～平成３５年度）の基本構想に掲げるめざすまちの姿「上質な生活都市」の実現は、震災後の本市においても変わることのない目標であり、これを実現するための施策や具体的な取組を体系化し、その取組を計画的に推進していくため、総合計画に復旧・復興の視点を取り入れた復興計画を策定し、総合計画の前期基本計画の中核として位置付ける。

ウ 計画期間

平成２８年度から総合計画対象期間の中間年度に当たる平成３１年度までの４年間とし、当面の復興目標年度を期間最終年度の平成３１年度とする。

ただし、４年以上の中長期的な視点で取り組むべき課題も多く、復興には平成３２年度以降も継続して取り組んでいく。

エ 計画の構成

「基本方針」と５つの「復興重点プロジェクト」、５つの「目標別施策」等で構成している。

- ◆基本方針 「復興重点プロジェクト」や「目標別施策」を貫く最も基本的な考え方であり、震災からの復興に当たっての方向性を示すもの。
- ◆復興重点プロジェクト 「目標別施策」の中で、特に緊急かつ重要なものであり、本市の復興をけん引する重点的な施策を掲げたもの。
- ◆目標別施策 「基本方針」を踏まえて設定した復興に向けた５つの目標に関する施策や具体的な取組を体系的にまとめたもの。
- ◆復興計画の推進に向けて 復興計画の取組を着実に進めていくための考え方を示したもの。

オ 基本方針 ～市民力・地域力・行政力を結集し、安全・安心な熊本の再生と創造～

熊本地震からの復旧・復興に当たっては、市民・地域・行政が総力をあげて取り組み、効果的かつ迅速に震災からの復旧と地域経済の回復を図るとともに、今回の経験を踏まえた防災面の強化や都市としての更なる魅力向上など、よりよいまちづくりを目指した創造的復興に取り組む。

- 1 避難から復旧、そして、７４万市民が総力をあげ明日を見据えた復興へ
- 2 「安全・安心」と「元気・活力」、そして「地域経済」の回復に向けた効果的かつ迅速な市政展開

3 市民・地域と行政が協働で支える安全・安心で「上質な生活都市」の創造

カ 復興重点プロジェクト ～政令指定都市にふさわしい明日へのまちづくり～

1 一人ひとりの暮らしを支えるプロジェクト

被災者が一日も早く安心で自立的な暮らしを取り戻すことができるよう、現状把握に努め、住まいの確保支援や心のケア等、生活再建に向けた総合的な自立支援に取り組む。

2 市民の命を守る「熊本市民病院」再生プロジェクト

地域医療の中核的な総合病院として、総合周産期母子医療などの政策医療を担ってきた責任と役割の重大さを踏まえ、市民の生命と将来を担う子どもたちの命を守るため、一日も早い再生に取り組む。

3 くまもとのシンボル「熊本城」復旧プロジェクト

国や県等の関係機関との連携のもと、市民・県民をはじめ関係団体などの力を結集し、中長期的な視点を持って復旧に取り組むとともに、復旧していく熊本城を国内外へ向けた新たな観光資源として活用を図る。

4 新たな熊本の経済成長をけん引するプロジェクト

中小企業や農業者等を支援し、産業界全体の振興を図っていくことで、本市を含む熊本連携中枢都市圏（以下「都市圏」という。）全体の経済の再生・成長をけん引する。また、高度な都市機能が集積する中心市街地においては、防災機能の向上を図りつつ、桜町・花畑周辺地区や陸の玄関口である熊本駅周辺地区の再整備を進めることで、更なるまちのにぎわいを創出する。

5 震災の記憶を次世代へつなぐプロジェクト

今回の震災によって得た多くの教訓と復旧・復興の過程を市内外において共有し、将来同じような災害が発生した場合の対応に役立てるため、震災に関わる記録を集積・発信するとともに、様々な取組を通じて「熊本地震の記憶」を熊本の未来を担う子どもたちへ伝承する。

キ 目標別施策

1 被災者の生活再建に向けたトータルケアの推進

- ①被災者の暮らしの安心や生活再建を支える取組の推進
- ②恒久的な住まいの確保支援

2 「おたがいさま」で支え合う協働によるまちづくり

- ①互いに支え合う自主自立のまちづくりの推進
- ②復興を支える担い手の育成
- ③市民・地域と行政のパートナーシップの推進

3 防災・減災のまちづくり

- ①災害に強い都市基盤の形成
- ②市民・地域・行政の災害対応力の強化
- ③避難環境の見直し・強化

4 「くまもとの元気・活力」を創り出す

- ①地域産業への多様な支援と復興需要による地域経済の再生と活性化
- ②農水産業関連施設の早期復旧と営農再開に向けた支援による農水産業の復興
- ③震災からの再生をアピールし集客を図る国内外へのシティセールスと観光戦略の展開

5 都市圏全体の復興をけん引する取組の推進

- ①連携強化と近隣自治体への支援
- ②都市圏全体の復興実現

ク 復興計画の推進に向けて

- 1 市民・地域と行政の協働による推進
- 2 復興を円滑に進めるための行財政基盤の確立
- 3 実施計画による復旧・復興事業の着実な推進

3 連携中枢都市圏構想（政策企画課）

人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して暮らしていけるよう圏域の中心的役割を担う連携中枢都市である本市が近隣市町村と連携して、「圏域全体の経済成長のけん引」「高次の都市機能の集積・強化」「圏域全体の生活関連機能の向上」の3つの取組を実施する。これらの取組を通して、人々が集まる魅力的な圏域を形成する「連携中枢都市圏構想」を計画的に推進するため、本市は平成28年3月30日に熊本連携中枢都市圏の16市町村と連携協約を締結し、平成28年4月から取組を開始した。

取組開始直後に熊本地震が発生し、一部の事業実施に支障がでたものの、圏域住民による図書館の相互利用や、益城町に対する給食施設の提供を行っている。また、病気や病気回復期にある子どもの保育園等での相互預け入れや、みなし仮設入居者に対する見回り等、各市町村の行政サービスの相互利用を進めている。

その他、全市町村が共同で国への要望活動を行うなど圏域が一丸となって、復旧・復興に取り組んでいる。

＜熊本連携中枢都市圏の構成市町村＞

熊本市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町（5市10町2村）

（１）圏域全体の経済成長のけん引

熊本県に所在する約76,000の事業所のうち、圏域には約45,000の事業所が所在している。中でも熊本市には、圏域の事業所の約7割が集中し、近隣市町村から約4万人が通勤している一方、近隣市町村には、熊本市から約3万人が通勤しており、圏域全体で一つの経済圏が形成されている。

連携中枢都市である熊本市は、圏域全体の経済成長をけん引する役割を担っており、主として熊本市が実施する事業について、近隣市町村と連携しながら、その効果が圏域全体に及ぶよう効果的に展開していく。

ア リーディング産業の育成

圏域には、熊本大学をはじめ多くの高等教育機関が集積しているほか、起業や新製品開発のための支援機関も多く存在する。産学官民の連携を強化し、圏域の産業の特性も踏まえつつ、熊本発の新技術や高付加価値商品の創出を下支えすることにより、圏域企業の技術力と経営力を向上させ経営基盤の安定化を図るとともに、新事業への進出を支援しリーディング産業の育成を図っていく。

イ 6次産業化及び農商工連携の推進

圏域は豊かな農水産物に恵まれており、そのような地域資源を生かした第1次産業や第2次産業が盛んである。その特性を更に磨き、新たな農水産物やその加工品を開発するとともに、熊本産ブランドを確立させ、国内外への販路を拡大する、いわゆる6次産業化・農商工連携を推進することが圏域にとって有効である。

ウ 物流機能の強化

圏域は、九州中央に位置する地理的優位性を有し、東アジア市場を見据えた物流拠点として、県とも連携しながら物流機能の強化に取り組んでいく。

（２）高次の都市機能の集積・強化

圏域は、九州中央に位置する拠点地域として、都市機能の充実を図り、圏域外から人々が集まる魅力的な圏域を形成することが重要であり、主として連携中枢都市である熊本市が県や近隣市町村とも連携しながら、その取組を推進していく。

ア 高度な医療サービスの提供

熊本市には、高度医療技術を有する医療機関が数多く存在し、圏域はもとより県全体の住民の利用に供されている。熊本市においては、熊本市市民病院が総合周産期母子医療センターや地域がん診療連携拠点病院として高度医療を提供するとともに、関係医療機関の連携体制を整備し、圏域住民が安心して生活しやすい環境づくりを行っていく。

イ 中心拠点施設の整備

九州中央に位置する地理的優位性を生かして、交流人口を増やし、熊本の拠点性を高めるためには、熊本城一帯から熊本駅周辺にかけての中心市街地の活性化は急務であり、桜町花畑地区の再開発を始めとした 110 万圏域人口にふさわしい魅力的な拠点施設の整備に努めていく。

ウ 人材の育成支援

圏域には高等教育機関が多数存在しており、圏域の発展や将来を担う人材の育成についてはポテンシャルの高さが期待される場所である。行政としてもこれらの高等教育機関と連携し、地域の課題を解決する中で、郷土を支えていく人材を育てるとともに、国内外からより多くのより高い資質を持った学生を惹きつけるための仕組みづくりを行っていく。

（３）圏域全体の生活関連機能サービスの向上

圏域市町村が有する生活関連機能サービスについて相互補完的に圏域住民に提供し、また、圏域の課題について共同で課題の解決を図ることにより、圏域全体の生活関連機能を向上させていく。

《生活機能の強化に係る政策分野》

ア 地域医療の充実

熊本中央救急医療圏における病院群輪番制による二次救急医療を実施するほか、自治体病院の連携を図る等医療提携体制を構築することにより、圏域市町村の住民の医療における安全安心を確保する。また、高齢社会に対応するため、在宅医療の推進について圏域全体で住民の正しい理解を深め、地域包括ケアシステムの構築を図っていく。

イ 子育て支援の充実

圏域内の利用者に対する子育て支援の充実を図るため、子育て支援拠点施設及び病児・病後児保育施設の広域利用を進めていく。

ウ 高齢者、障がい者等への支援

障がい者虐待の通報に関する相談について、圏域市町村において効率的な受付体制を構築する。また、高齢者や障がい者の増加に伴い、市民後見人の養成に係る事業や福祉有償運送事業に圏域全体で取り組んでいく。

エ ＤＶ被害者への支援等

熊本市が実施するＤＶに関する相談窓口について近隣市町村の住民が利用できるようにする。

オ 公共施設の有効利用

公共施設の共同利用等を推進することにより、圏域住民の利便性の向上及び効率的な公共施設の整備を図っていく。

カ 文化及び学術の振興

文化事業を連携して行うことにより充実した事業展開を図り、圏域全体で文化の向上に努めるとともに、郷土の文化を発信していく。

キ 消費者の保護

消費者相談窓口の広域化を図り、圏域のどこに住んでいても消費者問題に関する相談・救済を受けることができる体制を整備していく。

ク 空家対策等都市空間に関する課題への対応

空家や老朽家屋の増加等都市空間に関する課題について、土地利用やまちづくりの観点も含めて、地域の実情に応じた解決策を検討していく。

ケ 企業誘致の促進

圏域市町村が協力して企業誘致を進め、魅力的な圏域をアピールすることにより、効果的な誘致活動を展開していく。

コ 新規就農者への支援

新規就農者への研修等を共同で行うことにより圏域全体で地域農業の担い手の育成及び確保を図っていく。

サ 観光の振興

圏域には、熊本城、阿蘇山、三角西港等の観光資源が点在しており、これらを生かした国内外からの観光客の誘致に取り組んでいく。

シ 災害等への対応

災害に対する広域的な避難及び支援の体制を整備することにより、圏域住民の安全の確保及び迅速な災害復旧を図る。また、消防力の強化及び環境に対応した消防体制の整備を図るため、常備消防の広域化に取り組んでいく。

ス 環境の保全

地下水の保全や地球温暖化対策について、その効果を高めるため、圏域で協力して取り組んでいく。

セ 生活基盤の整備

隣接市町村においては公共下水道を相互に利用させ、効率的な整備を図っていく。

《結びつきやネットワークの強化に係る政策分野》

ソ 持続可能な地域公共交通網の形成

人口減少・少子高齢社会が進展する中、公共交通が地域活性化等に果たす役割が改めて重要となってくことに鑑み、将来に亘って持続可能な地域公共交通網の形成に向けて、都市圏域の総合地域核である熊本市と熊本市域内及び近隣市町村等の地域拠点をつなぐ基幹公共交通の機能強化を図るとともに、各地域拠点と生活拠点を分かり易いバス路線や多様な交通手段等による形成を進めていく。

タ ICTを活用した広域的な情報発信

圏域の魅力を一体となって発信し交流人口の増加等による地域の活性化を図るとともに、災害情報を効果的に伝達し住民の被害を食い止めるため、ICTを活用した効果的な発信体制の構築に取り組んでいく。

チ 広域的道路網の構築

広域的な道路交通網を整備することにより、圏域外からの交通アクセスの向上及びそれに伴う交流人口の増加並びに圏域内における市街地等への円滑なアクセスを図るため、圏域市町村が協力し、国に対して広域的道路網の整備を要請していく。

ツ 地産地消の推進

圏域産の消費拡大及び食の安全安心を確保するため、消費者と生産者との距離を無くし「顔の見える」関係づくりを進めることにより相互の信頼関係を構築し、消費者の理解促進を図っていく。また、様々な機会を捉えて地産地消を推進していく。

テ 都市と農村の交流の促進

農村地域の活性化を図るため、遊休農地を活用する等して農作業体験や宿泊体験の自然体験型交流事業を実施することにより、圏域住民と農村地域との交流を図っていく。

ト 移住・定住の促進

人口減少が進む中、大都市圏からの人口流入を促進させるため、雇用のミスマッチの防止等雇用の拡大に向けて取り組んでいく。

《圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野》

ナ 職員の育成

圏域全体を見渡せる客観的で幅広い視野を持ち、熊本市及び近隣市町村が抱える行政課題に対応できる人材を育成するため、人事交流等や共同研修を行っていく。

ニ 機関等の共同設置

行政運営の効率化を図るため、事務処理を共同で行う体制を整備していく。

4 国際戦略（国際課）

グローバリゼーションの進展等による環境の変化への迅速・適切な対応の必要性に加え、本市における大規模スポーツイベントの開催やMICE施設完成などを控え、交流人口の増加や貿易、投資等の促進につなげる「海外展開」とその土台となる多様性や創造性を育む「地域の国際化」を戦略的に進めるための基本指針として「熊本市国際戦略」を策定（平成30年3月）。

（１）ターゲット地域

交流・連携のメリットが見込まれる場合は、東アジア諸国はもとより、欧州、北米、オセアニアをはじめ、全世界の都市・地域と交流・連携の可能性を探る。

特に、海外からのインバウンド増に向けては、新たな観光客層の開拓に努め、従来の東アジアに加えて、欧米豪からの誘客を図る。

（２）目指す国際都市の姿

「世界に認められる『上質な生活都市』」

（３）施策展開

ア 基本施策

- 戦略的な海外展開の推進
 - ①シティセールスと観光戦略の展開
 - ②海外とのビジネスの促進
 - ③まちの魅力向上に向けた国際連携の推進
- 地域国際課の推進
 - ④多文化共生社会の推進
 - ⑤グローバルな人材の育成と集積・活用

イ リーディング戦略

- ①復興をチャンスに変え、後押しする国際コンベンションの推進
- ②欧米豪からの誘客推進
- ③「世界が認める熊本城」づくり
- ④外国人目線での環境整備
- ⑤熊本の食のPRと販路開拓・拡大
- ⑥海外から評価される政策・まちづくりの推進

5 海外都市との交流（国際課）

本市は中華人民共和国・桂林市、アメリカ合衆国・サンアントニオ市、ドイツ連邦共和国・ハイデルベルク市と友好姉妹都市の盟約を結んで以来、それぞれの都市と特色ある事業を活発に展開している。また、平成22年3月には、旧植木町との合併により、同町の姉妹都市であったアメリカ合衆国・ローム市との関係を熊本市で引き継いだ。

このような中、平成22年4月には、歴史的な縁から民間を中心とした交流が行われてきた韓国・蔚山広域市との間で、友好協力都市協定を締結するなど、世界の各都市と文化、教育、芸術、スポーツなどさまざまな分野で活発な交流を進めている。平成25年2月にフランス・エクサンプロヴァンス市、5月に中国・蘇州国家高新区と交流都市協定に調印し、さらに平成29年1月には熊本県と共同で台湾・高雄市と友好交流協定を締結した。

また、平成21年度には、熊本市が国際化に対応していくための指針として、「熊本市国際化指針」及び「熊本市東アジア戦略」を策定し、諸外国との多様な交流や、地域の国際化、多文化共生などの推進に取り組んでいる。

（1）桂林市（中華人民共和国）

提携までの経緯とその後の経過

熊本市の市制施行90周年を1年後に控えた昭和53年、隣国中国との友好姉妹都市締結についての気運が市議会、市民等の各界に高まり、提携について検討を開始した。

このような中、昭和54年5月に来日した中国訪日団「中日友好の船」明華号（団員600名）の廖承志（りょうしょうし）団長（全国人民代表大会常務委員会副委員長、中日友好協会会長）から、本市と桂林市との友好都市提携の提案がなされ、同年7月、永い歴史と風光明媚な景観をもつ桂林市との友好都市提携についての具体的協議のため、本市から先遣団を派遣した。同年10月梁成業（りょうせいぎょう）桂林革命委員会主任を団長とする桂林市友好訪問団を迎え、市制施行90周年を機に、友好都市締結の調印式を執り行った。

最近の主な交流

- 平成27年 8月 熊本市友好訪問団（高校生）10名の派遣
- 平成28年 2月 広西師範大学附属小学校訪問団69名の受入
- 平成29年10月 第6回桂林国際山水文化旅遊節へ5名の派遣

桂林市の概要

秦の始皇帝時代の運河建設以来2000年にわたる歴史・文化を持ち、「桂林の山水は天下第一」とうたわれる自然景観に恵まれた中国有数の国際観光都市である。1998年の合併で現在の桂林市となり、人口は約495万人、面積は27,809㎢である。

全長437kmの大河「漓江」と、その両岸に連なる奇峰・奇岩が山水画のような独特の風景をつくりだしており「漓江くんだり」、動物の姿をした珍しい岩山「象鼻山（ぞうびさん）」や「駱駝山（らくだやま）」、鍾乳洞、市中心部の4つの湖を運河でつないだ「両江四湖（りょうこうしこ）」などが観光の目玉となっている。

（2）サンアントニオ市（アメリカ合衆国テキサス州）

提携までの経緯とその後の経過

市制施行100周年を控えた昭和62年、21世紀を目指した街づくりに取り組んでいた本市は、本市の国際交流を推進するため、我が国と最も緊密な関係にある米国との姉妹都市締結実現に向け、市議会、市民各界各層の協力を得ながら、諸準備を開始した。

同年7月、本市の姉妹都市として相応しい米国の複数の都市へ姉妹都市調査団を派遣し、テキサス州南西部に位置しアラモの砦に象徴される歴史、さらにリバーウォークにみられる水と緑の美しい環境を擁しハイテク産業を核とした新たな経済発展に取り組むサンアントニオ市が、本市ともっとも共通点を有する都市として注目を集めた。

この調査報告を踏まえ、両市代表団が相互に訪問し具体的協議を重ねた後、同年12月28日、サンアントニオ市長を本市に迎え、姉妹都市締結の調印式を執り行った。以来、教育、文化、経済、医療など幅広い分野において活発な交流が行われ、熊本市医師会をはじめ、民間による国際交流へと活動のすそ野を広げている。

最近の主な交流

平成27年 7月 サンアントニオ市留学生（高校生）1名の受入
平成27年 8月 熊本市留学生（高校生）4名の派遣
平成28年 7月 サンアントニオ市留学生（高校生）3名の受入
平成28年 8月 熊本市留学生（高校生）4名の派遣
平成28年11月 故白根直子氏銅像除幕式への熊本市訪問団（5名）の派遣
平成29年 6月 白根直子記念財団奨学生（高校生）5名の受入
平成29年 7月 サンアントニオ市留学生（高校生）3名の受入
平成29年 8月 熊本市留学生（高校生）4名の受入
平成30年 5月 姉妹都市締結30周年事業として熊本市代表団5名の派遣

サンアントニオ市の概要

1718年に誕生し、人口約135万人を擁する全米第7位の都市サンアントニオ市は、アメリカ合衆国テキサス州南西部、ベア郡内に位置している。テキサス州内においては、ヒューストンに次ぐ第2位の大都市であり、人口の6割をラテン系（ヒスパニック系）民族が占めている。

サンアントニオ市は、毎年約3,100万人の観光客が訪れる全米有数の国際観光・コンベンション都市であり、特に有名なのは、テキサス共和国独立戦争の際の激戦地「アラモの砦」である。また、市内中心部には、湧き出た地下水からなるサンアントニオ川が流れ、水辺の散歩道「リバーウォーク」は、緑の景観と治水を見事に調和させた都市計画の一例として、世界の都市づくりの模範例となっている。同市は、2014年6月、5度目の優勝を果たしたNBA全米プロバスケットボールチーム「サンアントニオ・スパーズ」の本拠地でもある。

また、同市植物園内には、1989年、両市友好のシンボルとして建設された日本庭園「熊本園」がある。

（3）ハイデルベルク市（ドイツ連邦共和国）

提携までの経緯とその後の経過

昭和39年、当時の石坂繁熊本市長が訪独の際、ハイデルベルク市を訪問したことを契機として、大学と城、市内を流れるネッカー河といった本市との共通点を有するハイデルベルク市との友好の歴史が始まった。以後様々な分野にわたり民間団体による交流の努力が重ねられたことから両市の友好は着実に深まり、平成元年の熊本市の市制100周年記念式典には同市より市長をはじめ芸能グループが来熊、平成2年には地下水保全をテーマに開催された水資源国際会議に多数のハイデルベルク市議会議員が来熊するなど積極的な交流が行われた。

平成4年5月19日、30年近くにわたり育まれた友情が実り、「平和と環境に対する共通の責任」を理念とする友好都市協定を締結。その後、熊本市民友好の翼など市民レベルでの交流をはじめ、ホームステイやスポーツを通じた両市青少年の交流、医療従事者の相互派遣による研修など、さらに幅広い分野での活発な交流事業を続けている。

最近の主な交流

平成27年 7月 第20回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへ大学生1名の派遣
平成27年11月 ハイデルベルク熊本友の会市民訪問団23名の受入
平成28年 3月 熊本市民病院にてハイデルベルク大学病院関係者3名の受入
平成28年 7月 第21回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへ大学生2名の派遣
平成28年 7月 熊本市青少年交流団（高校生）22名の派遣
平成28年11月 ハイデルベルク環境NPO3名の受入
平成29年 7月 第22回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへ大学生1名の派遣
平成29年 8月 ハイデルベルク高校生訪問団14名の受入
平成29年 9月 姉妹都市締結25周年事業として熊本市代表団15名の派遣
平成30年 2月 姉妹都市締結25周年事業としてハイデルベルク市訪問団17名の受入

ハイデルベルク市の概要

ハイデルベルク市は、人口約14万人を擁し、標高116m、ネッカー河がオーデンの森からライン平野へ流れ出る地点に位置し、温和な気候に恵まれている。500年に亘りプファルツ選帝侯の宮殿であった古城のふもとに旧市街が広がり、ドイツで最も美しい町のひとつとされる。町には知的な雰囲気がたどよい、浪漫派の芸術家を魅了した古い町と川と森と古城のおりなす美しい調和は、今なお少しのかわりもない。市内の名所ハイデルベルク城は、旧市街アルトシュタットの狭い路地、美しい屋根の波の上に堂々とそびえ、人々は、歩くたびに多様な城の歴史を見ることができる。また、ドイツ最古の大学であるハイデルベルク大学の歴史は過去600年の政治・人文科学の変遷をうつす鏡である。ハイテク産業、バイオ研究が盛んであるが、年間1,190万人の観光客が訪れる観光都市としての側面も持ち、ハイデルベルク城や大学のほか、アルテブリュッケ（古い橋）、聖霊教会など多くの観光名所を有する。

（４）ローム市（アメリカ合衆国ジョージア州）

提携までの経緯とその後の経過

近代日本の夜明けを象徴する「西南の役」の激戦地「田原坂」を有する旧植木町とアメリカ合衆国における「南北戦争」の激戦地であるローム市が同じ歴史を共有することから「植木町世界の夜明け調査団」として、平成4年から青少年派遣などを通じて交流を重ねてきた。

平成7年5月29日植木町合併40周年記念式典に際し、双方の社会、行政、文化の実情に配慮しつつ、相互理解と友情を深めるため、さらに親しく交流を図ることとし、友好関係を盟約するに至った。

平成22年3月23日熊本市と植木町との合併に伴い、姉妹都市の関係を引き継いだ。

最近の主な交流

平成27年 5月 第6回ローム市中学生訪問団8名、随行者4名の受入

熊本市・ローム市友好関係に関する合意書に調印

平成29年 3月 熊本市訪問団（中学生）12名の派遣

ローム市の概要

ジョージア州フロイド郡の中で最も大きな都市で、郡の行政の中心地である。人口は、約3万人、面積は77km²。南北戦争の激戦地であったため、関連する史跡が数多く存在している。また、先住民の居住地跡などもあり、アメリカの歴史が強く感じられる地域。

（５）蔚山広域市（大韓民国）

提携までの経緯とその後の経過

蔚山広域市とは、かつて加藤清正公が監督し築いたといわれる倭城が蔚山広域市にあることや、本市にも蔚山町という旧町名が残ることから、文化やスポーツ等、様々な分野で民間を中心とした交流が活発に行われてきた。平成19年10月に熊本市長が蔚山広域市を訪問し、同年、熊本城築城400年祭「日韓友情コンサート」に併せ、蔚山広域市市長が熊本を訪れるなど両市間の交流を深め、また平成21年5月に熊本市議会議員訪問団が蔚山広域市を訪問し両市議会においても交流を進めてきた。

今後更に両市の繁栄と発展を促進するため、これまでの交流分野等を含め、具体的な交流の成果が期待される分野である「文化、観光、スポーツ、環境」を中心とした交流をしていくことで合意し、平成22年4月に蔚山広域市で友好協力都市協定を締結した。

最近の主な交流

- 平成27年 8月 青少年文化訪問団（17名）の受入（グローバルキャンプを通しての交流）
- 平成27年10月 熊本蔚山友好コンサート開催（日韓国交正常化50周年・蔚山広域市との友好協力都市締結5周年を記念）
- 平成28年 2月 第5回熊本城マラソンにおける選手団5名の受入
- 平成28年 9月 青少年文化訪問団の派遣（蔚山・熊本友情コンサートで太鼓、ダンスの披露）
- 平成29年 2月 第6回熊本城マラソンにおける選手団5名の受入
- 平成29年 3月 第14回蔚山太和江国際マラソンへ市議会議員1名、職員3名の派遣
- 平成29年 8月 第19回日中韓地方政府交流会議へ職員2名の派遣
- 平成29年 9月 蔚山広域市昇格20周年記念事業へ職員4名の派遣
- 平成30年 2月 第7回熊本城マラソンにおける選手団5名の受入
- 平成30年 3月 第15回蔚山太和江マラソンへ職員5名の派遣

蔚山広域市の概要

蔚山は新石器時代の各種石器、櫛目文土器と青銅器時代前の遺跡である盤亀台岩刻画が発見された悠久な歴史を有するまちであり、朝鮮時代に蔚山という名前が誕生した。1962年に市に昇格、発展を重ね、1997年7月15日に蔚山広域市に昇格した。人口117万人、面積は1,057km²（ソウルの1.7倍）、日本海に面し、釜山広域市から北へ70kmに位置する。

また、世界規模の自動車メーカー「現代（ヒュンダイ）自動車」の主力工場や、韓国最大の石油コンビナート「SKエナジー」などといった巨大企業を擁する一大産業都市として広く知られている。区域の郊外に位置する蔚山郡（ウルチュグン）は山岳地帯で、1000m以上の高い山があり、一方では、豊かな農業地帯や美しい海岸が続き、海水浴場も点在する。このように、区の部分は産業都市、郡の部分は農業地帯が大部分を占める典型的な都市・農村の複合都市になっている。

（6）エクサンプロヴァンス市（フランス共和国）

提携までの経緯とその後の経過

本市では、1980年代から民間団体によりエクサンプロヴァンス市との交流が開始され、特に、1992年、熊本市在住能楽師狩野琇鵬（かの しゅうほう）氏がエクサンプロヴァンス市に総檜の能舞台を寄贈したことを契機として、民間・行政双方のレベルで、交流が20年以上にわたって行われてきた。

このような中、平成24年9月に、熊本市長・熊本市議会議員から成る熊本市友好代表団の欧州派遣に伴い、初めてエクサンプロヴァンス市を訪問し、交流都市締結に向けた「意向書」を取り交わした。

これを受け、平成25年2月、エクサンプロヴァンス市からマルティン・フネストラス副市長を団長とする代表団3名が来熊し、熊本市内において、2月16日「交流都市」協定の調印を行った。

今後は、文化・芸術交流の他、観光、経済、教育、調査研究、都市活性化、都市行政など具体的な成果が期待される各分野での様々な交流を深めていく予定である。

最近の主な交流

- 平成27年 5月 エクサンプロヴァンス能舞台寄贈20周年記念式典へ熊本市友好代表団の派遣
- 平成27年12月 エクサンプロヴァンス国際クリスマスマルシェにおいて熊本市PRを実施
- 平成28年10月 「第5回日仏自治体交流会議」事務協議へ熊本市代表団4名の派遣
- 平成28年12月 エクサンプロヴァンス国際クリスマスマルシェにおいて熊本市PRを実施
- 平成29年10月 「第6回日仏自治体交流会議日仏合同推進委員会」へ1名の受入
- 平成29年12月 エクサンプロヴァンス国際クリスマスマルシェにおいて熊本市PRを実施（クレアパリ事務所職員1名の派遣）
- 平成30年 5月 「第6回日仏自治体交流会議」事務協議へ熊本市代表団4名の派遣

エクサンプロヴァンス市の概要

フランス南部（プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール州ブーシュ＝デュ＝ローヌ県）に位置し、パリの南750km、地中海に面したマルセイユの北25kmに位置している。

ローマ時代に建設され、15世紀にプロヴァンス伯爵領の首都として繁栄した古都で、17～18世紀の歴史的な街並みをそのまま生かした美しい街である。人口約15万人、そのうち約4万人が学生という学園都市でもある。ローマ時代から「水の都」と呼ばれ、街中の至るところに大小の噴水が点在している。画家ポール・セザンヌを輩出し、セザンヌゆかりの地を巡る観光ルートが有名である。毎年夏に世界屈指の3大オペラ祭といわれるエクサンプロヴァンス国際音楽祭が開かれ、年間をととして世界中から多くの観光客が訪れる世界でも有数の観光都市となっている。

（7）蘇州国家高新区（中華人民共和国）

提携までの経緯とその後の経過

熊本市では、中国をはじめとする東アジア地域での知名度アップのため、平成24年、県・市・熊本大学の三者共同で上海事務所を開設し、積極的にプロモーションを展開。平成24年1月、このような取り組みが実を結び、高新区政府から、本市と交流を行いたいとの提案を受けた。この後、行政レベルで相互に訪問が続くなど、友好の機運が高まり、平成25年5月22日、蘇州国家高新区において交流都市協定の締結に至った。

本市では、高新区に立地する多くの企業から、本市へのインセンティブツアー（社員の報奨旅行や研修旅行）の本市への誘致や学校交流など、観光及び教育の分野を中心に、活発な交流を進める。

最近の主な交流

- 平成27年10月 熊本市訪問団4名の派遣
- 平成29年 4月 蘇州国家高新区訪問団5名の受入
- 平成30年 1月 蘇州国家高新区訪問団5名の受入
- 平成30年 5月 交流都市締結5周年記念式典等関連行事等へ熊本市訪問団5名の派遣
- 平成30年 5月 蘇州動物園職員訪問団2名の受入

蘇州国家高新区の概要

蘇州国家高新技術産業開発区（蘇州国家高新区）は、中国政府直轄の開発区「国家高新技術産業開発区」の一つであり、2,000社に上る外資系企業（うち日本企業は500社）や、8,000社近くの国内企業が進出し、工業総生産額は中国国内でもトップランクで、自然、文化とハイテク産業を融合した街づくりを目指す開発区。上海の西およそ100km、中国江蘇省東南部に位置し、上海から新幹線で約30分。面積は258km²で熊本市のおよそ3分の5程度である。人口は75万人で、約6,000人の日本人が居住している。

（8）高雄市（台湾）

提携までの経緯とその後の経過

台湾交流は、平成24年4月の高雄市副市長の熊本市訪問以来、行政交流を開始し、交流促進の可能性について様々な協議を行ってきた。

また、熊本県においても、「阿蘇くまもと空港」と「高雄国際空港」間の定期便就航を目指し、観光客の誘致・農産物のPRなど、県市協力して交流を行うことで、平成25年に熊本県、熊本市、高雄市の3者によるMOU(国際交流促進覚書)を締結した。

その後、高雄での観光PR、物産商談会、相互のマラソン大会への参加等のほか、平成27年10月には定期便就航が始まり、MOUの期間満了に伴い、平成29年1月11日高雄市中、熊本県・熊本市・高雄市友好交流協定を締結した。今後、経済、観光、教育、スポーツ、文化等の成果が期待できる各分野での交流を促進していくこととなった。

主な交流の経緯

平成27年10月	熊本-高雄を結ぶ定期航空便就航開始
平成28年 2月	高雄国際マラソンへ熊本市訪問団の派遣 熊本城マラソンへ高雄市訪問団の受入
平成28年 3月	高雄市高杏合唱団お城まつりへ熊本市民訪問団出演
平成28年 6月	震災の見舞いのため高雄市長・市議会議長等らの受入
平成29年 1月	熊本県・熊本市・高雄市友好交流協定を高雄市で締結
平成29年 2月	第6回熊本城マラソンへ高雄市民ランナーの受入
平成29年 5月	高雄市旅行社訪問団10名の受入
平成29年 5月	高雄観光博覧会へ熊本市訪問団2名の派遣
平成29年 8月	日台サミット in 熊本へ台湾からの訪問団66名の受入
平成29年10月	エコモビリティ世界フェスティバルへ熊本市訪問団3名の派遣
平成30年 2月	高雄国際マラソンへ熊本市訪問団5名の派遣
平成30年 3月	高雄ランタンフェスティバルへ熊本市訪問団2名の派遣

高雄市の概要

台湾の南部に位置する高雄市（台湾語読み ガオション、英語 Kaohsiung）は、亜熱帯性気候に恵まれる台湾第2の大都市（面積2,952km²・人口278万人）であり、台湾最大の港である高雄港は、国際貿易のハブとして利用されている。西に台湾海峡、南に巴士海峡に面した近代的な大都市は、豊かな文化と美しい都会の景観も擁する一方、市周辺には重工業地帯が広がっている。市内にある壽山（山）と愛河（川）は市民の憩いの場となっており、郊外には優美な澄清湖、夕景の名勝・西仔湾、コンテナ船が群がる高雄港は、有名な観光地である。

（９）熊本市国際交流会館

本市は世界に開かれた国際都市“くまもと”の実現をめざし、市民と外国人がふれあう国際交流の場として、また国際情報提供の拠点として平成６年９月、熊本市国際交流会館を開館した。平成１８年度から指定管理者制度に移行し、指定管理者である一般財団法人熊本市国際交流振興事業団を中心に市民の国際化を更に促進するとともに外国人へのサービスの充実に努めている。

同会館では、１・２階の国際交流サポートセンター（エントランスロビー・交流ラウンジ）において、国内外の新聞、雑誌、図書、DVD、インターネットによる情報サービスのほか、民間交流・協力活動の紹介や外国語による相談などを行っている。また、異文化理解講座や多言語による情報提供、市民と在熊外国人の交流会など多文化共生に向けた様々な事業が積極的に展開されている。

また、最大２３０名収容可能のホールや各種研修室・会議室は、コンサートや講演会、また英会話サークルなど、多くの市民に利用されている。

設置主体	熊本市
管理運営	熊本市国際交流会館共同企業体（指定管理者 期間：平成２６年度～平成３０年度）
所在地	中央区花畑町４番１８号
開館	平成６年９月１日
総工費	４０億９０００万円

主要施設

階 層	内 容
６．７階	ロビー、通訳ブース、ホール（２３０人）
５階	大広間Ａ、Ｂ、談話室、中会議室、茶道室、和室、小会議室（洋）（和）
４階	第１会議室、第２会議室、第３会議室
３階	国際会議室、研修室１～３
２階	国際交流サポートセンター、ワールドスタディールーム、ＮＧＯ活動スペース、多文化共生オフィス
１階	国際交流サポートセンター、エントランスロビー、会館事務室、駐車場
地下１階	駐輪場、防災センター
地下２階	多目的ルーム

会館利用状況

（平成２９年度）

	ホール	会議室等（１６室）	サポートセンター	合 計
利用人数 （人）	60,725	147,083	99,931	307,739

6 国内交流（観光政策課）

福井市

提携までの経緯とその後の経過

福井市と熊本市とは、ともに城下町として栄え、第10代肥後熊本藩主細川斉護公の娘勇姫が第16代越前福井藩主松平慶永（春嶽）公に輿入れしたり、郷土の先哲横井小楠が福井藩の藩政改革にあたるなど、深い歴史的縁がある。また、福井市は織物王国といわれるほど繊維産業が集積しており、ファッションタウンの形成を目指しているとともに、テクノポリスや国際会議観光都市の指定を受けているなど、産業振興の面からも共通点を有している。

このような理由により、平成6年11月16日、熊本市において姉妹都市盟約書調印式を行った。

その後、平成7年2月17日には、福井市において盟約書の精神に基づく幅広い交流の促進を再確認する姉妹都市に関する覚書調印式を行った。

この姉妹都市提携を機に、両市の中央郵便局、ケーブルテレビ、NTT、商工会議所がそれぞれ姉妹提携を結んだほか、青少年交流、文化交流、各種団体交流など、市民レベルでの活発な交流が行われている。

最近の主な交流

平成27年10月	秋のくまもとお城まつりへ福井市訪問団（2名）の受入
平成28年 1月	小学生交流訪問団（熊本市小学生16名）の派遣
平成28年 2月	第5回熊本城マラソンへのランナーの受入
平成28年 4月	第31回ふくい春まつりへ市長訪問団（6名）の派遣
平成29年 1月	小学生交流訪問団（熊本市小学生16名）の派遣
平成29年 2月	第6回熊本城マラソンへのランナーの受入
平成29年 3月	春のくまもとお城まつりへ福井市訪問団（5名）の受入
平成29年 4月	第32回ふくい春まつりへ市長訪問団（4名）の派遣
平成30年 1月	小学生交流訪問団（熊本市小学生16名）の派遣
平成30年 2月	第7回熊本城マラソンへのランナーの受入
平成30年 3月	春のくまもとお城まつりへ福井市訪問団（3名）の受入
平成30年 4月	第33回ふくい桜まつりへ市長訪問団（5名）の派遣

福井市の概要

福井市は、九頭竜、足羽、日野の三大河川の扇状地である福井平野に発達した、人口約26万7千人（2015年7月1日現在）、面積536.41km²の地方中枢都市である。

古くは北陸道の要衝として、中世以降は城下町として栄え、天正元年に消失した朝倉氏の居城は国の特別史跡に指定されている。幕末当時の藩主は、名君の誉れ高い松平慶永（春嶽）公で、橋本左内、由利公正などの多くの人材を輩出した。また、慶永公は産業振興事業として織物を採り入れ、織物王国福井の礎を築いた。

明治22年に市制がしかれた際に福井市となり、熊本市と同じく平成11年に市制110周年を迎えた。

昭和23年に福井大地震に見舞われ、市街地は廃墟と化したのが、その後奇跡的な復興を遂げ、不死鳥のまち福井と称されている。

近年では、テクノポリスの指定を受け、テクノパーク福井などの整備により、繊維産業のみならず、電気、機械等の集積も高まっている。また、国定公園越前海岸や史跡、文化財などの多くの観光資源を生かしたコンベンションの推進にも力を入れており、国際会議観光都市の指定を受けている。

区画整理や都市計画道路など、都市基盤の整備も着々と進んでおり、歴史と近代的なまちづくりが見事に調和した北陸の雄都である。

7 広聴（広聴課）

市民協働のまちづくりを推進するため、市民への市政の理解を深め、市民の意見を可能な限り、市政に反映させるため、積極的な事業展開をしている。さらに、「市民の声データベースシステム」等により、市民の声を把握するとともに行政内部で共有し、迅速な対応や各種施策に反映させ、その声を公表することによりさらなる市民の市政参画も図っている。また、法律・税務などの専門分野の相談業務も実施している。

（１）広聴業務

ア 市長の直接対話事業

【ドンドン語ろう！】

市民参加による市政を実現するため、市長が各まちづくりセンターに出向き「地域まちづくり」をテーマに市民と意見交換を行う。

開催実績

（平成 29 年度）

まちづくりセンター	区	日 時	開催場所	参加者数	発言者数
北部	北区	平成 29 年 5 月 30 日	北部公民館	42 名	10 名
花園	西区	平成 29 年 7 月 24 日	花園公民館	37 名	10 名
鮑田	南区	平成 29 年 8 月 10 日	鮑田公民館	59 名	15 名
中央区	中央区	平成 29 年 8 月 24 日	市役所駐輪場	52 名	11 名
天明	南区	平成 29 年 10 月 19 日	天明公民館	50 名	12 名
清水	北区	平成 29 年 10 月 27 日	清水公民館	48 名	12 名
東部	東区	平成 29 年 11 月 17 日	東区役所	23 名	15 名
秋津	東区	平成 30 年 1 月 14 日	秋津公民館	53 名	13 名
幸田	南区	平成 30 年 1 月 19 日	幸田公民館	41 名	9 名
南部	南区	平成 30 年 2 月 12 日	南部公民館	26 名	8 名
河内	西区	平成 30 年 2 月 15 日	河内公民館	105 名	8 名

【ドンドン語ろう！ With 大学生】

将来を担う若者たちの市政やまちづくり等に対する関心を高め、市政への参画意識向上を図ることを目的に意見交換を行う。

開催実績

（平成 29 年度）

大学名	日 時	参加者数	発言者数
熊本学園大学	平成 29 年 11 月 12 日	12 名	11 名

イ コールセンター運営事業

熊本市の市政情報や生活情報、観光情報などに関するよくあるお問い合わせについて、一元的に受け付ける電話対応センター。

名 称：熊本市コールセンター「ひごまるコール」

【年中無休（朝８時～夜８時まで）電話、FAX、メールで対応、外部委託】

運用実績

区分 \ 年度		25	26	27	28	29
利用実績	問合せ等件数	33,953	44,110	52,841	52,617	39,724
	問合せ件数	30,296	38,541	42,033	43,308	30,077
	申込受付件数	3,657	5,569	10,808	9,309	9,647
	アンケート等受付数	6,029	7,272	6,560	6,820	3,988
	総利用実績数	39,982	51,382	59,401	59,437	43,712
チャンネル別	電話件数	33,176	43,407	52,020	51,535	38,940
	FAX 件数	374	240	450	420	325
	E-Mail 件数	149	139	124	253	165
	質問箱件数	254	324	247	409	294
	アンケートシステム	6,029	7,272	6,560	6,820	3,988
回答率	1 次回答数	28,980	37,853	45,386	40,834	33,975
	1 次回答対象件数	29,371	38,238	45,706	41,082	34,212
	回答率 (%)	98.67	98.99	99.30	99.40	99.31

※ 平成20年6月1日より運用開始

問合せ内容

(平成 29 年度)

	問合せ内容	問合せ数	担当課
1	【相談予約】特別相談の予約受付	2,725	広聴課
2	【イベント申込】【集団健診】9月城南集団健診の申込み	1,630	健康づくり推進課
3	【健診】高齢者健診の受診券の申込み	1,479	国保年金課
4	【イベント申込】【集団健診】7月植木集団健診の申込み	1,454	健康づくり推進課
5	江津湖花火大会は開催していますか？	1,327	イベント推進課
6	【健診】特定健診の受診券の申込み	964	国保年金課
7	休日在宅当番医・休日当番薬局を教えてください。	938	医療政策課
8	【予防接種】成人用（高齢者）肺炎球菌予防接種の医療機関を教えてください。	928	感染症対策課
9	成人用（高齢者）肺炎球菌予防接種について	581	感染症対策課
10	【イベント申込】11月植木集団健診の申込み	457	健康づくり推進課

※ 問合せ数上位 10 件を掲載

	FAQ 件名	アクセス数
1	介護保険の第 1 号被保険者と第 2 号被保険者とはどう違うのですか？	95,589
2	家庭ごみの分別種類を知りたい。	48,411
3	<法律>無料で弁護士に相談できると聞いたのですが？	32,520
4	災害や火災の情報を入手する方法（概要）	24,220
5	出産後のいろいろな手続きについて知りたい。	20,303
6	家電 4 品目の処分方法についての問合せ先を教えてください。	19,146
7	戸籍謄本・抄本を郵送してもらうことはできますか？	16,169
8	一時預かりの利用について知りたい。	14,450
9	道路上で犬または猫が死んでいます。	14,394
10	阿蘇くまもと空港から熊本駅まではどのくらいで行けますか？	14,313

※ アクセス数上位 10 件を掲載

ウ 市長への手紙

市政への提案や要望、本市の将来像などについて、手紙形式で市長へ提案してもらい、市の考え方を回答する。

年 度	25	26	27	28	29
件 数	248	268	267	282	251

エ わたしの提言

市政への提案や要望等をインターネット、FAX通信を活用し提言してもらい、市の考え方を回答する。

年 度	25	26	27	28	29
件 数	498	557	747	1,000	724

オ パブリックコメント制度

本市の行政計画や条例等の政策立案の過程において、決定前である素案の段階から公表し、その上で、市民の多様な意見を募集し、提出された意見を可能な限り当該計画等に反映させていく。

意見募集実績

年度	案 件 名	意見募集結果
27	住民基本台帳事務における特定個人情報保護評価書（素案）	0 件（ 0 人）
	個人住民税に関する事務における特定個人情報保護評価書（素案）	0 件（ 0 人）
	国民年金に関する事務における特定個人情報保護評価書（素案）	0 件（ 0 人）
	介護保険に関する事務における特定個人情報保護評価書（素案）	0 件（ 0 人）
	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（素案）	0 件（ 0 人）
	熊本市個人情報保護条例の一部改正の考え方（素案）	0 件（ 0 人）
	熊本市立地適正化計画（素案）	13 件（ 7 人）
	熊本市総合計画（素案）	108 件（ 22 人）
	熊本市教育大綱（素案）	4 件（ 1 人）
	熊本市生物多様性地域戦略（仮称）（素案）	34 件（ 5 人）
	障がい者に対する合理的配慮に関する指針（素案）	1 件（ 1 人）
	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の考え方	0 件（ 0 人）
	長期未整備都市計画公園見直しガイドライン（素案）	13 件（ 9 人）
	熊本市地域公共交通網形成計画（素案）	16 件（ 7 人）
	熊本市人口ビジョン（素案）	0 件（ 0 人）
	熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略（素案）	58 件（ 4 人）
28	まちづくり支援機能強化と出張所等再編方針（素案修正版）	14 件（ 3 人）
	熊本市震災復興計画（素案）	100 件（ 14 人）
	「熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」（素案）	45 件（ 5 人）
	熊本市消費者教育推進計画（素案）	8 件（ 2 人）
	熊本市女性の職業生活における活躍推進計画（素案）	0 件（ 0 人）
	第 1 0 次熊本市交通安全計画（素案）	1 件（ 1 人）
	熊本市公共施設等総合管理計画（素案）	10 件（ 4 人）
29	熊本市地域防災計画（素案）	58 件（ 14 人）
	第 2 次熊本市都市マスタープラン（全体構想）（素案）	0 件（ 0 人）
	第 2 次熊本市農水産業計画（素案）	22 件（ 2 人）
	第 5 期熊本市障がい福祉計画・第 1 期熊本市障がい児福祉計画（素案）	23 件（ 11 人）
	くまもとはつらつプラン（平成 3 0 年度～平成 3 2 年度熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）（素案）	15 件（ 7 人）
	熊本市国際戦略（素案）	31 件（ 3 人）
	特別史跡熊本城跡保存活用計画（素案）	3 件（ 1 人）
	熊本城復旧基本計画（素案）	32 件（ 23 人）
	熊本市国民健康保険保健事業実施計画（第 2 期データヘルス計画）（素案）	4 件（ 2 人）

(2) 相談業務

市民の法律相談や税務相談等の特別相談業務を実施している。

特別相談の内容と件数

相談種目	曜日・時間	担当	相談内容	相談件数（上段：年度、下段：件数）				
				25	26	27	28	29
法律相談	月・水・金 13：00～16：00	弁護士	民事・法的解釈を必要とするものなど	999	1,012	994	855	938
法律相談 (4区役所)	毎月、8回 13：30～16：30	弁護士	民事・法的解釈を必要とするものなど	467	499	471	431	402
税務相談	第1・3月 13：00～16：00	税理士	所得税・相続税・贈与税など	158	199	204	170	136
相続・ 登記相談	木 13：00～16：00	司法書士	相続・土地・建物登記など	598	729	619	448	324
民事介入 暴力相談	月 9：00～12：00	熊本県暴力 追放運動 推進センター	民事介入暴力に関する こと	16	15	6	5	9

(3) 庁内案内

総合案内・庁舎見学

来庁者への各窓口の案内や誘導及び高齢者や障がい者等のサポートを行う総合案内を設置している。

また、主に小学生の社会見学等の一環として、市庁舎や職場内の案内を行っている。

8 広報（広報課）

（１）広報組織

市民と行政の信頼関係を築くため、行政情報を積極的に提供し、市民との情報の共有化を図っている。

また、広報するにあたっては、「対象者の絞り込み」「媒体の選定」「時期の選定」など様々な点について、広報効果が最も高くなるよう工夫している。

（２）広報刊行物

タ イ ト ル	発行状況	発行部数	概要・その他
市政だより	毎月1日発行	328,677部 (平成30年4月号実績)	委託業者から各世帯に配布
点字市政だより（視覚障がい者向け）	〃	98部	郵送
声の市政だより (CD版、視覚障がい者向け)	〃	112本	郵送

（３）テレビ・ラジオによる広報

テレビ広報

タ イ ト ル	放 送 局 ・ 時 間
くまもと市政だより - テレビ版 -	RKK 毎週金曜日 午後6時55分～7時（実質放送時間：2分半） （再放送）毎週日曜日午前4時55分～5時（実質放送時間：2分半）
クローズアップくまもと	J：COM ※ケーブルテレビ（市民チャンネル） 毎日 午前8時から 24分間 （再放送）毎日 午後9時から
テレビスポット	民間放送局 市の施策や事業を適時放映

ラジオ広報

タ イ ト ル	放 送 局 ・ 時 間
とんでるワイド 大田黒浩一の きょうも元気！ 内	RKK 毎週月曜日 午前9時30分ごろから 2分間
小学生の時間 内	RKK 毎週日曜日 午後6時40分から午後7時の間の20秒間
フレッシュ・フラッシュ・くまもと	FM熊本 毎週火曜日 午前8時45分ごろから 5分間
I LOVE WOMAN	FM熊本 毎週火曜から木曜日 午後0時10分ごろから 5分間
おはよう熊本市	熊本シティエフエム 毎週月曜から金曜日 午前7時45分から 13分間
熊本市民あんぜんあんしん大作戦	熊本シティエフエム 毎週月曜から金曜日 正午から 5分間 （再放送）午後6時55分から
もっと知りたい熊本市	熊本シティエフエム 毎週金曜日 午後1時から 20分間
子どもラジオ局 内5分コーナー番組	熊本シティエフエム 毎月最終日曜日 正午から午後1時の間の5分間
声の市政だより	熊本シティエフエム 毎月第1第3土曜日 午前10時から 15分間

（４）新聞・生活情報誌などによる広報

市政について市民へ広く周知を図るため、紙面を利用して適時広報を行う。

（５）ホームページなどによる広報

ホームページやSNSを使い、市政情報を広く発信する。

市公式ホームページ <http://www.city.kumamoto.jp/>

市公式フェイスブック <http://www.facebook.com/KumamotoCity>

市公式ツイッター https://twitter.com/kumamotocity_

（６）報道機関（市政記者クラブ）を通してのパブリシティ活動

- ・市長記者会見（月に２回程度）
- ・記者レクチャー（関係課長などによる記者への説明）
- ・資料提供（報道資料配布：年間１，５１１件※平成２９年度実績）

※記者クラブ加入社（１４社）：熊日・朝日・毎日・読売・西日本・日本経済・NHK・RKK・TKU・
KKT・KAB・時事通信・共同通信・産経

９ 危機管理防災（危機管理防災総室）

（１）危機管理指針

本市及び関係機関等そして市民とが連携を図り、総合的、計画的かつ効果的に危機事象に対処し、被害の防止及び軽減を図ることを目的に、本市が実施する危機管理に関する基本事項を定めた「熊本市危機管理指針」を策定している。

この指針に基づき、具体的に、地域防災計画、国民保護計画、事件等対処計画を定め、それぞれの危機事象に対処することとしている。

（２）地域防災計画

ア 地域防災計画

本市の地域防災計画は、平成２８年熊本地震における課題と教訓を反映させることを主眼として、市民・地域・行政の災害対応力の強化を基本理念とし、①災害に強い都市・ひと・地域づくり、②行政の災害対応力の強化、③避難対策の強化、④備蓄・供給体制の強化、⑤広域連携・受援体制の整備、⑥被災者の生活支援に向けたトータルケアの整備の６つのポイントを中心に改定を行った。

その他、実際の被害に応じた熊本市の水防体制を記載した「熊本市水防計画」を策定している。

イ 校区防災連絡会

今回の地域防災計画改定に伴い、小学校区ごとに、校区自治協議会などの「地域」、熊本市が派遣する「避難所担当職員」、指定緊急避難場所の「施設管理者」などで構成する「校区防災連絡会」の結成促進を図ることとしている。避難者情報の収集方法、報告先、物資供給方法などについて事前協議を行う等を行い、地域の災害対応力の強化を図る。

ウ 防災訓練

これまでは、市民・地域・行政が一体となった防災訓練は少なかったことから、平成２９年度からは、校区単位毎の市民参加型訓練を多く実施し連携強化を図ることとした。防災訓練実施に当たっての基本理念として、①危機管理体制の強化・災害対応力の向上、②市民・地域・行政による実践的、効果的な訓練の実施、③多数の主体が参加・連携した訓練の実施、④複数の市町村にわたる広域災害対応力の向上、⑤防災関係機関等との連携強化、⑥地域防災計画や各種マニュアルの検証⑦職員への研修や市民への防災に関する啓発を揚げ、より実践的な訓練を実施する。

○「災害対処実動訓練」〈平成２９年度実績〉

第１回 平成２９年４月１６日 向山校区、尾ノ上校区、小島校区、力合校区、高平台校区

エ 防災知識の普及・啓発

災害に強いまちづくりの推進を目的に、地域防災力の要となる自主防災クラブ結成支援を行うとともに、地域住民の自助、共助の防災意識の向上・啓発を図るため、地域主体で地域の危険箇所や避難経路等を記した地域版ハザードマップの「作成手引き書」を作成。２５年度より本格的な取組を開始。

○自主防災クラブ結成数 ７３１クラブ（平成２９年３月現在）

オ 防災情報の収集伝達

① 熊本市防災情報システム

熊本市の気象情報、雨量情報や河川の水位などの情報・データを一元管理するために、ＣＣＴＶ監視カメラ、警報局、水位観測局、雨量観測局を設置し情報収集に努めている。また、国土交通省、熊本県や消防局などと情報の共有化を図り、防災活動に努めている。

② 防災情報伝達手段

災害情報の迅速な伝達のため、本市には携帯型の移動系無線を設置している。また、旧町単位で運用していた同報系防災行政無線のシステムを統合し、デジタル方式への移行、全国瞬時警報システムにも対応するために整備を行った。既存設備を更新するとともに、高潮、津波被害の恐れのある沿岸部や土砂災害危険箇所の未整備地域への新設を行う。

また、熊本シティエフエムの電波を利用し、緊急情報を自動的に放送する緊急告知ラジオを導入。自治会、消防団、民生委員、防災拠点施設、小中学校等教育機関等へ配備するとともに、購入を希望される市民に向けて有償頒布を行うなど、防災行政伝達手段の多重化を図っている。

カ 物資供給計画

平成２８年熊本地震を踏まえ、平時からの備蓄体制及び大災害時における物資供給体制を連携した「熊本市物資供給計画」を策定した。避難者数１１万人を想定し、防災備蓄センターを新たに設置するとともに、市内１０箇所の近隣公園に防災倉庫、区役所、まちづくりセンターに備蓄倉庫を設置し、非常食糧や生活物資などを備蓄している。また、災害時の飲料水や防火用水などに使用するため、耐震性貯水槽も設置している。さらに避難所となる市内の各小中学校等１４９箇所にも分散備蓄倉庫を設置している。

今後、熊本地震の検証を行う中で防災倉庫等の整備についても検討を行う予定である。

キ 相互応援など

大規模な災害発生時に、市単独での対応が困難である場合に備え、各自治体と災害時相互応援協定を締結している。また、自衛隊、警察、電力会社などと「防災関係機関連絡協議会」を設置し、災害時の迅速な活動に備えている。

（３） 国民保護計画

「国民保護法」に基づき、着上陸侵攻などの武力攻撃事態及び大規模なテロなどの緊急対処事態から、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、「熊本市国民保護計画」を策定している。

この計画は、平素からの備えや予防、事態等への対処及び復旧について定め、市が実施する警報の伝達、避難の指示及び避難住民の誘導、県が実施する救援活動への協力等の措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

（４） 事件等対処計画

「熊本市危機管理指針」に基づき、大規模な事故、感染症、環境汚染等、災害や武力攻撃事態等以外の危機に対処するため、「熊本市事件等対処計画」を策定している。

この計画は、事件等の緊急事態に対する対処の基本的な考え方を定め、その対処手順を明確にすることにより、住民や市域に被害が及ぶ恐れのある様々な危機事象の発生及び発生すると予想される事態に対し、速やかな対応を図ることにより、未然に防止し、また発生した場合の被害を最小限に止めることを目的とする。

10 都市政策研究所

(1) 都市政策研究所について

ア 設立の経緯と目的

我が国では、少子高齢化社会の進展とともに本格的な人口減少社会を迎えている。また、地方分権の進展によって、地方には、地域の個性や特性を生かし、自らの判断と責任においてまちづくりを進めていくことが強く求められているところである。

このような中、今後さらなる政策形成力の向上が不可欠であるとの認識のもと、政令指定都市・熊本の中長期的なまちづくり構想に資する調査研究活動を行うとともに、職員の政策形成能力の向上を図ることを目的として、平成24年10月に「熊本市都市政策研究所」を設置した。

イ 研究所の機能

本市の中長期的なまちづくり構想に資する調査研究活動を行うとともに、職員の政策形成能力の向上を図るため、①調査・政策研究機能、②人材育成機能、③情報収集・発信機能の3つの機能に基づく活動を行っている。

ウ 研究所の組織

所長以下8名〔所長（非常勤）1名、副所長（市職員）1名、研究員（市職員3名、非常勤研究員3名）〕の体制であり、庁内公募による職員配置や公募による外部からの研究員の採用などにより、体制の充実を図っている。

また、職員の政策形成能力の一層の向上を図ることを目的に、各局・区等の職員が、所属における行政課題の解決に向けて、一定期間、政策研究に取り組む『職員併任研究員制度』を設けている。あわせて、アドバイザーの活用や他研究機関などとの連携による研究等も行っている。

(2) 調査・政策研究に関する活動について

ア 地域認識・歴史認識の共有化に関する研究

本市がどのような地域特性の中で都市形成を図ってきたか、その変遷を整理・分析し、これからの様々な都市づくりの基礎となる地域認識・歴史認識の共有化に資する研究を行っており、その成果として、各種図面・都市図等で本市の都市形成の変遷について概観する「熊本都市形成史図集」（明治22年～昭和22年）を平成26年11月、「熊本都市形成史図集―戦後編―」（昭和20年～平成26年）を平成28年3月に刊行した。

また、本市をはじめ熊本県内に甚大な被害をもたらした「平成28年熊本地震」を受けて、被害の実態を記録した関連資料等を収集するとともに、今後本格化する復旧・復興、さらには災害に強い都市づくりに資する知見の提供を行っていく研究を行っており、その成果として、明治22年に発生した明治熊本地震の被害状況等を克明に記録した「熊本明治震災日記」（水島貫之著）の現代語訳を行い『【現代語訳】熊本明治震災日記』を平成28年12月に刊行するとともに、平成30年3月に刊行された熊本市震災記録誌の編纂を行った。

イ 研究員による政策研究

各研究員の専門分野を踏まえ、都市の「本質」「生活」「産業」の3つの研究フレーム及び熊本地震関連研究の中で都市問題に関するテーマを設定し、調査・政策研究を行っている。平成29年度の研究テーマは次のとおり。

■都市の本質に関する研究	
○熊本城下における歴史的建造物の残存特性	○全国の自治体シンクタンクによる政策研究の動向
■都市の生活に関する研究	
○熊本市域の明治後期以降の里山の変遷	
■熊本地震関連研究	
○震災記録誌の作成を終えて	
○平成28年熊本地震における民生委員・児童委員の要配慮者支援	
○自然災害義援金の寄金総額に係る影響要因	

ウ 政策支援機能の充実

各局・区等における課題や問題解決のための支援やデータ、論文等の提供を行っている。

(3) 人材育成に関する活動について

ア 講演会の開催

職員の政策立案能力の向上を図るため、都市に関する様々なテーマで講演会を開催している。開催にあたっては、市職員のほか市民や熊本都市圏をはじめとする県内の自治体職員、各関係機関職員などに対しても広く参加を呼びかけている。

講演会の開催実績（平成29年度）※講師の職名・氏名は講演会開催時点のもの

回数	日時	講師・テーマ等	参加者数
第18回	平成29年5月16日（火） 午後3時～5時	首都大学東京 都市教養学部 都市政策コース 教授 奥 真美 氏 『自治体環境政策の最前線－政策法務の観点から展望する－』	47名
		<研究員報告> 都市政策研究所 研究員 中野 啓史 『「住宅復興に向けた施策の展開と課題の整理 - 過去の大震災の経験から - 』	
第19回	平成29年8月9日（水） 午後3時～5時	熊本県立大学文学部英語英米文学科 教授 レイヴィン リチャード 氏 『学都・熊本の国際化を考える - イギリスで生まれ、熊本に住んで20年－』	80名
		<研究員報告> 都市政策研究所 研究員 市川 薫 『里地里山の保全に関係する国際・国・地方自治体の政策概観』	
第20回	開設5周年記念 シンポジウム 平成29年10月25日（木） 午後3時～5時	先進都市の活動に学ぶ 公益財団法人 神戸都市問題研究所 総務課長 大島 博文 氏 公益財団法人 堺都市政策研究所 事務局長 久保 浩二 氏 公益財団法人 福岡アジア都市研究所 常務理事 鹿毛 尚美 氏	80名
		熊本市都市政策研究所 副所長 植木 英貴 『5年目を迎えたIPRK』	
		公益財団法人 地方経済総合研究所顧問 元山 哲夫 氏 『熊本市都市政策研究所の評価と今後の期待』	
		<鼎談> 『政令指定都市のシンクタンクに必要な像（かたち）』 公益財団法人 地方経済総合研究所顧問 元山 哲夫 氏 熊本市長 大西 一史 熊本市都市政策研究所所長 養茂 壽太郎	
		京都大学こころの未来研究センター教授 広井 良典 氏 『人口減少社会を希望に - グローバル化の先のローカル化』	
第21回	平成30年2月8日（木） 午後3時～5時	<研究員報告> 都市政策研究所 研究員 山田 聡亮 『義援金の規模と新聞報道量との関係についての考察』	193名

イ 講演会を活用した事前・事後研修会等の実施

講演会のテーマに合わせ事前または事後研修会を実施するほか、政策研究会や勉強会などにより政策立案能力の向上を図っている。

ウ 職員併任研究員制度

庁内職員公募により、各局・区等に所属したまま一定期間、研究所の併任研究員となり政策研究に携わる制度を設け、職員の政策形成能力の向上を図っている。

(4) 情報収集・発信に関する活動について

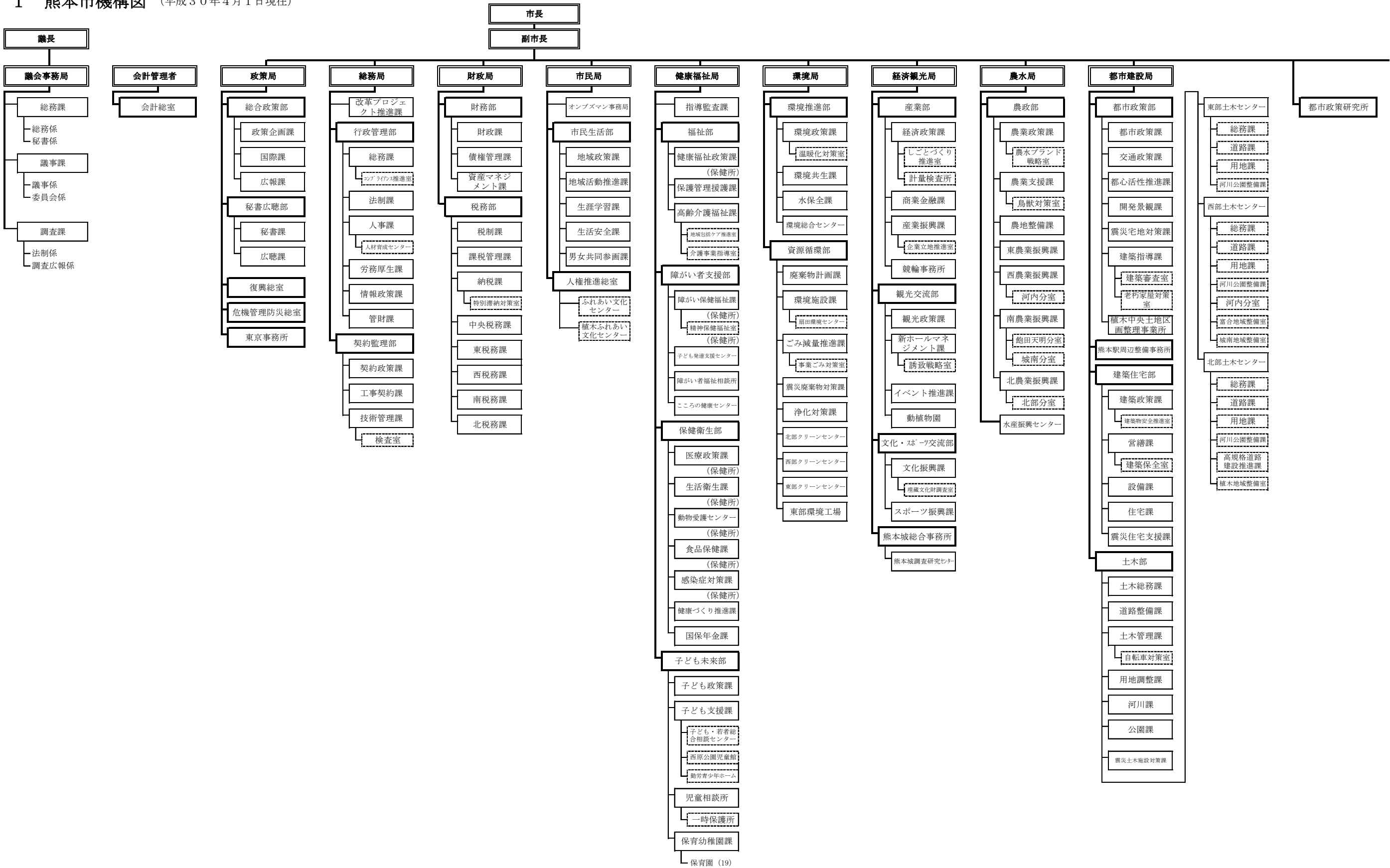
パンフレット、ホームページ、ニューズレター、年報「熊本都市政策」などにより情報発信を行っている。また、日本都市計画学会など都市問題をテーマとする各学会に加入し最新の情報を収集するとともに各局・区役所等に情報提供している。

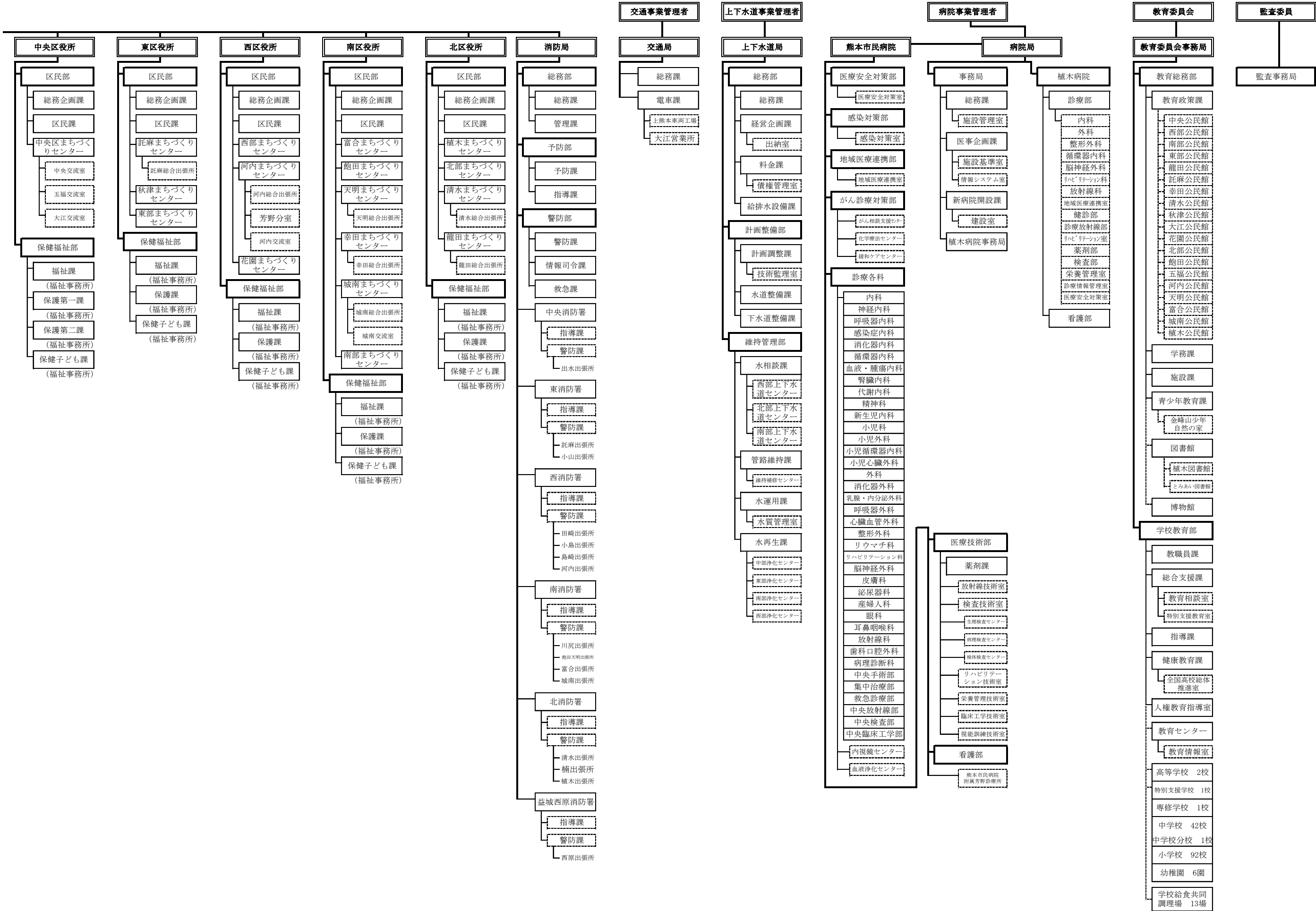
※加入学会: 日本都市計画学会、農村計画学会、日本造園学会、日本建築学会、日本公共政策学会、自治体学会

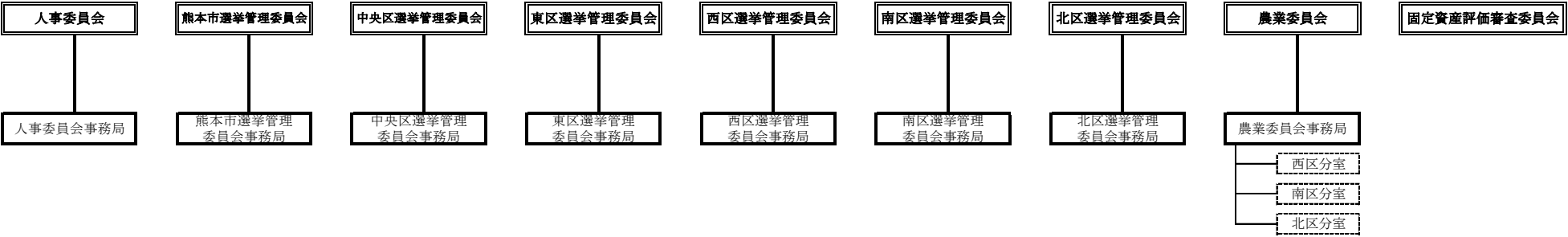
総務・財政

1 熊本市機構図	61
2 情報公開・個人情報保護	69
3 市役所改革	71
4 行財政改革	72
5 指定管理者制度	73
6 職員数	76
7 給与	76
8 職員研修	79
9 契約	82
10 情報化推進	83
11 統計	87
12 財政	88
13 公共施設等総合管理計画	94
14 市庁舎概要	95
15 市税	99
16 債権管理	102
17 選挙	103
18 人事委員会	108

1 熊本市機構図（平成30年4月1日現在）







	職員数		組織数				備考
	人数	定数	局相当	部相当	課相当	課内室等	
議会事務局	28	28	1	0	3	0	職員数：平成30年4月1日現在 組織数：平成30年4月1日現在
会計総室	17	3,742	0	1	0	0	
政策局	128		1	5	5	0	
総務局	172		1	2	10	3	
財政局	259		1	2	11	1	
市民局	72		1	2	6	2	
健康福祉局	656		1	4	19	7	
環境局	323		1	2	13	3	
経済観光局	294		1	4	11	5	
農水局	143		1	1	8	6	
都市建設局	678		1	4	22	22	
都市政策研究所	4		0	1	0	0	
区役所	1,034		5	10	43	13	
消防局	797	810	1	3	13	12	※組織数に係る特記事項 (病院局) 熊本市市民病院の医療安全対策部、感染対策部、地域医療連携部、がん診療対策部、診療各科、医療技術部、看護部、芳野診療所並びに植木病院の診療部、看護部を除く。 (教育委員会事務局) 学校、幼稚園、共同調理場を除く。
交通局	82	150	1	0	2	2	
上下水道局	381	520	1	3	11	12	
病院局	527	790	1	1	4	4	
教育委員会事務局	4,056	4,665	1	2	12	7	
監査事務局	15	17	0	1	0	0	
人事委員会事務局	12	16	0	1	0	0	
市選挙管理委員会事務局	8	22	0	1	0	0	
区選挙管理委員会事務局			0	5	0	0	
農業委員会事務局	27	35	0	1	0	3	
総 計	9,713	10,795	20	56	193	102	

2 情報公開・個人情報保護（法制課）

（1）情報公開制度

熊本市情報公開条例は、平成10年10月1日に施行した。

平成11年10月1日からは、議会が実施機関に加わった。

ア 目的

本市が保有する文書等を開示（閲覧及び複写）請求する権利について定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務（アカウンタビリティ）が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

なお、「知る権利」については、条例前文で明記している。

イ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

ウ 開示請求の対象となる文書等

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等（電磁的媒体を含む。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものは、原則として開示請求の対象としている。

エ 文書等の開示を請求できるもの

情報開示請求には資格制限はなく、何人も文書等の開示請求が可能としている。

（2）平成28年度情報公開制度の実施状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

ア 開示請求件数及びその処理状況

文書等の開示請求の件数及びその処理状況

（単位 件）

開示請求件数	処 理 状 況									
	開示	部分 開示	請 求 拒 否					合 計	取下げ	却 下
			不開示	存否 不回答	不存在	その他	小計			
1043	597	391	9	0	70	1	80	1068	15	0

※1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第9条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

※その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。

※却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったもの、又は開示請求権がない者からの請求について、却下したもの等をいう。

※開示請求者の区分は、平成24年度から廃止した。

イ 不服申立ての件数及び平成28年度の処理状況

過去5年間の不服申立ての件数

(単位 件)

区分	不服申立ての件数 (件)				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
異議申立て・審査請求	2	7	6	4	7

平成28年度の処理状況

(単位 件)

不服申立て件数		処 理 状 況			
区分	件数	決定・裁決済	審議会 で 審 議 中	実施機関 で検討中	取下げ
異議申立て・審査請求	7	4	7	0	0

(注) 不服申立て件数と処理状況の件数が一致しないのは、不服申立ての審議を併合して行ったり、1件の不服申立てが複数の事案に対する不服申立ての場合、それぞれについて決定したため。

また、処理状況の件数については、当該年度以前から出されていた不服申立てに関する処理状況の件数も含むものであるため。

(3) 個人情報保護制度

熊本市個人情報保護条例は、平成14年4月1日に施行した。

この制度は、熊本市や熊本市の民間事業者等における個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を広く保護することを目的とするものであり、本市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、自己の個人情報について開示・訂正などを求める権利を保障している。

ア 個人情報を適正に取り扱うためのルール

収集の制限、利用・提供の制限、適正管理、個人情報取扱事務目録の閲覧など

イ 個人情報の開示、訂正などを求める権利

開示請求、訂正請求、利用停止請求など

ウ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(4) 平成28年度個人情報保護制度の実施状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

ア 開示請求件数及びその処理状況

(単位 件)

開示請求件数	処 理 状 況						
	開示	一部開示	不開示	不存在	存否不回答	取下げ	却下
85	45	24	3	22	0	0	0

※1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分についての開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第17条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

イ 不服申立ての件数及び平成28年度の処理状況

過去5年間の不服申立ての件数

(単位 件)

区分	不服申立ての件数 (件)				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
異議申立て・審査請求	0	1	4	0	0

平成28年度の処理状況

(単位 件)

不服申立て件数		処 理 状 況			
区分	件数	決定・裁決済	審議会で 審 議 中	実施機関 で検討中	取下げ
異議申立て・審査請求	0	0	0	0	0

ウ 訂正請求及び利用停止請求の状況

(単位 件)

年度	訂正請求		利用停止請求
	請求件数	処理状況	請求件数
28	0		0

3 市役所改革（改革プロジェクト推進課）

(1) 概要

「上質な生活都市」を実現するために、質の高いサービスを提供できる「市民満足度の高い市役所」、職員にとって働きやすい「職員満足度の高い市役所」に向けた取組を推進する。

(2) 主な取組

ア 広聴・広報改革、窓口改革

市民からの円滑な情報受信、分かりやすい市民への情報発信のあり方検討。区役所等の窓口サービスの向上。

イ 地域主義マインドの醸成

地域ニーズを踏まえながら職務を遂行できる意識への変革。地域担当職員の人材育成やバックアップ体制の強化。

ウ 職員提案「改革のタネ」

職員からの「気づき」や「アイデア」を募集することで職員の改革意識を醸成、仕事の仕組みや職場風土を改善。

エ ひとづくり改革

人材育成基本方針の改定及び周知徹底。改革マインド醸成（経営層・管理職のマネジメント能力向上、中堅・若手職員の育成研修）。

オ 働き方改革～業務の効率化～

オフィス改革の実施（新しいワークスタイルへの変革や働きやすい環境づくり）、業務のICT化推進等。

4 行財政改革（総務課）

（１）概要

市民福祉の向上や効率的・効果的な行政体制の整備を目指し、行財政改革に取り組んでいる。

平成８年９月には、行政改革大綱を策定し（第１次行革）、平成１２年１０月には、社会情勢の変化等を踏まえた大綱の見直しを行い（第２次行革）、平成１６年３月には、スリムで効率的な行政体制の整備や財政の健全化を実現する行財政改革推進計画を策定した（第３次行革）。また、平成２１年３月には、行財政改革計画（第４次行革）を策定し、市民に信頼される市政の実現とともに効率的で質の高い市政運営を目指してきた。

さらに、第６次総合計画に掲げる新しいくまもとづくりとそれを支える市政改革の着実な推進に向けて、「将来にわたり持続可能な市政運営の実現」を目標とした第５次となる「行財政改革計画」（期間：平成２６年度から平成３０年度）を平成２６年４月に策定した。

この計画に基づき、第７次総合計画に掲げる本市のめざすまちの姿「上質な生活都市」の実現に向けて、質の高い区政サービスの提供、民間活力等の活用及び財政基盤の強化など７１の実施プログラムに取り組んでいる。

（２）第５次行財政改革計画

ア 目標

「将来にわたり持続可能な市政運営の実現」

イ 方針

方針Ⅰ 市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供

方針Ⅱ 時代の変化を捉えた効果・効率的な行政運営の推進

方針Ⅲ 確固たる財政基盤の構築

ウ 主な取組

- ・ 質の高い区政サービスの提供（特色あるまちづくり事業の推進、利用者にやさしい区役所づくり等）
- ・ 事務事業のゼロベースでの見直し（事務事業の見直し、直営業務の見直し等）
- ・ 民間活力等の活用（窓口業務等のアウトソーシング、市民会館管理運営の見直し等）
- ・ 財政基盤の強化（債権管理のあり方の検討、適正な公有財産の管理等）
- ・ 総人件費の抑制（定員管理の推進、時間外勤務の縮減等）
- ・ 公共施設の適正化（公共施設マネジメントの構築、市営住宅長寿命化計画の推進等）

5 指定管理者制度

概況

公の施設については、公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に管理運営を委託する方式に限られていたが、多様化・複雑化する市民ニーズへの確に対応するためには、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられ、平成15年6月に地方自治法が改正され「指定管理者制度」が創設された。

熊本市は、平成16年8月に「公の施設の指定管理者制度に関する指針」を策定し、この指針に基づき適切な運用を図っている。

指定管理者制度の導入状況（平成30年4月1日現在）

（1）公募により指定管理者を選定した施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
26	熊本市辛島公園地下駐車場	18.4	1	管財課	(一財) 熊本市駐車場公社	26.4.1～31.3.31
	熊本市辛島公園地下通路	26.4	1	管財課		
	熊本市辛島公園地下自転車駐車場(施設)	18.4	1	土木管理課 自転車対策室		
	熊本市植木健康福祉センター	21.4	1	健康福祉政策課	かがやき館管理運営共同企業体	26.4.1～31.3.31
	熊本市老人福祉センター (北・西・南・川上・河内・天明)	18.4	6	高齢介護福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	26.4.1～31.3.31
	熊本市お達者文化会館	18.4	3	高齢介護福祉課	介護予防支援施設管理運営共同企業体	26.4.1～31.3.31
	熊本市南部万年青年会館	18.4				
	熊本市東部はつらつ交流会館	18.4				
	熊本市障害者福祉センター希望荘	18.4	1	障がい保健福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	26.4.1～31.3.31
	熊本市国際交流会館	18.4	1	国際課	熊本市国際交流会館共同企業体	26.4.1～31.3.31
	熊本市総合体育館・青年会館	18.4	7	スポーツ振興課	(一財) 熊本市社会教育振興事業団	26.4.1～31.3.31
	熊本市総合屋内プール	18.4				
	南部総合スポーツセンター	18.4				
	託麻スポーツセンター	18.4				
	田迎公園運動施設	18.4				
	水前寺競技場	18.4				
	水前寺野球場	18.4				
	熊本市現代美術館	18.4	1	文化振興課	(公財) 熊本市美術文化振興財団	26.4.1～31.3.31
	熊本市城南地域物産館	26.10	1	南農業振興課	九州綜合サービス 株式会社	26.10.1～31.3.31
27	熊本市夢もやい館	19.4	1	健康福祉政策課	夢もやい館管理運営共同企業体	27.4.1～32.3.31
	熊本市食品交流会館	17.4	1	産業振興課	株式会社 フードバル熊本	27.4.1～32.3.31
	熊本市流通情報会館	17.4	1	商業金融課	熊本流通団地協同組合	27.4.1～32.3.31
	熊本市くまもと工芸会館	17.4	1	文化振興課	くまもと工芸協会共同企業体	27.4.1～32.3.31
	公営住宅(中央区・北区・西区)	18.4	69	住宅課	熊本市営住宅管理(中央・北・西) 共同企業体	27.4.1～32.3.31
	改良住宅(中央区・北区・西区)	18.4	4			
	単独住宅(中央区・北区・西区)	18.4	3			
	特定優良賃貸住宅(中央区・北区・西区)	18.4	7			
	小集落改良住宅(中央区・北区・西区)	18.4	2	住宅課	熊本市営住宅管理センター共同企業体	27.4.1～32.3.31
	公営住宅(東区・南区)	18.4	44			
	改良住宅(東区・南区)	18.4	4			
	単独住宅(東区・南区)	18.4	2			
	特定優良賃貸住宅(東区・南区)	18.4	5			
	小集落改良住宅(東区・南区)	18.4	1			

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
28	熊本市立雁回敬老園	23.4	1	高齢介護福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	28.4.1～33.3.31
	熊本市城南老人福祉センター	23.4	1	高齢介護福祉課	株式会社 オカムラ	28.4.1～33.3.31
	熊本市子ども文化会館	23.4	1	子ども支援課	(一財) 熊本市社会教育振興事業団	28.4.1～33.3.31
	東部交流センター	19.4	1	東部環境工場	東部交流センター管理運営共同企業体	28.4.1～33.3.31
	くまもと森都心プラザ	23.4	1	商業金融課	くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体	28.4.1～33.3.31
	熊本市植木地域農産物の駅	28.11	1	北農業振興課	有限会社 三河屋スーパー	28.11.1～33.3.31
	熊本市植木温泉福祉交流館	22.4	1	北区役所 総務企画課	ゆうしんグループ共同企業体	28.4.1～31.3.31
29	熊本市男女共同参画センター はあもにい	24.4	1	男女共同参画課	はあもにい管理運営共同企業体	29.4.1～34.3.31
	戸島ふれあい広場	25.9	1	環境施設課	戸島ふれあい広場管理運営共同企業体	29.4.1～34.3.31
	扇田ふれあい広場	25.9	1	環境施設課	田上アクト共同企業体	29.4.1～34.3.31
	熊本市勤労者福祉センター	18.4	1	経済政策課 しごとづくり推進室	(一財) 熊本市勤労者福祉センター	29.4.1～34.3.31
	熊本市健軍文化ホール	24.4	1	文化振興課	健軍文化ホール事業推進共同企業体	29.4.1～34.3.31
	水前寺江津湖公園	24.4	1	東部土木センター 河川公園整備課	(一社) 熊本市造園建設業協会	29.4.1～34.3.31
30	熊本市祖崇廟納骨堂	20.4	1	人権推進総室	(公社) 熊本市シルバー人材センター	30.4.1～33.3.31
	熊本市畜場	25.4	1	健康福祉政策課	熊本M・K・G 畜場管理共同企業体	30.4.1～35.3.31
	熊本市南部在宅福祉センター	18.4	1	健康福祉政策課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	30.4.1～33.3.31
	熊本市東部在宅福祉センター	18.4	1	健康福祉政策課		
	熊本市東老人福祉センター	18.4	1	高齢介護福祉課		
	熊本市富合老人福祉センター	25.1	1	高齢介護福祉課	株式会社 バブリックビジネスジャパン	30.4.1～33.3.31
	熊本市森林学習館	18.4	1	環境共生課	森林学習館管理運営共同企業体	30.4.1～32.3.31
	西部交流センター	30.4	1	環境施設課	西部交流センター管理運営共同企業体	30.4.1～33.3.31
	熊本市民会館	30.4	1	文化振興課	(一財) 熊本市社会教育振興事業団	30.4.1～35.3.31
	熊本市辛島公園地下自転車駐車場(運営)	18.4	-	土木管理課 自転車対策室	株式会社 パスト24	30.4.1～33.3.31
	熊本市自転車駐車場	18.4	1			
	熊本市庁舎北側自転車駐車場	18.4	1			
	熊本市上通自転車駐車場	18.4	1			
	熊本市庁舎自転車駐車場	18.4	1			
	熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場	24.4	1	土木管理課 自転車対策室	武蔵塚自転車駐車場管理運営共同企業体	30.4.1～33.3.31
	熊本市水の科学館	18.4	1	上下水道局 経営企画課	(公財) 熊本市上下水道サービス公社	30.4.1～35.3.31
	熊本市立城南図書館	26.3	1	教育委員会事務局 熊本市立図書館	城南図書館管理運営共同企業体	30.4.1～35.3.31
	熊本市城南児童館	26.3	1	子ども支援課		

(2) 非公募により指定管理者を選定した施設

地域密着型施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
26	熊本市老人憩の家	18.4	129	高齢介護福祉課	各老人憩の家運営委員会	26.4.1～31.3.31
28	地域コミュニティセンター	17.4から順次	11	各区役所 総務企画課	各地域コミュニティセンター運営委員会	28.4.1～31.3.31
29	地域コミュニティセンター	20.4から順次	9	各区役所 総務企画課	各地域コミュニティセンター運営委員会	29.4.1～32.3.31
30	地域コミュニティセンター	18.4から順次	54	各区役所 総務企画課	各地域コミュニティセンター運営委員会	30.4.1～33.3.31
	熊本市共同利用施設託麻東部会館	18.4	1	環境政策課	熊本市共同利用施設託麻東部会館管理運営委員会	30.4.1～33.3.31
	三山荘	18.4	1	東部環境工場	熊本市戸島地域環境保全協議会	30.4.1～33.3.31
	熊本市九州自然歩道利用拠点施設	18.4	1	観光政策課	九州自然歩道利用拠点施設管理委員会	30.4.1～35.3.31

※地域住民が専ら使用している施設及び地域住民が構成する団体に委ねる方が効果的な管理運営を行うことができる施設

小規模施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
26	熊本市高齢者技能習得センター	18.4	1	高齢介護福祉課	(公社) 熊本市シルバー人材センター	26.4.1～31.3.31

※管理委託費が年間 500 万円以下の施設

複合型施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
26	熊本市西里老人福祉センター	26.4	1	高齢介護福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	26.4.1～31.3.31

※市の施設を民間施設と複合的に設置する場合であって、当該民間施設を管理する団体に一体的に管理させることにより、利用者の利便性の向上や管理運営に要する経費の削減が図られる施設

施設利用者が限定されており、当該施設利用者により管理運営されることが合理的な施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
30	熊本市職業訓練センター	18.4	2	経済政策課 しごとづくり推進室	熊本市職業訓練施設管理共同企業体	30.4.1～33.3.31
	熊本市事業内高等職業訓練校					

※条例等により、施設を利用することができる者が限定されており、当該施設利用者に施設の管理運営を委ねた方が、効果的かつ効率的に施設の設置目的を達成することができると認められる施設

P F I 事業者を指定管理者に選定した施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
22	桜の馬場観光交流施設	23.3	2	観光政策課	熊本城観光交流サービス 株式会社	23.3.5～43.3.31
	桜の馬場観光交流施設駐車場					

6 職員数（人事課）

（平30.4.1現在）

区 分	定 数	現 員 数
市 長 事 務 部 局	3,742	3,674
議 会 事 務 局	28	27
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	22	8
監 査 事 務 局	17	15
教育委員会事務局及び学校その他の教育機関	4,665	3,967
人 事 委 員 会 事 務 局	16	12
消 防 局	810	791
農 業 委 員 会 事 務 局	35	27
交 通 局	150	82
上 下 水 道 局	520	380
病 院 局	790	455
計	10,795	9,438

※現員数は、休職職員を除く

7 給与（労務厚生課）

（1）局別職員給料

（平 30. 4. 1 現在）

局 別 \ 区 分	給 料 月 額（円）			平均年齢	平 均 勤続年数
	最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局	554,100	151,900	325,559	42歳7月	18年6月
議 会 事 務 局	517,700	233,100	361,326	45歳1月	22年5月
選挙管理委員会事務局	503,500	242,300	387,500	49歳0月	26年2月
監 査 事 務 局	607,000	258,900	397,343	49歳1月	23年1月
教育委員会事務局	484,900	151,900	378,210	46歳11月	19年4月
人事委員会事務局	459,400	225,900	325,833	40歳3月	17年1月
消 防 局	499,000	166,900	308,103	38歳6月	15年10月
農業委員会事務局	455,500	248,100	367,115	51歳0月	27年0月
交 通 局	452,300	151,900	330,865	45歳11月	20年3月
上 下 水 道 局	503,500	151,900	333,394	44歳4月	21年2月
病 院 局	601,200	164,400	329,260	41歳10月	15年6月
全 体	607,000	151,900	347,047	44歳2月	18年8月

※給料月額には、一部、現給保障額を含む

(2) 初任給基準

(平30.4.1現在)

区 分	職 種	試 験		学歴免許等	初 任 給		
					級	号給	金 額 (円)
行 政 職 員 給 料 表	一 般	正 規 の 試 験	上級職		1	29	185,900
			初級職		1	9	151,900
	保 育 士		短 大 卒	1	19	165,100	
	獣 医 師		大 学 6 卒	1	42	204,800	
	薬 剤 師		大 学 6 卒	1	42	204,800	
			大 学 卒	1	29	185,900	
	管 理 栄 養 士		大 学 卒	1	29	185,900	
			短 大 卒	1	19	165,100	
	保 健 師 助 産 師		大 学 卒	1	29	185,900	
			短 大 3 卒	1	25	178,700	
	看 護 師		短 大 3 卒	1	23	173,700	
			短 大 2 卒	1	19	165,100	
	診 療 放 射 線 技 師 臨 床 検 査 技 師 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士 臨 床 工 学 技 士 視 能 訓 練 士		大 学 卒	1	28	184,100	
			短 大 3 卒	1	24	176,200	
	歯 科 衛 生 士		短 大 3 卒	1	24	176,200	
			短 大 2 卒	1	19	165,100	
		高 校 専 攻 科 卒	1	15	159,100		
	学 芸 員	大 学 卒	1	29	185,900		
		そ の 他	大 学 卒	1	29	185,900	
	短 大 卒		1	19	165,100		
	高 校 卒		1	9	151,900		
業職給 料 務員表	業 務 職		高 校 卒	1	17	146,000	
			中 学 卒	1	9	138,000	
消給 防料 職表 員	上 級 消 防 職	正 規 の 試 験	上級職	1	37	197,800	
	初 級 消 防 職		初級職	1	17	161,500	
医職給 料 療員表	医 歯 科 医 師	正 規 の 試 験	博 士 課 程 修 了	1	25	331,100	
			大 学 6 卒	1	1	246,400	
教 育 職 員 給 料 表 (一)	博 士 課 程 修 了		2	33	269,800		
	修 士 課 程 修 了		2	17	229,600		
	専 門 職 学 位 課 程 修 了						
	大 学 卒		2	5	207,500		
	短 大 卒		1	15	182,300		
	助 養 護 教 諭 師 講 義 助 手 員		大 学 卒	1	25	203,500	
			短 大 卒	1	15	182,300	
			高 校 卒	1	5	162,500	
教 育 職 員 給 料 表 (二)	教 養 護 教 諭		博 士 課 程 修 了	2	45	269,800	
			修 士 課 程 修 了	2	29	229,600	
			専 門 職 学 位 課 程 修 了				
			大 学 卒	2	17	207,500	
	助 養 護 教 諭 師		短 大 卒	2	7	185,000	
			大 学 卒	1	25	203,500	
			短 大 卒	1	15	182,300	
			高 校 卒	1	5	162,500	

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額 (円)	適用年月日	改正前給料月額 (円)	適用年月日
市 長	1,188,000	平30. 4. 1	1,186,000	平27. 4. 1
副市長	946,000	〃	944,000	〃
常勤監査委員	689,000	〃	688,000	平24. 4. 1
企業管理者(水道・病院)	704,000	〃	703,000	平27. 4. 1
企業管理者(交通)	634,000	〃	633,000	〃
教育長	704,000	〃	703,000	〃

区 分		現行報酬額 (円)	適用年月日	改正前報酬額 (円)	適用年月日
教育委員会	委 員	月 額 88,000	平16. 4. 1	89,000	平10. 4. 1
監 査 委 員	識見を有する者のうちから選任された監査委員（非常勤） 市議会議員のうちから選任された監査委員	月 額 137,000	〃	139,000	〃
		月 額 71,000	〃	72,000	〃
人事委員会	委 員 長 委 員	月 額 165,000	〃	167,000	〃
		月 額 139,000	〃	140,000	〃
市の 選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長 委 員 臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	月 額 90,000	〃	92,000	〃
		月 額 59,000	〃	60,000	〃
		日 額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
区の 選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長 委 員 臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	月 額 60,000	平24. 4. 1	－	－
		月 額 40,000	〃	－	－
		日 額 10,000	〃	－	－
投票管理者（期日前投票所の投票管理者を除く） 及び開票管理者		1回につき13,000	平10. 6. 1	11,000	平 4. 4. 1
選 挙 長		1回につき13,000	〃	11,000	〃
投票立会人（期日前投票所の投票立会人を除く）、 開票立会人及び選挙立会人		1回につき12,000	〃	10,000	〃
期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者		1回につき12,000	平15. 12. 22	－	－
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人		1回につき10,000	平15. 12. 22	－	－
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員		日 額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
農 業 委 員 会	会 長 副会長、部会長及び副部会長 部会の委員及びその他の委員 農地利用最適化推進委員	月 額 90,000	平16. 4. 1	92,000	平10. 4. 1
		月 額 59,000	〃	60,000	〃
		月 額 55,000	〃	56,000	〃
		月 額 50,000	平29. 9. 22	－	－
そ の 他 の 非 常 勤 の 職 員		※1	平 9. 4. 1	※2	昭63. 4. 1

※1 上記に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬は、年額報酬にあつては 300,000 円、月額報酬にあつては 250,000 円、日額報酬にあつては 10,000 円、時間額報酬にあつては 3,000 円(医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認めた場合は、年額報酬にあつては 400,000 円、月額報酬にあつては 600,000 円、日額報酬にあつては 30,000 円)を超えない範囲内で、規則で定める

※2 予算の範囲内において市長が定める額

(4) 旅費（熊本市職員等の旅費支給に関する条例（抜すい））

区 分		鉄 道 賃	船 賃	日 当：円 (1日につき)	宿泊料：円 (1夜につき)	食卓料：円 (1夜につき)
1号	市長・副市長	運賃の等級を2階級に区分する線路にあつては上級の運賃、運賃の等級を設けない線路にあつてはその乗車に要する運賃及び特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には特別車両料金（特別車両料金にあつては、1号区分の適用を受ける者に限る。）	運賃の等級を3階級に区分する船舶にあつては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあつては上級の運賃。ただし、鉄道連絡船にあつては鉄道運賃に同じ。	3,300	16,500	3,300
2号	企業管理者・常勤の監査委員・教育長・7級及び8級の職務にある者			2,600	13,100	2,600
3号	1級から6級までの職務にある者			2,200	10,900(規則で定める地域に宿泊する場合は、13,100)	2,200

(注) 1 普通急行列車、準急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道50km以上の旅行には鉄道賃のほか、普通急行料金、準急行料金又は特別急行料金を支給する。

2 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する。

3 「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第3条第2項第1号に規定する行政職員給料表による当該級の職務及び行政職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう。

総財

8 職員研修（人事課）

(1) 研修受講人員

(平成29年度)

区 分	特別研修	基本研修	選択研修 (公募型)	内部講師 養成研修	派遣研修	職場研修	自主研修	合 計
延人員	1,068	2,364	0	50	13	20,961	76	24,532

(2) 特別研修

(平成29年度)

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)
職員セミナー（休止）	主幹級以下の一般職員				
政策形成実践研修（休止）	主幹級以下の一般職員				
階層別倫理研修	階層別研修受講者	-	1,067	1回当たり 20～50分	各階層別 研修時
ワーク・ライフ・バランス（休止）	主査級以上の職員				

※熊本地震の影響により一部休止。

(3) 基本研修

(平成29年度)

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)
新規採用職員研修 (前期)	4月採用者 (事務・技術・保健師・薬剤師・保育士)	1	143	9	4
	4月採用者 (看護師等) (採用なし)				
	10月任期付採用者 (事務・技術)	1	20	3	10
新規採用職員研修 (フォロー)	平成29年4月採用者	3	141	2	10
職種変更試験合格者研修	平成29年度職種変更試験合格者	1	2	5	1~3
職種変更職員フォロー研修	職種変更した職員	1	8	1	9
採用4年目職員研修	採用4年目の職員	4	99	1	11
採用5年目職員研修 (休止)	採用5年目の職員				
採用8年目職員研修	採用8年目の職員	5	95	2	7
採用11年目職員研修 (休止)	採用11年目の職員				
業務職員研修 (休止)	平成14・15・20・21年度採用業務職員				
新任作業長・主任研修	新任作業長・主任	1	33	1	6
主査級昇任者研修	主査級昇任者	4	334	2	5~6
新任主査研修	新たにラインの主査になった職員	1	69	1	6
主幹級昇任者研修	主幹級昇任者	2	261	2	8
課長級試験合格者研修	平成28年度課長級昇任試験合格者	1	38	2	2
課長級昇任者研修	課長級昇任者	2	138	2.5	4~5
1次評価者人事評価研修	新たに1次評価者になった職員	8	909	0.5	8
2次評価者人事評価研修	新たに2次評価者になった職員	1	74	1	1
課長ブラッシュアップ研修 (e-ラーニング) (休止)	課長級昇任3年目の職員				

※熊本地震の影響により一部休止。

(4) 選択研修

(平成29年度)

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)
女性のキャリアデザイン講座 (休止)	主幹級以下の一般職員、女性職員				
相手に伝わる説明力講座 (休止)	主査級以下の一般職員				
ロジカル問題解決講座 (休止)	主査級以下の一般職員				
段取り力強化講座 (休止)	主査級以下の一般職員				
説明力強化講座 (休止)	主幹級以下の一般職員				
行政法研修 (休止)	全職員				
民法研修 (休止)	全職員				

※熊本地震の影響により休止。

(5) 内部講師養成研

正：内部講師養成研修

(平成29年度)

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)
接遇リーダー養成研修	全職員 (各局推薦)	1	19	3	1
接遇リーダーブラッシュアップ研修	接遇リーダー	1	31	1	2

正：30

(6) 派遣研修

(平成29年度)

研 修 名	場 所	人員 (人)	期間
自治大学校派遣	一般課程 (休止)		
	特別課程	1	25日
	専門課程	1	18日
早稲田大学マニフェスト研究所派遣	東京都中央区	3	8日
国際文化アカデミー派遣 (休止)	滋賀県大津市		
市町村アカデミー派遣 (休止)	千葉県美浜区		
熊本県市町村研修協議会派遣	熊本市東区自治会館	5	2日

※熊本地震の影響により一部休止。

(7) 職場研修

正：724

(平成29年度)

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)
他課主催全庁研修	全職場・全職員	—	440	—	4～3
職場集合研修	全職場・全職員	—	33	—	4～3
職場派遣研修	全職場・全職員	—	8	—	4～3
OJT研修会 (休止)	主幹級職員				
職場指導員研修 (休止)	新規採用職員の職場指導員				
すまいる向上キャンペーン	全職場・全職員	1	10,240	1ヶ月	7
倫理月間	全職場・全職員	1	10,240	1ヶ月	12

※熊本地震の影響により一部休止。

(8) 自主研修及び自己啓発支援

(平成29年度)

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期
e ラーニング	全職員	—	67	—	
自主学習グループ活動支援 (休止)	5人以上の本市職員で構成するグループ	—			
資格取得支援	全職員	—	9	—	随時
大学公開講座受講支援 (休止)	全職員				

※熊本地震の影響により一部休止。

9 契約（契約政策課・工事契約課）

入札・契約制度については、これまで条件付一般競争入札の導入及び拡大等、入札・契約事務の透明性・公正性及び競争性の向上に努めてきたところである。

平成19年度から試行している工事等の総合評価方式による発注については、平成24年度から、発注標準額及び落札制限を設定し、熊本市建設工事総合評価一般競争入札を本格実施し、平成29年度は138件で実施した。今後とも入札・契約事務の更なる適正化はもとより、工事品質の確保等にも努めていく。

（１）競争入札有資格者（平成30年度） ※業者数は実数

	工 事	委託その他
県内業者（社）	1,160	557
県外業者（社）	649	525
計	1,809	1,082

（２）契約件数及び金額（平成29年度） (単位 千円)

	件 数	金 額
工 事 請 負 契 約	1,012	52,944,739
測 量 等 委 託	545	5,193,419
保 守 点 検	80	173,139
計	1,637	58,311,297

（３）契約額及び件数・業種別集計表 (単位 千円)

年度	土木一式工事		建築一式工事		電気工事		管工事	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
25	19,342,548	414	3,637,131	90	2,725,617	111	1,662,120	103
26	20,893,823	364	5,327,926	81	3,463,562	97	2,609,548	101
27	14,181,306	331	5,528,871	99	3,459,672	105	1,865,214	81
28	15,518,197	292	6,467,062	74	1,915,308	65	2,127,769	80
29	18,174,935	297	14,366,707	118	3,141,559	77	4,541,672	140
年度	舗装工事		造園工事		水道施設工事		その他工事	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
25	2,472,688	125	468,135	13	3,725,369	96	6,448,851	307
26	1,611,945	74	133,202	7	3,461,424	79	8,064,342	271
27	1,945,762	86	122,888	4	3,574,728	78	5,394,476	262
28	4,135,017	92	703,190	33	3,551,963	65	6,518,021	203
29	1,641,848	54	851,157	18	3,302,723	58	6,924,138	250
年度	測量等委託		保守点検		合 計			
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額		件 数	
25	4,790,380	837	186,318	88	45,459,158		2,184	
26	4,366,007	666	185,906	82	50,117,686		1,822	
27	4,443,623	574	237,499	90	40,754,039		1,710	
28	6,218,850	771	182,868	83	47,338,245		1,758	
29	5,193,419	545	173,139	80	58,311,297		1,637	

※造園・花苗業務委託については測量等委託で計上するもの。

10 情報化推進（情報政策課）

本市が地域の特色を生かした活力あるまちづくりを推進するうえで、地域のニーズや市役所内部のニーズに基づく新たな情報化への取組みが求められている。

高度情報化社会において、市民の一人ひとりがＩＣＴ（情報通信技術）を有効に活用し、効率的で質の高い行政運営を実現するための方策を具体化する必要があることから、本市の地域社会全体を視野に置いた総合的な情報化計画として、平成９年７月に情報化基本計画、平成１０年３月に情報化実施計画（第１次）、平成１５年４月に情報化実施計画（第２次）、平成１９年３月に情報化計画を策定し、情報化の推進に取り組み、これに引き続き、平成２４年６月にＩＣＴ推進計画を策定し、情報化施策を推進してきたところである。

しかしながら、今後、ＩＣＴに関する技術やサービス等の進展は著しく変化していくことが予想され、将来にわたり計画的に見通すことは困難な状況となっており、時代に即した情報化が必要であることから、平成２９年度以降は、中長期的な情報化計画は策定せず、第７次総合計画等のまちづくりの指針にＩＣＴ利活用を個別に盛り込むことで、情報化の推進を図っているところである。

（１）電子自治体推進事業

国のＩＣＴ推進政策及び、本市の情報化計画を踏まえ、更なる効率的な電子自治体運営の実現を図るため、次の事業を行う。

平成１５年度に熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会を設置し、「電子申請受付システム」の共同開発運用を開始し、順次手続きの電子化推進及び利用拡大を進めてきた。また、平成２３年度のシステム更改時には民間ＡＳＰ方式に移行し、費用縮減を図るなど、今後とも更なる利用促進を目指していく。

平成１９年度より熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会を中心に展開される地図基盤の整備を推進するために汎用型ＧＩＳ共同利用事業へ参加し、全庁的な利用を推進する。

（２）地域情報化推進事業

ＩＣＴの利活用による地域課題への対応、地域社会の活性化、住民サービスの向上、新たなサービスの創出に向けた技術及びサービスの検証を行うことで、魅力あふれ、暮らしやすさと幸せが実感できる熊本の実現を目指すことを目的として、平成２４年２月１４日に本市は熊本県、西日本電信電話株式会社と「ＩＣＴ利活用による地域活性化等に関する包括連携協定」を締結した。協定の期間は３年間で、その間に行うＩＣＴの活用に関する各種取り組みは実証実験という位置付けになっている。

また、平成２７年２月１０日に包括連携協定の期間を３年間延長する協定を締結し、さらに平成３０年３月２０日には包括連携協定の期間を３年間延長する協定を締結した。

- ①交通・観光・空港・中心市街地活性化
- ②安全・安心・防災
- ③高齢者対策・健康づくり
- ④環境・教育
- ⑤エネルギー
- ⑥中山間地域農業活性化

これらの分野についてＩＣＴの活用に関する検討を進め、具体化したものから「スマートひかりタウン熊本」プロジェクトとして取り組んでいる。

(3) 庁内ネットワーク整備事業

ア 構築の目的

庁内ネットワークを基盤として様々な情報ネットワークを拡充することにより、インターネット等を活用した情報の提供や収集、各課相互のオンライン化による情報の共有、各種業務システムとの連携など、行政運営の更なる高度・効率化を図る。

イ 経緯

- ・平成10年度 庁内ネットワーク構築に関する基本調査
- ・平成11年度 庁内ネットワーク構築の実施設計
- ・平成11年10月 第5回熊本市情報化推進協議会において、庁内ネットワーク構築の基本的な整備方針を承認
- ・平成12年6月 地域イントラネット基盤整備事業交付金決定（郵政省（当時））
- ・平成12年度 本庁舎等のLAN整備、システム開発等の実施
- ・平成13年4月 庁内ネットワーク（Cネット）の運用開始
- ・平成13年度 出先施設等のLAN整備
- ・平成14年度 本庁舎（議会棟）のLAN整備
- ・平成15年度 出先施設（小中学校等）のLAN整備
- ・平成20年度 富合町合併によるLAN整備
- ・平成21年度 城南町・植木町合併によるLAN整備
- ・平成23年度 政令指定都市へ移行に伴う区役所及び出先施設のLAN整備
庁内ネットワーク再構築に関する基本計画策定
- ・平成24年度 庁内ネットワーク再構築の実施設計
- ・平成25年度 庁内ネットワーク再構築
- ・平成28年度 庁内ネットワークセキュリティ強化
- ・平成29年度 庁内ネットワーク強靱化の実施（ネットワーク分離・自治体セキュリティクラウド接続）
- ・平成30年度 次期庁内ネットワークの詳細設計及び構築

(4) 総合行政情報システム

ア 情報システムの現状

1 導入の目的

コンピュータの持つ優れた情報処理機能や高速演算機能を、これらを適用できる行政の各分野に有効適切に利用することによって、市民サービスの向上、行政事務の簡素・効率化、行政運営の近代化を図ることを目的とする。

2 システムの概要

総合行政情報システムは、平成19年度にHAWネット、平成24年度にAネットが稼動し、合計44業務が稼動している。

本庁と各区役所・総合出張所・出張所等の出先機関と専用の通信回線により接続し、オンラインシステムとして運用している。また帳票の出力や、データの一括更新等はバッチシステムとして短時間で大量の処理を行っている。

イ 電算システム稼働業務一覧

1 Aネット

稼働年度	番号	業務名	稼働年度	番号	業務名
平成 24	1	共通基盤	平成 29	18	個人住民税
	2	住民記録／印鑑登録		19	固定資産税
平成 25	3	戸籍	平成 30	20	軽自動車税
	4	住基ネット		21	法人市民税
	5	住居表示証明／就学		22	事業所税
平成 26	6	選挙		23	市たばこ税
平成 27	7	国民健康保険		24	入湯税
	8	介護保険		25	税収滞納管理
	9	国民年金			
平成 28	10	生活保護			
	11	児童手当			
	12	児童扶養手当			
	13	ひとり親家庭等医療費助成			
	14	母子父子寡婦福祉資金貸付			
	15	子ども医療費助成			
	16	重度心身障がい者医療費助成			
	17	養護老人ホーム入所措置			

2 HAWネット

稼働年度	番号	業務名	稼働年度	番号	業務名
平成 19	1	障がい者福祉	平成 24	15	扶養共済
	2	障がい者手当		16	更生相談
	3	障がい者支援	平成 26	17	臨時福祉給付金
平成 20	4	総合相談		18	子ども子育て支援
	5	子育て医療給付	平成 27	19	障がい者自立支援
	6	子育て支援	平成 30	20	難病管理システム
	7	高齢者福祉		21	就学奨励費補助金システム
	8	手帳交付管理			
	9	更生医療給付			
	10	精神通院医療			
	11	貸付金（災害援護）			
	12	さくらカード管理			
	13	健康管理			
	14	予防接種管理			

ウ 情報システムの将来

1 最適化基本計画の策定

総合行政情報システムは汎用機（ホスト）稼動以来、長期間にわたり拡張と改修が繰り返されてきたため、システムの老朽化・複雑化が進行してきた。また、独占的契約形態、他システムとの連携、セキュリティの強化、運用時間の延長等様々な課題を抱え、抜本的な見直しが必要となった。

この様な問題点を解決するために、「市民サービスの向上」「業務の改善」「開発・運用・保守にかかる費用の適正化」「情報セキュリティの確保」を基本方針とした総合行政情報システム全体の最適化を行う基本計画を平成21年度に策定した。

2 最適化基本計画の実施内容

最適化基本計画を基に、平成24年4月の政令指定都市移行、同7月の住民基本法改正等を踏まえ、平成24年度に共通基盤システム及び住民情報系システムが稼動。平成25年度には、共通基盤システム及び住民情報系システム（戸籍、住基ネット、住居表示証明／就学、選挙）の二次構築分が稼動した。平成27年度に保険料系システム、平成28年度に福祉系システムが稼動し、さらに平成30年度に税務系システムが稼動した。

これにより、平成30年6月をもって汎用機（ホスト）の運用を停止した。

またあわせて、社会保障・税番号制度への対応も行った。

（５）情報セキュリティ対策

ア セキュリティポリシーの策定

各情報システムが取り扱う情報には、市民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、外部への漏洩、データの破損や書き換え等が発生した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれており、情報資産及び情報資産を取り扱うネットワーク及び情報システムを様々な脅威から防御することが、市民の財産、プライバシーを守るためにも、また、事務の安定的な運営のためにも必要不可欠である。

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための情報セキュリティ対策を維持するため、本市の情報セキュリティポリシーとなる「熊本市情報セキュリティ基本方針」及び「熊本市情報セキュリティ対策基準」を平成19年1月に策定し、改訂を重ねながら、情報セキュリティ対策に取り組んでいる。

イ 情報セキュリティ監査

情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、平成19年度から計画的に監査を実施し、各情報システムのセキュリティ対策の状況を評価し、各種対策の見直し等を行っている。

1 1 統計（総務課）

（１）基幹統計調査の実施

主な基幹統計調査

調査名	調査年次	調査内容
国勢調査（総務省）	5 年毎	日本に居住するすべての日本人、外国人を対象に人口・世帯・就業構造等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料とする。
住宅・土地統計調査（総務省）	5 年毎	住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を明らかにして、その状況と推移を地域別に明らかにする。
就業構造統計調査（総務省）	5 年毎	国民の就業・不就業の実態に関する基本的構造を地域別に明らかにする。
工業統計調査（経済産業省）	毎年 ※ 経済センサス活動調査年は中止	製造業に属する事業所について、生産要素、生産活動成果などを業種別、地域別に調査して工業の実態を明らかにする。
農林業センサス（農林水産省）	5 年毎	農林業における生産、就業等に関する基本構造の実態の変化を明らかにする。
全国消費実態調査（総務省）	5 年毎	国民生活の実態について、家計の収支、貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国・地域別世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。
漁業センサス（農林水産省）	5 年毎	漁業の実態を明らかにし統計資料を整備することを目的とする。
経済センサスー基礎調査 経済センサスー活動調査 （総務省、経済産業省）	それぞれ5 年毎	経済活動の実態を経理的側面から捉えようとするもの。従来大きく区分された産業分野毎に、異なる年次及び周期で実施されていたものを統一して実施し、同一時点における我が国全体の産業を対象とした包括的な産業構造統計の整備及び統計精度の向上を図る。 事業所・企業統計調査、サービス業基本調査、商業統計調査、工業統計調査等が経済センサスに統廃合される予定である。

（２）統計データの管理

基幹統計調査等の統計調査結果を速やかに公表するとともに、諸施策の基礎資料とするための各種統計調査結果報告書や市独自の統計書等を以下のとおり作成している。

（統計調査結果報告書）

- ① 熊本市の人口（国勢調査結果）
- ② 経済センサスー活動調査結果
（事業所等に関する集計結果）
- ③ 熊本市の工業（工業統計調査結果報告書）
- ④ 熊本市の農業（農林業センサス結果報告書）

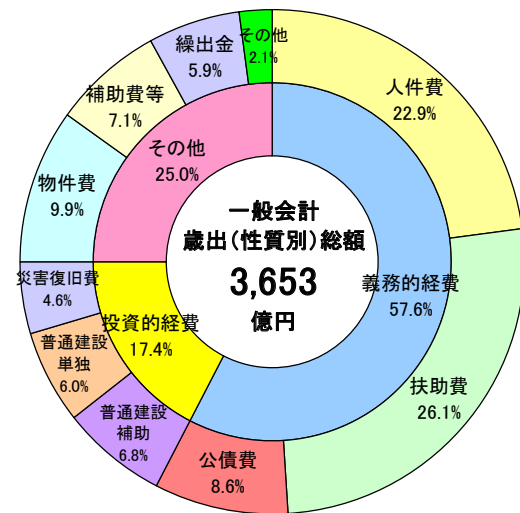
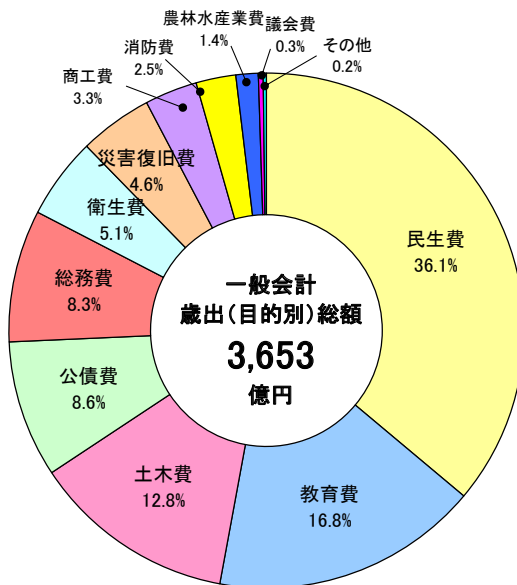
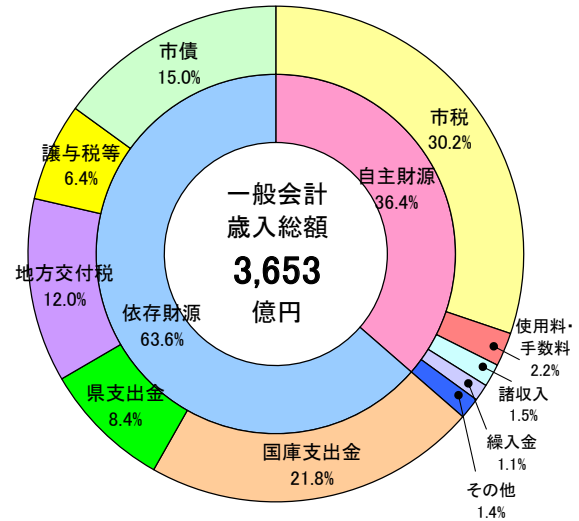
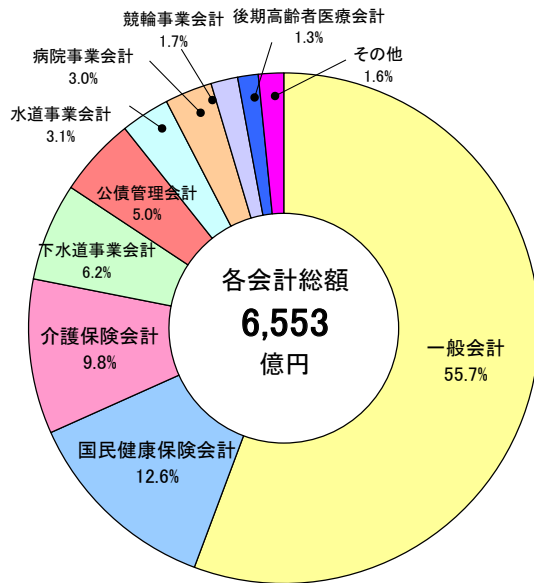
（市独自の統計データ）

- ① 熊本市統計書
- ② グラフでみるくまもと
- ③ 熊本市産業連関表

なお、市が管理している統計データについては、市ホームページ上に開設している「統計情報室」において閲覧が可能であり、併せて、本市の人口・世帯数についても、最新の住民基本台帳人口を基に、年齢別や校区別、町丁別等、複数の条件において検索する事が出来るシステムを構築している。

12 財政（財政課）

（1）平成30年度当初予算図表



(2) 当初予算総括表

(単位:千円)

区 分 会 計 名						
	平成29年度 (A)	構成比 (%)	平成30年度 (B)	構成比 (%)	比 較 (B - A)	伸率 (%)
一 般 会 計	394,790,000	50.3	365,300,000	55.7	△ 29,490,000	△ 7.5
特 別 会 計	217,417,573	36.5	206,402,835	31.5	△ 11,014,738	△ 5.1
国民健康保険会計	97,576,381	16.2	82,784,878	12.6	△ 14,791,503	△ 15.2
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	217,000	0.0	194,000	0.0	△ 23,000	△ 10.6
介護保険会計	59,536,388	9.6	64,146,367	9.8	4,609,979	7.7
後期高齢者医療会計	8,481,734	1.4	8,730,790	1.3	249,056	2.9
農業集落排水事業会計	185,142	0.0	311,510	0.1	126,368	68.3
産業振興資金会計	3,508,000	0.6	3,508,000	0.5		0.0
食品工業団地用地会計	62,414	0.0	30,522	0.0	△ 31,892	△ 51.1
競輪事業会計	10,503,865	2.3	11,120,002	1.7	616,137	5.9
地下駐車場事業会計	310,852	0.0	290,513	0.1	△ 20,339	△ 6.5
公共用地先行取得事業会計		0.0	323,639	0.1	323,639	皆増
都市開発資金貸付事業会計	3,015,000	0.5	625,890	0.1	△ 2,389,110	△ 79.2
熊本駅西土地区画整理事業会計	667,488	0.2	588,199	0.1	△ 79,289	△ 11.9
植木中央土地区画整理事業会計	555,151	0.2	915,584	0.1	360,433	64.9
奨学金貸付事業会計	173,800	0.0	135,600	0.0	△ 38,200	△ 22.0
公債管理会計	32,624,358	5.5	32,697,341	5.0	72,983	0.2
一般会計・特別会計合計	612,207,573	86.8	571,702,835	87.2	△ 40,504,738	△ 6.6
企 業 会 計	72,312,760	13.2	83,553,623	12.8	11,240,863	15.5
病院事業会計	11,694,025	2.8	19,844,047	3.0	8,150,022	69.7
水道事業会計	20,406,046	3.4	19,974,959	3.1	△ 431,087	△ 2.1
下水道事業会計	37,252,450	6.5	40,595,407	6.2	3,342,957	9.0
工業用水道事業会計	6,973	0.0	7,131	0.0	158	2.3
交通事業会計	2,953,266	0.5	3,132,079	0.5	178,813	6.1
総 計	684,520,333	100.0	655,256,458	100.0	△ 29,263,875	△ 4.3

(3) 一般会計当初予算性質別集計表

(単位：千円)

区 分 性質別		平成29年度 (A)		平成30年度 (B)		比 較 (B-A)	
			構成比 (%)		構成比 (%)		伸率 (%)
	人 件 費	81,496,229	16.1	83,657,812	22.9	2,161,583	2.7
	扶 助 費	91,047,320	29.6	95,404,119	26.1	4,356,799	4.8
	公 債 費	31,826,196	10.6	31,298,150	8.6	△ 528,046	△ 1.7
	義 務 的 経 費	204,369,745	56.3	210,360,081	57.6	5,990,336	2.9
	普通建設(補助)	20,885,913	8.9	24,767,335	6.8	3,881,422	18.6
	普通建設(単独)	18,887,813	7.7	21,762,729	6.0	2,874,916	15.2
	災 害 復 旧 費	55,097,626	0.0	16,815,056	4.6	△ 38,282,570	△ 69.5
	投 資 的 経 費	94,871,352	16.6	63,345,120	17.4	△ 31,526,232	△ 33.2
	物 件 費	38,106,810	10.1	36,120,853	9.9	△ 1,985,957	△ 5.2
	維 持 補 修 費	7,742,672	1.0	3,093,373	0.8	△ 4,649,299	△ 60.0
	補 助 費 等	24,658,500	8.2	25,823,933	7.1	1,165,433	4.7
	積 立 金	2,061,878	0.5	3,068,530	0.8	1,006,652	48.8
	投資及び出資金	1,741,308	0.6	1,765,236	0.5	23,928	1.4
	貸 付 金	177,000	0.0	40,000	0.0	△ 137,000	△ 77.4
	繰 出 金	20,940,735	6.7	21,562,874	5.9	622,139	3.0
	そ の 他 の 経 費	95,428,903	27.1	91,474,799	25.0	△ 3,954,104	△ 4.1
	予 備 費	120,000	0.0	120,000	0.0	0	0.0
	合 計	394,790,000	100.0	365,300,000	100.0	△ 29,490,000	△ 7.5

(４) 一般会計決算の推移

(歳入)

区 分	年 度	25			26			27			28			29		
		決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)
自 主 財 源		121,477,973	41.2	1.8	128,255,200	43.0	5.6	126,574,886	41.1	△ 1.3	129,541,436	35.2	2.3	136,318,440	32.9	5.2
市 税		96,099,841	32.6	1.6	98,325,268	33.0	2.3	98,989,897	32.1	0.7	98,115,570	26.7	△ 0.9	99,416,108	24.0	1.3
分 担 金 及 び 負 担 金		4,112,353	1.4	1.6	4,792,934	1.6	16.5	4,486,961	1.5	△ 6.4	3,767,244	1.0	△ 16.0	3,990,001	1.0	5.9
使 用 料 及 び 手 数 料		8,816,465	3.0	0.3	8,874,742	3.0	0.7	8,816,016	2.9	△ 0.7	7,662,492	2.1	△ 13.1	7,822,388	1.9	2.1
財 産 収 入		356,858	0.1	△ 49.8	371,439	0.1	4.1	670,297	0.2	80.5	988,790	0.2	47.5	1,572,380	0.4	59.0
寄 附 金		61,165	0.0	△ 0.4	200,039	0.1	227.0	107,708	0.0	△ 46.2	3,682,212	1.0	3,318.7	1,202,160	0.3	△ 67.4
繰 入 金		3,747,128	1.3	25.2	5,973,327	2.0	59.4	3,589,136	1.2	△ 39.9	4,929,282	1.3	37.3	5,383,243	1.3	9.2
繰 越 金		3,273,353	1.1	△ 11.7	4,808,137	1.6	46.9	5,583,002	1.8	16.1	5,017,339	1.4	△ 10.1	10,493,376	2.5	109.1
諸 収 入 (収益及び受託事業収入除く)		3,012,883	1.0	13.3	2,994,157	1.0	△ 0.6	2,627,281	0.8	△ 12.3	2,098,691	0.6	△ 15.3	4,234,420	1.0	101.8
収 益 事 業 収 入		1,997,927	0.7	13.6	1,915,157	0.6	△ 4.1	1,704,588	0.6	△ 11.0	3,279,816	0.9	76.8	2,204,364	0.5	△ 32.8
依 存 財 源		173,056,977	58.8	10.2	170,120,870	57.0	△ 1.7	181,807,826	58.9	6.9	238,290,588	64.8	31.1	278,585,947	67.1	16.9
地 方 譲 与 税		2,203,108	0.7	△ 3.9	2,084,479	0.7	△ 5.4	2,197,591	0.7	5.4	2,156,575	0.6	△ 1.9	2,147,354	0.5	△ 0.4
利 子 割 交 付 金		186,237	0.1	△ 0.4	156,772	0.1	△ 15.8	133,179	0.0	△ 15.0	89,608	0.0	△ 32.7	165,913	0.0	85.2
配 当 割 交 付 金		180,931	0.1	42.2	566,107	0.2	212.9	482,243	0.2	△ 14.8	207,055	0.1	△ 57.1	231,897	0.1	12.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		36,799	0.0	13.2	565,063	0.2	1,435.5	411,091	0.1	△ 27.2	151,004	0.0	△ 63.3	334,395	0.1	121.4
県 民 税 所 得 割 交 付 金														11,090,376	2.7	皆増
地 方 消 費 税 交 付 金		7,225,800	2.5	△ 0.9	8,689,916	2.9	20.3	14,405,390	4.7	65.8	13,086,200	3.5	△ 9.2	13,909,897	3.3	6.3
自 動 車 取 得 税 交 付 金		393,236	0.1	△ 19.7	183,988	0.1	△ 53.2	292,443	0.1	58.9	363,923	0.1	24.4	524,379	0.1	44.1
軽 油 引 取 税 交 付 金		3,155,939	1.1	8.4	2,371,485	0.8	△ 24.9	2,776,281	0.9	17.1	2,866,906	0.8	3.3	2,970,781	0.7	3.6
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		13,187	0.0	△ 6.3	12,467	0.0	△ 5.5	11,479	0.0	△ 7.9	10,046	0.0	△ 12.5	12,505	0.0	24.5
地 方 特 例 交 付 金		346,055	0.1	6.3	362,777	0.1	4.8	382,726	0.1	5.5	418,635	0.1	9.4	565,163	0.1	35.0
地 方 交 付 税		36,428,866	12.4	△ 6.5	35,109,040	11.8	△ 3.6	33,748,477	10.9	△ 3.9	39,750,811	10.8	17.8	45,346,618	10.9	14.1
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		332,404	0.1	△ 4.6	286,552	0.1	△ 13.8	295,730	0.1	3.2	274,467	0.1	△ 7.2	261,542	0.1	△ 4.7
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		5,155	0.0	0.7	5,016	0.0	△ 2.7	5,033	0.0	0.3	4,850	0.0	△ 3.6	6,034	0.0	24.4
国 庫 支 出 金		61,024,988	20.7	21.9	62,227,547	20.8	2.0	64,891,840	21.1	21.1	81,320,557	22.1	25.3	97,879,439	23.6	20.4
県 支 出 金		17,699,545	6.0	31.8	13,944,577	4.7	△ 21.2	17,967,580	5.8	28.8	40,421,023	11.0	125.0	43,651,348	10.5	8.0
受 託 事 業 収 入		247,427	0.1	124.9	392,484	0.1	58.6	569,543	0.2	45.1	197,866	0.1	△ 65.3	254,092	0.1	28.4
市 債		43,577,300	14.8	7.8	43,162,600	14.4	△ 1.0	43,237,200	14.0	0.2	56,971,062	15.5	31.8	59,234,214	14.3	4.0
うち臨時財政対策債		22,031,600	7.5	10.1	21,939,100	7.4	△ 0.4	19,028,200	6.2	△ 13.3	17,444,200	4.7	△ 8.3	22,474,900	5.4	28.8
合 計		294,534,950	100.0	6.6	298,376,070	100.0	1.3	308,382,712	100.0	3.4	367,832,024	100.0	19.3	414,904,387	100.0	12.8

(歳出)

区 分 \ 年 度	25			26			27			28			29		
	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)
議 会 費	1,079,424	0.4	△ 7.0	1,120,026	0.4	3.8	1,175,645	0.4	5.0	1,049,573	0.3	△ 10.7	1,072,380	0.3	2.2
総 務 費	32,256,260	11.1	17.7	29,694,665	10.1	△ 7.9	29,349,582	9.7	△ 1.2	37,224,271	10.4	26.8	33,700,022	8.4	△ 9.5
民 生 費	116,828,191	40.3	2.6	122,483,204	41.8	4.8	125,392,838	41.3	2.4	131,071,075	36.7	4.5	131,578,805	32.7	0.4
衛 生 費	18,584,687	6.4	△ 1.5	19,807,410	6.8	6.6	25,748,017	8.5	30.0	17,346,270	4.8	△ 32.6	17,018,091	4.1	△ 1.9
農 林 水 産 業 費	10,586,266	3.6	144.2	5,433,488	1.9	△ 48.7	5,760,295	1.9	6.0	5,505,461	1.5	△ 4.4	9,234,390	2.3	67.7
商 工 費	4,519,919	1.6	△ 13.1	4,667,661	1.6	3.3	5,423,045	1.8	16.2	7,744,267	2.2	42.8	7,832,864	1.9	1.1
土 木 費	40,243,307	13.9	14.2	41,703,153	14.2	3.6	42,226,336	13.9	1.3	52,380,654	14.7	24.0	49,351,723	12.3	△ 5.8
消 防 費	8,275,824	2.8	3.4	8,816,843	3.0	6.5	9,409,764	3.1	6.7	8,129,432	2.3	△ 13.6	7,916,256	2.0	△ 2.6
教 育 費	23,713,912	8.2	△ 3.1	25,997,669	8.9	9.6	26,249,345	8.7	1.0	25,249,180	7.1	△ 3.8	63,234,799	15.7	150.4
災 害 復 旧 費	181,831	0.1	△ 46.3	53,580	0.0	△ 70.5	448,553	0.1	737.2	39,930,874	11.2	8,802.2	50,233,160	12.5	25.8
公 債 費	32,040,892	11.1	△ 1.7	31,628,269	10.8	△ 1.3	31,081,649	10.2	△ 1.7	31,280,691	8.7	0.6	31,103,299	7.7	△ 0.6
諸 支 出 金	1,416,300	0.5	△ 10.2	1,387,100	0.5	△ 2.1	1,100,300	0.4	△ 20.7	426,900	0.1	△ 61.2	448,800	0.1	5.1
合 計	289,726,813	100.0	6.1	292,793,068	100.0	1.1	303,365,369	100.0	3.6	357,338,648	100.0	17.8	402,724,589	100.0	12.7

(5) 財政指標（普通会計ベース）

年 度 区 分	25			26			27			28			29		
		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数
基準財政需要額	113,667,858	△0.8	102	114,449,344	0.7	103	116,040,808	1.4	105	118,999,191	2.5	107	141,686,550	19.1	128
基準財政収入額	79,431,345	1.8	109	81,511,700	2.6	111	84,722,897	3.9	116	87,340,717	3.1	119	99,591,190	14.0	136
標準税収入額	103,496,890	2.0	109	105,647,856	2.1	111	108,744,670	2.9	115	112,211,611	3.2	118	124,746,109	11.2	132
標準財政規模	159,765,089	1.1	110	160,524,751	0.5	110	159,090,833	△0.9	109	161,218,179	1.3	111	189,204,712	17.4	130
財政力指数	0.68			0.70			0.71			0.72			0.72		
実質収支比率 (%)	2.1			1.9			2.6			3.2			3.3		
経常収支比率 (%)	89.5			90.6			90.9			92.7			92.2		
公債費比率 (%)	—			—			—			—			—		
実質赤字比率 (赤字なし)	—			—			—			—			—		
連結実質赤字比率 (赤字なし)	—			—			—			—			—		
実質公債費比率 (%)	10.6			9.9			9.6			9.3			8.8		
将来負担比率 (%)	122.5			122.4			125.5			123.5			127.8		

1 3 公共施設等総合管理計画（資産マネジメント課）

（１）概要

本市では、市民生活を支える学校、市営住宅、行政施設等の建築物や道路、橋梁、下水道といったインフラ資産を多数保有しているが、これらは、高度成長期やバブル経済期以降の経済対策によって整備されたものが相当数に上り、今後の老朽化による更新の際、多額の費用が集中的に必要となることが懸念されている。

このような中、公共施設等の全体の状況を把握するために平成２７年度に作成した「熊本市施設白書」を基礎資料として、既存施設の長寿命化を図るとともに、更新の際の規模適正化や施設の統廃合による総コストの抑制に向けた取組の指針として、平成２８年度に「熊本市公共施設等総合管理計画」を策定し、本市における公共施設マネジメントを推進することとしている。

（２）公共施設マネジメントに向けた基本的考え方

本市が財政の持続可能性を維持しながら、公共施設等を安全かつ適切に維持していくためには、老朽化への対策を講じつつ、人口減少社会にも対応した資産管理を行う必要があることから、以下の３項目を基本方針として設定している。

【方針１】資産総量の適正化

公共施設等の設置目的及び人口減少や年齢構造の変化に起因する市民ニーズを踏まえた施設の役割・必要性について検討を行い、費用対効果を見極めながら資産総量の適正化に取り組みます。

公共建築物の更新等にあたっては、施設の複合化や類似施設の統廃合を図ることはもとより、国や県、あるいは民間の類似施設の配置を考慮しながら適正配置を目指すとともに、跡地の売却や有効活用を行うことにより、資産総量の適正化に取り組みます。

【方針２】施設の長寿命化の推進

今後も活用していく公共施設については、定期的な点検・診断により計画保全に努め、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組みます。

【方針３】施設運営に要する総コストの削減

建築物やインフラの新設にあたっては、整備後の補修を考慮した設計を行うことなどにより、修繕費用の軽減を図るとともに、ランニングコストを抑制できるような工夫も行います。

また、民間企業等のノウハウや資金を積極的に活用することも検討し、PPP/PFI手法など、民間活力の導入にも積極的に取り組みます。

さらに、施設の運営については、市民協働の視点や受益と負担の観点からも検討を行い、これまでのあり方を見直します。

（３）公共施設マネジメントに向けた取組

平成２９年度には、「熊本市公共施設等総合管理計画」に定める基本方針２（施設の長寿命化の推進）に基づき、公共建築物の長寿命化を図るため、中長期的な視点に立って、基本的な考え方と具体的な取組方針を定めた「公共建築物長寿命化指針」を策定したところである。

今後は、「熊本市公共施設等総合管理計画」の基本方針１・３に対応して、公共施設の統廃合、運営形態の見直しなどの再編方針を定めた「第１期公共施設再編等計画」を策定するなど、本市の資産マネジメントの取組を推進していく。

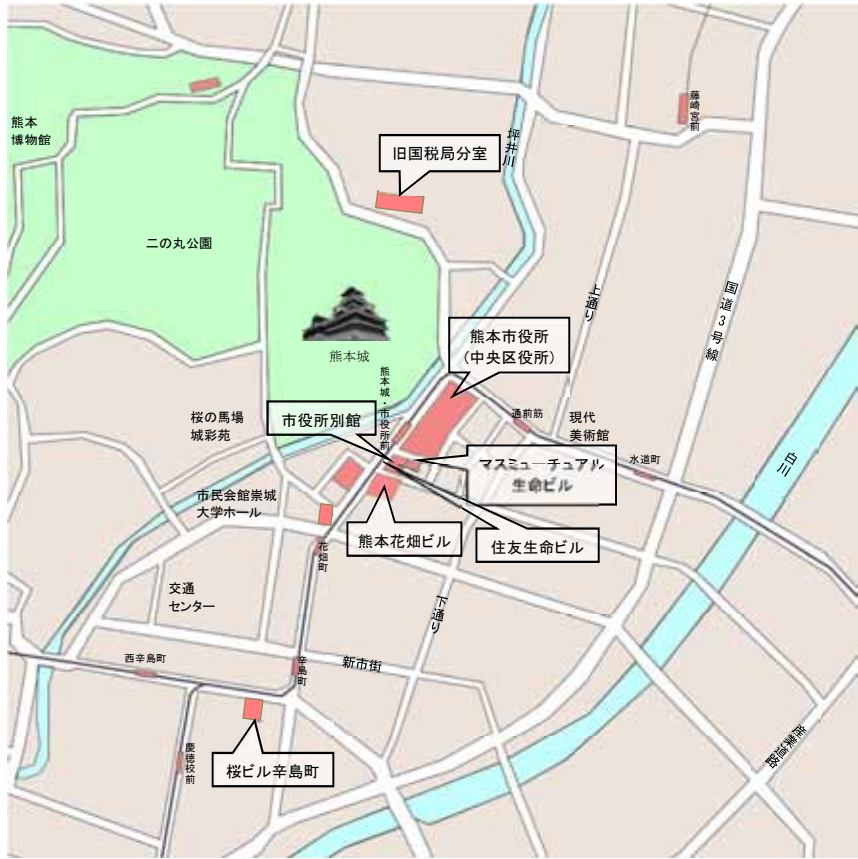
1 4 市庁舎概要（管財課）

市庁舎は、昭和54年3月に着工、昭和56年11月落成。庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状については高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式を取り入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑と調和を図っている。平成24年4月の政令指定都市移行に伴い、1階から3階に中央区役所を配置している。

（1）建物概要

所在地	中央区手取本町1番1号		
敷地面積	10,007.20㎡		
建築面積	5,583.54㎡		
延床面積	39,686.57㎡（他に駐輪場83.70㎡がある）		
構造・規模	高層棟	鉄骨造	地下2階地上15階建
	議会棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上6階建
高さ	高層棟	軒高62.10m	
	議会棟	軒高26.00m	
工期	着工	昭和54年 3月17日	
	竣工	昭和56年10月31日	
総事業費	112億2,000万円		
財源内訳	基金	62億5,000万円	
	起債	47億3,000万円	
	一般財源	2億4,000万円	
事業費内訳	建築工事	65億3,000万円	
	設備その他工事	36億6,000万円	
	委託費	5億6,000万円	
	備品費	4億7,000万円	

庁舎位置図



住友生命ビル

選挙管理委員会事務局 (選挙管理委員会室) 農業委員会事務局 (農業委員会室) 人事委員会事務局 (人事委員会室)	9
監査事務局 (監査委員会室)	6
都市政策研究所 情報化研修ルーム ごみゼロコール	5
熊本市歴史文書資料室	4
情報政策課分室	3

桜ビル辛島町

熊本城総合事務所 熊本城復旧復元プロジェクト	4
---------------------------	---

旧国税局分室

熊本城調査研究センター	
-------------	--

市役所別館

大会議室	8
(国保年金課分室) (情報政策課分室)	7
青少年教育課 統計情報室	6
生活安全課 消費者センター	5
自転車駐車場	4 1

熊本花畑ビル

震災宅地対策課	3
---------	---

マスミューチュアル生命ビル

人権教育指導室 人権職員課	8
施設教育委員会課室	7
教育長室 教育政策課	6
学務課 指導課	5
健康教育課 (全国高校総体推進室) 総合支援課 (特別支援教育室)	4
技術管理課 工事契約課	3
契約政策課 オンブズマン事務局	2

本 庁 舎

				機械室				階段 15											
				レストラン		展望ロビー（震災住宅支援課家屋応急修理執務室）		大ホール		14									
				復興総室分室 （伴走型住まい確保推進室）		土木管理課 （自転車対策室）		人権推進総室		用地調整課	13								
				資産マネジメント課		債権管理課		公園課		土木総務課	道路整備課	河川課	12						
				スポーツ振興課		農業支援課 （鳥獣対策室）		農業政策課 （農業・ブランド戦略室）		農水局長室			11						
				農地整備課		男女共同参画課		生涯学習課		地域活動推進課		地域政策課	市民局長室	10					
				障がい保健福祉課		開発景観課		都心活性化推進課		交通政策課			9						
				建築指導課		（建築審査室）		（老朽家屋対策室）		都市政策課		都市建設局長室		8					
				保育幼稚園課		保護管理援護課		子ども支援課		子ども政策課			7						
				高齢介護福祉課 （介護事業指導室）		健康福祉政策課 （地域包括ケア推進室）		健康福祉局長室					6						
				建築政策課 （建築物安全推進室）		住宅課		市営住宅管理センター					5						
				設備課		営繕課 （建築保全室）		震災住宅支援課					4						
常任委員会室 特別委員会室				観光政策課		イベント推進課		文化振興課 （埋蔵文化財調査室）			3								
				広聴課		新ホールマネジメント課 （誘致戦略室）		産業振興課 （企業立地推進室）		商業金融課		経済政策課	経済観光局長室 （しごとづくり推進室）	2					
議場 議員控室		渡り廊下		浄化対策課		ごみ減量推進課 （事業ごみ対策室）		震災廃棄物対策課		廃棄物計画課			1						
				環境施設課		水保全課		環境共生課		環境政策課 （温暖化対策室）		環境局長室			地下1				
議長室 議員控室 議会事務局 総務課 議事課 調査課		副議長室 議会事務局長室 議会事務局 総務課 議事課 調査課		労務厚生課		職員厚生会		人事課		人材育成センター		管財課		地下2					
				改革プロジェクト推進課		指導監査課		法制課		国際課		総務課 （コンプライアンス推進室）		総務局長室		地下3			
常任委員会室 予算決算委員会室 議運・理事会室 議会図書室				秘書課		副市長室		市長室						地下4					
				政策局長室		政策企画課		復興総室						地下5					
				市政記者室		広報課		財政課		財政局長室				地下6					
				熊本市役所職員組合		情報政策課		浄書室		第一職員労働組合		危機管理防災総室				地下7			
										保健子ども課				地下8					
				保護第一課・保護第二課		税制課		課税管理課		中央税務課		納税課 （特別滞納対策室）		会計管理者室		地下9			
				福祉相談支援センター		自立支援センター		会計総室						地下10					
				総務企画課		まちづくりセンター		マイナンバーセンター		国保年金課		区民課				地下11			
				水道料金納入所		総合案内		パスポートセンター（時間外証明窓口）		指定金融機関				地下12					
				地域支え合いセンター		文書集配室		ATM		衛生管理室		食堂		防災センター		守衛室	時間外出入口	地下13	
				美容室		展示コーナー		写真店		時計店		売店		郵便局		公用車集中管理室		公用車駐車場	地下14
				機械室		中央監視室												地下15	

総財

議会棟

行政棟

(2) 熊本市役所駐車場

公用又は来庁のための利用に供することを目的に建設したものであり、災害時における車両基地としての役割を併せ持っている。

所在地	中央区下通1丁目1番8号
敷地面積	2,531㎡
床面積	8,054㎡
構造	鉄骨造 地下1階地上6階建 7階8層型自走式（市役所所有分2～7階屋上）
供用開始日	昭和55年4月1日
供用日	年中無休
収容台数	自動車333台
入出庫できる時間	24時間可能

平成29年度利用状況

利用台数	366,628台
駐車料金収入	74,757,910円

(3) 辛島公園地下駐車場

熊本市周辺の都市交通環境の改善と秩序ある自動車使用の促進を図り、併せて秩序ある都市交通の円滑化を図るために都心部に地下駐車場を建設したものである。また、駐輪場を併設して、歩行者交通の安全性と都市美観に寄与している。

所在地	中央区辛島町1番地下1号
敷地面積	10,300㎡
延面積	22,775㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地下2階4層
供用開始日	平成5年2月1日
供用日	年中無休
収容台数	自動車625台（地下駐車場） 自転車470台、原付バイク316台、自動二輪車50台（自転車駐車場）
入出庫できる時間	午前7時～翌日午前1時（地下駐車場） 午前7時～翌日午前1時（自転車駐車場）

平成29年度利用状況

利用台数	182,663台
駐車料金収入	129,776,100円

15 市税（税務課）

（1）市税の税率及び納期

税 目			税 率	納 期 (限)		
市 民 税	個 人	均 等 割	3,500 円	1 期 6/1 ～ 7/2 2 期 8/1 ～ 8/31 3 期 10/1 ～ 10/31 4 期 1/1 ～ 1/31		
		所 得 割	課税所得金額の 8%			
	法 人	均 等 割	(1) 次に掲げる法人 ア 公共法人及び公益法人等 イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額、又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く） オ 資本金の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額。以下この表において同じ。）を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数（(2) から (9) までにおいて「従業者数の合計数という。」）が 50 人以下のもの 年額 60,000 円 (2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 144,000 円 (3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 156,000 円 (4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 180,000 円 (5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 192,000 円 (6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 480,000 円 (7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 492,000 円 (8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 2,100,000 円 (9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 50 億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 3,600,000 円	・確定申告納付期限 各事業年度終了の日の翌日から 2 ヶ月以内。ただし、申告期限について税務署長の承認を受けたものはその承認を受けた期間を延長 ・公共法人、公益法人で均等割のみを課されるもの 4 月 30 日		
			法 人 税 割	$\frac{12.1}{100} \left[\begin{array}{c} \text{※平成 26 年 10 月 1 日以前に} \\ \text{開始する事業年度分からは} \end{array} \frac{14.7}{100} \right]$		
	県 民 税		個 人	均 等 割	2,000 円	個人市民税と同じ
			所 得 割	課税所得金額の 2%		
	固定資産税			$\frac{1.4}{100}$	1 期 5/1 ～ 5/31 2 期 7/1 ～ 7/31 3 期 9/1 ～ 10/2 4 期 12/1 ～ 1/4	
	都市計画税			$\frac{0.2}{100}$	固定資産税と同じ	

税 目	税 率	納 期 (限)
軽自動車税	1 原動機付自転車 ア 総排気量が50cc以下 2,000円 イ 90cc以下 2,000円 ウ 125cc以下 2,400円 エ ミニカー 3,700円 2 軽自動車 ア 二輪のもの（側車付を含む） 3,600円 イ 三輪のもの 3,100円 （新税率）3,900円（重課税率） 4,600円 ウ 四輪以上のもの 乗用のもの 自家用7,200円 （新税率）10,800円（重課税率）12,900円 営業用5,500円 （新税率） 6,900円（重課税率） 8,200円 貨物用のもの 自家用4,000円 （新税率） 5,000円（重課税率） 6,000円 営業用3,000円 （新税率） 3,800円（重課税率） 4,500円 ※イ、ウについては、平成27年4月1日以後に最初の 新規検査を受けるものは新税率を適用、最初の 新規検査から13年を経過したものは重課税率が適 用されます。 エ 雪上車 3,600円 3 小型特殊自動車 ア 農耕作業用のもの 2,400円 イ その他のもの 5,900円 4 二輪の小型自動車 総排気量が250cc超 6,000円	5/1～5/31
市たばこ税	1,000本につき5,262円（紙巻たばこ三級品は4,000円） 手持品課税 平成30年4月1日午前0時現在において、販売用の紙巻 たばこ三級品を5,000本以上所持するたばこ販売業者 1,000本につき645円	毎月1日から末日分を翌月末日まで 手持品課税 平成30年 5月1日申告期限 平成30年10月1日納付期限
事業所税	(ア) 資産割 事業所床面積 1㎡につき年600円 (イ) 従業者割 従業者給与総額の100分の0.25	法人 各事業年度終了の日から2ヵ月以内 個人 翌年3月15日
入湯税	入湯客1人1日につき 150円	毎月1日から末日分を翌月15日まで

(2) 納税義務者の推移

年 度			25	26	27	28	29	
税 目								
市 民 税	個	普通徴収	均 等 割 の み	11, 237	11, 216	10, 823	11, 193	14, 736
			所 得 割 の み	15, 729	15, 815	15, 796	15, 599	13, 765
			均 等 割 と 所 得 割 を 納 め る 者	58, 000	53, 146	49, 269	50, 491	45, 927
			計	84, 966	80, 177	75, 888	77, 283	74, 428
	人	特別徴収	均 等 割 の み	20, 119	21, 133	21, 843	21, 632	32, 593
			所 得 割 の み	—	—	—	—	—
			均 等 割 と 所 得 割 を 納 め る 者	243, 896	252, 305	257, 327	262, 293	252, 361
			計	264, 015	273, 438	279, 170	283, 925	284, 954
	小 計		325, 758	329, 621	332, 580	336, 790	338, 849	
	法 人 調 定 件 数		29, 757	30, 518	31, 272	31, 206	33, 103	
固 定 資 産 税		土 地 及 び 家 屋	234, 808	236, 692	238, 458	240, 070	240, 994	
		償 却 資 産	(7, 351)	(7, 753)	(8, 163)	(8, 381)	(8, 630)	
		小 計	234, 808	236, 692	238, 458	240, 070	240, 994	
軽 自 動 車 税			259, 024	265, 736	270, 500	272, 265	274, 701	
合 計			849, 347	862, 564	872, 813	880, 331	887, 647	
対 前 年 度		増 加 数	22, 081	13, 217	10, 249	7, 518	7, 316	
		伸 率 (%)	103	102	101	101	101	

(注) 1. 個人住民税は併徴者がいるため、普通徴収と特別徴収の和は小計と一致しない。
2. 償却資産に係る()は土地及び家屋を含む。

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

年 度 税 目			28			29		
			調定額	収入額	収 入 率 (%)	調定額	収入額	収 入 率 (%)
市 民 税	個人分	普 通 徴 収	6,653,613	6,323,064	95.0	6,127,108	5,795,761	94.6
		特 別 徴 収	29,285,710	29,288,710	100.0	29,182,129	29,125,124	99.8
		計	35,938,631	35,611,774	99.1	35,309,237	34,920,885	98.9
	法 人 分		9,118,597	9,085,979	99.6	10,015,784	9,990,764	99.8
	小 計		45,057,228	44,697,753	99.2	45,325,021	44,911,649	99.1
固 定 資 産 税	固定資産	土地・家屋・ 償却資産	38,163,926	37,736,849	98.9	39,310,984	38,927,606	99.0
	交 付 金		335,216	335,216	100.0	323,746	323,746	100.0
	小 計		38,499,142	38,072,065	98.9	39,634,730	39,251,352	99.0
軽 自 動 車 税			1,623,430	1,574,856	97.0	1,706,183	1,665,058	97.6
特 別 土 地 保 有 税			0	0	0.0	0	0	0.0
入 湯 税			26,207	26,207	100.0	24,123	24,123	100.0
事 業 所 税			2,256,693	2,248,907	99.7	2,154,049	2,143,424	99.5
都 市 計 画 税			5,061,528	5,004,887	98.9	5,176,266	5,125,785	99.0
市 た ば こ 税			5,518,553	5,518,553	100.0	5,248,059	5,248,058	100.0
合 計			98,042,781	97,143,228	98.8	99,268,431	98,369,449	99.1
滞 納 繰 越 分			4,100,875	972,342	23.7	3,573,913	1,046,658	29.2
総 計			102,143,656	98,115,570	96.1	102,842,344	99,416,108	96.7

(4) 徴収対策

① 現年度徴収対策

納税推進コールや民間コール等を有効に活用しながら、初期未納対策を推進していく。

② 滞納繰越額の縮減

徴収困難案件等の適切な滞納整理により、繰越額の圧縮を図る。

16 債権管理（債権管理課）

本市が有する債権の確実な徴収、適正な管理は、自主財源の確保とともに財政基盤の強化のための有効な対策となるほか、公平かつ公正な市民負担の確保に資するものである。

このため本市では、全庁的な基本的方向性や課題に対する取組を定めた「債権管理に関する基本方針」を平成28年1月に策定するとともに、同年3月には「熊本市債権管理条例」を制定した。

また、熊本市第7次総合計画及び第5次行財政改革計画の取組の一つとして、債権ごとに収入未済額の削減目標値や課題解決等に向けた具体的取組を定めた「熊本市債権管理計画」を平成29年2月に策定し、毎年度、熊本市債権管理推進会議においてその検証及び評価を行うことにより本計画の進捗管理の徹底を図るなど全庁的な債権管理の取組を推進しているところである。

※収入未済額の削減目標値

個別には、平成27年度の決算における収入未済額が10万円以上の債権について、平成30年度決算までの削減目標を定めたもの。

全体としては、平成27年度の決算における収入未済額合計約14.7億円を平成30年度決算において約12.0億円まで削減することを削減目標としている。

(単位：千円)

債権管理計画記載債権における収入未済額推移		平成27年度	平成28年度
一般会計	市税	4,113,276	3,591,396
	分担金及び負担金	358,187	302,644
	使用料及び手数料	444,851	370,092
	貸付金元利収入	815,403	810,940
	その他収入	1,511,865	1,587,568
	一般会計合計	7,243,582	6,662,640
特別会計	国民健康保険会計	5,889,731	5,753,022
	介護保険会計	571,466	549,293
	後期高齢者医療会計	128,879	107,734
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	225,962	219,579
	奨学金貸付事業会計	36,172	32,391
	その他特別会計	8,603	3,287
特別会計合計		6,860,813	6,665,306
企業会計		656,453	552,340
一般会計＋特別会計＋企業会計		14,760,848	13,880,286

17 選挙

(1) 永久選挙人名簿登録者数

※H24.4.1政令指定都市移行により行政区が開票区となったため行政区を記載

(平30.6.1現在)

開票区	投票区	投票所	男	女	計
中央区	101	熊本市役所	1,018	1,352	2,370
	102	慶徳小学校	1,444	1,761	3,205
	103	五福公民館	1,420	1,911	3,331
	104	一新小学校	2,263	2,877	5,140
	105	一新幼稚園	976	1,313	2,289
	106	京陵中学校	1,501	1,839	3,340
	107	壺川小学校	1,512	1,806	3,318
	108	藤園中学校	1,267	1,615	2,882
	109	碩台小学校	1,431	1,836	3,267
	110	竜南中学校	1,743	2,036	3,779
	111	黒髪小学校	1,217	1,293	2,510
	112	桜山中学校	2,150	2,098	4,248
	113	白川小学校	1,764	2,176	3,940
	114	尚綱大学1号館	1,342	1,656	2,998
	115	九州学院	1,786	2,300	4,086
	116	大江小学校	2,041	2,257	4,298
	117	渡鹿団地集会室鹿乃家	1,960	1,749	3,709
	118	託麻原小学校	3,326	3,653	6,979
	119	白山保育園	1,108	1,324	2,432
	120	白山小学校	2,643	3,124	5,767
	121	出水小学校	2,132	2,735	4,867
	122	出水校区戸井の外集会所	2,051	2,754	4,805
	123	東水前寺公民館	2,393	2,955	5,348
	124	熊本県庁	892	1,053	1,945
	125	砂取小学校	2,799	3,588	6,387
	126	出水南小学校	3,132	3,619	6,751
	127	出水南中学校	1,626	1,939	3,565
	128	帯山西小学校	2,203	2,764	4,967
	129	帯山小学校	3,263	3,918	7,181
	130	帯山校区第6町内公民館	2,121	2,465	4,586
	131	横手保育園	409	503	912
	132	向山小学校	2,967	3,388	6,355
	133	世安町公民館	1,274	1,468	2,742
	134	本荘小学校	1,396	1,612	3,008
	135	春竹小学校	3,092	3,731	6,823
	136	南熊本老人憩の家	2,396	2,719	5,115
	小計		68,058	81,187	149,245
東区	201	東町小学校	2,499	2,487	4,986
	202	江津湖団地第2集会所	1,496	1,919	3,415
	203	画図地域コミュニティセンター	3,563	4,114	7,677
	204	湖東中学校	1,859	2,177	4,036
	205	泉ヶ丘小学校	1,414	1,646	3,060
	206	泉ヶ丘校区公民館	1,088	1,333	2,421
	207	若葉小学校	1,914	2,335	4,249
	208	東野中学校	2,724	3,171	5,895
	209	秋津第二公民館	1,796	2,032	3,828
	210	桜木小学校	4,554	5,227	9,781
	211	健軍東小学校	2,286	2,835	5,121
	212	健軍小学校	2,688	3,169	5,857
	213	尾ノ上小学校	3,098	3,758	6,856

開票区	投票区	投 票 所	男	女	計
東区	214	錦ヶ丘中学校	1,792	2,080	3,872
	215	月出小学校	3,260	3,685	6,945
	216	山ノ内小学校	4,503	5,095	9,598
	217	長嶺小学校	4,801	5,347	10,148
	218	さくら幼稚園	2,537	2,936	5,473
	218	託麻南小学校	3,137	3,572	6,709
	220	託麻東小学校	5,330	5,761	11,091
	221	託麻北小学校	3,258	3,483	6,741
	222	託麻まちづくりセンター	2,459	2,579	5,038
	223	託麻西小学校	3,373	3,741	7,114
	224	下南部公民館	1,236	1,329	2,565
	225	西原公民館	986	1,306	2,292
	226	西原小学校	4,404	4,758	9,162
	小 計		72,055	81,875	153,930
西区	301	高橋小学校	1,119	1,292	2,411
	302	上熊本老人憩の家	938	1,125	2,063
	303	池田地域コミュニティセンター	1,628	1,732	3,360
	304	池田小学校	1,718	1,742	3,460
	305	京町台保育園	976	1,178	2,154
	306	花園小学校	2,842	3,308	6,150
	307	花園第6町内垣ノ内公民館	1,450	1,769	3,219
	308	城西一町内ふれあいセンター	1,550	1,910	3,460
	309	城西小学校	2,918	3,495	6,413
	310	春日小学校	1,714	2,054	3,768
	311	春日保育園	960	1,078	2,038
	312	古町小学校	1,252	1,428	2,680
	313	花陵中学校	1,847	2,421	4,268
	314	白坪小学校	2,555	2,941	5,496
	315	城山小学校	3,973	4,693	8,666
	316	西部上下水道センター	2,013	2,469	4,482
	317	中島地域コミュニティセンター	824	950	1,774
	318	二番公民館	736	807	1,543
	319	小島小学校	1,063	1,191	2,254
	320	有明保育園	243	263	506
	321	旧松尾東小学校	272	277	549
	322	旧松尾西小学校	405	475	880
	323	松尾北地域コミュニティセンター	82	90	172
	324	河内小学校	977	1,092	2,069
	325	河内公民館	696	791	1,487
	326	椎亀公民館	348	403	751
	327	芳野中学校	438	504	942
	小 計		35,537	41,478	77,015
南区	401	南区役所	2,643	3,072	5,715
	402	託麻中学校	2,424	2,872	5,296
	403	田迎南小学校	3,184	3,499	6,683
	404	田迎西小学校	2,511	2,928	5,439
	405	御幸小学校	3,883	4,538	8,421
	406	川尻小学校	1,589	1,830	3,419
	407	城南中学校	2,442	2,926	5,368
	408	城南小学校	956	1,178	2,134
	409	そよかぜこども園	1,625	1,849	3,474
	410	日吉小学校	1,928	2,287	4,215

開票区	投票区	投 票 所	男	女	計
南区	411	日吉東小学校	2,729	3,026	5,755
	412	力合小学校	2,964	3,516	6,480
	413	力合西小学校	2,628	3,153	5,781
	414	飽田東小学校	2,729	3,190	5,919
	415	飽田南小学校	968	1,114	2,082
	416	飽田西小学校	980	1,109	2,089
	417	中緑小学校	410	484	894
	418	銭塘小学校	900	992	1,892
	419	奥古閑小学校	1,301	1,445	2,746
	420	川口小学校	803	870	1,673
	421	富合中学校	992	1,054	2,046
	422	坂本公民館	1,278	1,374	2,652
	423	杉上地域コミュニティセンター	1,099	1,215	2,314
	424	城南福祉センター	2,548	2,841	5,389
	425	六田公民館	329	348	677
	426	豊田小学校	995	1,069	2,064
	427	鰯瀬公民館	493	568	1,061
	428	下宮地コミュニティセンター	865	973	1,838
	429	東阿高公民館	803	848	1,651
	小 計		48,999	56,168	105,167
	北区	501	かがやき館	1,607	1,689
502		植木地域コミュニティセンター	1,387	1,624	3,011
503		山東地域コミュニティセンター	425	470	895
504		吉松スポーツ公園	477	484	961
505		吉松地域コミュニティセンター	967	1,089	2,056
506		田底地域コミュニティセンター	651	813	1,464
507		植木ふれあい文化センター	350	388	738
508		山本地域コミュニティセンター	725	801	1,526
509		田原地域コミュニティセンター	609	698	1,307
510		鹿南中学校	935	1,017	1,952
511		菱形地域コミュニティセンター	620	637	1,257
512		桜井小学校	1,203	1,342	2,545
513		千本桜公民館	769	794	1,563
514		大和地域コミュニティセンター	1,002	1,215	2,217
515		西里地域コミュニティセンター	1,135	1,242	2,377
516		熊本市食品交流会館	1,529	1,682	3,211
517		めいとくの里	1,070	1,204	2,274
518		北部まちづくりセンター	3,063	3,489	6,552
519		勤労青少年ホーム	4,093	4,691	8,784
520		清水小学校	2,198	2,689	4,887
521		亀井公民館	1,358	1,598	2,956
522		高平台小学校	3,859	4,504	8,363
523		化学及び血清療法研究所	1,766	2,018	3,784
824		八景水谷公民館	1,443	1,694	3,137
525		城北小学校	2,942	2,222	5,164
526		清水北老人憩の家	1,195	1,394	2,589
527		麻生田小学校	2,987	3,685	6,672
528		楡木小学校	2,596	3,119	5,715
529		楠小学校	2,394	2,825	5,219
530		武蔵小学校	2,438	2,915	5,353
531		弓削小学校	2,185	2,341	4,526
532		龍田小学校	3,894	4,281	8,175
533		龍田西小学校	2,379	2,652	5,031
小 計		56,251	63,306	119,557	
合 計		280,900	324,014	604,914	

(2) 市議会議員選挙各種記録の推移

選挙執行年月日 区分	平19. 4. 22	平20. 11. 16 富合町選挙区 増員選挙	平22. 4. 25 植木町選挙区 増員選挙	平23. 4. 24 熊本市選挙区	平23. 4. 24 富合町選挙区
有権者総数	518,153	6,661	24,676	564,316	6,963
投票者数	244,041	4,921	14,081	248,461	3,861
投票率(%)	47.10	73.88	57.06	44.03	55.45
立候補者数	62	2	5	66	2
定数	48	1	2	48	1
最高得票数	7,529	2,771	3,934	11,196.000	2,465
当選者最低得票数	3,134	2,771	3,551	3,163.343	2,465
立候補者最高年齢	71	63	63	68	65
〃最低年齢	25	61	35	30	47

選挙執行年月日 区分	平27. 4. 12 中央区選挙区	平27. 4. 12 東区選挙区	平27. 4. 12 西区選挙区	平27. 4. 12 南区選挙区	平27. 4. 12 北区選挙区
有権者総数	139,989	148,120	75,385	100,025	115,153
投票者数	59,270	64,376	38,466	53,288	無投票
投票率(%)	42.34	43.46	51.03	53.27	—
立候補者数	16	14	8	11	10
定数	11	13	6	8	10
最高得票数	6,185	8,386.143	6,490	5,524	—
当選者最低得票数	3,016	2,982.856	3,532	4,515	—
立候補者最高年齢	64	71	71	69	68
〃最低年齢	26	34	36	43	37

(3) 過去の選挙の投票率

(単位 %)

開票区 選挙別(実施日)	中央区	東区	西区	南区	北区	全体
参議院議員通常選挙(選挙区)(平25. 7. 21)	47.81	49.96	49.17	47.63	49.87	48.92
熊本市長選挙(平26. 11. 16)	40.44	39.55	40.68	40.89	40.43	40.32
衆議院議員総選挙(小選挙区第1区)(平26. 12. 14)	48.55	48.21	48.65	41.79	49.00	48.53
衆議院議員総選挙(小選挙区第2区)(平26. 12. 14)	38.68		42.44			41.84
衆議院議員総選挙(小選挙区第3区)(平26. 12. 14)					41.62	41.62
衆議院議員総選挙(小選挙区第4区)(平26. 12. 14)						41.79
市議会議員一般選挙(平27. 4. 12)	42.34	43.46	51.03	53.27	無投票	46.47
県議会議員一般選挙(平27. 4. 12)	42.16	43.26	50.90	53.08	38.20	44.68
熊本県知事選挙(平28. 3. 27)	44.00	45.29	47.11	47.80	47.91	46.17
参議院議員通常選挙(選挙区)(平28. 7. 10)	46.91	47.72	47.91	47.44	48.37	47.63
熊本県知事選挙(平28. 3. 27)	44.00	45.29	47.11	47.80	47.91	46.17
参議院議員通常選挙(選挙区)(平28. 7. 10)	46.91	47.72	47.91	47.44	48.37	47.63
衆議院議員総選挙(小選挙区第1区)(平29. 10. 22)	53.63	54.72	54.16	54.25	55.32	54.51
衆議院議員総選挙(小選挙区第2区)(平29. 10. 22)						54.21

※国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

(4) 各種選挙党派別得票状況

党派別 選挙別	区分	自民党	社民党	公明党	共産党	民主党	維新	希望の党	次世代	諸派	無所属	計
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数1 (平 25. 7. 21)	総得票数	162, 763			23, 677	85, 971				4, 479		276, 890
	最高 "	162, 763			23, 677	85, 971				4, 479		
	最低 "	162, 763			23, 677	85, 971				4, 479		
	得票率 (%)	58. 78			8. 55	31. 05				1. 62		100
	候補者数	1			1	1				1		4
熊本市長選挙 (平 26. 11. 16)	総得票数										232, 271	232, 271
	最高 "										129, 994	
	最低 "										25, 769	
	得票率 (%)										100	100
	候補者数										3	3
衆議院 小選挙区選挙第1区 定数1 (平 29. 10. 22)	総得票数	123, 431						96, 374				219, 805
	最高 "	123, 431						96, 374				
	最低 "	123, 431						96, 374				
	得票率 (%)	56. 15						43. 85				100
	候補者数	1						1				2
衆議院 小選挙区選挙第2区 定数1 (平 29. 10. 22)	総得票数	45, 671	13, 726								36, 729	96, 126
	最高 "	45, 671	13, 726								36, 729	
	最低 "	45, 624	13, 726								36, 729	
	得票率 (%)	47. 51	14. 28								38. 21	100
	候補者数	1	1								2	4
市議会議員選挙 定数48 (平 27. 4. 12)	総得票数	64, 893		29, 610	15, 645	9, 753	3, 762				86, 479	210, 142
	最高 "	8, 386		5, 555	5, 304	5, 238	3, 762				6, 490	
	最低 "	4, 153		4, 232	2, 467	4, 515	3, 762				588	
	得票率 (%)	30. 88		14. 09	7. 44	4. 64	1. 79				41. 15	100
	候補者数	16		7	5	2	1				28	59
県議会議員選挙 定数17 (平 27. 4. 12)	総得票数	95, 714		36, 696	16, 354	26, 352					79, 343	254, 459
	最高 "	18, 535		12, 509	10, 985	13, 472					18, 784	
	最低 "	9, 902		11, 748	5, 369	12, 880					699	
	得票率 (%)	37. 61		14. 42	6. 43	10. 36					31. 18	100
	候補者数	7		3	2	2					8	22
熊本県知事選挙 (平 28. 3. 27)	総得票数										268, 914	268, 914
	最高 "										174, 459	
	最低 "										13, 163	
	得票率 (%)										100	100
	候補者数										3	3
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数1 (平 28. 7. 10)	総得票数	158, 275								12, 615	107, 279	278, 169
	最高 "	158, 275								6, 571	107, 279	
	最低 "	158, 275								6, 044	107, 279	
	得票率 (%)	56. 90								4. 53	38. 57	100
	候補者数	1								2	1	4

※各選挙の直近のものを記載

国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

按分による小数点以下の得票数は省略

衆・参議院議員選挙の比例代表選挙については記載なし

18 人事委員会

人事委員会は、人事行政の適正な実施を確保するため、地方公務員法第7条第2項の規定に基づき、平成6年4月1日に設置され、政令指定都市移行に伴い、平成24年4月1日から同条第1項の人事委員会として位置付けられることとなった。本委員会は、人格が高潔で人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て市長が選任する3人の委員をもって組織されている。

本委員会は、法律及び条例の規定に基づき、人事行政に関する調査研究をはじめ、職員の採用及び昇任に係る競争試験・選考の実施、給与の報告及び勧告、職員に関する条例案に対する意見の申出、労働基準監督機関の職権行使、人事委員会規則の制定改廃並びに職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に対する審査請求の審査などを主な業務としている。

(1) 平成29年度職員採用試験の実施状況

	職 種	申込者数 (人)	第 一 次 受験者数 (人) A	第 一 次 合格者数 (人)	第 二 次 受験者数 (人)	最 終 合格者数 (人) B	倍率 (倍) A/B
上 級 職	事 務 職	472	322	104	100	52	6.2
	社 会 福 祉 職	34	29	19	19	9	3.2
	心 理 相 談 員	17	12	7	7	2	6.0
	技 術 職	土 木	31	26	25	23	1.1
		建 築	14	11	11	8	1.8
		機 械	17	14	12	11	2.3
		電 気	25	21	12	12	3.5
		化 学	18	15	7	7	7.5
		農 業	6	4	3	3	2.0
		水 産	2	2	1	1	2.0
		造 園	2	2	2	1	2.0
民間企業等経験者等	技 術 職 (土 木)	18	17	14	14	3	5.7
	事 務 職 (情 報)	9	8	8	8	3	2.7
	事 務 職 (法 務)	11	7	7	6	3	2.3
免許資格職 (上級職)	保 健 師	21	21	16	16	8	2.6
初 級 職	事 務 職	130	105	24	22	12	8.8
	学 校 事 務 職	35	31	10	8	4	7.8
	技 術 職	土 木	20	19	10	9	3.8
		建 築	5	5	4	3	2.5
		機 械	8	8	7	5	4.0
		電 気	15	15	7	6	7.5
消 防 職	上 級 消 防 職	142	123	16	16	8	15.4
	初 級 消 防 職	212	192	16	16	8	24.0
	初級消防職(救急救命士)	27	22	7	6	2	11.0
採用選考試験	文 化 財 専 門 職	10	7	5	5	1	7.0
	保 育 士	69	59	33	30	15	3.9
	身体障害者対象(事務職)	9 (4)	7 (2)	—	—	4 (1)	1.8
	身体障害者対象(学校事務)	(4)	(2)	—	—	(1)	2.0
計		1,383	1,106	387	365	193	5.7

※任期付、任命権者実施分を除く。

※上表身体障害者対象中の括弧内の数字は併願者数。

(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、平成29年職種別民間給与実態調査をもとに、平成29年10月11日に市議会議長及び市長に対して「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その主な概要は、次のとおりである。

ア 職員の状況

(平成29年4月現在)

区 分	職 員 数	平 均 給 与	平 均 年 齢	平均経験年数
調 査 対 象 職 員	7,758 人	377,889 円	43 歳 10 月	21 年 3 月
うち一般行政職	2,938 人	354,478 円	42 歳 4 月	20 年 1 月

イ 職種別民間給与実態調査

市内の120事業所(企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の304事業所から無作為抽出)を対象に、平成29年4月分の従業員の給与等について調査を実施

ウ 公民の給与比較

(7) 月例給の較差(一般行政職の職員と民間の同種の従業員の給与の比較)

民 間 (A)	職 員 (B)	較 差 (A) - (B)
358,452 円	357,502 円	950 円

(1) 特別給(期末手当及び勤勉手当)の支給割合の較差

民 間 (A)	職 員 (B)	較 差 (A) - (B)
4.42 月	4.20 月	0.22 月

エ 給与の改定について

(7) 給料表等

民間給与が職員給与を950円(0.27%)上回った。本市の実情を勘案して給料表等の改定を行うことにより較差の解消を行うことが必要

(1) 特別給(期末手当及び勤勉手当)

市内民間事業所の特別給の年間支給割合が職員の年間支給月数より0.22月分上回った。人事院勧告を踏まえ、勤勉手当の支給月数を0.20月分引き上げることが必要

(ウ) 初任給

市内民間事業所における初任給月額、本市職員の初任給月額を上回っているが、近年の市内民間事業所における初任給月額と比較すると大きく乖離しているため、平成30年度以降の初任給月額について引き続き注視することが必要

(1) 初任給調整手当

医療職員給料表の適用を受ける職員(医師及び歯科医師)の初任給調整手当については、人事院勧告の内容を考慮して改定を行うことが必要

オ 扶養手当制度の見直しについて

平成28年、人事院は、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額の6,500円まで減額し、減額することにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を10,000円に引き上げるよう勧告し、国において平成29年4月から段階的に実施。本市においては、平成28年は職種別民間給与実態調査の実施を見送ったため、市内民間事業所における家族手当の状況が把握できなかったこともあり、国及び他の地方公共団体の動向を注視しつつ、慎重に検討を行う旨を報告。平成29年の職種別民間給与実態調査の結果、市内民間事業所において配偶者手当の見直しを検討している事業所が増加傾向にあることや配偶者に家族手当を支給する事業所の割合が減少傾向にあることが確認できたこと及び国の扶養手当制度に準拠してきたことから、国に準じた見直しが適当

(3) 公平審査

ア 勤務条件に関する措置要求

勤務条件についての措置要求の審査の状況

(平成30年3月31日現在)

事 案 名	審 査 の 状 況
平成30年措第1号事案 (平成30年3月28日要求)	(事務局において形式要件の審査中)

イ 不利益処分に関する審査請求

不利益処分についての審査請求の審査の状況

(平成30年3月31日現在)

事 案 名	審 査 の 状 況
平成28年不第1号事案 (平成28年1月22日申立て)	平成 29 年 04 月 25 日 第 2 回口頭審理 平成 29 年 07 月 04 日 第 3 回口頭審理 平成 29 年 07 月 25 日 第 4 回口頭審理 (結審) 平成 29 年 12 月 08 日 裁決
平成28年不第2号事案 (平成28年2月17日申立て)	平成 29 年 05 月 23 日 第 1 回口頭審理 平成 29 年 08 月 21 日 第 2 回口頭審理 平成 29 年 11 月 01 日 第 3 回口頭審理 (結審) 平成 30 年 03 月 13 日 裁決
平成28年不第3号事案 (平成28年2月24日申立て)	平成 29 年 05 月 18 日 第 4 回書面審理 (結審) 平成 29 年 07 月 03 日 裁決
平成29年審第1号事案 (平成29年1月20日請求)	平成 29 年 12 月 26 日 準備手続
平成29年審第2号事案 (平成29年4月4日請求)	平成 29 年 04 月 20 日 受理

ウ 職員からの苦情処理

苦情相談をすることができるのは、地方公務員法上の一般職の職員（企業局職員及び技能労務職員を除く。）であり、教職員（県費負担教職員を含む。）、消防職員、条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員も対象となる。

平成17年度から、人事委員会は職員からの勤務条件等に係る苦情相談を受けている。

平成29年度の相談者数（件数）は6件であり、相談内容の区分と件数は次のとおりである。

区 分	任 用	給 与	勤務条件 服 務	福 利 厚 生	セクハラ いじめ等	そ の 他	計
件 数	-	-	2	-	3	1	6

市 民 生 活

1	区	政	113
2	社 会 保 障 ・ 税 番 号 制 度 推 進		132
3	市 民 協 働		134
4	地 域 コ ミ ュ ニ テ イ づ く り 支 援		135
5	安 全 安 心 ま ち づ く り 交 通 安 全 対 策		137
6	消 費 者 行 政		140
7	男 女 共 同 参 画		142
8	人 権 推 進		144
9	生 涯 学 習		147
10	熊本市オンブズマン制度		150

1 区 政

(1) 経緯

平成20年10月6日に富合町と、平成22年3月23日に城南町、植木町と合併し、人口約72万8千人の都市となり、平成24年4月1日に政令指定都市へと移行した。

これにより都市ブランドの向上や拡充される権限・財源を活用しながら、区役所を地域の拠点として、住民と一体となったまちづくりを推進する。

(2) 区役所・まちづくりセンター・総合出張所の機能

ア 区役所の機能

平成24年4月1日政令指定都市への移行に伴い、市内を「中央区・東区・西区・南区・北区」の5つの区に分け、それぞれに区役所を設置した。区役所は、市民に身近な手続きや行政サービスを総合的に提供するとともに区域の魅力や特性を生かしたまちづくりの拠点としての役割を担う。

課（室）	主な取扱業務
区民課	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、パスポート申請・交付、個人番号カード、公的個人認証サービス（電子証明書の発行）など
税務課	個人市民税・県民税の賦課、固定資産税・都市計画税の賦課、納税相談・窓口収納、市税に関する証明発行など
福祉課〔福祉事務所〕	介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉、福祉相談、被災者くらし再建支援など
保護課〔福祉事務所〕	生活保護法関係業務
保健子ども課 〔福祉事務所〕	健康づくり、母子保健、成人保健、精神保健、歯科保健、栄養改善・食育推進、児童福祉、児童手当・児童扶養手当、児童虐待、保育園入所受付など
総務企画課	区の重要施策の立案および総合調整、コミュニティ交通、防災、広報、統計、文書管理、庁舎管理、地域コミュニティ活動支援、町内自治会、交通安全、防犯、環境、相談窓口、体育施設の使用許可など
農業振興課※1	地域農業の振興、農業施設の整備・維持管理、土地改良事業、農地及び農業用施設の災害復旧事業など
（地域整備室※2）	旧富合町、旧城南町、旧植木町町域内の市道などの整備に関すること
（植木中央土地区画整理事業所※3）	植木中央土地区画整理事業
選挙管理委員会事務局※4	選挙管理委員会の運営、選挙の執行に関することなど
農業委員会事務局分室※5	農地に関する相談・申請等の受付、農地に関する証明発行など

※1 中央区役所には設置なし。中央区における農業振興関係業務は東区農業振興課で行う。

※2 北区役所および南区役所に、旧植木町・旧富合町・旧城南町との新市基本計画に基づく道路の新設・改良・維持補修を担当する地域整備室を配置する。

※3 北区役所に植木中央土地区画整理事業を担当する事業所を配置する。

※4 当該業務は総務企画課で行う。

※5 中央区役所、東区役所には設置なし。

イ まちづくりセンターの機能

平成29年4月、地域支援の拠点として、出張所等を再編してまちづくりセンターを設置し、49名の地域担当職員を配置した。これにより、地域のさまざまな要望・相談の窓口、地域情報の収集や行政情報の発信、地域コミュニティ活動の支援などの役割りを担い、地域のさまざまな課題解決へ向けた取り組みを支援する。

地域担当職員配置状況及び主な取扱業務

区	中央区	東区			西区			南区						北区				計
まちづくりセンター	中央	託麻	秋津	東部	西部	河内	花園	富合	飽田	天明	幸田	城南	南部	植木	北部	清水	龍田	
配置状況(人)	8	3	2	3	5	2	2	2	2	2	2	2	3	4	2	2	3	49
主な取扱業務	地域コミュニティ活動支援及び推進、町内自治会及び校区自治協議会等の相談及び支援、地域の相談、要望、陳情等に関すること、地域情報の収集、行政情報の提供、市民公益活動の相談及び支援 等																	

ウ 総合出張所・サービスコーナーの機能

区役所の窓口機能を補完し、より身近なところで市民の利用ニーズの高い住民票等の証明書の交付業務や福祉関係の業務を行うため、託麻、河内、天明、幸田、城南、清水、龍田の7ヶ所のまちづくりセンターに、総合出張所を設置している。大江、秋津、東部、花園、飽田、南部、北部の7ヶ所のまちづくりセンターのサービスコーナーでは、住民票等の証明書の交付業務のみを行う。

総合出張所、サービスコーナー	主な取扱業務
総合出張所 (託麻・河内・芳野分室・天明・幸田・城南・清水・龍田)	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金の一部事務、さくらカード発行など高齢者・障がい者福祉に関する一部事務、子ども医療費の助成（ひまわりカード）に関する一部事務
サービスコーナー (大江・秋津・東部・花園・飽田・南部・北部)	住民票、戸籍関係証明（※）、所得・課税証明、印鑑登録証明の交付 ※現在のものに限り、特殊な証明を除く。

エ 建物概要及び職員数

(平成30年4月1日現在)

区	所属	所在地	建設年月日	構造	敷地面積 (㎡)	職員数 (再任用数)
			建設費(千円)		建物延面積 (㎡)	区役所・まちづくりセンター
中央区	中央区役所 中央区まちづくりセンター	手取本町1番1号 (市庁舎1～3階の一部)	S56.9.30	—	—	267
			—		—	(28)
	五福交流室	細工町2丁目25番地	H3.3.15	RC造 地下1階 地上4階建	6,682.00	5
			2,816,050		8,227.00	(1)
	大江交流室	大江6丁目1番85号	S63.7.11	RC造2階建	5,029.40	8
			486,435		1,534.62	(3)

区	所属	所在地	建設年月日	構造	敷地面積 (㎡)	職員数 (再任用数)
			建設費（千円）		建物延面積 (㎡)	区役所・まちづ くりセンター
東区	東区役所	東本町16番30号	H24. 1. 31	SRC造3階建 一部S造	8,394.62	204
			1,804,453		5,172.88	(13)
	託麻まちづくりセンター （託麻総合出張所）	長嶺東7丁目11番15号	S56. 5. 30	R C造2階建	6,248.20	23
			483,590		2,010.00	(3)
	秋津まちづくりセンター	秋津3丁目15番1号	S60. 8. 10	R C造2階建	11,165.53	10
			521,448		1,910.34	(1)
	東部まちづくりセンター	錦ヶ丘1番1号	S52. 7. 4	R C造2階建 一部S造	8,008.30	12
			311,552		2,030.14	(3)
西区	西区役所 西部まちづくりセンター	小島2丁目7番1号	H14. 3. 29	R C造2階建	14,970.66	145 (14)
			1,857,437			
			H24. 1. 31 増築	R C造 3 階建 一部S造	7,501.86	
			1,481,994			
	河内まちづくりセンター （河内総合出張所）	河内町船津2069番地5	S59. 3. 20	R C造地下1階 地上4階建	2,009.66	13
			559,947		2,766.50	(3)
	河内まちづくりセンター 芳野分室	河内町野出1410番地	S58. 3. 18	S造2階建	6,717.00	4
			149,786		761.02	(1)
	河内まちづくりセンター 河内交流室	西区河内町船津 791 番地	H3. 3. 20	R C造 3 階建	18,013.69	5
			351,549		1,475.85	(2)
	花園まちづくりセンター	花園5丁目8番3号	H2. 8. 27	R C造2階建	5,145.00	10
			591,608		1,864.30	(3)
南区	南区役所	富合町清藤405番地3	H7. 3. 6	R C造3階建	5,545.71	146
			1,317,243		3,455.33	(10)
	富合まちづくりセンター	富合町清藤400番地	H15. 4. 1	R C造 一部S造3階建	10,850.00	9
			1,630,000		3,422.00	(1)
	飽田まちづくりセンター	会富町1333番地1	H8. 3. 15	R C造2階建	6,544.00	11
			1,840,000		2,999.79	(4)
	天明まちづくりセンター （天明総合出張所）	奥古閑町2035番地	H6. 3. 30	R C造2階建	7,426.00	15
			127,988		720.00	(2)
	幸田まちづくりセンター （幸田総合出張所）	幸田2丁目4番1号	S57. 6. 2	R C造2階建	5,578.00	21
			492,240		1,950.94	(3)
	城南まちづくりセンター （城南総合出張所）	城南町宮地1050番地	S60. 4. 5	R C造3階建	29,083.40	21
			862,172		3,470.06	(2)
城南交流室	城南町舞原394番地1	H9. 3. 19	R C造一部S R C造 2 階建	21,860.00	5	
		1,419,914		5,156.67	(1)	
南部まちづくりセンター	南高江6丁目7番35号	S62. 7. 6	R C造2階建	8,284.61	10	
		541,115		1,917.27	(3)	
北区	北区役所	植木町岩野238番地1	H3. 10. 14	R C造3階建 一部4階建	22,754.75	156
			2,141,203		5,988.30	(11)
	植木まちづくりセンター	植木町岩野238番地1	H5. 10. 1	R C造2階建 一部4階建	19,336.70	9
			2,069,503		4,921.76	(0)
	北部まちづくりセンター	鹿子木町66番地	H1. 12. 4	R C造2階建	8,034.92	8
			730,800		4,509.42	(1)
	清水まちづくりセンター （清水総合出張所）	清水亀井町14番7号	S59. 5. 10	R C造2階建	8,363.26	19
			451,268		1,793.38	(3)
龍田まちづくりセンター （龍田総合出張所）	龍田弓削1丁目1番10号	S54. 7. 11	R C造2階建	5,380.00	24	
		350,428		1,803.26	(4)	

※()の再任用の人数は、職員数の内数

(3) 区のまちづくり

中央区役所

【シンボルマーク】



熊本城と市電軌道敷のグリーンカーペットをモチーフに、周りに人の「輪」と「和」をあらわすリングを配し、全体に中央区の「中」の文字も意識してわかりやすいマークにした。

ア 概要

人口密度が最も高く都市機能集積が進んでいる市中央部のエリアで、区の中央には県内一の中心商店街が広がる一方、周辺地域には城下町風情も残っており、新旧の調和が保たれている。また、行政機関や企業の本店も多く、交通網の拠点として交通センターからは放射線状にバス網が張り巡らされている。

また、区内を白川と坪井川が縦断し、中心部の熊本城一帯や北部の立田山の豊かな緑、南東部の水前寺成趣園や江津湖等の湧水など自然にも恵まれている。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を“新たな出会いと未来創造の^{まち}都会 ～つながる、中央区。～ ”とし、その実現のために以下の4つのまちづくりの方向性に沿った取り組みを進める。

- 方向性1 “きらり”とひかる品格たようまちをつくる
- 方向性2 “わくわく”があふれる活力と賑わいのあるまちをつくる
- 方向性3 “ほっと”できる安全で安心なまちをつくる
- 方向性4 “いきいき”と暮らせる健やかなまちをつくる

ウ まちづくり事業

平成30年度の中央区まちづくり推進事業

【地域活動の負担軽減】

- ① 「地域リーダー応援事業」 地域団体の担い手育成のため、会議の進め方などを習得する講習会を実施。

【生きがいとしての地域活動】

- ② 「校区の魅力発見発信事業」 子どもたちが地域を取材・情報発信し、地域に対する理解や関心を高める。
- ③ 「中央区スポーツ交流事業」 熊本市中央区体育協会と協働で、校区対抗のスポーツ大会を実施。
- ④ 「水前寺賑わいづくり支援事業」 地域住民や地元商店街、行政が協働し、水前寺賑わい祭りを開催。

【おたがいさまでささえあう地域づくり】

- ⑤ 「みんなのまちづくり情報発信事業」 中央区への転入者に対し、中央区の魅力や子育て情報などを発信。
- ⑥ 「お互いさまのまちづくり研修会」 地域包括ケアシステムの構築に向け研修会を開催。
- ⑦ 「中央区地域防災支援事業」 防災知識・意識の普及啓発や、地域防災に必要なノウハウを学ぶ講座などを開催。

【持続可能な地域となるために】

- ⑧ 「中央区まちづくりスクール事業」 課題解決型ワークショップを開催。ボランティア活動や地域の活動等、個々のフィールドで課題解決ができる人材を育成。
- ⑨ 「中央区から糖尿病を減らそう事業」 65歳未満の成人で糖尿病の治療中でない方を対象に、簡易血糖検査、血糖要指導者へのフォロー、糖尿病対策運動教室等を実施。

【その他】

- ⑩ 「中央区地域コミュニティづくり支援補助金」 地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けた取り組みを財政的に支援。



めざす
区の姿

新たな出会いと未来創造の都会

～つながる、中央区。～

さまざまな「つながり」を大切にすることで、心豊かで活力ある未来



- 〈まちづくりの方向性〉 ① “きらり” とひかる品格たようまちをつくる ② “わくわく” があふれる活力と賑わいのあるまちをつくる
③ “ほっと” できる安全で安心なまちをつくる ④ “いきいき” と暮らせる健やかなまちをつくる
- 〈まちづくりの進め方〉 ① 参画と協働によるまちづくり ② 情報の共有と住民対話の推進
- 〈まちづくり事業等〉 事業予算 1999 万円（復興基金事業含む）

広報

■中央区 trip

中央区にある電停にスポットを当て、市電を使った手軽な小旅行を提案するリーフレットを作成・配布しました。

■市政だより「区のページ」 ■中央区ホームページ

■中央区フェイスブック



中央区 trip



中央区フェイスブック

地域コミュニティづくり支援補助金

■魅力あるまちづくりを推進するため、校区自治協議会や町内自治会等が実施する様々な分野のコミュニティ活性化や課題解決への取組みに対して、財政的支援を行っています。平成 29 年度は 18 団体から応募があり、15 団体の事業が採択されました。

未来キャラバン

■自治会や企業、店舗を「地域のお宝（魅力）」として位置づけ、子供たちによる取材・撮影・HP 作成・地域へのプレゼンまでを地元プロ講師が密着講義し、「企画力」「ものづくりを通しての地域との繋がり」を学び、地域のお宝（魅力）を発見・発信しました。



からだいいき健康フェスタ

■区民の健康増進や交流、親子での健康づくりのきっかけとしていただくため、子どもから大人まで楽しめる健康イベントを開催し、話題の足型測定や小学生への「GAPS（ゴールデンエイジフィジカルスクール）」を実施しました。



防災

■中央区地域防災支援事業

熊本地震での経験を今後につなげていくため、防災知識の普及や、避難所運営に係る校区のリーダー的な役割を担う市民の育成を行うことにより、地域の災害対応力の強化を図りました。

「親子ぼうさい教室」「そなえる防災講座」「防災出前講座」「地域版ハザードマップ作成」「新聞やビニールで防災グッズづくり」など



親子防災教室



そなえる防災講座

水前寺賑わいづくり支援事業

■「水まち水前寺～春・夏・秋・冬～」をテーマに、平成 26 年度から水前寺界隈の活性化に向けた取り組みを支援しています。平成 29 年度はまつりを通して地域 PR ブースを設置し、地域の魅力を再発見できるよい機会となりました。



中央区まちづくり懇話会

■区の特性を生かしたまちづくりの推進に関して、「まちづくり事業アイデア提案制度」により提案された内容等を協議しました。



東区役所

【シンボルマーク】



東区の「ひ」の字を「区民」に見立てて、シンボル化したもので、
「自然豊かな 笑顔あふれる 未来のまち 東区」を表現した。

【愛称】ひがっぴい

ア 概 要

熊本市の東部に位置し、5つの区の中では最も人口が多い区である。

区域内には九州自動車道がほぼ南北に延びており、国道57号（通称東バイパス）や一般県道熊本空港線（通称国体道路）、主要地方道熊本益城大津線（通称第二空港線）、主要地方道熊本高森線（通称電車通り）等の主要幹線が走り、商業施設や医療機関、学校や福祉施設等も多く都会の姿を見せる一方で、北には託麻三山や運動公園、南には江津湖の自然が広がっており、都市の利便性と自然とが調和した住環境に優れた地域である。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を「自然豊かな 笑顔あふれる未来のまち 東区」とし、豊かな自然環境と快適でにぎわいのある住環境の中で、自然とふれあい、みんなの笑顔があふれ、活気に満ちた未来のあるまちをめざす。

そのためには、自然や地域の歴史・文化を大切にするとともに、人と人とのつながりや地域と地域の結びつきなど新たな絆を広げながら、みんなで支えあい、誰もが健康で安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。

基本方針1 【人と人がつながり世代を越えて語り合えるまち】

基本方針2 【誰もが安全で安心して過ごせるまち】

基本方針3 【誰もがいきいきと暮らせるまち】

基本方針4 【美しい自然を守り育てふれあえるまち】

基本方針5 【暮らしやすく活気あふれるまち】

ウ まちづくり事業

平成30年度の東区まちづくり推進事業

【人と人がつながり世代を越えて語り合えるまち】

- ・東区民まつり開催経費 区民相互の交流と親睦を深め、区の一体感の醸成を図る。
- ・地域コミュニティづくり支援補助金 自治会等の課題解決やコミュニティの活性化を財政的に支援する。など

【誰もが安全で安心して過ごせるまち】

- ・地域防災合同訓練事業 地域防災意識の向上を図る。など

【誰もがいきいきと暮らせるまち】

- ・高齢者がいきいきと暮らせる支援体制づくり 認知症啓発のための研修会及びフォローアップ研修を行う。
- ・子育て支援ネットワーク活性化事業 校区子育てマップや防災リーフレットの活用により、ネットワーク活動活性化と子育て支援の充実に繋げる。
- ・東区健康まちづくり活性化経費 健康まちづくり推進員と協働で校区イベントに参加し、啓発を行う。
- ・熊本市子どもの食育推進ネットワーク（東区役所エリア）を活用した食育の推進 非常災害時に必要な備えや情報をまとめ、共有していくことで災害に強い食育の地域づくりを推進する。など

【まちづくりビジョンの推進体制】

- ・まちづくり懇話会開催経費 まちづくりに関する事項について協議を行う。
- ・東区地域活性化支援事業 「地域担当職員」が担当校区の地域課題を解決するために各種支援を行う。など

自然豊かな 笑顔あふれる未来のまち 東区

市民協働で豊かな自然環境と快適でにぎわいのある住環境の中で、自然とふれあいみんなの笑顔があふれ、活気に満ちた未来のあるまちをめざします。



● 平成29年度 まちづくり推進事業実績

市民

基本方針:1

人と人がつながり世代を越えて語り合えるまち

● 東区民まつり

地域の交流と親睦を深めるために、地元の方々や学校等に参加していただきました。これからも地域の方々からいただいたご意見やアイデアを参考にしながらお祭りの催しを工夫していきます。



基本方針:2

誰もが安全で安心して過ごせるまち

● 地域防災合同訓練事業

熊本地震のような大規模災害にも対応できるよう、地域の方々と協力しながらより実践的な訓練の実施や校区防災連絡会の立ち上げ等を行いました。



訓練の様子

立ち上げの様子

基本方針:3

誰もがいきいきと暮らせるまち

● 認知症徘徊模擬訓練

認知症徘徊者の気持ちに配慮した声かけや見守りの訓練を行いました。これからも、徘徊者をできるだけ早く発見し、無事に保護することができる仕組みを地域の方々と一緒に作っていきます。



基本方針:4

美しい自然を守り育てふれあえるまち

● 託麻三山山策ウォーキング

熊本地震の影響により、経路の確保ができなかったため、開催を中止。

基本方針:5

暮らしやすく活気あふれるまち

● 地域行事等への振興支援

地域の振興を図るために「秋津ふれあいれんげ祭り」や「健軍自衛隊通りさくら祭り」など地元が主催している地域のお祭りを地域協働で行いました。



秋津ふれあい
れんげ祭り

健軍自衛隊通り
さくらまつり

【まちづくりビジョンの推進体制】

● 東区まちづくり懇話会

地域の代表の方と一緒に東区のまちづくりのあり方について意見交換を行いました。

● 東区地域活性化支援事業

地元の要望や意見等を取り寄せながら、地域担当職員が担当校区の地域課題を解決するための取り組みを行いました。



西区役所

【シンボルマーク】



西区のイニシャル「N」をモチーフにし、燦々（さんさん）と輝く大地、西区を象徴する金峰山、有明海のさざ波と潮風、そしてみかんを組み合わせ、豊かな自然環境を表している。

ア 概要

西区は、熊本市の西側に位置し、河内みかんや芳野梨などの果樹栽培の盛んな金峰山、ノリやアサリ・ハマグリなどの養殖も盛んな有明海など豊かな自然に恵まれ、加えて、陸の玄関である熊本駅、海の玄関である熊本港も擁しており、人や物の交流拠点として重要な役割を担っている。

また、国指定史跡である「池辺寺跡」や「千金甲古墳」のほか、宮本武蔵が五輪書を執筆した霊巖洞、加藤清正の菩提寺である本妙寺など名所・旧跡も数多く存在し、西区は「自然」「食」「賑わい」「歴史」に恵まれた地域となっている。

イ まちづくりの方向性

まちづくりを進めるうえで、西区では区民をはじめ恵まれた自然や伝統・文化・農水産物などを西区の魅力を形作る貴重な財産と捉え、この一つひとつの財産に「磨き」をかけることでそれぞれが輝く「華」にしたいという思いを込めて、めざす区の姿を「金峰望む 華のあるまち西区」とした。これらの貴重な財産を活かしながら心豊かにいつまでも健康で暮らせるまちとなるよう「安全安心のまちづくり」「子育てしやすいまちづくり」「楽しさあふれるまちづくり」「農水産業を生かしたまちづくり」の4項目を重点的な取り組みとして掲げ、区民の皆さんと協働でまちづくりに取り組んでいく。

ウ まちづくり事業

平成30年度の西区まちづくり推進事業

西区においては、地域ニーズに柔軟に対応するとともに、地域の皆さんと連携して自主自立のまちづくりを支援します。また、西区の「地域の宝」にスポットをあて、西区の魅力を広くPRするところであり、平成30年度まちづくり予算は、以下の4つの方針を定めて取り組むこととしている。

- （1）地域ニーズに柔軟に取り組む・・・まちづくりセンターを中心に、各地域の課題やニーズにスピード感をもって対応するとともに、地域の特性を活かしたまちづくりに取り組む（地域ニーズ対応経費）
- （2）自主自立のまちづくりを支援する・・・地域の自主自立のまちづくりを幅広く支援するほか、行政に頼らないまちづくりの手法を学ぶ（地域コミュニティづくり支援補助、西区活性化支援事業）
- （3）地域の皆さんと連携して取り組む・・・西区の豊富な地域資源を活用した事業に取り組むほか、食育を通じた防災まちづくりや各校区で行っている健康まちづくりの担い手を育成する（西区農水産業チャレンジプログラム、食育を通じた防災まちづくり事業）
- （4）西区の「地域の宝」にスポットをあてて取り組む・・・西区の「地域の宝」にスポットを当てた事業に取り組み、地域住民が地域を誇り、誰からも愛される地域ブランを磨く（西区にぎわいづくり推進経費、大学連携まちづくり推進経費）



金峰望む 華のあるまち西区

まちづくりビジョンの重点的取り組み

- | | |
|-------------------|------------------------|
| Ⅰ. 安全安心のまちづくり | ～災害に強く、誰もがいつまでも健康に～ |
| Ⅱ. 子育てしやすいまちづくり | ～良好な環境を子どもたちのために～ |
| Ⅲ. 楽しさあふれるまちづくり | ～豊かな自然や伝統・文化を活かし賑わい創出～ |
| Ⅳ. 農水産業を生かしたまちづくり | ～魅力ある熊本ブランドの育成と発信～ |

区民との意見交換

●まちづくり懇話会
全部で5回開催し、活発な意見をいただきました。そのうち1回は、懇話会主催のワークショップ（若者編）を開催し、将来のまちづくりを担う若い世代から『地域の宝』をキーワードに自由な意見を聞きだしました。



中学校7校15名、高校3校8名
大学2校8名及び懇話会メンバー他 47名

まちづくりの支援

●エリア別まちづくり地域団体とまちづくりセンターとが連携し、地域の魅力をPRするため、ウォーキングイベントや広報用動画の撮影などに取り組んだ他、熊本地震からの復旧・復興を願うイベントを開催しました。



地域団体とまちづくりセンターとが連携し、地域の魅力をPRするイベントなどを開催

重点的取り組み

●西区フェスタ開催経費

これまで西区役所で区のイベントとして1日限りの実施だったが、実行委員会を組織し、平成30年3月17日、18日の2日間開催に変更し、熊本駅周辺一帯で、地域団体や民間企業等と連携して実施しました。連携したことにより、多くの来場者で賑わい、区の魅力発信ができました。



●地域コミュニティづくり支援補助事業

地域の身近な課題に対応するため、事業費に対する助成を行いました（補助率1/2）。平成29年度は16団体の応募があり、審査の結果9団体を採択し、各種事業を実施しました。



●西区伝統文化保存継承事業

年間を通して練習や準備風景、本神楽や関連行事の撮影を行い、保存用のDVD作成やテレビ放送等を行うことで、失われつつある地域固有の伝統芸能等を未来へ継承し、魅力発信を行いました。



●子ども農山漁村交流事業

西区の豊富な農産物を使用し、小学生が収穫・調理と味わう楽しみを体験する農業体験型イベントを行いました。

南区役所

【シンボルマーク】



「m i n a m i」という文字と山や川、有明海に沈む夕日などの自然豊かな南区の魅力をこのマークの中に表現した。

ア 概 要

南区は、加勢川、緑川など一級河川が東西を貫流し、雁回公園や塚原古墳公園などの拠点的な公園緑地を有する、自然豊かな地域であり、区域の半分を占める農地では、ナスやトマト、メロン、きゅうり、花きなどの栽培が盛んに行われている。

一方で、城南・富合工業団地、県内の流通の拠点である流通業務団地、ＪＲ熊本総合車両所などがあり、熊本の製造業、運輸業の中核を支える地域でもある。

また、熊本藩川尻米蔵跡や六殿神社楼門などの歴史的資源も多く、それらを活かしたまちづくりが活発に行われている。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を ～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～ “いきいき暮らしのまち 南区” とし、その実現のために以下の重点目標と６つの基本目標を掲げ、区の魅力・特性を活かしたまちづくりの取り組みを進める。

重点目標 復興するまち

基本目標 1 農と漁業を誇れるまち

基本目標 2 歴史・文化を育むまち

基本目標 3 自然と共生した住みやすいまち

基本目標 4 みんなが健康で元気なまち

基本目標 5 地域ぐるみで子どもを育てるまち

基本目標 6 安全・安心なまち

また、自助、共助、公助の役割のもと、区民、地域団体等と行政が連携して、協働のまちづくりに取り組んでいくため、「知る」「集まる」「始める」「伝える」の４つの段階で行動に移す指針を設定している。

ウ まちづくり事業

平成３０年度の南区まちづくり推進事業は、

『情報受発信の充実』『人材育成の充実』『テーマに応じたまちづくりの推進』『エリア特性を活かしたまちづくりの推進』の４本を事業の柱とし、ビジョンに掲げる行動指針「知る」「集まる」「始める」「伝える」のサイクルによる“参画と協働のまちづくり”の更なる展開を図る。

① 「南区を知ろう」情報受発信事業の充実

ＰＲグッズの作成、まち歩き手帖改訂版作成 など

② まちづくりを担う人材育成の充実

「防災まちづくりリーダー育成研修会」の開催、地域 ICT 利活用促進事業 など

③ テーマに応じた区のまちづくり事業の推進

家庭訪問型子育て支援事業、「南区まちづくりフェア」の開催 など

④ 地域（エリア）の特性を活かしたまちづくり事業の推進

地域コミュニティづくり支援補助金の交付、地域活性化支援事業、地域力強化支援事業 など

今後、様々な機会を捉え区民意見を集約しつつ、南区のまちづくり推進事業の評価検証を行いながら、「南区まちづくり懇話会」等において、まちづくりビジョンに掲げる、“めざす区の姿”と重点目標基本目標達成のための取り組みを区民参画と協働のもと推進していく。



平成29年度 南区まちづくり推進事業実績

めざす区の姿
～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～
いきいき暮らしのまち 南区



基本目標1 農と漁業を誇れるまち

南区“いきいき”フェスタ2017

南区の多彩な農水産物を全面的にアピールするとともに「健康」「子ども」などの基本目標と連携した催しを開催



■日時：平成29年11月19日 午前10時～午後3時半

■来場：約4,000人

基本目標2 歴史・文化を育むまち

南区フットパス～ぶらぶら道草体験～事業

南区の歴史的資源等を活用し、地域が運営主体となって設定しているフットパスコースを区内外にPRするため、広報用マップの印刷や案内看板の設置などの運営支援を実施



基本目標3 自然と共生した住みやすいまち

自然を活かした地域連携支援事業

自然と共生した住みやすいまちづくりと南区の豊かな自然を次世代に継承することを目的として、自然に親しむことができる「穴掘り大会」を開催



■日時：平成30年1月12日 午前10時～午後1時

■参加：29チーム（145人）

基本目標4 みんなが健康で元気なまち

南区ウォーキングキャンペーン

区民1人1人の健康意識の向上を目的として、南区管内の全校区を対象に、1チーム10人の参加者を募り、期間内に歩いた歩数を競い合うチーム対抗戦と個人戦を実施



■期間：平成29年9月24日～平成30年1月28日

■参加：304人（関連イベント参加者も含む）

基本目標5 地域ぐるみで子どもを育てるまち

家庭訪問型子育て支援事業

育児不安を抱える子育て家庭が地域で安心して子育てができるように、ボランティアの訪問支援員を養成し、定期的な訪問活動を支援



■事前説明会：平成29年8月8日に開催

■養成研修：平成29年9月4日～平成29年10月3日の間に7回開催

■訪問支援員：10人養成

基本目標6 安全・安心なまち

防災のまちづくりリーダー育成事業

地域における防災リーダーの育成と地域防災力の向上を目的として、災害の基礎知識と「地域版ハザードマップ」の役割を学ぶ講座を開催



■期間：平成30年1月23日～25日

■参加：64人

■その他：初級編として期間内に4回開催

区民参画と協働のまちづくりの推進

南区まちづくり懇話会

南区まちづくりビジョンを実現するために区民意見を聴取する場として、16名の委員（地域代表6人、テーマ代表8人、公募委員2人）で組織された南区まちづくり懇話会を設置

■開催回数：平成29年6月17日～平成30年3月19日の間に7回開催



北区役所

【シンボルマーク】



「北」の文字をデザイン的にし、下には笑顔を入れ、楽しいまち北区をイメージし、ず〜っと住みたいまち北区を表現しています。

ア 概要

北区は市の北部に位置し、三方を山鹿市、菊池市、合志市、菊陽町、玉東町に接する、最も面積が広い区である。区内には、都市近郊の住宅地とともに、水田やスイカなどの農産物の生産が盛んな畑作地帯が広がっている。さらに、田原坂公園や武蔵塚公園などの史跡、八景水谷、立田山、梶尾温泉・植木温泉など豊かな自然や地域資源に恵まれた地域である。一方で、九州自動車道植木インターチェンジを有し、国道3号熊本北バイパスや国道3号植木バイパス、熊本西環状道路など幹線道路の改良・整備も進められており、交通の要衝の機能も有している。

イ まちづくりの方向性

北区には、多様な歴史や豊かな自然環境、住民同士のつながり、そして個性あるまちづくり活動の実績がある。こうした背景をもとに、めざす区の姿を「ず〜っと住みたい“わがまち北区”～歴史・自然・文化・人がつながり個性輝くまちをめざします～」とし、それを推進するための基本方針として1.健康と暮らしの安全・安心の向上、2.住みやすい住環境の整備、3.まちの賑わいと産業の振興、4.地域資源の継承と活用、5.住民自治と協働の推進の5つを掲げた。

今後はこれら、まちづくりビジョンに掲げる5つのまちづくり基本方針のもと、各まちづくりセンターを地域コミュニティ活動の拠点とし、地域担当職員が地域ニーズを把握しながら、様々なまちづくり活動に区民と行政が協働して取り組む。

ウ まちづくり事業

北区まちづくりビジョンに基づくめざす区の姿の実現及び区における自主自立のまちづくりに向け、地域コミュニティを支援し地域力向上を図るために、平成30年度北区まちづくり推進経費では以下の事業に取り組む。

◆地域コミュニティの支援

- ・「北区いきいき交流スポーツ大会」を開催し、区民の交流促進、健康増進を図る。
- ・「北区地域コミュニティづくり支援補助金」において、地域コミュニティの活性化に向けた取組みを支援する。

◆地域力の向上

- ・「北区防災まちづくり事業」では、避難訓練や避難所運営のための訓練を実施し、共助による防災力の向上を図る。
- ・「北区担い手育成事業」では、各まちづくりセンターにおいて地域づくりの担い手育成などの支援を行う。
- ・「子育て世代からのアンチエイジング事業」では、子育て世代の栄養・保健指導を実施し、その後の「子育て世代応援事業～きたくなるカフェ～」につなげることで、世代間での仲間づくり、地域活動の担い手発掘を行う。
- ・「北区の魅力！発信事業」では、区の魅力に磨きをかけ、シンボルマークや北区の花「ひまわり」を区内外に向けた魅力発信のツールとして活用。
- ・「北区地域資源活性化事業」では、八景水谷公園の魅力復活・利活用等に向け地域住民と検討する。
- ・「北区こどもまつり2018」を開催し、子どもの健やかな成長を見守り、交流を深め、賑わいを創出する。

◆ビジョンの推進に向けて

- ・「北区における地域活動に関する意識調査」を実施し、働く世代の地域づくりに対する考え方を把握する。
- ・「北区まちづくり懇話会」を開催し、懇話会委員より区の特性を生かしたまちづくりについて提案を行う。

平成29年度 北区まちづくり推進事業の主な実績



めざす
区の様

ず〜っと住みたい“わがまち北区”

歴史・自然・文化・人がつながり
個性輝くまちをめざします



■基本方針1

【健康と暮らしの安全・安心の向上】

北区防災まちづくり事業

地域防災力の強化と防災意識の向上を図るために、各地域の自治協議会で開催される校区単位の防災訓練において避難訓練や避難者受入等の訓練を実施・指導し、体験型訓練や日用品を使った防災用品の作成等には地域住民や子どもたちが参加しました。



北区復興まちづくりシンポジウム



過去の震災から得られた知識や地域防災力の強化などこれからのまちづくりを推進するための課題や方向性について、区民の皆さんと一緒に考えていくために、「北区震災復興まちづくりシンポジウム」を開催しました。

■基本方針4

【地域資源の継承と活用】

北区中学生交流事業

地域への関心を深め、将来のまちづくりへとつなげるために、ワークショップを開催し、区内の中学校8校から22名の参加がありました。まちづくりの取り組みや実際の地域活動について説明を聞いた上で、北区の良い点や課題を洗い出し、その解決策等を考え、北区長に提言を行いました。



北区幸せ絵巻～ぶらり北さるき～

地域の魅力の再発見、住民同士の交流・健康増進を目的として、「北区幸せ絵巻～ぶらり北さるき～」を活用したウォーキングを清水地域で開催しました。



■基本方針2

【住みやすい住環境の整備】

北区PR事業

区の花「ひまわり」に親しんでいただくため、写真コンテストや絵画コンクールを実施するとともに、公共施設や農業関係者等に区内各所でひまわりを栽培してもらい、訪れた方に「ひまわり」を楽しんでいただきました。

また、ロアッソ熊本“火の国もりあげタイ”として、ロアッソ熊本と協力してイベント等を行うことで、区民との交流を図り、北区を盛り上げました。



■基本方針5

【住民自治と協働の推進】

ぶらりきたくなる大学

健康を担う地域の方及び熊本保健科学大学の学生とで“健康”でまちづくりを進めよう！！をテーマにワークショップを開催し、多世代交流しながら、地域力向上のために皆で意見を出し合いました。



北区地域コミュニティづくり支援補助金



地域の活性化を図るため、主体的に地域課題の解決に取り組む校区自治協議会や町内自治会等12団体にに対し、補助金を交付し、支援しました。

■基本方針3

【まちの賑わいと産業の振興】

北区こどもまつり2017

地域全体で子どもたちの健やかな成長を見守り、子どもを通して親睦と交流を図り、地域間交流による賑わいの創出とともに区の一体感を醸成するため、11月に開催しました。親子で楽しめるステージイベントや小中高校の吹奏楽演奏、北区管内のグルメや農産物の販売など北区を満喫できる内容で、多くの子供たちやご家族連れで賑わいました。



まちづくりビジョンの推進体制

まちづくり懇話会

5つのまちづくり基本方針のもと、様々なまちづくり活動に区民と行政が協働して取り組んでいます。



区民の意見をお聴きする場として懇話会を設置しています。区民の代表として18名の委員の皆様から、北区のまちづくりに関しての意見等をいただきました。

市民

(4) 区役所（総合出張所等）所管ホール等の建物概要

区	所属	所在地	開設年月日	建設費 (千円)	構造	建物延面積 (㎡)
中央区	五福まちづくり交流センター	細工町2丁目25番地	H3.4.15	2,816,050	R C造 地下1階 地上4階建	8,227.00
西区	芳野コミュニティセンター	河内町野出1410番地	S58.4.1	149,786	S造2階建	761.02
南区	天明ホール	奥古閑町2035番地	H3.6.15	841,897 (天明公民館含む)	S造2階建 一部3階建	1,331.00
	アスパル富合 (富合ホール)	富合町清藤400番地	H15.4.1	1,630,000 (富合公民館含む)	R C造 一部S造3階建	3,422.00
	火の君文化センター (火の君文化ホール)	城南町舞原394番地1	H9.4.27	1,419,914 (城南公民館、保健センター含む)	R C造一部 S R C造 地上2階建	5,156.67
	植木文化センター (植木文化ホール)	植木町岩野238番地1	H5.10.1	2,069,503	R C造2階建 一部4階建	4,921.76

(5) ホール等の利用状況

(平成29年度実績)

区	所属	主要施設	件数	人数	利用料(千円)
中央区	五福まちづくり交流センター	センター会議室	1,192件	17,903人	474千円
		プール(一般開放)	1,192件	17,903人	474千円
西区	芳野コミュニティセンター	多目的ホール(200名)	57件	3,952人	12千円
		1階和室、2階和室、料理室	127件	3,248人	22千円
南区	天明ホール	ホール(固定席387席、車椅子席3席) *H28熊本地震の影響により使用不可	-	-	-
	アスパル富合(富合ホール)	ホール(406名)	307件	41,665人	6,894千円
	火の君文化センター (火の君文化ホール)	ホール(594名) *H28熊本地震の影響により使用不可	-	-	-
		舞台のみ	147件	4,447人	467千円
		リハーサル室	451件	7,463人	87千円
北区	植木文化センター (植木文化ホール)	文化ホール(固定席601名、車椅子席4席)	466件	56,457人	9,203千円
		リハーサル室	406件	7,463人	1,331千円

(6) 戸籍・住民(各区民課、各総合出張所、分室)

戸籍届・戸籍関係証明などの戸籍法に基づく人の親族的身分関係の登録や公証、住民異動届・住民票関係証明などの住民基本台帳法に基づく住民の居住関係の登録や公証のほか、印鑑登録事務・印鑑登録証明並びに埋火葬許可の発行等事務を行っている。

ア 各種人口登録表

年度				H25 年度		H26 年度		H27 年度		H28 年度		H29 年度	
区分													
住民登録	日本人	中央区	人口	男	79,581	80,659	79,986	80,480	80,987				
				女	93,504	94,935	93,878	93,671	93,992				
				合計	173,085	175,594	173,864	174,151	174,979				
			世帯数		88,264	90,307	90,062	90,613	91,821				
		東区	人口	男	90,428	90,845	90,441	89,469	89,507				
				女	99,749	100,207	99,846	98,422	98,422				
				合計	190,177	191,052	190,287	187,891	187,922				
			世帯数		82,372	83,337	83,850	83,221	84,011				
		西区	人口	男	43,318	43,427	43,010	42,873	42,444				
				女	49,457	49,500	49,046	48,684	48,205				
				合計	92,775	92,927	92,056	91,557	90,649				
			世帯数		41,403	41,871	41,879	41,890	41,831				
		南区	人口	男	60,077	60,778	60,985	61,200	61,658				
				女	66,678	67,458	67,801	67,969	68,215				
				合計	126,755	128,236	128,786	129,169	129,873				
			世帯数		50,724	51,755	52,512	52,941	53,612				
		北区	人口	男	69,610	69,428	68,655	68,737	68,490				
				女	76,196	76,279	75,482	75,557	75,033				
				合計	145,806	145,707	144,137	144,294	143,523				
			世帯数		61,201	61,691	61,798	62,501	62,979				
		合計	人口	男	343,014	345,137	343,077	342,759	343,086				
				女	385,584	388,379	386,053	384,303	383,867				
				合計	728,598	733,516	729,130	727,062	726,953				
			世帯数		323,964	328,961	330,101	331,166	334,254				
	外国人	中央区	人口	男	969	955	980	1,020	1,124				
				女	1,192	1,212	1,244	1,262	1,325				
				合計	2,161	2,167	2,224	2,282	2,449				
			世帯数		1,190	1,239	1,271	1,335	1,507				
		東区	人口	男	360	370	371	395	451				
				女	451	421	429	429	448				
				合計	811	791	800	824	899				
			世帯数		325	313	330	379	455				
		西区	人口	男	237	242	273	274	297				
				女	251	261	278	277	297				
				合計	488	503	551	551	594				
			世帯数		236	237	283	277	329				
		南区	人口	男	114	134	140	180	256				
				女	209	210	227	260	306				
				合計	323	344	367	440	562				
			世帯数		141	157	180	232	341				
		北区	人口	男	194	238	234	259	329				
				女	302	312	332	336	431				
				合計	496	550	566	595	760				
			世帯数		200	255	271	302	437				
		合計	人口	男	1,874	1,939	1,998	2,128	2,457				
				女	2,405	2,416	2,510	2,564	2,807				
				合計	4,279	4,355	4,508	4,692	5,264				
			世帯数		2,092	2,201	2,335	2,525	3,069				

市民

年度 区分			H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
戸籍	中央区	本籍数	82,370	82,275	82,328	82,244	82,203
		本籍人口数	191,469	190,889	190,633	190,158	189,853
	東区	本籍数	53,165	53,849	54,519	55,128	55,780
		本籍人口数	137,234	138,698	140,112	141,241	142,660
	西区	本籍数	51,356	45,585	45,486	45,348	45,231
		本籍人口数	130,547	108,991	108,420	107,688	107,183
	南区	本籍数	45,769	49,835	50,146	50,174	50,195
		本籍人口数	109,701	123,032	123,478	123,269	123,537
	北区	本籍数	49,638	51,650	52,031	52,318	52,636
		本籍人口数	122,882	131,188	131,625	131,872	132,053
	合計	本籍数	282,298	283,194	284,510	285,212	286,045
		本籍人口数	691,833	692,798	694,268	694,228	695,286

イ 各種証明取扱件数

年度 区分			H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
戸籍関係	中央区	有料	82,860	80,557	82,958	89,476	78,759
		無料	50,547	52,587	59,377	55,781	58,490
		合計	133,407	133,144	142,335	145,257	137,249
	東区	有料	32,042	31,572	32,787	33,482	36,372
		無料	6,632	5,783	5,711	4,334	4,419
		合計	38,674	37,355	38,498	37,816	40,791
	西区	有料	18,066	17,785	20,474	20,745	19,803
		無料	2,769	2,424	2,629	1,749	1,748
		合計	20,835	20,209	23,103	22,494	21,551
	南区	有料	24,687	25,208	26,158	20,745	29,111
		無料	2,128	2,936	2,434	1,749	4,308
		合計	26,815	28,144	28,592	22,494	33,419
	北区	有料	27,511	26,856	28,825	29,507	31,955
		無料	4,520	3,966	3,665	2,638	3,916
		合計	32,031	30,822	32,490	32,145	35,871
	合計	有料	185,166	181,978	191,202	203,140	196,000
		無料	66,596	67,696	73,816	67,975	72,881
		合計	251,762	249,674	265,018	271,115	268,881
住民票関係	中央区	有料	142,459	130,652	127,806	127,116	125,756
		無料	30,364	31,649	25,570	50,391	28,437
		合計	172,823	162,301	153,376	177,507	154,193
	東区	有料	103,132	93,630	94,366	98,742	97,441
		無料	1,605	2,010	2,010	39,399	8,274
		合計	104,737	95,640	96,376	138,141	105,715
	西区	有料	47,528	43,405	45,984	50,869	47,188
		無料	1,852	3,729	2,430	12,560	3,513
		合計	49,380	47,134	48,414	63,429	50,701
	南区	有料	60,703	54,665	55,503	61,051	60,059
		無料	647	1,910	724	17,723	4,923
		合計	61,350	56,575	56,227	78,774	64,982
	北区	有料	63,617	56,997	56,294	61,404	60,160
		無料	1,631	1,289	974	10,815	4,335
		合計	65,248	58,286	57,268	72,219	64,495
	合計	有料	417,439	379,349	379,953	399,182	390,604
		無料	36,099	40,587	31,708	130,888	49,482
		合計	453,538	419,936	411,661	530,070	440,086

年度 区分			H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
印鑑証明	中央区	有料	69,280	64,532	55,943	60,932	52,682
		無料	272	283	156	5,530	1,311
		合計	69,552	64,815	56,099	66,462	53,993
	東区	有料	79,287	78,927	70,520	73,475	67,675
		無料	352	301	232	10,330	4,815
		合計	79,639	79,228	70,752	83,805	72,490
	西区	有料	39,501	37,117	35,549	38,092	35,012
		無料	166	214	165	2,740	1,272
		合計	39,667	37,331	35,714	40,832	36,284
	南区	有料	55,430	51,761	47,405	50,182	45,970
		無料	270	214	95	6,789	2,814
		合計	55,700	51,975	47,500	56,971	48,784
	北区	有料	56,603	51,609	46,105	46,535	44,047
		無料	460	335	172	3,988	1,602
		合計	57,063	51,944	46,277	50,523	45,649
	合計	有料	300,101	283,996	255,522	269,216	245,386
		無料	1,520	1,347	820	29,377	11,814
		合計	301,621	285,343	256,342	298,593	257,200
合計	中央区	有料	294,599	275,741	266,707	277,524	257,197
		無料	81,183	84,519	85,103	111,702	88,238
		合計	375,782	360,260	351,810	389,226	345,435
	東区	有料	214,461	204,129	197,673	205,699	201,488
		無料	8,589	8,094	7,953	54,063	17,508
		合計	223,050	212,223	205,626	259,762	218,996
	西区	有料	105,095	98,307	102,007	109,706	102,003
		無料	4,787	6,367	5,224	17,049	6,533
		合計	109,882	104,674	107,231	126,755	108,536
	南区	有料	140,820	131,634	129,066	210,722	135,140
		無料	3,045	5,060	3,253	26,261	12,045
		合計	143,865	136,694	132,319	236,983	147,185
	北区	有料	147,731	135,462	131,224	137,446	136,162
		無料	6,611	5,590	4,811	17,441	9,853
		合計	154,342	141,052	136,035	154,887	146,015
	合計	有料	902,706	845,323	826,677	871,538	831,990
		無料	104,215	109,630	106,344	228,240	134,177
		合計	1,006,921	954,953	933,021	1,099,778	966,167

(7) 住居表示(地域政策課)

ア 住居表示整備事業

住居表示に関する法律に基づき、複雑な市街地において合理的方法により誰にでもわかりやすい町を形成し、市民生活の利便性の向上を図ることはもとより、近年活発となっている物流の効率化、消防など緊急行政活動の効率化の一助として公共福祉の増進を図ることを目的として事業を実施している。

昭和40年度を第1次として市の中心市街地から街区方式で事業を開始し、年次計画に基づくなど、計画的な実施に努めている。

種別 区分	整備区域	面積(Km ²)	対象件数(件)	実施期日
1次	東子飼町 西子飼町 井川淵町 北千反畑町 南千反畑町 南坪井町 草葉町 上林町 城東町 上通町 水道町 手取本町 安政町 中央街 花畑町 下通一丁目 下通二丁目 新市街 桜町 辛島町 紺屋今町	1.28	6,600	昭40.4.1
2次	妙体寺町 坪井一丁目～坪井三丁目 本丸 千葉城町 二の丸 宮内 古城町 古京町 新町一丁目～新町四丁目	1.61	4,700	40.11.1
3次	新屋敷一丁目～新屋敷三丁目 大江一丁目～大江六丁目	1.62	4,700	41.7.1
4次	新大江一丁目 新大江二丁目 大江二丁目(追加) 大江本町 岡田町 菅原町 白山一丁目～白山三丁目 九品寺一丁目～九品寺六丁目 本荘二丁目～本荘四丁目 南熊本一丁目～南熊本三丁目	1.97	8,800	42.7.1
5次	本荘五丁目 本荘六丁目 南熊本四丁目 南熊本五丁目 田崎本町 二本木一丁目～二本木五丁目 春日一丁目 春日二丁目	1.21	6,800	43.11.1
6次	迎町一丁目 迎町二丁目 弥生町 琴平一丁目 琴平二丁目 琴平本町 南熊本五丁目(追加) 内坪井町 壺川一丁目 壺川二丁目 京町一丁目 京町二丁目 京町本丁 上熊本一丁目 上熊本二丁目 段山本町 春日三丁目～春日五丁目	2.33	8,100	44.8.1
7次	水前寺一丁目～水前寺六丁目 水前寺公園 神水一丁目 上京塚町 京塚本町 九品寺一丁目(追加) 本荘一丁目	2.53	9,000	45.10.1
8次	坪井四丁目～坪井六丁目 栗園町 子飼本町 室園町 黒髪一丁目～黒髪八丁目 上水前寺一丁目 上水前寺二丁目	2.84	10,600	47.4.1
9次 (前期)	国府一丁目～国府四丁目 国府本町 出水一丁目～出水八丁目 江津一丁目 江津二丁目 八王寺町 萩原町	2.36	7,700	47.12.1
9次 (後期)	神水本町 湖東一丁目～湖東三丁目 新生一丁目 新生二丁目 水源一丁目 水源二丁目 栄町 南町 広木町 若葉一丁目～若葉六丁目	2.67	8,900	48.8.1
10次	津浦町 出町 稗田町 池田一丁目～池田四丁目 池亀町 上熊本三丁目 花園一丁目～花園七丁目 島崎一丁目～島崎七丁目 戸坂町	7.53	14,900	49.10.1
11次	新大江三丁目 神水二丁目 尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 健軍一丁目 健軍二丁目 健軍四丁目 健軍五丁目 清水本町 清水東町 清水亀井町 八景水谷一丁目 八景水谷二丁目	3.87	10,700	50.10.1
12次	帯山一丁目～帯山五丁目 保田窪一丁目 保田窪二丁目	1.21	4,700	51.10.1
13次	渡鹿一丁目～渡鹿七丁目 大江一丁目(追加)	0.97	4,200	52.10.1
14次	田崎一丁目～田崎三丁目 八島一丁目 八島二丁目 健軍本町 健軍三丁目 本荘五丁目(追加)	1.15	2,900	53.10.1
15次	横手一丁目～横手五丁目	0.90	2,500	54.10.1
16次	大江二丁目(追加)	0.08	700	55.10.1
17次	帯山四丁目(追加) 帯山五丁目(追加)	0.17	700	56.10.1
18次	帯山五丁目(追加)	0.07	300	57.10.1
19次	出水四丁目 出水八丁目 江津二丁目(追加) 八景水谷三丁目	0.59	1,500	58.10.1
20次	本山一丁目～本山四丁目	0.40	1,400	59.10.1
21次	出水六丁目 春日四丁目(追加) 春日五丁目(追加) 春日六丁目～春日八丁目	1.01	2,500	62.10.1
22次	打越町 高平一丁目～高平三丁目	1.43	2,300	63.10.11
23次	東野一丁目～東野四丁目 秋津一丁目～秋津三丁目 沼山津一丁目～沼山津四丁目	1.70	3,600	平元.11.27

24 次	秋津新町 東本町 昭和町 花立一丁目～花立六丁目 出仲間一丁目 桜木一丁目～桜木六丁目 十禅寺一丁目～十禅寺三丁目 平田一丁目 平田二丁目 平成一丁目～平成三丁目 江越一丁目 江越二丁目 馬渡一丁目 馬渡二丁目 田迎一丁目 田迎二丁目 萩原町	3.66	6,300	平 3.2.25
25 次	東町一丁目～東町四丁目 東本町 山ノ神一丁目 山ノ神二丁目 榎町 佐土原一丁目 佐土原三丁目	2.60	6,000	4.2.10
	渡鹿八丁目 渡鹿九丁目 保田窪本町 保田窪四丁目 保田窪五丁目 新南部一丁目～新南部六丁目 下南部一丁目～下南部三丁目 西原一丁目 西原二丁目 御領一丁目 八反田一丁目 八反田二丁目	3.06	8,600	4.2.24
26 次	楠一丁目～楠八丁目 武蔵ヶ丘一丁目～武蔵ヶ丘九丁目 尾ノ上三丁目 尾ノ上四丁目 月出一丁目 月出二丁目 三郎一丁目 三郎二丁目 西原三丁目 東京塚町 新外一丁目	2.93	10,800	5.2.22
27 次	清水万石一丁目～清水万石五丁目 乗越ヶ丘 室園町 花園六丁目（追加） 保田窪三丁目 帯山四丁目（追加） 帯山五丁目（追加） 帯山六丁目 帯山七丁目	1.12	2,700	6.2.28
28 次	八幡一丁目～八幡十一丁目 川尻一丁目～川尻六丁目 尾ノ上四丁目（追加） 元三町一丁目～元三町五丁目 野田一丁目～野田三丁目 月出三丁目～月出七丁目 新外二丁目～新外四丁目 小峯一丁目～小峯四丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目	4.63	7,800	7.2.27
29 次	大窪一丁目～大窪五丁目 山室一丁目～山室六丁目 田迎三丁目～田迎六丁目 八王寺町 出水七丁目 出仲間二丁目～出仲間九丁目 幸田一丁目 幸田二丁目 蓮台寺一丁目～蓮台寺五丁目 野中一丁目～野中三丁目 新土河原一丁目 新土河原二丁目	4.30	6,800	8.3.4
30 次	御領二丁目～御領七丁目 長嶺西一丁目～長嶺西三丁目 長嶺東一丁目～長嶺東八丁目 長嶺南一丁目～長嶺南八丁目 八反田三丁目 月出八丁目 帯山八丁目 帯山九丁目	5.40	7,500	9.2.24
31 次	近見一丁目～近見九丁目 日吉一丁目 日吉二丁目 南高江一丁目～南高江七丁目 飛田一丁目～飛田四丁目 大窪二丁目 八景水谷四丁目	4.63	6,300	10.2.23
32 次	龍田陳内一丁目～龍田陳内四丁目 龍田二丁目～龍田六丁目 龍田八丁目 龍田九丁目 楡木一丁目～楡木三丁目 麻生田一丁目 麻生田二丁目 兎谷一丁目～兎谷三丁目 上南部一丁目～上南部四丁目 御領八丁目	6.60	6,700	11.2.22
33 次	田井島一丁目～田井島三丁目 良町一丁目～良町五丁目 御幸笛田一丁目～御幸笛田八丁目 御幸木部一丁目～御幸木部三丁目 御幸西一丁目～御幸西四丁目 元三町五丁目（追加） 坪井六丁目 龍田一丁目 龍田七丁目 龍田弓削一丁目 龍田弓削二丁目	5.74	8,200	12.2.28
34 次	近見一丁目（追加） 近見二丁目（追加） 上ノ郷一丁目 上ノ郷二丁目 薄場一丁目～薄場三丁目 島町一丁目～島町五丁目 野口一丁目～野口四丁目 刈草一丁目～刈草三丁目 荒尾一丁目～荒尾三丁目 鳶町一丁目 鳶町二丁目 合志一丁目～合志四丁目 白藤一丁目～白藤五丁目	3.68	6,000	13.2.26
35 次	清水新地一丁目～清水新地七丁目 麻生田一丁目（追加） 八景水谷三丁目（追加） 麻生田三丁目～麻生田五丁目 楡木四丁目～楡木六丁目 楠五丁目（追加） 八王寺町（追加） 江津一丁目（追加） 江津二丁目（追加） 出水七丁目（追加） 出水八丁目（追加）	1.80	7,200	14.2.25
36 次	戸島西一丁目～戸島西七丁目 戸島本町 戸島一丁目～戸島七丁目	4.58	4,700	15.2.24
37 次	小山一丁目～小山七丁目 長嶺東九丁目 中江町 神園一丁目～神園二丁目 石原一丁目～石原三丁目	3.74	3,600	16.2.23
38 次	江津三丁目 江津四丁目 下江津一丁目～下江津八丁目 画図東一丁目 画図東二丁目	1.05	1,600	17.2.28
39 次	上代一丁目～上代十丁目 上高橋一丁目 上高橋二丁目 高橋町一丁目 高橋町二丁目 城山大塘一丁目～城山大塘七丁目	3.93	3,750	18.2.27
40 次	城山下代一丁目～城山下代五丁目 上代十丁目（追加） 城山半田一丁目～城山半田四丁目 城山大塘一丁目（追加） 城山薬師一丁目 城山薬師二丁目 島町三丁目（追加） 清水岩倉一丁目～清水岩倉三丁目 山ノ内一丁目（追加）	2.44	2,500	19.2.26
41 次	小島一丁目～小島九丁目 江津三丁目～江津四丁目（追加） 下江津一丁目～下江津二丁目（追加）	2.56	1,350	20.2.18
42 次	徳王一丁目～徳王二丁目 池田三丁目（追加）	0.47	900	21.2.23
43 次	鶴羽田一丁目～鶴羽田五丁目 飛田四丁目（追加）	0.93	1,600	22.2.22
44 次	下硯川一丁目～下硯川二丁目	0.51	675	23.2.28
45-1 次	松尾一丁目～松尾二丁目（町名のみ変更：中松尾町、上松尾町、西松尾町）	0.42	800	26.10.27
45-2 次	松尾一丁目（追加）	0.02	20	27.3.12
46 次	弓削一丁目～弓削六丁目	1.26	2,500	29.10.30

2 社会保障・税番号制度推進（地域政策課）

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤（インフラ）であり、「社会保障・税制度の効率性・透明性の確保」と「国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現」に向けて、国民全員に一意の個人番号を割り当てる制度である。

本市では、国策として導入されるこの制度に対し、よりきめ細やかな社会保障給付の実現、所得把握の精度の向上、災害時における要援護者リストの活用、事務・手続の簡素化や負担軽減、医療・介護等のサービスの質の向上等を目指し効率的・効果的な施策を展開する。

（１） 推進体制

ア 熊本市番号制度推進本部

平成 25 年 5 月 24 日、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号、以下「番号法」という。）」の成立を受け、本市においても円滑な制度の導入を推進するため、平成 25 年 7 月 9 日、熊本市番号制度推進本部を設置した。

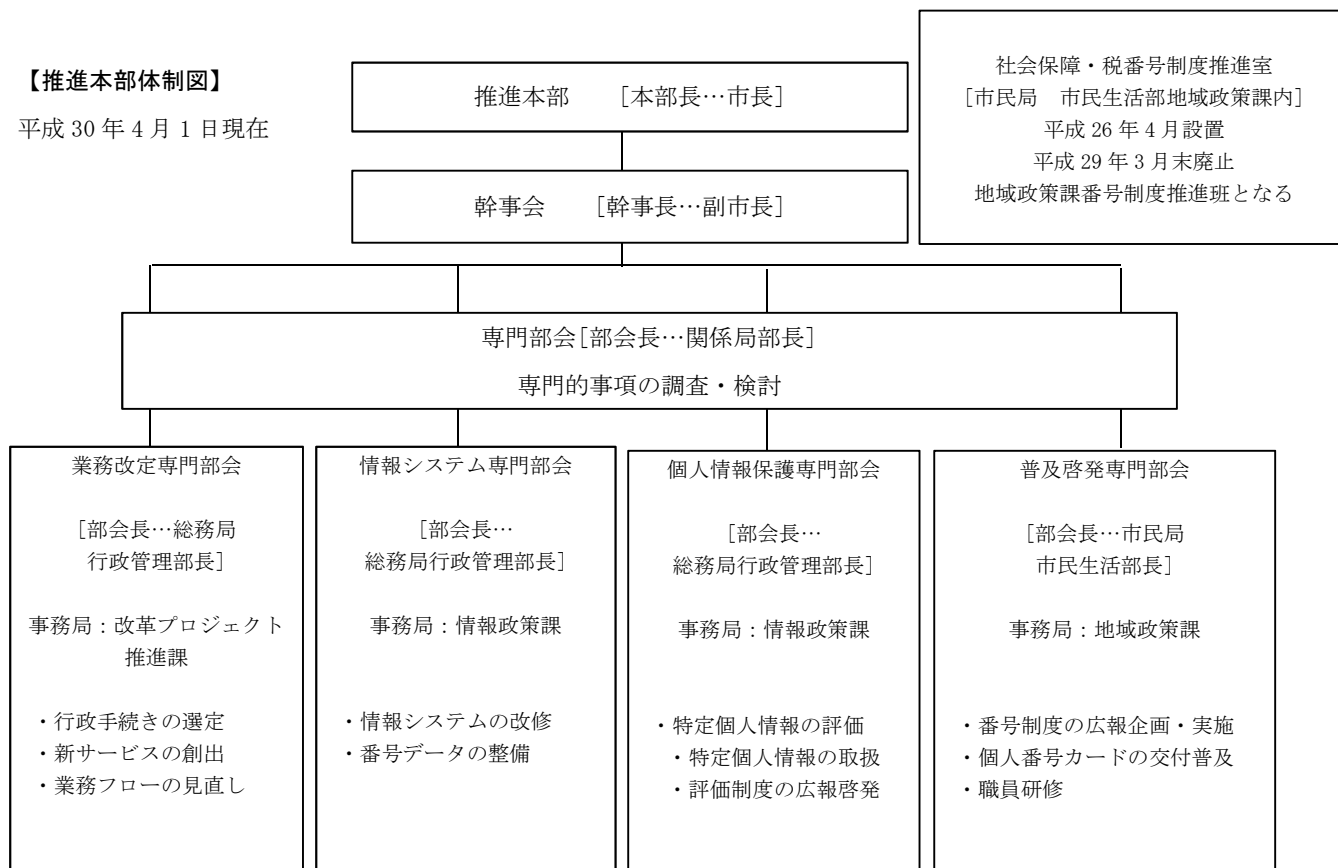
イ 社会保障・税番号制度推進室

熊本市番号制度推進本部及び同幹事会や下部組織である各専門部会を運営するため、業務改定・情報システム・個人情報保護・普及啓発の部門の総合的企画及び調整を行う組織として、平成 26 年 4 月に設置した。

平成 29 年度から、社会保障・税番号制度推進室を廃止し、番号制度推進班として地域政策課内に設置した。

【推進本部体制図】

平成 30 年 4 月 1 日現在



（２） 推進へ向けての取組み

ア 番号制度を適用する行政手続きの選定

社会保障・地方税・防災に関する事務であり番号法で定める 38 事務を選定した。

マイナンバー事務	住民基本台帳
社会保障関係事務	国民年金、介護保険、国民健康保険、後期高齢者保険、児童手当、予防接種、生活保護・その他の福祉関連給付事務
税関係事務	個人住民税、固定資産税、軽自動車税
災害対策事務	被災者台帳

イ 番号制度の導入に係る条例等の整備

本市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して条例の整備が必要。

制定内容	番号法第9条第2項及び第19条第9号に規定に基づき、以下の取扱いを規定する。 (1) 本市内部での個人番号の利用範囲（第9条第2項） (2) 本市内部の他機関間の特定個人情報の提供（第19条第9号） (3) その他の手続きについては、各利用事務に関する規則で定める。
施行日	平成28年1月1日

ウ 特定個人情報保護評価の実施

特定個人情報保護評価とは、番号法第27条（特定個人情報保護評価）の規定により実施するもので、特定個人情報ファイルを保有しようとする実施機関（※本市においては、市長部局及び教育委員会）が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することやその他特定個人情報を適切に管理するために実施するもの。（略称：PIA：Privacy Impact Assessment）

熊本市特定個人情報保護評価の実施マニュアル	平成27年3月策定
特定個人情報保護評価書の作成	全ての事務で素案作成済
評価書の公表（全項目評価書） ※全項目評価は、対象者数300,000人以上の事務	平成27年7月～9月（住民基本台帳事務、個人住民税事務、国民年金事務、介護保険事務）

※特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

エ マイナンバーセンターの開設

カード交付が市中心部の窓口に集中する傾向がある本市の特徴を鑑み、拠点となる

「マイナンバーセンター」を平成28年2月8日に本庁舎（中央区役所）内に設置した。

運用開始時期	平成28年2月8日開設
センター機能	個人番号カードの交付を行う特設窓口

オ マイナンバーコールセンターの開設

マイナンバー制度への市民からの問合せに应答するために、市独自のコールセンターを設置した。

運用開始時期	平成27年9月
設置期間	平成27年9月より平成28年11月まで

カ コンビニエンスストアでの証明交付サービス

個人番号カードを利用した各種証明書のコンビニエンスストアでの交付サービスを導入し、市民の利便性の向上と窓口業務の負担軽減による事務の効率化を図る。

運用開始時期	平成28年3月1日開始
利用可能時間	毎日 午前6時30分～午後11時00分（年末年始を除く） ※戸籍証明の利用時間は8時30分～20時00分まで
取扱証明書類	住民票の写し（全部・一部）、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、 市県民税（所得・課税）証明書

3 市民協働（地域政策課、地域活動推進課）

「自治基本条例」並びに「市民参画と協働の推進条例」を制定し、「情報共有」「参画」「協働」による自主自立のまちづくりの推進に向けた仕組みを整えるとともに、ボランティア・NPO活動などの自主的・積極的な公益活動への支援や、パブリックインボルブメント（PI）マニュアルの活用による市の事業への市民参画に取り組んでいる。さらには、市長の附属機関として「自治推進委員会」を設置し、「情報共有」「参画」「協働」の取り組みについて検証を行っている。

（1）熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

熊本市総合保健福祉センター ウェルパルクまもと 1 階に設置し、ボランティア・NPO等の市民公益活動推進のため、下記の事業を実施している。

ア 情報収集・提供

ボランティア団体、NPOの活動に関する情報や、ボランティアの募集、講座開催、民間財団などからの助成金情報など、市民公益活動に関する情報を収集し、提供している。

イ 相談・登録

ボランティア等、市民公益活動に関する相談を受け付けている。また、よかよかボランティア登録者及びあいぽーと利用登録団体には、定期的にボランティア募集等の情報を郵送やメール等で発信している。

ウ 活動の場の提供

会議・セミナー室やイベントコーナーなど市民公益活動の場を提供している。

エ 特定非営利活動法人認証等（設立・定款変更認証）や各種届出等に関する受付・相談窓口

オ 熊本市所轄のNPO法人の定款等を閲覧

カ 特定非営利活動法人の設立セミナーなど、市民公益活動推進に関するセミナーの開催

キ 市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

くまもと・わくわく基金の団体登録の申請や助成事業申請書の作成支援を行っている。また、登録団体に対し、助成事業報告会や交流会などを実施している。

あいぽーと利用人数

年度	25	26	27	28	29
件数	64,571	61,110	61,981	27,827	74,121

（2）ボランティア活動保険

ボランティア活動中の不測の事故に備え、熊本市ボランティア活動保険を整備し、活動に取り組みやすい環境を整える。

ボランティア活動保険登録団体数

年度	25	26	27	28	29
件数	2,207	2,331	2,223	2,143	2,151

（3）特定非営利活動促進法に関すること（認証・認定等）

熊本市内にのみ主たる事務所がある特定非営利活動法人の所轄庁として、法人設立・定款変更などの認証、認定や特例認定申請に係る事務、各種届出及び事業報告書に係る事務などを行っている。

（4）条例個別指定制度に関すること

NPO法人が寄附を集めやすくする環境を整備する一環として、熊本市独自の指定基準を設け、平成 27 年 4 月より施行。熊本市が所轄庁となるNPO法人に対し、制度への理解を深め、その周知を図っていくこととする。

（5）市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

これからのまちづくりの一翼を担うボランティア団体、NPO等が行う市民公益活動を応援する資金支援の仕組みとして平成 24 年 4 月に創設。市民や事業者からの寄附を財源として、市民活動団体の公益的な事業に助成を行う。

4 地域コミュニティづくり支援

概 要

住民による主体的な地域づくりを推進するため、各区役所総務企画課が市内17箇所に設置した各まちづくりセンターと連携し、町内自治会をはじめ小学校区の各種団体で構成された校区自治協議会の設立推進と運営支援を行うとともに、町内自治会や地域公民館への支援も行う。また、地域に根ざした住民自治活動、地域福祉活動、ボランティア活動など多様な地域コミュニティ活動の拠点施設として、地域コミュニティセンターの整備・充実を図る。

(1) 町内自治会組織の育成・支援（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

ア 町内自治会の結成状況

(平 30. 4. 1 現在)

	中央区	東区	西区	南区	北区	合 計
校 区 数	19	18	13	21	21	92
町内自治会数	243	138	138	166	232	917

イ 助成制度

① 町内自治振興補助金

住民自治の振興を図り、円滑な自治会運営に資するための町内自治振興補助金交付規則に基づく助成

助成内容 補助金額＝均等割額＋世帯割額

種 別		年 額 (円)
均等割額	200世帯以下	60,000
	201世帯以上400世帯以下	65,000
	401世帯以上800世帯以下	70,000
	801世帯以上	75,000
世帯割額	1世帯あたり	600

② 防犯灯補助金

防犯灯を管理する町内自治会に対する熊本市防犯灯補助金交付規則に基づく助成

防犯灯数 26,631灯 (平29.4.1現在)

補助額

年間一灯あたり	10ワットまで	1,200円
	20ワットまで	1,400円
	40ワットまで	1,800円
	40ワットを超える	2,000円

③ LED等防犯灯取替補助金

既設の防犯灯をLED等機器へ取り替える町内自治会に対する熊本市防犯灯取替補助金交付要綱に基づく助成

補助内容・補助額

助成金額：一灯につき 6,000円 (6,000円を下回る場合は、その額)

(2) 校区自治協議会の設立推進及び運営支援（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

ア 助成制度

名 称	補助金額	対 象 事 業 (活動)
校区自治協議会運営補助金	20万円/年	運営のための事務費等

イ 校区自治協議会の設立状況

(平成30. 4. 1現在)

	中央区	東区	西区	南区	北区	合 計
校 区 数	19	18	13	21	21	92
校区自治協議会数	19	18	16	21	22	96

※校区自治協議会数には、4 地区（松尾北地区、松尾西地区、松尾東地区、大和地区）を含む。

(3) 地域コミュニティセンター開設状況（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

(開設済数 平成 30. 4. 1 現在)

開 設 年 度 (平成)	地域コミュニティセンター名					箇 所 数	
4	楠	城南	春竹	出水		4	74
5	壺川	中島	松尾	白山	慶徳	5	
7	帯山	城山	北部東			3	
8	小島	松尾西	庄口	向山		4	
9	砂取	一新				2	
10	田迎西	清水				2	
11	龍田	日吉				2	
12	黒髪	武蔵				2	
13	西原	託麻北	田迎南	画図	池田	5	
14	弓削	西里	池上	出水南	尾ノ上	5	
15	力合	麻生田	松尾北	東町	帯山西	5	
17	碩台	託麻原	御幸	高平台	桜木	5	
18	若葉	河内	本荘			3	
19	託麻東					1	
20	月出	城西	古町	春日		4	
21	花園					1	
22	川上	飽田				2	
23	白坪	長嶺				2	
24	託麻西					1	
25	菱形					1	
26	豊田	吉松	植木	山東		4	
27	杉上	桜木東	大和	田迎	桜井 田原 田底 山本	8	
28	隈庄	白川				2	
30	楡木					1	

(4) 地域公民館（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

地域公民館は、地域住民の総意によって結成され、住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、自主的に運営されており、その運営支援を行なっている。

本市には、平成30年4月1日現在、625館の地域公民館組織が結成されている。

	地区名（館数）
中央区	中央地区(10)、大江地区(23)
東区	東部地区(39)、託麻地区(50)、秋津地区(15)
西区	西部地区(58)、花園地区(22)、河内地区(31)
南区	南部地区(29)、幸田地区(22)、飽田地区(15)、天明地区(32)、富合地区(23)、城南地区(42)
北区	龍田地区(19)、清水地区(21)、北部地区(55)、植木地区(119)

運営費等支援（補助）の内容

補助対象		その地域において、住民の連帯意識・福祉の向上と、まちづくり活動等の振興を図っている公民館であり、各区役所総務企画課が届出を受理した地域公民館
補助範囲		公民館活動に必要な施設並びにその附属施設の建設・営繕費、運営費、借家料及び耐震化事業費
補助金額	運営費	均等割、世帯数割、事業費割、施設割（専用の公民館としての建物）、校区公民館連絡費（校区代表館）を基礎として算出する。
	建設費	補助率2分の1、上限額750万円 (熊本地震により被害を受けた地域公民館については補助率4分の3、上限額1,125万円)

営繕費	補助率2分の1、上限額60万円 (熊本地震により被害を受けた地域公民館については補助率4分の3、上限額750万円)
借家料	補助率3分の1、上限額年間15万円
耐震診断費	補助率3分の2、上限額24万円
耐震補強設計費	補助率3分の2、上限額60万円
耐震補強工事費	補助率3分の2、上限額600万円

5 安全安心まちづくり ・ 交通安全対策 （生活安全課）

概 要

交通事故の多発や街頭犯罪などに対応するため、高齢者や児童などへの交通安全教育や交通マナーの啓発を図っている。また、犯罪を未然に防ぐため、市民の意識向上に努めるとともに、警察や防犯団体等と連携を図りながら、地域と一体となった安全安心まちづくり活動を行っている。

（１）安全安心まちづくり対策

ア 防犯パトロール

青色回転灯を装着した公用車 7 台（うち区役所 5 台）で防犯パトロールを行なうなど、安全安心まちづくりの意識啓発を行っている。また、外勤の際には、安全安心パトロールのシートを貼付した公用車でパトロール活動を行なうなど、全庁的に犯罪抑止活動に取り組んでいる。

イ 繁華街等安全安心パトロール

本市における犯罪の防止に努め、市民や観光客等の身体及び財産の保全並びに生活環境の美化の推進を図り、安全安心で快適な都市環境の形成に寄与することを目的として、「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」及び「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」に基づき、繁華街アーケードを中心にパトロールを実施。

① 「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」・「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」の主な内容

- (ア) 路上喫煙の制限
- (イ) ポイ捨ての禁止
- (ウ) 歩行者用道路への違法と認められる自転車等及び自動二輪車の乗り入れの禁止
- (エ) 通行の妨げ等になる違法と認められる看板等設置、表示等の禁止
- (オ) 自転車等及び自動二輪車の違法と認められる放置行為の禁止

熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例による規制の内容

	区 域	規 制 の 内 容	過 料
路上喫煙	市内全域（路上禁煙区域を除く）	歩行中や吸い殻入れのない場所では路上喫煙をしないよう努めなければならない	なし
	路上禁煙区域	路上喫煙は禁止	1,000 円
ポイ捨て	市内全域（美化重点推進区域を除く）	ポイ捨ては禁止	なし
	美化重点推進区域	ポイ捨ては禁止	1,000 円

② 繁華街等安全安心パトロール指導員

繁華街での迷惑行為や違法行為の指導・啓発、また、指定区域（路上禁煙区域・美化重点区域）である上通り・下通り・新市街の各アーケード内での路上喫煙・ポイ捨てに関する周知・啓発・指導及び過料の徴収
嘱託員 3 名（熊本県警察 O B）

③ 事業費

平成 30 年度予算 7,409 千円

① 「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」・「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」の主な内容

- (ア) 路上喫煙の制限
- (イ) ポイ捨ての禁止
- (ウ) 歩行者用道路への違法と認められる自転車等及び自動二輪車の乗り入れの禁止
- (エ) 通行の妨げ等になる違法と認められる看板等設置、表示等の禁止
- (オ) 自転車等及び自動二輪車の違法と認められる放置行為の禁止

熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例による規制の内容

	区 域	規 制 の 内 容	過 料
路上喫煙	市内全域（路上禁煙区域を除く）	歩行中や吸い殻入れのない場所では路上喫煙をしないよう努めなければならない	なし
	路上禁煙区域	路上喫煙は禁止	1,000 円
ポイ捨て	市内全域（美化重点推進区域を除く）	ポイ捨ては禁止	なし
	美化重点推進区域	ポイ捨ては禁止	1,000 円

② 繁華街等安全安心パトロール指導員

繁華街での迷惑行為や違法行為の指導・啓発、また、指定区域（路上禁煙区域・美化重点区域）である上通り・下通り・新市街の各アーケード内での路上喫煙・ポイ捨てに関する周知・啓発・指導及び過料の徴収
嘱託員 3 名（熊本県警察 O B）

③ 事業費

平成 30 年度予算 7,409 千円

（２）違法駐車防止対策（平成２９年度から休止）

ア 違法駐車に対する街頭指導の強化

平成４年５月１日「熊本市違法駐車等の防止に関する条例」を制定し、違法駐車防止重点地域の指定をもとに、土・日曜日・祝日に違法駐車の見回り指導を行い、安全で快適な生活環境の保持に努めている。

イ 違法駐車防止重点地域

・銀座通り他４路線１，９００ｍ（平成５年４月１日指定）

（３）交通安全思想の普及徹底

ア 交通安全教育の推進（交通ルール・マナーアップ促進事業）

参加・体験・実践型の交通安全教育を推進することを目的として、昭和５８年から、交通安全教育専門員（３人（平成２８年度から２人））を配置し、幼児（保育園・幼稚園）に対しては、模擬信号機、教育ビデオやパネル等の教育教材を活用した基礎的な交通ルールの教育、また、小学校新入学時の児童に対し、特に登下校時における交通ルールの習得のため、模擬信号機等を活用した実践的な教育、また、小・中・高校生を対象とした安全利用に伴う自転車ルール・マナーの教室を実施している。さらに高齢者（主に老人クラブを対象）に対しては、教育ビデオや交通シミュレータ等を使い、反射材の効果や加齢に伴う身体的機能の変化が歩行者や運転者としての交通行動に及ぼす影響の理解などの教育を実施している。

イ 交通安全活動の推進

① 交通安全運動等の推進

各季の全国交通安全運動、事故防止運動を中心に広報車による呼びかけ、市政だより、市ホームページ、facebook、ポスターの掲示等、各種広報媒体による広報活動、交通安全県民大会、街頭交通安全キャンペーン等の各種イベントの開催による啓発活動、さらに、参加型啓発活動の実施など草の根的活動を展開している。

② 交通指導員と連携した街頭活動の強化

交通指導員は、交通の安全、事故の防止及び交通道德の高揚を図り、あわせて市内の交通秩序を確保することを目的として、昭和４４年１０月１日に発足した。現在委嘱を受けているのは約４００人で、警察その他関係機関と連携しながら、交通指導及び交通安全思想の普及高揚に努めている。

また、公安委員会委嘱の地域交通安全活動推進委員及び地区交通安全協会等とともに、市民交通安全の日（毎月１・１０・２０日）や交通安全運動等の期間中に朝の通勤通学時の街頭指導を行うほか、地域におけるリーダーとして、交通安全の諸活動の推進に努めている。

③ 暴走族根絶対策

平成１４年７月に、「熊本市暴走族根絶連絡協議会」を設立し、地域における暴走族追放の気運を醸成し、交通安全意識を高めるため、関係機関・団体との連携を密にしながら、その推進に努めている。

（４）交通事故被害者に対する支援対策

ア 交通事故相談

昭和４７年４月交通事故相談所（現 交通事故相談室）を開設し、専門相談員１名が毎週火・木曜日に相談を受け対応している。

交通事故相談件数

（平成３０年３月３１日現在）

年度 区分	25	26	27	28	29
被害者	233	269	282	285	45
加害者	58	82	81	63	156
合 計	291	351	363	348	201

イ 交通遺児への援助

昭和48年3月に交通遺児援助基金を設立して、小学校、中学校入学時及び中学校卒業時に就学援助金を支給している。また、毎年1回、小中学生に図書カードを配付している。

交通遺児基金の推移 (平成30年3月31日現在 単位 円)

年 度		25	26	27	28	29
項 目	寄 付 金	435,806	792,193	716,556	390,933	369,224
	運 用 利 益	505,278	277,217	264,114	180,930	120,251
	援 助 金 ほ か	△1,195,256	△1,487,991	△1,463,556	△1,375,173	△1,201,704
	差引 (積立または取り崩し)	△254,172	△418,581	△482,886	△1,012,310	△712,229
	基 金 残 高	83,702,836	84,076,448	84,300,118	83,678,741	83,335,736

6 消費者行政（消費者センター）

消費者と事業者の間にある情報量・交渉力等の格差を鑑み、消費者権利の尊重及び消費者の自立支援等を基本理念とした、消費生活の安定及び向上を図るための各種事業を行う。

(1) 消費者相談

消費者からの商品・サービス・多重債務等についての相談や苦情を受け付け、助言やあっせんにより、消費トラブルの解決を図る。

相談件数 (平成30年3月31日現在)

年 度	25	26	27	28	29
総件数(件)	6,310	6,371	6,290	7,182	6,439

相談内容別件数 (平成29年度) (平成30年3月31日現在)

内 容	安全・衛生	品質・機能・役務品質	法規・基準	価格・料金	計量・品目	表示・広告	販売方法	契約(解約)	接客対応	包装・容器	施設・設備	買物相談	生活知識	その他	合 計
件数	139	492	202	733	4	220	3,199	4,715	1,080	2	8	10	19	66	10,889

注：相談内容別件数については、相談内容が複数にわたるため、相談件数とは合致していない。

（２）消費者意識の高揚

最近の複雑、多様化する消費生活問題に対応できる主体性のある自立した消費者の育成を目的に各種講座、事業を開催する。

ア 消費者意識の向上

消費者セミナー：市民や親子を対称に消費生活に関する基礎的な知識の修得（受講生は一般公募）

消費生活出前講座：多発する消費者トラブルの未然防止や、くらしの中の様々な問題をテーマに地域や職場に講師を派遣

消費生活地域見守りサポーター養成講座：初歩的な消費生活相談を受けたり、必要な情報提供を行うことを目的に、センターと地域住民のパイプ役かつ地域の見守り体制の担い手を育成する。

イ 小中学生啓発事業

小中学生を対象に消費生活に関する啓発資料を作成し、市内全校に配付

ウ 若者、高齢者啓発事業

増加する若者・高齢者の被害を未然に防止するため、学園祭等への出展、「敬老の日」を契機とした情報提供等を推進する。

（３）情報の収集及び提供

ア 消費生活情報の収集及び提供

市民の消費者被害の未然防止とより良い消費生活の実現のために必要な情報を収集し提供する。

イ 情報コーナー

消費者センター内にパネル、商品の展示、書籍やパンフレット類のコーナーの常設及びビデオ・DVDの貸出による情報提供を行う。

（４）消費者の組織化と活動の支援

消費者団体の組織活動を援助し、また、講座受講生や地域住民などを対象とした新たなグループの組織化と自立を支援する。

7 男女共同参画（男女共同参画課）

男女が一人の人間としてお互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができる豊かで活力ある社会の実現が求められている。

本市では、「熊本市男女共同参画推進条例」において策定された。男女共同参画基本計画に基づき、総合的かつ計画的な男女共同参画の推進に取り組むこととしている。

昭和62年	4月	女性行政の総合窓口を設置（婦人生活課）
平成2年	4月	総合婦人会館・カルチャーセンターオープン
平成5年	4月	「婦人生活課」から「女性政策課」、「総合婦人会館・カルチャーセンター」から「総合女性センター」へ名称変更
平成10年	4月	「女性政策課」から「男女共生推進課」へ名称変更
平成11年	4月	男女共生推進課、総合女性センター、勤労婦人センターを一体化し、総合的推進体制の確立
平成13年	9月	「DV防止連絡会議」「DV市内防止ネットワーク会議」設置
平成14年	6月	「男女共同参画地域推進員制度」
平成16年	4月	「熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金制度」
平成18年	5月	「2006世界女性スポーツ会議くまもと」開催（5/11～5/14）
平成21年	4月	「熊本市男女共同参画推進条例」施行
平成22年	3月	「熊本市男女共同参画基本計画」策定
平成22年	4月	「総合女性センター」から「男女共同参画センターはあもにい」へ名称変更
平成22年11月		「第20回男女共同参画全国都市会議inくまもと」開催（11/18～11/19）
平成24年	4月	「男女共同参画センターはあもにい」の指定管理者による指定管理に移行
平成26年10月		「熊本市配偶者暴力相談支援センター」事業開始
平成28年	4月	「市民協働課男女共生推進室」から「男女共同参画課」へ組織改編
平成29年	3月	「熊本市女性の職業生活における活躍推進計画」策定
平成30年	3月	「女性の活躍応援協議会くまもと」設立

（1）男女共同参画のための意識づくり

ア 男女共同参画に関する啓発・広報

- 情報紙「はあもにい」の発行（年2回）及び啓発リーフレット、悩み相談カード等の配付
- 地域、学校、企業等に出向く出前講座の開催
- 男女共同参画地域推進員制度の活用（登録者数142人）
- DV防止及び被害者支援に係る関係機関との連携、DV防止セミナーの開催、民間シェルター運営費補助

イ 男女共同参画に関する情報収集・提供

- 市民意識調査（5年ごと）・企業実態調査（3年ごと）の実施

（2）男女共同参画のための社会環境の整備

- 市の審議会等への女性の登用を促進
平成27年度：29.1％ 平成28年度：29.1％ 平成29年度：27.8％
- 女性の人材発掘と登用拡大を図るため、「女性人材リスト」の充実・活用（登録者数183人）
- 働く女性のキャリア形成支援や企業等における女性人材の活躍を推進するため、「働く女性の大交流会 in くまもと」等を開催
- 家庭や地域、職場、心の問題等さまざまな問題に対して、自己選択や自己決定により解決できるよう支援を行うことを目的とした総合相談室を運営

総合相談室

年 度	24	25	26	27	28	29
相談件数	2,748	2,904	2,343	2,243	1,943	1,905

(3) 推進体制の整備・充実

- 「くまもと市男女共同参画会議」の開催
- 「熊本市男女共同参画庁内推進会議」開催

(4) 熊本市男女共同参画センター はあもにい

男女共同参画社会の実現及び市民文化の振興を目的とし、男女相互の自立と調和ある社会の実現をめざして各種事業を展開している。

所在地	中央区黒髪3丁目3番10号		
構造	鉄筋コンクリート4階建（一部5階）		
面積	敷地面積	6,665㎡	延床面積 5,376㎡
工期	平成元年1月～平成2年3月		
開館	平成2年4月7日		
建設費	2,280,000千円		
主要施設	4階	会議室、研修室A・B・C、和室	
	3階	リハーサル室A・B・C、創作アトリエ、スタジオ	
	2階	多目的ホール（200人）、食のアトリエ、食品加工室、相談室	
	1階	メインホール（372人）、情報資料室、ファミリーサポートセンター〈熊本〉、 幼児室、事務室、ギャラリー	
	その他	駐車場 163台（はあもにい駐車場70台、第1駐車場45台、第2駐車場17台、 第3駐車場26台、障がい者用駐車場5台） 駐輪場 2カ所	

ア 男女共同参画啓発事業

男女が共に自立し、協力しあいながらいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、女性のエンパワーメント（力と自信をつけること）講座や男性のためのライフセミナーなど、男女共同参画の視点を踏まえた啓発・自己開発の講座（セミナー）等を実施する。

イ 社会参画支援事業

女性の社会参画促進に向けて市民活動を支援するなど、市民との協働による男女共同参画社会の実現に取り組む。（はあもにいフェスタの開催、男女共同参画推進リーダー講座、市民グループ活動支援等）

さらに、女性の就業に向けた資格取得講座・能力開発講座、仕事と生活の調和のための講座を実施する。

ウ その他

男女共同参画や生活文化に関する図書、ビデオ、DVD、資料等の情報の収集と提供、私のギャラリー展、映画鑑賞会を実施。

エ 施設貸出事業

市民が会議や練習・発表の場として施設を効果的に利用できるよう、センター機能を生かした助言や活動支援を行う。

会館利用状況

区分 年度	メインホール							多目的ホール							研修室 リハーサル室 食のアトリエ 和会議室等 (14室)
	集式 会・大 会典	音楽会 ・演奏 会	歌謡シ ョー・浪 曲	演劇・ 演芸	日舞・ 洋舞	講習・ 講演会	その他 計	集式 会・大 会典	音楽会 ・演奏 会	歌謡シ ョー・浪 曲	演劇・ 演芸	日舞・ 洋舞	講習・ 講演会	その他 計	
25	11	109	16	21	5	38	200	4	50	14	14	13	60	155	3,033
26	35	73	4	21	15	64	212	11	39	11	7	25	72	165	3,140
27	29	82	9	11	12	77	220	10	32	15	10	21	63	151	3,223
28	1	3	0	1	0	2	7	7	96	7	8	17	79	214	1,849
29	16	91	6	9	6	106	234	5	48	4	3	22	82	164	3,549

利用者状況

区分 年度	メインホール					多目的ホール				
	公共 団体	文化 団体	一般 団体	個人	合計	公共 団体	文化 団体	一般 団体	個人	合計
25	32	18	142	8	200	18	4	112	11	145
26	10	30	161	11	212	15	20	124	6	165
27	53	14	136	17	220	24	7	110	10	151
28	0	1	5	1	7	3	21	171	19	214
29	54	6	141	33	234	32	4	113	15	164

8 人権推進（人権推進総室）

概 況

本市はこれまで、日本国憲法で保障された基本的人権の尊重をめざし、人権尊重意識をはぐくむ教育・啓発を進めるとともに女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人など、それぞれの個別課題についても様々な事業・施策の取組みを行ってきたところである。しかしながら、今なお、誤った知識や偏見に基づく差別事象が依然として存在しており、人権問題の解決は、社会全体の大きな課題となっている。

本市では、熊本市第7次総合計画第一章「互いに認め支えあいだれもが平等に参画できる社会の実現」を掲げ、「熊本市人権教育・啓発基本計画」に基づき、「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現」を掲げている。これは市民一人ひとりが、人権問題を自らの課題として受け止め、差別や人権侵害を許さない確固とした信念をもって、すべての人が個人として尊重される社会を築くため、学校や職場、家庭など、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発活動を推進するとともに、本市の様々な事業・施策を人権尊重の視点をもって取り組むことにより、市民誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現をめざすものである。

（１）沿 革

昭和４０年	８月	同和対策審議会答申
４４年	７月	同和対策事業特別措置法の施行
５０年	１２月	市民局に同和対策室を設置
５１年	５月	隣保館を設置
５２年	６月	西原公園児童館を設置
６２年	１２月	熊本市人権啓発市民協議会が発足
平成５年	１月	熊本市雇用開発協議会を設置
１１年	６月	人権教育のための国連１０年推進本部を設置
１２年	５月	熊本市域における人権教育啓発基本方針を策定
１２年	１２月	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行
１３年	４月	同和対策室を人権推進総室に、同和教育指導室を人権教育指導室に名称変更し、事務分掌も変更
１５年	８月	隣保館をふれあい文化センターに名称変更
２１年	３月	熊本市人権教育・啓発基本計画を策定
２２年	３月	合併に伴い植木ふれあい文化センターを人権推進総室の「かい」とする。
２４年	３月	組織改編により企画振興局に人権推進総室を設置、ふれあい文化センターを人権推進総室の「かい」とする。
２６年	７月	熊本市人権教育・啓発基本計画《改訂版》を策定
２７年	４月	組織改編により市民局に人権推進総室を設置
２９年	４月	組織改編によりふれあい文化センター及び植木ふれあい文化センターを「室」とする。

（２）人権啓発の推進

「熊本市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市民の人権尊重意識の高揚と行動の定着を図るため、あらゆる機会を捉え、市民、学校、企業、地域等の協働により、人権教育・啓発事業を展開し、「すべての人の人権が尊重される社会の実現」を目指している。

また、市民の主体的参加による人権啓発活動を展開することを目的に、市内の企業・団体等を会員とし、昭和62年に発足した熊本市人権啓発市民協議会の活動の充実を図っている。

主な人権啓発事業

映画会、啓発セミナー、講演会、人権啓発担当者ワークショップ等の開催、人権の花運動、Ｊリーグロアッソ熊本との合同啓発イベントなど

（３）職員の人権教育の推進

市民の人権が尊重されるまちづくりの実現のためには、本市の職員自らが豊かな人権感覚の育成に努めるとともに人権尊重を基本とする市政運営が不可欠である。

そこで、平成２９年４月「熊本市人権教育推進会議等に関する訓令」を「熊本市人権施策推進本部等に関する訓令」へ改正をおこない、専門部会として人権施策推進部会をおき、さらに各局（区）に人権教育推進委員会、各課に人権推進員をおくことで、施策・教育についての体制整備をおこない、職員の人権に対する意識向上を図り、市民の信頼に応えることができる組織体制の整備を図っている。

（４）熊本市ふれあい文化センター

ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第２種社会福祉施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所 在 地	中央区本荘４丁目６番６号				
設 置 主 体	熊本市				
開 設 年 月 日	昭和５１年５月１日				
構 造	鉄筋コンクリート３階建（一部２階建）				
敷 地 面 積	１，０１５．３８㎡ 建物面積 延１，８４９．４３㎡ 駐車場面積 ４１１．９４㎡				
用 地 費	６９，６２３千円				
工 事 費	新築（昭和５０年度）８２，４９５千円 改築（昭和５８年度）２５，０８５千円（機能回復訓練室・相談室の新設） 増築（昭和６２年度）３０４，３３４千円（老人福祉センター・教育集会所の新設）				
主 な 施 設	１階 教養娯楽室 調理室 相談室 機能回復訓練室 集会室 事務室 浴室 ２階 集会室 会議室 学習室 多目的利用室 工作室 図書室 ３階 ホール（機能回復訓練用）				

利 用 者

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29
主催事業参加者数 （講座・クラブ・高齢者教室・くらしの講座・図書室利用者 等）	15,066	15,614	15,557	14,091	14,260
貸し館利用者数	10,172	13,374	13,309	9,555	10,407
福祉サービス利用者数（入浴・リハビリ室）	10,883	11,428	10,312	9,322	12,318

（５）熊本市植木ふれあい文化センター

植木ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第２種社会福祉施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上及び人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業及び人権課題を解決するための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所 在 地	北区植木町宮原９１２番地				
設 置 主 体	熊本市				
開 設 年 月 日	昭和５５年８月１日				
構 造	鉄筋コンクリート・鉄骨造平家建				
敷 地 面 積	３０２２．８２㎡ 建物面積 延７７４．４０㎡ 駐車場面積 ３６９．２０㎡				
工 事 費	新築（昭和５５年度）８５，２００千円 増築（平成 ３年度）２９，３３３千円				
主 な 施 設	大会議室 中会議室 図書室 和室 調理室 相談室 事務室 日常生活訓練室 創作軽作業室 社会適応訓練室 運動場（グラウンドゴルフ等）				

利 用 者

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29
館内利用者数 （学習活動・クラブ・高齢者教室・日常生活訓練・図書室利用者 等）	6,467	7,921	7,291	5,604	6,022
館外（運動場）利用者数（グラウンドゴルフ利用者 等）	102	1,443	963	364	206

9 生涯学習（生涯学習課）

生涯学習社会の構築のためには、すべての市民が、いつでもどこでも自主的に学べる生涯学習の機会を拡充するとともに、その成果を生活や社会の中に生かすことができるような仕組みを作ることが必要である。

本市では、「新しい時代に対応した生涯学習社会」を実現するため平成21年3月に「熊本市生涯学習指針」を策定し、目指すべき生涯学習都市くまもとの姿を「わくわく学習都市くまもと」とした。その実現のため、生涯学習ネットワークを構築し、学習機会を充実しながら、学習成果を生かす環境づくりを推進していく。

（１）施策の展開

＜生涯学習ネットワークの構築＞

ア 学習情報の収集と提供

- ・学習情報の収集・提供体制の整備・充実
- ・学習相談体制の整備充実
- ・生涯学習推進に関する調査・研究の充実

イ 関係機関との連携

- ・生涯学習関係機関・団体・事業者等との連携
- ・庁内関係部署との連携強化

＜学習機会の充実＞

ア ライフステージに応じた学習機会の充実

- ・乳幼児期における学習の充実
- ・学童期（小学生）における学習の充実
- ・思春期（中高生）における学習の充実
- ・成年期における学習の充実
- ・高齢期における学習の充実

イ 現代的・社会的な課題と市民ニーズに対応した学習支援

- ・家庭教育力の向上
- ・地域教育力の向上
- ・現代的・社会的な課題や市民ニーズに対応した学習の充実

ウ 多様で高度な学習活動を支える拠点施設の機能充実

- ・社会教育施設、スポーツ・文化施設の機能充実
- ・多様なニーズに対応した拠点施設の機能充実
- ・より高度で実践的な学習内容に対応した支援

＜学習成果を生かす環境づくり＞

ア 学習成果を生かす場の創出

- ・学校を中心とした場の創出
- ・地域を中心とした場の創出

イ 人材の活用

- ・生涯学習人材バンクの整備と活用
- ・ボランティア情報の収集と提供

ウ 市民参画の仕組みづくり

- ・参画型事業の展開
- ・学習成果の発表機会の充実
- ・学習成果の評価システムの整備

(2) 公民館

生涯学習の拠点となる公設公民館は、地域社会の発展と住民生活の充実のために各種講座、講演会の開催などの事業を行うとともに、住民の自主的な学習や文化活動、地域づくりを支援するなどの総合的な活動を通して、住民の教養の向上、生活文化の振興を図っている。

現在、中央、西部、南部、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、大江、花園、北部、飽田、五福、河内、天明、富合、城南、植木の19公民館があり、北部公民館には、北部東分館と西里分館の2館がある。

施設の概要については、単独の公民館を記載。なお、併設施設の概要は、市民生活関係の区政に記載。

施設の概要

名 称	所 在 地
中央公民館	中央区草葉町5番1号
河内公民館	西区河内町船津791番地
北部公民館西里分館	北区下硯川町1798番地
北部公民館北部東分館	北区鶴羽田2丁目13番9号

※ 中央公民館については、熊本地震により倒壊の危険性から解体を完了し、平成31年3月竣工を目指し、新築復旧工事中。

※ 地域公民館については、市民生活関係の地域コミュニティづくり支援に記載。

平成29年度 公民館学習活動在籍状況（講座数及び在籍者数）

		主催事業								自主講座		総合計			
		主催講座		家庭教育学級		教養講座		合計		合計					
		講座数	在籍者数	学級数	在籍者数	講演会数	参加者数	講座数	在籍者数	講座数	在籍者数	講座数	在籍者数	講座数	在籍者数
中央区	中央	33	857	4	52	0	0	37	909	48	969	85	1,878	352	10,487
	大江	77	3,170	7	165	6	346	90	3,681	62	1,239	152	4,920		
	五福	53	2,404	4	69	3	217	60	2,690	55	999	115	3,689		
東区	東部	102	2,808	10	243	0	0	112	3,051	76	1,703	188	4,754	569	14,698
	託麻	133	2,548	7	82	6	628	146	3,258	64	1,229	210	4,487		
	秋津	109	3,526	6	46	5	782	120	4,354	51	1,103	171	5,457		
西区	西部	62	1,528	5	121	4	405	71	2,054	53	919	124	2,973	359	14,180
	花園	96	4,481	3	51	3	317	102	4,849	44	723	146	5,572		
	河内	74	5,281	2	107	4	143	80	5,531	9	104	89	5,635		
南区	南部	137	3,721	3	59	3	388	143	4,168	47	818	190	4,986	576	17,062
	幸田	61	3,298	5	110	3	489	69	3,897	58	1,216	127	5,113		
	飽田	19	1,426	4	118	4	262	27	1,806	25	310	52	2,116		
	天明	31	746	5	161	4	220	40	1,127	24	297	64	1,424		
	富合	62	1,467	2	43	4	185	68	1,695	23	270	91	1,965		
	城南	39	965	5	34	8	459	52	1,458	0	0	52	1,458		
北区	龍田	49	3,145	4	103	5	656	58	3,904	53	1,058	111	4,962	663	17,507
	清水	111	2,565	4	65	9	956	124	3,586	60	1,441	184	5,027		
	北部	155	2,852	4	32	16	807	175	3,691	96	1,332	271	5,023		
	植木	61	1,685	0	0	4	363	65	2,048	32	447	97	2,495		
合計		1,464	48,473	84	1,661	91	7,623	1,639	57,757	880	16,177	2,519	73,934	2,519	73,934

（３）家庭教育の推進

家庭の教育力向上のため、保護者等を対象にした家庭教育の大切さについて啓発するための学習機会や、情報を提供している。

ア 家庭教育学級

保護者等の家庭教育に関する学習の機会を拡充し子どもの健全育成に役立てるため、公民館において幼稚園、保育園、小学校及び中学校を単位として開設し、家庭における子どもの教育に関する学習や、子どものしつけ方等における悩みについての話し合い等、保護者の主体的な学習を支援している。

イ 子育てサロンの開催

子育て中の保護者が、気軽に相談、交流できるような集いの場となるよう、関係各課や地域の各種団体と連携・協力しながら、主に親子のふれあい遊びやおはなし会といった親子参加型講座等の事業を全公民館にて開催し、子育て支援の充実を図っている。

（４）青少年健全育成

「生きる力」を備えた青少年の健全な育成が図られるよう、地域における青少年の活動を支援している。

ア 熊本市青少年健全育成連絡協議会

校区青少年健全育成協議会相互の連絡協調のもと、関係機関及び諸団体との連携を密にし、市民の青少年健全育成に対する理解と自覚を高め、全市的な青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。

構 成 校区青少年健全育成協議会をもって構成している。

主 な 事 業 ・年次総会、代表者会、理事会、評議員会
 ・子供・若者育成支援強調月間
 ・夏の青少年育成県民総ぐるみ運動
 ・熊本市青少年健全育成大会
 ・研修会
 ・家庭・地域の教育力の向上
 ・青少協活動の地域への浸透

イ 校区青少年健全育成協議会

各小学校区の青少年健全育成に関する団体や機関が連携を緊密にし、相互の情報交換、事業の調整を図り、地域住民の協力を得て、地域ぐるみで青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。現在、９０小学校区地区において結成され、地域における青少年の社会参加や非行防止などの実践活動を行っている。

ウ 熊本市子ども会育成協議会

各小学校区の単位子ども会育成会相互の連携・強調のもと、子ども会発展のための育成を目的とした団体。

単位子ども会育成会は、校区町内をもとに組織され自分たちの住む地域を活動の場とした、年齢の異なる子どもたちの集まりであり、学校や家庭とは違った人間関係の中での幅広い経験を通して、子どもたちが社会性・自主性・協調性などを身につけるため季節の行事やスポーツ交流などの事業を行っている。

エ ボーイスカウト熊本市連絡協議会

日本ボーイスカウト熊本県連盟の一員として、熊本市内に所属する４地区（中部地区、東部地区、西部地区、北部地区）１５個団のより円滑な協力・連携を保つことを目的とした団体。

オ ガールスカウト熊本県連盟熊本市連絡会

ガールスカウト日本連盟の一員として、ガールスカウト運動を普及し、女性が自らの可能性を最大限に伸ばし、発揮できる社会の形成を推進することを目的とする団体。

（５）成人式

二十歳を迎えた新成人たちを対象に区切りの式典を開催し、新成人としての責任や自覚を促す。

平成３０年成人式は、平成３０年１月８日に熊本市総合体育館・青年会館で開催された。（対象者７，５３４人）

10 熊本市オンブズマン制度（オンブズマン事務局）

（１）沿革

平成22年4月、市民、市議会、市長等が共有する本市の自治の最高規範として「熊本市自治基本条例」が施行され、同条例の趣旨を具体化する制度の一つとして、同条例第23条に公的オンブズマン制度の設置が規定された。これを受け、平成23年3月、「熊本市オンブズマン条例」が公布され、同年11月1日、同条例が施行され、熊本市オンブズマン制度の運用を開始した。

（２）概要

熊本市オンブズマン制度は、オンブズマンが市政に関する苦情を公平かつ中立的な立場で、簡易迅速に処理することにより、市民の権利と利益の保護を図り、市政に対する理解と信頼を高めることを目的としたものである。

（３）オンブズマンの職務

- ① 市民から申し立てられた市政に関する苦情を調査すること。
- ② 常に市政を監視し、オンブズマン自らも事案を取り上げ、調査すること。
- ③ 調査結果をもとにオンブズマンの判断を示すこと。必要なときは、市に対して是正などの措置を行うよう勧告し、又は制度の改善を求める意見表明をすること。

（４）対象となる苦情の範囲

熊本市の仕事と、その仕事に関わる職員の行為で、自らの利害に関わり、その事実のあった日（終わった日）から原則として1年以内の苦情が対象となる。ただし、次の事項などは取り扱わない。

- ① 判決、裁判等を求め現に係争中の事項及び判決、裁決等により確定した事項
- ② 請求に基づき現に監査を実施している事項及び監査を完了した事項
- ③ 議会に関する事項
- ④ オンブズマンの行為に関する事項

（５）オンブズマンの組織等

① オンブズマン

熊本市オンブズマンは、熊本市オンブズマン条例の規定に基づき、人格が高潔で社会的信望が厚く、行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

オンブズマンは、市民の権利と利益の擁護者として、公平かつ中立的な立場で職務を行い、また、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

オンブズマンの任期は2年であり、1回に限り再任することができる。

② 運用体制

オンブズマン2名、オンブズマンを補佐する専門調査員3名、その他制度を運営する事務局員3名の8名体制で運用を行っている。

（６）苦情処理の流れ

① 申立方法

苦情の申立ては書面により行う。事務局に持参、郵送、FAX、Eメール、ホームページのフォームメールのいずれかの方法で申し立てることができる。

② 面談

申立人が希望する場合には、オンブズマンと直接面談ができる。

③ 苦情の調査

オンブズマンは、苦情の内容を審査し、市の関係部署を調査する。調査は、ヒアリング、書類や記録の閲覧、実地調査等の方法で行う。

④ 調査結果の通知

オンブズマンは、調査結果を申立人及び市の機関に文書で通知する。

⑤ 運営状況の報告・公表

毎年度の運営状況については、市長及び議会に報告するとともにこれを公表する。

(7) 平成29年度の運用状況

平成29年度は、58件の苦情申立てを受け付け、前年度からの継続分11件と合わせて69件の苦情を処理した。

ア 苦情申立て受付状況（平成25年度～平成29年度）

年度	25	26	27	28	29
受付件数	67	55	50	66	58

イ 行政組織別受付状況（平成29年度受付分）

組織	件数	組織	件数	組織	件数
都市建設局	16(1)	財政局	5(1)	上下水道局	2
区役所	14(1)	教育委員会	3	総務局	1
健康福祉局	7	市民局	2	合計	58(8)
環境局	6(5)	経済観光局	2		

() 内は熊本地震関連 計8件

ウ 苦情処理の状況（平成28年度継続調査分を含めた平成29年度処理分）

区 分	件数
1 調査結果を通知したもの	42(3)
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	3
(2) 苦情申立ての趣旨に一部沿ったもの	11(1)
(3) 市の業務に不備がなかったもの	28(2)
2 調査対象とならなかったもの	7
(1) 管轄外のもの	2
(2) その他のもの（利害無し・1年以上経過等）	5
3 調査を中止したもの	2(1)
4 取り下げられたもの	5(1)
5 継続調査中のもの	13(4)
合 計	69(9)

() 内は熊本地震関連 計9件

エ 発意調査

熊本市オンブズマン条例第7条第2項に基づき発意調査を2件行った。

- ① 公文書の管理 ② 市営住宅における孤独死の防止

オ 勧告又は意見表明

熊本市オンブズマン条例第7条第1項第2号に基づく勧告又は意見表明に至った事例はなかった。

健康福祉子ども

1	健康づくりの推進	155
2	健康福祉サービス体制	159
3	社会保障制度	166
4	高齢者福祉	179
5	障がい者福祉	190
6	子ども育成	202
7	生活衛生	227

1 健康づくりの推進

現代社会においては、高齢化が進展する中での介護予防策の充実や、若い世代からの生活習慣病予防対策の推進、さらには医療費の伸びの適正化等の社会環境の変化に伴う課題への対応が求められている。

そこで、自らの健康は自らが守ることを基本に、市民の健康づくりの指針となる「健康くまもと21基本計画」を策定し、「全ての市民が生涯を通して、住みなれた地域で健康でいきいきと暮らせるまちを市民と協働でつくる」ことを基本理念に、市民自らが健康づくりに取り組める体制づくりを進めるとともに、小学校区を単位とした健康づくり活動を、行政、医療機関、地域が一体となって推進している。

(1) 栄養改善対策事業（健康づくり推進課）

自分の健康は自分で守るという認識のもとに、幅広く各人が日常生活において栄養・運動・休養のバランスをとることを基調とした総合的健康づくり対策の普及啓発活動を行う。また、食生活改善推進員を養成するとともに、その活動母体である食生活改善推進員地区組織による健康づくりのための諸活動を支援する。

	項目	年度				
		25	26	27	28	29
ア 食育の推進	子どもの食育推進ネットワーク 全体研修会参加者延べ数（人）	484	404	388	172	201
イ 地区組織活動の支援	食生活改善推進員研修会（回）	57	58	58	46	52
	すこやか食生活改善講習会（回）	93	94	94	82	92
ウ 食生活改善推進員の養成	修了者（人）	92	85	70	54	73

(2) 歯と口腔の健康づくりの推進

乳幼児期からのむし歯予防事業や高齢期の口腔ケアなど、ライフステージに応じた歯科口腔保健の推進を図る。また、8020（ハチマルニイマル）推進員の育成や地域の歯科保健活動の支援を行い、市民の口腔の健康づくり啓発に努める。

	項目	年度				
		25	26	27	28	29
ア 妊娠歯科健診受診状況	妊娠歯科健診受診率(%)	60.4	61.6	61.0	60.9	63.8
イ 3歳児のむし歯の状況	3歳児でむし歯のない者(%)	73.7	75.0	74.4	75.9	79.4
ウ フッ化物洗口の実施状況	フッ化物洗口を実施する認可保育園・幼稚園等(%)	48.1	46.7	47.2	46.1	48.4
エ 8020推進員の育成	8020推進員の育成(累計)(人)	698	771	828	863	912

(3) 健康相談と情報提供事業（健康づくり推進課）

健康増進法第17条第1項に基づき、健康手帳の交付及び健康教育・健康相談を実施している。

ア 健康手帳の交付

(単位 人)

区分	年度				
	25	26	27	28	29
手帳交付者	2,441	2,012	1,544	1,338	938

※40歳以上の市民で希望する者に交付。

イ 健康教育

区分	年度				
	25	26	27	28	29
開催回数(回)	735	697	646	496	635
延 人 員(人)	16,949	12,848	11,561	7,473	7,544

※平成18年度から対象年齢を変更（40歳以上を40歳から64歳まで）

ウ 健康相談

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
開催回数（回）	589	590	546	436	372
延 人 員（人）	7,475	13,464	11,094	5,396	3,525

※平成18年度から対象年齢を変更（40歳以上を40歳から64歳まで）

エ 訪問指導

（単位 人）

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
実 人 員	365	222	160	535	211
延 人 員	420	242	199	570	248

※平成18年度から対象年齢を変更（40歳以上を40歳から64歳まで）

（４） 各種健康診査充実事業（健康づくり推進課）

健康診査・がん検診

心臓病、脳卒中等の生活習慣病の予防対策の一環として、また、各種がんの早期発見・早期治療を進めるために各種健康診査を実施している。

受診率向上のための取組として、平成29年度は、一定年齢到達者や乳がん・子宮頸がんのハイリスク者に対する受診勧奨の拡充、冬期における大腸がん検診の郵送検診等を実施した。平成30年度は、胃がん検診における内視鏡検査を導入する予定である。

（単位 人）

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
健康増進法に基づく特定健康診査	810	785	751	545	760
肺 が ん 検 診	22,579	22,443	22,679	20,000	21,233
胃 が ん 検 診	10,107	9,904	9,477	8,658	8,952
大 腸 が ん 検 診	22,467	22,194	22,512	18,108	19,763
乳 が ん 検 診	11,837	14,183	11,491	9,287	10,199
子 宮 頸 が ん 検 診	注1) 18,678	注2) 23,530	注3) 16,973	注4) 13,095	注5) 17,949

※がん検診は40歳以上の市民を対象としている。但し、乳がん検診は40歳以上の女性、子宮頸がん検診は20歳以上の女性としている。注1）、注2）、注3）、注4）及び注5）には、妊婦健康診査による子宮頸がん検査受診者を、それぞれ、3,525人、3,606人、3,571人、2,602人及び2,654人を含む。

（５） ＣＫＤ（慢性腎臓病）対策推進事業（健康づくり推進課）

末期腎不全による人工透析患者が増加しており、平成21年度から、熊本市医師会や腎臓専門医などの関係機関との協働により、ＣＫＤの発症予防から悪化防止までの総合的な取り組みを行い、新規人工透析者数の減少、心血管疾患の発症予防を進めている。

（単位 人）

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
新規人工透析者数	260	251	228	243	234

※新規人工透析者数は、各年度の熊本市更生医療データより算出。

平成29年度実績については、7/27以降確定予定。

(6) 結核対策事業（感染症対策課）

結核の早期発見、まん延防止を図ると共に結核患者の発生状況、治療状況などの把握や長期にわたる治療を訪問指導などにより支援している。なお、平成19年4月に「結核予防法」が廃止され、予防接種を除く結核対策は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合され、BCG予防接種は、「予防接種法」に統合された。

ア 健康診断

(単位 人)

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
結核一般住民検診	15,285	15,608	16,227	14,634	15,627
B C G 接種（乳幼児）	6,962	6,899	6,871	6,732	6,468
管理検診	345	318	340	348	228
接触者検診	1,450	1,635	1,378	1,157	1,306

イ 患者管理

(単位 人)

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
結核患者登録数	235	220	241	222	185
新登録患者数	96	98	125	85	82
結核患者訪問指導	309	431	356	244	147
新登録患者中の入院勧告患者数	42	47	50	32	20

(7) 感染症対策事業（感染症対策課）

ア エイズ相談及びH I V抗体検査

H I V感染の早期発見・早期治療につなげるため、市民が容易にエイズ相談及びH I V抗体検査を受けることができるように実施している。

エイズ相談・H I V抗体検査の推移

(単位 件)

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
相談	1,786	1,658	1,421	862	1,312
検査	1,657	1,571	1,375	828	1,271

イ 肝炎ウイルス検査

B型、C型肝炎ウイルス感染の早期発見・早期治療につなげるため、市民が容易にB型、C型肝炎ウイルス検査を受けることができるように、保健所検査及び医療機関委託検査を実施している。

肝炎ウイルス検査の推移

(単位 件)

年度		25	26	27	28	29
区分						
保健所	B型肝炎（HB s 抗原）検査	56	49	53	17	26
	C型肝炎（HC V 抗体）検査	57	48	53	17	27
医療機関	B型肝炎（HB s 抗原）検査	4,023	3,863	4,484	2,381	2,272
	C型肝炎（HC V 抗体）検査	4,048	3,910	4,505	2,388	2,266

(8) 予防接種事業（感染症対策課）

予防接種の状況

(単位 件)

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
四 種 混 合	22,604	27,074	27,576	27,394	26,338
三 種 混 合	6,476	—	—	—	—
二 種 混 合	5,810	5,502	5,599	5,507	5,282
ポリオ（不活化ワクチン）	13,123	7,406	2,677	1,401	705
インフルエンザ	102,549	101,905	98,860	100,091	82,573
日本脳炎	23,893	30,245	26,147	38,408	34,090
麻しん風しん混合	13,336	13,394	13,359	12,888	13,421
子宮頸がん	1,227	103	83	68	109
ヒブ	30,405	28,340	27,478	27,053	26,238
小児用肺炎球菌	28,926	28,312	27,836	27,137	26,309
水痘	—	12,864	13,514	11,904	12,072
B型肝炎	—	—	—	11,056	20,017
成人用肺炎球菌	—	16,954	13,902	15,792	17,011

平成 24 年 11 月から、三種混合ワクチンに不活化ポリオワクチンが混合された四種混合ワクチンが導入された。

（三種混合ワクチン販売中止により、平成 26 年度から四種混合と合わせて集計している。）

平成 25 年 4 月から、子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌が法定接種となった。

平成 26 年 10 月から、水痘・成人用肺炎球菌の予防接種が法定接種となった。

平成 28 年 10 月から、B型肝炎の予防接種が法定接種となった。

2 健康福祉サービス体制

近年、より身近な地域において、きめ細かな保健福祉サービスを求める市民ニーズが高まっているとともに、市民の自主的な健康づくり活動の拠点となる施設整備や高度医療機関の充実が必要となっている。

これらの課題に対し、本市では、市民の多様なニーズに対応できるように、各区福祉課、保健子ども課を中心とした地域におけるサービス体制の充実に努めている。

(1) 救急医療制度（医療政策課）

急病患者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するための体制を逐次整備拡充しながら、市民の救急医療ニーズに対応できるように努めている。

ア 救急医療体制整備の経緯

昭和51年12月	年末年始救急医療開始 (在宅当番医制度による。内科等9診療科目、20医療機関)	平成17年 4月	病院群輪番制による二次救急医療業務について、熊本中央救急医療圏の3市7町(平成22年3月より、合併のため3市5町)で事業継続のための協定を締結(税源移譲により、国の補助金が一般財源化されたことに伴うもの)
昭和52年 7月	熊本保健所内に休日夜間診療及び電話相談所を設置 休日昼間の在宅当番医制による診療業務開始	平成20年10月	富合町との合併により、下益城郡医師会に委託している在宅当番医制事業(富合町分)を継承
昭和53年	病院群輪番制による二次救急医療業務開始	平成22年 4月	城南町との合併により、下益城郡医師会に委託している在宅当番医制事業(城南町分)を継承
昭和56年11月	熊本市医師会(休日・夜間急患センター)に一次救急医療業務を委託(小児科・内科) 熊本市薬剤師会に休日夜間の救急調剤業務を委託		植木町との合併により、鹿本郡市医師会に委託している在宅当番医制事業(植木町分)を継承
昭和57年 4月	休日夜間に加え土曜日夜間の一次救急業務開始		植木町との合併により、病院群輪番制による二次救急医療業務について、鹿本救急医療圏の2市(熊本市は植木地区)での協定を継続
昭和58年 4月	休日・夜間急患センターの診療を毎夜間に拡充(小児科・内科・外科)	平成27年 4月	植木地区が、鹿本救急医療圏から熊本中央救急医療圏に編入されたことにより、鹿本救急医療圏の病院群輪番制病院運営事業負担金に関する協定を廃止
昭和63年 4月	休日昼間の一次救急業務を開始		西原村が阿蘇救急医療圏から熊本中央救急医療圏に編入されたため、病院群輪番制病院運営事業負担金に関する協定を変更し、熊本中央救急医療圏の3市5町1村で協定を締結
平成 2年 4月	熊本赤十字病院に休日夜間一次救急医療業務を委託	平成30年4月	
平成14年 8月	熊本市救急災害医療協議会設置 (熊本市救急医療協議会、熊本市災害医療対策連絡会議の合併)		

イ 一次救急医療業務(年末年始を除く)

① 休日夜間急患センター

	熊本市医師会熊本地域医療センター	休日準夜急患診療所(熊本赤十字病院)
診療科目	小児科・内科・外科	小児科・内科・外科・整形外科
診療時間	毎夜間(午後6時から翌午前8時まで) 休日昼間(午前8時から午後6時まで) (平成21年度は、新型インフルエンザ流行時に小児科の体制を増強)	休日夜間(午後6時から翌午前0時まで)

② 在宅当番医制 () 内は、1日あたり実施医療機関数

委託先	内容
熊本市医師会	診療科目 内科・外科(7)、小児科(1)、整形外科(1)、眼科(1)、耳鼻咽喉科(1)、産婦人科(1) (平成22年度は、新型インフルエンザ流行時に小児科を(1)増強) (平成28年度は、熊本地震により、初期救急を充実させるため、平成28年4月29日～5月8日の6日間に小児科を(2)増強、平成28年10月～12月の祝日4日間に小児科を(1)増強)
下益城郡医師会	富合・城南地区(1)
鹿本医師会	植木地区(1～2)

③ 救急調剤（熊本市薬剤師会委託）

熊本市薬剤師会くまもと中央薬局で、平日夜間（午後６時から翌午前０時まで）及び休日（午前０時から翌午前０時まで）の救急調剤業務実施

④ 休日夜間歯科診療業務（熊本市歯科医師会委託）

在宅当番医制により、休日夜間（午後６時から翌午前０時まで）の歯科救急診療業務実施

⑤ 一次救急医療業務実績

区分 \ 年度			25	26	27	28	29
休日夜間急患センター	地域医療センター	小児科（人）	16,722	15,690	16,547	15,846	15,491
		内科（人）	10,660	9,873	9,764	10,747	10,950
		外科（人）	2,382	1,924	2,056	2,177	2,212
		計（人）	29,764	27,487	28,367	28,770	28,653
		二次医療搬送（再掲）	1,152	1,370	1,419	1,261	1,273
	熊本赤十字病院	患者総数（人）	5,448	5,173	5,145	4,970	5,005
在宅当番医制（人）			37,352	38,268	38,039	40,025	40,604
（実施医療機関延数）			(910)	(925)	(904)	(930)	(906)
救急調剤（件）			19,881	18,793	18,819	19,243	18,863
休日夜間歯科診療（人）			158	95	105	121	107
委託料（千円）			177,199	182,524	182,951	182,903	182,524

ウ 一次救急医療業務（年末年始）

開設期間 12月30日（午前0時）から翌年1月4日（午前8時）まで

項目	内容
① 休日夜間急患センター	・熊本市医師会熊本地域医療センター 診療科目 小児科・内科・外科
② 在宅当番医制 （熊本市医師会委託）	診療科目 内科（5）、外科（3）、産婦人科（1）、耳鼻咽喉科（1）、眼科（1）、内科・外科のうち泌尿器科（1）、小児科（3）（泌尿器科・小児科は午前9時～午後5時） （ ）内は、1日あたり実施医療機関数
③ 救急調剤 （熊本市薬剤師会委託）	熊本市薬剤師会くまもと中央薬局で救急調剤業務実施
④ 休日夜間歯科診療業務 （熊本市歯科医師会委託）	在宅当番医制により、一日あたり歯科（2）で歯科救急診療業務実施

⑤ 年末年始診療実績

区分 \ 年度			25	26	27	28	29
診療実日数（日）			5	5	5	5	5
急患センター	小児科（人）		670	891	570	598	787
	内科（人）		702	1,078	503	779	873
	外科（人）		101	90	81	99	74
在宅当番医（人）			5,964	8,008	4,207	5,839	7,105
救急調剤（件）			1,448	2,027	1,068	1,394	1,614
歯科在宅当番医（人）			490	486	340	448	485
委託料（千円）			18,298	19,145	18,936	18,550	18,178

エ 二次救急業務一病院輪番制（通年）

休日昼間（午前8時から午後6時まで）及び毎夜間（午後6時から翌午前8時まで）の重症患者の診療業務を5病院（熊本市医師会熊本地域医療センター、熊本赤十字病院、済生会熊本病院、国立病院機構熊本医療センター、熊本市民病院（平成28年5月～輪番制休止））の輪番制により実施。

（2）医療安全相談窓口の設置運営（医療政策課）

医療の安全と信頼を高めることを目的として、「熊本市医療安全相談窓口」を設置し、医療に関する患者・家族などの苦情・心配や相談に中立的な立場で対応している。

・「医療安全相談窓口」

設置年月日：平成15年11月4日

相談対応体制：専任相談員3名（看護師）・医療監視員（兼務）

・相談受付件数

		(単位 件)				
相談区分 \ 年度	25	26	27	28	29	調査確認等 実施件数 (再掲)
相談・問合せ	1,239	1,274	1,716	1,376	1,216	9
苦情相談	489	524	383	392	271	42
その他	120	95	—	—	—	—
合計	1,848	1,893	2,099	1,768	1,487	51

（3）献血推進協議会の設置（医療政策課）

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が平成15年7月30日に施行された。この法律は血液の安全性、献血による国内自給の原則、適正使用の3本柱から構成され、また、毎年の献血目標数が策定されている。

このことにより、ボランティア団体等7団体の代表から構成される熊本市献血推進協議会を再編し、献血者の確保について協議し、普及啓発に取り組んでいる。

・設置年月日（再編） 平成16年4月1日

・熊本市の移動採血車による400ml献血者数

		(単位 人)				
項目 \ 年度	25	26	27	28	29	
目標者数	14,896	14,677	14,308	13,442	12,484	
献血者数	12,009	11,680	11,653	9,931	10,481	

（4）地域福祉活動の推進（健康福祉政策課）

少子・高齢社会の進展など、福祉を取り巻く環境が著しく変化する中、子どもの健やかな成長や、高齢者・障がい者が地域で生きがいを持って安心して暮らせるよう、健康、福祉の総合的なサービスを身近なところで提供できる体制づくりに取り組んでいる。

また健やかでいきいきと暮らせる保健福祉の充実のため、生涯にわたって市民一人ひとりがその人らしく生きがいのある生活を実現できるよう、住民の参加の促進を主たる目的とした熊本市地域福祉計画を作成し、地域福祉活動の推進を図っている。

ア 社会福祉審議会の設置

社会福祉に関する事項を調査審議するため、平成8年4月1日より設置した。

(審議会の構成)

区 分	内 容
全体会	調査審議事項の諮問と諮問事項についての各専門分科会からの報告を行う。
身体障害者福祉専門分科会	身体障がい者福祉に関する調査審議を行う。 【審査部会】 ・身体障害者福祉専門分科会審査部会（身体障害者手帳の認定にあたり、障害の程度等に関して疑義が生じたものについて審査を行う。） ・熊本市社会福祉審議会障害福祉施設整備及び社会福祉法人の認可に関する審査部会
高齢者福祉専門分科会	高齢者福祉に関する事項の調査審議を行う。 【審査部会】 ・熊本市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会高齢介護福祉施設及び社会福祉法人の認可に関する審査部会
民生委員審査専門分科会	民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議を行う。
児童福祉専門分科会	児童福祉に関する事項の調査審議を行う。 【審査部会】 ・児童福祉専門分科会審査部会（児童の措置についての児童相談所に対する意見具申や里親の認定等を行う。） ・熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設等の整備並びに社会福祉法人及び児童福祉施設等の認可に関する審査部会

イ 地域の活性化

地域福祉活動を活発にするため、いきいき市民福祉基金（地域福祉基金）に出捐し、基金運用益をボランティア活動など各種地域福祉活動などに充てるとともに、地域の福祉課題に対して社会福祉協議会と地域の各種団体が連携することで、地域の活性化を図っている。

ウ 在宅福祉センター

住民の福祉活動及び交流活動を推進するため、貸し館や福祉相談等を行う。

名 称	熊本市南部在宅福祉センター	熊本市東部在宅福祉センター
所 在 地	南区日吉1丁目4番15号	東区健軍本町31番20号
設 置 主 体	熊本市	熊本市
運 営 主 体	熊本市社会福祉事業団	東部福祉センター 管理運営共同企業体
開設年月日	平成5年4月20日	平成6年5月22日
構 造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造平屋建
敷地面積	1,601.00㎡	1,394.69㎡
延床面積	779.40㎡	801.70㎡
開館時間	9時～17時（一部22時迄）	9時～17時（一部22時迄）
主 な 設 備	休養室 談話室 和室	休養室 談話室 和室
	多目的ホール 相談室	多目的ホール 相談室

（５）民生委員・児童委員関係事業（健康福祉政策課）

ア 地区別民生委員・児童委員数（定数１，４５２人、現員１，３８２人）

（平 30.4.1 現在）

性別（人）\ 地区	中央区	東 区	西 区	南 区	北 区	計
男	64	68	45	67	76	320
女	319	240	163	175	165	1,062
計	383	308	208	242	241	1,382

（主任児童委員147名を含む）

イ 民生委員・児童委員推薦制度

① 熊本市民生委員推薦準備会

熊本市民生委員推薦会の下部組織として、小学校の区域ごとに民生委員推薦準備会をおく。

民生委員推薦準備会は、民生委員・児童委員候補者の下調べを行い、熊本市民生委員推薦会にその結果を内申する。推薦準備会は、委員１０人以内をもって組織する。

準備会委員は、小学校の区域内に住所を有し、市議会議員の選挙権を有する次の者の内から市長が委嘱する。

- | | | |
|---|---|---|
| { | 校区社会福祉協議会代表、校区民生委員代表、校区自治会代表、
校区PTA代表（小学校）又は校区青少年健全育成協議会代表、
前各号に掲げるもののほか、校区の地域福祉活動に関わる団体の代表 | } |
|---|---|---|

・熊本市民生委員推薦会

各校区の推薦準備会より内申された民生・児童委員候補者を民生委員法第８条により、委員構成された民生委員推薦会において推薦する。（民生・児童委員は、厚生労働大臣が委嘱し、任期は３年）

② 熊本市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

民生委員審査専門分科会は、熊本市長からの諮問に基づき、民生委員・児童委員及び主任児童委員の適否に関する事項について審査し、その結果を熊本市長に答申する。

専門分科会委員は、審議会の委員（市長が任命する）の内から、審議会委員長が指名する。（現在、専門分科会委員は、５名）

ウ 運営費補助金等（平成２９年度分）

- | | | |
|--------------------------|----|---------------------|
| ・熊本市民生委員・児童委員協議会運営費補助金 | 年額 | ７，５８７千円 |
| ・熊本市民生委員・児童委員協議会活動推進費補助金 | 年額 | ９，６２０千円（１３０千円×７４団体） |
| ・民生委員活動費（費用弁償） | 年額 | １１０千円／人 |
| ・民生委員活動費（費用弁償会長加算分） | 年額 | １１，８４０円／人 |

(6) 社会福祉団体一覧（健康福祉政策課・高齢介護福祉課）

ア 主な福祉団体

名 称	代 表 者	所 在 地	設 置 目 的
社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会	潮谷愛一	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	住民の福祉活動に対する援助や社会福祉を目的とする事業の連絡調整・企画実施を行い、地域における社会福祉の増進を図る
公益社団法人 熊本市シルバー 人材センター	西島喜義	南区平成1丁目10-8 熊本市健康センター 平成分室 2F	高齢者の希望に応じた臨時的、短期的な就業の機会を確保提供し、その就業を援助して、生きがいの充実及び社会参加の促進を図り、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする

イ その他の福祉関係団体（健康福祉政策課・子ども支援課・保育幼稚園課・高齢介護福祉課・障がい保健福祉課）

名 称	代 表 者	所 在 地	設 置 目 的
熊本市民生委員児童委員協議会	野口 勲	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	民生委員相互の研鑽と資質の向上を図り、もって市民の福祉増進に寄与する
熊本市母子寡婦福祉連合会	濱田フクヨ	東区錦ヶ丘34番23号 母子・父子休養ホーム しらゆり内	母子家庭の母・寡婦の相互福祉の対策を考究し、その具体的実践により自立更生に努め生活の安定を図る
熊本市老人クラブ連合会	山田正	北区清水本町16-10 熊本市健康センター 清水分室 1F	老人クラブ活動の育成・活性化を促し、もって高齢者の福祉増進を図る
熊本市遺族連合会	佐藤友一	中央区紺屋町2丁目8番1号	遺族の団結、相互扶助等を図り平和日本の隆盛に貢献する
熊本県英霊顕彰会	蒲島郁夫	中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県社会福祉課内	英霊の顕彰と遺族の福祉増進を図る
熊本市原爆被害者の会	長曾我部久	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター新町分室	被爆者の相互扶助と福利増進を図る
熊本市地区保護司会	吉田 精華	中央区大江3丁目1番53号	更生保護事業として、非行犯罪のあった者の更生を助長するため指導監督、補導援助を行って一般社会への復帰を図り、再犯を防止して社会を保護し、もって個人及び公共の福祉を増進するため犯罪予防活動を行うことを目的とする
熊本県中国残留孤児等対策協議会	三浦一水	中央区城東町4番2号 ホテルキャッスル内	中国残留日本人孤児等にかかる諸問題の解決に寄与し、あわせて中華人民共和国との友好親善に資することを目的とする
熊本BBS会	河内田晃子	中央区大江3丁目1番53号	非行少年や犯罪者を出さないための予防活動、更生の指導を行う
熊本県共同募金会 熊本市共同募金委員会	江藤正行	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	住民相互の助けあいを基調とし、地域福祉の推進を計る
日本赤十字社熊本県支部 熊本市地区本部	大西一史	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	日赤社資募集運動の推進及び災害救護活動をはじめ赤十字事業の推進を図る
熊本市手をつなぐ育成会	川村隼秋	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室2F	熊本市の知的障害者（児）の社会人としての育成を図る
熊本市身体障害者福祉協会連合会	多門文雄	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室2F	組織強化並びに親睦、生活向上、自立更生、社会復帰の援助を図る
熊本市社会福祉施設連合会	甲斐國英	東区渡鹿8丁目16番46号	市内の各社会福祉施設の職員の資質の向上を図る
熊本市保育園連盟	江藤美信	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室2F	乳幼児の健全な育成をめざすとともに、保育園の資質の向上を図り、よりよい地域福祉の発展に寄与することを目的とする

(7) 指導監査事業（指導監査課）

ア 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査を実施し、健全で安定した法人・施設運営を確保する。

社会福祉法人数	平成29年度 指導監査 実施法人数
177	65

			社会福祉施設数	平成29年度 実施施設数
児童福祉施設	保育所	公立	19	19
		私立	110	110
		計	129	129
	幼保連携型認定こども園		54	54
	母子生活支援施設		2	2
	乳児院・児童養護施設		6	6
	障がい児施設		7	7
	児童厚生施設	公立	11	11
		私立	2	2
		計	13	13
小計		211	211	
老人福祉施設	特別養護老人ホーム		51	50
	養護老人ホーム		7	7
	軽費老人ホーム(A型、ケアハウス)		18	18
	小計		76	75
障害者支援施設		14	14	
社会事業授産施設		1	0	
保護施設（救護施設）		1	0	
合計		303	300	

イ 介護老人保健施設の実地指導

介護老人保健施設の実地指導を実施し、施設の適正な運営を確保する。

平成29年度 介護老人保健施設 30施設 うち実施数 12施設

(8) 社会福祉施設等施設整備費補助金の交付（保育幼稚園課・高齢介護福祉課・障がい保健福祉課）

民間社会福祉施設の創設や増改築にかかる施設整備費等の補助金について交付を行うもの。

(平成30年度当初予算) 965,100千円

(平成29年度予算繰越) 236,367千円

(平成30年度対象施設数) 老人福祉施設、児童福祉施設、障がい者福祉施設など計14カ所

(9) 福祉総合相談（各区役所福祉課、保護管理援護課）

ア 目 的

福祉に関する様々な相談の窓口を各区役所福祉課に設置している。窓口で受けた相談については、関係機関と連携するなど、寄せられた相談の問題解決に取り組むことにより、市民福祉の向上に資する。

イ 業務の内容

- ・福祉の総合相談に関すること
- ・女性のための相談に関すること（婦人保護事業）
- ・子どものための相談に関すること（家庭児童相談室運営事業）

ウ 職員の配置（平30.4.1現在）

各区役所福祉課福祉相談班職員

家庭・女性相談員 7人

エ 利用状況（平成29年度実績）

・福祉の総合相談

福祉一般に関する総合相談 903 件

・女性のための相談

(単位 件)

夫等	夫等（交際相手）からの暴力	681	経 済 関 係	生活困窮	75
	薬物中毒・酒乱	2		サラ金・借金	13
	離婚問題	236		求職	20
	その他	47		その他	82
子ども	養育困難	12	住居問題		99
	その他子どもの問題	86	医 療 関 係	病気	47
親族	親の暴力	63		精神的問題	52
	その他親族の問題	71		妊娠・出産	18
人間関係	男女問題	24		その他	10
	家庭不和	48	その他		15
	その他	26	合計		1,727

・子どものための相談

(単位 件)

養護	障害・発達	学校生活等	非行	育成	生活環境	その他	合計
55	21	15	0	20	1,154	72	1,337

3 社会保障制度

少子高齢化の急速な進展を背景に、国においては年金、医療、福祉など社会保障制度全般の見直し・再構築が進められている。これに対し、平成12年度から開始された介護保険制度の円滑な運用体制の確立、国民健康保険制度や老人保健医療制度の公平かつ安定的な運営などが求められている。

加えて、生活保護制度による低所得者への自立支援や、高齢期の生活を保障する国民年金制度の普及を進めていかなければならない。

このため介護保険制度、国民健康保険制度や老人保健医療制度の円滑な運用を進めるとともに、国民年金への加入促進、生活保護の適正な運用に努めている。

（１）介護保険（平成12年度事業開始）（高齢介護福祉課）

ア 対象者

(平30.3.31現在)

第1号被保険者数	65歳以上75歳未満	91,990 人
	75歳以上	93,277 人
	合 計	185,267 人
第1号被保険者のいる世帯数		132,907 世帯
40歳以上65歳未満者数		241,370 人

イ 要介護（要支援）認定

- ① 介護認定審査会 委員 253名
 （構成）・医療関係者 98名
 ・保健関係者 51名
 ・福祉関係者 104名

② 審査件数 37, 442件（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

③ 要介護（支援）認定の状況

（平30.3.31現在）（単位 人）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	6,584	5,614	9,471	6,229	4,407	4,195	3,395	39,895
65歳以上75歳未満	879	687	1,006	670	410	379	368	4,399
75歳以上	5,705	4,927	8,465	5,559	3,997	3,816	3,027	35,496
第2号被保険者	92	105	188	163	91	81	94	841
合 計	6,676	5,719	9,659	6,392	4,498	4,276	3,489	40,709

ウ 介護サービス利用の状況

① 居宅介護（支援）サービス受給者

（平30.3.31現在）（単位 人）

区 分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	2,696	3,122	0	7,540	4,827	2,855	1,962	1,218	24,220
第2号被保険者	33	68	0	160	143	72	55	49	580
合 計	2,729	3,190	0	7,700	4,970	2,927	2,017	1,267	24,800

② 地域密着型サービス受給者

（平30.3.31現在）（単位 人）

区 分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	51	52	0	1,506	1,193	1,086	838	621	5,347
第2号被保険者	0	0	0	23	21	9	9	15	77
合 計	51	52	0	1,529	1,214	1,095	847	636	5,424

③ 施設サービス受給者

（平30.3.31現在）（単位 人）

区 分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合 計
第1号被保険者	1,859	1,951	520	4,330
第2号被保険者	10	25	10	45
合 計	1,869	1,976	530	4,375

エ 保険料

① 第7期（2018年度～2020年度）保険料段階

段階	対象者		料率	保険料月額	保険料年額	
第1段階	生活保護の受給者		0.45	3,042 円	36,504 円	
	老齢福祉年金（※1）の受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の場合					
	本人が市民税非課税	世帯非課税	本人の「公的年金等収入額（※2）」と「合計所得金額（※3）－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額（※4）」の合計が80万円以下の場合			
第2段階			本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円を超え、120万円以下の場合	0.625	4,225 円	50,700 円
第3段階		本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が120万円を超える場合	0.75	5,070 円	60,840 円	
第4段階	世帯課税	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円以下の場合	0.875	5,915 円	70,980 円	
第5段階 （基準段階）		本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円を超える場合	1	6,760 円	81,120 円	
第6段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額－譲渡特別控除額が	120万円未満の場合	1.2	8,112 円	97,344 円
第7段階			120万円以上 200万円未満の場合	1.3	8,788 円	105,456 円
第8段階			200万円以上 300万円未満の場合	1.5	10,140 円	121,680 円
第9段階			300万円以上 400万円未満の場合	1.7	11,492 円	137,904 円
第10段階			400万円以上 500万円未満の場合	1.8	12,168 円	146,016 円
第11段階			500万円以上 600万円未満の場合	1.9	12,844 円	154,128 円
第12段階			600万円以上 700万円未満の場合	2	13,520 円	162,240 円
第13段階		700万円以上の場合	2.1	14,196 円	170,352 円	

（※1）老齢福祉年金：明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や他の年金を受給できない方に支給される年金。

（※2）公的年金等収入額：前年の税法上課税対象となる公的年金等（国民年金、厚生年金など）の収入。非課税となる年金（障害年金、遺族年金など）は含まれない。

（※3）合計所得金額：収入からその収入を得るために直接要した必要経費を差し引いた額。例えば年金収入のみの方であれば、年金収入から必要経費に代わるものとして公的年金等控除額を差し引いた額。（扶養控除や医療費控除、社会保険料控除、基礎控除などの所得控除前の額。土地、建物や株式の譲渡所得がある場合は特別控除・繰越控除前の額。なお、合計所得金額が0を下回った場合には0とみなす。）

（※4）公的年金等所得金額：公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた所得金額。

② 保険料賦課収納の状況

(平 30. 3. 31 現在)

区 分 年 度		25	26	27	28	29
現 年 度 分	保険料賦課額 (円)	9,759,851,975	10,161,189,567	11,404,152,545	10,451,147,441	11,215,188,639
	保険料収納額 (円)	9,548,309,001	9,947,101,467	11,163,398,316	10,254,884,249	11,010,306,518
	収 納 率 (%)	97.83	97.89	97.89	98.12	98.17
過 年 度 分	保険料賦課額 (円)	433,379,165	492,948,802	518,803,086	564,169,192	517,381,308
	保険料収納額 (円)	60,442,110	73,632,765	81,268,321	104,609,078	78,484,914
	収 納 率 (%)	13.95	14.94	15.66	18.54	15.17
計	保険料賦課額 (円)	10,193,231,140	10,654,138,369	11,922,955,631	11,015,316,633	11,732,569,947
	保険料収納額 (円)	9,608,751,111	10,020,734,232	11,244,666,637	10,359,493,327	11,088,791,432
	収 納 率 (%)	94.27	94.05	94.31	94.05	94.51

オ 事業者

① 在宅介護サービス事業者

(平 30. 3. 31 現在)

介護サービス 事業所数	毎年・10月1日 (平成12年開始)	介護サービスを提供する施設等の介護サービスの提供量、マンパワーの状況及び 利用者の状況等のサービス供給に関する事項	
		居宅サービス事業所 ・訪問介護 263 事業所 ・訪問看護 790 事業所 ・居宅療養管理指導 1,301 事業所 ・通所リハ 966 事業所 ・認知症通所介護 41 事業所 ・特定福祉用具販売 58 事業所 ・認知症G H 70 事業所 ・短期入所療養 60 事業所 ・特定施設 34 事業所 ・看護小規模多機能 6 事業所 ・地域密着型介護老人福祉施設事業所 17 事業所 ・地域密着型通所介護 144 事業所 ・訪問入浴 5 事業所 ・訪問リハ 646 事業所 ・通所介護 144 事業所 ・夜間対応型訪問介護 1 事業所 ・福祉用具貸与 58 事業所 ・居宅介護支援 263 事業所 ・短期入所生活 45 事業所 ・小規模多機能 56 事業所 ・地域密着型特定施設 2 事業所 ・定期巡回・随時対応型 3 事業所	

健
福

② 施設サービス事業者

(平30. 3. 31現在)

介 護 保 険 施 設	施 設 数	床 数
① 介護老人福祉施設	34	1,904
② 介護老人保健施設	30	2,197
③ 介護療養型医療施設	21	737

カ 介護（予防）給付費

（単位 円）

区分 \ 年度		25	26	27	28	29
居宅サービス	訪問通所系	18,380,350,562	19,747,708,078	20,453,235,047	18,961,812,379	20,239,089,223
	短期入所系	1,308,620,774	1,373,949,212	1,359,273,840	1,426,037,916	1,423,384,567
	その他	5,393,807,471	5,879,400,913	6,264,695,304	6,665,351,625	7,072,279,248
	福祉用具購入	93,909,978	95,960,017	105,070,923	104,821,625	106,359,366
	住宅改修	274,569,864	285,653,443	291,508,547	211,316,913	263,754,830
	小 計	25,451,258,649	27,382,671,663	28,473,783,661	27,369,340,458	29,104,867,234
施設サービス	介護老人福祉施設	5,377,258,524	5,448,580,425	5,452,643,604	5,478,259,017	5,745,833,730
	介護老人保健施設	6,294,819,496	6,322,148,377	6,308,606,498	6,492,323,588	6,463,446,247
	介護療養型医療施設	3,549,567,607	3,255,578,151	3,127,407,105	2,937,016,324	2,439,486,180
	小 計	15,221,645,627	15,026,306,953	14,888,657,207	14,907,598,929	14,648,766,157
地域密着型サービス		5,437,634,164	6,037,684,620	6,477,353,075	9,091,075,655	9,915,631,508
計		46,110,538,440	48,446,663,236	49,839,793,943	51,368,015,042	53,669,264,899
高額介護サービス費		954,854,462	991,521,027	1,089,681,869	1,129,563,319	1,108,033,456
高額医療合算介護サービス費		102,268,949	118,013,073	134,503,733	92,375,178	172,436,051
審査支払手数料		64,504,050	66,459,197	67,503,177	55,466,143	71,748,460
特定入所者介護サービス費		1,579,105,528	1,631,821,657	1,685,222,064	1,608,201,048	1,521,848,121
合 計		48,811,271,429	51,254,478,190	52,816,704,786	54,253,620,730	56,546,330,987

キ 地域密着型サービス（平成18年度より実施）

サービス種類	サービス内容	備 考
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、「泊まり」や「訪問」を必要に応じて組み合わせ、サービスの提供を行う。	予防有
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、訪問看護のサービス提供を行う。	対象 要介護1以上
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、利用者の状況に応じたサービスの提供及び日常生活上の緊急時の対応を行う。	対象 要介護1以上
夜間対応型訪問介護	夜間におけるホームヘルプサービスで、定期的な巡回と、利用者の求めに応じた随時訪問を組み合わせ、サービスの提供を行う。	対象 要介護1以上
地域密着型通所介護	定員18人以下の小規模なデイサービスで、入浴・食事等の介護その他日常生活上の支援や機能訓練を行う。	対象 要介護1以上
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象としたデイサービスで、入浴・食事等の介護その他日常生活上の支援や機能訓練を行う。	予防有
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の状態にある要介護者等に対して、グループホームにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活についての支援、機能訓練を行う。	対象 要支援2以上
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入浴、食事等の介護その他の日常生活についての支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行う。	対象 要介護3以上
地域密着型 特定施設入居者生活介護	定員29人以下の小規模な有料老人ホーム等で、入浴、食事等の介護その他の日常生活についての支援、機能訓練及び療養上の支援を行う。	対象 要介護1以上

ク 地域支援事業（平成１８年度より実施）

① 介護予防・生活支援サービス事業（平成２９年度より実施）

事業の種類	事業の内容
介護予防訪問サービス	自立支援のために、ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う。
生活援助型訪問サービス	自立支援のために、ホームヘルパーが自宅を訪問し、生活援助を行う。
介護予防通所サービス	自立支援のために、デイサービスセンターで入浴や食事などの提供や機能訓練を日帰りで行う。
運動型通所サービス	自立支援のために、デイサービスセンターで機能訓練を日帰りで行う。（１日あたり３時間未満）

② 一般介護予防事業

事業の種類	事業の内容
介護予防把握事業	相談窓口等で閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う。
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組や自立支援に向けたケアマネジメントを推進するために、住民主体の介護予防活動の場等にリハビリテーション専門職を派遣する。

③ 包括的支援事業

事業の種類	事業の内容
地域包括支援センター運営事業	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括支援センターを設置し、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行う。
在宅医療・介護連携推進事業	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・相談対応に向けた支援体制を構築する。また、認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護等の連携強化等により地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

④ 任意事業

事業の種類	事業の内容
介護給付等費用適正化事業	利用者が真に必要なとする過不足のないサービスを提供できる環境の整備を図り、介護給付費の適正化を図る。
家族介護支援事業	要介護高齢者を介護する家族等を対象とし、家族介護教室等を開催するなど家族介護者の支援を行う。
福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供等や、住宅改修申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成等を行う。
地域自立生活支援事業	高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、高齢者住宅への生活援助員派遣等を行う。

(2) 国民健康保険（昭和34年7月1日事業開始）（国保年金課）

ア 世帯数及び被保険者数

（各年度3月31日現在）

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
総世帯数	325,703	328,601	332,089	333,282	336,979
被保険者世帯数	110,164	108,698	106,314	104,258	101,382
加入率(%)	33.82	33.08	32.01	31.28	30.09
総人口	732,013	732,569	732,780	730,708	731,339
被保険者数	188,789	184,063	177,588	171,937	164,539
加入率(%)	25.79	25.13	24.23	23.53	22.50

イ 保険料賦課徴収状況

区分 \ 年度		27			28			29		
		医療分	介護分	後期分	医療分	介護分	後期分	医療分	介護分	後期分
現年度分	調定額(円)	12,315,620,397	1,431,942,520	3,219,710,069	10,957,065,252	1,239,901,425	3,150,562,699	11,082,458,228	1,233,231,586	3,195,274,601
	収入済額(円)	10,813,164,852	1,230,091,693	2,838,414,348	9,605,664,144	1,066,889,941	2,772,660,243	9,868,967,125	1,073,873,161	2,854,522,489
	収納率(%)	87.80	85.90	88.16	87.67	86.05	88.01	89.05	87.08	89.34
過年度分	調定額(円)	4,416,603,643	593,558,536	1,039,627,125	4,261,791,878	575,943,750	1,025,267,442	3,980,654,100	536,207,779	1,004,001,080
	収入済額(円)	490,482,290	58,385,625	116,650,575	474,569,735	66,891,765	115,124,252	524,219,845	71,586,633	131,878,436
	収納率(%)	11.11	9.84	11.22	11.14	11.61	11.23	13.17	13.35	13.14
計	調定額(円)	16,732,224,040	2,025,501,056	4,259,337,194	15,218,857,130	1,815,845,175	4,175,830,141	15,063,112,328	1,769,439,365	4,199,275,681
	収入済額(円)	11,303,647,142	1,288,477,318	2,955,064,923	10,080,233,879	1,133,781,706	2,887,784,495	10,393,186,970	1,145,459,794	2,986,400,925
	収納率(%)	67.56	63.61	69.38	66.24	62.44	69.15	69.00	64.74	71.12
賦課期日		4月1日			4月1日			4月1日		
徴収回数		10			10			10		
保険料額※	1人当り(円)	94,219	33,144	23,984	88,514	31,256	24,287	91,547	32,254	25,522
	1世帯当り 最高(円)	520,000	160,000	170,000	540,000	160,000	190,000	540,000	160,000	190,000
	最低(円)	15,300	4,020	3,900	15,420	4,230	4,260	15,420	4,230	4,260
	平均(円)	157,385	40,832	40,064	145,973	38,196	40,053	148,578	39,112	41,420
保険料率※	所得割(%)	9.2	2.2	2.3	9.3	2.2	2.6	9.3	2.2	2.6
	均等割(円)	28,400	13,400	7,300	28,800	14,100	8,100	28,800	14,100	8,100
	平等割(円)	22,600	-	5,700	22,600	-	6,100	22,600	-	6,100
算定割	所得割(%)	59.04	58.98	59.87	59.41	57.91	60.76	59.78	58.64	61.20
	均等割(%)	28.44	41.02	28.02	28.15	42.09	27.55	27.75	41.36	27.11
	平等割(%)	12.52	-	12.11	12.45	-	11.69	12.47	-	11.69
財政状況	歳入(円)	94,777,065,919			96,107,976,037			97,504,034,976		
	歳出(円)	98,843,598,141			100,327,270,182			99,891,696,007		
	単年度収支額(円)	△2,020,490,691			△152,761,923			1,831,633,114		
	累積収支額(円)	△4,066,532,222			△4,219,294,145			△2,387,661,031		

ウ 給付状況

年度 区分		25	26	27	28	29
給 付 割 合	一般被保険者（割）	7	7	7	7	7
	70歳以上一般（割）	8	8	8	8	8
	70歳以上現役並（割）	7	7	7	7	7
	未就学児（割）	8	8	8	8	8
療 諸 養 費	件 数	2,901,309	2,844,866	2,819,586	2,805,414	2,807,153
	費 用（円）	63,956,973,828	65,031,445,396	66,075,861,141	65,957,620,328	66,022,229,440
一 出 産 金 育 児	件 数	1,097	1,015	946	826	834
	費 用（円）	453,000,000	424,192,000	396,492,000	346,851,622	351,194,248
	1件当たり給付額（円）	420,000 (産科医療補償制度 未加入：390,000)	420,000 (産科医療補償制度 未加入：390,000 ※H27.1月以降 404,000)	420,000 (産科医療補償制度 未加入：404,000)	420,000 (産科医療補償制度 未加入：404,000)	420,000 (産科医療補償制度 未加入：404,000)
葬 祭 費	件 数	846	838	847	872	869
	費 用（円）	16,920,000	16,760,000	16,940,000	17,440,000	17,380,000
	1件当たり給付額（円）	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
給 合 付 費 計	件 数	2,903,252	2,846,719	2,821,379	2,807,111	2,808,857
	費 用（円）	64,426,893,828	65,090,624,596	66,489,293,141	66,321,483,770	66,389,317,440
はあ りん きま ゆ 施 う 術	件 数	34,467	32,847	31,030	28,533	28,197
	費 用（円）	34,467,000	32,847,000	31,030,000	28,533,000	28,197,000
	1件当たり給付額（円）	1回 1,000	1回 1,000	1回 1,000	1回 1,000	1回 1,000
		—	—	—	—	—

エ 診療費・諸率

年度 区分		25	26	27	28	29
受 診 率（％）		1,028.87	1,047.90	1,067.78	1,090.82	1,135.02
1件当たり 日数		2.2	2.2	2.2	2.1	2.1
1件当たり費用額（円）		26,716	27,459	27,857	28,353	28,341
1人当たり費用額（円）		274,868	287,745	297,447	309,283	321,680
1人当たり受診日数		23	23	23	23	24
1日当たり費用額（円）		12,014	12,517	12,846	13,199	13,434

オ 収納率向上対策

- ・保険料督促及び催告業務による未納対策
- ・滞納処分の拡大・強化
- ・民間委託による収納業務及びコールセンターの開設
- ・分割納付の進行管理の徹底
- ・納付相談機会の拡充
- ・口座振替の推進（ペイジー口座振替受付サービス・Web口座振替受付サービスの実施）
- ・コンビニエンスストア収納業務委託
- ・資格適正化の強化

（３）後期高齢者医療制度（平成２０年４月１日より広域連合にて実施）

ア 対 象 者

- ・熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を所有する７５歳以上の者
- ・熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する６５歳以上７５歳未満の者で、政令で定めるところにより、当該の後期高齢者医療広域連合の障がい認定を受けた者（下記１～４参照）
 - １．身体障害者手帳１級、２級、３級及び４級の一部
 ※４級の一部とは、身体障害者手帳の障がい名欄に次のいずれかの障がいが入記されている者。
 - ・音声、言語機能の著しい障がい
 - ・両下肢のすべての指を欠く
 - ・一下肢の下肢１／２以上を欠く
 - ・一下肢の機能の著しい障がい
 - ２．療育手帳Ａ１、Ａ２
 - ３．国民年金などの障害年金１級、２級
 - ４．精神障害者保健福祉手帳１級、２級

イ 後期高齢者保険料賦課徴収状況

区分		年度		２ ７		２ ８		２ ９	
				特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収
現 年 度 分	調定額(円)			3,418,015,700	2,613,811,100	3,121,391,200	2,373,949,300	2,985,573,300	3,004,545,400
	収入済額(円)			3,418,015,700	2,551,931,045	3,121,391,200	2,328,064,390	2,985,573,300	2,952,069,109
	収納率(%)			100	97.63	100	98.07	100	98.25
過 年 度 分	調定額(円)			—	121,689,190	—	128,036,674	—	106,632,290
	収入済額(円)			—	39,897,791	—	44,547,879	—	30,293,997
	収納率(%)			—	32.79	—	34.79	—	28.41
計	調定額(円)			3,418,015,700	2,735,500,290	3,121,391,200	2,501,985,974	2,985,573,300	3,111,177,690
	収入済額(円)			3,418,015,700	2,591,828,836	3,121,391,200	2,372,612,269	2,985,573,300	2,982,363,106
	収納率(%)			100	94.75	100	94.83	100	95.86

(4) 国民年金（昭和34年11月1日施行）（国保年金課）

ア 拠出年金被保険者状況

（各年度末現在）（単位 人/千円）

区分 \ 年度		25	26	27	28	29
被保険者	第1号被保険者	110,394	107,073	102,525	98,793	93,515
	任意加入被保険者	1,548	1,436	1,355	1,268	1,125
	第3号被保険者	52,458	51,652	50,460	49,106	48,092
	合 計	164,400	160,161	154,340	149,167	142,732
免除者保険料	法定免除	9,984	10,123	10,021	9,807	9,654
	申請免除	26,190	25,386	22,303	20,761	19,482
	納付猶予	3,469	3,480	2,971	3,456	3,538
	学生納付特例	12,688	12,874	12,394	12,191	12,196
	合 計	52,331	51,863	47,689	46,215	44,870
免 除 率 (%)		47.4	48.4	46.5	46.8	48.0

イ 年金受給者及び支給年金額

（各年度末現在）（単位 千円）

区分 \ 年度		27		28		29	
		受給者	年 金 額	受給者	年 金 額	受給者	年 金 額
老 齢 福 祉 年 金		4	1,598	3	1,199	1	400
老 齢 年 金		4,908	2,407,427	4,158	2,049,541	3,515	1,738,962
通 算 老 齢 年 金		4,039	973,808	3,464	837,451	3,029	738,834
老 齢 基 礎 年 金		155,119	102,592,925	160,391	106,263,736	168,030	110,240,671
障 害 年 金		328	286,292	305	266,209	288	251,520
障 害 基 礎 年 金		13,545	11,766,221	13,783	11,942,427	14,069	12,160,573
母 子 ・ 遺 児 年 金		0	0	0	0	0	0
遺 族 基 礎 年 金		1,371	1,050,689	1,389	1,066,746	1,367	1,054,170
寡 婦 年 金		85	38,607	73	33,365	74	33,732
計		179,399	119,117,567	183,566	122,460,674	190,373	126,218,862

※支給停止者を含む総受給権者数及び総年金額を記載

ウ 国民年金制度の広報

国民年金制度についての理解や届出もれをなくすための情報提供等、広報活動を推進する。

- ・ 市政だより
- ・ 市電・バス内ポスター掲示
- ・ ラジオ広報（FM熊本・熊本シティエフエム）

(5) 生活保護（中央区・東区・西区・南区・北区保護課、保護管理援護課）

生活保護制度は、生活困窮者に最低限度の生活を保障し、併せて自立の援助をすることを主な目的としている。

ア 保護状況

年度 区分		25	26	27	28	29
生活 扶 助	世 帯	10,384	10,716	10,739	10,800	11,171
	人 員	14,623	14,888	14,682	14,538	14,708
	金 額（千円）	8,645,962	8,857,100	8,530,105	8,316,042	7,786,092
住 宅 扶 助	世 帯	8,895	9,217	9,314	9,357	10,327
	人 員	11,948	12,231	12,173	12,210	13,709
	金 額（千円）	3,550,346	3,688,943	3,741,612	3,683,665	3,497,959
教 育 扶 助	世 帯	767	764	740	679	633
	人 員	1,180	1,176	1,139	1,073	1,000
	金 額（千円）	151,347	161,677	155,910	145,285	137,065
医 療 扶 助	世 帯	10,266	10,665	10,797	10,536	10,246
	人 員	12,910	13,331	13,344	12,901	12,265
	金 額（千円）	13,919,041	14,173,869	14,668,304	13,520,351	13,919,804
介 護 扶 助	世 帯	2,094	2,275	2,419	2,473	2,492
	人 員	2,169	2,354	2,505	2,548	2,523
	金 額（千円）	430,006	469,264	475,788	481,367	504,320
出 産 扶 助	世 帯	0.1	0.4	0.4	0	1
	人 員	0.1	0.4	0.4	0	1
	金 額（千円）	545	1,336	1,231	1,985	854
生 業 扶 助	世 帯	396	364	366	358	335
	人 員	901	843	844	727	366
	金 額（千円）	74,145	75,370	75,822	72,986	68,723
葬 祭 扶 助	世 帯	17	19	19	19	25
	人 員	18	20	20	19	25
	金 額（千円）	69,153	71,182	73,789	66,281	58,855
保護施設事務費（千円）		256,275	281,674	276,709	311,875	311,670
就労自立給付金（千円）			1,995	5,490	5,431	5,162
実 数	世 帯	12,103	12,451	12,642	12,506	12,116
	人 員	16,664	16,977	17,020	16,607	15,883
	金 額（千円）	27,106,627	27,782,409	28,004,759	26,605,268	26,290,504

（注） 世帯及び人員は月平均、金額は各年度の総計を示す。

イ 保護率の推移（年度平均）

年度 区分		25	26	27	28	29
		‰	‰	‰	‰	‰
市		22.55	23.00	23.08	22.38	21.47
県		14.50	15.00	15.11	14.82	14.38

ウ 保護措置状況

年度 区分		25	26	27	28	29
申 請 件 数		2,278	2,158	2,198	2,132	1,925
開 始 件 数		2,003	1,923	1,918	1,822	1,707
却下・取下件数		263	252	278	292	277
廃 止 件 数		1,546	1,593	1,819	2,276	1,932

エ 世帯の労働力類型別被保護世帯

(平成29年度月平均)

就 業 別	世 帯 数	構 成 比
世 帯 主 が 働 い て る 世 帯	1,432	11.9
常 用 勤 労 者	1,176	9.8
日 雇 労 務 者	163	1.4
内 職 者	16	0.1
そ の 他 の 就 業 者	76	0.6
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	282	2.3
働 いて いる 者 の い な い 世 帯	10,347	85.8
合 計	12,061	100.0

※ 保護停止世帯を除く

オ 保護施設

(平30.3.31現在)

種別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定員	措置人員
救護	銀 杏 寮	社会福祉法人	松尾 歩	春日5丁目17-36	昭35.12	60	65
医療	イエズスの聖心病院	社会福祉法人	木村 哲也	上熊本2丁目11-24	昭27.4	87	0

（６）生活困窮者自立支援制度（保護管理援護課）

平成27年4月からの生活困窮者自立支援事業施行開始に伴い、本市では、福祉事務所設置自治体の必須事業である「自立相談支援事業」及び「住居確保に係る給付金の支給」はもとより、家計の収支を評価し、債務整理への手続支援や貸付の斡旋を行う「家計相談支援事業」、路上生活者等に対して有期で宿泊場所・衣食の提供を行う「一時生活支援事業」、就労体験等を通じた訓練や生活習慣確立のための訓練を行う「就労準備支援事業」、親から子への「貧困の連鎖」防止のため、生活保護世帯の中学生の高校進学及び高校中退防止に向けた支援を行う「学習支援事業」の任意事業についても実施している。

ア 自立相談支援事業（必須事業）（委託先：社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会）

※H29～ ホームレス巡回相談も含めて委託。

年度	相談件数(延べ) ※新規・継続	新規支援者数(実数) ※相談のみを含む。	新規就労者数(実数) ※プラン作成者以外も含む。	自立による 支援終結者数(実数) ※継続支援者を含む。
27	3,131 件	718 人 (うちプラン作成者 250 人)	59 人	45 人
28	2,900 件	494 人 (うちプラン作成者 131 人)	11 人	49 人
29	3,011 件	441 人 (うちプラン作成者 203 人)	52 人	76 人

イ 家計相談支援事業（任意事業）（委託先：社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会）

年度	相談件数（延べ） ※新規・継続	支援決定者数（実数）	プラン作成件数
27	545 件	32 名	未集計
28	1,077 件	21 名	30 件
29	1,818 件	29 名	41 件

※ア 自立相談支援事業と一体的に実施。 ※H27年度は家計相談支援事業としての実績未集計。

ウ 一時生活支援事業（任意事業）（委託先：社会福祉法人 グリーンコープ）

年度	入所者数 (実数)	入所日数 (延べ)	就労者数 (実数)
27	24 名	1,260 日	7 名
28	10 名	402 日	3 名
29	25 名	1,135 日 (※)	16 名 (うち 3 名は入所前から就労中)

※H30.3月末時点で入居中であった者については3月末までの利用日数を計上。

エ 就労準備支援事業（任意事業）（委託先：特定非営利活動法人 おーさあ）

年度	利用者数（実数）	就労者数（実数）	就労率
27	35 名	28 名	80%
28	22 名	15 名	68%
29	28 名	14 名	50%

オ 子どもの学習支援事業（任意事業）（委託先：特定非営利活動法人 ワーカーズコープ）

年度	中 2	中 3	参加者 計	中 3 のうち 高校進学者数	進学率
27	18 名	22 名	40 名	22 名	100%
28	10 名	18 名	28 名	18 名	100%
29	11 名	28 名	39 名	28 名	100%

※H30年度からは中学1年生まで対象学年を拡充して実施。

4 高齢者福祉（高齢介護福祉課）

本市の高齢者の割合は、全国平均よりやや低いものの、平成29年10月1日現在で25.04%となっており、今後も更なる高齢化の進展が見込まれる中、高齢者の人権と自立が尊重され、みんなで支えあいながら、住み慣れた地域で健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会を目指している。

今後は、高齢者が豊かな人生経験や知識・技能を活かし、積極的に社会に参加できるような機会を提供するとともに、高齢者の健康づくりへの支援や、介護予防対策の推進、良質な介護サービスの提供が望まれているため、高齢者の健康づくりや生きがいづくりの推進、さらには住み慣れた自宅で安心して生活できるよう、不便や不安の解消や、福祉施設での高齢者へのサービスの充実に努めていく。

（１）高齢者人口の推移

（各年度10月1日現在推計）

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
65歳 ～ 69歳	43,808	47,239	50,791	54,331	53,283
70 歳 以 上	120,616	123,532	124,950	125,755	130,474
計	164,424	170,771	175,741	180,086	183,757
全人口に対する割合（％）	22.40	23.24	23.92	24.55	25.04

（２）高齢者団体支援

ア 高齢者の就業促進（シルバー人材センター事業助成）

目 的	臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供することにより、高齢者の就業を援助して、能力の積極的な活用を図り、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。
事 業 内 容	原則として60歳以上の高齢者が会員となって高齢者にふさわしい仕事を、有償で引き受け、これを会員の希望に応じて提供し、仕事の内容と就業の実績に応じて配分金として支払う。
設 立 年 月 日	昭和63年2月1日認可
実 施 主 体	公益社団法人熊本市シルバー人材センター
登 録 人 員	2,204人（平30年3月31日現在）
就 業 実 人 員	1,697人（平成29年度）
平成29年度予算	40,800千円

イ 老人クラブ助成状況

区 分	内 容
①老人クラブ活動助成金	助成基準 おおむね30人以上が登録し、9カ月以上活動したクラブ （年度途中結成のクラブは6カ月以上） 助 成 金 月額 4,000円
②健康増進助成金	金額 1クラブ当たり 年額 5,000円
③老人クラブ結成助成金	金額 1クラブ当たり 20,000円

助成実績

区分 \ 年度	24	25	26	27	28	29
老人クラブ助成対象数	547	546	536	535	533	529
会 員 数	29,120	28,239	27,567	26,129	25,725	24,605
助成金支出額（円）	29,018,000	28,826,000	28,324,000	28,431,000	28,325,000	28,045,000

（３）熊本市優待証（さくらカード）交付（健康福祉政策課・高齢介護福祉課・障がい保健福祉課）

（平成８年１０月１日開始）

目 的 高齢者・障がい者の社会参加に寄与する。

対 象 者 $\left\{ \begin{array}{l} \cdot 70 \text{ 歳以上の人} \\ \cdot \text{身体障害者手帳（１～３級）、療育手帳（Ａ１・Ａ２・Ｂ１）、精神障害者保健福祉手帳（１～３級）の所持者} \end{array} \right.$

事業内容 バス（産交、電鉄、熊本バス、熊本都市バス）、電車（市、電鉄）の市内区間での乗降がおでかけＩＣカードとの併用により割引となり、また、施設（熊本城等）の入場料が減免になる熊本市優待証を交付する。

平成３０年３月末交付者数 74,191人

（４）敬老祝品（平成１０年４月１日開始）

目 的 高齢者に対し敬老の意を表するとともにその福祉の増進に寄与する。

対 象 者 次に掲げる者であって、本市に居住している者。

当該年度に１００歳の誕生日を迎える者。（平成２９年度実績 215人、1,737千円）

当該年度の市内最高齢者 男女３名 （平成２９年度から）

（５）高齢者の健康支援施設管理運営

ア 介護予防事業推進のための施設

目 的 健康増進及び生きがいがいづくりに係る活動支援や、介護知識や介護方法等の普及啓発等により、高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、生き生きと健康で文化的な生活を送ることができるよう支援する。

事業概要 $\left\{ \begin{array}{l} \cdot \text{健康増進及び生きがいがいづくりに係る活動支援} \\ \cdot \text{介護知識、介護方法等の普及} \\ \cdot \text{ボランティア活動の推進} \\ \cdot \text{地域交流及び世代間交流の推進} \end{array} \right. \begin{array}{l} \text{学習講座、体操教室 等} \\ \text{各種相談事業、講演会、実習講座} \\ \text{介護ボランティア教室、点字・手話教室 等} \\ \text{祭りや地域交流などの各種イベント 等} \end{array}$

施設概要 「（１１）施設」エ・オ・カに別途掲載

イ 老人農園（昭和５１年度開始）

目 的 土に親しみながら高齢者の生きがいと健康増進をはかるために、市が無償で借り上げた遊休地を１人当たり１０㎡程度貸与する。

対 象 者 60歳以上の高齢者

農 園 数 5カ所 （平30.4.1現在）

農 園 名	所 在 地	開設年月日	面 積
蓮 台 寺 老 人 農 園	西区蓮台寺1丁目49-1・50-1	昭52. 6. 1	1,470㎡
健 軍 老 人 農 園	東区湖東1丁目24、97 東区健軍4丁目1550-15	昭53. 6. 1	1,214㎡
若 葉 老 人 農 園	東区若葉4丁目153・218・243	昭54. 10. 1	2,772㎡
島 崎 老 人 農 園	西区島崎5丁目502・503	昭54. 11. 1	473㎡
楠 老 人 農 園	北区楠6丁目1352-1	昭55. 8. 1	1,285㎡

(6) ひとり暮らし高齢者対策

名 称	目 的	内 容
ア 高齢者安心支援事業 (平成30年度開始)	一人暮らし及びそれに準ずる世帯等の高齢者に、簡単な操作で緊急時の通報ができる通報装置を給付又は貸与し、緊急時における迅速かつ適切な対応を図ることで、当該高齢者の在宅での生活を支援する。	対象者 おおむね65歳以上の一人暮らし等の要援護高齢者 貸与・給付台数 625台 (平29年度末) 平成30年度予算 36,463 千円
イ 一人暮らし高齢者訪問事業 (昭和50年度開始)	一人暮らしの高齢者を訪問し声をかけて、その安否を週1～3回確認し、高齢者の健康維持と福祉の増進を図る。	対象者 市内に居住する満65歳以上の一人暮らしの高齢者で、日常安否の確認をする者がいない者 事業内容 一人暮らしの高齢者を訪問して安否の確認をする。緊急事態が生じたときは、状況に応じて民生委員、福祉事務所、病院等へ連絡をする。 実利用者数 30 人 (平成29年度末) 訪問回数 最低週1回 平成30年度予算 471千円
ウ 寝具乾燥 (昭和53年度開始)	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の寝具の無料乾燥事業を行うことにより当該世帯の福祉の向上を図る。	対象者 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の世帯で、本人及び家族で寝具類の衛生管理が困難な世帯。 事業内容 業者に委託し、対象者宅を巡回訪問して実施。 利用者数 355人 (平成29年度) 平成30年度予算 2,460千円

(7) 在宅高齢者生活支援

ア 高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業

目 的 高齢者ケア付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、これらの者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるようその在宅生活を援助することを目的とする。

対 象 者 高齢者ケア付住宅の入居者で、60歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯（夫婦一方が60歳以上であればよい）又は60歳以上の高齢者のみでなる世帯で、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下が見られる者
- (2) 住宅困窮度が高く、家族による援助が困難なもの

利 用 状 況 (平30.3.31現在)

住宅名	項目	開設時期	戸数	補助員数
県営水源団地		H 4.4.1	20	1
市営出水団地		H 8.4.1	64	3
市営南部中央団地		H12.6.1	20	1
市営白藤団地		H14.4.1	47	2
市営楠団地		H11.12.1～H15.7.25	151	5
合 計			302	12

イ 住宅改造費助成事業 (平成9年5月1日開始)

※障がい者福祉の項目に記載

(8) 家族介護支援

名 称	目 的	内 容	
ア 家族介護者教室	高齢者を介護している家族等の様々なニーズに対応し、家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るとともに、在宅生活の継続、向上を図る。	対象者 事業内容 開催数	高齢者を介護している家族等 介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を修得させる。 228回（平成29年度）
イ 高齢者介護用品支給事業	在宅で重度（要介護認定で要介護区分が4・5）の高齢者を現に介護者している家族に対して、身体的・精神的・経済的負担を軽減し、重度高齢者の在宅生活の継続、向上を図ること。	事業内容 対象者数 事業費	在宅で重度（要介護認定で要介護区分が4・5）の紙おむつを使用している高齢者を介護している家族（市民税非課税世帯）に対し、紙おむつ等の介護用品を現物支給するもの。 250人（平成29年度） 14,462千円（平成29年度）

(9) 老人ホーム入所者数

(平30.3.31現在)

区 分	施設数（市内）	定 員	本市の措置人員
養護老人ホーム	8	490	371

(10) 施設

ア 老人福祉センター

名 称	東老人福祉センター	西老人福祉センター	南老人福祉センター
所 在 地	東区健軍本町31番20号	西区小島3丁目3番26号	南区川尻4丁目8番13号
設 置 主 体	熊本市	熊本市	熊本市
運 営 主 体	東部福祉センター管理運営共同企業体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開設年月日	昭和46年4月1日 (平成6年5月22日改築)	昭和49年7月10日	昭和49年6月27日
構 造	鉄筋コンクリート造平家建	木造平屋建	木造平屋建
敷 地 面 積	1,395.69㎡	3,400㎡	延264㎡
建 物 面 積	延343.96㎡	延252㎡	延343.96㎡
建 設 費	142,116千円	25,875千円	24,486千円
開 館 時 間	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
使 用 料	浴室使用料100円	浴室使用料100円	浴室使用料100円
定 員	100人	100人	100人
主 な 設 備	娯楽室 浴室男女各1 事務室 相談室	集会室 娯楽室 談話室 図書室 浴室男女各1 事務室 電話相談室	集会室 談話室 娯楽室 図書室 浴室男女各1 事務室 電話相談室

名 称	北老人福祉センター	川上老人福祉センター	天明老人福祉センター
所 在 地	北区八景水谷1丁目2番6号	北区梶尾町1279番地1	南区銭塘町2172番地
設 置 主 体	熊本市	熊本市	熊本市
運 営 主 体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開設年月日	昭和48年10月22日	昭和47年4月1日	平成3年9月8日
構 造	鉄筋平屋建	鉄筋平屋建	鉄筋コンクリート平屋建
敷 地 面 積	2,961㎡	2,369㎡	1,272㎡
建 物 面 積	延296㎡	延655.6㎡	延380.5㎡
建 設 費	24,300千円	合併による	99,330千円
開 館 時 間	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
使 用 料	浴室使用料100円	浴室使用料100円	浴室使用料100円
定 員	100人	150人	100人
主 な 設 備	集会室 娯楽室 談話室 図書室 浴室男女各1 事務室 電話相談室	集会室 娯楽室 浴室男女各1 事務室 機能回復訓練室 図書室	大広間 多目的ホール 浴室男女各1 和室 食堂 事務室

名 称	河内老人福祉センター	西里老人福祉センター	城南老人福祉センター
所 在 地	西区河内町船津2708番地	北区徳王町870番地	南区城南町宮地976番地
設 置 主 体	熊本市	熊本市	熊本市
運 営 主 体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	株式会社オカムラ
開設年月日	昭和51年1月21日	平成7年10月1日	平成22年3月23日
構 造	鉄筋コンクリート及び鉄筋造 2階建	鉄筋コンクリート平屋建	鉄筋コンクリート平屋建
敷 地 面 積	2,629.3㎡	2,509㎡	3,890.46㎡
建 物 面 積	延577.5㎡	延567.53㎡	延668.61㎡
建 設 費	合併による	141,375千円	合併による
開 館 時 間	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時
使 用 料	浴室使用料100円	浴室使用料100円	浴室使用料100円
定 員	150人	150人	150人
主 な 設 備	集会室 相談室 娯楽室 図書室 浴室男女各1 事務室	集会室 多目的ホール 浴室男女各1 娯楽室 図書室 機能回復訓練室 相談室 研修室 事務室	集会室 多目的ホール 浴室男女各1 娯楽室 図書室 機能回復訓練室 相談室 研修室 事務室

名 称	富合老人福祉センター
所 在 地	南区富合町木原2319番地
設 置 主 体	熊本市
運 営 主 体	株式会社パブリックビジネスジャパン
開設年月日	昭和50年3月31日
構 造	鉄筋コンクリート平屋建
敷 地 面 積	2,652.64㎡
建 物 面 積	延537.57㎡
建 設 費	合併による
開 館 時 間	午前9時～午後5時
使 用 料	浴室使用料100円
定 員	—
主 な 設 備	大広間 会議室 浴室男女各1 作業室 図書室 保健衛生室

利 用 状 況

(平成29年度)

施設名 区分	東	西	南	北	川上	河内	天明	西里	城南	富合	計
利用者	8,307	9,857	9,564	18,632	12,470	4,535	7,111	7,833	15,065	6,254	103,422
1日平均 利用者	28	34	33	64	43	16	24	27	52	21	354
使用料収入 (円)	3,200	235,700	193,100	124,100	497,700	359,000	282,300	272,300	250,800	0	2,218,200

イ 養護老人ホーム

名 称	熊本市立雁回敬老園
所 在 地	南区富合町木原2316番地
設 置 主 体	熊本市
運 営 主 体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開 設 年 月 日	昭和34年12月
構 造	鉄筋コンクリート造 2階建
敷 地 面 積	4,687.11㎡
建 物 面 積	延1,651.23㎡
建 設 費	合併による
定 員	50人
主 な 設 備	集会所 医務室 面会室 静養室 浴室 洗濯室 ソーラーシステム設備 ゲートボール場

本市の措置状況

(平30.3.31現在)

施設名・区別	雁 回 敬 老 園		
	男	女	計
措 置 人 数	6	15	21

ウ 老人憩の家（昭和48年度開始）

目 的	高齢者に対し教養の向上、レクリエーション及び集会等のための場を提供し、もって 高齢者の心身の健康の増進を図る
設 置 主 体	熊本市
運 営 方 法	各老人憩の家運営委員会に指定管理又は委託
構 造	木造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造／平屋又は2階建
建 物 面 積	概ね50㎡前後
建 設 費	約648万円（全施設平均）
施 設 内 容	集会場 トイレ 台所 その他
施 設 数	129カ所（他2ヶ所は「老人憩の家」の事業を委託）
開 館 時 間	午前9時～午後5時
使 用 料	無料

健
福

エ 介護予防事業推進のための施設

名 称	①熊本市お達者文化会館	②熊本市南部万年青会館	③熊本市東部はつらつ交流会館
所 在 地	南区馬渡1丁目7番1号	南区八幡6丁目9番25号	東区秋津3丁目17番23号
設 置 主 体	熊本市	熊本市	熊本市
運 営 主 体	介護予防支援施設管理運営共同 企業体	介護予防支援施設管理運営共同 企業体	介護予防支援施設管理運営共同 企業体
開設年月日	平成12年5月	平成13年5月	平成15年5月
構 造	鉄骨平屋建	鉄骨平屋建	木造平屋建
敷 地 面 積	1,660㎡	1,700㎡	1,076.12㎡
建 物 面 積	193.048㎡	430㎡	320.05㎡
建 設 費	50,245千円	158,666千円	93,923千円
開 館 時 間	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時	午前9時～午後10時
主 な 設 備	多目的ホール 事務所 更衣室 トイレ 健康遊歩道	多目的ホール 調理室 会議室A～C	多目的ホール 事務所 更衣室 トイレ 健康遊歩道

使用料

①熊本市お達者文化会館

(単位 円)

使用時間 使用場所	午 前 (9時～12時)	午 後 (13時～17時)	夜 間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000

※冷暖房使用料は、1時間200円

②熊本市南部万年青会館

(単位 円)

使用時間 使用場所	午 前 (9時～12時)	午 後 (13時～17時)	夜 間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000
調 理 室	1,200	1,800	1,800
会 議 室 A	400	500	500
会 議 室 B	400	500	500
会 議 室 C	400	500	500

※冷暖房使用料は、多目的ホール1時間200円 その他1時間100円

③熊本市東部はつらつ交流会館

(単位 円)

使用時間 使用場所	午 前 (9時～12時)	午 後 (13時～17時)	夜 間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000
会 議 室	400	500	500

※冷暖房使用料は、多目的ホール1時間200円 その他1時間100円

キ 高齢者技能習得センター

名 称	熊本市高齢者技能習得センター
所 在 地	西区島崎4丁目2番95号
設 置 主 体	熊本市
運 営 主 体	公益社団法人 熊本市シルバー人材センター
開 設 年 月 日	平成12年5月
構 造	木造平屋建
敷 地 面 積	305.66㎡
建 物 面 積	82.58㎡
建 設 費	13,944千円
開 館 時 間	午前9時～午後5時
使 用 料	無料
主 な 設 備	研修室 事務所 トイレ

ク 夢もやい館（健康福祉政策課）

名 称	熊本市夢もやい館
所 在 地	北区楠1丁目20番5-101号
設 置 主 体	熊本市
運 営 主 体	夢もやい館管理運営共同企業体 代表 株式会社パブリックビジネスジャパン
開 設 年 月 日	平成14年11月
構 造	鉄筋コンクリート造
敷 地 面 積	1,965.36㎡
建 物 面 積	903.66㎡
建 設 費	304,797千円
開 館 時 間	午前9時～午後8時（つどいの広場については、午前9時～午後6時）
使 用 料	

（単位 円）

施設等名	使用料
体育室	1時間につき 600
学習室（洋室）	1時間につき 150
学習室（和室）	1時間につき 150
トレーニング室（シャワー室、更衣室及びロッカーを含む。）	1回 200
冷暖房設備	1時間までごとに 100

主 な 設 備 体育室 学習室 トレーニング室 子育てつどいの広場 図書コーナー サロン
管理室 更衣室 シャワー室 トイレ（乳幼児用含む）

ケ 熊本市植木健康福祉センター（健康福祉政策課）

名 称	熊本市植木健康福祉センター（かがやき館）
所 在 地	北区植木町岩野285番地29
設 置 主 体	熊本市
運 営 主 体	かがやき館管理運営共同企業体 代表 九州綜合サービス株式会社
開 設 年 月 日	平成15年1月7日
構 造	鉄筋コンクリート造平屋建
敷 地 面 積	6,111.97㎡
建 物 面 積	3,632.06㎡
建 設 費	1,167,928千円
主 な 設 備	事務室 プール トレーニング室 検診室 児童交流室 リラクゼーションルーム 交流室 カンファレンスルーム 和室 調理室 視聴覚室 会議室 更衣室 シャワー室 トイレ（乳幼児用含む）

コ その他の施設

種 別	施 設 名	運営主体	施設長	所 在 地	認可年月	定員
養 護 老 人 ホ ー ム	慈愛園老人ホーム	社会福祉法人	廣田 順一	中央区神水1丁目14番1号	昭21. 11	70
〃	聖 母 の 丘	〃	笠原 洋子	西区島崎6丁目1番27号	昭21. 11	50
〃	ラ イ ト ホ ー ム	〃	中山 泰男	中央区黒髪5丁目23番1号	昭26. 5	50
〃	熊 本 め ぐ み の 園	〃	佐土原 護	東区小山町1781番地	昭47. 2	50
〃	愉 和 荘	〃	緒方 哲郎	北区植木町米塚105番地	昭32. 7	50
〃	明 生 園	〃	川野 尚子	西区花園 7 丁目19番1号	昭21. 2	120
〃	明 飽 苑	〃	内田 充俊	西區城山薬師2丁目10番10号	昭47. 2	50
特別養護老人ホーム	バ ウ ラ ス ホ ー ム	社会福祉法人	石川 光男	中央区神水1丁目14-1	昭39. 7	64
〃	白 川 の 里	〃	満田 賢一朗	東区小山町2493	昭49. 5	120
〃	天 望 庵	〃	平原 静雄	北区龍田陳内1丁目3-30	昭60. 4	80
〃	バ ラ 苑	〃	佐土原 護	東区小山町1781	昭62. 4	50
〃	み ゆ き 園	〃	中村 亜紀子	南区御幸笛田6丁目6-71	昭63. 8	70
〃	く わ の み 荘	〃	跡部 尚子	北区鹿子木町405	昭48. 8	120
〃	天 寿 園	〃	米満 淑恵	南区奥古閑町4375-1	平 2. 7	51
〃	シ ル バ ー 日 吉	〃	中山 弘一	南区平成2丁目6-9	平 5. 4	56
〃	三 和 荘	〃	藤井 美千代	西區城山大塘4丁目1-15	平 6. 4	52
〃	リデルホーム黒髪	〃	中山 泰男	中央区黒髪5丁目23-1	平 3. 6	30
〃	リバーサイド熊本	〃	野口 駿	西区河内町野出1936-1	平 7. 6	47
〃	コスモス・ファミリー熊本	〃	河本 達や	北区太郎迫町144-1	平 8. 4	52
〃	聖 母 の 丘	〃	笠原 洋子	西区島崎6丁目1-27	平 8. 10	50
〃	ヴィラ・ながみね	〃	西 靖子	東区長嶺南4丁目12-65	平 9. 4	52
〃	こ ぼ り 苑	〃	宮崎 千恵	南区護藤町1586	平10. 2	50
〃	花 み ず き	〃	中原 悦子	中央区出水7丁目90-1	平10. 10	52
〃	ハ ー モ ニ ー	〃	鷺山 銀子	東区秋津町秋田171-3	平10. 12	52
〃	あ い こ う	〃	高月 恵美	北区清水新地3丁目5-33	平12. 11	52
〃	さ く ら の 苑	〃	下川 みどり	西区松尾町近津1361	平13. 7	50
〃	さ わ ら び	〃	斉藤 大祐	北区弓削4丁目8-1	平14. 10	54
〃	る り 苑	〃	吉永 桐子	東区上南部1丁目16-36	平15. 12	50
〃	み か ん の 丘	〃	池尻 久美子	西区河内町白浜1440-2	平17. 4	50
〃	シルバーピアさくら樹	〃	河内 悟	東区佐土原3丁目12-26	平17. 10	50
〃	力 合 つ く し 庵	〃	松下 啓子	南区合志4丁目3-50	平19. 3	50
〃	た く ま の 里	〃	作取 久	東区御領 1 丁目13-26	平成19. 8	50
〃	祥 麟 館	〃	小林 佳之	南區城南町沈目1513	平4. 4	50
〃	ゆ う と ぴ あ	〃	小原 法誓	南区富合町古閑994-1	平7. 3	50
〃	黎 明 館	〃	納富 修次郎	北区植木町豊田187	平4. 4	50
〃	川 尻 ヒ ル ズ	〃	中村 幸子	南区南高江7丁目3	平25. 8	60
〃	グッドライフ熊本駅前	〃	平尾 浩志	西区春日2丁目1-24	平25. 10	60
〃	かんなの杜	〃	立田 雄二	北区植木町滴水9-2	平26. 8	60
〃	輝祥苑	〃	今村 文典	西区戸坂町23-35	平29. 2	60
〃	画図重富苑	〃	山村 康雄	東区画図町重富968	平30. 2	60

種 別	施 設 名	運営主体	施設長	所 在 地	認可年月	定員
特別養護老人ホーム (地域密着型)	風 の 木 苑	社会福祉法人	上林 宏巳	東区西原1丁目11-63	平20.6	29
〃	八 角 堂	〃	植木 雅啓	西区花園2丁目10-16	平21.6	29
〃	リデルホーム 龍田	〃	中山 泰男	北区龍田陣内3丁目19-12	平21.9	20
〃	サンビレッジ高平台	〃	白井 志津子	北区大窪3丁目11-47	平22.7	29
〃	れ い め い の 家	〃	納富 賢一	北区植木町豊田187	平24.4	20
〃	向 山 つ く し 庵	〃	堺 珠美	中央区本山1丁目6-17	平24.7	29
〃	上 熊 本 苑	〃	河本 達人	西区上熊本3丁目12-24	平24.8	29
〃	み ゆ き 東 館	〃	中村 阿紀子	南区御幸笛田6丁目6-71	平25.4	20
〃	は る の 里	〃	藤岡 寿光	南区城南町舞原253-1	平25.6	29
〃	天 寿 園 青 葉	〃	米満 淑恵	南区奥古閑町4375-1	平26.4	23
〃	リバーサイド熊本 ユニットホーム	〃	野口 駿	西区河内町野出1936-1	平26.4	9
〃	田原の郷	〃	濱坂 浩一郎	北区植木町鞍掛1522-1	平26.5	29
〃	あいこう ひかり館	〃	高月 恵美	北区清水新地3丁目5-33	平26.5	20
〃	ノットホーム	〃	吉井 壮馬	中央区黒髪5丁目23-1	平27.5	29
〃	託麻苑	〃	西山 稔郎	東区戸島町460-1	平28.6	29
〃	天寿園Ne0	〃	村上 まゆみ	南区奥古閑町4345	平28.7	29
〃	つるのはら	〃	渚上 美賀	北区梶尾町1779-7	平29.11	29

5 障がい者福祉（障がい保健福祉課）

障がい者の社会参加に対する理解や障がい者自身の参加意識が高まっており、障がい者の自立に向けた福祉のさらなる充実が求められている。中でも障がい児については、人格形成の重要な時期に、障がいに見合った、適切な指導や訓練が必要であり、障がいの早期発見と療育の重要性が指摘されている。

今後は、障がい者が安心して生きがいのある生活ができるように、それぞれの障がいの程度や、ライフステージに応じた適確なサービスを一層充実させることが必要であり、障がい者の自立支援と積極的な社会参加を促進するとともに、重度の心身障がい者に対する生活支援の充実を図る。

また、障がい児の療育体制の整備や教育機会の充実など、障がい児の育成支援に努めている。

（１）手帳の交付

ア 身体障害者手帳交付

目 的 身体障害者手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内 容 身体障害者手帳の等級決定及び交付

諮問機関（熊本市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会）

実 績

身体障害者手帳所持者数

（平30.3.31現在）

年 齢		18歳未満	18歳以上	計
障害別	視 覚 障 害	16	1,908	1,924
	聴覚・平衡機能障害	68	2,705	2,773
	音声・言語・そしゃく機能障害	4	254	258
	肢 体 不 自 由	299	13,671	13,970
	内 部 障 害	119	11,456	11,575
	計	506	29,994	30,500

イ 療育手帳交付

目 的 療育手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内 容 療育手帳の等級決定及び交付

実 績

療育手帳所持者数

（平30.3.31現在）

年 齢		18歳未満	18歳以上	計
障害	軽 度	1,253	1,169	2,422
	中 度	412	1,528	1,940
	重 度	266	945	1,211
	最 重 度	252	979	1,231
	計	2,183	4,621	6,804

ウ 精神障害者保健福祉手帳交付

目 的 精神障害者保健福祉手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内 容 精神障害者保健福祉手帳の等級決定及び交付

（平30.3.31現在）

年 齢		18歳未満	18歳以上	計
障害	1 級	4	1,150	1,154
	2 級	63	6,006	6,069
	3 級	39	1,358	1,397
	計	106	8,514	8,620

(2) 障がい者社会参加促進事業

名 称	目 的	内 容
ア 重度身体障がい者 用自動車改造費助成	自動車改造を要する身体障がい者に対しその費用の一部を助成し、社会活動への参加の促進を図る。	助成額 上限100千円 対象者 本市の住民基本台帳に記載されている身体障がい者。(障害部位別の障がい要件及び所得制限あり) 平成30年度予算 2,800千円
イ 障がい者自動車運転免許取得費助成	免許取得に要する費用の一部を助成し障がい者の社会活動への参加の促進を図る。	助成額 免許取得に要した費用の2/3 (上限100千円) 平成30年度予算 1,800千円
ウ 障がい者福祉タクシー経費	重度の障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進を図る。	制度概要 福祉タクシー利用券(450円)を年40枚、または患者等輸送タクシー利用券(大型車1,360円/中型車1,090円/小型車550円)を年35枚交付する。 対象者 本市に住所を有している身体障害者手帳所持者で障がいの程度が1級、2級の者、療育手帳所持者で障がいの程度がA1、A2の者及び精神障害者保健福祉手帳1級、2級の者。(所得税非課税の者に限る) 平成30年度予算 69,000千円
エ 熊本市優待証 (さくらカード) 交付事業	※高齢者福祉の項目に記載	
オ 障がい者燃料費助成	重度の障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進を図る。	制度概要 燃料費助成券(1枚1,000円)を年12枚交付する。 対象者 本市に住民票があり、一人で外出できない療育手帳A1、A2のいずれかを所持する者のうち、さくらカード、福祉タクシー利用券の利用ができない者。(所得税非課税の者に限る) 平成30年度予算 5,200千円
カ 福祉バス運行事業	障がい者等の地域の社会活動参加を容易にするため、福祉バス(定員34人で、このうち3人程度は車椅子のまま利用できるもの)を設置して障がい者等の福祉の増進を図る。	対象者 本市に居住する障がい者等並びに本市で活動する障がい者福祉関係団体等。 事業内容 在宅障がい者等の各種講習会、研修会、スポーツ、レクリエーション、その他障がい者の福祉の増進を図る事業等に運行する。 利用者数 2,769人(平成29年度)
キ 手話通訳者設置等経費	本庁舎及び区役所内に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者の家庭生活、社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、その福祉の増進に資する。	利用件数 2,751件(平成29年度) 平成30年度予算 13,878千円
ク 手話通訳者等派遣等経費	聴覚障がい者及び音声又は、言語機能障がい者のコミュニケーション手段として手話通訳者の派遣及び手話通訳者等の養成を行い、聴覚障がい者の社会参加を促進する。	派遣対象者 市内に居住する聴覚障がい者 派遣件数 2,284件(平成29年度) 平成30年度予算 9,900千円
ケ 要約筆記者等派遣等経費	手話習得が困難な聴覚障がい者のコミュニケーション手段として要約筆記者の派遣及び要約筆記者の養成を行い、聴覚障がい者の社会参加を促進する。	派遣対象者 市内に居住する聴覚障がい者 派遣件数 265件(平成29年度) 平成30年度予算 1,785千円
コ 盲ろう者通訳・介助員派遣等経費	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣及び盲ろう者通訳・介助員を養成する。	派遣対象者 市内に居住する盲ろう者 派遣件数 325件(平成29年度) 平成30年度予算 1,920千円

名 称	目 的	内 容
サ 点訳・朗読（音訳） 奉仕員養成事業	視覚障がいの方に対する生活支援や情報支援等を目的として、点訳又は朗読（音訳）に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読（音訳）奉仕員を養成する。	平成30年度予算 280千円
シ 障がい者等住宅 改造費助成	障がい者が、自宅において安全かつ快適な生活ができるよう、住宅を改造する場合、必要な経費を助成することにより、当該障がい者等の自立促進、寝たきりの防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。	対象者 65歳未満の者で身体障害者手帳の1級又は2級の所持者及び療育手帳のA1又はA2の所持者で、その特性に配慮した構造に住宅の改造工事をする者。（所得制限あり） 助成限度額 90万円（介護保険住宅改修費または日常生活用具住宅改修費の利用額を含む） 平成30年度予算 7,065千円
ス 障がい者スポーツ 大会経費	障がいのある方が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験し、競技力の向上を図るとともに、市民の障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の促進に寄与することを目的として開催する。	対象者 本市に居住している障がい者 平成30年度予算 2,677千円

（３）身体障害者自立支援事業

視覚障害者生活訓練事業

目 的 障がい者の自立と社会参加を促進するため、視覚障がい者の日常生活上必要な訓練・指導を行う。

対 象 者 本市に居住している視覚障がい者

平成30年度予算 800千円

（４）身体障がい者相談（平成29年度）

相 談 員 3人

相 談 件 数 61件

平成30年度予算 152千円（含む知的障害者相談員経費）

（５）知的障がい者相談（平成29年度）

相 談 員 5人

相 談 件 数 250件（会合・行事等への参加件数を除く）

（６）精神保健対策

市民の心の健康の保持・増進を図ると同時に、精神障がい者の早期治療・社会参加・自立の促進を図ることを目的とする。

ア 精神障害者保健福祉手帳交付制度

精神疾患がある者のうち、精神障がいのために長期（６ヶ月以上）にわたり日常生活または社会生活に制約がある者を対象に、「障害者手帳」を交付し、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

イ 精神保健福祉相談・訪問

心の問題や病気、精神障がい者の社会復帰などについて、精神科医師・保健師等が面接や電話による相談、訪問を行う。

区分 年度	精神保健福祉相談（電話・面接）（延件数）					訪 問（延件数）					合 計
	社会復帰	老 人 精神保健	アルコール	その他	計	社会復帰	老 人 精神保健	アルコール	その他	計	
25	2,624	1,113	201	5,428	9,366	368	170	50	443	1,031	10,397
26	2,020	1,277	173	3,936	7,406	387	185	40	505	1,117	8,523
27	1,825	1,147	157	3,857	6,986	247	147	45	656	1,095	8,095
28	1,267	1,165	918	3,818	7,168	144	207	26	584	961	8,129
29	917	902	149	3,631	5,599	155	221	35	502	913	6,512

ウ 心の健康相談

市民の心の健康の保持・増進を図るため、精神科医（嘱託）による相談日を各区役所毎月１回設け必要な援助を行う。

エ 精神障がい者家族教室

精神保健に関する知識の普及、個別の相談を行い、患者の回復の援助、家族の健康維持の援助や家族同士の交流を図るため家族教室を実施する。

（７）精神通院医療給付費

目 的 精神障がいによる通院医療費自己負担を総医療費の１０％にし、所得等に応じて上限額を設定し、負担を軽減することにより継続的受診を促進する。

対 象 者 精神障がいのために通院中の人（所得制限あり）

平成30年度予算 2, 1 3 7, 0 0 0 千円

（８）重度心身障がい者医療費助成

対 象 者 2 0 歳以上の障がい者

（身体障害者手帳が１級、２級又は、療育手帳がＡ１、Ａ２又は、精神保健福祉手帳が１級の者）

受 給 資 格 者 本市に住民票があり、現に居住している障がい者

所 得 制 限 障害児福祉手当の支給制限に準じる。

平成30年度予算 1, 2 8 3, 0 0 0 千円（平成26年度より乳児等医療費助成と予算統合）

(9) 更生医療給付費

目 的 身体障がい者に対し、その障がいを除去または軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療費の助成を行う。

対 象 者 身体障害者手帳所持者で、治療効果が期待できる者（所得制限あり）

平成30年度予算 1, 8 3 0, 3 1 0千円

(1 0) 身体障がい者在宅生活支援

名 称	目 的	内 容
ア 特別障害者手当等給付費	重度の障がい者の自立生活の基盤を確立するため、最重度の障がいによって生ずる特別の負担の一助として、特別障害者手当等を支給することにより、重度障がい者の福祉の増進を図る。	受給者数 1,199人（平30.3末現在） 平成30年度予算 301,832千円
イ 身体障がい者福祉電話設置経費	在宅の重度身体障がい者に対し、福祉電話を貸与することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進をはかる。	電話与台数 26台（平30.3末現在） 貸与対象者 外出困難な身体障がい者（1、2級） 平成30年度予算 637千円
ウ 在宅障がい者緊急通報システム経費	緊急通報システムを導入し、24時間体制で緊急時に備え、在宅の単身重度障がい者が安心して生活できるようにする。	対象者 市内に住所を有する単身等の重度障がい者 平成30年度予算 420千円
エ 補装具給付費	身体障がい者（児）に対し、補装具費の支給を行い、その福祉の向上を図る。（一部自己負担有）	品目 車椅子、補聴器、座位保持装置等 平成30年度予算 145,000千円
オ 日常生活用具給付費	身体障がい者（児）に対し、日常生活用具の給付を行い、その福祉の向上を図る。（一部自己負担有）	品目 ストーマ装具、入浴補助用具、聴覚障害者通信装置等 平成30年度予算 138,000千円

(1 1) 自立支援給付事業

名 称	目 的	内 容
ア 居宅介護給付費	心身上の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）への入浴、排泄又は食事の介護等の居宅サービスの提供や、病院等への通院における支援を行う。	平成30年度予算 361,000千円
イ 行動援護給付費	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障がい者（児）に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の支援を行う。	平成30年度予算 7,600千円
ウ 重度訪問介護給付費	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であり、常時介護を要する障がい者への入浴、排泄又は食事の介護等の居宅サービス及び外出時における移動中の介護を総合的に提供する。	平成30年度予算 457,000千円
エ 療養介護給付費	心身上の障がいにより、病院等への長期の入院による医療的なケアに加え、常時の介護を行う。	平成30年度予算 799,202千円
オ 生活介護給付費	心身上の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある障がい者に、施設において安定した生活を営むための介護等の支援を行う。	平成30年度予算 3,515,000千円
カ 同行援護給付費	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援を行う。	平成30年度予算 54,000千円

名 称	目 的	内 容
キ 就労継続支援給付費	企業等の雇用に結びつかない者に対して継続的な支援を行い、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な支援を行う。	平成30年度予算 3,171,000千円
ク 短期入所給付費	家庭において一時的に介護が困難となり、又は生活訓練等の指導を必要とする障がい者（児）が施設に短期間入所することにより、介護者及び障がい者（児）の支援を行う。	平成30年度予算 130,000千円
ケ 施設入所給付費	主として夜間において、介護が必要な障がい者や通所が困難な自立訓練又は就労移行支援の利用者等へ居住の場を提供する。	平成30年度予算 1,237,000千円
コ 就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。	平成30年度予算 16,000千円
サ 自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むため環境整備に必要な援助を行う。	平成30年度予算 600千円
シ 共同生活援助給付費	障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。	平成30年度予算 946,000千円
ス 自立訓練給付費	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障がい者に生活訓練や機能訓練を行い、障がい者の自立を支援する。	平成30年度予算 167,000千円
セ 就労移行支援給付費	一般就労等を希望する障がい者に対して、実習を通して知識・能力の向上を図り、一般就労に向けた支援を行う。	平成30年度予算 294,000千円
ソ 地域相談支援給付費	障がい者に対し、地域移行支援及び地域定着支援を行う。	平成30年度予算 500千円
タ 計画相談支援給付費	自立支援給付事業を利用する者に対して、サービス利用支援及びサービス継続支援を行う。	平成30年度予算 177,000千円

（１２）障害児通所支援給付事業

名 称	目 的	内 容
ア 児童発達支援給付費	障がい児に児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。	平成30年度予算 552,000千円
イ 医療型児童発達支援給付費	肢体不自由のある児童に、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療等を行う。	平成30年度予算 1,006千円
ウ 放課後等デイサービス支援給付費	就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。	平成30年度予算 1,987,000千円

名 称	目 的	内 容
エ 居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童につき、当該児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。	平成30年度予算 400千円
オ 保育所等訪問支援給付費	保育所等に通う障がい児に、その保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	平成30年度予算 5,300千円
カ 障害児相談支援給付費	障害児通所支援給付事業等を利用する者に対して、サービス利用支援及びサービス継続支援を行う。	平成30年度予算 115,000千円

(1 3) 地域生活支援事業

名 称	目 的	内 容
ア 訪問入浴サービス経費	在宅の障がい者及び障がい児であって、移送に耐えられない等の事情により通所が困難な者に、その健康及び衛生の保持を図るため移動入浴車を派遣し、入浴及びこれに伴う介護を行う。	平成30年度予算 20,000千円
イ 日中一時支援経費	障がい者及び障がい児の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者等の日中における活動の場を提供する。	平成30年度予算 28,000千円
ウ 移動支援経費	屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児に社会生活上外出する事が必要不可欠な時に、支援する者がいないため、外出に支障がある場合に、外出を支援し、もって自立生活及び社会参加を促す。	平成30年度予算 8,800千円
エ 成年後見制度利用支援事業（障がい者）	障がい者福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部の助成を行う。	平成30年度予算 3,804千円
オ 障がい者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、熊本市障がい者虐待防止センターの設置等により、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。	平成30年度予算 3,052千円
カ 熊本市障がい者理解促進事業	「心の輪を広げる体験作文」・「障害者週間のポスター」コンクール及び障がい者サポーター制度の運用等の啓発事業を実施することで、市民の障がい者に対する理解促進を図る。	平成30年度予算 1,697千円
キ 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見業務を適正に行なうことができる市民後見人を養成し、その活用を図るための法人後見を支援する。	平成30年度予算 8,410千円
ク 熊本市障がい者相談支援事業	障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。	平成30年度予算 159,999千円

(14) 心身障害者扶養共済制度

目的 心身障がい者の保護者が死亡又は障がい者となった後、残された心身障がい者に年金を支給し、障がい者の生活の安定と保護者のいづく不安を軽減しようとするもの。

加入者 知的障がい者、身体障害者手帳所持者で障がいの程度が1級から3級までの者及び永続的な精神障がい又は身体障がいを有する者で、前述の者と同程度と認められる者。心身障がい者の保護者（心身障がい者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族で現に心身障がい者を扶養しているもの。）であって、65歳未満の者。

保 険 料

加入時年齢		34歳以下	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
保険料	平成19年度以前 加入者	5,600円	6,900円	8,700円	10,600円	11,600円	12,800円	14,500円
	平成20年度以降 新規加入者	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

(注) 20年以上この制度に加入し、かつ、年齢が65歳以上の者は、掛金の納付を免除

給付金 加入者が死亡又は障害者となったときは、心身障害者を扶養する者(年金管理者)に対し、毎月20,000円(1口当たり)の年金を支給する。

加入後1年以上の者で心身障害者が死亡したときは加入期間に応じて一時金として平成19年度以前加入の場合20,000円～150,000円、平成20年度以降加入の場合50,000円～250,000円を支給する。

平成30年度予算 28,543千円

健
福

(15) 市関連施設

名称 熊本市障害者福祉センター希望荘・熊本市希望荘地域活動支援センター

所在地 中央区大江5丁目1番15号

設置主体 熊本市

運営主体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団

開設年月日 昭和55年6月1日(地域活動支援センター：平成5年7月10日)

構造 鉄筋コンクリート地上3階(一部塔屋4階)

敷地面積 2,954.56㎡(駐車場込)

延床面積 1,923.62㎡(うち地域活動支援センター：691.39㎡)

建設費 福祉センター部分：160,320千円
地域活動支援センター部分：170,053千円

平成30年度予算 76,550千円(指定管理者による希望荘運営費として)

その他 平成28年熊本地震により施設の利用ができないことから、当面の間、代替施設として、イオン熊本中央店(中央区大江4丁目2-1)2階テナントを借用し事業を実施。

(1 6) 障がい児支援事業

名 称	目 的	内 容
ア 特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。	支給額 月額1人 1級 51,700円、2級 34,430円 受給者数 1,755人 障害児 1級障害児 6,445人、2級障害児 1,272人 ※人数は平30.4.1現在
イ 重度心身障がい児医療費助成	重度心身障害児の健康と福祉の増進及び医療費負担の軽減を図る。	対象者 20歳未満の障がい児（身体障害者手帳が1級、2級又は、療育手帳がA1、A2又は、精神保健福祉手帳が1級の者） 受給資格者 本市に住民票があり、現に居住している障がい児又は障がい児の養育者 所得制限 なし 平成30年度予算 1,283,000千円（平成26年度より重度心身障がい者医療と予算統合）
ウ 夏休みの障がい児・家族支援事業	夏休み期間中、小中学校・特別支援学校在籍の障がいのある児童を日中の間預かることにより、障がいのある児童の健全育成、家族の介護負担の軽減を図り、障がいのある児童及び家族の福祉の向上を図る。	対象者 市内に住所を有している特別支援学校・特別支援学級等在籍児童生徒 平成30年度予算 ※平成29年度より休止
エ 難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の聴覚障がいのある児童に対して、音声言語能力の向上や、等しく学び、成長できる環境を確保するため、補聴器購入費の一部を助成し、福祉の増進を図る。	対象者 本市に住所を有している身体障害者手帳の交付対象とならない両耳の聴力レベルが30デシベル以上の児童（所得制限有） 平成30年度予算 600千円

(1 7) 障がい児療育相談事業

名 称	目 的	内 容
障がい児等療育支援事業	在宅の障がい児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられ療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する地域の療育機能との重層的な連携を図る。	対象者 本市在住の障がい児（者）及びその保護者等 平成30年度予算 6,900千円

(1 8) 重症心身障がい児等在宅支援事業

名 称	目 的	内 容
ア 医療型短期入所施設体制整備	重症心身障がい児等とその家族が安心かつ継続した地域生活を送ることができるよう、重症心身障がい児等に関する医療・福祉サービスの体制整備を行う。	事業内容 ①開設後3年に満たない医療型短期入所事業（空床型を除く）を実施する診療所において、本事業実施にあたり、新たに看護師等を雇用した場合に人件費総額の1/2を助成する。（1年間の上限3,000千円） ②開設後1年に満たない医療型短期入所事業（空床型）を実施する病院に対し、看護師等の派遣を依頼し 病室内での支援を行った場合に定額を助成する。（派遣者1日につき20,000円） ※予算措置なし。
イ 重症心身障がい児等支援者研修	重症心身障がい児者の特性の理解と福祉制度等に係る研修を実施し、重症心身障がい児者支援に対応可能な訪問看護師や相談支援専門員を養成する。	事業内容 相談支援専門員、訪問看護師等に対する研修。 平成30年度予算 1,000千円
ウ 重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議	福祉・保健・医療関係部門と総合的な支援体制を構築するため連絡会を開催する。	平成30年度予算 240千円

（１９）精神障がい者の福祉（こころの健康センター）

こころの健康センターは、「精神保健および精神障害者福祉に関する法律第６条」に基づく精神保健福祉センターであり、精神保健福祉の専門機関として平成２４年４月に開設した。

市民のこころの健康相談や知識の普及、精神障がい者の社会復帰の促進などを行う。

熊本地震後のこころのケアを念頭に置き、各事業を行う。

ア 精神保健福祉相談

精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑または困難なものを行う。こころの健康相談から、精神医療にかかる相談、社会復帰相談などの精神保健福祉全般の相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、ひきこもり等の相談を実施する。

なお、ひきこもり相談については、相談窓口の明確化のため、平成２６年１０月から民間委託で「ひきこもり支援センター」を開設した。

・こころの健康相談（延件数）

年度	内容 区分	老人 精神 保健	社会 復帰	アル コール	薬物	ギャン ブル	思春期	心の 健康 づくり	うつ・ うつ状態	摂食 障害	てん かん	その他	計
２５	電話	123	343	126	45	82	200	1,684	358	—	—	1,879	4,840
	面接	19	284	28	9	31	84	309	70	—	—	506	1,340
	訪問	7	73	1	1	0	84	32	3	—	—	20	140
２６	電話	130	281	160	32	104	144	1,390	223	12	—	4,079	6,555
	面接	18	444	24	3	31	72	272	42	0	—	277	1,183
	訪問	9	70	4	0	0	3	30	1	0	—	20	137
２７	電話	48	346	83	32	89	113	1,355	121	9	3	4,477	6,676
	面接	37	346	36	18	25	31	256	53	5	0	173	980
	訪問	16	61	0	2	0	0	30	0	0	0	10	119
２８	電話	72	363	112	23	56	74	1692	83	7	3	5158	7643
	面接	8	182	23	3	27	23	194	31	1	0	107	599
	訪問	1	18	0	0	0	2	18	0	0	0	6	45
２９	電話	107	198	145	19	53	88	1,097	28	6	6	4,840	6,587
	面接	12	34	38	7	19	9	158	11	1	1	91	381
	訪問	0	27	0	0	0	0	5	0	0	0	1	33

※相談実績は、衛生行政報告例による。

・ひきこもり支援センター「りんく」での相談（延件数）

年度	電話	来所	訪問	メール	計
２６	324	255	33	65	677
２７	1,154	822	168	167	2,311
２８	1,473	896	262	141	2,772
２９	1,119	867	244	100	2,330

平成２６年度は開設から年度末までの件数（平成２６年１０月～平成２７年３月）

イ 人材育成・教育研修

精神保健福祉業務に従事する職員に専門的研修等の人材育成を行い、技術水準の向上を図る。

事業名	事業内容
精神保健福祉担当者研修会	精神保健福祉業務に従事する者が必要な専門的知識及び技術を習得することで、地域精神保健福祉活動の推進を図る
思春期精神保健福祉研修会	思春期における「発達障がい」や「不登校・ひきこもり」等の課題への理解を深め、精神保健福祉活動の推進を図る
依存症研修会	精神保健福祉業務に従事する者が依存症についての必要な専門的知識及び技術を習得することで、依存症への適切な対応の充実に図る
自殺予防研修会	自殺を防ぐことを目的として、自殺予防に関する研修会を実施する H28～29年度は主に災害関連をテーマに実施
ゲートキーパー養成講座	自殺を防ぐことを目的として地域支援者等に自殺危機介入スキルの習得を目的とした研修会を実施し、自殺予防対策を図る
社会復帰支援研修会	精神障がい者の社会復帰支援に必要な専門的知識や技術を習得し、精神障がい者のリカバリーの促進を図る
認知機能ミニ研修	医療機関や社会復帰支援機関における、認知機能向上に向けた活動の推進を図る

ウ 普及啓発

市民への精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識、精神障がい者の権利擁護について普及啓発を行うとともに、区役所等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

事業名	事業内容
自死遺族グループミーティング	大切な人を自死（自殺）で亡くした者が悩みや苦しみを話せる機会を提供する
自死遺族支援を考える講演会	自死遺族の理解を深め、適切な対応について学ぶ事により、自死遺族支援を推進する
依存症当事者グループミーティング	やめたくても自分でコントロールできない様々な行動を変えていくことを目的に、依存症当事者が自分の依存問題について考え、適切な対応方法を考える機会を提供する
依存症家族教室	アルコールや薬物・ギャンブルなどの依存症に伴う問題に対応するために、家族が学びあい、共感と癒しを得る機会を提供する
依存症講演会	依存症で悩む家族が依存症について正しい知識を習得し、問題行動への対応を学ぶ。また、広く市民を対象とし、「心の健康づくり」として依存症に関わる啓発を行う
地域住民への健康教室	地域で精神障がい者等が暮らすために地域住民の理解を深める
ピアサポート講演会	他都市で行われているピアサポート活動を紹介し、ピアサポートの普及と精神障がいの理解を図る
ピアサポート講座及びピアサポートの集い	ピアサポートの知識や情報、スキルを学ぶ機会を提供する 講座修了者にフォロー研修を実施する
WRAP（元気回復行動プラン）集中クラス	日常生活で苦労や困難に直面した際に、WRAP（元気回復行動プラン）を利用して、元気を回復する、または保つための方法を学ぶ機会を提供する

エ 組織育成

精神障がい者家族会、患者会、社会復帰事業団体等の組織育成を図り、地域住民の組織的活動を促し、地域精神保健福祉の向上を図る。

オ 関係機関への技術支援

精神保健福祉関係機関への技術支援・援助を行う。

カ 自殺・うつ対策

ゲートキーパー養成講座、自死遺族グループミーティング、自殺予防研修会、包括相談会、電話相談等の人材育成・普及啓発や相談対応を通して、自殺の防止を図る。

キ 精神障害者の社会復帰支援

精神障害者の社会復帰支援として、デイ・ア修了者の集いや就労ミーティング、社会復帰支援研修会、ピアサポート講演会、ピアサポート講座および修了生の集い、WRAP（元気回復行動プラン）集中クラス、就労支援ネットワーク連絡会を実施している。

ク 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

目 的 ：精神障害者保健福祉手帳等級判定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を専門的、かつ公正に行う。

内 容 ：精神障害者保健福祉手帳等級判定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定。

ケ 精神医療審査会

目 的 ：精神科病院に入院中の者の人権を擁護し、精神科病院における適正な医療及び保護を確保する。

内 容 ：精神科病院に入院中の者からの退院請求及び処遇改善請求の受付・審査、精神科病院からの報告書類の審査。

（２０）障がい児療育相談事業（子ども発達支援センター）

障がい又は障がいの疑いのある子どもが個々の発達に応じた適切な支援を受けることで自分らしく成長し、保護者の子育てに対する不安や悩みを軽減するために、医師をはじめ心理相談員、言語聴覚士等の専門職による相談、診察、検査、初期支援等を行う。

開 所 平成２０年４月１日

所 在 地 中央区大江５丁目１番１号 ウェルパルクまもと２Ｆ

・相談支援延べ数

（単位 件）

年 度 支援区分	25	26	27	28	29
電話相談	2,244	2,727	5,540	6,511	5,036
来所相談	3,914	3,427	3,906	4,010	3,818
訪問相談	230	198	253	191	223
グループ活動	403	272	281	112	26
小集団親の会支援	0	0	0	0	0
子育て安心親支援活動	347	304	340	173	313
子育てスマイル相談活動	406	546	553	433	449
合 計	7,544	7,474	10,873	11,430	9,865

6 子ども育成（子ども政策課、子ども支援課、児童相談所、保育幼稚園課）

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化するとともに子育ての困難さが増大しており、子育てや子どもの成長を社会全体で支えていくことがますます必要となっている。

そのような中、本市では、子ども達の声がひびき、子どもたちが元気にあふれ、子どもたちの笑顔が輝くような「子どもが輝くまちくまもと」づくりを基本理念に、地域の人々や団体をはじめ、事業者や関係機関等と連携を図りながら「子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進」に取り組んでいる。

さらに、子どもたちを取り巻く環境の急激な変化に伴い、児童虐待、いじめや不登校の増加、少年非行・犯罪の深刻化など様々な問題が生じており、こうした問題に対処し子どもの権利を守るため、総合的専門的な相談支援の機関として、こどもセンター（あいぱるくまもと）において、子どもに関するさまざまな相談対応の充実を図っている。また、安心して妊娠・出産ができ、子育てについての様々な問題、疑問などに対応し、不安を解消できるような体制を整備するとともに、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努めることなどによって、安心して生み育てることができる環境づくりを促進する。

また、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い、同年3月に策定した子ども・子育て支援事業計画を着実に実施し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図る。

（１）「熊本市子ども輝き未来プラン2015」

ア 計画の位置づけ

次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく第3期（前期）の計画

子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定

熊本市総合計画の個別計画として「子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進」に向けて必要な施策をとりまとめた行動計画

具 体 化 …… 熊本市総合計画

一 体 化 …… 母子保健計画、ひとり親家庭等自立促進計画、その他重点施策、
子ども・子育て支援事業計画

調和・連携 …… 熊本市教育振興基本計画、熊本市男女共同参画基本計画、
熊本市地域福祉計画、第2次健康くまもと21基本計画、熊本市障がい者プラン など

イ 計画期間

平成27年度～31年度

ウ 計画の特徴

①第2期（後期）計画（平成22年度～平成26年度）の重点施策等を取り込みつつ、「子どもが輝くまちくまもとづくり」に取り組む。

②子育て支援策の総合化

子育て支援（親育ち支援） 安心して子どもを産み育てられる子育て家庭への支援
 子ども支援（子育て支援） 子どもの健やかな成長と人間性の育成・自立支援
 社会的支援（環境整備） 子どもが育つ安心の環境づくり
 未来へ向けた支援 「結婚・妊娠・出産・子育て」の切れ目のない少子化対策

③策定過程における市民参加に配慮したこと

ニーズ調査（子ども・子育て支援事業計画） 対象者15,000人（回収率56.2%）
 熊本市子ども・子育て会議での審議（※（2）子ども・子育て支援新制度参照）
 計画素案に関する意見公募の実施

エ 策定の経過

平成25年度 5月 熊本市子ども・子育て会議の設置（※（2）子ども・子育て支援新制度参照）
 11月～12月 ニーズ調査
 平成26年度 4月～11月 量の見込み・確保方策、計画審議
 12月～1月 パブリックコメント
 3月 計画決定

（2）子ども・子育て支援新制度

ア 審議会の設置・運営

平成24年8月、認定こども園制度の改善、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設を行い、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とした「子ども・子育て支援法」等が成立・公布された。

同法においては、子ども・子育て支援施策の推進や保育所等の利用定員の設定等に関する意見聴取のため、審議会その他合議制の機関を置くよう努めることとされたため、平成25年4月に「熊本市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援サービスに関する量の見込み・確保方策を定めた「子ども・子育て支援事業計画」について審議し、27年3月に計画を決定した。平成29年4月からは、「熊本市子ども・子育て会議」の機能を「熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」に統合し、事業計画の進捗状況の確認を行っている。

○組織

委員は、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等10人で構成（委員の任期は3年）

○審議事項

子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の策定や内容の見直し、保育所等の施設の定員設定のあり方等）に関する調査・審議

イ 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、国の定める基本指針に即して5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとされた。

この計画策定のため、平成25年度は、子ども・子育て支援サービスに関する需要の把握を行い、それに基づく需要見込みの分析等を行った。平成26年度はサービス供給量の確保方策等について検討し、平成27年3月に計画を決定した。

平成27年度からは、計画に基づき事業を実施しているが、2年が経過し、本計画における需要の見込みや供給量の確保方策と実績値に乖離が生じている事業等について、中間年である平成29年度に計画の見直しを行った。

(3) エンゼル基金

〈目的・事業内容〉

次代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つ環境づくりを目的とする。

子育て支援活動や就学前児童の健全育成活動等を行っている団体や個人に対して活動助成を行う。

〈実績〉

平成6年度、基金創設（基金額3億円）。

平成30年3月末の基金現在高 361,401千円

基金の運用益による助成は平成7年度から実施。

項目 \ 年度	25	26	27	28	29
助成件数	30	31	27	20	20
助成金額（千円）	2,250	2,344	2,225	1,095	1,393

(4) 子育て支援事業

ア 子育て短期支援事業

〈目的・事業内容〉

保護者が疾病や仕事等の理由で児童の養育が一時的に困難となった場合又は、緊急一時的に母子の保護が必要な場合に、児童福祉施設等において、養育・保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る制度。

① ショートステイ事業

〈事業内容〉

保護者が疾病や仕事等の理由で児童の養育が一時的に困難となった場合又は、緊急一時的に母子の保護が必要な場合に、児童福祉施設等において、養育・保護する制度。利用期間は原則7日以内。

〈実績〉

項目 \ 年度	25	26	27	28	29
利用者数（実人員）	102	105	120	83	91
延べ利用日数	929	864	1,159	601	734

② トワイライトステイ事業

〈事業内容〉

保護者が、仕事等の理由によって平日の帰宅が夜間になる場合や休日に不在の場合に、その児童を児童福祉施設で預かる制度。

〈実績〉

項目 \ 年度	25	26	27	28	29
利用者数（実人員）	27	20	30	19	16
延べ利用日数	50	98	69	32	41

イ 病児・病後児保育事業（子ども支援課）

〈目的・事業内容〉

熊本市及び近隣連携自治体在住（宇城市・合志市・菊陽町・西原村・嘉島町・玉東町・高森町・大津町）の小学校3年生までの病気の回復期に至らない場合で、入院治療を必要とせず、当面の症状の急変が認められない児童、又は病気の回復期で集団生活が困難な児童を専用の施設で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童福祉の向上を図る。

預かる制度。利用期間は原則7日以内。

〈実 績〉

年度	25	26	27	28	29
項目					
実施施設数	8	8	8	8	8
延べ利用者数	5,546	5,698	6,104	6,177	6,561

ウ 産後ホームヘルプサービス事業（子ども政策課）

〈目的・事業内容〉

出産後の体調不良等や多胎出産で、家事や育児を行うことが困難な家庭にホームヘルパーを派遣して母親や乳児の身のまわりの世話や育児等を行うことにより、育児不安や育児・家事の負担を軽減し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

〈実 績〉

年度	25	26	27	28	29
項目					
利用者数（実人員）	93	116	128	103	108
延べ利用回数	1,310	1,209	1,209	996	1,083

エ ファミリー・サポート・センター＜熊本＞事業（子ども支援課）

〈目的・事業内容〉

ファミリー・サポート・センター＜熊本＞は、子どもを預けたい方（依頼会員）と預かりたい方（協力会員）とで作られる会員組織で、仕事と子育ての両立を支援する地域における子育ての相互援助活動で、子どもを持つすべての親が安心して子育てのできる環境づくりを図る。

〈実 績〉

年 度	25	26	27	28	29
会員数（人）	2,809	3,278	3,129	3,105	3,115
活動件数（件）	5,467	5,570 （うち病児84件）	6,089 （うち病児43件）	4,704 （うち病児62件）	4,173 （うち病児35件）

オ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（子ども政策課）

〈目的・事業内容〉

生後４か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育についての相談・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切な対応に結びつけることにより、子育ての孤立化を防ぐとともに健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とする。

平成２２年１月より、これまでの訪問支援（直営・委託）に加え、赤ちゃん訪問支援員（民生委員等）による訪問を開始し、「こんにちは赤ちゃん事業」として実施している。

〈実績〉

年度	対象 件数	訪問件数				訪問率
		地域支援員 (民生委員)	育児支援 (直営)	育児支援 (委託)	合計	
25	7,131	2,447	2,023	2,013	6,483	90.9
26	7,039	2,565	1,885	1,984	6,434	91.4
27	7,062	2,672	1,638	2,153	6,463	91.5
28	6,775	2,663	1,584	1,961	6,208	91.6
29	6,837	2,719	1,530	1,906	6,155	90.0

※訪問件数について、生後４か月未満になるまでに訪問を行った件数

（５）乳幼児ママ・パパ教室事業（子ども支援課）

乳幼児を持つ保護者に、子どもの心身の成長、しつけ、親子のふれあい等についての学習機会を提供するため「出前講座」を実施し、子どもの健全な育成を図るとともに子育て支援情報を提供するものである。

（平成２６年度実績）	２３６回	講師派遣
（平成２７年度実績）	２３２回	講師派遣
（平成２８年度実績）	１９６回	講師派遣
（平成２９年度実績）	２０１回	講師派遣

また、平成２７年度より紙媒体でのマップ配布に代えてウェブサイト上で情報提供を行うこととし、平成２８年３月に新たに開設した「熊本市 結婚・子育て応援サイト」内の「親子にやさしいお出かけマップ」に子育て支援施設を掲載し、情報提供を行っている。

（平成２７年度より）	紙媒体（マップ）→ウェブサイト上にて情報提供
	ウェブサイト掲載場所
	「熊本市 結婚・子育て応援サイト」内
	「親子にやさしいお出かけマップ」

（６）地域子育て支援拠点事業（子ども支援課）

ア 地域子育て支援センター事業

〈目的・事業内容〉

地域全体で子育てを支援することを目的とし、地域における子育て支援の中心的施設として、その支援に関する情報提供や交流の場の提供を行う。子育て家庭の育児不安等についての相談・指導及び子育てサークル等の活動を支援する。

〈実績〉

年 度	設置箇所数		延べ利用者数
	公立	私立	
25	10	10	111,901
26	10	10	107,038
27	10	10	102,214
28	10	10	96,354
29	10	10	80,625

イ 街なか子育てひろば事業

〈目的・事業内容〉

子育て中の親子が気軽につどい、相談や交流ができる場として、公共交通機関でのアクセス性が高い中心市街地の熊本市現代美術館内に、土日祝日も利用できる地域子育て支援拠点施設を設置することにより、利便性の向上を図る。

〈実績〉

年 度	延べ利用者数	備考
26	15,840	※H26年6月開設
27	21,896	
28	26,880	
29	20,661	

ウ 夢もやい館内「つどいの広場」、植木健康福祉センターかがやき館内「つどいの広場」 …別掲

（７）子ども医療費助成(子ども支援課)

対象年齢 0歳～中学3年生までの児童（所得制限なし）

※平成30年12月以降、自己負担額の見直し。

助成内容 保険診療による医療費（薬剤費含む）の一部負担金を助成。

ただし、3歳～小学3年生までの医科外来、調剤、5歳児～小学3年生までの歯科外来については、一医療機関につき700円／月、小学4年生～中学3年生までの医科外来、歯科外来、調剤については、一医療機関につき1200円／月までは自己負担。

※平成30年12月以降、小学4年生～小学6年生までの医科外来、歯科外来、調剤の自己負担は、700円とする。

実施状況 件 数 1, 0 7 1, 0 4 2 件（平成28年度）

1, 0 7 5, 3 2 8 件（平成29年度）

助成額 1, 7 1 9, 5 4 6 千円（平成28年度）

1, 7 0 8, 5 3 3 千円（平成29年度）

（８）特定不妊治療費助成事業（子ども政策課）

〈目的・事業内容〉

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については１回の治療費が高額であり、その経済的負担を軽減するために費用の一部を助成する。（平成１６年度開始）

- ・ １回 ７万 ５千円または １５万円まで。（初回治療のみ ３０万円まで）
- ・ 妻の年齢による。通算助成制限あり。
- ・ 男性不妊治療費が １回につき １５万円まで。

〈実 績〉

年度	助成件数	助成額（千円）
25	916	114,885
26	977	123,294
27	905	119,728
28	719	120,826
29	834	140,423

（９）児童手当給付事業（子ども支援課）

〈内 容〉

中学校終了前の子どもを監護し、かつ生計を同じくするか、生計を維持する養育者に対して児童手当を支給する。

- | | |
|--------------------------|------------|
| ０歳～３歳未満、３歳～小学校修了前（第３子以降） | 月額 １５，０００円 |
| ３歳～小学校修了前（第１子、第２子）、中学生 | 月額 １０，０００円 |

（１０）母子医療給付状況（子ども政策課）

年度 区分		25	26	27	28	29
養育医療給付事業	実 人 員	403	351	441	377	405
	延 日 数	14,336	14,299	14,619	12,202	12,485
妊 娠 中 毒 症 等 療 養 援 護 事 業	実 人 員	0	0	－	－	－
	延 日 数	0	0	－	－	－
自立支援医療 （育成医療）事業	実 人 員	335	331	330	295	345
	延 日 数	5,573	6,423	5,467	4,473	3,975
小児慢性特定疾病 医 療 支 援 事 業	実 人 員	761	720	842	766	802
	延 日 数	23,433	22,662	26,729	27,067	29,346
療育医療給付事業	実 人 員	0	0	0	0	0
	延 日 数	0	0	0	0	0
特定不妊治療費助成事業	助 成 件 数	916	977	905	719	834

(1 1) 母子健康診査及び子育て相談指導事業

母子保健法及び児童福祉法に基づき、母性並びに乳幼児、児童の健康の保持・増進を図るため、保健指導や各種健康診査などを実施している。なお、妊娠中の健康管理の充実及び経済的な負担軽減を図るため、平成 21 年度より妊婦健康診査の公費負担回数を 5 回から 1 4 回へ拡大した。

ア 保健指導状況

(単位 人)

区分 \ 年度		25	26	27	28	29
妊娠の届出受理数		7,408	7,442	7,356	6,965	7,146
保健指導 (健康相談)	妊 婦	8,491	8,491	8,447	7,701	8,161
	産 婦	803	803	881	658	555
	乳 児	6,354	6,354	6,378	5,225	5,992
	幼 児	8,980	8,980	8,926	7,319	8,028
	思 春 期	120	120	217	128	224
	そ の 他	1,278	1,278	1452	1,249	830
健康教育	思 春 期	4,128	4,128	4,633	4,372	3,889
	両 (母) 親学級	713	713	656	631	95
	育児学級 (乳児期)	10,859	10,859	11,754	9,376	7,441
	育児学級 (幼児期)	10,975	10,975	11,123	9,021	7,149
	そ の 他	12,877	12,877	11,442	8,505	7,856
訪問指導	妊 婦	188	188	185	166	184
	産 婦	4,906	4,906	4,985	4,525	4,381
	新 生 児	186	186	280	275	301
	未 熟 児	579	579	580	432	418
	乳 児	4,719	4,719	4,802	4,510	4,305
	幼 児	2,133	2,133	2,056	1,800	1,858
	そ の 他	730	730	728	795	747

健
福

イ 健康診査状況

(単位 人)

区分 \ 年度			25	26	27	28	29
医療機関委託分	妊 婦	一 般	87,406	87,702	86,729	81,648	83,691
		精 密	1,348	2,045	2,031	1,845	1,491
		B型肝炎	7,258	7,344	7,193	6,864	7,093
		歯 科	974	1,126	1,154	1,205	1,291
	3か月児	一 般	6,447	6,398	6,928	6,646	6,594
	7か月児	一 般	6,261	6,311	6,747	6,637	6,365
各区保健子ども課	妊 婦	歯 科	3,503	3,457	3,330	3,034	3,151
	3か月児	一 般	491	468	—	—	—
	7か月児	一 般	282	219	—	—	—
	1歳6か月児	一 般	6,914	6,846	6,880	6,841	6,631
		歯 科	6,913	6,844	6,878	6,837	6,629
		精 密	168	165	123	164	181
	3歳児	一 般	6,705	6,824	6,747	6,718	6,638
		歯 科	6,704	6,820	6,745	6,716	6,635
		精 密	720	835	611	1,110	1,314

(12) 子ども・若者総合相談センター

〈目的・事業内容〉

平成26年4月より、子ども・若者育成支援推進法第13条に基づき、「子ども・若者総合相談センター」を開設。24時間年中無休での電話相談体制、その他メールや面接等により、子ども・若者に関するあらゆる相談に応じ、情報の提供及び助言を行い緊急・困難なケースを関係機関と連携し早期支援に繋いでいる。

また、閉庁時（平日18時以降、夜間・休日等）には、児童相談所の虐待通告等の電話受付も行っている。

さらに、平成28年度より妊娠に関する悩み相談事業を子ども支援課より引継ぎ相談を受け付けている。

所在地 中央区大江5丁目1番1号 ウェルパルクまもと2階

面接相談 平日 月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分

電話相談 24時間年中無休受付

メール相談 24時間受付（返信時間：平日 月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分）

FAX相談 24時間受付（返信時間：平日 月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分）

非行問題についての相談 毎週月曜日～金曜日 午後10時から午後4時（祝日及び年末年始除く、要予約）

不登校問題についての相談 毎週月曜日 午前10時から午後12時、午後1時から午後3時

（祝日及び年末年始除く、要予約）

〈実績〉

① 総相談実件数

（単位 件）

年 度	電話	面接	メール	FAX	合計
26	4,910	123	364	1	5,398
27	5,926	216	479	2	6,623
28	6,307	120	440	0	6,867
29	6,045	151	605	0	6,801

総相談実件数は6,801件、平成28年度より66件減ったものの、ほぼ横ばい。

内、閉庁時（17時15分以降）の相談件数は、4,903件で全体の72%。

② 相談対象者別の実件数

（単位 件）

年 度	乳幼児	小学生	中学生	高校生	その他の 10代	20歳以上	不明	合計
26	683	887	850	408	80	1,665	825	5,398
27	476	872	709	835	356	1,967	1,408	6,623
28	388	609	614	557	499	2,700	1,500	6,867
29	437	685	622	561	622	2,609	1,265	6,801

③ 主な相談内容延べ件数

（単位 件）

年 度	学校関係 (いじめ、 不登校、ネット やスマホ 関連含む)	家庭・ 保護者間 の人間 関係	発達障がい ・健康	育児 (非行・ 暴力・ ひきこもり 含む)	就労・ 職場・ 将来不安	性・異性 ・DV相談	虐待・ 虐待通告	関連情報 その他	合計
26	1,691	1,616	1,293	1,109	717	266	208	1,763	8,663
27	1,268	2,578	1,619	1,629	1,569	405	181	990	10,239
28	1,890	2,732	1,452	1,290	1,380	757	173	2,765	12,439
29	1,902	2,617	1,665	1,290	1,680	723	205	2,304	12,386

（１３）要保護児童対策

〈目的・事業内容〉

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等に対する適切な支援を行うため、平成１８年６月児童福祉法に基づく「熊本市要保護児童対策地域協議会」を設置（平成２９年度当初における構成機関：４７機関）した。要保護児童対策として、平成２４年度に政令市移行に伴う組織改編により、各区毎に実務者会議（児童虐待防止連絡会議）を行うと共に、区進行管理会議を新設するなど区役所を含めた運営体制の見直しを行った。

児童虐待相談員を各区役所保健子ども課に配置し、平成２９年度より区へのスーパーバイザーを２名へ増員し、相談機能の充実、児童虐待対応機能の強化、育児不安を抱える家庭への支援強化に努めているほか、夜間や休日など各相談機関の閉庁時間に子どもに関するあらゆる電話相談へ対応する体制を整備するとともに、児童虐待防止に関する広報・啓発を行う「オレンジリボンキャンペーン」等の取り組みを行っている。平成２４年度からはオレンジリボンキャンペーンの一環として、「くまもと市オレンジリボンサポーター養成講習会」を開催した。（平成２５年度１６回、平成２６年度４１回、平成２７年度２０回、平成２８年度１６回、平成２９年度２０回）

また、児童虐待の予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで一貫した体制を整えるため、平成２２年４月に熊本市児童相談所を開設し、平成２４年４月には児童相談所、教育相談室及び障がい者福祉相談所各機能を有する「熊本市こどもセンターあいぱる くまもと」を開設した。

〈実 績〉

年 度	児童虐待 相談受付件数（件）	実務者会議 （児童虐待防止 連絡会議） 開催回数（回）	オレンジリボン サポーター（人）	親育ち支援事業 開催回数（回）
25	188	10	625	42
26	269	10	1,556	32
27	258	7	963	26
28	204	4	222	8
29	230	5	567	－

(1 4) 児童相談所

設 置	平成 2 2 年 4 月 1 日
所 在 地	中央区大江 5 丁目 1 番 5 0 号 熊本市こどもセンター「あいばる くまもと」 3 F
目 的	子どもたちの健やかな育ちを応援するために、相談内容によって児童福祉司や児童心理司、医師などの専門スタッフが問題の解決に向けて一緒に考え、必要な支援を行う。
事 業 内 容	・ 児童に関する専門的な知識及び技術を要する相談 ・ 児童等に対する調査、社会診断、心理診断及び医学診断並びに指導 ・ 児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・里親等への措置 ・ 里親の登録等 ・ 児童措置費負担金の認定 ・ 障害児施設給付費等の支給決定 ・ 児童の療育手帳に係る判定

児童相談対応件数

(単位 件)

相談種別		平成 25 年度 対応件数	平成 26 年度 対応件数	平成 27 年度 対応件数	平成 28 年度 対応件数	平成 29 年度 対応件数
養護相談	児童虐待相談	359	485	604	570	703
	その他の養護相談	385	395	421	493	471
障害等相談		628	642	695	668	644
	療育手帳判定件数	592	625	654	611	592
非行相談		87	124	106	111	71
育成相談	性格行動相談	117	123	123	282	156
	不登校相談	68	62	60	63	52
	適性相談	5	1	0	1	0
	育児・しつけ相談	10	24	24	17	51
その他の相談		28	134	170	79	124
計		1,684	1,990	2,203	2,284	2,272

(15) ひとり親家庭支援事業

ア 母子・父子自立支援員の設置

母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭及び父子家庭の自立のための相談指導及び母子父子寡婦福祉資金貸付事業等に関する業務を行っている。

イ ひとり親家庭等医療費助成

対 象 者 市に住所を有する母子家庭の母と児童及び父子家庭の父と児童または父母のいない児童
所 得 制 限 児童扶養手当の所得制限に準じる
実 施 状 況 件 数 60,831件
経 費 265,982千円 (平成29年度)

ウ 児童扶養手当

児童扶養手当受給世帯数

(平30.3.31現在)

	離婚世帯	死別世帯	未婚世帯	障がい世帯	遺棄世帯	その他の世帯	計
世 帯	6,137	53	964	28	16	414	7,612

エ 母子家庭等自立支援給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父の知識及び技能の習得を容易にするため、給付事業(母子家庭等自立支援教育訓練給付・母子家庭等高等職業訓練促進給付)を行っている。

(平成29年度実績) 母子家庭等自立支援教育訓練給付 7人
母子家庭等高等職業訓練促進給付 67人

オ 母子家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭及び寡婦の方の自立と生活の安定を図るため、生活・住宅・養育・教育や身の上等の家庭一般相談、介護・医療相談、法律相談や就業等の各種相談に応じる。また、就業に必要な技能習得講座、教養講座等を開催し、講演会やレクリエーションを企画・開催する。

(平成30年度 事業開始)

(16) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子父子寡婦福祉資金特別会計を設置し、母子家庭等の経済的自立を促進するため、各種資金の貸付事務を行っている。

(平成29年度実績) 223件 118,382千円

(17) 施設

ア 助産施設（子ども政策課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員 (床)
熊本市市民病院	熊本市	高田 明	東区湖東1丁目1番60号	平18. 1	10
慈恵病院	医療法人	蓮田 太二	西区島崎6丁目1番27号	平18. 4	2
熊本赤十字病院	日本赤十字社	平田 稔彦	東区長嶺南2丁目1番1号	〃	1
福田病院	医療法人社団	福田 稠	中央区新町2丁目2番6号	〃	2

イ 母子生活支援施設（子ども政策課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員 (世帯)
はばたきホーム	社会福祉法人	嶋村 聖子	中央区壺川2丁目1番57号	昭23. 10	20
きらきら星レジデンス	〃	奥村 朝子	東区尾ノ上4丁目11-60	平24. 4	25

ウ 乳児院（子ども政策課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
熊本乳児院	社会福祉法人	傘 正 治	中央区本荘2丁目3番8号	昭22. 12	30
慈愛園乳児ホーム	〃	潮谷 佳男	中央区神水1丁目14番1号	昭25. 4	15

エ 児童養護施設（子ども政策課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
慈愛園子供ホーム	社会福祉法人	緒方 健一	中央区神水1丁目14番1号	昭27. 4	64
菊水学園	〃	松本孝一郎	中央区渡鹿5丁目9番12号	昭25. 10	65
藤崎台童園	〃	北村 直登	中央区古京町3番5号	昭24. 3	54
龍山学苑	〃	上村 宏 洩	北区龍田6丁目3番60号	昭23. 10	50

オ 福祉型障害児入所施設（障がい保健福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
愛育学園	社会福祉法人	小澤 豪	北区清水新地1丁目3番1号	昭38. 12	80
大江学園	〃	塘林 文明	東区渡鹿8丁目16番46号	昭40. 6	70
熊本ライトハウス	〃	潮谷 義子	東区新生1丁目23番11号	昭28. 7	20（盲児・ろう あ児）

カ 児童発達支援センター（障がい保健福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
熊本県ひばり園	社会福祉法人	丸内 春美	東区長嶺南2丁目3番2号	昭56. 4	20
済生会なでしこ園	〃	勝本 映美	南区白藤3丁目2番71号	平16. 4	30
三 気 の 家	〃	田之上あかね	北区室園町20番40号	平 6. 4	24

キ 医療型障害児入所施設（障がい保健福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
くまもと江津湖療育医療センター	社会福祉法人	興 梶 ひ で	東区画図町大字重富575番地	平6. 10	116

ク 児童自立支援施設（子ども政策課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
清 水 が 丘 学 園	熊本県	川西 秀明	北区打越町38番1号	明42. 4	50

ケ 婦人相談所（保護管理援護課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員 (世帯)
熊本県女性相談センター	熊本県	谷口 誠	東区長嶺南2丁目3番3号	昭32. 8	—

（ 1 8 ） 児童館

児童館は、自由な遊びの中の集团的・個人的指導を通じ、幼児や児童の創造性や社会性の育成を図っている。また、子育て家庭を支援するため、子育て情報や情報交換の場の提供を行っている。現在、西原公園、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、南部、花園、西部、城南児童館の11児童館と民間の桜ヶ丘児童館がある。

名 称	ア 西原公園児童館	イ 城南児童館
所 在 地	中央区九品寺4丁目24番4号	南区内城南町舞原451番地9
開設年月日	昭和53年8月1日	平成26年3月1日
構 造	鉄筋3階建	木造・平屋建て
敷地面積	6,386㎡（西原公園面積）	4,492.50㎡
建物面積	320.86㎡（昭和56年度増築）	393.47㎡（児童館部分のみ）
着 工	昭和53年1月4日	平成24年12月26日
完 工	昭和53年7月11日	平成25年12月13日
建設費	52,585千円	115,603千円

※東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、南部、花園、西部の各児童館の施設概要については、複合施設のため、まちづくりセンターの項に一括記載

(19) 子ども文化会館

設 置 主 体	熊本市
管 理 運 営	(一財)熊本市社会教育振興事業団 (平成 23 年度より指定管理者)
所 在 地	中央区新町 1 丁目 3 番 1 1 号
規 模 ・ 構 造	地下 1 階、地上 5 階、塔屋 1 層の鉄筋コンクリート造
延 床 面 積	5, 7 0 8. 1 8 m ²
供 用 開 始	平成 7 年 3 月 2 6 日
建 設 費	2, 7 9 3, 8 9 8 千円
施 設 の 概 要	地下 1 階 駐車場 (4 台)、駐輪場 (9 0 台)、警備室等 地上 1 階 エントランスホール、情報提供コーナー、事務室、養護室 2 階 やすらぎの部屋 (4 室)、会議室 (2 室)、相談コーナー (3 室) 等 3 階 創作室、プレイルーム、パソコンルーム、談話コーナー、授乳室 4 階 多目的ホール (2 2 8 席)、わんぱく広場 5 階 多目的ホール上層部
開 館 時 間	午前 9 時～午後 5 時 (ただし、ホール・会議室は有料での利用は午後 8 時 3 0 分まで)

主な特別事業例

(平成29年度)

特別事業名	内 容
ジャンボこいのぼりづくり	来館者の描いたうろこを巨大こいのぼりに貼り、エントランスに飾る
中学生の乳幼児ふれあい体験事業	命の大切さや子育ての大変さを感じるため、中学生が絵本の読み聞かせや遊びを通して乳幼児とふれあう
節分豆まき	子どもボランティアの劇や、みんなで豆まきを楽しむなど、異年齢の交流の場(機会)を提供
僕の夢、私の夢体験事業	3つの小学校の児童が、一年間をかけてそれぞれの「夢」の実現に向けて活動し、達成までの過程や成果を発表
こどぶん誕生祭	当館の設立日を記念して春休み期間中に実施するイベント(親子ふれあい活動、ふれあいコンサートなど)

利用状況(延べ利用者数)

(単位 人)

年度 区分	25	26	27	28	29
子ども	197,083	203,390	201,830	146,745	187,705
大人	146,208	147,519	147,366	105,826	135,549
合計	343,291	350,909	349,196	252,571	323,254

（２０）公立保育所管理運営及び私立保育所等運営支援事業

「子ども・子育て支援新制度」の施行により、幼保連携型認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）を実施。

また、子どもの年齢や家庭の状況に応じ３つの区分（１号認定（教育標準時間）、２号、３号認定（保育標準・短時間））に分けて支給認定及び利用調整を行う。

ア 幼稚園及び認定こども園入所状況（１号認定）（市外委託分除く）

（平30.4.1現在）

区 分	施設数	定 員	年 齢 別 入 所 児 童 数						
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
公立（幼稚園のみ）	6	856				88	107	154	349
私立（幼稚園、幼保連携型認定こども園）	77	5,299				1,299	1,385	1,461	4,145
計	83	6,155				1,387	1,492	1,615	4,494

イ 保育所等入所状況（２号、３号認定）（市外委託分除く）

（平30.4.1現在）

年度	公 立 別	定 員	入所児童数	入所率（％）	待機児童数
26	公 立	1,985	2,032	102.3	28
	私 立	14,030	15,010	107.0	291
	計	16,015	17,042	106.4	319
27	公 立	1,865	1,856	99.5	66
	私 立	16,205	16,418	101.3	327
	計	18,070	18,274	101.0	393
28	公 立	1,805	1,797	99.5	0
	私 立	17,759	17,649	99.3	0
	計	19,564	19,446	99.3	0
29	公 立	1,805	1,815	100.5	0
	私 立	18,161	18,515	101.9	0
	計	19,966	20,330	101.8	0
30	公 立	1,805	1,764	97.7	0
	私 立	18,656	19,012	101.9	0
	計	20,461	20,776	101.5	0

※入所率（％）＝入所児童数÷定員×100 ※受託児童を含む ※事業所内保育の従業員枠を除く

ウ 年齢別保育所等入所状況（２号、３号認定）

（平30.4.1現在）

区 分	保育所等数	定 員	年 齢 別 入 所 児 童 数					
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
公 立	19	1,805	91	248	313	357	378	377
私 立	242	18,656	1,326	3,425	3,716	3,537	3,578	3,430
計	261	20,461	1,417	3,673	4,029	3,894	3,956	3,807

エ 保育所等

公 立

（平30.4.1現在）

施 設 名	2・3号 定員	職 員 数			所 在 地	施 設 名	2・3号 定員	職 員 数			所 在 地
		保育士	その他	計				保育士	その他	計	
1 城東保育園	130	15	2	17	中央区九品寺1丁目13-20	12 幸田保育園	90	8	2	10	南区良町2丁目5-1
2 白山 "	90	9	2	11	中央区白山2丁目12-3	13 麻生田 "	100	12	2	14	北区麻生田4丁目10-23
3 本荘 "	130	14	2	16	中央区本荘6丁目16-24	14 菱形 "	80	8	2	10	北区植木町上古閑62-2
4 横手 "	100	11	2	13	中央区横手2丁目1-11	15 山本 "	70	8	2	10	北区植木町清水1067-3
5 京塚 "	110	11	2	13	東区尾ノ上3丁目13-26	16 田底 "	90	9	2	11	北区植木町正清508
6 健軍 "	110	10	2	12	東区健軍2丁目12-17	17 豊田 "	120	10	2	12	北区植木町豊田565
7 京町台 "	100	11	2	13	西区池田1丁目2-1	18 清水 "	90	9	2	11	北区清水本町13-7
8 池上 "	90	9	2	11	西区池上町1226-1	19 西里 "	110	10	2	12	北区硯川町1133
9 中島 "	45	9	2	11	西区沖新町675	計 19カ所	1,805	189	38	227	
10 小島 "	60	6	2	8	西区小島7丁目6-7						
11 春日 "	90	10	2	12	西区春日3丁目11-1						

私立保育園

(平30.4.1現在)

施設名	2・3号定員	所在地	施設名	2・3号定員	所在地
1 第二画図保育園	90	中央区出水8丁目43-5	51 若葉幼愛園	70	西区上代1丁目11-2
2 出水南保育園	90	中央区出水6丁目15-21	52 たちばな保育園	75	西区河内町河内2192
3 ひかり幼児園	90	中央区大江2丁目3-2	53 河内からたち保育園	40	西区河内町河内2946
4 黒髪乳児保育園	60	中央区黒髪2丁目36-33	54 白羊保育園	90	西区島崎3丁目20-34
5 黒髪幼愛園	200	中央区黒髪2丁目9-20	55 美心幼愛園	70	西区中島町560
6 つばみ保育園	150	中央区国府本町12-73	56 松尾保育園	70	西区西松尾町4971
7 友愛会保育園	90	中央区壺川2丁目1-57	57 すぎのこ保育園	90	西区二本木4丁目22-25
8 ひまわり保育園	60	中央区新大江1丁目7-39	58 本妙寺保育園	130	西区花園4丁目3-23
9 愛光幼児園	90	中央区新大江2丁目10-25	59 つくし保育園	70	西区花園5丁目2-11
10 熊本夜間保育園	45	中央区新市街13-19	60 螢光保育園	60	西区花園6丁目8-34
11 マリア幼愛園	90	中央区水前寺4丁目31-56	61 明星保育園	110	南区出仲間2丁目1-20
12 水前寺保育園	80	中央区水前寺公園20-5	62 海路口保育園	60	南区海路口町617
13 天使の園保育園	60	中央区渡鹿1丁目17-52	63 奥古閑保育園	45	南区奥古閑町1562-2
14 藤崎台保育園	60	中央区古京町3-5	64 上ノ郷保育園	90	南区上ノ郷1丁目10-5
15 千草保育園	120	中央区平成3丁目2-12	65 川口保育園	60	南区川口町1099-2
16 双葉保育園	90	中央区本荘2丁目3-15	66 なかよし保育園	100	南区幸田2丁目1-80
17 みのり保育園	60	中央区本荘3丁目6-19	67 熊本藤富保育園	90	南区護藤町973
18 鳳鳴保育園	90	中央区世安町393-2	68 日吉保育園	120	南区十禅寺2丁目9-1
19 第二桜ヶ丘保育園	120	中央区世安町567-3	69 和光保育園	150	南区城南町隈庄736
20 大光保育園	110	東区画図町所島755-3	70 城南慈光保育園	60	南区城南町坂野2090-1
21 第二エンゼル保育園	120	東区榎町3-10	71 小木保育園	120	南区城南町塚原994-19
22 Ai保育園尾ノ上	120	東区尾ノ上1丁目8-24	72 城南ふたば保育園	70	南区城南町丹生宮667
23 やまびこ保育園	50	東区尾ノ上2丁目25-18	73 舞原保育園	120	南区城南町舞原291-7
24 小山保育園	150	東区小山2丁目24-20	74 くすのき保育園	130	南区城南町六田475-2
25 よつば保育園	120	東区小山5丁目27-40	75 城南こばと保育園	60	南区城南町鰯瀬223
26 供合保育園	150	東区上南部3丁目18-52	76 飽田東保育園	90	南区砂原町25
27 ぎんなん保育園	90	東区京塚本町65-31	77 銭塘保育園	80	南区銭塘町976-2
28 幼育学園幼光園	90	東区健軍3丁目34-17	78 愛保育園	90	南区近見3丁目13-30
29 せきれい保育園	90	東区健軍5丁目1-11	79 旭保育園	180	南区近見6丁目11-11
30 熊本日の出保育園	120	東区桜木3丁目15-5	80 第二森下保育園	90	南区近見7丁目12-33
31 愛育保育園	60	東区桜木6丁目2-26	81 雁回まこと保育園	130	南区富合町木原1410-1
32 画図保育園	90	東区下江津2丁目2-1	82 浄法たから保育園	140	南区富合町小岩瀬686
33 帯山保育園	120	東区月出2丁目4-27	83 リリー保育園	45	南区並建町839-1
34 月出保育園	90	東区月出6丁目3-5	84 畠口みのり保育園	70	南区畠口町2137-2
35 二岡保育園	150	東区戸島3丁目11-62	85 中緑保育園	50	南区美登里町454
36 ひむき保育園	130	東区戸島7丁目9-48	86 リズム幼稚園	150	南区御幸笛田3丁目12-1
37 ながみね保育園	120	東区長嶺東5丁目1-17	87 御幸こばと保育園	120	南区御幸笛田7丁目15-30
38 広福保育園	120	東区長嶺東5丁目23-25	88 大和保育園	60	北区植木町大和37-6
39 木の実保育園	90	東区西原2丁目20-14	89 桜ヶ丘保育園	110	北区植木町滴水245-1
40 光輪保育園	90	東区沼山津4丁目8-29	90 田原児童園	80	北区植木町富志1167
41 こまどり保育園	120	東区八反田2丁目21-17	91 和幸保育園	60	北区植木町平野323-2
42 さくらぎ保育園	90	東区花立3丁目30-1	92 梶尾保育園	100	北区梶尾町288番地1
43 さくらんぼ保育園	130	東区広木町29-35	93 むつみ保育園	120	北区楠1丁目15-16
44 聖母幼愛園	90	東区南町13-3	94 きらら保育園	150	北区清水新地2丁目8-1
45 のぞみ保育園	100	東区若葉2丁目12-1	95 まんごく保育園	120	北区清水万石4丁目5-5
46 カトレア保育園	90	東区若葉6丁目13-52	96 はけみや保育園	90	北区高平3丁目35-28
47 熊本すみれ保育園	90	西区池亀町20-41	97 さつきヶ丘保育園	100	北区龍田1丁目4-30
48 報徳保育園	90	西区池田2丁目49-15	98 北部中央保育園	120	北区西梶尾町535-3
49 有明保育園	50	西区小島下町4223	99 にれのき保育園	70	北区榆木5丁目30-20
50 じんあい乳児園	50	西区春日4丁目30-11	100 あゆみ保育園	105	北区武蔵ヶ丘1丁目4-32
			100	9,575	
			公私立計119カ所	11,380	

私立認定こども園

(平30.4.1現在)

施設名	類型	1号 定員	2・3号 定員	合計 定員	所在地
1 認定こども園 帯山のぎくこども園	幼保連携型	8	90	98	中央区帯山4丁目55-17
2 きよめこども園	幼保連携型	15	105	120	中央区国府2丁目6-24
3 大江こども園	幼保連携型	15	90	105	中央区大江2丁目1-18
4 幼保連携型認定こども園 かっぱこどもえん	幼保連携型	15	190	205	中央区保田窪1丁目2-101
5 出水幼稚園	幼稚園型	150	40	190	中央区国府2-10-39
6 認定こども園 ルーテル学院幼稚園	幼保連携型	126	54	180	中央区黒髪3丁目12-16
7 幼保連携型認定こども園 シオン	幼保連携型	10	120	130	中央区新町4丁目7-35
8 認定こども園 神水幼稚園	幼保連携型	120	90	210	中央区神水1丁目14-1
9 認定こども園 帯山幼稚園	幼稚園型	190	90	280	中央区帯山4-42-16
10 認定こども園 東海大学付属かもめ幼稚園	幼保連携型	345	60	405	中央区帯山7丁目13-41
11 幼保連携型認定こども園 九州学院みどり幼稚園	幼保連携型	50	66	116	中央区大江5丁目3-36
12 第一幼稚園	幼保連携型	180	110	290	中央区坪井4丁目20-22
13 寺原保育園	幼保連携型	15	80	95	中央区坪井5丁目13-6
14 幼保連携型認定こども園 くほんじこども園	幼保連携型	15	160	175	中央区八王寺町51-35
15 幼保連携型認定こども園 とうぶ	幼保連携型	120	39	159	東区花立5丁目4-93
16 幼保連携型認定こども園 ことうだいに	幼保連携型	45	60	105	東区健軍3丁目36-14
17 やまなみ	幼保連携型	15	240	255	東区戸島西2丁目3-50
18 幼保連携型認定こども園 ことう	幼保連携型	45	60	105	東区湖東1丁目12-26
19 やまばとこども園	幼保連携型	15	100	115	東区御領2丁目12-20
20 なぎさこども園	幼保連携型	15	120	135	東区江津1丁目7-25
21 認定こども園 エンゼル保育園	幼保連携型	15	120	135	東区佐土原1丁目22-20
22 幼保連携型認定こども園ふわわ	幼保連携型	10	130	140	東区桜木1丁目11-21
23 幼保連携型認定こども園 ひばり	幼保連携型	10	120	130	東区山ノ内1丁目1-87
24 幼保連携型認定こども園 にしばる	幼保連携型	60	160	220	東区新南部3丁目3-51
25 認定こども園 めぐみ幼稚園	幼保連携型	150	90	240	東区水源2丁目2-1
26 木の葉こども園	幼保連携型	15	160	175	東区石原2丁目5-31
27 つばめこども園	幼保連携型	15	180	195	東区長嶺南7丁目7-15
28 幼保連携型認定こども園 くるみ幼稚園	幼保連携型	210	130	340	東区渡鹿8丁目1-18
29 聖母幼稚園	幼保連携型	165	75	240	東区南町13-7
30 幼保連携型認定こども園 誠櫻幼愛園	幼保連携型	9	121	130	西区春日6丁目22-1
31 芳野保育園	幼保連携型	15	90	105	西区河内町岳880
32 幼保連携型認定こども園 城山保育園	幼保連携型	15	180	195	西区上代6丁目9-1
33 城山幼稚園	幼保連携型	90	90	180	西区城山大塘1丁目21-1
34 幼保連携型認定こども園こずえ保育園	幼保連携型	15	170	185	西区新土河原1丁目7-20
35 幼保連携型認定こども園 亀の子幼稚園	幼保連携型	120	45	165	西区谷尾崎町415
36 幼保連携型認定こども園 西部音楽幼稚園	幼保連携型	150	60	210	西区中原町686
37 かおるこども園	幼保連携型	15	90	105	西区中島町2056-2
38 認定こども園 第一保育園	幼保連携型	15	160	175	南区富合町新256-1
39 そよかぜこども園	幼保連携型	9	130	139	南区南高江1丁目11-126
40 幼保連携型認定こども園 恵水幼稚園	幼保連携型	255	145	400	南区御幸笛田3-13-12

施 設 名	類 型	1号 定員	2・3号 定員	合計 定員	所 在 地
41 幼保連携型認定こども園力合さくら子ども園	幼保連携型	15	190	205	南区合志3丁目6-26
42 ゆたか幼稚園	幼稚園型	71	19	90	南区今町161-1
43 認定こども園 わかくさ幼稚園	幼稚園型	95	40	135	南区南高江7-9-36
44 幼保連携型認定こども園こじか園	幼保連携型	15	90	105	南区南高江7丁目9-30
45 仁愛保育園	幼保連携型	15	275	290	南区薄場1丁目14-10
46 幼保連携型認定こども園モロナイ保育園	幼保連携型	15	120	135	南区八分字町618
47 田迎こども園	幼保連携型	15	90	105	南区良町1丁目22-1
48 五丁こども園	幼保連携型	15	90	105	北区貢町66番地1
49 高平幼稚園	幼保連携型	129	51	180	北区高平2丁目20-32
50 ほくぶ幼稚園	幼保連携型	120	126	246	北区鹿子木町356
51 喜育こども園	幼保連携型	10	90	100	北区植木町一木43-2
52 蓮の実こども園	幼保連携型	10	90	100	北区植木町滴水41-1
53 山東こども園	幼保連携型	0	90	90	北区植木町有泉829
54 幼保連携型認定こども園 城北幼稚園	幼保連携型	280	100	380	北区清水新地2-8-2
55 第二幼稚園	幼保連携型	180	87	267	北区清水東町10-45
56 武蔵ヶ丘こども園	幼保連携型	15	150	165	北区武蔵ヶ丘5丁目15-8
57 たつだの森保育園	幼保連携型	8	132	140	北区龍田陳内3丁目38-50
58 こぐまこども園	幼保連携型	15	220	235	北区四方寄町39-1
59 力合幼稚園	幼稚園型	156	10	166	南区白藤1丁目22番7号
60 幼保連携型認定こども園 わらべ	幼保連携型	15	160	175	東区新南部2丁目2-50
61 おぜきこども園	幼保連携型	10	90	100	東区下南部2丁目2-123
62 幼保連携型認定こども園 城高保育園	幼保連携型	15	90	105	西区城山大塘2丁目1-24
63 出仲間こども園	幼保連携型	15	170	185	南区出仲間3丁目1-11
64 かわりこども園	幼保連携型	9	90	99	南区川尻5丁目4-24
65 済生会しらふじ子ども園	幼保連携型	15	160	175	南区白藤3丁目2-70
66 清水ヶ丘こども園	幼保連携型	10	90	100	北区兎谷1丁目3-82
67 幼保連携型認定こども園 たつだ保育園	幼保連携型	15	145	160	北区龍田弓削2丁目7-100
68 幼保連携型認定こども園 ひでみ保育園	幼保連携型	15	285	300	北区鶴羽田3丁目1-78
69 くすの実こども園	幼保連携型	10	120	130	北区楠4丁目3-15
私立計69カ所		4,175	7,870	12,045	

地域型保育事業所

(平30.4.1現在)

施 設 名	事業所種別	2・3号 定員	所在地
1 家庭的保育室 はぐくみ こころ	家庭的保育事業	5	中央区帯山4丁目24-23
2 家庭的保育室 はぐくみ めばえ	家庭的保育事業	5	中央区帯山4丁目27-14
3 世安・ひまわり保育園	小規模保育事業A型	19	中央区世安町361-2
4 鶴屋保育園スマイリア	保育所型事業所内保育事業	40	中央区手取本町6-1
5 わくわく家庭保育室 唐人町	家庭的保育事業	5	中央区上鍛冶屋町8-2 (湖東カレッジ唐人校内)
6 からしま保育舎 ビーかーぶー	小規模保育事業A型	19	中央区辛島町6-2 ペアレントビル2F
7 つばさ保育園	小規模保育事業A型	19	中央区大江1-11-10
8 立町・におうさん通り保育園	小規模保育事業A型	18	中央区坪井4-1-1
9 とろく保育園	小規模保育事業A型	18	中央区渡鹿5-7-6
10 とろく保育舎 ビーかーぶー	小規模保育事業A型	18	中央区渡鹿7-8-53
11 あーす保育園 保田窪	小規模保育事業A型	19	中央区保田窪1丁目9-48 保田窪1丁目事務所101号室
12 保育所 きっず・ひろば	小規模保育事業A型	16	中央区本荘6-4-1
13 ムジカ保育園	小規模保育事業A型	19	中央区本荘6-7-18
14 ぱんだ保育園	小規模保育事業A型	19	東区健軍3丁目50-20
15 わらべっ子保育園	小規模保育事業A型	19	東区新南部3丁目7-76-2
16 みんなの保育園ばれっと	小規模保育事業A型	19	東区長嶺西1丁目5-1 シュロア モール長嶺ハ棟1F
17 ながみね乳児保育園	小規模保育事業A型	19	東区長嶺東5丁目1-1
18 いなほこどもの家	小規模保育事業A型	11	東区八反田2丁目17-24
19 西方ハロー保育園	小規模型事業所内保育事業A型	19	東区東本町15-1
20 おーさあ保育園Coどおーも	小規模保育事業A型	19	東区栄町2-15
21 えぶこスマイルキッズ	小規模型事業所内保育事業A型	12	東区画図町重富568-2
22 成仁としま保育園	保育所型事業所内保育事業	35	東区戸島2-3-15
23 だい2あすなろ	小規模保育事業A型	19	東区戸島西5-5-27
24 あすなろ	小規模保育事業A型	19	東区戸島西5丁目5-18
25 第2さくら園	小規模保育事業A型	19	東区戸島西6-2-72
26 みらいとしま保育園	小規模保育事業A型	19	東区戸島本町8-8
27 ぐるんぱ保育園	小規模保育事業A型	19	東区湖東2-6-14
28 ことの家保育園	小規模保育事業A型	19	東区御領2-14-46
29 やまなみこども園 ころぼっくる	小規模保育事業A型	19	東区秋津2-6-41
30 おやまひよこ保育園1号館	小規模保育事業A型	19	東区小山2丁目404-1
31 小規模保育所 ふわにっこ	小規模保育事業A型	19	東区昭和町6-9
32 みんなの保育園 くれよん	小規模保育事業A型	19	東区長嶺西1-5-1
33 長嶺かるがも保育園	小規模保育事業A型	18	東区長嶺西1丁目6-88 ザ・クレイン106
34 広福乳児園	小規模保育事業A型	19	東区長嶺東5-23-1
35 きらきら保育園	小規模保育事業A型	12	東区長嶺東6丁目8-34
36 保育室ちようちょ くるみの森	小規模型事業所内保育事業A型	19	東区渡鹿8丁目1-70
37 えがお保育園	保育所型事業所内保育事業	40	東区東町4丁目10-1
38 秋津めばえ保育園	小規模保育事業A型	19	東区東野4-11-11
39 わくわく家庭保育室 八反田	家庭的保育事業	5	東区八反田2丁目1-75
40 ニチイキッズおのうえ保育園	小規模保育事業A型	19	東区尾ノ上3-6-2-102

施 設 名	事業所種別	2・3号 定員	所在地
41 夢ママ保育園	小規模保育事業A型	16	東区尾ノ上4-20-1-2
42 白坪・ひまわり保育園	小規模保育事業A型	19	西区田崎1-5-115
43 古町げんきの森保育園	小規模保育事業A型	18	西区二本木2-7-20
44 第二平成さくら保育園	小規模保育事業A型	19	南区江越1丁目2-10
45 みいな保育園	小規模保育事業A型	12	南区江越1丁目8-20
46 にじいろ保育園	小規模保育事業A型	19	南区近見2-16-6
47 かみのごう保育園プチ	小規模保育事業A型	19	南区近見2-2-1
48 とことこ保育園	小規模保育事業A型	19	南区近見6-19-11
49 平成さくら保育園	小規模保育事業A型	19	南区江越1丁目17-12 フローラル江越103
50 けやき通り みそら保育園	小規模保育事業A型	19	南区出仲間1-3-1
51 みらい保育園	小規模保育事業A型	19	南区城南町下宮地429-1
52 ニチイキッズ熊本すぎかみ保育園	小規模保育事業A型	19	南区城南町今吉野618
53 ハッピー保育園	小規模保育事業A型	19	南区田迎6丁目11-1
54 力合・ひまわり保育園	小規模保育事業A型	19	南区薄場町29
55 ことな保育園	小規模保育事業A型	19	南区富合町清藤383-1
56 あーす保育園力合西	小規模保育事業A型	19	南区野口3-19-46
57 麻生田げんきの森保育園	小規模保育事業A型	19	北区麻生田1丁目2-2
58 太陽の子保育園	小規模保育事業A型	19	北区麻生田4丁目2-60
59 なないろ森の保育園	保育所型事業所内保育事業	25	北区山室6-9-1
60 小さな森の保育園	小規模保育事業A型	12	北区四方寄町650-4
61 陽だまり保育園 武蔵ヶ丘園	小規模型事業所内保育事業A型	19	北区武蔵ヶ丘1丁目8-15 エクセルハイム1-B
62 保育園さくらチャイルド	小規模保育事業A型	15	北区武蔵ヶ丘5-29-1
63 陽だまり保育園 光の森園	小規模型事業所内保育事業A型	19	北区武蔵ヶ丘7-2-6
64 つばさ東保育園	小規模保育事業A型	19	東区新南部5丁目4-38
65 メイプル保育園	小規模保育事業A型	19	南区日吉2丁目1423-4
66 ニチイキッズうえき保育園	小規模保育事業A型	19	北区植木町滴水444 植木まるみビル1階
67 ドレミ保育園	小規模保育事業A型	19	東区秋津3丁目14-48
68 桜木めばえ保育園	小規模保育事業A型	19	東区桜木5丁目9番-111
69 つっぴー	小規模保育事業A型	19	東区長嶺南7丁目7-20
70 ブルービーの森	小規模保育事業A型	19	南区田迎6丁目6-40
71 チャイルドアカデミーつぼみ	小規模保育事業A型	19	中央区京町2丁目8-6
72 おやまひよこ保育園2号館	小規模保育事業A型	19	東区小山2丁目404-1
73 おやまひよこ保育園3号館	小規模保育事業A型	19	東区小山2丁目404-1
私立計73カ所		1,344	

オ 助成

助成金支出状況（平成30年度予算）

私立保育所障害児保育事業費補助金	119,900千円
熊本市保育園連盟助成金	6,072千円
私立保育所一時預かり事業費補助金	21,000千円
産休等代替職員費補助金	5,841千円
私立保育所延長保育促進事業補助金	140,000千円
認可外保育施設補助金	17,800千円

カ 認定こども園等の教育標準時間認定（1号認定）利用者負担額（保育料）（月額）

（平30.4.1現在）

階層区分		1号認定保育料
①	生活保護世帯	0円
②	市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯を含む)	3,000円
③	市民税所得割課税額 24,300円未満	7,400円
④	24,300円以上 48,600円未満	9,300円
⑤	48,600円以上 77,101円未満	10,100円
⑥	77,101円以上 211,201円未満	20,500円
⑦	211,201円以上	25,700円

キ 保育所・認定こども園等の保育認定（2号・3号認定）利用者負担額（保育料）（月額）

（平30.4.1現在）

階層区分		3号認定 （3歳未満）		2号認定 （3歳以上）	
		保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
①	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②	市民税非課税世帯	4,000円	4,000円	3,000円	3,000円
③-1	市民税所得割課税 24,300円未満	10,000円	9,900円	7,500円	7,400円
③-2	24,300円以上 48,600円未満	12,000円	11,800円	9,500円	9,300円
④-1	48,600円以上 65,000円未満	16,000円	15,700円	12,000円	11,800円
④-2	65,000円以上 81,000円未満	22,500円	22,100円	20,000円	19,700円
④-3	81,000円以上 97,000円未満	27,500円	27,100円	24,500円	24,100円
⑤-1	97,000円以上 121,000円未満	33,000円	32,500円	28,000円	27,500円
⑤-2	121,000円以上 145,000円未満	34,500円	34,000円	28,500円	28,000円
⑤-3	145,000円以上 169,000円未満	38,000円	37,400円	29,000円	28,500円
⑥-1	169,000円以上 213,000円未満	45,000円	44,300円	29,500円	29,000円
⑥-2	213,000円以上 257,000円未満	47,000円	46,200円	30,500円	30,000円
⑥-3	257,000円以上 301,000円未満	50,000円	49,200円	31,000円	30,500円
⑦-1	301,000円以上 349,000円未満	53,000円	52,200円	32,000円	31,400円
⑦-2	349,000円以上 397,000円未満	55,000円	54,100円	32,500円	31,900円
⑧	397,000円以上	58,000円	57,000円	33,000円	32,400円

(2 1) 市立幼稚園管理運営及び私立幼稚園運営支援事業

ア 幼稚園

公 立

(平30. 5. 1現在)

施 設 名	定 員	所 在 地
市立 一新	176	中央区新町1丁目10-38
〃 碩台	90	中央区南千反畑町15-23
〃 向山	125	中央区本山4丁目5-2
〃 川尻	160	西区川尻4丁目1-70
〃 隈庄	180	南区城南町宮地1009番地
〃 楠	125	北区楠3丁目6-1
計 6 ケ所	856	
国立大学法人 熊本大学 教育学部附属	145	中央区城東町5-9

私 立

(平30. 5. 1現在)

施 設 名	定 員	所 在 地
YMCA 水前寺	130	中央区出水3丁目12-1
画図	300	中央区出水 8 丁目 7-40
YMCA 熊本五福	60	中央区魚屋町1丁目1-9
熊本学園大学付属 敬愛	140	中央区大江2丁目1-61
熊本信愛女学院	250	中央区上林町2-20
王栄	170	中央区九品寺2丁目2-44
マリア	200	中央区水前寺4丁目31-56
九州音楽	180	中央区水前寺公園23-21
白山	180	中央区菅原町 6-11
坪井	80	中央区内坪井町4-19
ときわ	315	中央区本荘町689
九州音楽京塚	410	東区尾ノ上1丁目47-9
第2 さくら体育	350	東区戸島西7丁目1-12
さくら	350	東区長嶺南1丁目4-80
ちぐさ	120	西区池上町133-3
暁	90	西区島崎 5 丁目 47-41
熊本聖母愛児	90	西区島崎6丁目1-18
花陵	180	西区田崎3丁目1-52
古町	70	西区二本木4丁目4-13
熊本音楽	280	南区出仲間6丁目14-40
ルンビニー	150	南区近見2丁目7-2
植木中央	340	北区植木町舞尾544-2
大窪	160	北区大窪3丁目2-25
立田	240	北区龍田6丁目12-1
武蔵ヶ丘	330	北区武蔵ヶ丘5丁目9-16
計 25 ケ所		

イ 幼稚園就園奨励費

私立幼稚園（21園）

（平成29年決算）

補 助 条 件			区分	補助限度額 (円)	対象人数 (人)	補助実施額 (円)	対象率 (%)
通 常 世 帯	Ⅰ	生活保護世帯	第 1 子	308,000	2	517,000	0.1
			第 2 子	308,000	4	936,000	0.1
			第 3 子以降	308,000	4	886,000	0.1
	Ⅱ	市民税が非課税の世帯・市民税の所得割 が非課税の世帯	第 1 子	272,000	131	31,471,600	3.6
			第 2 子	308,000	160	39,954,200	4.4
			第 3 子以降	308,000	85	21,503,000	2.3
	Ⅲ	市町村民税所得割額が 34,500 円に (1) (2) の 合計を加えた額以下となる世帯 (1) 16 歳未満の扶養親族数×21,300 円 (2) 16 歳以上 19 歳未満の 扶養親族数×11,100 円	第 1 子	139,200	188	25,343,600	5.1
			第 2 子	223,000	184	38,552,600	5.0
			第 3 子以降	308,000	78	18,387,700	2.1
	Ⅳ	市町村民税所得割額が 171,600 円に (1) (2) の 合計を加えた額以下となる世帯 (1) 16 歳未満の扶養親族数×19,800 円 (2) 16 歳以上 19 歳未満の 扶養親族数×7,200 円	第 1 子	62,200	977	57,664,600	26.6
			第 2 子	185,000	707	124,615,100	19.2
			第 3 子以降	308,000	76	18,944,800	2.1
	Ⅴ	上記区分以外の世帯	第 1 子	—	—	—	—
			第 2 子	154,000	430	62,513,900	11.7
			第 3 子以降	308,000	48	11,685,800	1.3
ひ と り 親 世 帯 等	Ⅰ	生活保護世帯	第 1 子	308,000	0	0	0
			第 2 子	308,000	0	0	0
			第 3 子以降	308,000	0	0	0
	Ⅱ	市民税が非課税の世帯・市民税の所得割 が非課税の世帯	第 1 子	308,000	38	8,827,400	1.2
			第 2 子	308,000	17	3,970,800	0.5
			第 3 子以降	308,000	9	2,282,000	0.2
	Ⅲ	市町村民税所得割額が 34,500 円に (1) (2) の 合計を加えた額以下となる世帯 (1) 16 歳未満の扶養親族数×21,300 円 (2) 16 歳以上 19 歳未満の 扶養親族数×11,100 円	第 1 子	272,000	8	1,751,000	0.3
			第 2 子	308,000	8	1,889,400	0.2
			第 3 子以降	308,000	1	308,000	0.0
	Ⅳ	市町村民税所得割額が 171,600 円に (1) (2) の 合計を加えた額以下となる世帯 (1) 16 歳未満の扶養親族数×19,800 円 (2) 16 歳以上 19 歳未満の 扶養親族数×7,200 円	第 1 子	62,200	11	667,600	0.3
			第 2 子	185,000	7	1,295,000	0.2
			第 3 子以降	308,000	2	597,000	0.1
	Ⅴ	上記区分以外の世帯	第 1 子	—	—	—	—
			第 2 子	154,000	1	154,000	0.0
			第 3 子以降	308,000	1	308,000	0.0
合 計			園児数 (全体) 3,674 人		3,177	475,026,100	86.5

ウ 私学助成

私立幼稚園を運営する学校法人に対し、教職員の研究・研修等に係る経費を助成する。

年 度	25	26	27	28	29
決算額（千円）	47,665	47,665	31,679	24,434	18,912

7 生活衛生

食の安全・安心の確保、生活衛生の確保、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発、墓地・斎場の適正な管理及び健康危機への適切な対応など、身近な生活衛生の向上に努めている。

(1) 環境衛生関係（生活衛生課）

環境衛生については、理・美容所、クリーニング所、旅館等の生活衛生関連営業施設の衛生管理状況に関する監視指導を実施しており、特に、循環式浴槽水の普及によるレジオネラ症等の発生予防に取り組んでいる。

ア 営業施設の監視指導状況

(平成 29 年度)

	業 種	施 設 数	監 視 数	監視率 (%)
営業六法	理 容 所	675	130	19.3%
	美 容 所	1,512	482	31.9%
	クリーニング所	494	128	25.9%
	旅 館	221	16	7.2%
	興 行 場	34	11	32.4%
	公 衆 浴 場	212	65	30.7%
	計	3,148	832	26.4%
その他一般環境衛生	温 泉	122	2	1.6%
	化 製 場 等	2	1	50.0%
	墓 地	1,514	52	3.4%
	納 骨 堂	267	18	6.7%
	火 葬 場	2	-	-
	ビル管理法による 特定建築物	264	37	14.0%
	ビル管理法による 登録営業	154	32	20.8%
	遊 泳 場	33	14	42.4%

イ 熊本市ホテル等建築審査会

平成元年4月1日「熊本市ラブホテル建築規制に関する条例」が公布施行された。この条例は、『熊本市環境基本条例』の理念を具体化した実践条例であり、ラブホテル特有の外観、構造を有するホテル等の建築を規制し、市民の快適で良好な生活環境の実現と青少年の健全育成を図るものである。

目 的 ホテル等の建築に関する重要事項を調査審議する。

委 員 構 成 10人以内

市議会議員・学識経験者・関係行政機関の職員

任 期 2年

（２）生活衛生関係（生活衛生課）

健康で快適な生活環境を確保するための課題の解決に、市民が自ら取り組めるように、ダニやハチ等の住まいの衛生相談に対応するとともに、住宅の高気密化や化学物質を放散する建材等を原因としたシックハウス症候群については、要望に応じて空気環境調査（住まいの健康快適度診断）を実施している。

また、環境衛生事業所の廃止（平成 24 年 3 月 31 日）に伴い、道路、水路、公園等の公共の場所や施設における害虫等駆除や除草は、それぞれを所管する課が対応し、市民からの相談（衛生害虫の発生や空地の除草など）には区役所総務企画課が生活衛生課と連携して対応している。

ア 住まいの衛生相談状況

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
相談件数（件）	309	429	318	346	427
（うち、住まいの健康快適度診断実施数）	10	7	11	24	4

イ 出前教室実施状況

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
出前教室実施件数（件）	13	6	7	3	11
延参加人数（人）	265	192	127	73	243

ウ 生活衛生推進員セミナー開催状況

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
生活衛生推進員の登録人数（人）	40	46	27	31	113
セミナー開催数（回）	6	5	4	0	0

エ 害虫等駆除状況

- ①公共施設・道路・公園等の相談（苦情）については、それぞれの担当課へ対応を依頼している。
- ②民有地・民有家屋の所有者からの相談については、業者紹介（電話帳で本人が選択する）をしている。
- ③近隣の住民からの相談（苦情）については、民有地・民有家屋の所有者に駆除等を依頼している。
- ④地域団体（自治会・PTA 等）からの相談があった場合、地域団体での対応をお願いしている。

【実績】通学路のコガタスズメバチの巣が危険で緊急性があると判断し駆除したのが、平成 26 年度 2 件、平成 27 年度 0 件、平成 28 年度 1 件、平成 29 年度 2 件であった。また、市内でセアカゴケグモが発見され、健康被害を防止するために生息調査等（駆除：成体 5 匹、卵のう 22 個含む。）を実施し注意喚起を行った。

オ 除草指導

苦情処理状況

年度	相談を受付けた雑草地（件数）	草刈り完了実績（件数）
平成 26 年度	335	255
平成 27 年度	286	212
平成 28 年度	259	144
平成 29 年度	355	271

(3) 動物愛護センター

「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「熊本市動物の愛護及び管理に関する条例（平成24年6月1日施行）」に基づき、犬の登録・犬の捕獲・収容・返還・処分、犬・猫に関する苦情相談対応、飼い犬・飼い猫の引取り、動物取扱業の登録・監視指導、特定動物の飼養許可・監視指導等を行っている。動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を推進するために、熊本市動物愛護推進協議会と協働して動物愛護週間行事・動物愛護啓発イベント等の開催、ノラ猫対策としての地域ねこ活動を展開している。平成21年度からは、動物愛護のさらなる普及啓発を図るために、学校・幼稚園・保育園を訪問して動物ふれあい訪問教室を開催し、子どもたちが動物をおし「豊かな心」をはぐくめる支援を始めた。

ア 施設

名 称	熊本市動物愛護センター									
所 在 地	東区小山2丁目11-1									
敷 地 面 積	10,726.71㎡									
建 物 面 積	1,141.48㎡									
管 理 棟	246㎡									
収 容 施 設 棟	315.43㎡									
愛 護 棟	418.86㎡									
倉 庫	41.63㎡									
収 納 庫	27㎡									
動 物 愛 護 園	92.56㎡									
休 憩 所										
建 設 費	20,925千円									
改 築 費	150,396千円（収容施設棟） 46,440千円（管理棟） 184,527千円（愛護棟）									
建 設 年 月	昭和45年5月									
改 築 年 月	昭和58年1月（収容施設棟） 昭和61年10月（管理棟） 平成26年3月（愛護棟）									
焼 却 炉	1基									

イ 犬の登録・予防注射・捕獲処分状況

区分 年度	登録 総数	予防 接種	捕獲 保護	不要犬 引取り	計	返還	譲渡	処分 死亡	計	咬傷 事故
25	38,781	24,770	423	4	427	222	154	29	405	14
26	37,944	24,183	366	6	372	222	151	20	393	30
27	34,599	23,613	361	18	379	212	129	22	363	16
28	34,352	20,358	356	13	369	248	139	10	397	31
29	34,367	21,369	320	23	297	177	90	27	294	31

(4) 食品衛生関係

食品衛生については、「食」に関する総合的な取り組みを定めた「熊本市食の安全安心・食育推進計画」に基づき、毎年度「熊本市食品衛生監視指導計画」を策定し、食中毒予防対策や食品の安全確保に特に重点を置いた事業を展開している。平成31年度までの熊本地震からの復旧・復興のための業務見直しに伴い、監視体制はポイントを絞り、効率的・効果的に実施することとしている。そこで、平成29年度は健康危害発生リスクの高い大規模製造施設や生食用の食肉や生鮮魚介等を取り扱う施設に対して重点的に監視指導を行った。また、市民の食の安全性に関する不安や不信を払拭するため、出前講座や体験型講座を開催しリスクコミュニケーションの充実を図っている。

ア 食品衛生

① 営業施設等の監視指導状況（平成18年度から監視ポイント制へ移行）

（平成29年度）

法 許可施設数		条例 許可施設		合 計			
施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	目標ポイント	監視ポイント	達成率（％）
13,767	9,785	1,600	1,728	15,367	17,380	15,065	86.7

② 衛生教育、研修会等の実施状況

（平成29年度）

平成25年度

区 分	衛 生 教 育						研修会・講演会			合 計
	営 業 者				その他	市民	特定給食施設等向け研修会	食中毒予防講演会	HACCP普及啓発研修会	
	許可施設	給食施設関係者	食品衛生責任者養成講習会	食品衛生責任者実務講習会						
件 数	65	19	6	2	16	757	2	1	3	871
参加人数	2,279	1,148	1,116	161	557	3,698	222	63	161	9,405

③ 健康増進法に基づく特定給食施設等の指導状況

年度	区分	立入り施設数	集 団 指 導	
			件 数	延べ人数
25		132	4	423
26		110	4	293
27		114	3	323
28		45	2	187
29		73	2	222

イ 熊本市田崎市場食品衛生監視所（食品保健課）

昭和47年10月、熊本地方卸売市場（田崎市場）に流通する食品等の監視、指導を行うために設置している。鮮魚介類及び青果関係の監視を中心に定期的な早朝臨検を行い、食品の細菌や添加物、残留農薬の検査を実施している。

所 在 地 西区田崎町 380 番地 市場会館 3 階

検 査 状 況 ※（ ）は違反品数を再掲

年 度	施 設 数	食 品 の 検 査 数		
		国 産 品	輸 入 品	合 計
25	246	248 (0)	22 (0)	270 (0)
26	249	171 (1)	14 (0)	185 (1)
27	249	132 (2)	24 (1)	156 (3)
28	255	71 (0)	20 (0)	91 (0)
29	243	113 (0)	0 (0)	113 (0)

※（ ）は違反品数を再掲

（５）火葬場（健康福祉政策課）

火葬場については、熊本市斎場及び熊本市植木火葬場施設の改修工事や、熊本市斎場における指定管理者制度の導入など適正な管理運営を行っている。

ア 施 設

・熊本市斎場

所 在 地	東区戸島町７９６番地
敷 地 面 積	１３，２０９．９２㎡
建 物 面 積	斎場 建築面積 ３，９４６．７㎡、延床面積 ４，９７０．３㎡
建 設 年 月	斎場建設工期 平成９年９月１９日～平成１１年８月３１日 (供用開始①火葬棟及び待合棟平成１１年４月１日②式場棟平成１１年９月１日)
構 造	斎場 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建て一部２階建て（庭園含む）
総 事 業 費	約 ３，６６０，０００千円
型 式	台車式１５基
火葬棟の機能	①告別室（４室） ②炉前ホール ③火葬炉１５基（３基増設スペースを確保）、汚物炉１基 ④収骨室（４室） ⑤中央監視室 ⑥事務室

・熊本市植木火葬場

所 在 地	北区植木町滴水６２８番地１
敷 地 面 積	１，４４７．２８㎡
建 物 面 積	斎場 建築面積 ２２９．８㎡、延床面積 ２０５．１㎡
建 設 年 月	昭和５６年３月
構 造	（火葬棟）鉄筋折板平屋造、（待合棟）木造平屋
火 葬 炉	２基

イ 利用状況

① 火 葬

(単位 件)

区分 \ 年度		25	26	27	28	29
大 人	市内	5,968	6,264	6,406	6,748	6,552
	市外	390	401	411	516	417
小 人	市内	29	11	22	15	24
	市外	0	0	2	1	1
死 産 児	市内	161	171	153	161	151
	市外	40	47	44	39	41
改 葬 人 骨	市内	57	48	61	154	102
	市外	7	4	15	13	28
そ の 他	市内	473	472	469	394	541
	市外	80	62	76	72	54
小 計	市内	6,688	6,966	7,111	7,472	7,370
	市外	517	514	548	641	541
合 計		7,205	7,480	7,659	8,113	7,911

②熊本市斎場待合室及び式場

(単位 件)

年度		25	26	27	28	29
区分	市内	804	961	1,049	1,221	1,265
	市外	20	54	68	90	75
通 夜	市内	6	12	11	0	5
	市外	2	0	0	0	1
告 別 式	市内	22	21	31	1	19
	市外	2	2	1	1	2
通夜及び告別式	市内	81	63	74	4	38
	市外	6	7	8	2	1
小 計	市内	913	1,057	1,165	1,226	1,327
	市外	30	63	77	93	79
合 計		943	1,120	1,242	1,319	1,406

ウ 火葬場使用料（待合室及び式場は、熊本市斎場に限定）

区分	種 別	単 位	使 用 料	
			市 内 (円)	市 外 (円)
火葬場	大 人 (12歳以上)	1体	6,000	36,000
	小 人 (12歳未満)	1体	4,000	24,000
	死 産 児	1体	2,000	12,000
	改 葬 に よ る 人 骨	1体	2,000	12,000
	その他 (産汚物、4月未満の死産児又は人体の一部)	1個 (10キログラムを限度とする。)	1,000	6,000
待 合 室		1回 (2時間以内)	4,000	
式 場	通 夜	1回 (午後4時から翌日の午前9時まで)	5,000	30,000
	告 別 式	1回 (午前9時から午後3時まで)	5,000	30,000
	通夜 及び 告別式	1回 (午後4時から翌日の午後3時まで)	10,000	60,000

(6) 市営墓地及び霊堂 (健康福祉政策課)

市営墓地については、墓地需要に応えるために、返還墓地の再整備貸付を行うとともに、桃尾墓園においては平成14年度からの墓域拡張整備を平成25年度に終え、現在継続募集を実施している。

また、霊堂 (納骨堂) を含め周辺の環境整備を定期的に行い墓地景観の向上に努めている。

ア 墓地貸付状況

(貸付累計)

墓地名	総面積 (㎡)	平成27年度までの貸付状況		平成28年度までの貸付状況		平成29年度までの貸付状況	
		件 数	面 積 (㎡)	件 数	面 積 (㎡)	件 数	面 積 (㎡)
花 園 墓 地	28,057	1,890	12,558	1,876	12,457	1,869	12,414
小 峯 墓 地	28,617	1,898	11,557	1,855	11,278	1,841	11,182
立田山墓地	37,929	1,521	10,232	1,505	10,131	1,499	10,083
城 山 墓 園	54,747	1,146	7,131	1,142	7,108	1,136	7,070
清 水 墓 園	20,897	1,513	8,590	1,508	8,564	1,505	8,540
桃 尾 墓 園	268,765	8,920	43,894	8,962	44,108	9,071	44,653
浦 山 墓 園	26,407	1,232	7,890	1,220	7,818	1,216	7,788
計	465,419	18,120	101,852	18,068	101,464	18,317	101,730

イ 桃尾霊堂

所在地	東区戸島町 桃尾墓園内
敷地面積	2,000㎡
建設概要	本体 鉄筋コンクリート平屋建 501.44㎡ 納骨堂 家族納骨壇 336壇、短期納骨壇 1,200壇 管理棟 鉄筋コンクリート平屋建 39.6㎡ (事務所、休憩所、トイレ) 舍利塔 25㎡
竣工	本体工事 昭和56年3月
建設費	昭和55年度 147,180千円(設計委託料含む) 昭和56年度以降 9,300千円(管理棟、舍利塔)

ウ 使用料

(平14.4.1施行)

墓 地	種 別	使 用 料
桃 尾 墓 園	芝 生 墓 地	1 区 画 600,000円
	一 般 墓 地	1平方メートルにつき 120,000円
そ の 他 の 墓 地	一 般 墓 地	1平方メートルにつき 80,000円

桃 尾 霊 堂	期 間	使 用 料
家 族 納 骨 壇	10年	200,000円
短 期 納 骨 壇	1年	5,000円

(7) 健康危機管理(医療政策課)

平成13年4月1日に熊本市健康危機管理要綱を策定し、保健所として健康危機事案発生時に迅速に対応できるための体制づくりを行っている。

実施内容

- ・連絡会議 庁内外の関係機関31部署からの32委員で構成され、年1回の開催
- ・幹事会 庁内11関係機関及び健康危機管理担当医師の幹事により構成され、必要に応じて開催
- ・訓練 健康危機事案発生を想定し、庁内外の関係機関と連携し、訓練を年1回実施
- ・研修 関係機関の職員を対象に危機意識を認識し、かつ知識を取得するため、健康危機管理に関する専門家による研修を必要に応じて実施、また関係機関が実施する研修を案内
- ・その他 関係会議参加等

環 境

1	環境保全活動の推進	237
2	緑化推進・生物多様性の保全	242
3	水環境の保全	243
4	廃棄物の適正処理と リサイクルの推進	248
5	災害廃棄物処理事業について	255
6	し尿処理及び浄化槽の 普及促進	258
7	環境総合センター	260

1 環境保全活動の推進（環境政策課）

（１）環境保全

ア 概要

今日の環境問題は、水質汚濁、騒音、大気汚染等といった身近な生活環境の問題から、地球温暖化やそれが原因といわれる異常気象をはじめ、酸性雨、オゾン層の破壊、森林減少、砂漠化などの地球規模の問題に至るまで、複雑多様化するとともに深刻化してきている。

このような環境問題は、今日の人々の経済的、社会的な活動が原因となって引き起こされていることを考えると、市民一人ひとりが自分自身の問題として捉え、環境保全を意識し、配慮した行動をとることが不可欠である。

本市では、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくため、市民、事業者、市が一体となり、それぞれの立場に立った更なる環境保全への取り組みを推進するべく、平成7年9月に「環境保全都市宣言」を行い、その中で、市民一人ひとりが環境問題への責任と役割を自覚し、行動することを謳っている。

イ 環境基本条例の制定

昭和63年に、議会による全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる「熊本市環境基本条例」を全国に先駆け制定した。現在、地下水、緑、都市景観保全など個別に条例を制定し基本条例の理念の達成に取り組んでいる。

ウ 環境総合計画の策定

環境基本条例に規定する「市民生活における良好な環境の確保を図る」ため、平成23年3月に本市の環境行政のマスタープランとして「第3次熊本市環境総合計画」を策定した。本計画は、今日の新たな環境課題に的確に対応するとともに、「未来につなぎ、世界に誇れる環境文化都市」を目指すべき都市像として、市民・市民活動団体・事業者・市が一体となって環境の保全と創造に取り組むことを目的としたものである。また本計画は、計画期間を10年間として策定しており、平成27年度に社会情勢の変化や新たな環境問題への対応をするため、見直しを行った。

基本理念

- ①豊かな自然と文化の保全と活用
- ②環境の変化への対応と適応
- ③環境負荷の少ない社会の変化に応じた都市づくり
- ④環境と経済・社会の調和
- ⑤環境文化都市を推進するひとづくり・まちづくり

目指す都市像を実現するための環境目標

- ①豊かな水と緑をまもり生きものを育む都市をつくる
- ②くまもとの風土を活かした都市をつくる
- ③環境負荷を抑えた循環型社会をつくる
- ④地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる
- ⑤市民が快適に過ごせる生活空間をつくる

重点協働プロジェクト（環境目標達成のための共通取り組み事項）

- ・楽しみながら環境行動を実践するひとづくり（ひとづくりプロジェクト）
- ・環境と調和した活力あふれるまちづくり（まちづくりプロジェクト）

エ 環境保全行政の推進

環境総合計画に基づき、良好な環境の維持形成を目指して、具体的な施策や事業に取り組んでいる。

① 市民啓発事業

ふれあい出前講座や公民館講座での環境学習会、ごみ処理施設へのバスツアーや、親子環境探検隊などを実施している。一方で、市民に身近な温暖化対策やゴミ減量の取り組みとして、レジ袋の削減に向け、スーパーや商店街等と市民団体、本市との間で「レジ袋削減に向けた取組みに関する協定」を締結し、レジ袋の無料配布中止等を実施するとともに、環境にやさしい店「よかエコショップ」認定制度の普及拡大を図るなど、環境にやさしい消費者の育成にも取り組んでいる。

② 事業者の環境配慮促進

事業者に対しては、本市独自の簡易な環境管理システムである「熊本市事業所グリーン宣言」制度を実施するとともに、環境省が策定し、中小事業者が取り組みやすい「エコアクション21」の認証取得を呼びかけるなど、事業者の継続的な環境負荷低減に向けた取り組みを後押ししている。

③ 行政の率先活動

市自らが行う事務事業について率先して環境保全に取り組み、環境負荷の低減を図ることを目的として、平成14年10月に本庁等を対象範囲として、環境管理システム「ISO14001」の認証を取得し、その運用を行ってきたが、平成23年度からは、対象を指定管理者制度の施設を含め本市の全施設に拡大し、さらに改正省エネ法等にも一元的に対応できる「本市独自に構築した環境管理システム」を運用している。

平成27年度からは、「第4次熊本市役所グリーン計画」の計画期間が開始し、本市の事務事業に伴う更なる環境負荷の低減に取り組んでいる。

さらに、市が実施するすべての公共事業において、事業構想・計画の段階から設計・施工段階に至るまで、温暖化対策や資源の有効活用など環境負荷の低減、自然環境の保全及び歴史的環境・生活環境の保全に配慮する仕組みとして「熊本市公共事業環境配慮指針」を策定し、平成21年10月より施行している。

平成29年度の公共事業環境配慮評価会議で評価した第1種事業（一定規模以上の事業）は3件だった。

④ 地球温暖化対策

地球環境問題の中でも、世界共通の喫緊の課題である地球温暖化の防止に向け、本市を温室効果ガス排出量の少ない低炭素都市へ転換し、地球温暖化の防止に地域から貢献することを目的として、平成22年3月に「熊本市低炭素都市づくり戦略計画」を策定した。その後、平成27年3月には、これまでの取り組み状況を踏まえて、市民一人ひとりの具体的な取り組み事例を示すなどの改訂を行い、学識経験者や事業者、市民団体等との連携を図りながら、計画に掲げた4つの戦略に基づく取り組みを推進している。

このような中、環境省が推進する国民運動「COOL CHOICE（＝地球温暖化対策に資する賢い選択）」に賛同し、低炭素社会実現に向けたライフスタイルの転換などについて普及啓発を行っている。

⑤ 創エネ・省エネの推進

再生可能エネルギーの導入促進に向け、本市公共施設70施設への太陽光発電システムの設置や住宅用再生可能エネルギー等利用システム設置費の一部助成などに取り組んできた。平成29年度は、エコ住宅やエコカーなどを体験する「COOL CHOICE CITY くまもとフェア 2017」などを開催し、高断熱化、高効率設備と太陽光発電などにより、快適な生活環境と年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下であることを同時に実現するZEH（ゼッチ）や、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）等の普及啓発を行った。

⑥ パートナーシップによる環境保全活動の推進

九州新幹線沿線の都市（福岡市、北九州市、鹿児島市、熊本市）による、九州地域一体の発展に貢献することを目的とした四都市連携事業の環境分野での交流を実施、検証している。また、環境への配慮と産業活動を両立させ、新たな資源循環型社会の形成により環黄海地域が「世界のモデル地区」となることを目指した、東アジア経済交流推進機構（環境部会）へ参加している。その他にも、国・県等の他の行政機関をはじめ、大学や研究機関、国際機関等との連携協力を図っている。

オ 審議会

環境審議会（昭和63年10月発足）

目 的 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する。

委 員 17人（任期3年）

開催回数 全体会2回、自然環境部会2回（平成29年度）

カ 環境紛争の処理

環境紛争調整委員会（昭和63年10月発足）

目 的 環境基本条例に基づき、良好な環境の確保に関する紛争の処理についてあっせん又は調停にあたる。

委 員 6人（任期3年）

開催回数 2回（平成29年度）

キ 公害苦情処理件数

平成29年度の苦情処理件数は下表のとおりであり、総数284件と過去4年間の平均値266件と比較しても増加している。種類別の割合を見ると、騒音が32%と最も多く、次いで大気汚染が23%となっている。

苦情の内容は、騒音関係では建築工事、水質汚濁関係では油流出事故に関する苦情が多い。

公害苦情処理件数

（平成25年度～平成29年度）

種 別 \ 年 度	25	26	27	28	29
大 気 汚 染	48	22	35	89	66
水 質 汚 濁	47	58	45	59	54
土 壌 汚 染	1	1	2	0	0
騒 音	81	96	119	94	92
振 動	12	11	7	33	28
悪 臭	49	27	55	28	38
そ の 他	7	10	17	14	6
計	245	225	280	317	284

ク 公害防止事前指導

工場や店舗・飲食店等からの騒音や悪臭等の公害苦情を未然に防止するため、専用住宅以外の建築物については、建築確認申請の際、建築工事の内容や付帯設備等を記載させた書類と図面を提出させ、法令に基づく届出や騒音等公害発生の未然防止の事前指導を行っている。

平成29年度の事前指導件数 836件

(2) 大気保全

ア 概要

熊本市の大気環境の状況が全般的に改善傾向にあるものの、最近では、光化学オキシダントや、微小粒子状物質（PM_{2.5}）等による大気汚染が新たな課題となっており、現在も依然として高い濃度が続いている。このような中、適正配置により8ヵ所とした大気汚染常時監視測定局（一般環境測定局6局、自動車排出ガス測定局2局）により、効率的に大気汚染状況を把握し、ホームページ等での情報の提供に努めている。

イ 大気汚染の状況

① 環境基準の達成状況

過去5年間の大気環境基準の達成状況は、表のとおりである。平成29年度は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素の4項目については全測定局で環境基準を達成している。

光化学オキシダント及び微小粒子状物質については、一部の測定局を除き環境基準未達成となっており、その原因については、国外からの影響が指摘されている。

光化学スモッグ注意報については、平成18年6月に熊本県下で初めて熊本市で発令されたが、平成29年度は、注意報の発令はなかった。

微小粒子状物質についても、一日平均値が新たに国が定めた暫定指針値を超える恐れがある場合に行う注意喚起について、平成29年度の発令はなかった。

環境基準達成状況

(平成27年度～平成29年度)

測定項目		二酸化硫黄			二酸化窒素			浮遊粒子状物質			光化学オキシダント			一酸化炭素			微小粒子状物質		
環境基準		1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。			1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。			1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。			1時間値が0.06ppm以下であること。			1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。			1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。		
環境基準による大気汚染の評価		長期的評価			長期的評価			長期的評価			短期的評価			長期的評価			短期及び長期的評価		
		1日平均値の高い方から2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.04ppmを超えないこと。			年間の1日平均値の低い方から98%値が0.06ppm以下であること。			1日平均値の高い方から2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.10mg/m ³ を超えないこと。			1時間値が0.06ppm以下であること。			1日平均値の高い方から2%除外値が10ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して10ppmを超えないこと。			1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値の低い方から98%値が35μg/m ³ 以下であること。		
年度		27	28	29	27	28	29	27	28	29	27	28	29	27	28	29	27	28	29
一般局	京町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	×	×	×
	楡木局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	×	×	×
	北区役所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	×	×	×
	秋津局	—	—	—	—	—	—	○	○	○	×	×	×	—	—	—	×	○	○
	中島局	—	—	—	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	○	○	○
自排局	城南町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	×	×	×
	水道町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	×	×	×
	神水本町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	×	×	○

注1 ○は環境基準達成、×は環境基準未達成

注2 一般局：一般環境大気測定局、自排局：自動車排出ガス測定局

② 対策

本市大気汚染の原因であるばい煙発生施設への適正管理の指導や自動車排気ガスの低減を目的としたエコドライブ、低公害車導入等の普及啓発に取り組む。また、光化学オキシダントについては、春先から光化学オキシダント濃度の推移を注視するとともに、市民や事業者等への迅速な広報連絡体制を整え、光化学スモッグ注意報等の発令に備えている。微小粒子状物質については、県と協力しながら、情報提供の適正化を図る。

ウ 工場、事業場の監視・指導状況

「大気汚染防止法」及び「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に規定するばい煙発生施設を設置している工場・事業場は延べ約744件有り、ばい煙発生施設の66%以上が冷暖房や給湯用のボイラーである（平成30年3月31日現在）。このうち、平成29年度は延べ13件に対し立入調査を実施し、ばい煙発生施設の管理状況の確認及び適正管理の指導を行った。

エ 自動車交通公害対策

熊本市における自動車交通に起因する大気汚染や騒音対策と地球温暖化の防止等に寄与することを目的として、自動車排気ガスの常時監視、自動車騒音測定による幹線道路等の面的評価、エコドライブ促進、公用車への低公害車導入等の取り組みを進めている。

① 現況

二酸化窒素については、例年、環境基準（0.06ppm以下）を達成している。

また、自動車交通騒音調査（面的評価）については、平成18年度から開始し、現在、市内幹線道路の評価対象区間である約160区間を5カ年のローリングで実施している。

② 対策

自動車排気ガスによる環境負荷の低減を図るため、アイドリング・ストップなどエコドライブや低公害車の普及等の取り組みを推進する。

オ 有害大気汚染物質監視

① ダイオキシン類の監視と啓発

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき平成29年度は市街地の3地点において、夏期と冬期の年2回、大気中のダイオキシン類の測定を行い、全測定地点とも環境基準を達成した。また、発生源対策としては廃棄物焼却炉施設が行ったダイオキシン類自主測定結果を確認し、排出基準の順守など監視指導を行い、ダイオキシン類の発生防止・削減に努めている。

② 有害大気汚染物質の監視

市内1地点（自動車排ガス測定局）でベンゼン、テトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物、アセトアルデヒド等のアルデヒド類及び水銀等の重金属類など21種類、また、別の市内2地点（自動車排ガス測定局及び沿道）で自動車排ガスに由来する6種類の有害大気汚染物質について毎月1回測定を行い、モニタリングを実施している。平成29年度の結果は、3地点とも環境基準等を達成していた。

2 緑化推進・生物多様性の保全（環境共生課）

（１） 概要

本市における自然環境の保全や緑の創出については、昭和47年10月、市議会において「森の都都市宣言」が決議され、市民の関心と理解を得て、着実にその効果をあげてきた。

さらに、「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年3月28日制定）」をはじめ、「熊本市緑の基本計画（平成17年3月策定）」等の各種計画や、「江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例（平成26年10月7日制定）」に基づき、市民協働で豊かな自然環境の保全に取り組んでいるところである。

また、平成28年3月に「熊本市生物多様性戦略 ～いきもん つながる くまもとCプラン～」を策定し、豊かな自然環境を後世に引き継ぐため、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組んでいる。

（２） 事業実施状況

（平成29年度実績）

事業概要	備 考
立田山憩の森管理	立田山憩の森の管理（清掃、下草刈り、施設整備等）
金峰山等森林管理	市営造林地管理、「くまもと自然休養林金峰山地区保護管理協議会」に対する経費負担
自然環境保全	環境保護地区指定、開発行為の事前協議、ふるさとの森基金の運用、江津湖地域の生態系保全に係る条例関連、アライグマ対策 環境保護地区数 14箇所 開発行為協議数 123件
保存樹木等保全	保存樹木の指定及び管理 保存樹木管理本数 592本
香りの森管理	香りの森の管理（除草、清掃、樹木の維持管理）
森林学習館管理	森林学習館の管理（指定管理者） 森林学習館利用者数 3,361人
ふれあいの森林管理	ふれあいの森林の管理（下草刈り）
生物多様性保全	「熊本市生物多様性戦略 ～いきもん つながる くまもとCプラン～」の推進
市電緑のじゅうたん事業	市電軌道敷への芝の植栽、サポーター制度による寄附を用いた芝の維持管理 既緑化区間 約935m 管理寄付金額 5,430,254円
公共地緑化	学校や市施設の樹木植栽等、自治会等への花苗配布 市施設緑化工事箇所 2箇所 花苗配布（自治会等） 1,732団体
民有地緑化	民有地の緑化推進のための補助、記念樹配布 つながりの森づくり補助 18件 記念樹配布本数 665本
緑化啓発	市民による地域の緑化活動の促進 緑化市民運動 9箇所

3 水環境の保全（水保全課）

（１）概要

本市は、74万市民の水道水源すべてを地下水で賄う、全国でも稀な水資源に恵まれた都市である。この貴重な地下水を次世代に引き継いでいくために、「地下水保全都市宣言」が決議（昭和51年3月）され、さらに「熊本市地下水保全条例」を制定（昭和52年9月）し、地下水保全に取り組んできたところである。しかしながら、近年、都市化の進展や農業情勢の変化により雨水等が地下に浸透しやすい水田、畑地などのかん養域が減少し、浸透しにくい非かん養域が拡大してきたため、地下水かん養量が減少してきた。そこで、地下水量を保全し、健全な状態で次の世代に引き継いでいくため、平成16年3月に「熊本市地下水量保全プラン」を作成、平成21年3月には、水量と水質の両面から地下水保全に取り組むため、従来のプランを「熊本市地下水保全プラン」とし、平成26年3月には「第2次熊本市地下水保全プラン」に改訂した。また、これまで問題となっていたトリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物による汚染は、浄化対策の実施等により水質が改善してきたが、硝酸性窒素による汚染が顕在化している。このため、平成19年に「第1次熊本市硝酸性窒素削減計画」、平成27年3月には「第3次熊本市硝酸性窒素削減計画」を策定し、関係機関等と連携して負荷量の削減に取り組んでいる。さらに、「熊本市地下水保全条例」を全面改正し（平成20年7月施行）、関係者の責任と役割を明確にして、市民や事業者も参画する中で総合的な地下水保全対策を推進している。

一方、熊本地域においては、県及び本市を含む近隣11市町村との連携による広域的地下水保全対策に取り組み、平成24年度には（公財）くまもと地下水財団を設立し、良好な地下水の安定的確保を目指している。

また、本市は熊本平野を貫流する白川、緑川の主要河川及び坪井川、井芹川などの中小河川や江津湖、八景水谷など水辺環境に恵まれた都市であり、この水辺環境を保全創造していくため、流域住民、事業者及び行政が一体となった取り組みを行っている。

平成20年6月には、このような地域の枠組を越えた長期にわたる水保全に対する取り組みが評価され、第10回日本水大賞グランプリを受賞している。また、同月には、環境省が選定する平成の名水百選に「金峰山湧水群」と「水前寺江津湖湧水群」が選ばれた。

さらに、平成25年3月には、長期的かつ広域的な地下水保全の取り組みが国際的に高く評価され、国連“生命の水”最優秀賞を受賞した。

（２）水量の保全

ア 節水市民運動の推進

平成17年度から、市民総参加で節水に取り組む節水市民運動を企画・展開している。「わくわく節水倶楽部」を推進組織とし、会報誌やメールマガジンの配布等を通じて、広く節水を呼びかけている。特に、市民1人1日あたりの生活用水使用量218リットルを目標として、水使用量の増加する夏場を中心に、年間を通して節水市民運動を展開している。また、学校や地域等で節水教育を行いながら、地下水の大切さについて啓発を行っている。

イ 水量監視

① 地下水位の観測

地下水の状況や変化を的確に判断するため、昭和61年度から観測井を設置し、現在20カ所33本の井戸の水位を常時監視している。また、地下水の状況を広く市民に理解してもらうため、平成18年からは、ホームページ「くまもとウォーターライフ」上で日々の地下水位情報を発信している。

② 年間地下水採取量の集計

用途 \ 年度		26	27	28
上水道用	井戸本数(本)	123	114	113
	一日平均採取量(m ³)	218,810	211,830	220,425
	年間採取量(m ³)	79,865,650	77,529,444	80,455,259
農業・水産・養殖用	井戸本数(本)	1,231	1,138	1,066
	一日平均採取量(m ³)	38,515	34,447	34,234
	年間採取量(m ³)	14,057,865	12,607,379	12,495,376
工業・建築物・家庭用等	井戸本数(本)	1,118	1,039	972
	一日平均採取量(m ³)	47,246	46,691	44,225
	年間採取量(m ³)	17,244,744	17,088,862	16,142,239
合計	井戸本数(本)	2,472	2,291	2,151
	一日平均採取量(m ³)	304,571	292,966	298,885
	年間採取量(m ³)	111,168,259	107,225,685	109,092,874

ウ かん養域保全

水源かん養林整備

森林の持つ水源かん養機能（水資源貯留・水量調節・水質浄化・洪水緩和）を高度に発揮させるため、最下流に位置し、森林の恩恵を最大限に享受している本市の責務として、白川、緑川等の上流域である水源かん養地域において地下水保全及び流域保全を目的とした森林づくりを昭和29年度から実施している。

本市では、今後の造林、管理についても水源かん養を目的とした森林整備が最優先課題であり、より効果が発揮できる地域において、持続性を持ったかん養効果の高い森林づくりを行う必要があることから、現在所有している森林及び今後の新たな森林整備について基本的な考えをまとめた「熊本市水源かん養林整備方針」を平成16年2月に策定した（平成25年11月改定）。この方針の中で、熊本市外に所在し地下水かん養区域に属している森林及び白川、緑川の流量確保に寄与している森林についてはすべて「水源かん養林」として位置付け、今後も水源かん養機能を高度に発揮させるため重点的に整備していくこととした。

平成29年度末の「水源かん養林」の管理面積は、約855haであり、菊池郡、阿蘇郡、上・下益城郡など5町2村で広域的に取り組んでいる。

水源かん養林所在地及び樹種別面積（平成30年3月31日現在）

所在地別

所 在 地	面 積 (ha)	所有形態別内訳 (ha)		流 域 別 内 訳 (ha)		
		民分収林	国分収林	白川流域	緑川流域	菊池川流域
菊池郡 大津町	325.67	325.67	—	—	—	325.67
下益城郡美里町	19.04	—	19.04	—	19.04	—
上益城郡山都町	59.02	22.97	36.05	—	59.02	—
御船町	23.56	—	23.56	—	23.56	—
阿蘇郡 西原村	258.04	248.88	9.16	123.76	134.28	—
南阿蘇村	113.72	106.78	6.94	113.72	—	—
高森町	56.24	56.24	—	56.24	—	—
合 計	855.29	760.54	94.75	293.72	235.9	325.67
構成比〔所有形態・流域別〕 (%)		88.92	11.08	34.34	27.58	38.08

樹種別

分 類	樹 種	面積 (ha)	構成比 (%)
針 葉 樹	ヒノキ、スギ、クロマツ、イチョウ	350.92	41.03
落葉広葉樹	ケヤキ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、コナラ他	433.7	50.71
常緑広葉樹	イチイガシ、シラカシ、タブノキ	11.65	1.36
そ の 他	雑木、竹ほか無立木地（作業道等含）	59.02	6.90

エ 人工かん養促進

① 白川中流域の水田活用による人工かん養の促進

白川中流域の水田で平成8年度、10年度に県市共同で、冬期に水張り試験等の調査を実施し、高いかん養効果が判明した。そこで、平成11年度・12年度に、行政及び学識経験者等による水田利用検討委員会を開催し、地下水かん養のための水田の湛水による活用策について短期と長期の提言を受けた。

平成13年度から15年度までに維持管理上の課題を調査するため水田かん養モデル事業を実施し、営農と地下水かん養の両立が可能と判断したため、熊本県が設置した「白川中流域水田活用連絡協議会」において事業化の合意形成をすすめ、平成16年1月に大津町、菊陽町、水循環型営農推進協議会と「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」を締結した。

平成29年度は、約359ha（1ヶ月換算）の転作田で湛水が実施され、約1077万㎡の地下水かん養効果があったと推計される。平成28年4月の熊本地震で被災した農地や水路等の復旧が進み、前年度実績よりも大幅に増加したものの、被災前の過去5ヵ年平均の8割程度の実績であった。

② 雨水貯留施設設置助成等

市の施設における雨水貯留施設整備によるトイレ用水等への雨水利用拡大と、家庭での雨水貯留タンクの設置や浄化槽から雨水貯留槽への転用に対する補助制度を設け、雨水の有効活用と水循環の推進を図っている。

(3) 水質の保全

ア 水質監視

① 地下水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、地下水の環境基準適合状況を調査している。平成29年度は計224本の井戸を対象に調査を行った。この調査は、市域の全体的な地下水質の状況を把握する概況調査、過去に汚染のあった井戸やその周辺で継続的な監視をする継続監視調査で構成している。

地下水の環境基準値を超過した井戸の本数は次のとおりである。

(平成29年度)

揮発性有機化合物	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	砒 素	ふ っ 素	ほ う 素
10本	25本	23本	26本	2本

② 公共用水域水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、市域の公共用水域(河川;34地点、海域;6地点)の水質を熊本市、熊本県及び国土交通省で、それぞれ分担して調査している。環境基準には、人の健康の保護に関する項目(健康項目)と生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)がある。健康項目は、すべての公共用水域で一律に定められており、主要地点で年に数回調査を実施しているが、平成29年度は全ての地点で、環境基準を達成していた。生活環境項目は、各河川・海域が該当する類型に応じた環境基準が設定されており、環境基準点において環境基準の適合状況を評価している。

河川の環境基準点における生活環境項目の測定結果は次のとおりである。(熊本市調査分)

(平成29年度)

河 川 名	測 定 地 点 名	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	溶存酸素 (DO)	浮遊物質 (SS)
白 川	吉 原 橋	0.8	9.7	12
堀 川	坪井川合流前	2.2	10	19
坪 井 川	堀 川 合 流 前	1.0	9.1	4
	上 代 橋	3.4	7.0	10
	千 金 甲 橋	1.9	7.1	22
井 芹 川	山 王 橋	1.5	9.3	4
	尾 崎 橋	1.3	9.4	7
天 明 新 川	六 双 橋	1.3	7.9	9

(注)単位はmg/L、BODは75%値、その他は平均値

③ ダイオキシン類調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域(河川及び海域)の水質・底質、地下水の水質及び土壌の環境基準適合状況を調査している。平成29年度は、公共用水域の水質(3検体)・底質(3検体)、地下水の水質(2検体)及び土壌(2検体)を調査した結果、環境基準を超過している検体はなかった。

イ 水質浄化対策

① 地下水浄化対策

揮発性有機化合物や重金属等の工場・事業場による汚染地区12地区のうち8地区で、土地所有者又は原因者等により、「揚水ばっ気処理方式」「活性炭吸着処理方式」などによる浄化装置を用いた地下水や土壌の浄化措置を実施している。浄化措置の実施により、地下水濃度は減少しているが、今なお環境基準を超過している。

② 硝酸性窒素による地下水汚染対策

平成27年3月に策定した「第3次熊本市硝酸性窒素削減計画」に基づき、各区の農業特性に応じ、農業者、農業関係者等と協働して施肥対策、家畜排せつ物対策、生活排水対策等の取り組みを推進している。

とりわけ、地下水の重要なかん養域である市東部地域における家畜排せつ物による硝酸性窒素負荷を削減するため、熊本市東部堆肥センターの整備を進めている。

③ 水質汚濁規制

水質汚濁防止法などの法令で規制されている事業場へ立入排水検査を行っている。排水基準を超過した場合は、事業者に対し改善命令等を発出し、改善措置実施の確認を行っている。

(平成29年度)

法 令 名	届出事業場数	規制対象事業場数	H29立入調査実施事業場数
水 質 汚 濁 防 止 法	1068	90	65
熊 本 県 地 下 水 保 全 条 例	92	8	8
熊本県生活環境の保全等に関する条例	68	18	10

(4) 広域的な保全対策

地下水は熊本地域^(※)で共有する貴重な財産であることから、広域的かつ持続的な保全対策が必要である。

ライフスタイルの変化や都市化の進展などに伴い低下傾向にあった地下水位は、これまでの取り組みにより、横ばい若しくは上昇傾向にあるが、水収支でみると未だマイナス状態であり、また、水質悪化の一要因である硝酸性窒素濃度の上昇が見られる地域があるなど、依然として、地下水を取り巻く環境は量・質共に厳しい状況である。

この様な状況の中、熊本地域で地下水保全対策を推進するため、事業者、経済団体、行政等の多くの方々との協議を経て、これまで地下水保全に取り組んでいた既存3組織を統合し、平成24年4月に(公財)くまもと地下水財団を設立した。

今後も、(公財)くまもと地下水財団と連携し、県と本市を含む熊本地域11市町村、事業者、住民と協働し熊本地域が一体となり、地下水に関する調査研究をはじめ、地下水の水質や水量の保全等を広域的・持続的に展開することとしている。

※熊本地域とは、地下水を共有する熊本市、菊池市、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町の11市町村

(5) 水ブランドの推進

本市にとって「水」は存立基盤として保全すべき資源であるとともに魅力づくりに生かすべき資源でもある。そこで、「水」を本市の魅力づくりのための戦略資源に位置付けて、総合的な情報発信や、熊本水遺産制度の推進を図っている。

熊本駅から熊本城を中心とする中心市街地に5箇所の親水施設を設置し、市民や観光客に対し、地下水都市・熊本の魅力を視覚的にPRしている。併せて、水に関わる自然、歴史、風習、人物、芸術など有形または無形の資源を「熊本水遺産」として登録することにより、本市の水の風土と文化を後世に伝えとともに、その魅力を内外に発信しており、現在92件の熊本水遺産が登録されている。

また、平成20年度から取り組んでいる「くまもと「水」検定」や「くまもと水守制度」により、水保全活動を担う人材育成を推進している。

4 廃棄物の適正処理とリサイクルの推進

(1) 概要

本市では、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造を見直し、市民・事業者・行政の三者協働により循環型社会の構築を目指すこととしており、これまで、大型ごみの有料化(平成13年)、資源物の持ち去り禁止条例の制定(平成19年)、そして家庭ごみ有料化(平成21年)やプラスチック製容器包装の分別収集(平成22年)に取り組んできた。

また、平成25年に「水銀に関する水俣条約」が採択されたことを受け、熊本県と本市は率先して「水銀フリー（使用削減・適正処理）社会」を目指すこととし、平成26年10月から、家庭から排出された蛍光管、水銀体温計などの水銀を含むものや爆発の危険性があるものを「特定品目」として分別収集に取り組んでいる。

そのような中、平成27年度には、「熊本市一般廃棄物処理基本計画（平成23～32年度）」の中間見直しを実施し、「市民1人1日当たりのごみ排出量」など5つの成果指標の達成に向け、新たな施策に取り組むこととした。

(2) 収集及び処理量（廃棄物計画課）

ア 収集量

(単位：t)

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29
直 営 収 集	66,985	64,828	63,286	59,414	59,308
委 託 収 集	77,789	81,652	79,794	74,748	82,841
許 可 業 者 搬 入	71,015	73,044	74,509	74,189	76,517
自 己 搬 入	16,241	17,459	18,560	16,847	19,059
計	232,030	236,983	236,149	225,198	237,725
1 日 平 均 排 出 量	635	649	645	617	651
1 人 1 日 当 た り 排 出 量 (g)	947	924	918	880	928

※ 平成28年熊本地震等による災害ごみを除いている。

イ 処理量

(単位：t)

区分 \ 年度	25		26		27		28		29	
	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均
焼 却	201,793	553	207,526	569	207,025	566	194,935	534	208,070	570
埋 立	5,613	16	5,599	15	5,586	15	4,896	14	5,619	15
再 資 源 化	24,557	67	23,838	65	23,234	63	25,335	69	23,982	66
計	231,963	636	236,963	649	235,845	644	225,166	617	237,671	651

(3) 家庭ごみ有料化（廃棄物計画課）

指定収集袋の種類と価格

(平成30年4月1日現在)

	燃やすごみ用	埋立ごみ用
大袋（45ℓ 相当）	35 円	35 円
中袋（30ℓ 相当）	23 円	23 円
小袋（15ℓ 相当）	12 円	12 円
特小袋（5ℓ 相当）	4 円	—

※ いずれの価格も1枚当たり

※ 10枚を1セット（冊）で販売

※ 家庭ごみ有料化に伴う経済的負担の観点から、支援策として生活保護世帯や、特に減量の余地のない紙おむつ等の使用者に対し、指定収集袋を一定数量無料で交付

(4) 廃棄物処理手数料（廃棄物計画課）

(平成30年4月1日現在)

種 別	取 扱 区 分	単 位	金 額
一 般 廃 棄 物	焼却施設又は最終処分場へ持ち込み、処分するとき	1回の持ち込み量10キログラムまでごとに	150円
	大型ごみを市の収集により処分するとき	1品目につき	重量、容積、処理の困難性等を勘案し、900円以内で品目別に規則で定める額
産業廃棄物(熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条第1項の規定により告示されたものに限る。)又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のもの。	焼却施設へ持ち込み、処分するとき	1回の持ち込み量10キログラムまでごとに	155円
	最終処分場へ持ち込み、処分するとき	1回の持ち込み量10キログラムまでごとに	150円

環境

(5) 保有車両（廃棄物計画課）

(平成30年4月1日現在)

事業所名	バッカー車	その他の車両	啓発推進車	予 備 車	事務連絡車
北部クリーンセンター	17	2 t パワーゲート1	6	5	1
西部クリーンセンター	19	2 t パワーゲート1 プレス車1	6	4	1
東部クリーンセンター	17	2 t パワーゲート1	6	6	1

(6) 家庭ごみの分別収集とリサイクル（廃棄物計画課）

目 的 資源物等の再資源化を積極的に推進することにより、ごみ減量・リサイクルの推進、最終処分場・焼却施設の延命化、市民のごみ減量・リサイクル意識の向上を図る。

収 集 回 数 「資源物」「ペットボトル」「特定品目」収集日：毎月2回 「紙」収集日：毎週水曜日
「プラスチック製容器包装」収集日：毎週1回

住民搬出方法 「資源物」「ペットボトル」「特定品目」「プラスチック製容器包装」は透明ごみ袋に入れて、紙はひもで縛るか紙袋に入れて、収集日の午前8時30分までにごみステーションへ搬出

収 集 品 目 空きびん、空き缶、ペットボトル、新聞紙、雑誌、段ボール、古着、なべ類、自転車、プラスチック製容器包装など

(単位：t)

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29
収 集 量	27,102	25,758	24,908	27,936	25,882
再 資 源 化 量	23,332	22,423	21,518	23,602	21,906
委 託 料 (千円)	877,522	972,388	919,457	895,319	942,889
資源物売却収入 (千円)	178,601	180,446	182,251	187,300	235,213

(注) 収集量－再資源化量＝選別残渣

(7) リサイクルの推進（ごみ減量推進課）

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムを見直し、資源の再使用・再利用を進め、新たな資源の投入をできるだけ抑えるようなリサイクル社会を形成することが必要である。

ア 再生資源集団回収助成事業

再生資源集団回収活動を活性化するため、自治会、子ども会などの住民団体に対して、回収した再生資源の量及び活動実施回数に応じて助成を行っている。

助成対象品目 古紙類（新聞、雑紙、段ボール、牛乳パック）、ガラスびん類（一升びん、ビールびんなど）、缶類（アルミ缶、スチール缶）、布類（古着）

集団回収実績

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29
登 録 団 体	808	824	831	825	834
実 施 団 体	668	673	673	624	659
総 回 収 量 (t)	7,296	7,069	6,930	6,537	6,104
助 成 総 額 (千 円)	48,764	47,732	47,075	44,431	42,295

注) 1. 回収量助成単価は、平成21年上半年期までは古紙類1kg当たり6円・古紙類以外1kg当たり4円、平成21年下半年期からは助成対象品目全て1kg当たり6円

2. 実施回数助成は、平成21年下半年期から適用し、(実施回数-2回)×2,000円を交付（上限24,000円）

イ 生ごみ堆肥化容器、電気式生ごみ処理機購入費助成

家庭から排出される生ごみ減量化とリサイクルを促進するため、購入者に対して、助成を行っている。

[生ごみ堆肥化容器]

・購入代金の2分の1（1基当たり5千円を上限、1世帯2基まで） ※平成27年度より

助成実績

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29
助 成 基 数	148	74	86	62	71
助 成 総 額 (千 円)	376	284	227	146	181

[電気式生ごみ処理機]

・購入代金の2分の1（1台当たり30千円を上限、1世帯1台まで） ※平成27年度より

助成実績

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29
助 成 台 数	423	314	126	105	95
助 成 総 額 (千 円)	19,520	14,080	3,791	2,957	2,586

（８） 焼却施設（環境工場）

都市ごみがライフスタイルの変化等とともに多様化、増加しつつあるなか、平成２８年３月に竣工した西部環境工場（２８０ｔ／日）と平成６年３月に竣工した東部環境工場（６００ｔ／日）の両工場（合計処理能力８８０ｔ／日）で可燃ごみの全量焼却体制を維持している。

また、東部、西部両環境工場は、ごみ焼却余熱を利用して発電を行う発電所であり、合計１６，２００ｋｗの発電能力を持ち、場内及び市関連施設に電力を供給し、余剰電力は新電力会社に売却している。その電気は、新電力会社を通して区役所等の施設で利用し、市関連施設全体の約４割を賄っています。

さらに、余熱の用途として、西部環境工場は周辺農業用ハウス及び西部交流センターに加温用温水を供給し、東部環境工場は健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給している。

施設の維持管理面では、東部環境工場は、法令の新たな規制に対する適合を図るため平成１２・１３年度で飛灰処理設備改修工事を実施し、老朽化対策として平成１８年度から平成２２年度までの計画で基幹的施設整備を進めた。

ア 施設の状況

区分 \ 名称	東部環境工場	西部環境工場
所在地	東区戸島町2570番地	西区域山薬師2丁目12番1号
敷地面積	75,633㎡（工場敷地約18,000㎡）	70,158㎡
建設年月	平2. 12～平6. 3	平24. 4～平28. 2
建設費	22,505,489千円	11,745,146千円
延床面積	24,010㎡（管理スペースを含む）	11,800㎡（管理棟を含む）
焼却処理能力	600t／24時間（300t×2基）	280t／24時間（140t×2基）
破碎処理能力	30t／5時間	50t／5時間

イ 余熱利用

① 東部環境工場

目 的 ごみ焼却の余熱を利用し、工場に隣接する健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給し、地元住民を始め広く市民の健康保持と福祉の増進に資する。また、発電を行い、場内及び隣接施設の電力を賄うほか、新電力会社へ余剰電力を供給し、余熱の高度利用を図る。

発 電 設 備 抽気復水蒸気タービンによる発電設備： 発電機定格出力 10,500kw
(健康増進施設)

名 称 三山荘
所 在 地 東区戸島町2573番地
経 営 主 体 熊本市 (指定管理者制度を導入し、戸島地域環境保全協議会を指定)
開設年月日 平成2年10月16日
構 造 鉄筋コンクリート+鉄骨造、和風瓦葺平家建
敷 地 面 積 6,769㎡
建 物 面 積 992.63㎡ (浴室、大広間、多目的ルーム、和室 (茶室含む)、会議室、リラックスルーム)
建 設 費 391,200千円
定 員 大広間80人、浴室 男子・女子用各30人、会議室30人、和室 (茶室含む) 20人
使 用 料 大人 (高校生以上) 300円 ただし、地元自治会に所属している者は無料
小人 (中学生以下) 無料

名 称 東部交流センター
所 在 地 東区戸島町2588番地1
経 営 主 体 熊本市 (指定管理者制度を導入し、東部交流センター管理運営共同企業体を指定)
開設年月日 平成19年10月10日
構 造 鉄筋コンクリート (一部鉄骨造)、平家 (一部高屋根)
敷 地 面 積 15951.60㎡ (足湯、健康広場、芝生広場、テニスコートなど)
建 物 面 積 1088.77㎡ (体育館、多目的室、和室、調理室、キッズコーナーなど)
建 設 費 445,000千円
定 員 体育館・集会などで300人 (バドミントン、ミニバレーに使用可能なコート2面：400㎡)
多目的室・集会などで200人 (講演会、演奏会、ダンス練習などに分割使用可能：200㎡)
使 用 料 体育館 (全面使用) : 午前3,000円 午後・夜間各4,000円
体育館 (バドミントン) : 一般460円/面・時間 高校生以下230円/面・時間
体育館 (卓球) : 一般220円/面・時間 高校生以下110円/面・時間
多目的室 (全面使用) : 午前2,800円 午後・夜間各3,700円
多目的室 (半面使用) : 午前1,400円 午後・夜間各1,850円
調理室 : 午前1,200円 午後・夜間各1,600円
和室 : 午前500円 午後・夜間各700円
ただし、地元団体の公的行事については無料

② 西部環境工場

目 的 ごみ焼却の余熱を利用して発電を行い、工場内及び西区役所の電力を賄うほか、新電力会社へ余剰電力を供給し、余熱の高度利用を図る。また冬期にハウス園芸施設への温水を供給する。

西区役所に隣接する温浴施設「西部交流センター」に温水・電力を供給し、地元住民を始め広く市民の健康保持と福祉の増進に資する。

発 電 設 備 復水式蒸気タービンによる発電設備： 発電機定格出力 5, 700 kW
(ハウス園芸施設への温水供給)

利 用 者 西部環境工場温水利用温室組合

施 設 面 積 (農地面積) 約 5, 284 m²

加 温 方 式 温水フィンチューブ方式 (60℃)

栽 培 品 目 トマト、花き類

温 室 内 容 ガラス温室

(温浴施設)

名 称 西部交流センター

所 在 地 熊本市西区小島 2 丁目 7-50

経 営 主 体 熊本市 (指定管理者制度を導入し、西部交流センター管理運営共同企業体を指定)

開設年月日 平成 30 年 4 月 1 日

構 造 鉄骨造 (一部木造) 平屋 (一部高屋根)

敷 地 面 積 9,989 m² (足湯、健康広場など)

建 物 面 積 1,976 m² (浴室、研修室、交流室、談話室、大広間、キッズルーム、多目的室など)

建 設 費 1,160,000 千円

定 員 浴室 男子・女子用各 50 人、研修室 40 人、大広間 50 人

多目的室 バドミントン、ミニバレーに使用可能なコート 1 面：330 m²、卓球台：2 面

使 用 料 (浴室) 高校生以上 400 円、小中学生 150 円、小学生未満から満 3 歳以上 80 円

満 3 歳未満は、無料 ただし、地元自治会に所属している者は無料

多目的室 (全面) : 午前 3,000 円 午後・夜間各 4,000 円

多目的室 (バドミントン) : 一般 460 円/面・時間 高校生以下 230 円/面・時間

多目的室 (卓球) : 一般 220 円/面・時間 高校生以下 110 円/面・時間

ただし、地元団体の公的行事については無料

(9) 最終処分場

名 称 扇田環境センター

扇田環境センターは、昭和 59 年に供用を開始した最終処分場の埋立残余量が少なくなったことから、平成 11 年から隣接地に新しい最終処分場の建設に着手し、一期工事分として埋立容量 605,000 m³分を平成 15 年 3 月に完成させ、同 6 月から使用を開始した。

新処分場は、十分な埋立容量を確保するためのコンクリート重力式貯留堰堤、汚水を地下に浸透させない 2 重の遮水設備、浸出水の高度処理を行う排水処理施設、十分な貯留量をもつ防災調整池等を備えている。埋立方法は、即日覆土によるサンドイッチ・セル方式による埋立工法とし、埋立地の安定化、周辺環境に配慮している。浸出水は排水処理施設で高度処理を行った後、市下水道に放流する。

平成 21 年 10 月から第二期工事に着手し、埋立容量 895,000 m³を新たに造成した。新処分場として予定していた総埋立容量 1,500,000 m³分を確保し、平成 25 年 3 月に完成した。

ア 施設の状況

所在地	北区貢町1567番地
総敷地面積	235,700㎡
埋立面積	約80,200㎡
埋立容量	1,500,000㎥ 一期工事分 605,000㎥ 二期工事分 895,000㎥
供用開始	平成15年6月
工事期間	一期工事分 平成11年6月～平成15年3月 二期工事分 平成21年10月～平成25年3月

イ ふれあい広場

名称	戸島ふれあい広場 戸島塵芥埋立処分場跡地と扇田環境センター（旧埋立地）は埋立が終了し、平成25年4月に市民の健康増進と周辺地域の生活環境の向上に資するため、その跡地に、ふれあい広場を設置し、同年9月より指定管理により管理運営開始。
所在地	熊本市東区戸島町1489番地
経営主体	熊本市（指定管理者を導入し、戸島ふれあい広場管理運営共同企業体を指定）
開設年月日	平成25年4月1日（パークゴルフ場の使用許可の開始は、平成25年9月1日）
敷地面積	65,528㎡
建設費	436,134千円
共用時間	午前9時～午後5時 （※5月1日から8月31日までの期間は、午前9時～午後7時まで）
使用料	パークゴルフ場：1人1日につき 500円（大人）、200円（高校生以下） 自由広場：1時間につき 500円
施設概要	パークゴルフ場、自由広場、こもれびの森、芝生広場、いこいの広場、管理事務所等 駐車場 収容可能台数168台（無料）
名称	扇田ふれあい広場
所在地	熊本市北区釜尾町811番地
経営主体	熊本市（指定管理者を導入し、田上アクト共同企業体を指定）
開設年月日	平成25年9月1日
敷地面積	14,990㎡
建設費	265,467千円
共用時間	午前9時～午後5時 （※5月1日から8月31日までの期間は、午前9時～午後7時まで）
使用料	パークゴルフ場：1人1日につき 500円（大人）、200円（高校生以下）
施設概要	パークゴルフ場、管理事務所等、駐車場 収容可能台数123台（無料）

（10）ごみのないまちづくりの推進（ごみ減量推進課）

観光都市にふさわしい安全で快適な都市環境の形成を図ることを目的として、平成19年7月1日に「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」を施行した。

特に路上禁煙区域及び美化重点推進区域に「上通、下通、新市街のアーケード内」を指定し、熊本市繁華街等安全安心パトロール指導員による巡回を行うことで、路上喫煙及びポイ捨ての防止に努めている。

5 災害廃棄物処理事業について（震災廃棄物対策課）

（1）事業の概要について

ア 事業開始の背景

平成28年熊本地震においては、二度にわたり発生した最大震度7を超える前震、本震に加え、その後の度重なる余震により、本市においても多くの家屋等が倒壊するなど甚大な被害を受けた。このため、損壊した被災建築物及び被災工作物等（以下「被災家屋等」という。）を当該物件所有者の申請に応じ、災害廃棄物として解体・撤去及び処理（収集、運搬及び処分を含む。以下同じ。）を適正かつ迅速に行うことにより、生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建を支援し、一日も早い災害からの復旧、復興を図ることとした。

また、国においては、平成28年5月3日付け事務連絡「平成28年熊本地震に係る災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について」にて、対象となる被災家屋等の要件を「全壊」から「半壊以上」へ拡充し、国庫補助の対象とすることとした。

イ これまでの取り組み

被災家屋等の解体・撤去を実施するにあたり、平成28年6月13日付け、「平成28年熊本地震に係る被災家屋等の解体及び撤去に関する要綱」を制定するとともに、公費解体の制度開始以前に個人等により自主的に解体をした者、いわゆる自費解体を行った者に対し、自費解体及び撤去に係る償還を実施するにあたり、「平成28年熊本地震に係る被災家屋等の解体及び撤去を既に自費で実施した者への費用償還に関する要綱」を制定し、災害廃棄物処理事業に取り組んだ。

また、被災家屋等の解体・撤去により発生する解体ガレキの処理を円滑に進めるため、災害廃棄物仮置場の運営・管理を行うほか、既存の廃棄物処理施設等の適切な活用により災害廃棄物の処理を計画的かつ効率的に進めてきた。

なお、災害廃棄物の処理に当たっては、可能な限り再生利用を進めることとし、処理の効率化を図りつつ焼却や埋立処分による最終処分量の減量化を図っている。

ウ 処理状況

一般住家や事業所等の解体・撤去については、災害廃棄物処理実行計画に掲げる2年以内での完了という目標どおり進捗し、平成30年3月末に終了した。

また、仮置場等に搬入された全ての災害廃棄物についても、平成30年6月6日に再資源化施設又は最終処分場への搬出が完了するとともに、仮置場の運営・管理についても、平成30年6月末をもって終了した。解体工法、工事許可等の制約などにより平成30年度へ繰越して施工中の被災マンション等の大型物件については、平成30年10月末頃の解体完了を予定しており、工事に伴い発生する災害廃棄物については、扇田環境センター等の既存の廃棄物処理施設を活用し、平成30年12月末までの処理完了を目指している。

（２）被災家屋等における解体・廃棄物処理の進捗状況

ア 被災家屋等における解体の進捗状況

平成３０年６月末時点における被災家屋等の解体状況は、申請受付を行った１３，２４１件のうち１３，２３７件の処理を実施しており、進捗率は約９９．９％となっている。

制度別被災家屋等における解体の進捗状況（平成３０年６月末日時点）

制度	申請件数	処理実施件数
公費解体	10,078件 (うち被災マンション等の区分所有建物 15件)	(公費解体による着手件数) 10,074件 (うち被災マンション等の区分所有建物 11件)
自費解体	3,163件 (うち被災マンション等の区分所有建物 1件)	(自費解体費用の償還件数) 3,163件 (うち被災マンション等の区分所有建物 1件)
合計	13,241件	13,237件

イ 廃棄物処理の進捗状況

熊本地震に伴い発生する災害廃棄物のうち、平成３０年４月末時点で、合計１４８．４万トンの処理を完了した。そのうち、リサイクルした量は約９６．１万トンであり、リサイクル率は約６５％となっている。

種類別災害廃棄物の処理量（平成３０年４月末日実績）

種類	処理量（実績）	備考
コンクリート類	683,087トン	セメント瓦含む
木くず	174,502トン	家具類含む
焼き瓦、ガラス、陶磁器等	181,480トン	
金属くず	11,934トン	鉄骨、アルミサッシ等
混合ガレキ	428,665トン	土砂混じりの解体残さ、不燃物、可燃物、石膏ボード、畳等
その他	3,439トン	家電４品目、処理困難物等
合計	1,483,107トン	

（３）仮置場の設置

市内６箇所に仮置場を設置し、被災家屋等の解体に伴い発生する廃棄物を受け入れてきた。各仮置場で受け入れた廃棄物については、必要に応じて破碎・選別等の中間処理を行った後に、市内外の処理施設へ搬出し、可能な限りリサイクルを行った。

名称	所在地	有効面積	受入開始	搬出完了
戸島仮置場	東区戸島町1489番地外	7.2ha	H28.7.19	H30.5.19
城南仮置場	南区城南町下宮地34-1、44-1	0.5ha	H28.8.26	H30.3.14
新城南仮置場	南区城南町鰐瀬2127番地の2	1.0ha	H29.3.6	H30.3.14
熊本港仮置場	西区新港1丁目4番1	2.2ha	H29.3.27	H30.4.4
扇田仮置場	北区釜尾町811番地	1.0ha	H29.4.25	H30.6.6
北部仮置場	北区楠野町1046-2	1.7ha	H28.8.22	H30.3.6
合計		13.5ha		

各仮置場には防音・防塵のための仮囲いや放流水対策としての沈砂池等を設置したほか、破碎・選別等の処理に伴い粉塵が飛散するおそれがある作業については、散水を行いながら仮設テント内で行うなど、周辺環境への影響の低減を図った。

(4) 広域処理

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、本市が市域内において処理することが原則である。しかしながら、短期間に大量の災害廃棄物が発生することや、市域内で適正に処理することができない災害廃棄物が発生したこと、さらに本市の環境工場等では通常の生活ごみの処理を優先する必要があったこと等の要因から、平成28年5月から平成30年6月まで九州内をはじめ日本全国の処理施設において広域処理を行った。

広域処理の実績（抜粋）

種類	処理方法	処理施設所在地
木くず、畳、非塩素系可燃物等	セメント原燃料化	福岡県、大分県、山口県、高知県、新潟県、岩手県
木くず	バイオマス発電燃料化	福岡県、山口県、和歌山県、三重県、愛知県、福島県等
スプリングマットレス等	破砕・選別・焼却	大阪府
スレートくず等	安定型埋立処分	大分県

なお、処理施設への運搬にあたっては、災害廃棄物の性状等に応じて、車両による輸送だけではなく鉄道輸送や海上輸送を組み合わせることで、効果的・効率的に実施した。

6 し尿処理及び浄化槽の普及促進（浄化対策課）

（１）概要

浄化槽汚泥を含むし尿については、し尿収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可を受けたし尿処理業者 10 業者が地区ごとに処理規定に基づき収集している。収集したし尿は、市が指定するし尿処理施設において適正に処理している。

また、下水道の普及により影響を受けるし尿処理業者の適正な収集体制の整備に資するために、旧市域においては平成 10 年度からし尿処理業者合理化事業に着手し、計画に基づいた事業の転換を行っている。

その他、公共用水域の水質保全を目的として、小型合併処理浄化槽の普及を図るため、公共下水道事業計画区域外において浄化槽設置者に対して補助金を交付している。また、熊本地震の影響により、合併処理浄化槽の新設・取替えを余儀なくされた公共下水道事業計画区域内の被災者に対する補助金交付を平成 29 年度より開始した。

（２）処理対象人口と収集量

※3 月 31 日現在での推計

年度 区分			25	26	27	28	29
処 理 対 象 人 口			732,877	733,516	733,638	731,754	732,217
内 訳	水 洗 化	公共下水道（人）	622,006	625,654	631,272	633,235	637,190
		浄 化 槽（人）	90,213	88,034	83,417	80,606	77,801
	く み 取 り（人）		20,598	19,768	18,889	17,853	17,166
	自 家 処 理（人）		60	60	60	60	60
収 集 量	くみ取りし尿収集量（k1）		15,647.8	15,101.1	14,469.4	13,872.8	13,200.3
	浄化槽汚泥収集量（k1）		60,623.0	58,193.4	56,693.1	56,831.5	54,175.2
	収 集 量 合 計（k1）		76,270.8	73,294.5	71,162.5	70,704.3	67,375.5

外国人を含む人口

（３）処理量（処理施設別）

（単位：k1）

年度 区分	25	26	27	28	29
東 部 浄 化 セ ン タ	14,155.8	19,681.1	18,301.9	18,832.3	18,740.1
中 部 浄 化 セ ン タ ー	31,710.5	34,919.1	33,951.7	33,453.1	30,440.2
宇城広域連合浄化センター	10,835.7	0	0	0	0
山鹿衛生処理センター	19,568.8	18,694.3	18,908.9	18,418.9	18,195.2
計	76,270.8	73,294.5	71,162.5	70,704.3	67,375.5

※東部浄化センターの欄は平成 27 年度まで秋津浄化センターの処理量と読み替える。

（４）許可業者（し尿収集運搬業及び浄化槽清掃業）

- ・旧 市 域 7 業者 ・富合地区 2 業者（うち 1 業者は城南地区業者）
- ・城南地区 1 業者 ・植木地区 1 業者

※旧市域⇒富合・城南・植木地区を除く旧熊本市域

（５）処理施設

適用 区分	処 理 区 域	処 理 能 力	処 理 内 容
東 部 浄 化 セ ン タ ー ※	旧市域 富合地区 城南地区	90 k1／日	暫定施設を設け、東部浄化センターで受入中
中 部 浄 化 セ ン タ ー		210k1／日	前処理後に下水処理
山 鹿 衛 生 処 理 セ ン タ ー	植木地区	92 k1／日	脱窒素活性汚泥法

※熊本地震により秋津浄化センターが損壊したため、東部浄化センターに簡易の投入口施設を建設し、し尿等を投入している。

なお、恒久施設を建設する計画を予定している。

(6) 浄化槽の設置状況

(単位:基)

人 槽 型 式		5～10	11～20	21～50	51～100	101～200	201以上	計
単 独 処 理 槽	腐 敗 型	2,338	152	135	14	3	1	2,643
	全 ば っ 気 型	976	59	96	35	3	0	1,169
	分 離 ば っ 気 型	1,754	43	160	13	0	3	1,973
	接 触 ば っ 気 型	4,411	407	465	21	6	2	5,312
	計	9,479	661	856	83	12	6	11,097
合 併 処 理 槽		11,732	234	391	145	121	81	12,704
合 計		21,211	895	1,247	228	133	87	23,801

(7) 小型合併処理浄化槽設置事業補助金

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29
補 助 対 象 基 数 (基)	254	235	227	201	305
補 助 対 象 人 槽 (人槽)	1,531	1,446	1,284	1,120	1,676
補 助 金 の 額 (千円)	122,364	115,374	100,930	74,293	105,191

(8) 被災合併処理浄化槽設置支援事業補助金

区 分 \ 年 度	29
補 助 対 象 基 数 (基)	106
補 助 対 象 人 槽 (人槽)	611
補 助 金 の 額 (千円)	32,428

7 環境総合センター

(1) 概要

昭和47年2月、公害その他衛生上の試験検査を行う目的で、熊本保健所内に衛生試験所として発足した。昭和56年1月、社会情勢の変化に伴う衛生上の試験検査、調査研究の高度・複雑化に対応するため、独立した施設を建設、従来の環境科学部門に係る試験検査体制の充実をはかるとともに、新たに衛生科学部門、細菌微生物部門を増設し、保健衛生研究所と名称を改め総合試験研究施設として発足した。平成7年4月1日、機構改革により地下水、企画情報部門を増設して組織名を環境総合研究所と改め、同年6月研究機能と学習機能が一体となった新しい形態の総合研究施設として建設された環境総合センターに移転した。平成24年4月1日、組織名を環境総合センターと改めた。

所 在 地 東区画図町大字所島404番地1

業務内容 環境基本法、食品衛生法、環境衛生関係法等に基づく理化学試験、細菌ウイルス等微生物学的検査及び調査研究並びに環境総合センターの管理

(2) 業務実績

平成28年度は、従来の試験業務に加え、熊本地震発災直後に市民が保有する飲用井戸の水質検査を緊急で実施しており、その数が以下の表（衛生科学・微生物）に含まれる。

（平成29年度 合計 検体数 2,723件、検査項目数 35,856件）

環境関係業務

調査区分			年度		25		26		27		28		29		備 考
					検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	
行政試験	大気汚染	有害大気汚染物質			115	3,561	316	12,205	242	8,428	122	4,245	82	2,764	PM2.5 有害金属等
		大気汚染物質			199	199	200	200	0	0	0	0	0	0	窒素酸化物等
		その他			98	605	90	584	109	629	88	608	90	636	酸性雨、アスベスト
		小計			412	4,365	606	12,989	351	9,057	210	4,853	172	3,400	
	水質汚濁	河川・海域	一般項目		287	1,917	295	1,922	299	1,875	304	1,939	304	1,944	pH、BOD、SS等
			健康項目		21	535	21	677	21	698	23	677	21	748	鉛、シアン、揮発性有機化合物
			環境ホルモン		8	56	8	48	0	0	0	0	0	0	ビスフェノールA、可塑剤等
		工場・事業所排水			65	535	84	627	75	573	73	568	83	640	BOD、水銀、鉛等
		その他			281	3,510	351	5,208	103	3,620	34	2,933	72	2,698	自主的調査等
		小計			662	6,553	759	8,482	498	6,766	434	6,117	480	6,030	
		悪臭物質			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	アンモニア、硫化物、トリメチルアミン等
		廃棄物関係			35	727	36	768	34	732	37	786	45	894	廃棄物埋立地関係
		精度管理			4	65	4	64	3	68	3	66	4	74	環境省の精度管理、酸性雨等
		その他			30	30	54	66	73	373	44	48	7	7	放射能空間線量、火災原因調査
	一般依頼検査				1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	アスベスト含有試験
	合 計				1,144	11,741	1,459	22,639	959	16,966	728	11,870	708	10,405	

地下水関係業務

調査区分		25		26		27		28		29	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
行政試験	定 点 監 視 調 査	494	10,547	496	10,864	554	11,836	522	11,348	441	9,929
	汚 染 防 止 関 係 調 査	41	513	16	164	10	172	4	4	0	0
	浄 化 促 進 事 業	36	756	36	756	18	378	18	378	19	399
	地下水質モニタリング	296	7,247	278	6,945	212	2,661	195	2,472	188	2,383
	そ の 他	38	854	36	788	36	476	21	237	21	237
合 計		905	19,917	862	19,517	830	15,543	760	14,439	669	12,948

衛生科学関係業務

調査区分		25		26		27		28		29	
		検体数	項目数	検体数	検体数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
行政試験	食 品 理 化 学 検 査	568	19,295	338	11,380	328	12,265	185	9,565	155	5,635
	浴場・プール等の水質検査	444	2,233	288	1,476	291	1,451	1,369	10,755	131	457
	洗 剤 等 家 庭 用 品 試 験	45	45	45	45	45	45	20	20	20	20
	器具・容器包装等の試験	5	10	3	6	3	6	3	6	3	6
	そ の 他	0	0	0	0	4	10	4	8	3	8
合 計		1,062	21,583	674	12,907	671	13,777	1,581	20,354	312	6,126

微生物関係業務

調査区分		25		26		27		28		29	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
行政試験	食 品	358	941	241	822	259	755	182	507	223	676
	環境（浴場・プール水等）	433	652	334	453	300	408	1,552	2,926	212	272
	食中毒（便・吐物等）	153	1,053	406	6,517	302	5,000	357	5,210	282	4,178
	感染症（O157等、発生動向調査）	238	1,123	323	1,293	277	1,211	282	1,180	317	1,251
合 計		1,182	3,769	1,304	9,085	1,138	7,374	2,343	9,823	1,034	6,377

環境学習業務

（平成29年度）

事 業 名		内 容	時期（回数）	参加人数
環境総合センター主催事業	夏休み子ども環境教室	光の工作、放射能を知ろう、水のめぐみ、天気のおくみ、空気は力持ち	12	45
	親子環境探検隊	第1回：水生生物ウォッチング（上江津湖） 第2回：自然観察（金峰山） 第3回：野鳥観察（下江津湖）	3	105
	科学体感フェア	センターを開放し、業務に関連する実験や工作などの体験	6	421
	市民環境科学セミナー	ダンボールコンポスト作成、新聞エコバック作成などを利用した、リサイクル、ごみ問題、地球温暖化などの環境学習、支援事業所相談時の体験	31	205
	科学体感フェア	センターを開放し、業務に関連する実験や工作などの体験	6	421
	カブトムシ・クワガタ飼育講座	外来生物について講習会において危険性を注意喚起し、生態系保全について正しい知識を普及啓発するもの。	4	184
環境学習会等の支援事業		学校や諸団体等の依頼による、学習会実施の支援	56	1,645
合計			112	2,605

經 濟 觀 光

1	經 濟 振 興	265
2	競 輪 事 業	286
3	觀 光 政 策	288
4	熊 本 城	295
5	動 植 物 園	302
6	文 化 振 興	304
7	文 化 財	306
8	社 会 体 育	311
9	市 民 会 館 ・ 健 軍 文 化 ホール	320

1 経 済 振 興

(1) 概 況

本市は、九州の中央に位置し、国・県などの行政機関が集積する県庁所在地であるとともに、市内人口約74万人、熊本連携中枢都市圏約110万人を擁する消費市場を有している。こうした背景のもと、市内総生産を産業別にみると、卸・小売・飲食店、サービス、運輸・通信などの第3次産業が約9割を占めており、本市は商業・サービス産業中心の都市であるといえる。一方、第1次産業においては、商品性の高い作物を中心に、全国でも高い生産性を誇る都市型農業が展開されており、それを基にした伝統的な食品製造業なども発展している。このほか第2次産業においては、市内外に誘致された半導体産業、輸送機器産業等の大規模製造業や、ハイテク産業、バイオ産業の集積もみられ、九州の中核をなす拠点都市としてさらなる飛躍に向け、新たなステージへとスタートを切ろうとしているところである。

そのような中、平成28年4月に発生した熊本地震により主力産業である商業や観光産業をはじめとする地域産業の多くが甚大な被害を受け、一部の地域や業種・中小企業者においては未だ厳しい状況が続いている。

一方で、復興需要の波及を背景に、景気は緩やかに拡大しているものの、復旧・復興需要とともに、少子高齢化、若年層を中心とした生産年齢人口の県外への流出といった構造要因も強く影響し、労働需要が高まり、人手不足が今後も続くことが予想されるため、求職者と求人企業とのマッチングの推進や地元企業のPR、連携中枢都市との連携によるUIJターンの推進など、各種施策の展開に努めているところである。

さらに、平成30年度は、震災復興計画の折返しとなる年度であり、熊本市の経済の中心となる地元の中小企業に対する多様な支援を継続的に行うことにより、商工業・観光業などの地域経済の活性化を図り、「復興の加速化」に重点的に取り組んでいく。

(2) 産業政策

ア 創業支援（商業金融課、産業振興課）

中小企業者や創業を志す市民の多岐にわたるニーズに対応するため、くまもと森都心プラザ内にビジネス支援センターを設置し、指定管理者制度による運営のもと、経営や資金調達にかかる相談窓口や、創業を志す者を対象にしたインキュベーション施設「創業支援室」を設け創業期の支援を実施している。

また、高い事業意欲と創造性、チャレンジ精神を有する創業予定者を対象に、事業化へ向け総合的専門的な支援を行い持続可能な創業者の輩出を目指す「ビジネスプランコンテスト」、創業して概ね5年以内の経営者及び中小企業後継者を対象に、熊本学園大学と共催にて実践的な講義を行う「肥後創成塾」等、企業のステージに応じた段階的支援を実施しており、平成26年3月には民間事業者と連携して実施する創業支援の取り組みについて国による創業支援事業計画の認定を受けたところ。

さらに、中小企業基盤整備機構が設置・運営するくまもと大学連携インキュベータ（大学連携型起業家育成施設）において、ライフサイエンス（生命科学）分野等で起業・新事業展開を行う方に対し、熊本県は支援人材の派遣（経営ノウハウ、販路開拓支援等）、熊本市はオフィス・研究室の賃料補助を実施するとともに、商店街内の空き店舗を活用し、新規又は2店舗目となる小売業等の店舗を出店する民間事業者や創業者に対して店舗改装費を対象とした補助を実施している。

イ 企業立地促進事業（産業振興課）

本市経済の活性化や雇用機会の拡大による市民所得の向上を図るため、平成11年4月施行の「熊本市企業立地促進条例」に基づく優遇制度を活用して本市への企業の立地促進を図っている。

本市では、平成22年3月の城南町・植木町との合併により市域が広がったことから、城南工業団地や今藤工業団地への製造業・物流機能の誘致が進んだほか、九州新幹線の全線開業や政令指定都市移行に伴う都市ブランド効果を背景に、コールセンター、事務センター等のオフィス系企業を中心市街地への集積を促進していく。

今後は、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少が懸念されることから、平成29年度に企業立地促進条例を改正し、「熊本市企業立地推進本部」を中心に全庁を挙げて人材への投資に注力する企業を支援していくこととしている。

また、企業立地推進室及び東京事務所が連携し、首都圏をはじめとした大都市圏において誘致活動を行うとともに、民間の調査会社を活用した企業誘致情報の収集を実施するほか、企業立地専用ホームページや見本市への出展等による情報発信の強化、さらには、立地企業懇話会の開催による企業ニーズの把握や立地企業の人材確保のための合同就職面談会の開催等の支援策を展開していくことで、更なる企業の立地を目指していく。

ウ フードパル熊本（産業振興課）

フードパル熊本は、本市が計画し、市と協同組合フードパル熊本が事業主体者、旧環境事業団が開発主体となり開発した食品工業団地であり、地域経済の活性化とリーディング産業である食品産業の振興を目的に建設したものである。特色としては、①生活者との交流、②地域経済をリードする意欲的な企業づくり、③質の高い就労環境、④地域農業との連携、⑤環境との調和の5つのコンセプトを基本に開発し、特に生活者との交流については、各企業において直売施設、見学工場、体験施設等の交流施設を設置するとともに、フードパル熊本の事業として、こだわり工房村（レンタル工房）、とれたて市（朝市）事業にも取り組んでいる。また、本市も食品交流会館、公園、駐車場などの公益的施設を整備し、産業と市民、来訪者の交流の場、地域経済の牽引役としてその発展に大きな期待を寄せている。

位置：貢町、和泉町地区 規模：25.7ha 企業用地：12.0ha 組合共同用地：2.7ha
熊本市管理用地：11.0ha

熊本市食品交流会館（産業振興課）

熊本市食品交流会館は、食品産業の振興及び地域経済の活性化を促進するために建設したものであり、フードパル熊本の中核施設として、また地域産業、市民及び来訪者の交流施設として機能することを目指している。

所在地 北区貢町581番地2

開設年月日 平成9年11月1日

建設費 999,038千円

主な設備 多目的ホール、第1会議室、第2会議室、パーティールームA・B、イベント広場等

管理運営 株式会社フードパル熊本（指定管理者）

施設利用状況

平成30年4月1日現在

	25			26			27			28			29		
	利用 件数 (件)	利用者 数(人)	利用 率 (%)	利用 件数 (件)	利用者数 (人)	利用 率 (%)	利用 件数 (件)	利用者 数(人)	利用 率 (%)	利用 件数 (件)	利用者 数(人)	利用 率 (%)	利用 件数 (件)	利用者数 (人)	利用 率 (%)
第1会議 室	481	17,237	67	528	18,820	70	529	18,104	69	592	22,006	80	608	24,739	76
第2会議 室	311	3,851	54	345	5,048	58	272	3,379	48	345	5,374	62	352	5,686	63
パーティ ールーム	464	16,395	53	507	19,732	57	449	18,330	52	566	20,455	63	580	24,718	64
イベント 広場	46	16,261	14	41	8,956	13	57	21,933	17	57	27,281	18	55	25,983	17
多目的 ホール	319	97,380	47	338	124,055	51	330	94,746	49	457	91,489	68	410	105,304	64

エ くまもと森都心プラザ（商業金融課・観光政策課・市立図書館）

くまもと森都心プラザは、熊本駅周辺地域整備基本計画における「人と情報の交流ゾーン」「情報化社会を切り開くゾーン」に位置づけられ、施設の基本コンセプトを「ひと、情報、文化が交流し、豊かさと活力を生み出す『情報交流拠点』として平成23年10月1日に開館した。（１）観光・郷土情報センター、（２）プラザ図書館（３）ビジネス支援センター（４）プラザホール・会議室 等による複合交流施設として東Ａ地区市街地再開発事業地区内に整備され、開館当初より、指定管理者（くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体）により管理運営されている。

所在地	西区春日１丁目１４－１
設置主体	熊本市
構造	地下ＲＣ造、地上Ｓ造 地下１階、地上６階
建設費	６，１４０，０００千円
主要施設	６階 Ａ会議室～Ｄ会議室 ５階 プラザホール（ホワイエ、ラウンジ、控室）、多目的室 ４階 プラザ図書館、ビジネス支援センター、学習室、託児室 ３階 プラザ図書館 ２階 観光・郷土情報センター、管理事務室

施設利用状況（有料施設）

年度 区分	25	26	27	28	29
プラザホール	82,968 人	79,345 人	78,497 人	2,975 人	82,442 人
多目的室	10,167 人	10,911 人	12,119 人	11,969 人	12,420 人
Ａ会議室	11,812 人	9,419 人	10,738 人	11,888 人	14,303 人
Ｂ会議室	10,469 人	8,033 人	9,692 人	10,480 人	12,081 人
Ｃ会議室	9,004 人	9,272 人	9,901 人	10,130 人	11,394 人
Ｄ会議室	8,136 人	8,266 人	7,902 人	8,133 人	8,998 人
託児室	1,278 人	934 人	1,111 人	695 人	1,136 人

施設利用状況（有料施設以外）

年度 区分	25	26	27	28	29
観光・郷土 情報センター	156,742 人	179,126 人	194,479 人	191,629 人	229,100 人
プラザ図書館	758,068 人	800,840 人	647,635 人	328,983 人	510,207 人
ビジネス支援 センター	3,465 人	3,106 人	3,044 人	2,691 人	2,587 人

オ 海外経済交流の推進（産業振興課）

海外との経済交流を推進し、地場企業の販路拡大、グローバル化を図るため、東アジア経済交流推進機構の一員として、中国・韓国の各都市との産業交流や相互のネットワークの強化を促進するとともに、海外主要都市における見本市への出展支援など、地場企業の製品や技術力の知名度向上を図る取り組みをおこなっている。このような取り組みを効果的に進めるため、県、ＪＥＴＲＯ熊本、熊本県貿易協会等関係機関と連携しながら、地場企業の販路拡大、グローバル化を推進している。

また、熊本港利用促進のため、定期航路を利用した荷主企業への助成金、船会社や荷主企業への訪問等によるポートセールス活動を展開している。

(3) 商工業の振興

ア 魅力ある商店街の形成（商業金融課）

中心商店街の活性化については、平成29年3月24日内閣総理大臣より認定を受けた3期中心市街地活性化基本計画に基づき、商業基盤の整備や交通アクセスの充実などを進めており、交流拠点としての都市的魅力を高めるとともに、熊本城、城彩苑からの回遊性を図るなど、中心市街地活性化協議会などとも連携し、賑わいのある中心商店街を創出する。

また、地域商店街については、地域の特性を活かした個性ある取り組みや地域と一体となって取り組む事業に対して積極的な支援を実施している。

イ 工業の生産性向上（産業振興課）

新規性・独自性のある高付加価値の製品の創出を促進するために、大学等における研究シーズと企業の事業化シーズのマッチング機会の提供や中小企業者が行う新製品・新技術研究開発を支援している。

また、販路拡大の支援として、中小製造業者等が行う見本市出展への助成などを行い、本市工業の活性化と中小製造業者の経営基盤安定を図っている。

さらに、地場企業の技術革新や産学連携などを促進するとともに、くまもと産業支援財団をはじめとする各支援機関と連携して先端産業の育成と産業の高度化に取り組んでいる。

ウ 人材の確保・育成（商業金融課、経済政策課）

職業安定機関や企業との連携のもと、求人活動への支援を図るとともに、勤労者資質の向上、勤労者福祉の充実など、中小企業における人材の確保や育成に努める。

また、中小企業の人材の育成を支援するため、指定管理者によって運営されるくまもと森都心プラザにおいて経営者から新入社員までを対象とした各階層別・分野別能力開発研修を体系的に開催するとともに、中小企業大学校等の研修に企業が従業員を派遣する場合、旅費・滞在費の2分の1相当額を補助する「中小企業研修派遣助成制度」を設けている。

研修事業実績

年 度 研修種別	25		26		27		28		29	
	件 数 (件)	受講者数 (人)	件 数 (件)	受講者数 (人)	件 数 (件)	受講者数 (人)	件 数 (件)	受講者数 (人)	件 数 (件)	受講者数 (人)
経営研修（セミナー等）	17	246	19	304	18	283	18	271	17	347

エ 共同化への支援（商業金融課）

関係団体との緊密な連携のもと、中小企業の共同店舗等の整備や工業団地・商店街アーケード建設などの高度化事業など、事業の共同化への取り組みに対する支援を実施している。

オ 熊本流通業務団地（商業金融課）

流通機能の合理化と都市機能の維持増進を図り、都市環境の改善と消費生活の安定に資するため、市南部の近見・田迎・御幸地区に熊本流通団地を建設したものである。

この熊本流通団地は、「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づき、流通業務施設と関連公益施設等を計画的に整備したもので、約100社の卸・運輸・倉庫業者が入居している。

また、地域の情報化を推進するため設立された第3セクターの(株)熊本流通情報センターも流通情報会館に入居しており、高度情報化社会に対応するため、情報通信技術を駆使した流通業の経営効率化・情報力強化を図り、九州における流通拠点としての基盤の確立を目指している。

事業の名称	熊本流通業務団地造成事業
事業主体	熊本市
位置	南区流通団地1丁目・2丁目
規模	52.9ha
	卸・運輸・倉庫施設 29.9ha 公益的施設 0.5ha 公共施設 22.5ha

カ 熊本市流通情報会館（商業金融課）

熊本市流通情報会館は、「地域経済の活性化」を推進し、中小企業の経営活動を積極的に支援するため、（１）熊本地域の産業情報化の核、（２）中小企業の人材育成の場、（３）商品流通情報の交流の場、（４）熊本流通団地の機能を総合的に高めるための拠点施設及び公益施設としての機能を有した総合施設である。

なお、当会館は平成17年4月より指定管理者（熊本流通団地協同組合）により管理運営されている。

所在地	南区流通団地1丁目24番地
設置主体	熊本市
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上6階建
建設費	1,871,900千円
開館	平成元年4月26日
主要施設	

（事務棟） 6階 601～604研修室、ラウンジ

5階 501～503研修室

4階 ㈱熊本流通情報センター

3階 ㈱熊本流通情報センター

2階 熊本流通団地協同組合、多目的ルーム

1階 会館事務室、常設展示コーナー

（展示棟） 1階 展示場（1,080㎡、高さ5.9m、床荷重1t/㎡）

地下 駐車場

会館利用状況

区 分 \ 年 度		25	26	27	28	29
研修室	件 数	2,515	2,632	2,553	2,710	2,772
	人 数	77,770	77,621	81,513	83,630	85,105
展示場	件 数	223	207	207	241	226
	人 数	83,784	86,126	68,727	93,596	82,732

(4) 雇用対策（経済政策課）

ア 雇用の安定と確保

人手不足（労働力不足）対策及び求職者への就業支援

- ・各産業分野における深刻な人手不足解消に向け、労働分野に精通した民間職業紹介事業者と協定によって連携し、お互いの強みを生かした合同就職面談会を年間最大20回実施する。
- ・平成28年熊本地震からの早期復旧・復興を目的として、団体等が実施する人材の確保・定着・育成に資する事業を支援する、これまでに無い柔軟な助成制度である人材確保育成助成金事業を新設し、即効性を持った人手不足対策を図る。
- ・東京にてU I J ターン就職面談会を開催するとともに、U I J ターンサポートデスクによる面談会後の参加者のフォローアップを実施し、継続的な就職支援に取り組む。
- ・地場企業への就職率向上のため、より求職者への訴求力が高い民間就職サイトを活用し、熊本市に事業所を持つ企業のPRを兼ねた求人情報を掲載、雇用マッチング支援に取り組む。
- ・「高等学校進路指導教諭と地場企業との面談会」を県や関係団体と連携実施し、若年者の市内就職率向上に取り組む、生産年齢人口の県外への流出を抑止する。
- ・高校生をターゲットとした企業説明会を試行的に実施する。
- ・障がい者、母子家庭の母等を雇用した事業主に雇用奨励金を支給することにより、特に就職が困難な市民の雇用促進を図る。
- ・介護福祉士資格取得に必要な介護職員実務者研修を実施し、人材不足の福祉業界への就労支援を行う。
- ・新規学卒者を含む若年者や一般求職者に対する合同就職面談会や中高年齢者を対象としたライフプランセミナーを開催し、求職者の就業を支援する。

イ 職業能力の向上

教育訓練の充実

- ・熊本市職業訓練センターで、求職者や在職者の職業能力開発訓練を実施し、市民の職業能力の向上を支援する。
- ・調理学科を備えた職業訓練短期大学校を開設し、雇用の安定と調理分野での就職者数増を目指す。
- ・熊本市職業訓練センターの受講生のうち、雇用保険の受給資格のない離職中の者に対して、受講料の半額助成を行う。
- ・認定職業訓練校を支援することにより、若年労働者の技術養成、職業能力の向上を図る。

熊本市技能者表彰

- ・本市産業の発展に尽くされた技能者や全国規模以上の技能競技大会において優秀な成績を修めた者、さらには各種の技能をもって地元企業に勤務する優秀な若年技能者を表彰することで、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ若年技能者の育成及び技能水準の向上を図る。

ウ 労働環境の向上

関係機関との連携強化及び福利厚生への向上支援

- ・熊本市勤労者福祉センター（サンライフ熊本）の運営を通じ、中小企業勤労者の健康保持、体力の増強及び教養、文化等、雇用の促進と福祉の向上を図る。
- ・熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンターの各種祝い金等の給付事業及びレジャー・レクリエーション等の福利厚生事業を支援することにより、従業員の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興に寄与する。
- ・熊本県社会保険労務士会と覚書を取り交わし、市役所本庁舎8階を利用して毎週水曜日13:00～16:00に労働問題に対する相談窓口を設置する。

労働相談実績（件数）

	合 計	労働 契約	就業 規則	配置 転換	人事 セクハラ等	退職 金	賃金	休暇	労働 時間	解雇 退職	損害 賠償	懲戒 処分	労災 事故	安全 衛生	雇用 保険	年金	社会 保険	その他
H25	34	2	1	1	4	3	11	1	2							5	4	
H26	36	4	1	2	3	1	9	2	2	1						6	5	
H27	25	4			2	2	5									10	2	
H28	12					1	2								2	4	3	
H29	38	2	1	2	4	2	4	1	7							11	4	
計	145	12	3	5	13	9	31	4	11	3						36	18	

※H28は5月17日～8月31日まで熊本地震に関する特別労働相談（102件）で対応。

エ 関係機関との連携事業の取組み（連携相乗効果による全体最適化、効率化）

労働局・熊本県との連携事業

- ・平成26年度に熊本労働局と「熊本市雇用対策連携協定」を締結し、求職者の就職促進と企業の人材確保支援等について、時勢に応じた政策課題を共有し効果的・一体的にその対策に当たることとした。
- ・特に人手不足感の高い業種に特化した、求職者向け「職人の仕事説明会」や「福祉のしごと説明会」を職業安定所等と協同により実施、事業所向けとして労働環境改善や人材確保に資する労務管理などをテーマとした「建設・運輸・警備人材事業所セミナー」を各種団体と連携実施し労働力不足解消に取り組む。
- ・「高等学校進路指導教諭と地場企業との面談会」を県や関係団体と連携実施し、若年者の市内就職率向上に取り組む、生産年齢人口の県外への流出を抑止する。（再掲）
- ・熊本労働局及び熊本県との連携により県就職未内定の大学生等と地場企業との合同就職面談会を実施する。
- ・熊本労働局及び熊本県との連携により就職未内定の高校3年生と地場企業との合同就職面談会を実施する。
- ・熊本労働局が主体となって実施する若年者地域連携事業「UIJターン合同就職面談会」（熊本開催）を連携支援する。
- ・働くことに一歩を踏み出せない若者（若者無業者）への支援として、熊本労働局が主体となって実施する地域若者サポートステーション事業を連携支援する。
- ・「働き方改革」に資する企業セミナーなどを熊本労働局と連携し実施する。
- ・国と連携・協力して中央区役所・東区役所に設置した、生活保護受給者等への就労支援を行うハローワークのサテライトを通じ、ハローワーク業務と福祉分野の業務とを連携させた就労支援を一体的に実施する。

オ 労働雇用関係施設（市施設）

熊本市事業内高等職業訓練校（受講期間：2年間）

管理運営 熊本市職業訓練施設管理共同企業体（指定管理者）

所在地 中央区南熊本3丁目8番16号

訓練生数

（各年4月現在）

	左官	塗装	鉄筋	防水	屋根	型枠	和裁	造園	フラワー	計
平成26年度	7人	12人	3人	7人	5人	5人	4人			43人
平成27年度	9人	15人	1人	14人	5人	6人	5人			55人
平成28年度	12人	12人	8人	14人	6人	9人	8人			69人
平成29年度	11人	11人	7人	9人	7人	19人	5人			69人
平成30年度	18人	4人	4人	12人	5人	12人	4人	7人	9人	75人

熊本市職業訓練センター

職業に必要な労働者の能力の開発及び向上を促進するため、職業訓練を行う事業主等への施設の提供及び各種職業能力の開発又は向上に関する講習や体験学習等、幅広い職業訓練を実施している。

管 理 運 営 熊本市職業訓練施設管理共同企業体（指定管理者）

所 在 地 西区花園7丁目19番10号

事 業 内 容 (平成30年4月現在)

区分 年度	利用者数 (延べ人数)	職業能力開発訓練		語学講座	受託訓練	その他の 事業	短大	施設利用 指定事業 検定事業
		I T 以外	I T 関連					
25	31,077	7,479	2,040	578	14,278	2,318	0	4,384
26	35,438	7,501	2,583	595	15,923	2,188	0	6,648
27	34,817	5,844	2,034	629	16,390	3,579	0	6,341
28	26,327	4,683	2,070	544	8,696	5,394	0	4,940
29	26,163	5,168	1,905	544	10,185	7,660	0	701

熊本市勤労者福祉センター

雇用の促進と勤労者の福祉の向上を図るため、雇用の促進に関する事業、心身の健康及び体力の増進に関する事業、教養及び文化活動に関する事業、福祉の向上に関する事業の実施及び体育室や会議室等の貸出等を行う。

管 理 運 営 (一財) 熊本市勤労者福祉センター（指定管理者）

所 在 地 中央区黒髪3丁目3番12号

施 設 概 要 1階 体育室・ホール・講習室 職業相談室・更衣室・シャワー室
2階 和室(2部屋)・研修室・大会議室

(平成30年4月現在)

区分 年度	利用者数(人)				貸館(千円)	主催事業(千円)
	講座等	貸館等	健康相談	計	利用料金	主催事業収入
25	37,597	35,298	1,780	74,675	5,094	20,189
26	39,986	37,234	1,765	78,985	4,573	21,109
27	41,487	36,190	1,878	79,555	4,611	27,019
28	25,633	19,871	1,127	46,631	2,549	11,287
29	41,730	33,553	1,841	77,124	4,363	20,632

(5) 中小企業経営の基盤強化(商業金融課)

中小企業が抱える経営上の諸問題についての相談・診断を行うとともに、経営情報の提供など、中小企業の自主的な経営努力を支援し、経営力の強化を図る。

ア 資金調達の円滑化

中小企業が健全な経営活動を営めるよう、金融情報の提供や円滑な資金調達を制度融資により支援する。

融資状況

制度名 \ 年 度	27		28		29	
	件 数	件 数	件 数	件 数	件 数	件 数
小 口 資 金 融 資	173	771,100	61	173	771,100	61
経 営 向 上 小 口 資 金 融 資	780	2,388,690	247	780	2,388,690	247
経 営 安 定 資 金 融 資	44	292,300	15	44	292,300	15
創 業 サ ポ ー ト 資 金 融 資	110	407,900	78	110	407,900	78
経 営 安 定 特 例 資 金 融 資	0	0	516	0	0	516
経 済 環 境 変 動 対 策 資 金 融 資	213	1,773,600	34	213	1,773,600	34
公 害 防 止 施 設 資 金 融 資	0	0	0	0	0	0
地 下 水 使 用 合 理 化 設 備 資 金 融 資	0	0	0	0	0	0
高 度 化 資 金 融 資	0	0	0	0	0	0
短 期 資 金 融 資	27	72,970	16	27	72,970	16
新エネルギー設備等資金融資	0	0	1	0	0	1
計	1,347	5,706,560	968	1,347	5,706,560	968

※平成28年度の経営安定特例資金融資は、平成28年熊本地震発生に伴うもの。

イ 熊本市中小企業活性化会議

平成24年第4回定例会において、議員提案により「熊本市中小企業振興基本条例」が制定され、平成25年4月1日から施行された。この条例は、中小企業振興に向けた基本理念や、市民・中小企業・市などの役割などを定めたもので、市長の附属機関として、熊本市中小企業活性化会議を置き、市長の諮問に応じて会議で条例の基本方針に基づく中小企業の振興に関する施策等を審議するものである。

目 的	熊本市中小企業振興基本条例第8条における施策の基本方針に基づく、中小企業の振興に関する施策等について審議する。
委 員 構 成	16人以内 学識経験者、公募委員、中小企業団体・金融機関・消費者団体・関係行政機関の職員
任 期	2年
開 催 状 況	第1回 平成29年 8月 1日（火）14時00分～ （平成29年度） 第2回 平成29年 10月17日（火）14時00分～

(6) 中小企業への各種助成（商業金融課・産業振興課）

ア 中小企業振興助成

助 成 の 種 類	助 成 対 象	助 成 措 置
事 業 助 成 金	中小企業者が、中小企業団体であって市長が認めたものを組織し、運営を開始したとき	1組合につき10万円（組織し、運営を開始した年度に限る）
	商店街等環境整備事業	事業費が1億円以下のとき、事業費の20パーセントに相当する額以内
		事業費が1億円を超えるとき、2千万円に1億円を超える額の10パーセントを加算した額以内とし、3千万円を限度とする
	集団化事業及び施設共同利用事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、2千万円を限度とする
	一般高度化事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、1千万円を限度とする
融 資 の あ っ せ ん	創業及び経営基盤の強化に必要な設備、高度化施設等、福利厚生施設	融資のあっせん
便 宜 の 供 与	中小企業団体のうち市長の認めるものを組織したとき、設備、高度化施設等	用地のあっせん、労働力の確保、道路等の整備、情報・資料の提供、その他

助成状況

年 度		25	26	27	28	29
区 分	件 数	0	3	0	0	0
	金 額（千円）	0	300	0	0	0
高度化施設	件 数	4	0	0	0	0
	金 額（千円）	18,571	0	0	0	0

イ 商店街共同施設助成

商店街の共同施設（街路灯、アーケード、防犯カメラ等）の設置等の事業を助成する。

助成状況

年 度	25	26	27	28	29
件 数	4	2	1	0	3
金 額（千円）	3,990	907	632	0	4,146

ウ 商店街共同施設電気料補助

商店街が管理する街路灯電気料の20%を運営資金として補助する。

助成状況

年 度	25	26	27	28	29
件 数	57	60	59	59	54
金 額（千円）	4,991	4,912	4,517	4,125	4,170

エ 商店街活性化特別支援事業

商店街等が実施する集客や販売促進等の事業を助成する。

助成状況

年 度	25	26	27	28	29
件 数	36件（33団体）	41件（39団体）	28件（25団体）	24件（22団体）	28件（25団体）
金 額（千円）	24,994	33,506	24,612	22,969	28,015

オ 商店街空き店舗対策事業

商店街団体等が実施する空き店舗対策事業に助成する。

助成状況

年 度	25	26	27	28	29
件 数	13	23	24	16	11
金 額（千円）	7,339	13,883	15,095	7,829	5,823

カ 商店街にぎわい復興支援事業

熊本地震により被災した商店街等団体が実施するイベント等の事業の経費を支援する。

助成状況

年 度	29
件 数	15
金 額（千円）	14,338

キ 買い物弱者支援事業

買い物弱者の利便性向上に資する取り組み状況をまとめた便利帳の作成。

予算額： 平成30年度 907千円

作成数： 16,000部 配布予定

(7) 中小企業金融対策（商業金融課）

中小企業金融制度一覧

制度名 (発足年月日)		小口資金融資 (昭 38. 8. 7)	経営向上小口資金融資 (平 19. 10. 1)
目 的		市内中小企業者の小口資金の円滑な融資を図ることにより、企業の体質改善を図り、もって本市中小企業の振興に寄与する	信用保証協会と金融機関との責任共有制度の導入に伴う金融環境変化の影響を受けやすい市内小規模零細事業者に対して、責任共有制度の対象除外となる全国統一の保証制度の対象とすることにより、小口資金の円滑な融資を図り、企業の体質の改善を図るとともに、安定的な資金調達を維持し、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・従業員20人以下であること	・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・従業員20人以下（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下）であること ・この融資と既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円の範囲内であること ※認定支援機関を活用し、事業改善に取り組む企業者は、保証料補給の特例あり ※熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2条第1項第1号に該当する者は、保証料補給の特例あり
使 途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額		1,000万円以内	1,000万円以内
融資期間及び利率		30ヶ月：固定 年2.00%以内 45ヶ月：固定 年2.10%以内 60ヶ月：固定 年2.20%以内	3年以内：固定 年1.70%以内 4年以内：固定 年1.80%以内 5年以内：固定 年1.90%以内
据 置 期 間		6ヶ月以内	6ヶ月以内
保 証 料 率		年0.45%～1.25% 保証料補給：1/2	年0.50%～2.20% 保証料補給：1/2 ※特例対象者 全額
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済	一括又は分割返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	469,400（出捐金）	874,000
	協調倍率（倍）	25	3
	融資枠（千円）	11,735,000	2,622,000
	預 託 機 関	県信用保証協会	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		経営安定資金融資 (昭 43. 4. 1)	創業サポート資金融資 (平 12. 4. 1)
目 的		市内中小企業者の経営の合理化、体質の改善に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	創業を行うまたは創業を行った個人もしくは創業を行ったことにより設立された会社、または事業の転換又は多角化を行う者に対して、資金の円滑な融資を図ることにより起業支援を行い、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者及び組合	1. 新規開業（開業後1年未満の者を含む） ① 市内に居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験があり、1月以内に新たに事業を開始する者（2月以内に新たに会社を設立する者） ② 市内に居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験がなく、1月以内に新たに事業を開始する者（2月以内に新たに会社を設立する者）（学生については、学校の推薦を受けた者） ※産業競争力強化法に基づく特定創業支援事業により支援を受けた者は、6月以内 ※熊本県外に住民登録後1年以上経過し、定住を目的として、熊本市内に住民登録後1年以内の者は、保証料の特例あり ※熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2条第1項第2号ア、ウに該当する者は、保証料補給の特例あり 2. 転業・多角化 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を3年以上継続して営んでいる者 転業・多角化前であること ※熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2条第1項第2号イに該当する者は、保証料補給の特例あり
使 途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額		事業者：3,000万円以内 組 合：4,000万円以内	新規開業①：2,000万円以内 新規開業②：500万円以内 転業・多角化：1,000万円以内
融資期間及び利率		3年以内：固定 年2.10%以内 5年以内：固定 年2.20%以内 7年以内：固定 年2.30%以内	新規開業 3年以内：固定 年1.30%以内 5年以内：固定 年1.45%以内 7年以内：固定 年1.60%以内 転業・多角化 7年以内：固定 年2.00%以内
据 置 期 間		6ヶ月以内	1年以内
保 証 料 率		年0.25%～1.70%	新規開業：年0.70% 転業・多角化：年0.25%～1.70% 保証料補給：1/2 ※特例対象者 全額
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	501,000	157,000
	協調倍率（倍）	3	3
	融資枠（千円）	1,503,000	471,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		短期資金融資 (平 24. 4. 1)	経営安定特例資金融資 (昭 55. 4. 15)
目 的		市内中小企業者の短期資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	外的要因による経営環境の変化に伴い、健全な経営の安定に支障が生じた中小企業者へ円滑な融資を図ることにより、中小企業者の経営の安定を図り、もって、本市中小企業の振興に寄与する
対 象		市内に 6 ヶ月以上居住し、かつ同一事業を 6 ヶ月以上経営している中小企業者	市内に 1 年以上居住し、かつ同一事業を 1 年以上（天災地変・火災の場合 6 ヶ月以上）経営している中小企業者 ①大規模小売店（床面積 1,000 m ² 以上）の進出又は増床により経営に影響を受けると市長が認めたもの ②倒産企業に対して直接取引をおこなっている者で、50 万円以上の売掛債権を有しその回収が困難であると市長が認めたもの ③天災地変・火災により被害を受けた中小企業者 ④大規模小売店の撤退、譲渡、又は縮小に伴い経営に影響を受けると市長が認めたもの
使 途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金 (①、④については設備資金のみ)
融 資 限 度 額		500 万円以内	1,500 万円以内
融 資 期 間 及 び 利 率		保証付 1 年以内：固定 年 1.95%以内 保証無 1 年以内：固定 年 2.10%以内	7 年以内：固定 年 2.00%以内
据 置 期 間		無	1 年以内
保 証 料 率		保証付の場合 年 0.25%～1.70%	年 0.25%～1.70%
連 帯 保 証 人		保証付の場合 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く 保証付でない場合 取扱金融機関の定めるところとする	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		一括又は分割返済	元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	40,000	130,000
	協調倍率（倍）	3	3
	融資枠（千円）	120,000	390,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		経済環境変動対策資金融資 (昭 62. 6. 1)
目 的		経済環境の変動により事業活動に支障をきたしている中小企業者に対し、経営の安定に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ① 売上高が減少している中小企業者 ア 融資申込時点の直近2期(年)の売上高について、前期(年)の売上高が前々期(年)の売上高と比較し3パーセント以上減少している者 イ 融資申込以前1年以内のいずれか連続した3ヶ月間の平均売上高が、前年同期の平均売上高と比較し3パーセント以上減少している者 (平成31年3月31日融資実行分まで) ② 売上総利益又は営業利益が減少している中小企業者 ア 融資申込時点の直近2期(年)の売上総利益又は営業利益について、前期(年)の売上総利益又は営業利益が前々期(年)の売上総利益又は営業利益と比較し3パーセント以上減少している者 イ 融資申込以前1年以内のいずれか連続した3ヶ月間の平均売上総利益又は平均営業利益が、前年同期の平均売上総利益又は平均営業利益と比較し3パーセント以上減少している者 (平成31年3月31日融資実行分まで)
使 途		運転資金
融 資 限 度 額		1,500万円以内
融 資 期 間 及 び 利 率		7年以内：固定 年1.85%以内
据 置 期 間		6ヶ月以内
保 証 料 率		年0.25%～1.70%
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合
市 預 託 条 件	融資原資(千円)	1,548,000
	協調倍率(倍)	3
	融資枠(千円)	4,644,000
	預 託 機 関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		公害防止施設資金融資 (昭 46.11.1)	地下水使用合理化設備資金融資 (平 3.4.1)
目 的		市内中小企業者の工場又は事業所における公害防止に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図ることにより、もって市民の健康の保護、生活環境の保全を図る	市内中小企業者の工場及び事業所における地下水の使用合理化に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・公害防止に関し、監督機関の改善指導を受け、市長が必要と認めた施設	・市内に1年以上居住しかつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・地下水の使用合理化を図るものとして市長が認めた施設・設備
使 途		設備資金	設備資金
融 資 限 度 額		800 万円以内	1,000 万円以内
融資期間及び利率		7 年以内：固定 年 2.20%以内 利子補給：全額	3 年以内：固定 年 2.00%以内 5 年以内：固定 年 2.10%以内 7 年以内：固定 年 2.20%以内 利子補給：全額
据 置 期 間		6 ヶ月以内	6 ヶ月以内
保 証 料 率		年 0.69% 保証料補給：全額	年 0.25%～1.70% 保証料補給：全額
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本銀行	肥後銀行 熊本銀行
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	9,000	9,000
	協 調 倍 率 （ 倍 ）	2	3
	融 資 枠 （ 千 円 ）	18,000	27,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		新エネルギー設備等資金融資 (平 24. 4. 1)	高度化資金融資 (昭 44. 4. 1)
目 的		市内中小企業者の新エネルギー・省エネルギー等設備導入に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	市内中小企業者の高度化及び近代化に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		・市内に 1 年以上居住し、かつ同一事業を 1 年以上経営している中小企業者 ・環境負荷低減を図るものとして市長が認めた設備等 ① 太陽光発電システム、ペレットボイラー、燃料電池などの新エネルギー設備 ② 高効率空調機、高効率給湯機、LED照明などの省エネルギー設備 ③ 電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車の 4 種類の自動車	・事業協同組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合等、及びその組合員
使 途		設備資金	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額		1,000 万円以内	1 組 合：8,000 万円以内 1 組合員：2,000 万円以内
融資期間及び利率		10 年以内：固定 年 1.80%以内	8 年以内：固定 年 2.35%以内
据 置 期 間		1 年以内	無
保 証 料 率		年 0.45%～1.90% 保証料補給：1/2	保証付の場合は 年 0.45%～1.90%
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。ただし、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	取扱金融機関の定めるところとする
返 済 方 法		元金均等月賦返済	取扱金融機関の定めるところとする
申 込 先		取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	取扱金融機関
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	肥後銀行 熊本銀行 商工組合中央金庫
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	55,000	20,000
	協 調 倍 率 （ 倍 ）	3	4
	融 資 枠 （ 千 円 ）	165,000	80,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

※ 伝統工芸営業者、倒産関連中小企業者、アスベスト飛散防止に取り組む中小企業者等に対する利子補給制度有り

※ 起業化支援資金融資は、平成 23 年 4 月 1 日から創業サポート資金融資へ名称変更

(8) 経済統計

ア 産業別市内総生産（経済政策課）

(単位 百万円、%)

項 目			実 数			構 成 比			対前年度比	
			25年度	26年度	27年度	25年度	26年度	27年度	26年度	27年度
産 業	第1次産業	農業	23,915	25,267	25,639	1.0	1.0	1.0	5.7	1.5
		林業	338	356	369	0.0	0.0	0.0	0.0	3.7
		水産業	2,278	1,515	2,421	0.1	0.1	0.1	△ 33.5	59.8
		小計	26,531	27,138	28,429	1.1	1.1	1.1	2.3	4.8
	第2次産業	鉱工業	132,692	150,534	144,045	5.5	6.0	5.8	13.4	△ 4.3
		建設業	113,375	104,099	98,665	4.7	4.2	4.0	△ 8.2	△ 5.2
		小計	246,068	254,633	242,711	10.2	10.3	9.8	3.5	△ 4.7
	第3次産業	電気・ガス・水道業	36,044	43,121	46,579	1.5	1.7	1.9	19.6	8.0
		卸売・小売業	321,255	316,274	304,570	13.2	12.7	12.2	△ 1.6	△ 3.7
		運輸・郵便業	91,093	101,259	102,271	3.8	4.1	4.1	11.2	1.0
		宿泊・飲食サービス業	72,125	75,934	80,186	3.0	3.0	3.2	5.3	5.6
		情報通信業	110,224	111,452	104,645	4.5	4.5	4.2	1.1	△ 6.1
		金融・保険業	128,927	132,618	141,784	5.3	5.3	5.7	2.9	6.9
		不動産業	438,153	438,817	436,648	18.1	17.6	17.5	0.2	△ 0.5
		専門・科学技術、 業務支援サービス業	222,538	235,035	244,568	9.2	9.4	9.8	5.6	4.1
		公務	181,276	192,734	193,585	7.5	7.7	7.8	6.3	0.4
		教育	148,078	156,946	158,746	6.1	6.3	6.4	6.0	1.1
		保健衛生・社会事業	248,289	250,287	256,880	10.2	10.0	10.3	0.8	2.6
		その他サービス	139,132	133,907	141,626	5.7	5.4	5.7	△ 3.8	5.8
		小計	2,137,134	2,188,385	2,212,088	88.7	88.6	89.1	2.4	1.1
合 計			2,409,734	2,470,156	2,483,228	99.3	99.1	99.5	2.5	0.5
輸入品に課される税・関税			30,501	41,758	41,002	1.3	1.7	1.6	36.9	△ 1.8
(控除) 総資本形成に係る消費税			13,105	20,145	27,407	0.5	0.8	1.1	53.7	36.0
市内総生産 (市場価格表示)			2,427,130	2,491,768	2,496,823	100.0	100.0	100.0	2.7	0.2

(注) 表中の計数は単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しない場合がある。

数値に富合町、城南町、植木町を含む

(資料) 熊本市統計書（平成29年度版）

イ 産業（大分類）別事業所数及び従業者数の推移（全事業所）（経済政策課）

（平成２６年経済センサス-基礎調査結果及び平成２８年経済センサス-活動調査）

産 業 大 分 類	事業所数			従業者数		
	平成26 年実数	平成28年		平成26 年実数	平成28年	
		実数	構成比		実数	構成比
A～R 全 産 業（S 公 務 を 除 く）	31,929	28,310	100	330,263	305,105	100
A～B 農 林 漁 業	123	107	0.4%	1,476	1,096	0.4%
C 鉱 業，採石業，砂利採取業	3	3	0.0%	11	11	0.0%
D 建 設 業	2,693	2,430	8.6%	20,923	19,748	6.5%
E 製 造 業	1,216	1,091	3.9%	20,066	21,903	7.2%
F 電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	32	21	0.1%	1,549	729	0.2%
G 情 報 通 信 業	370	352	1.2%	6,353	6,659	2.2%
H 運 輸 業，郵 便 業	582	538	1.9%	11,888	10,990	3.6%
I 卸 売 業，小 売 業	8,521	7,733	27.3%	70,924	66,166	21.7%
J 金 融 業，保 険 業	651	620	2.2%	11,075	11,286	3.7%
K 不 動 産 業，物 品 賃 貸 業	2,350	2,004	7.1%	9,951	9,163	3.0%
L 学 術 研 究，専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	1,842	1,680	5.9%	10,751	9,539	3.1%
M 宿 泊 業，飲 食 サ ー ビ ス 業	4,150	3,466	12.2%	34,433	30,097	9.9%
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業，娛 楽 業	3,048	2,646	9.3%	15,487	13,880	4.5%
O 教 育，学 習 支 援 業	1,266	958	3.4%	22,726	15,159	5.0%
P 医 療，福 祉	2,692	2,493	8.8%	59,515	57,771	18.9%
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	195	192	0.7%	3,576	3,519	1.2%
R サ ー ビ ス 業 （他 に 分 類 さ れ な い も の）	2,195	1,976	7.0%	29,559	27,389	9.0%
S 公 務	119	-	-	18,335	-	-

ウ 商 業

業種別商店数・従業員数・年間販売額（商業金融課）

（平成26年商業統計、平成28年経済センサス活動調査（卸小売業に関する集計結果））

産 業 分 類	事業所数			従業者数			年間商品販売額		
	平成26 年実数 (所)	平成28年		平成26 年実数 (人)	平成28年		平成26年実数 (百万円)	平成28年	
		実数 (所)	構成比 (%)		実数 (人)	構成比 (%)		実数 (百万円)	構成比 (%)
合 計	6,109	6,114	-	50,922	53,434	-	2,052,450	2,292,056	-
卸 売 業 計	1,748	1,822	100	16,664	17,901	100	1,311,185	1,512,010	100
501 各 種 商 品 卸 売 業	11	9	0.1%	124	87	0.5%	X	12,746	-
511 繊 維 品 卸 売 業	6	5	0.3%	16	12	0.1%	X	X	-
512 衣 服 卸 売 業	39	31	1.7%	350	330	1.8%	9,309	6,893	0.5%
513 身 の 回 り 品 卸 売 業	25	23	1.3%	157	174	1.0%	X	X	-
521 農畜産物・水産物卸売業	221	232	12.7%	3,220	3,007	16.8%	337,026	362,848	24.0%
522 食 料 ・ 飲 料 卸 売 業	197	193	10.6%	1,930	2,111	11.8%	174,661	211,030	14.0%
531 建 築 材 料 卸 売 業	177	166	9.1%	1,607	1,728	9.7%	110,758	111,547	7.4%
532 化 学 製 品 卸 売 業	83	88	4.8%	562	708	4.0%	41,857	55,137	3.6%
533 石 油 ・ 鉱 物 卸 売 業	31	22	1.2%	404	198	1.1%	68,902	49,071	3.2%
534 鉄 鋼 製 品 卸 売 業	19	20	1.1%	117	120	0.7%	20,571	17,904	1.2%
535 非 鉄 金 属 卸 売 業	4	4	0.2%	60	26	0.1%	5,565	1,338	0.1%
536 再 生 資 源 卸 売 業	23	19	1.0%	691	536	3.0%	12,641	9,177	0.6%
541 産業機械器具卸売業	188	215	11.8%	1,209	1,630	9.1%	86,908	122,233	8.1%
542 自 動 車 卸 売 業	94	93	5.1%	980	1,047	5.8%	39,961	45,844	3.0%
543 電 気 機 械 器 具 卸 売 業	140	169	9.3%	1,017	1,298	7.3%	92,481	113,515	7.5%
549 そ の 他 機 械 器 具	84	93	5.1%	718	979	5.5%	51,155	64,616	4.3%
551 家具・建具・じゅう器等卸売業	50	55	3.0%	406	347	1.9%	16,442	24,913	1.6%
552 医薬品・化粧品等卸売業	133	133	7.3%	1,447	1,826	10.2%	139,227	211,570	14.0%
553 紙 ・ 紙 製 品 卸 売 業	27	33	1.8%	328	314	1.8%	27,715	22,281	1.5%
559 他に分類されない卸売業	196	219	12.0%	1,321	1,423	7.9%	X	65,013	-
小 売 業 計	4,361	4,292	100	34,258	35,533	100	741,265	780,047	100
56 各 種 商 品 小 売 業	14	10	0.2%	1,724	1,323	3.7%	78,876	64,610	8.3%
57 織物・衣服・身の回り品小売業	665	603	14.0%	3,017	2,702	7.6%	45,179	46,915	6.0%
58 飲 食 料 品 小 売 業	1,298	1,317	30.7%	12,386	14,082	39.6%	185,214	211,693	27.1%
59 機 械 器 具 小 売 業	612	624	14.5%	4,486	4,527	12.7%	145,650	153,038	19.6%
60 そ の 他 の 小 売 業	1,515	1,503	35.0%	10,269	10,388	29.2%	211,170	204,460	26.2%
61 無 店 舗 小 売 業	257	235	5.5%	2,376	2,511	7.1%	75,176	99,332	12.7%

注）産業分類は卸売業は「小分類」、小売業は「中分類」

エ 工 業

産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等〔従業者４人以上の事業所〕（産業振興課）

（平成26年工業統計調査結果）

産業中分類	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	実数 (箇所)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (百万円)	構成比 (%)
総計	492	100	18,821	100	391,349	100
食料品	159	32.3	6,247	33.2	114,545	29.3
飲料	10	2.0	480	2.6	16,582	4.2
繊維工業	27	5.5	434	2.3	3,150	0.8
木材	10	2.0	169	0.9	2,661	0.7
家具・装備品	24	4.9	382	2.0	5,553	1.4
パルプ・紙	8	1.6	324	1.7	11,927	3.0
印刷	55	11.2	1,308	6.9	17,763	4.5
化学	5	1.0	2,177	11.6	53,962	13.8
石油・石炭	2	0.4	32	0.2	X	X
プラスチック	14	2.8	334	1.8	11,156	2.9
ゴム製品	1	0.2	5	0.0	X	X
皮革	1	0.2	16	0.1	X	X
窯業・土石	24	4.9	398	2.1	11,090	2.8
鉄鋼	5	1.0	259	1.4	11,503	2.9
非鉄金属	2	0.4	35	0.2	X	X
金属製品	53	10.8	1,302	6.9	24,520	6.3
はん用機械	5	1.0	163	0.9	3,159	0.8
生産用機械	27	5.5	1,539	8.2	28,137	7.2
業務用機械	7	1.4	127	0.7	1,078	0.3
電子部品	2	0.4	1,334	7.1	X	X
電気機器	14	2.8	471	2.5	4,197	1.1
情報通信機器	1	0.2	93	0.5	X	X
輸送用機器	5	1.0	948	5.0	30,711	7.8
その他	31	6.3	244	1.3	2,018	0.5

経
観

オ 産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等〔従業者４人以上の事業所〕（産業振興課）

（平成26年工業統計調査結果）

	事業所数			従業者数			製造品出荷額等		
	平成 25 年実数 (箇所)	平成 26 年		平成 25 年実数 (人)	平成 26 年		平成 25 年実数 (万円)	平成 26 年	
		実 数 (箇所)	構成比 (%)		実 数 (人)	構成比 (%)		実 数 (万円)	構成比 (%)
総 数	502	492	100	18,686	18,821	100	37,384,088	39,134,854	100
4～9 人	227	212	43.1	1,400	1,318	7.0	1,406,220	1,345,402	3.4
10～19 人	125	119	24.2	1,751	1,668	8.9	2,412,310	2,357,387	6.0
20～29 人	47	56	11.4	1,159	1,361	7.2	2,458,795	2,978,970	7.6
30～49 人	29	29	5.9	1,139	1,154	6.1	1,952,478	2,058,098	5.3
50～99 人	43	45	9.1	3,018	3,156	16.8	6,007,861	6,672,478	17.0
100～199 人	18	16	3.3	2,597	2,285	12.1	5,501,994	5,634,793	14.4
200～299 人	6	6	1.2	1,468	1,346	7.2	3,419,592	3,122,158	8.0
300 人以上	7	9	1.8	6,154	6,533	34.7	14,224,838	14,965,568	38.2

※ 統計表中の記号について

「－」：該当がないもの。

「X」：該当事業所が１ないし２事業所に関する数字であるため、統計の秘密保護の立場から特に内容を秘匿したもの。

また、３事業所以上に関する数字でも秘匿した事業所に関する数字が前後の関係から判明する場合は「X」で表す。

2 競 輪 事 業（競輪事務所）

（１）概 要

本市競輪事業は昭和２５年７月、財政再建と戦災復興事業に寄与することを目的として発足し、その後、昭和３７年４月自転車競技法の恒久立法化、同年１０月競技実施団体としての自転車競技会が発足するなど事業の運営面で確固たる基盤が築かれた。

全国の公営競技の売上は、競輪に限らず減少傾向にある。そのような中で、本市競輪事業は、記念競輪開催時の場間場外発売のみではなく、普通競輪開催時にも場間場外発売を展開させるなど売上の増加を図っている。

その一方で、新規ファンの掘り起こしのための専用場外車券売場の新設やファンサービスの充実、魅力あるレースの提供、特別競輪の誘致など、ファンのニーズに応じた事業展開を行っている。

事業発足より現在までにおける発売額は、総額９，８４０億円余、熊本市財政への繰出金総額は６６６億円余の巨額に上り土木、教育、住宅等の公共施設の建設、福祉の充実等の貴重な自主財源として本市の財政に多大な貢献をしている。

平成３０年４月１日現在、熊本地震の影響により投票及び支払所の縮小を余儀なくされているが、本市発展の一助として収益を確保するよう運営を行っている。現在、熊本競輪場は再開が決定し「地域貢献」、「災害対応」、「アマチュアスポーツの振興」という３つの理念を踏まえ、競輪場再開に向け取り組んでいる。

*熊本地震により競輪場内一部立ち入り規制中。（平成３０年４月１日現在）

（２）施 設

所 在 地 中央区水前寺５丁目２３番１号

開 設 年 月 昭和２５年７月

敷 地 面 積 ４３，１８１．６３㎡ 競争路１周５００ｍ

駐 車 場 ７８９台収容

投 票 所	８ヵ所	窓 口	１０９	〔 震災後	投 票 所	２ヵ所	窓 口	１４
支 払 所	８ヵ所	窓 口	６２		支 払 所	２ヵ所	窓 口	１１

観 覧 席 定 員	１２，０００人	一 般	３，３００人	（震災後定員 ３２４人）
		立 見	７，７０５人	
		特別観覧席	９９５人	

（震災後数値については平成３０年４月１日現在）

（３）競輪事業の実績

区 分 \ 年 度	25	26	27	28	29
開 催 回 数	12	12	13	7	5
開 催 日 数	55	52	52	26	22
入 場 者 数	90,951	71,3421	64,868	7,233	5,722
収 入	千円	千円	千円	千円	千円
入 場 料（普通席）	4,458	3,567	3,243	0	0
〃（特別席）	6,739	5,291	4,531	0	0
車 券 発 売 金	11,555,753	10,852,871	12,180,994	10,538,005	9,671,864
そ の 他 の 収 入	577,970	527,435	653,059	642,362	541,009
前 年 度 繰 越 金	478,786	304,989	220,457	331,687	250,268
支 出					
経 常 経 費	130,282	125,400	120,914	104,543	90,118
開 催 経 費	11,399,448	10,795,900	11,871,915	9,959,239	9,144,868
交 付 金	286,624	199,210	226,412	206,678	196,826
施 設 関 係	102,453	53,040	91,057	30,210	20,160
一 般 会 計 繰 出 金	200,000	200,000	150,000	250,000	250,000
基 金	200,000	100,146	270,299	711,116	570,000

(4) 競輪事業収益金の使途

区分 年度	土木・住宅 関 係		民 生 関 係		教 育 関 係		衛 生 関 係		災害復旧 工事関係		そ の 他		合 計	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
25	6,580	3.3	157,240	78.6	17,380	8.7	4,160	2.1	30	0	2,770	1.4	200,000	100.0
26	7,860	3.9	167,560	83.8	15,220	7.6	3,000	1.5	40	0	6,320	3.2	200,000	100.0
27	9,135	6.1	117,135	78.1	12,870	8.6	4,410	2.9	855	0.6	5,595	3.7	150,000	100.0
28	8,975	3.6	183,200	73.3	18,075	7.2	8,550	3.4	16,375	6.6	14,825	5.9	250,000	100.0
29	17,875	7.2	186,875	74.7	20,350	8.1	7,225	2.9	3,750	1.5	13,925	5.6	250,000	100.0

3 観光政策（観光政策課）

（１）概 況（観光政策課）

「森と水の都」と称される熊本市は、豊かな緑、清冽な地下水などの恵まれた自然と城下町としての永い歴史と伝統ある地域文化に恵まれ、日本三名城の一つ熊本城に象徴される歴史都市として、また、多彩な文化を有する近代都市として毎年多くの観光客が訪れる観光都市である。

平成6年には「国際会議観光都市」の指定を受け国際観光都市づくりを推進するとともに、国内外の大会・会議の誘致に取り組み、国際コンベンションシティとしての展開とともに、平成15年9月には熊本市議会において「観光立市くまもと」都市宣言が決議された。また、「行ってみたい“まち”としての都市イメージの定着を図るため、熊本の観光資源を国内外へ積極的にPRするとともに、来訪した観光客が「また訪れたい」と思ってもらえるような観光素材の魅力向上とおもてなしの向上を図り、観光地として「選ばれる都市」を目指している。

しかし、熊本地震において影響を受けた交流人口を増加させるため、観光文化施設やインフラ、産業等の復旧・復興を国内外に迅速かつ的確に伝えていくとともに、復興をアピールするイベントや企画ツアーを実施することにより、積極的なシティセールスや観光戦略を展開していく。

観光客の動向

平成30年6月現在

年	項目	観 光 客 数 (千人)	対 前 年 比 (%)	宿 泊 客 数 (千人)	滞 留 率 (%)
24		5,229	95.6	2,346	44.9
25		5,441	104.1	2,430	44.7
26		5,566	102.3	2,479	44.5
27		5,607	100.7	2,638	47.0
28		4,600	82.0	2,531	55.0

（２）シティプロモーション（観光政策課）

今日、人々のニーズが多様化する中で、人やモノの交流を盛んにするためには、名所旧跡などの観光地だけではなく、日常の暮らしに息づく伝統・文化や温かなおもてなしなどを含めた都市としての総合力が必要である。そして、この総合力である「熊本らしさ」を広く発信していくことは、他の都市との差別化を図り、多くの人から選ばれる都市となるために大変重要な取組である。

熊本地震以降、「震災から復旧・復興する新しい熊本」をテーマに、国内外に対して、正確な情報発信を行うとともに「安全・安心なまち熊本」をアピールするなど、各種プロモーション活動に取り組むことにより、交流人口の増加を目指している。

新しく生きよう。
**NEO ONE
KUMAMOTO**
新生をイメージしたキャッチコピー
「新しく生きよう。NEO ONE KUMAMOTO」



「立つんだ熊本ジョー」ポスター

(3) 観光・MICEの誘致（観光政策課・新ホールマネジメント課）

ア 観光客誘致対策事業

国内観光プロモーション

- ・国内における各種広報媒体を活用した広報宣伝を行う。
- ・保有する観光資源の磨き上げ、活性化を図る。
- ・新幹線沿線の主要都市において本市の観光地やイベント情報等の観光宣伝を行い、国内観光客誘致に取り組む。
- ・教育旅行及び宿泊観光客誘致を行う熊本市観光誘致推進協議会への支援を行う。
- ・県市連携による首都圏プロモーションを行う。
- ・観光ホームページ「熊本市観光ガイド」による情報発信を行う。
- ・熊本に関連する大河ドラマ放送にあわせてプロモーションを行う。

九州都市間ネットワーク推進

- ・九州内主要都市及び阿蘇・天草地域等と連携した広域観光PRを行い更なる観光客誘致に取り組む。
- ・九州縦断観光ルート協議会（4市：熊本・福岡・鹿児島・北九州）
- ・東・中九州観光ルート協議会（3市：熊本・北九州・別府）
- ・九州横断鉄道沿線都市観光推進協議会（7市：熊本・別府・大分・豊後大野・竹田・八代・人吉）
- ・阿蘇・熊本・天草観光推進協議会（3市：熊本・阿蘇・天草、4団体）
- ・熊本県観光連盟（熊本県、45市町村、223団体）
- ・九州中央地域連携推進協議会（熊本、大分、宮崎県内35市町村）

イ 海外観光客誘致対策事業

国際観光プロモーション

- ・欧米豪州に向けた観光プロモーション事業及び受入環境整備事業
- ・中国・台湾・韓国・タイ・香港などの東アジアにおける海外観光展等への出展及び観光プロモーション事業
- ・海外向け観光パンフレットの制作及び広告掲出
- ・観光ホームページ「熊本市観光ガイド」による情報発信を行う。

ウ コンベンション誘致対策事業

コンベンション協会への支援

一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会が実施するコンベンション・観光客誘致事業等を支援し、本市の観光の振興を図る。

(4) 観光・MICE受入機能の拡充

ア 観光客受入対策事業（観光政策課）

観光案内所の運営

桜の馬場 城彩苑・熊本駅

観光動向調査の実施

観光案内標識整備

観光地を紹介するための各種案内板や目的地への円滑な誘導を図るための案内標識の整備を行う。

熊本城シャトルバスの運行

桜の馬場 城彩苑から熊本城二の丸広場までのシャトルバスを運行し、観光客の利便性向上を図る。

イ 観光イベント関連事業（イベント推進課）

祭り・伝統芸能の継承

・火の国まつり

郷土色豊かな市民総参加のまつりとして親しまれてきた「火の国まつり」も本年度で第41回目を迎える。
多くの市民が参加しやすく親しめる市民のまつりとして開催する。

名 称	「第41回 火の国まつり」
期 間	平成30年8月3日（金）、4日（土）、5日（日）の3日間
主 催	火の国まつり運営委員会・熊本市
会 場	熊本市中心部一帯

月日	8月3日（金）	8月4日（土）	8月5日（日）
主 要 行 事	・オープニングセレモニー・一斉乾杯（下通りPARCO前特設ステージ） ・ワンクマ＜マチナカスポーツフェスタ＞8月3、4、5日開催（中心商店街一帯） ・ワンクマ＜火の国ビア&ハイボール＞8月3、4、5日開催（仮称 花畑広場） ・火の国まつりこどもおもしろおばけ屋敷7月26日～8月5日開催（7月31日を除く）（現代美術館）	・火の国Dance Splash 2018（びふれす広場・城彩苑親水空間） ・ワンクマ＜マチナカスポーツフェスタ＞8月3、4、5日開催（中心商店街一帯） ・ワンクマ＜火の国ビア&ハイボール＞8月3、4、5日開催（仮称 花畑広場） ・火の国まつりこどもおもしろおばけ屋敷7月26日～8月5日開催（7月31日を除く）（現代美術館） ・おてもやん総おどり（水道町交差点～銀座通交差点）	・ワンクマ＜マチナカスポーツフェスタ＞8月3、4、5日開催（中心商店街一帯） ・ワンクマ＜火の国ビア&ハイボール＞8月3、4、5日開催（仮称 花畑広場） ・火の国まつりこどもおもしろおばけ屋敷7月26日～8月5日開催（7月31日を除く）（現代美術館）

・江津湖花火大会

平成29年度同様「熊本復興祈念」とし、花火大会を通じ“市民の皆様へ笑顔や希望”を届け、また、“熊本の元気な姿”を全国に伝える“復興のシンボル”として花火大会を開催する。

名 称	「江津湖花火大会2018」
開 催 日	平成30年9月29日（土）

・くまもとお城まつり（熊本城総合事務所）

平成28年4月に発生した熊本地震に伴う熊本城の被害状況から、これまでイベントを開催してきた有料区域内及び奉行丸広場、笹園が使用不可能となった。本年度は、二の丸広場を主会場とし、城彩苑や花畑広場等の関連施設催事との連携を強化し、回遊性を図ることで城下と一体となった賑わいの創出を行う。

今後の方針

本年度は、熊本城を復興発信の拠点と位置づけ、郷土くまもとの復興をメインテーマとし、熊本市民及び県民への「励まし」や「ひと時の心の安らぎ」、また、明日への活力を奮い立たせることのできる元気のあるイベントの開催を目指す。

（５）観光資源の魅力向上（観光政策課）

観光施設整備事業

峠の茶屋公園、岩戸の里公園、野出の峠の茶屋公園、九州自然歩道利用拠点施設、九州自然歩道等の維持管理を行う。

（６）ＭＩＣＥの誘致推進（新ホールマネジメント課）

ア 概要

本市では、これまで、コンベンション誘致に向け、熊本国際観光コンベンション協会が中心となり、開催助成や準備資金貸付などの支援策を強化するとともに、地元関係者との連携を図りながら、積極的に取り組んできたところである。

そのような中、国において企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際会議や全国規模の大会、学会等（Convention）、展示会・見本市、様々なイベント（Event/Exhibition）などを包括した新しい集客施策の枠組みである「ＭＩＣＥ」の推進が提唱され、全国各都市において取り組まれている。

ＭＩＣＥの推進は、宿泊や飲食・運輸も含めた広義の観光資源の更なる充実を促す効果的な対策であり、経済情勢の変化にも影響を受け難く、開催時期に偏りが少ないことから通年での集客が見込めるなど、観光と両輪をなす重要な施策である。

このようなことから、本市は「国内外から選ばれるＭＩＣＥ開催都市」の実現に向けて、熊本国際観光コンベンション協会をはじめ、県や大学、経済界、市民等との連携を図りながら、大学教授や医療関係者等の学会開催のできるキーパーソンが多いことや熊本城や地下水等歴史自然遺産に恵まれていること、宿泊施設や飲食・ショッピングなどの商業施設が集積していること、交通の利便性が高いこと等、本市の特性を生かしたＭＩＣＥ開催を戦略的に推進することとする。

イ ＭＩＣＥの誘致推進

① くまもとＭＩＣＥ誘致推進機構

熊本へのＭＩＣＥの誘致を推進し、熊本の地域活性化及び知名度向上に資することを目的に、平成２４年１０月、大学・高等教育機関、医療・福祉団体、スポーツ・文化団体、経済団体、新聞・放送関係、中心商店街、コンベンション施設、宿泊施設、旅行代理店、交通運輸事業者、行政・コンベンション推進団体の６８団体（平成２９年７月現在７０団体）で構成する「くまもとＭＩＣＥ誘致推進機構」を設立した。

熊本へのＭＩＣＥ誘致推進のため、同機構は次の活動に取り組む。

- ・ ＭＩＣＥの誘致活動を行う際に、熊本の魅力をアピールできるよう支援・受入体制の充実を図る。
- ・ 誘致及び開催情報の集約、支援情報の周知を図るためのネットワークを構築する。

② 熊本国際観光コンベンション協会

- ・ 地元キーパーソン等とのネットワーク構築によるコンベンション誘致推進
- ・ ＭＩＣＥの誘致活動及び開催への助成、支援事業

③ 熊本市ＭＩＣＥアンバサダー

本市へのＭＩＣＥの誘致推進を図るため、平成２７年４月１日に制定した熊本市ＭＩＣＥアンバサダー（以下「アンバサダー」という。）設置要綱により選任したアンバサダー（平成３０年４月現在５名）は次の活動を行う。

- ・ ＭＩＣＥ開催地としての本市の広報活動
- ・ 本市が行うＭＩＣＥ誘致活動への協力及び助言
- ・ ＭＩＣＥ開催に関する本市における普及啓発活動

ウ 熊本城ホールの概要

熊本城ホールは、商業用途のほか、バスターミナル、ホテル、マンション、バンケットなどで構成される桜町再開発施設の一部で、延べ床面積の合計が約30,000㎡あり、約1,600㎡の自由な空間演出により各種催事に対応可能なイベント・展示ホール、約300の壁面収納の可動席と約450の仮設席の自由な配置により小・中規模ホールとしての利用や平土間での利用も可能なシビック（多目的）ホール、連結利用も可能な約30～300㎡の大小19室の会議室、さらには県内最大規模の約2,300の固定席を有し、文化催事やシンポジウムなどに利用できるメインホールの4層構造に施設になる。

メインホールホワイエからは熊本城への眺望を確保するとともに、隣接する屋上庭園と一体的な利用が可能となっており、来館者に対して充実したおもてなしができる他に類を見ない施設となる。

今後のスケジュールとしては、平成31年夏頃に熊本城ホールを含む桜町再開発施設が完成し、同年12月に熊本城ホールの開業を予定している。



※メインホールイメージ



※メインホールホワイエイメージ



※メインホールホワイエからの眺望イメージ

(7) 熊本国際観光コンベンション協会（観光政策課・新ホールマネジメント課）

名 称	一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会
設 立 年 月 日	平成3年11月1日
目 的	熊本市及びその周辺地域の産業、技術及び文化、歴史などの資源を活用し、M I C E 及び観光の振興を図ることにより、地域の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的とする。
事 業	コンベンションの誘致及び支援、観光客の誘致及び受入、 M I C E 及び観光に関する国外及び国内への広報及び宣伝、M I C E 及び観光の企画及び調査 M I C E 及び観光に関する情報の収集及び提供、M I C E 及び観光に関する人材の育成及び啓発 観光施設内売店及び無料休憩所の管理運営
事務所の所在地	中央区辛島町8番23号 桜ビル辛島町3階
基 本 財 産	平成29年度末 1,016,200,000円（民間 316,200,000円）
コンベンション開催状況	

年 度	25	26	27	28	29
件 数 （ 件 ）	294	285	313	243	322
人 員 （ 人 ）	141,011	125,563	116,442	89,906	105,560

(8) 桜の馬場観光交流施設及び桜の馬場観光交流施設駐車場（観光政策課）

熊本城のエントランスにあたる桜の馬場地区に観光交流施設を整備することで、観光客等の滞在時間を拡大するとともに、周辺地域への回遊性を促進し、中心市街地の活性化並びに城下町である本市の魅力向上に寄与することを目的とし、P F I 方式により整備したものである。

所 在 地	中央区二の丸1番1
開 設 年 月 日	平成23年3月5日
事 業 契 約 額	4,650,407千円（当初契約） 4,632,234千円（平成30年4月現在）
構 造	鉄骨造 地上2階建
施 設 概 要	総合観光案内所、歴史文化体験施設、多目的交流施設、駐車場

(9) 名所旧跡及び観光施設

ア 水前寺成趣園（観光政策課）

清らかな水と日本式庭園の美しさで知られる水前寺成趣園は、細川家3代忠利が「国府のお茶屋」としてつくったものを、細川家5代綱利が現在のような大規模庭園に改修し成趣園（約73,000㎡）と名づけた。この庭園は、桃山式回遊庭園の代表的なもので、清らかな湧水は年中絶えることなく、至る所から湧き出て、観光客、市民の憩いの場所となっている。文豪夏目漱石もこの清冽な水をたたえて「湧くからに 流るるからに 春の水」と詠んでいる。

イ 北岡自然公園（文化振興課）

細川家歴代の菩提寺である妙解寺が設けられていた所で、明治4年に廃寺とされ細川家の別邸となり、現在は、自然公園として公開されている。園の奥にある3代忠利及び4代光尚の廟側には、殉死者の墓や森鷗外の小説「阿部一族」で有名な阿部弥市右衛門の墓があり、数々の歴史を物語っている。

*熊本地震により閉園中（平成30年6月1日現在）

ウ 立田自然公園（文化振興課）

立田山の麓にある立田自然公園は、細川家の菩提寺泰勝寺跡である。ここには、初代藤孝及びその夫人、2代目忠興とガラシャの名で広く世に知られるその夫人をはじめ歴代藩主の墓がある。ガラシャ夫人は明智光秀の娘で、キリスト教に帰依し貞節をもって一生をつらぬいた。今なお、夫人の墓を訪れる内外の客は後を絶たない。また木立の中には風流を極めた茶室「仰松軒」がある。

エ 本妙寺（文化振興課）

九州における日蓮宗の名刹として知られる加藤家の菩提寺本妙寺は、熊本城の北西約2km、城をのぞむ中尾山の中腹にある。境内には、清正公を祀った浄池廟、清正公の肖像画や遺品を納めた宝物館、清正に殉死した大木土佐守や金宦の墓などがある。7月23日に行われる頓写会には、夜を徹して参拝の人波が続く。

*熊本地震により一部通行規制有（平成30年6月1日現在）

オ 峠の茶屋公園（観光政策課）

明治30（1897）年、文豪夏目漱石は、友人とともに熊本から現在の天水町へ旅をした。その時に通ったのが、鳥越峠と野出峠で、当時この2つの峠には茶屋があり、有名な「草枕」の一節「おい、と声をかけたが返事がない」はこのどちらかの茶屋が舞台といわれている。現在、当時の茶屋は存在しないが、野出峠は有明海や島原半島を望む展望公園として整備されている。一方、鳥越峠は峠の茶屋公園として資料館が整備され、漱石に関わる資料が展示されている。

カ 武蔵塚（北部土木センター）

剣聖宮本武蔵は、細川忠利に招かれて、晩年を肥後で送り、その生涯を千葉城跡（現在のNHK）で閉じた。その墓は、江戸参勤交代の威儀を拝したいという武蔵生前の希望により、大津街道沿いに選ばれたと伝えられている。なお、武蔵塚がある武蔵塚公園は、日本庭園や茶室・東屋の他、公園のシンボルとして武蔵のブロンズ像が建立されている。

キ 霊巖洞岩戸観音・五百羅漢（観光政策課）

金峰山の西麓にあり、剣聖宮本武蔵が兵法書「五輪書」を記した洞窟で観音が祀られている。この横には、熊本の商人淵田屋儀平が石工了善に24年の歳月を費やし彫らせて奉納したと伝えられている五百羅漢もある。

ク 田原坂公園（北部土木センター 植木地域整備室）

西南戦争では17昼夜にわたる戦闘が繰り広げられた激戦地である。園内には、激戦の跡が生々しい土蔵造りの弾痕の家（復元）や慰霊塔資料館が建ち、往時の戦いを知ることができる。官軍が田原坂の戦闘で消耗した小銃の弾薬は、一日平均32万発、死者は官軍だけで1日平均100名にものぼったといわれている。いまではツツジや桜の名所として知られる美しい公園として親しまれている。

ケ 塚原古墳公園（西部土木センター 城南地域整備室）

国内最大級の国指定史跡「塚原古墳群」が広がり、桜やアジサイ、コスモスなど季節の花が咲くきれいな古墳公園に整備されている。公園内には、熊本市塚原歴史民俗資料館や火の君遊園地、熊本県民天文台などもあり、家族連れで一日中楽しめる。

4 熊本城

(1) 熊本城のあゆみ（熊本城総合事務所）

ア 総括

加藤清正が、慶長4年（1599年）頃より築城に着手し慶長12年（1607年）には完成させた熊本城は、豪壮な大小天守や独特の曲線を持つ石垣などで名城の誉れ高い。加藤家の治世は2代45年で終わり、その後入封した細川家の居城として、240年を経て明治に至る。

築城に当たり清正は数々の実戦の経験を生かし、城の各所にいろいろな苦心を払った。

まず、位置を茶臼山に選定し、平野にひろがる城下町をも城郭とする平山城の形式とした。

また、防備の面では、清正流石垣と呼ばれる傾斜が緩やかな勾配を持った石垣をめぐらし、籠城を考慮しての城内120カ所余の井戸など数々の配慮がみられる。

このようにして築かれた熊本城は、周囲5.3kmに及び、櫓49、櫓門18、城門29を数えたと言われるが、惜しくも明治10年の西南戦争直前の火災で大小天守や本丸御殿などの主要な建造物を焼失した。

その後、昭和35年8月清正公350年遠忌と市制70年を記念して総工費1億8,000万円をもって天守閣が再建された。昭和56年1月には西南戦争100周年記念事業として西大手門が復元されており、平成元年には市制施行100周年を記念して60年ぶりの宇土櫓の大規模修復及び数寄屋丸二階御広間の復元工事が完了した。

そして、平成9年度に策定した熊本城復元整備計画に基づき、平成10年から本格的な歴史的建造物の復元に着手、南大手門をはじめとする西出丸一帯の建造物及び飯田丸五階櫓の復元を行い、平成20年3月熊本城築城400年を記念して総工費54億円をもって本丸御殿大広間が完成した。

平成20年度からは第Ⅱ期熊本城復元整備計画に基づき、馬具櫓一帯、平左衛門丸の塀などの復元整備を進めることとし、平成26年9月に馬具櫓及び続塀が完成したが、平成28年4月14日及び16日に発災した平成28年熊本地震により、熊本城は過去に類を見ない甚大な被害を受け、平成10年から20年余に亘って進めてきた熊本城復元整備計画の休止はもとより、長い歳月と多大な経費を要する熊本城の復旧に取り組んでいくこととなった。

震災から2年以上が経過した現在（平成30年6月30日現在）も、熊本城の全ての有料区域及び無料区域の一部において立入規制が続いている。

イ 整備方針及び復元整備

城下町として栄えた熊本市には、多くの歴史遺産、伝統文化等が継承されてきたが、その中核を成す熊本城は、我が国固有の貴重な歴史文化遺産としてはもとより、広大な面積を誇る特別史跡及び都市公園として本市・本県を代表する観光資源であり、更には「森の都」を象徴する緑の拠点として、市民や国内外から訪れる多くの人々に愛され続けている。

市民に地域の誇りと心の安らぎを提供する場としての熊本城の価値をさらに高めるため、史料に基づき歴史的建造物の保存・復元を行い、歴史遺産としての価値をさらに高める「歴史的建造物の保存と復元」、熊本城の原風景を守りながら、豊かな緑を育成し、都市の潤い空間としての価値を高める「都市の潤い空間としての環境整備」、史跡に配慮しながら便益施設を充実させるとともに、歴史を学び・体験する機能を導入し、観光資源としての価値を高める「サービス空間の創出」の3つを整備方針に掲げ、歴史的建造物の復元をはじめ総合的な整備・振興を図ることとした。

その際、城域を、本丸（保存・復元ゾーン）、二の丸（緑の遊園ゾーン）、三の丸（歴史・学習体験ゾーン）、古城（エントランスゾーン）、千葉城（文化交流ゾーン）の5つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに見合った整備を効率的に進めるとともに、整備区域が広範囲かつ多岐にわたるため、計画を短期・中期・長期に分けて整備を進めることとし、短期（第Ⅰ期）の復元整備は平成10年度から19年度に実施した。

その後、平成20年度からは中期（第Ⅱ期）の復元整備に取り組むこととした。

①第Ⅰ期復元整備（短期）

3つの整備方針のうち、先ず歴史的建造物の復元に力を入れることとし、築城400年にあたる平成19年を目標に、6つの建造物（南大手門、戌亥櫓、未申櫓、元太鼓櫓、飯田丸五階櫓、本丸御殿大広間）を復元した。また、平成11年の台風18号で倒壊した西大手門も合わせて再建した。

箇所	復元建造物	事業期間 事業費
西出丸一帯	南大手門、戌亥櫓 未申櫓、元太鼓櫓	・平成10～15年度 事業費 約19億円
	西大手門	・平成12～15年度 事業費 約5億円
飯田丸一帯	飯田丸五階櫓	・平成10～16年度 事業費 約11億円
本丸一帯	本丸御殿大広間	・平成11～19年度 事業費 約54億円

②第Ⅱ期復元整備（中期）

平成20年度から、行幸坂から見た往時の熊本城の復元整備を図るため、「馬具櫓一帯」「平左衛門丸の堀」「西櫓御門及び百間櫓一帯」の区域の復元整備を進めることとし、平成26年9月に馬具櫓及び続堀を復元した。

平成28年熊本地震により、第Ⅱ期復元整備計画並びに以降の復元整備事業は休止となった。

箇所	復元建造物	事業期間 事業費
馬具櫓一帯	馬具櫓及び続堀	・平成20～26年度 事業費 約4億円

③熊本城復元整備基金

市民をはじめ熊本城を愛する人々の総参加のもと復元整備を進め、また、復元整備事業の貴重な財源とするため、平成10年4月に1口1万円の寄附で熊本城主になれる「一口城主制度」を創設し、広く国内外の個人、法人、団体からの寄附を募り、熊本城復元整備の財源とした。

また、平成20年度の第Ⅱ期復元整備からは「新一口城主制度」へ移行したが、平成28年熊本地震により受付を休止し、平成28年4月21日に新たに熊本城復旧事業の財源とするため熊本城災害復旧支援金を立ち上げた。

その後、城主制度再開を望む声が多く寄せられたことなどに伴い、平成28年11月1日に従前の「一口城主」制度をベースとした「復興城主制度」を創設し、「新一口城主制度」は終了した。

区分	実施期間	寄付件数（件）	寄附額（円）
一口城主 （第Ⅰ期復元整備）	平成10年4月1日 ～ 平成19年3月31日	27,154	1,206,565,996
新一口城主 （第Ⅱ期復元整備）	平成20年1月1日 ～ 平成28年4月21日	49,490	620,842,964

(2) 施設管理（熊本城総合事務所）

ア 重要文化財建造物及び再建・復元建造物 ※熊本地震により全て閉鎖中（平成30年6月30日現在）

①重要文化財建造物

名 称	面積 (㎡)	高さ (m)	長さ (m)	摘 要
宇 土 櫓	916.21	19.5		三重五階櫓
長 堀		2.0	242.44	
田 子 櫓	49.96	6.23		一重櫓
七 間 櫓	66.99	5.06		〃
十 四 間 櫓	162.11	5.72		〃
四 間 櫓	46.49	5.96		〃
源 之 進 櫓	108.4	北 5.602 南 6.122		折曲り一重櫓
東十八間櫓	234.70	6.90		一重櫓
北十八間櫓	144.37	5.55		折曲り一重櫓
五 間 櫓	35.37	5.54		一重櫓
平 櫓	111.17	5.61		一重櫓前面一部庇付
監 物 櫓	140.33	6.27		一重櫓
不 開 門	39.01	5.72		櫓門

②再建・復元建造物

名 称	面積 (㎡)	高さ (m)	摘 要
天 守 閣	3068.42	約29.00	三重六階
本丸御殿大広間	2951.11	15.55	一重一階
長 局 櫓	195.52	8.58	一重櫓
数寄屋丸二階御広間	832.26	12.10	〃
飯田丸五階櫓	503.04	14.39	三重五階櫓
戊 亥 櫓	192.20	11.00	二重三階櫓
西大手門	248.09	8.10	櫓門
南大手門	330.16	7.96	〃
元太鼓櫓	58.90	7.09	一重櫓
未 申 櫓	186.78	11.81	二重三階櫓
馬 具 櫓	130.70	6.63	一重櫓
櫓 方 門	48.00	5.43	長屋門
平 御 櫓	43.00	6.67	一重櫓

※宇土櫓堀、西出丸堀、奉行丸堀、馬具櫓続堀を除く。

③利用状況

区分 年度	入 園 者 数 (人)	入 園 料 (千円)
25	1,598,190	590,198
26	1,631,690	616,817
27	1,775,339	650,356
28	99,528	36,883
29	—	—

※28年度は熊本地震発災日までの14日間実績 29年度は地震被害で立ち入り規制中のため実績なし

イ 旧細川刑部邸 ※熊本地震により全て閉鎖中（平成30年6月30日現在）

①施設概要

旧細川刑部邸は、正保3年（1646年）肥後細川初代藩主忠利公の弟・刑部少輔興孝を初代として興った武家の屋敷で、東子飼町にあった建物を平成2年度からの「ふるさとづくり特別対策事業」により約40年かけて城内へ移築復元したものである。この貴重な文化的遺産を保存するとともに、歴史資料を収集し、これらを広く市民の観覧に供することを目的として平成6年1月15日から一般公開されている。昭和60年に熊本県重要文化財の指定を受けている。

②施設内容

所 在 地	中央区古京町3番1号
開 設 年 月 日	平成6年1月15日
構 造	木造平家建（一部2階建）
主 要 施 設	主屋、茶室、台所、長屋門、土蔵他、管理棟、ポンプ室、電気室

③利用状況

年 度	25	26	27	28	29
来 館 者 数 (人)	52,353	52,116	54,720	2,577	—
茶 室 使 用 件 数 (件)	0	0	0	0	—
入館料・施設使用料 (千円)	6,142	6,523	7,276	318	—

※28年度は熊本地震発災日までの14日間実績 29年度は地震被害で立ち入り規制中のため実績なし

ウ 肥後名花園 ※熊本地震により全て閉鎖中（平成30年6月30日現在）

熊本城内竹の丸一帯の肥後名花園は、伝統ある肥後六花の純粋品種をより多く後世に残すため、昭和48年に造成し、その保存・栽培を行い、観光客や一般市民に親しまれている。

肥 後 菊	観賞 11月中旬
肥 後 花 菖 蒲	観賞 6月上旬
肥 後 朝 顔	8月に展示会
肥 後 芍 薬	観賞 5月上旬
肥 後 椿	観賞 3月
肥 後 山 茶 花	観賞 11月中旬

(3) 熊本地震からの復旧・復興

ア 被害の状況等

平成28年4月14日及び16日に発災した平成28年熊本地震により、熊本城は過去に類を見ない甚大な被害を受けた。

倒壊・崩落・一部損壊等を含め重要文化財建造物13棟及び再建・復元建造物20棟の全てが被災し、石垣は全体の約3割にあたる約23,600㎡に崩落や膨らみ・緩みなど修復を要する箇所が見受けられるほか、便益施設等26棟も屋根や壁が破損し、地盤についても約12,345㎡に陥没や地割れが発生するなど、その被害は熊本城全域に及んだ。

この甚大な被害を受けた熊本城の復旧には、長い歳月と多大な経費を要することが見込まれ、現在把握している被害だけでも、その被害額は約634億円に上る。

◆被害状況

※熊本城全体の石垣：973面 約79,000㎡

区 分	被害内容
石 垣	膨らみ・緩み517面 約23,600㎡（全体の29.9%） うち崩落229面 約8,200㎡（全体の10.3%）
地 盤	陥没・地割れ70箇所 約12,345㎡
重要文化財建造物	13棟（倒壊2棟、一部損壊3棟、他屋根・壁破損等8棟）
再建・復元建造物	20棟（倒壊5棟、他は下部石垣崩壊・屋根・壁破損等15棟）
便益施設	26棟（屋根・壁破損等）

◆被害額（平成28年9月14日公表）

区 分	被害額
石 垣	約425億円
重要文化財建造物	約 72億円
再建・復元建造物＋その他公園施設	約137億円
総 額	約634億円

（注1）その他関連施設として旧細川刑部邸約5億円

（注2）現時点での概算値、今後、調査・設計・復旧等の進捗に伴い変更がある。

イ 復旧に向けた取り組み

①熊本城復旧の基本的な考え方（平成28年7月26日公表）

熊本城の復旧に向けて、文化財的価値の保全や都市公園と調和した重要な観光資源としての早期再生、将来の災害に備える安全対策等に加え、震災の記憶を次世代に繋いでいく長期的な視点を持ち、国県等の関係機関との連携のもと、市民・県民をはじめ多くの方々の力を結集し、100年先を見据えた復元整備への礎づくりとしての熊本城復旧に取り組んでいくための基本的な考え方を平成28年7月26日に公表した。

基本的な考え方は、「復興のシンボルである天守閣の早期復旧を目指す」、「文化財的価値を損なわない丁寧な復旧を進める」、「復旧過程の段階的公開を行い、復興資源としての早期再生を図る」、「耐震化など安全対策に向けて最新技術も取り入れた復旧手法の検討を行う」、「“100年先の礎づくり”として未来の復元整備に繋がる復旧を目指す」の5つとして、基本方針の平成28年内の策定、復旧基本計画の平成29年度までの策定など今後のロードマップについても併せて公表した。

②熊本城復旧基本方針（平成２８年１２月２６日策定）

基本的な考え方に沿って、市民・県民・行政・関係機関等の共有のもと、熊本城復旧に一体的に継続して取り組んでいくため、具体的に取り組むべき施策の方向性として、「被災した石垣や建造物等の保全」、「復興のシンボル「天守閣」の早期復旧」、「石垣・建造物等の文化財的価値保全と計画的復旧」、「復旧過程の段階的公開と活用」、「最新技術も活用した安全対策の検討」、「100年先を見据えた復元への礎づくり」、「基本計画の策定・推進」など7つの基本方針からなる「熊本城復旧基本方針」を平成２８年１２月２６日に策定した。

策定にあたっては、内容その他策定に必要な事項について関係者からの意見を聴取するため、学識経験者や関係団体の委員５名で構成する「熊本城復旧基本方針に関する懇談会」を設置した。

③熊本城復旧基本計画（平成３０年度３月２８日策定）

基本方針に定める基本的な考え方や取り組むべき施策の方向性に基づき、熊本城の効率的・計画的な復旧と戦略的な公開・活用を着実に進めていくため、石垣・建造物等をはじめ、便益施設・管理施設等を含む熊本城全体の復旧の手順や耐震化等の工法の検討及び復旧過程の公開など具体的に取り組む施策を体系的に定めた「熊本城復旧基本計画」を策定した。

計画策定にあたっては、学識者や専門家、経済団体や市民等から幅広い意見等を聴取するため、熊本市附属機関設置条例に基づく附属機関として「熊本城復旧基本計画策定委員会」を設置した。

平成３０年度以降は計画に基づく復旧手順に沿った復旧事業の着実な進捗に取り組み、概ね２０年を掛けて熊本城の復旧完了を目指す。

◆施策と具体的な取り組み（「熊本城復旧基本計画」第４章 抜粋）

施 策	具体的な取り組み
1 被災した石垣・建造物等の保全	(1) 崩落・倒壊した石垣・建造物等の回収・適切な保全 (2) 崩落・倒壊等危険性の高い石垣・建造物等への緊急的防止措置 (3) 被害実態の詳細把握及び復旧手法等への反映
2 復興のシンボル「天守閣」の早期復旧	(1) 市民・県民の復興のシンボル「天守閣」の2019年を見据えた早期復旧 (2) 耐震化等による天守閣の安全性の向上 (3) 天守閣のバリアフリー化及び展示・内装内容の刷新
3 石垣・建造物等の文化財的価値保全と計画的復旧	(1) 石垣・建造物等の計画的復旧 (2) 工区や復旧過程の公開等を踏まえた石垣・建造物等の段階的復旧 (3) 伝統技法等による丁寧な復旧及び効率的手法の検討
4 復旧過程の段階的公開と活用	(1) 天守閣エリア等の早期公開と主要構成建造物の復旧 (2) 復旧過程の文化・観光資源等としての活用 (3) 都市公園施設としての機能の回復・向上
5 最新技術も活用した安全対策の検討	(1) 文化財的価値の保全を踏まえた石垣・建造物等の耐震化等の検討 (2) 耐震化等安全対策に係る最新技術・現代工法の検討 (3) 将来の災害に備えた熊本城全体の安全・防災対策等の検討
6 100年先を見据えた復元への礎づくり	(1) 熊本城調査研究の更なる推進 (2) 将来にわたる継続的な復旧を支える人づくり (3) 震災の記憶継承と幕末期など往時の姿への復元検討
7 復旧基本計画の推進	(1) 国県等の関係機関一体となった復旧の推進 (2) 多様な復旧財源の確保 (3) 城主制度や瓦の活用等による継続的な市民等の参画による復旧

④復興城主（平成２８年１１月１日開始）

平成２８年熊本地震により、第Ⅱ期復元整備に伴い平成２０年１月１日から受付を開始した「新一口城主」は、天守閣内への木札掲出・観覧をはじめ、受付・発送事務等の処理が困難なことから、平成２８年４月２１日に受付を休止し、広く寄付を募る代替として「熊本城災害復旧支援金」口座を民間金融機関に開設し、国内外から多くの寄付が寄せられた。

しかしながら、従前の一口城主制度が定着していたことや城主として寄付をしたいとの要望が多く寄せられたことから、従前の一口城主制度をベースとして、１回１万円以上の寄付者を復興城主として、城主手形やデジタル芳名板への城主名の掲出を行うなどの特典を設けて、平成２８年１１月１日から「復興城主制度」を創設し、受付を開始した。

現在、熊本城災害復旧支援金及び復興城主にはいずれも１０億円を超える寄付が寄せられており、国県等の関係機関からの支援と併せて、貴重な復旧財源となっている。

区分	実施期間	寄付件数（件）	寄附額（円）
復興城主	平成２８年１１月１日 ～ (平成３０年５月３１日現在)	９０，７２４	１，６９４，４９０，８５８
熊本城災害復旧 支援金	平成２８年４月２１日 ～ (平成３０年５月３１日現在)	２１，０４４	１，８６０，１１９，０６４

5 動植物園（動植物園）

（１）概要

自然環境の荒廃が深刻化している今日、希少動植物の種の保存や生涯教育、環境教育の場としての動植物園の果たす社会的役割はますます重要なものとなっている。動物ふれあい広場「タッチ愛ランド」での、動物たちの命の鼓動を直接感じることができる体験プログラム等や、園内日本庭園における「ホテルの里づくり」などの取り組みをとおして、自然や命に関われるような事業を展開している。

このような中、平成１９年から老朽化した施設を、動物の習性及び行動に配慮した魅力的な展示施設とする再編整備を進めている。第１期工事（平成１９年度～２０年度）では、「サルたちの森」と「モンキーアイランド」、第２期工事（平成２１年度～２２年度）では、「チンパンジー愛ランド」、第３期工事（平成２３年度～２４年度）では、「ペンギン・カピバラ・サル山エリア」が完成した。

平成２８年４月の熊本地震により園路、獣舎等の被害が大きかったため休園。平成２９年２月２５日から部分開園している。

（２）施設概要

所 在 地	東区健軍5丁目14番2号				
敷 地 面 積	244,992.90㎡				
開園年月日	昭和4年7月26日（昭和44年7月1日移転開園、平成3年4月1日に動植物園新設）				
飼 育 動 物	ほ乳類	43種	245点	鳥 類	57種 347点
	爬虫類	15種	64点	両生類	3種 34点
	計 118種 690点（平成30年4月1日現在）				
植 物 園	花 壇	3,137㎡	芝 生	29,748㎡	バ ラ 200㎡
	高 木	8,434本	低 木	37,060本	生 垣 670m
	花の休憩所	311種	2,879点（平成30年4月1日現在）		
動物資料館	落 成	平成元年9月30日			
	構 造	鉄筋コンクリート造平屋建			
	主 要 施 設	常設展示室 特別展示室 レクチャールーム 研究室 ロビー			
	総 工 費	500,000千円			
花の休憩所	落 成	平成3年10月1日			
	構 造	鉄筋コンクリート造2階建一部鉄骨造			
	主要施設温室	大温室 展示室 ガイダンスホール			
	総 工 費	1,280,000千円			
飼 育 管 理 セ ン タ ー	落 成	平成8年7月15日			
	構 造	鉄筋コンクリート造2階建			
	主 要 施 設	診察室 手術室 検疫室 解剖室 研修室 検査室等			
	総 工 費	290,000千円			

緑の相談所 落成 昭和60年10月7日
 構造 1F 鉄筋コンクリート造
 2F 鉄骨造
 主要施設 相談室 研修室 展示室
 総工費 300,285千円

遊戯施設 ドルフィンパラダイス、観覧車、モノレール、新幹線さくら、子ども列車、
 メロディーペット、チェーンタワー、メリーゴーラウンドなど

駐車場 平日無料（普通車 1,225台、バス 58台）
 土・日・祝日有料（普通車・中型車1台 200円 大型車1台 1,000円）

入園料（平成9年10月改訂）

	〔個人〕	〔団体〕
大人・高校生	300円	240円
小・中学生	100円	80円
（ただし、市内の小・中学生は名札又は生徒手帳持参の場合、無料）		
幼児	無	料

※平成29年2月25日から5月末までの部分開園中は入園料無料。

6月3日から全面開園前日までは大人・高校生〔個人〕200円・〔団体〕160円
 小・中学生以下は無料。

利用状況

年度 \ 区分	入園者数（人）	入園料（千円）	施設利用料（千円）
25	727,263	93,641	164,434
26	734,393	91,196	182,518
27	747,883	94,807	183,534
28	95,743	4,716	26,837
29	309,082	21,686	88,421

6 文化振興（文化振興課）

概要

文化は、人々が心豊かで質の高い生活を送り、活力ある社会を形成していく上で極めて重要な意義をもっている。そこで、本市では「文化芸術振興指針」を策定し、市民一人ひとりが豊かな文化を享受し、文化の創造に参画するとともに、文化力で活力あるまちづくりを進め、人とまちが元気になる文化創造都市の実現を目指している。

（１）市民の文化の振興

平成２９年度主な文化事業

くまもと大邦楽祭 平成２９年１１月２６日

熊本が生んだ地唄三絃界の名手、「長谷幸輝大検校」の生誕１５０年を記念して、平成５年に創設。全国の才能ある邦楽演奏家を発掘し、育成の契機をつくることで新しい時代の邦楽の進展に寄与するとともに、熊本の魅力を全国に向けて発信した。

第２２回「草枕」国際俳句大会 平成２９年１１月１８日

夏目漱石来熊１００年を記念して平成８年に創設。俳人漱石を顕彰するとともに、日本文化を代表する俳句を通して「熊本の都市の魅力と俳句」を国内外へ向けて発信し、国際色豊かな大会として開催した。

（２）人づくり基金（平成３年度から実施）

目 的 多くの市民の方々から寄せられた浄財を基金として活用し、文化をはじめ様々な分野において指導的役割を果たす、国際感覚を備えた創造性豊かな人材を育成する。

基金額 ５９９，５９７，１４８円

年 度	25	26	27	28	29
援助件数（件）	10	8	6	4	4
援助金額（千円）	7,549	3,271	2,934	3,630	2,997

（３）熊本市現代美術館

熊本市現代美術館は、洋画家井手宣通氏の作品寄贈が建設の発端となり、平成１４年３月に竣工した上通Ａ地区第一種市街地再開発事業により建設された複合ビル「びふれす熊日会館」の一部として、同年１０月に開館した。

館内は、企画展を行うギャラリーⅠ・Ⅱのほか、美術図書室のホームギャラリー、多目的に活用できるアートロフトなど多様な施設を備え、市民に親しまれる文化活動の拠点施設として、展覧会事業やワークショップの開催等様々な催しを行っている。

施設概要

設置主体	熊本市
管理運営	（公財）熊本市美術文化振興財団（指定管理者 期間：平成２６年度～平成３０年度）
所 在 地	中央区上通町２番３号
開 館	平成１４年１０月１２日
建 設 費	５，４１５，３５３千円

展覧会事業

ギャラリーⅠ・Ⅱにおいては、現代美術を中心とした企画展（有料）を順次開催し、国内外を問わず優れた作品を市民に紹介する。また、ギャラリーⅠ・Ⅱ以外の部分は、常設展示場として収蔵作品や地元で活躍する作家の作品を展示している。平成２９年度は次の展覧会を開催した。

ギャラリーⅠ・Ⅱ

展 覧 会 名	会 期	入場者数 (人)
高橋コレクションの宇宙	H29. 4. 8～H29. 6. 11	8,634 人
三沢厚彦 ANIMALS in 熊本	H29. 6. 24～H29. 9. 3	20,775 人
開館 15 周年記念 誉のくまもと展	H29. 9. 16～H29. 11. 26	8,174 人
熊本城×特撮美術天守再現プロジェクト	H29. 12. 16～H30. 3. 18	27,599 人
第 29 回熊本市民美術展 熊本アートパレード	H30. 3. 31～H30. 4. 15	448 人 (3/31 のみ)

ギャラリーⅢ

展 覧 会 名	会 期
3. 11→4. 14-16 アート・建築・デザインでつながる東北⇄熊本 (※)	H29. 3. 1～H29. 4. 30
熊本市被災文化財のいま (※)	H29. 5. 4～H29. 7. 2
有田巧 熊本日々展	H29. 7. 5～H29. 8. 27
風を待たずに——村上慧、牛嶋均、坂口恭平の実践 (※)	H29. 8. 30～H29. 11. 12
熊本アートポリス みんなの家 の 展覧会 (※)	H29. 11. 17～H30. 1. 8
arthorymen 2005-2018 展	H30. 1. 13～H30. 3. 11
熊本地震復興支援特別企画 丸沼芸術の森所蔵 アンドリュー・ワイエス水彩画・素描展 (※)	H30. 3. 24～H30. 5. 6

井手宣通記念ギャラリー

展 覧 会 名	会 期
3. 11→4. 14-16 アート・建築・デザインでつながる東北⇄熊本 (※)	H29. 3. 1～H29. 4. 30
熊本市被災文化財のいま (※)	H29. 5. 4～H29. 7. 2
収蔵作品展「CAMK ANIMALS」	H29. 7. 5～H29. 8. 27
風を待たずに——村上慧、牛嶋均、坂口恭平の実践 (※)	H29. 8. 30～H29. 11. 12
熊本アートポリス みんなの家 の 展覧会 (※)	H29. 11. 17～H30. 1. 8
冬の展示 ユニバーサル・ミュージアム	H30. 1. 11～H30. 2. 4
特別展示 エリック・カール展	H30. 2. 10～H30. 3. 5
熊本城フォトコンテスト 2017 作品展	H30. 3. 8～H30. 3. 18
熊本地震復興支援特別企画 丸沼芸術の森所蔵 アンドリュー・ワイエス水彩画・素描展 (※)	H30. 3. 24～H30. 5. 6

(※) ギャラリーⅢ、井手宣通記念ギャラリーをひとつの展示室として展覧会を開催

7 文化財（文化振興課）

ア 国指定文化財

平成30年4月1日現在

区分	名 称	摘 要	所有者（管理団体）	指定年
重要文化財	木造僧形八幡神坐像並びに木造女神坐像	室町中期	藤崎八幡宮	明 39 年
	木造東陵永珎禅師倚像	南北朝期	雲巖禅寺	大 4 年
	木造十一面観音立像	鎌倉時代	報恩寺	平 6 年
	短刀銘光世	鎌倉中期	本妙寺	大 5 年
	紙本墨書寒巖義尹文書	〃	大慈寺	昭 27 年
	紙本墨書日本記寛宴和歌（上・下）	鎌倉時代	本妙寺	昭 34 年
	六殿神社楼門	室町時代	六殿神社	明 40 年
	熊本城（宇土櫓など 13 棟）	宇土櫓外	国（熊本市）	昭 8 年
	細川家舟屋形	江戸後期	永青文庫（熊本市）	昭 29 年
	旧第五高等学校本館並びに化学実験場及び表門	明治時代	国（熊本大学）	昭 44 年
	熊本大学工学部（旧熊本高等工業学校）旧機械実験工場	〃	国（熊本大学）	平 6 年
	巴螺細鞍	平安後期	個人	昭 55 年
	梵鐘	鎌倉後期	大慈寺	昭 56 年
	蒔絵調度類	桃山時代	本妙寺	平 26 年
	肥後阿蘇氏浜御所跡出土品	中国明時代陶磁器等	熊本県	昭 61 年
	阿蘇家文書三十四卷附阿蘇家文書写三十六冊	平安から江戸時代	国（熊本大学）	昭 62 年
	細川家文書（二百六十六通）附文書箱	室町時代・安土桃山時代	永青文庫	平 25 年
	台付舟形土器	弥生時代	熊本市	昭 42 年
特別史跡	熊本城跡	本丸、二の丸外	国など（熊本市）	昭 30 年
史跡	熊本藩主細川家墓所	泰勝寺跡、妙解寺跡	細川護熙ほか（熊本市）	平 7 年
	千金甲古墳（甲号）	古墳時代	熊本市	大 10 年
	千金甲古墳（乙号）	古墳時代	〃	大 10 年
	釜尾古墳	古墳時代	赤水白水神社（熊本市）	大 10 年
	池辺寺跡	平安時代	個人ほか（熊本市）	平 9 年
	御領貝塚	縄文時代後期	〃	昭 45 年
	塚原古墳群	古墳時代	熊本市ほか（熊本市）	昭 51 年
	阿高・黒橋貝塚	縄文時代中期	熊本市	昭 55 年
	熊本藩川尻米蔵跡	江戸時代	国・熊本市	平 22 年
	西南戦争遺跡	明治時代	熊本県・熊本市	平 25 年
名勝及び史跡	水前寺成趣園	江戸初期 庭園	出水神社（熊本市）	昭 4 年
天然記念物	藤崎台のクスノキ群	7 本の巨木	国（熊本県）	大 13 年
	立田山ヤエクチナシ自生地		国（熊本市）	昭 4 年
	スイゼンジノリ発生地		〃	大 13 年
	矮鶏（ちゃぼ）		市内各飼育者	昭 16 年
	下田のイチョウ		熊本市	昭 12 年
特別天然記念物	タンチョウ		京都動物園	昭 27 年

イ 県指定文化財

平成30年4月1日現在

指定の種別		件数	摘 要
重要文化財	(工芸品)	(27)	切支丹銅鐘 刀剣 9 鐺 10 勝色緞具足 腹巻大袖添 紅糸威腹巻附鎧櫃
			五鈷鈴 独鈷杵 活人形谷汲観音像 尚書正義版木
	(彫 刻)	(4)	木造釈迦如来坐像及び両脇侍立像 木造馬頭観音立像 木造及び銅造懸仏 木造獅子頭
	(古文書)	(2)	肥後国検地諸帳 細川忠興・忠利発給文書群
	(書 跡)	(20)	永青文庫文書 18 菊池万句 獨行道
	(建造物)	(11)	古今伝授の間 大慈寺石塔 4 洋学校教師館 本光寺の笠塔婆の塔身 旧細川刑部邸
			不動院跡の六地藏塔 船底五輪塔附板碑 円台寺の石造笠塔婆
	(絵 画)	(6)	大慈寺蔵絵画 2 往生院蔵絵画 2 紙本着色宮本武蔵像 竹林七賢図屏風
	(考古資料)	(2)	磁州窯系鉄絵壺 曾畑遺跡出土植物質資料
	(歴史資料)	(1)	領内名勝図巻
重要無形文化財		2	武田流（細川流）騎射流鏑馬 小堀流踏水術
史跡		9	大慈寺境内 浦山横穴群 大江義塾跡 稲荷山古墳 明徳官軍墓地 つつじヶ丘横穴群
			円台寺磨崖仏群 慈恩寺経塚古墳 七本官軍墓地
史跡及び名勝		1	雲巖禅寺境内
天然記念物		2	寂心さんの樟 滴水のイチョウ
重要無形民俗文化財		1	肥後神楽
重要有形民俗文化財		1	西福寺の庚申塔

ウ 市指定文化財

平成30年4月1日現在

分 類	名 称	所有者（管理団体）	所在地	指定年月日
有形文化財	明治天皇小島行在所	熊本市	小島下町599番地	昭43. 8. 13
	四時軒	〃	沼山津1丁目25番91号	〃
	徳富旧邸	〃	大江4丁目10番33号	〃
	小泉八雲熊本旧居	〃	安政町2番6号	〃
	金子塔	国（熊本市）	池上町平 国有林内	43. 12. 4
	正平塔（石燈籠）	小山諏訪神社	小山町3371番地	45. 11. 16
	安元元年笠塔婆（屋蓋部分）	法人	市内	〃
	如意輪観世音菩薩坐像	岫雲院	春日3丁目2番4号	47. 4. 13
	紙本墨書成道寺記一卷	法人	花園7丁目2476番地	49. 5. 15
	紙本着色沢村大学画像一幅	〃	二の丸 県立美術館	〃
	成道寺六地藏塔二基	成道寺	花園7丁目2476番地	〃
	成道寺五輪塔一基	〃	〃	〃
	成道寺板碑群四基	〃	〃	〃
	木造釈迦如来坐像	安国寺	横手3丁目26番8号	50. 11. 27
	木部六地藏塔	国	御幸木部町3123番地	51. 10. 28
	林田左京亮逆修板碑	〃	〃	〃
	木造三十三観音厨子入り	法人	市内	〃
	池辺寺古文書	池辺寺跡財宝管理委員会	二の丸 県立美術館内	53. 8. 22
	池辺寺縁起絵巻	〃	〃	〃
	池辺寺関係石造物	〃	池上町池上1373番地	〃
	池辺寺仏像	〃	市内	〃
	池辺寺伝来宝物	〃	二の丸 県立美術館内	〃
	松尾焼	〃	〃	〃
	木造虚空蔵菩薩坐像	宝積寺保存会	龍田2丁目15番22号	58. 3. 23
	日向六地藏塔	九州財務局	戸島町4345番地	63. 7. 28
	奥古閑六地藏付庚申塔	奥古閑町上掛地区	奥古閑町1893番地2	平4. 3. 26
	四方寄六地藏付庚申塔	熊本市	四方寄町1274番地	〃
	平井宮庚申塔	楠野町楠原地区	楠野町759番地 楠原神社内	〃
	御馬下の角小屋	熊本市	四方寄町1274番地～1276番地	〃
	1. 尾跡地藏講帳 2. 恵美須祭礼帳	河内町尾跡地区	河内町船津1225番地尾跡公民館	〃
	3. 西之宮講帳（3冊）	〃	〃	〃
	河内町役場文書	熊本市	河内町船津2069番地5	〃
	津波供養塔	〃	河内町船津2941番地	〃
	津波供養碑	〃	〃	〃
	津波供養碑（蓮光寺）	蓮光寺	河内町船津2107番地1	〃
	津波供養碑	個人	市内	〃
	面木木造十一面観音坐像	河内町面木地区	河内町面木堂の崎観音堂内	〃
	嶽麓寺銅造誕生仏	個人	市内	〃
	江月院銅造誕生仏	個人	市内	〃
	増福寺銅造誕生仏	自治会	市内	〃
	近代建築物（衛兵所）	熊本市	解体保存中	4. 12. 24
	加藤清正公肖像画	〃	古京町3-2（熊本博物館）	7. 8. 2
	清正公下賜の扇子	〃	〃	〃
	熊本城出入鑑札附延享二年覚書	〃	〃	〃
	本覚院殿（加藤清正側室）墓出土品	本覚寺	横手1丁目14番20号	18. 1. 25
	清田家住宅附細川忠興知行宛行状他 9点	個人	市内	21. 6. 15
	中村家文書	個人	市内	22. 8. 27
	高の石造六地藏塔	城南町高地区	城南町高	23. 4. 28
	高の石造宝塔	個人	城南町高	23. 8. 25
	七所宮の石造宝塔	個人	城南町宮地	〃
	鞍掛字阿弥陀堂の板碑	個人	植木町鞍掛	23. 3. 28
	豊岡の眼鏡橋	熊本市	植木町	23. 4. 28
	服部の五輪塔	個人	植木町豊田	24. 1. 27
	砥石の宝篋印塔	内空閑神社	植木町清水	24. 5. 1
	田原の五輪塔附板碑	宿中久保本村地区	植木町豊岡	24. 7. 31
	舞尾の六地藏板碑	舞尾地区	植木町舞尾	24. 7. 31
	越州窯青磁水注及び同伴須恵器（塔ノ本遺跡土壇墓出土品）	熊本市	植木町岩野238番地1	25. 3. 27
史 跡	天福寺裏山古墳群	熊本市、（社）照敬会	花園7丁目2442番地	昭43. 12. 4
	付学承院跡宝篋院塔	〃	尾ノ上4丁目11番70号	〃
	富ノ尾古墳	熊本市	池田3丁目44番	43. 8. 13
	水前寺廃寺跡	個人	市内	〃
	健軍神社杉馬場	健軍神社	健軍2丁目 神水1丁目	〃
	檜崎山古墳群（五基）	個人	市内	43. 12. 4
	千金甲丙号古墳群（二基）	熊本市	小島下町高城山	45. 6. 2
	城山古墳群（一の塚・二の塚・三の塚）	〃	城山上代町城山	46. 8. 11
	細川忠利公火葬地	岫雲院	春日3丁目2番4号	47. 4. 13
	健軍神社境内	健軍神社	健軍本町13番	47. 12. 13
	肥後出水国分寺跡塔心礎並びに礎石	熊野神社	出水1丁目2 熊野神社	〃
	明治天皇御幸御野立所	熊本市	御幸西4丁目1311	48. 5. 8
	明治天皇小島行在所跡	〃	小島下町599・600番地	43. 8. 13
	四時軒跡	〃	沼山津1丁目25番91号	〃
	渡鹿菅原神社境内	菅原神社	渡鹿6丁目11番89号	49. 9. 5

分 類	名 称	所 有 者（管 理 団 体）	所 在 地	指定年月日
史 跡	木部地藏堂敷地(道伝寺跡)	国	御幸木部町3123番地	51. 10. 28
	百梅園跡	熊本市	島崎4丁目10番39号	53. 4. 25
	夏目漱石内坪井旧居跡	〃	内坪井町4番22号	〃
	山伏塚	国(熊本市)	池田2丁目5番27号	54. 4. 24
	花岡山陸軍埋葬地	熊本市	横手2丁目13	55. 11. 27
	釣耕園	個人	島崎5丁目7-48	60. 8. 22
	叢桂園	熊本市	島崎5丁目7番2号	〃
	井上横穴群	個人	改寄町100番地13・14号	平4. 3. 26
	塩屋北ノ崎古墳	個人	河内町河内465番地12	〃
	差茂塚古墳	個人	河内町白浜1653番地	〃
	砂鉄水路跡（2ヶ所）	個人	河内町河内165番地1	〃
	加藤家墓地	個人	河内町白浜215・216番地2	〃
	道家之山の墓	個人	河内町岳264番地	〃
	嶽麓寺跡の中世石造物群	個人	河内町岳520番地	〃
	畳ケ石	個人	河内町野出33番地8	〃
	平畠支石墓	植木町田底山城区	植木町田底	23. 3. 28
	高熊古墳	個人	植木町古閑	23. 3. 28
	陳内廃寺跡	熊本市	城南町陳内	23. 4. 28
	陳内瓦窯跡	個人	城南町陳内	23. 4. 28
名勝及び史跡	瑞巖寺跡	熊本市	貢町1421番地～1423番地	平4. 3. 26
天 然 記 念 物	天社宮の大クスノキ	高橋西神社	上高橋町224番地高橋東神社境内	昭43. 8. 13
	旧代継宮跡大クスノキ	国（熊本市）	花畑町6番2号 花畑公園内	〃
	釜尾天神のイチイガシ	釜尾地区	釜尾町425番地	平4. 3. 26
	河内晩柑原木	個人	市内	〃
	徳王の桜	個人	市内	7. 4. 28
無 形 民 俗 文 化 財	宮原菅原神社のイチイガシ	個人	植木町宮原	23. 3. 28
	肥後ちょんかけ	肥後ちょんかけごま保存会	市内	昭50. 2. 26
	肥後神楽（上南部）	上南部肥後神楽保存会	上南部	〃
	〃（平 山）	平山神社神楽保存会	松尾町平山 平山神社	〃
	銭太鼓踊り	下沖地区銭太鼓踊り保存会	市内	平4. 3. 26
	柚木神楽	柚木菅原神社神楽保存会	硯川町 柚木菅原神社	〃
	立福寺神楽	立福寺神楽保存会	立福寺町 立福寺菅原神社	〃
	明德神楽	明德神楽保存会	明德町 熊野神社	〃
	白浜岩戸神楽	白浜神社岩戸神楽保存会	市内 白浜神社	〃
	野出春日神社大神楽	野出春日神社大神楽保存会	河内町 野出春日神社	〃
	大多尾大神楽	大多尾大神楽保存会	河内町 大多尾日吉神社	〃
	新町獅子舞	熊本新町獅子保存会	新町	20. 8. 1
	清水菅原神社神楽	清水甲神楽保存会	植木町清水	24. 3. 27

エ 登録有形文化財

平成30年4月1日現在

名 称	所 有 者	所 在 地	登録年月日
早野ビル	早野建物合名会社	練兵町45番地	平8. 12. 20
九州学院高等学校講堂兼礼拝堂	学校法人九州学院	大江5丁目2番1号	〃
九州女学院高等学校本館	学校法人九州ルーテル学院	黒髪3丁目12番16号	9. 5. 7
熊本市水道記念館（旧八景水谷貯水池ポンプ場）	熊本市	八景水谷1丁目7番3号	〃
長崎次郎書店	長崎次郎株式会社	新町4丁目1番19号	10. 1. 16
今村家住宅	個人	市内	〃
熊本大学本部（旧熊本高等工業学校本館）	国（文部科学省）	黒髪2丁目39番1号	10. 9. 2
熊本大学医学部山崎記念館（旧熊本医科大学図書館）	国（文部科学省）	本荘1丁目1番1号	〃
ビーエス熊本センター（旧第一銀行熊本支店）	ビーエス株式会社	中唐人町1番地	〃
熊本学園大学産業資料館（旧熊本紡績電気室）	学校法人熊本学園	大江2丁目1903-2	16. 8. 17
マミフラワーデザイン熊本教室花峰館（旧鐘淵紡績熊本工場診療所）	個人	市内	〃
熊本ルーテル学園神水幼稚園園舎	学校法人熊本ルーテル学園	神水1丁目633番2号	17. 12. 26
富重写真所	富重写真館	新町2丁目8番5号	18. 4. 12
慈愛園モード・パウルス記念資料館（旧宣教師館）	社会福祉法人慈愛園	神水1丁目633-1	19. 5. 29
浜田醤油店舗	個人	小島6丁目9-1	19. 10. 22
浜田醤油主屋	個人	〃	〃
浜田醤油洋館	個人	〃	〃
浜田醤油三番蔵	浜田醤油株式会社	〃	〃
浜田醤油旧圧搾機室	〃	〃	〃
浜田醤油旧原料倉庫	〃	〃	〃
浜田醤油旧石室	〃	〃	〃
浜田醤油給水塔	〃	〃	〃
リゲル、ライト 両女史記念館（旧熊本回春病院らい菌研究所）	熊本市	黒髪5-1	20. 3. 7
本妙寺仁王門	本妙寺	花園4-128	23. 7. 25

オ 文化財保護対策

文化財保護法、熊本市文化財保護条例および熊本市文化財保護委員会条例に基づき、熊本市内の指定文化財の保護に万全を期するとともに、地域開発と埋蔵文化財との調整並びに、祖先の遺産の維持保存をはかり、文化財の尊重と愛護の気風を高めることに努めている。

熊本市文化財保護委員 12 名は教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議している。

活動状況（平成 29 年度実績）

- ・文化財保護委員会開催回数 3 回
- ・現状変更等諮問件数 5 件
- ・埋蔵文化財の届に対する処理件数 1, 894 件・・・埋蔵文化財調査室関係
- ・文化財現地調査 6 回

カ 記念館

（平成 30 年 6 月 1 日現在）

名 称	概 要	開館年月日
夏目漱石内坪井旧居 （中央区内坪井町4番22号）	明治の文豪、夏目漱石が旧制第五高等学校の英文科教授として熊本に着任して5番目に住んだところで、邸内が広く、漱石が一番気に入った家であり、漱石ゆかりの資料が展示してある。 *熊本地震により庭園のみ一部公開中。旧居内は閉鎖中。	昭53. 6. 5
徳富記念園 （中央区大江4丁目10番33号）	徳富蘇峰・蘆花兄弟の顕彰のための記念園で旧邸、大江義塾跡と記念館とからなる。記念館では徳富兄弟ゆかりの資料を多数展示している。 *資料館3階まで公開中。旧邸付近は立ち入り禁止。	昭45. 9. 9
横井小楠記念館 （東区沼山津1丁目25番91号）	幕末の偉大な思想家横井小楠の顕彰のための記念館で小楠ゆかりの資料が展示してある。小楠が13年間過ごした「四時軒」が当時をしのばせる。 *熊本地震により閉鎖中。	昭57. 7. 15
熊本洋学校教師ジェーンズ邸 （中央区水前寺公園22番16号）	明治4年(1871年)、熊本藩が洋学校を開設したとき外国人教師ジェーンズのために、長崎から大工を呼んで建てさせた熊本最古の洋館で、県の重要文化財に指定されている。この洋館には、洋学校ゆかりの資料が展示されている。 *熊本地震により閉鎖中。	昭49. 3. 1
小泉八雲熊本旧居 （中央区安政町2番6号）	小泉八雲（ラフカディオ・ハーン）が旧制第五高等学校教師として熊本に着任して最初に住んだ家。旧居には、八雲が家主に特に注文して造らせた神棚が残っている。	昭36. 4. 1
御馬下の角小屋 （北区四方寄町1274番地）	参勤交代で豊前街道を往来した島津、細川などの大名が休憩所として使用したお茶屋跡。この建物は、堀内（旧赤木）家の住居だったもので庄屋を務めたかわら質屋、酒屋を営んだ。当時の多数の文書や道具類が残されている。	昭62. 12. 1
リデル、ライト両女史記念館 （中央区黒髪5丁目23番1号）	我が国のハンセン病救済に生涯を捧げた英国人女性、ハンナ・リデルとエダ・ハンナ・ライトの功績を称える記念館。両女史ゆかりの資料が展示してある。 *熊本地震により閉鎖中。外観のみ見学可。	平 6. 2. 3
後藤是山記念館 （中央区水前寺2丁目6番10号）	ジャーナリストにして、郷土史の研究、文化活動に多大な功績を残した後藤是山（名誉市民）を顕彰する記念館で、旧居、庭園及び資料館からなる。	平 8. 5. 20
田原坂西南戦争資料館 （北区植木町豊岡858番地1）	田原坂公園内に位置する西南戦争にまつわる品々を展示した資料館で、西南戦争がなぜ起こり、この地がなぜ激戦地となったのか、どのような戦いが繰り広げられたのかという田原坂の戦いの意義などを伝える。館内には激しい戦いを物語る、当時の貴重な官薩両軍の武器・弾薬・備品などの遺品や戦争資料が多く展示してある。	昭 58. 5 ※平27. 11リニューアル

キ くまもと工芸会館

くまもと工芸会館は、本市の「工芸産業の振興及び発展」を図り、地域社会の活性化に資するための拠点施設として建設したものである。各種工芸教室の開催や、工芸品の紹介等を行っている。なお、平成17年4月から民間事業者のノウハウを生かした管理運営を行うため、指定管理者制度を導入している。

施設概要

設 置 主 体	熊本市
管 理 運 営	くまもと工芸協会共同企業体（指定管理者 期間：平成27年度～平成31年度）
所 在 地	南区川尻1丁目3番58号
開 館	平成3年7月30日
建 設 費	530,072千円
増 築 年 月 日	平成13年4月3日
建 設 費	127,467千円
主 な 設 備	実演工房、創作工房、料理工房、企画展示室、ラウンジ、展示販売コーナー
主 な 事 業	伝統工芸品から現代工芸品まで、一般社団法人くまもと工芸協会会員の作品を常設展示しているほか、自主イベント等を開催 夏休み体験教室、工芸教室（陶芸教室他）等、各種クラフト教室を実施。

8 社会体育（スポーツ振興課）

本市では、全ての市民がスポーツを通して、健康でいきいきと生活できる都市を目指して、スポーツ都市宣言を行っている。

また、スポーツ活動に対する多様で複雑な市民ニーズに対応し、市民が生涯にわたって活発にスポーツ活動を行うことができるように、「第2次熊本市生涯スポーツマスタープラン」を策定し、総合的な社会体育の振興施策の推進に努めている。

（1）生涯スポーツ活動の推進（スポーツ機会の充実）

ア 地域スポーツクラブの育成（スポーツ振興課）

総合型地域スポーツクラブの育成・支援

スポーツリーダーバンクの活用

イ 生涯スポーツ活動の支援（スポーツ振興課・イベント推進課）

熊本城マラソンの開催

市民総参加型スポーツイベントの開催

スポーツ振興基金の活用

スポーツ関係団体の育成・支援

スポーツ情報システムの構築

ウ スポーツ施設の整備充実（スポーツ振興課）

健康・文化施設の整備拡充と調査

既存体育施設の環境整備と管理体制の充実

エ 施設利用の利便性向上（スポーツ振興課）

体育施設案内・予約システムの円滑な運営

オ スポーツ関係団体・企業との連携（スポーツ振興課）

ロアッソ熊本の指導者や選手によるスポーツ教室の開催

カ 体育行事（スポーツ振興課）

（平成29年度）

行 事 名	実施月	参加数
熊本市民早起き野球大会	4月・6月～7月	126チーム
親子スポーツ大会	10月～11月	723人
市杯スポーツ大会	10月～3月	1,843人
市民スポーツフェスタ	5月～2月	5,895人
小中学生軟式野球大会	9月～10月	123チーム

（2）スポーツコンベンションの推進（国際・全国レベルのスポーツ大会等の誘致）

2019年女子ハンドボール世界選手権の開催 2019年11月30日（土）～12月15日（日）

ラグビーワールドカップ2019の開催 2019年9月20日（金）～11月2日（土）

〈熊本開催〉10月6日（日）フランスvsトンガ 10月13日（日）ウェールズvsウルグアイ

2020東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う合宿誘致

2020年7月 ドイツ競泳チームオリンピック直前合宿

(3) 体育施設

施設名 開設年月	施設概要
清水新地野球場 昭和47年6月	軟式野球場1面（ソフトボール2面）
熊本城公園テニスコート 平成元年4月	テニスコート4面：クレーコート・2,805㎡ 建設費：40,220千円
新屋敷公園テニスコート 昭和35年9月	テニスコート4面：クレーコート・2,795㎡ 建設費：2,400千円
北岡自然公園弓道場 昭和35年10月	近的競技：8人立 遠的競技：3人立 射場：153㎡ 的場：50.29㎡ 収容人員：300人 建設費：3,000千円
城山運動施設 昭和60年4月	テニスコート4面：クレーコート・2,304㎡ 建設費：12,340千円
清水新地コート 昭和60年5月	テニスコート4面：クレーコート・2,275㎡ ゲートボールコート6面：2,677㎡ 駐車場：1,563㎡（50台） 建設費：82,928千円
龍田体育館 昭和58年4月	体育室 750㎡（30m×25m） バレーボールコート2面 バスケットボールコート1面 バドミントンコート3面 小体育室 252㎡（30m×8.4m）（管理棟2階部分）卓球8台 ＊熊本地震により閉鎖中（平成30年6月28日現在）
武蔵塚武道場 平成2年5月	構造 鉄筋コンクリート 2階建 1階 駐車場 315㎡（15台） 2階 道場（1面）228㎡（剣道、柔道他）
城山公園 平成26年4月	軟式野球場1面（ソフトボール場2面） テニスコート6面（フットサルコート1面） 多目的広場、ウォーキングコース、遊戯広場
清水スポーツセンター 平成6年3月	体育館、バドミントンコート3面 バレーボールコート1面 ゲートボールコート3面
北部公園 昭和50年4月	軟式野球場1面（ソフトボール場2面） テニスコート1面：クレーコート
今熊公園 昭和63年4月	軟式野球場1面（ソフトボール場2面）
北部武道館 平成21年5月	武道場2面（剣道・柔道他）
明德体育館 平成3年4月	1階 体育室（549,336㎡）バドミントンコート3面 バレーボールコート1面 卓球6面 ＊熊本地震により閉鎖中（平成30年6月28日現在）
飽田公園 昭和49年4月	軟式野球場1面（ソフトボール場2面、サッカー場1面）
天明運動施設 昭和49年12月	軟式野球場1面（ソフトボール場2面、サッカー場1面） 体育館 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建 1階 1,389㎡ 体育室（バレーボールコート2面、バドミントンコート6面） 2階 369㎡ ギャラリー ＊体育館については、熊本地震により閉鎖中（平成30年6月28日現在）

川 尻 武 道 館 平成 7 年 7 月	1 階 鉄筋コンクリート造 459 m ² (駐車場 14 台、駐輪場 21 台) 2 階 鉄骨造 538 m ² 武道場 1 面 (244 m ² ・畳 98 帖敷) 小道場 1 面 (110 m ²)
北 部 体 育 館 昭和 61 年 3 月	体育室、バレーボールコート 2 面、バトミントンコート 6 面 *熊本地震により閉鎖中 (平成 30 年 6 月 28 日現在)
河 内 グ ラ ウ ン ド 平成 17 年 5 月	運動広場 ソフトボール場 2 面、サッカー場 1 面 軽スポーツ広場
城南 B & G 海洋センター 昭和 60 年 4 月	中体育室 (バスケットボールコート 1 面、バレーボールコート 2 面、 バトミントンコート 3 面、卓球台 8 台) 小体育室、剣道 1 面、空手 1 面 プール、25m×6 コース 小プール *熊本地震により閉鎖中 (平成 30 年 6 月 28 日現在)
城南総合スポーツセンター 平成 27 年 4 月	体育館 (バスケットボールコート 2 面、バレーボールコート 3 面・トレーニングルーム・ 多目的室・ウォーキングコース) グラウンド (軟式野球場 1 面、ソフトボール 2 面)、テニスコート (6 面) 弓道場 (近的 6 人立) *体育館アリーナについては、熊本地震により復旧工事のため平成 30 年 7 月から閉鎖 予定 (平成 30 年 6 月 28 日現在)
塚 原 グ ラ ウ ン ド 昭和 61 年 4 月	軟式野球場 1 面 (ソフトボール場 1 面) *熊本地震による仮設住宅用地となっているため閉鎖中 (平成 30 年 6 月 28 日現在)
植木総合スポーツセンター 昭和 60 年 3 月	体育館・ミーティング室 バスケットボールコート 2 面、バレーボールコート 3 面、 バドミントンコート 6 面、卓球台 6 台 武道館 柔道場 1 面、剣道場 1 面、武道場 1 面 グラウンド 野球場 1 面、ソフトボール 2 面、サッカー場 1 面 テニスコート 2 面：クレーコート *体育館については、熊本地震により閉鎖中 (平成 30 年 6 月 28 日現在)
植 木 弓 道 場 平成 9 年 1 月	近的競技：10 人立 870.04 m ² 多目的広場 *熊本地震により閉鎖中
吉 松 ス ポ ー ツ 公 園 平成 2 年 3 月	野球場 1 面
田 原 ス ポ ー ツ 公 園 平成 5 年 4 月	野球場 1 面
富 合 雁 回 館 平成 3 年 4 月	アリーナ、ステージ、トレーニングルーム、バスケットボールコート 2 面、 バレーボールコート 3 面、バドミントンコート 6 面、卓球台 6 台 *熊本地震により閉鎖中
雁 回 公 園 昭和 61 年 4 月	軟式野球場 2 面 (ソフトボール場 4 面)
富 合 屋 外 運 動 場 平成 12 年 4 月	グラウンドゴルフ、キッズサッカー場 *熊本地震による仮設住宅用地となっているため閉鎖中 (平成 30 年 6 月 28 日現在)

公設体育施設の利用状況（平成 29 年度）

清水新地野球場		新屋敷公園 テニスコート		熊本城公園 テニスコート		北岡自然公園 弓道場		城山運動施設				川尻武道館	
								体育館		テニス			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
257	15,408	283	23,061	297	12,719	268	10,102	－	－	234	9,060	357	8,677

清水新地コート				清水スポーツセンター				河内グラウンド				今熊公園	
テニス		ゲートボール		体育館		ゲートボール		グラウンド		軽スポーツ場		野球場	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
262	6,421	256	6,996	353	39,084	239	2,058	71	6,516	13	131	180	10,186

北部公園				明德体育館		北部武道館		北部体育館		飽田公園		龍田体育館	
野球場		テニスコート								野球場			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
250	16,539	146	990	—	—	356	6,833	—	—	255	14,713	87	3,255

天明運動施設				城南B＆G海洋センター			
体育館		グラウンド		体育館		プール	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
－	－	267	22,320	－	－	－	－

塚原グラウンド		武蔵塚武道場		植木総合スポーツセンター								吉松スポーツ公園	
				体育館		武道場		グラウンド		テニスコート			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
－	－	357	8,973	－	－	244	2,102	243	17,494	171	1,564	154	6,612

田原スポーツ公園		植木弓道場		富合雁回館		富合屋外運動場		雁回公園		城山公園			
										グラウンド		テニスコート	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
218	7,569	187	3,066	1	144	－	－	114	16,000	285	20,975	354	46,794

城南総合スポーツセンター											
体育館		トレーニング室		多目的室		グラウンド		テニスコート		弓道場	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
355	65,290	306	11,283	74	1,415	217	18,225	－	－	8	13

学校体育施設の利用状況（平成 29 年度）

小 学 校						中 学 校											
運 動 場			体 育 館			運 動 場			体 育 館			武 道 場			テニスコート		
開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員	開放校数	日数	人員
30	7,409	62,100	95	23,853	430,201	59	6,187	65,506	137	14,345	194,008	26	6,366	38,880	3	3,078	4,116

総合体育館・青年会館

所 在 地	中央区出水 2 丁目 7 番 1 号		
構 造	鉄筋コンクリート・一部鉄骨造・地上 3 階建		
開設年月日	昭和 6 1 年 7 月 9 日		
総 事 業 費	4, 7 6 2, 0 0 0 千円		
財 源 内 訳	国庫補助金	3 0 2, 3 9 7 千円	
	起 債	3, 7 8 0, 3 0 0 千円	
	一 般 財 源	6 7 9, 3 0 3 千円	

施設内容

	総 合 体 育 館	青 年 会 館	共 用 部
1 階	大体育室 アリーナ 1,900 m ² (38m×50m) ・ハンドボール (2 面)・バスケットボール (2 面) ・バレーボール (3 面)・テニス (3 面) ・バドミントン・ミニバレー (10 面)・卓球 (16 面)ミーティング室 (2)、放送室、審判員室、 役員室、救護室、ロールバックスタンド(1,344 席)、 更衣室他 中体育室 アリーナ 1,116 m ² (31m×36m) ・バスケットボール (2 面)・バレーボール (2 面) ・バドミントン・ミニバレー (6 面)・卓球 (10 面) 放送室、審判員室、幼児体育室、更衣室他 武道場 (柔道・剣道練習場) トレーニング室 スポーツサウナ	談話ホール 449 m ² 天井「鳴龍下絵」設置 喫茶コーナー 第 1 会議室 48 名 団体連絡室 印刷室 音楽室 相談室	事務室 館長室 警備員室 機械室 ピロティ (駐車場) トイレ
2 階	室内プール 競泳プール (25m×15m) 6 コース 子供プール (6m×15m) 事務室、コーチ控室、採暖室、更衣室他 小体育館 466 m ² (21.60m×21.6m) ・卓球 (10 面)・体操 大体育室観覧席 (固定席 1,058 席) 中体育室 " (" 312 席)	料理室 調理実習台 7 台 40 名 第 1 和室 35 名 第 2 和室 60 名 第 2 会議室 (円卓) 32 名 研修室 80 名 視聴覚室 20 名 茶室 20 名 青年会館ホール ステージ 移動いす 約 400 名収容 図書室 蔵書 約 5,000 冊	ロビー トイレほか
3 階	弓道場 和弓近的 7 人立 控室、審判席、観覧席、師範室 プール観覧席 (固定席 100 席) プール監視室 ソーラーシステム (屋上) パネル 234 枚 集熱面積 423 m ²	青年会館ホール 映写室 調光室	機械室 電気室 コントロール室 ほか

利用状況

(平成29年度)

大体育室	中体育室	小体育室	武道場	弓道場	室内プール	トレーニング室	スポーツサウナ	青年会館	合 計
18,729	14,095	56,757	19,899	2,453	9,554	37,908	1,344	65,993	226,732

田迎公園運動施設（浜線健康パーク）

所 在 地 南区良町4丁目8番1号
構 造 鉄筋コンクリート・一部鉄骨造地上2階建
開設年月日 平成2年7月1日（平成元年3月19日一部開設）
総事業費 3,100,000千円

施設内容 * 武道場については、熊本地震により閉鎖中 (平成30年6月28日現在)

施設名	内 容	施設名	内 容
体 育 館	中体育室 (33m×33m) 小体育室 (10.5m×23.5m) バレーボール (2面) バスケットボール (2面) バドミントン (6面) 武道、卓球、その他	ゲートボール場	4面1コート (22m×17m) 良質工舗装
室内温水プール	25m×6コース キャノピー式 (可動天井) 水深1.3m	テニスコート	4面 人工芝コート フェンス高さ3.0m
運 動 広 場	軟式野球場1面、200mトラック、 ソフトボール場2面が兼用	芝 生 広 場	体育館周囲2,035㎡ プール周囲2,000㎡
徒 渉 池	190㎡ 水深0.3m 流水池	駐 輪 場	90㎡ 屋根下50台駐輪可
駐 車 場	1,400㎡ 170台駐車可	武 道 場	355.25㎡ 武道場 (柔道または剣道1面)、 管理棟

利用状況 (平成29年度)

中体育室	小体育室	運動広場	武道場	テニスコート	ゲートボール場	プール	ジョギングコース	合 計
5,967	2,806	18,068	0	19,781	52	0	30,722	77,396

南部総合スポーツセンター

所 在 地 南区白藤5丁目2番1号
構 造 鉄筋コンクリート・一部鉄骨造地上2階建
開設年月日 平成3年6月1日 一部開設
総事業費 2,967,095千円

施設内容

施設名	内 容	施設名	内 容
体 育 館	体育室 (32m×27m) バレーボール (2面) バスケットボール (2面) バドミントン (6面) その他	テニスコート	正式コート4面 クレイ舗装
		ゲートボール場	正式コート4面 クレイ舗装
		弓道場 アーチェリー場	和弓近的10人立 和弓遠的 (6人立) 兼 アーチェリー場 (30m～70m)
武 道 場	416㎡ 柔道・剣道各1面	クラブハウス	受付 事務室 休憩室 公衆電話
室 内 プ ー ル	温水25m×5コース水深1.1～1.3m 幼児プール	駐車・駐輪場	自動車189台 自転車・バイク150台
運 動 広 場	10,800㎡ 軟式野球1面 (ソフトボール2面)		

利用状況 (平成29年度)

体育室	武道場	運動広場	テニスコート	ゲートボール場	プール	ジョギングコース	弓道場・アーチェリー場	合 計
63,579	13,371	14,957	6,529	4,034	63,020	15,542	18,249	199,281

熊本市総合屋内プール（アクアドームくまもと）

所 在 地	南区荒尾2丁目1番1号
構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階建
開設年月日	平成10年7月1日
総事業費	26,071,880千円

施設内容

施 設 名	内 容
メ イ ン プ ー ル	5月～8月：公認競技プール（50m×25.5m）10コース 公認飛込プール（25m×23m） 10月～11月：多目的フロア（80m×40m） 12月～3月：アイススケートリンク メイン（60m×30m）・サブリンク（30m×17m） 観客席 3,000席
サ ブ プ ー ル	公認競泳プール（25m×18m）7コース リラックスプール 観客席 200席
そ の 他 施 設	合宿所、トレーニング室、情報展示コーナー、駐車場（常時400台）

利用状況

（平成29年度）

プ ー ル	アイススケート	多目的フロア	トレーニング室	そ の 他	合 計
102,430	29,982	24,071	55,144	112,435	324,062

託麻スポーツセンター

所 在 地	東区上南部3丁目22番30号
構 造	鉄筋コンクリート・一部鉄骨造地上2階建
開設年月日	平成15年4月1日（一般供用開始）
総事業費	437,000千円

施設内容

施 設 名	内 容
体 育 館	中体育室（36m×30m）バレーボール（2面）バスケットボール（2面） バドミントン（6面）武道、卓球、その他
多 目 的 広 場	グラウンドゴルフなど
ゲートボール場	4面1コート
テニスコート	2面 人工芝コート
そ の 他 施 設	駐車場（約90台駐車可）

利用状況

（平成29年度）

体育室	多目的広場	テニスコート	ゲートボール場	合 計
5,586	15,097	11,303	396	32,382

水前寺野球場

所在地 中央区水前寺5丁目23番2号
構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建
開設年月日 昭和13年4月（一般供用開始）

施設内容

施設名	内 容
軟式野球場（1面）	両翼90m、中堅110m（小学生専用として両翼70m中堅80mに着脱式のホームランゾーンを設置可） 内野スタンド：地上3階建（2,538.66㎡）2,000人収容 芝生スタンド：1,000人収容 フェンス：ラバークッション付フェンス ダッグアウト（1、3塁）
その他の設備	事務室、会議室、TV中継室、本部役員室、放送室、記録室、審判員室、医務室、 展示コーナー（川上哲治氏野球顕彰記念室）、来賓室ほか 駐車場：80台収容

利用状況

（平成29年度）

野球場	その他	合 計
20,990	2,774	23,764

水前寺競技場

所在地 中央区水前寺5丁目23番3号
構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建 スタンド上屋鉄骨造
開設年月日 昭和26年8月（一般供用開始）

施設内容

施設名	内 容
競技場第1種公認	トラック：全天候型、ウレタン舗装 1周400m・8コース・幅10m サブトラック：トラック外周2コース（500m） 雨天練習場：3コース（75m） フィールド：天然芝張り、跳・投各2カ所（7,650㎡）ラグビー・サッカー場兼用 収容人員：15,000人
その他の設備	管理事務所、放送室、会議室、医務室、記録室、監視室、写真電送室、 写真判定室、貴賓室、選手控室、ロイヤルボックス室、操作室、ほか 駐車場：120台収容

利用状況

（平成29年度）

競技場（個人）	競技場（専用）	会議室	合 計
39,458	5,086	1,770	46,314

(4) 社会教育振興事業団

名 称	一般財団法人 熊本市社会教育振興事業団
事務所の所在地	中央区出水 2 丁目 7 番 1 号
設 立 年 月 日	昭和 6 0 年 1 2 月 2 4 日
目 的	熊本市から社会体育施設及び社会教育施設の委託を受け、その施設の設置目的を効果的に達成するための諸事業を実施し、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。
基 本 財 産	4 2, 0 0 0 千円

運営管理（指定管理者および運営委託）する施設と事業

指定管理施設（協定期間：平成 2 6 年度～平成 3 0 年度）

施 設 名	所 在 地
熊本市総合体育館・青年会館	中央区出水 2 丁目 7 番 1 号
熊本市田迎公園運動施設（浜線健康パーク）	南区良町 4 丁目 8 番 1 号
南部総合スポーツセンター	南区白藤 5 丁目 2 番 1 号
熊本市総合屋内プール（アクアドームくまもと）	南区荒尾 2 丁目 1 番 1 号
託麻スポーツセンター	東区上南部 3 丁目 22 番 30 号
水前寺野球場	中央区水前寺 5 丁目 23 番 2 号
水前寺競技場	中央区水前寺 5 丁目 23 番 3 号

事 業 体育・スポーツの振興、指導及び助言
 青年の活動に関する相談、指導及び助言
 熊本市から委託を受けた施設の管理運営
 その他、目的を達成するために必要な事業

経
観

(5) 熊本市社会体育施設案内・予約システム

平成 1 2 年 4 月システム運用開始

平成 1 7 年 1 月システム改良

平成 2 2 年 6 月熊本県・市町村公共施設予約システム運用開始

登録者の推移

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
個 人	37, 464	45, 527	52, 569	58, 551	64, 890
グ ル ー プ	8, 230	9, 223	10, 104	10, 927	11, 664
団体（総合型スポーツクラブ）	19	21	21	21	21
利用全体に占めるシステム登録者の割合（%）	81. 6	79. 1	72. 8	82. 5	83. 0

*H28の「利用全体に占めるシステム登録者の割合」はスポーツ振興課所管施設・他課所管施設のみを対象とした推測値（公民館利用者を除く）。

9 市民会館・健軍文化ホール

市民会館

熊本市市民会館は、市民生活の文化的質を高め、活発な芸術文化活動を支援するため創造、鑑賞、交流等の場と機会を提供することを目的として設置している。

開館以来、市民文化活動の拠点施設として、市民に愛用され、大ホール利用率が約75%と高い利用率を示している。一方、会議室についても書道、生け花、俳句、短歌など地元文化サークルの定期的利用をはじめ、市内外からの会議など多様に活用されている。

平成20年度から愛称命名権（ネーミングライツ）制度を導入、平成28年4月から「市民会館シアーズホーム夢ホール」としている。

平成28年熊本地震では、大ホール天井部材が一部落下するなど大きな被害を受けたが、復旧工事を経て平成30年1月より営業を再開し、同年3月に開館50周年記念コンサートを開催した。

平成30年4月からは指定管理者による管理運営を開始した。

ア 施設概要

設置主体	熊本市
管理運営	一般財団法人 熊本市社会教育振興事業団
所在地	中央区桜町1番3号
開館	昭和43年1月6日
建設費	628,500千円
構造	ホール棟：鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階 会議棟：鉄筋コンクリート造、地下1階、地上2階、一部3階

主要施設

区分	階別	主 要 施 設
ホール棟	地階	オーケストラピット、エアーダクト、奈落
	1階	舞台、客席、音楽室、映写調光室、ホワイエ、サンクンホワイエ、エレベーター、自販機コーナー
	中2階	中継室
	2階	客席、ホワイエ
	3階	客席、倉庫
	4階	客席、センタースポット室
会議棟	地階	空気調和機械室、バッテリー室、電気室、保守管理室、発電機室
	1階	展示ロビー、楽屋1〜4、第10会議室（和室）、館長室、事務室、レストラン、カフェテリア、警備員室、湯沸室、エレベーター、リフト、シャワー室
	2階	大会議室、第1会議室〜第9会議室、ロビー、倉庫、湯沸室
	一部3階	調光室、倉庫

イ 施設別定員

区 分	大ホール（席）	大会議室（席）	会 議 室 （人）		
			第1〜第5、第8 （小会議室）	第6〜第7、第9 （中会議室）	第10 （和室）
定 員	固定席 1,579 車椅子席 12	移動席 252	20	40	20

ウ 会館利用分野状況

区分 年度	大 ホ ー ル						大 会 議 室						中小会議室（一〇室）	展 示 ・ ロ ビ ー
	大会・講演会	邦楽・洋楽	演劇・演芸	日舞・洋舞	その他	合 計	大会・講演会	邦楽・洋楽	演劇・演芸	日舞・洋舞	その他	合 計		
25	105	55	33	42	13	248	171	10	26	17	66	290	4,650	97
26	132	77	61	38	21	329	217	14	38	21	69	359	4,506	107
27	111	63	52	29	17	272	223	13	42	14	48	340	4,402	68
28	3	7	0	0	0	10	140	6	9	6	22	183	2,783	38
29	14	23	9	0	18	64	18	1	1	2	42	64	808	33

健軍文化ホール

健軍文化ホールは市民の文化活動の振興を図るとともに、本市東部の拠点である健軍地区の文化・交流機能の強化によって地域経済の活性化を推進することを目的として設置している。

東部地域で初めての本格的ホール、料理実習、小会議、会食などが楽しめるパーティールーム、3つの会議室、2つの音楽練習室を備えた「生活文化拠点」の施設である。

平成28年熊本地震ではホール天井部材が一部落下するなど大きな被害を受けたが、復旧工事を経て平成30年1月より営業を再開。

ア 施設概要

設 置 主 体	熊本市				
管 理 運 営	健軍文化ホール事業推進共同企業体（平成24年度より指定管理者）				
所 在 地	東区若葉3丁目5番11号				
開 館	平成7年4月8日				
構 造	鉄筋コンクリート造3階建				
主 要 施 設	ホール	パーティールーム	会議室A	会議室B	会議室C
	音楽練習室A	音楽練習室B	その他		
建 設 費	1,010,076千円				

イ 施設利用状況

（単位 上段 件、下段 人、）

区分 年度	ホール (293名)	会議室A (60名)	会議室B (16名)	会議室C (15名)	パーティールーム (30名)	音楽練習室A (6名)	音楽練習室B (6名)	合計
平成25年度	185	263	179	235	198	82	117	1,259
	40,150	8,251	2,743	2,761	7,304	404	580	62,193
平成26年度	185	245	162	195	176	105	84	1,152
	35,832	8,021	2,595	1,876	5,882	502	567	55,275
平成27年度	186	233	128	145	188	89	88	1,057
	29,513	6,832	1,650	1,587	6,416	334	693	47,025
平成28年度	4	252	207	204	162	76	185	1,090
	962	8,148	2,171	2,127	4,275	252	1,280	19,215
平成29年度	46	62	39	31	48	17	25	268
	10,425	2,539	651	341	1,344	44	182	15,526

※（ ）は各室定員

農 水

1	農 水 産 業	325
2	農 業 委 員 会	334

1 農 水 産 業

(1) 概 況（農業政策課）

本市は清らかな地下水をはじめ豊かな自然環境に恵まれ、野菜、果樹、米、畜産、花きなど、地域にあった特色ある農業が営まれており、全国屈指の園芸産地を抱えるなど、高い農業産出額を誇っている。また、水産業については、有明海の広大な漁場におけるノリ養殖業を基幹とし、採貝業や網漁業、地下水を利用した観賞魚の養殖なども行われている。

第一次産業である農水産業は、食料の供給という役割のみならず、その生産、加工、流通、販売などの各段階において、多様な産業と結びつくなど、地域経済の中で重要な役割を担っており、さらには、地下水のかん養や多様な生物の保全、美しい景観の維持など、市民の健康で充実した生活を支えている。しかしながら、近年の農水産業を取り巻く環境は厳しく、本市においても、生産経費の高止まりや有害鳥獣、自然災害による農作物被害の拡大、高齢化などに伴う担い手の不足、集落機能の低下などが懸念されている。

このような中、平成29年度に策定した「第2次熊本市農水産業計画」に基づき、安全・安心で良質な農水産物の持続的な生産の支援や農水産業における経営の安定化、市民と農漁業者のふれあい促進、農水産物の流通拡大などの施策を推進し、豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業を振興する。

ア 販売農家の農家戸数と農業就業人口（農業政策課）

年度	区分	農家戸数 (戸)	農業就業人口(人)	専業農家戸数(戸)	兼 業 農 家 戸 数(戸)		
					第1種兼業農家	第2種兼業農家	計
7		9,177	19,322	3,031	2,627	3,519	6,146
12		8,296	18,119	2,724	2,044	3,528	5,572
17		7,072	15,702	2,733	1,508	2,831	4,339
22		5,951	12,872	2,638	1,132	2,181	3,313
27		5,084	10,435	2,408	893	1,783	2,676

(注) 農業センサス(平成7年)、世界農林業センサス(平成12年、平成22年)、農林業センサス(平成17年、平成27年)の結果

(注) すべての数値は合併後の熊本市(旧熊本市、旧富合、旧城南、旧植木)を区域とするもので、合併前の年次の数値についても合併後の行政区域により組み替えている。

イ 経営耕地面積(販売農家)(農業政策課)

(単位 ha)

年度	区分	総経営耕地面積	水 田	畑		
				普 通 畑	樹 園 地	計
7		11,938	8,001	1,875	2,061	3,936
12		11,222	7,640	1,599	1,984	3,583
17		10,353	7,101	1,398	1,855	3,253
22		9,324	6,295	1,294	1,737	3,031
27		8,594	5,803	1,174	1,617	2,791

(注) 農業センサス(平成7年)、世界農林業センサス(平成12年、平成22年)、農林業センサス(平成17年、平成27年)の結果

(注) すべての数値は合併後の熊本市(旧熊本市、旧富合、旧城南、旧植木)を区域とするもので、合併前の年次の数値についても合併後の行政区域により組み替えている。

ウ 林野面積(農業政策課)

(単位 ha)

年度	区分	総面積	国 有 林	民 有 林					
				用材林	薪炭林	竹 林	特殊林	要造林地	
25		6,225	1,602	4,623	1,087	2,581	884	1	70
26		6,260	1,643	4,617	1,114	2,557	876	1	70
27		6,260	1,643	4,617	1,114	2,557	876	1	70
28		6,260	1,643	4,617	1,114	2,557	876	1	70
29		6,257	1,643	4,614	1,114	2,554	876	1	70

エ 民有林の樹種別面積と蓄積（農業政策課）

（単位 ha, m³）

区分 年度	用材林		薪炭林		竹林		特殊林		要造林地
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積
25	1,087	467,042	2,581	394,475	884	926,204	1	—	70
26	1,114	483,659	2,557	391,644	876	916,934	1	—	70
27	1,114	490,052	2,557	393,387	876	916,934	1	—	70
28	1,114	494,846	2,557	393,993	876	916,934	1	—	70
29	1,114	499,435	2,554	394,390	876	916,850	1	—	70

オ 農業産出額（農業政策課・農業支援課）

年	産出額合計 （百万円）
24	47,314
25	48,053
26	47,052
27	48,071
28	50,011

※主な作物等の類別産出額

区分 年	水稲 （百万円）	野菜 （百万円）	果樹 （百万円）	花き類 （百万円）	畜産 （百万円）
24	6,552	23,675	8,402	1,554	6,300
25	5,793	23,540	9,379	1,516	7,017
26	4,871	23,837	8,123	1,591	7,772
27	4,680	25,969	6,997	1,520	7,455
28	5,120	26,464	8,267	1,460	7,240

カ 漁船数（水産振興センター）

数量 年度	漁船数（隻） （動力船）
24	1,204
25	1,299
26	1,253
27	1,232
28	1,231

（港勢調査より）

キ 漁業産出額（水産振興センター）

区分 年	乾ノリ		貝藻類		海水魚		淡水魚	
	生産量	産出額	生産量	産出額	生産量	産出額	生産量	産出額
	（千枚）	（百万円）	（t）	（百万円）	（t）	（百万円）	（t）	（百万円）
24	751,793	7,629	660	241	161	106	102	394
25	666,340	5,371	262	149	269	267	103	241
26	532,178	5,132	122	78	156	119	100	399
27	485,729	5,229	122	70	105	79	91	320
28	640,047	7,693	211	126	75	53	54	201

（漁連共販実績・農林水産統計・熊本市水産振興センター調べ）

ク 農業協同組合（農業政策課）

（平成30. 3. 31現在）

名 称	正・准組合員数（人）	設立年月日
熊本市農業協同組合	22,153	平 4. 4. 1
熊本宇城農業協同組合（富合・城南地域）	3,140	平 8.10. 1
鹿本農業協同組合（植木地域）	3,029	平元. 4. 1

ケ 漁業協同組合（水産振興センター）

（平成29. 3. 31現在）

名 称	正・准組合員数（人）	設立年月日
河内漁業協同組合	170	昭24. 8. 5
松尾漁業協同組合	48	昭24. 8. 22
小島漁業協同組合	244	昭24. 8. 24
沖新漁業協同組合	357	昭24. 8. 3
島口漁業協同組合	138	昭24. 9. 5
海路口漁業協同組合	166	昭24. 8. 3
川口漁業協同組合	237	昭29. 4. 9
熊本市漁業協同組合	141	昭25. 6. 2

（資料「熊本県の水産」より）

（2）主 要 事 業

ア 農業関係

① 第2次熊本市農水産業計画（農業政策課）

熊本市第7次総合計画の農水産業部門における個別計画として、平成30年1月に策定。農水産業振興施策を着実に効果的に実施するために、本市農水産業の今後の具体的な方向性や取組みの行程、関係機関等との基本的な役割などを示しており、本市農水産業の発展に向けた施策を推進する。

② 農業振興地域整備計画（農業政策課）

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、食料の安定供給や農業の担い手の確保等を図るため熊本農業振興地域整備計画を策定し、今後とも長期にわたって本市農業の振興を図るべき地域を明らかにし、農業振興に関する施策を計画的に推進する。

農業振興地域面積 25,483ha 農用地区域面積 9,791ha （平成29年12月1日時点）

③ 活気あふれる元気な農村地域創造事業（農業政策課）

地産地消や都市農村交流活動を通じた集落機能の維持・活性化の体制づくり等を支援することにより、活気あふれる農村地域づくりを図る。

④ 中山間地域等直接支払事業（農業政策課）

農業者の高齢化や後継者不足等による耕作放棄地の増加等により、農業の多面的機能（水源かん養機能、洪水防止機能等）の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を通じて多面的機能を確保するために、平成27年度から平成31年度まで5年間、毎年度直接支払いを実施する。

対象地域 旧松尾村、旧河内町地域（芳野地区・河内地区）、旧植木町地域（一部地区除く）、旧西里村
対象農用地

- ・ 対象地域内に存する農振農用地区域内農地
- ・ 1ha以上のまとまりのある農用地（一団の農用地）
- ・ 急傾斜の農用地（田1／20以上、樹園地等畑15度以上）

対象面積 田122.77ha、畑710.40ha （平成29年度実績）

対象者 集落協定に基づき、5年間以上継続して耕作や農用地等の管理を行う者

⑤ 担い手育成総合支援対策事業（農業支援課）

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成とこれらの農業経営が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立に努めるため、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者の掘り起こし及び経理の一元化等、法人化を目指す集落営農組織の支援・育成を図る。

事業内容

- ・ 基本構想実践活動事業（アクションプログラムを計画的に展開）
- ・ 経営改善支援活動事業（認定農業者の経営相談・指導の実施）

⑥ 強い農業づくり交付金・産地パワーアップ事業（農業支援課）

農産物の高品質化、低コスト化を図り収益性の高い経営形態を確立するため、生産・流通コスト低減に向けた取り組みに必要な共同利用施設等の整備を行う。

⑦ 攻めの園芸生産対策事業（農業支援課）

園芸作物生産において高品質・省力化生産を図るため、施設、機械の導入を推進する。

- ・ 谷換気自動開閉装置、うんしゅうみかん選果機の導入

⑧ 農作物鳥獣被害対策事業、鳥獣被害対策事業〔生活被害対策〕（鳥獣対策室）

野生鳥獣による市民への直接の被害防止や農作物への被害防止を図るため、鳥獣を集落・住宅地に寄せつけない環境整備、農地への侵入防止柵の設置、捕獲の3対策を基本に集落ぐるみの一体的な対策を推進する。また、有害鳥獣捕獲の担い手を育成するため、農業者に対してわな猟免許取得補助の支援を行う。

⑨ 熊本市夢と活力ある農業推進事業（農業支援課）

農業経営の安定・所得向上を図るため、労働力確保対策や高品質化・低コスト化等競争力強化対策を推進するとともに、各区の特性を活かした多様な取り組みに対しきめ細やかな支援を行う。

⑩ 農業用施設防災・減災事業（農業支援課）

熊本地震による被災状況を踏まえ、農業用施設の耐震化等に対し緊急的に支援することで、地震災害に強い農業経営を推進する。

⑪ 農産物の販路拡大（農水ブランド戦略室）

本市の強みである農林水産業を活かし、6次産業化と農商工連携を促進（新商品・新サービスの開発促進）するとともに、地元農水産物や加工食品の販路拡大を目的として、民間の商談会を活用し、生産者や食品関連事業者へ商談機会を提供する。また、民間等との連携による物流や取引先の課題の解決や首都圏を中心とした熊本産品を取り扱う飲食店等の増加などに取り組み、販路開拓・拡大を図る。

⑫ 農商工連携の推進（農水ブランド戦略室）

平成24年7月より熊本市の農水産資源を活用し、農商工連携又は6次産業化による新商品の開発に必要な経費の一部を助成する「熊本市農商工連携等新商品開発事業助成金制度」を設けている。また、平成24年3月より「くまもと農商工連携サイト」を開設し、くまもとの魅力ある豊かな農水産物に関する情報の発信を行ない、農商工業者の支援を行っている。

⑬ 農水産物等の輸出支援（農水ブランド戦略室）

海外との経済交流を推進し、地場企業の販路拡大、グローバル化を図るため、急速な拡大を続けるアジア市場をメインターゲットに、その主要都市における見本市への出展支援や、民間企業等と連携した、生産者や事業者への即効性の高い販路拡大や商談の機会の提供、現地日系百貨店等における熊本フェアの開催など地場産品の知名度向上を図る取り組みをおこなっている。また、国内においても、海外ビジネスセミナーや、海外バイヤーを招聘しての商談会の開催などに取り組んでいる。このような取り組みを効果的に進めるため、県、JETRO熊本、熊本県貿易協会等関係機関と連携しながら、地場企業の販路拡大、グローバル化を推進している。

⑭ 土壌病虫検査室 分析・診断事業（農業支援課）

農業生産指導の一環として、土壌中の各種肥料成分の分析や病害虫診断等を実施し、農業生産の向上に寄与する。

分析実績

（単位 件）

年度 項目	25	26	27	28	29
土 壌 養 分 分 析	467	657	478	397	352
農業用水・養液等分析	5	9	16	49	4
作物体・堆肥等分析	0	0	0	0	0
病 害 虫 診 断	0	0	0	0	0
そ の 他	5	9	19	5	0
計	477	675	513	451	356

⑮ 環境にやさしい農業推進事業（農業支援課）

自然環境に与える負荷を軽減し持続的な農業を確立するため、環境にやさしい農業を推進する。

- ・土壌分析結果に基づく適正施肥や家畜排せつ物の適正処理の推進
- ・エコファーマー認定及び更新の推進
- ・減農薬栽培の推進

農薬の適正使用と減農薬栽培技術の導入

- ・農業用廃プラスチック類の適正処理推進
- ・省エネルギー化の推進

省エネ効果の高い機械、施設の導入推進

- ・環境保全型農業直接支払対策事業の推進

地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し支援を行うことで、農業が有する環境保全機能を一層発揮させる。

⑯ 経営所得安定対策推進事業・水田産地化総合推進事業（農業支援課）

各地域農業再生協議会において、生産者やＪＡ等の集荷業者と緊密に連携し、需要に応じた主食用米の計画生産に取り組むとともに、水田フル活用ビジョンにおける産地交付金を有効に活用し、飼料用米や麦、大豆、野菜等の生産拡大を図り、特色ある産地づくりを推進する。

年度 区分	25	26	27	28	29
実 施 農 家 数 （戸）	7,222	7,048	7,403	7,022	6,750
水稻生産目標数量 （トン）	25,579	24,648	24,532	24,657	24,305
水稻生産数量配分面積 （h a）	4,640	4,458	4,477	4,474	4,398
営農計画書提出者水稻作付面積（h a）	4,268	4,272	4,396	3,988	3,885
主食用水稻作付率 （％）	91.9	95.8	98.2	89.1	88.3

※ 水稻生産実施計画書提出者のみの実績

⑰ 農漁業後継者の育成（農業支援課・水産振興センター）

農漁業後継者育成対策として、各後継者クラブに対する補助金を交付し組織育成やリーダー養成を支援している。

⑱ くまもと春の植木市（農水ブランド戦略室）

四百数十年の歴史をもつ、「くまもと春の植木市」は、熊本に春の訪れを告げる風物詩として、また緑の祭典として市民に親しまれている。

平成29年度実施状況

開催期間 平成30年2月1日（木）～3月11日（日） 38日間

場 所 熊本市白川橋左岸緑地

面 積 11,000㎡（主会場）

80,000㎡（駐車場）

展示小間数 約278小間（1小間当たり10㎡）

うち、ビニールハウス・イベント用テント展示135小間

出展品日 庭園樹（大物、小物）・盆栽・草花・庭石・造園・鉢類・石灯ろう・観賞魚等（約100万点）

出展業者 100業者

⑲ 熊本市ファミリー農園（農業政策課）

熊本市ファミリー農園は、遊休農地を有効利用して自家用野菜や花をつくるなど、市民が農業との関わりを持てる場を提供し、農業に対する理解を深めてもらうとともに、利用者のレクリエーションの場や高齢者の生きがいくりの場として、昭和58年度より開設している。平成23年6月より農園主が新規開設しやすいように、制度と名称を一部変更している。

・ 農園数 14農園

・ 区画数 874区画

（平成30年6月1日現在）

名 称	所 在 地	区画数	名 称	所 在 地	区画数
国府本町ファミリー農園	中央区国府本町75	81	元三町ファミリー農園	南区元三町5丁目963	46
桜 木 〃	東区桜木4丁目54	48	幸 田 〃	南区幸田2丁目628	36
花 立 〃	東区花立6丁目541-1	40	小 島 〃	西区小島9丁目1651-2	49
長嶺南 〃	東区長嶺南8丁目1370-1	94	麻生田 〃	北区麻生田4丁目1634-1	73
田 尻 〃	南区富合町田尻73-1	82	高 平 〃	北区高平1丁目324-1	56
近 見 〃	南区近見4丁目228	63	鶴羽田 〃	北区鶴羽田町1117-1	67
著 町 〃	南区城南町千町2876	81	立田山 〃	北区龍田陳内1丁目1619	58

⑳ 熊本市城南地域物産館「火の君マルシェ」（南農業振興課）

城南地域の農業及び観光や他産業の振興と、地域内外の交流を促進することを目的に、平成26年10月1日に熊本市城南地域物産館「火の君マルシェ」を開館した。

所 在 地 熊本市南区城南町坂野65番地1

敷地面積 10,876.69㎡

建 物 木造平屋建て 延床面積561.46㎡（建物本体）

建 設 費 225,010千円

施設概要 農産物直売所、多目的広場等

出荷者数 219者（平成30年3月末現在）

運営状況 平成29年4月1日～平成30年3月31日

開館日数	購買者数	直売所延べ出荷者数	直売所売上額
351日	125,922人	2,013人	170,353千円

②1 熊本市植木地域農産物の駅「道の駅 すいかの里植木」（北農業振興課）

植木地域全体の経済活性化に向けた連携拠点、植木地域の農産物ブランドの発信拠点及び次世代を担う若者の育成拠点施設として「熊本市の北の玄関口づくり」を目指し、平成28年11月22日に熊本市植木地域農産物の駅「道の駅 すいかの里植木」を開館した。

所在地 熊本市北区植木町岩野160番地1
敷地面積 8,475㎡
建物 木造平屋建て 延床面積857.52㎡（建物本体）
建設費 342,356千円
施設概要 農産物直売所, 観光案内所等
出荷者数 373者（平成30年3月末現在）
運営状況 平成29年4月1日～平成30年3月31日

開館日数	購買者数	直売所延べ出荷者数	直売所売上額
351日	226,552人	2,861人	385,603,255千円

イ 畜産関係（農業支援課）

畜産総合対策事業

畜産物の高品質化や生産性の向上を図り畜産経営の安定に資するため、家畜伝染病防止のための予防注射や優良家畜の導入、自給飼料の生産及び利用の推進等を図る。

- 1) 優良家畜導入事業
- 2) 家畜防疫確立対策事業
- 3) 粗飼料高騰緊急支援事業

ウ 水産関係（水産振興センター）

安全で使い易い漁港施設として整備拡充を図るとともに、施設の長寿命化を図るため漁港の基本機能施設の整備や水産基盤整備事業の長期計画に基づく機能保全計画を策定する。また、アサリ漁場の維持保全と整備ならびに水産資源の持続的生産を図る。

- ① 漁港施設の整備（水産生産基盤整備事業、水産物供給基盤機能保全事業、漁港単独改良事業等）
- ② 干潟漁場の整備（水産多面的機能発揮対策事業、県営水産環境整備事業負担金）

漁港施設

（平成28年度現在）

名称	区分	所在地	種別	現 有 施 設 延 長		登録漁船数 (隻)	利用漁船数 (隻)
				外かく施設 (m)	係留施設 (m)		
四 番 漁 港		沖新町・畠口町	第1種	762.40	814.20	267	425
海 路 口 漁 港		海路口町	〃	745.09	511.50	111	135
天 明 漁 港		川口町	〃	124.00	826.50	235	262
計				1,631.49	2,152.20	613	822

（漁港台帳・港勢調査より）

エ 耕地関係（農地整備課）

土地改良事業

豊かでゆとりのある農村地域の発展を目指し、ほ場整備事業、農道整備事業、かんがい排水事業に取り組み生産基盤の充実に努める。特にほ場整備事業を推進することにより農作業の効率化を図り、収益性の高い農業を実現する。

また、災害のない安全な農村地域の実現を目指し、農地保全事業、海岸保全事業に取り組む。これにより降雨時の土砂流出、法面崩壊または海面上昇による高潮被害等の自然災害から農村地域を守る。

近年では、農村地域の湛水防除あるいは田畑輪換を目的とした排水施設の老朽化も深刻な課題となっているため、既存土地改良施設の更新を図る。

これら土地改良事業の実施にあたっては、農村の持つ豊かな自然環境と生態系の保全に配慮し、豊かで活力のある農村環境の創出に努める。

かんがい排水事業（県営）

区分	地区名
区分	画図東部地区 外1地区
総事業費	1,617 百万円
事業量	排水路 L=1,600m 排水機場 1 箇所 (8 m ³ /S)
事業年度	平成 25 ～ 34 年
受益面積	193ha

農地整備事業（経営体育成基盤・畑地帯）（県営）

区分	地区名
区分	小島地区 外6地区
総事業費	10,773 百万円
事業量	排水路 L=1,600m 排水機場 1 箇所 (8 m ³ /S)
事業年度	平成 21 ～ 37 年
受益面積	649ha

農地防災事業（県営）

区分	地区名
区分	島田地区 外3地区
総事業費	4,540 百万円
事業量	用水路 L=2.1km 用排水路 L=2.7km 排水機場 2 箇所 (30.8 m ³ /S)
事業年度	平成 22 ～ 34 年
受益面積	980ha

農道整備事業（県営）

区分	地区名
区分	谷尾崎2期地区 外2地区
総事業費	3,195 百万円
事業量	農道 L=7,150m
事業年度	平成 21 ～ 37 年
受益面積	430ha

水利施設整備事業（基幹ストマネ）（県営）

区分	地区名
区分	宇土八水地区 外1地区
総事業費	1,012 百万円
事業量	用水施設工 1 式、頭首工 1 箇所
事業年度	平成 25 ～ 32 年
受益面積	1,961ha

農地保全事業（県営）

区分	地区名
区分	東門寺2期地区 外1地区
総事業費	1,518 百万円
事業量	排水路 L=5.1km 水圏農道 L=5.1km
事業年度	平成 22 ～ 35 年
受益面積	63ha

農業水利施設保全合理化事業（県営）

区分	地区名
区分	松の木堰地区
総事業費	2,700 百万円
事業量	頭首工 1 箇所、サイホン工 1 箇所
事業年度	平成 27 ～ 33 年
受益面積	1,001ha

土地改良施設維持管理適正化事業（団体営）

区分	地区名
区分	大塘地区 外20地区
総事業費	460 百万円
事業量	ポンプオーバーホール他
事業年度	平成 25 ～ 34 年

多面的機能支払交付金（団体営）

区分	地区名
区分	秋津地区 外27地区
総事業費	2,972 百万円
事業量	活動地域農用地 A=7,926ha
事業年度	平成 26 ～ 30 年

(3) 農林漁業振興資金貸付（水産振興センター）

ア 農林漁業振興資金貸付一覧

貸付金の種類	貸し付けをする組合等	貸し付けの対象となる事項	貸付金の限度	償還期間	転貸利率	償還方法
漁業後継者育成資金	農業協同組合 漁業協同組合 銀行	漁業後継者が新しく実施する種苗養殖用稚魚、資材、機械等の購入及び施設の設置等	1人につき300万円以内	3年以内 (100万円を超える額の貸付については5年以内)	無利子	元金均等年賦払
水産資金	農業協同組合 漁業協同組合 銀行	資材種苗（海面）	1件につき100万円以内	2年以内	年利1.6%以内	元金均等年賦払
		機械器具（ 〃 ）	1件につき500万円以内	5年以内		
		養殖施設（内水面）	1件につき100万円以内	3年以内		
		種 魚（ 〃 ）	1件につき100万円以内	2年以内		
		稚 魚（ 〃 ）	1件につき100万円以内	2年以内		
		漁船建造	1件につき1,000万円以内	5年以内		

イ 貸付状況

資金名 区 分	27 年 度		28 年 度		29 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
漁業後継者育成資金	9	22,960	9	18,910	2	6,000
資材種苗資金	34	32,800	21	20,300	8	8,000
機械器具資金	5	12,890	1	1,000	3	10,000
養殖施設資金	0	0	0	0	0	0
種魚・稚魚資金	0	0	0	0	0	0
漁船建造資金	6	19,900	3	7,100	3	7,950
農漁業生活環境整備資金	0	0	0	0	0	0
災害対策資金	0	0	0	0	0	0
合 計	55	89,250	34	47,310	16	31,950

2 農 業 委 員 会 （農業委員会事務局）

1 農地等利用関係の調整

・ 農地に関する許認可事務

農地法に基づく各種権利の設定、移転及び転用についての許認可並びに証明事務を行っている。

農地法関係事務処理状況(平成29年度)

作成日 平成30年6月19日

農地法	第3条 (耕作目的の権利移動)		第4条・第5条(転用目的)						第18条 (貸借の解約)	
	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)
区										
中央	-	-	35	11,666	25	7,514	-	-	-	-
東	28	86,110	68	58,118	183	261,387	12	44,880	32	113,842
西	77	222,780	41	14,629	120	51,904	3	4,095	7	21,514
南	154	431,028	96	43,429	352	213,714	10	18,893	75	220,087
北	104	353,033	53	38,667	202	134,410	10	16,403	12	31,566
合計	363	1,092,951	293	166,504	882	668,979	35	84,271	126	381,009

農地法第4条・第5条・許可不要転用 用途別転用実績(平成29年度)

作成日 平成30年6月19日

		合 計				比 率 (面積)
		件 数	面 積 (㎡)			
			田	畑	計	
住 宅 用 地	農 家 住 宅	171	39,754	98,795	138,549	15.1%
	一 般 個 人 住 宅	408	46,619	113,240	159,859	17.4%
	集 団 住 宅、その他	105	18,487	50,156	68,643	7.5%
公的施設用地		65	11,688	12,855	24,543	2.7%
業 務 用 地	工・鉱業用地	65	22,424	35,712	58,136	6.3%
	商業・サービス業	89	18,060	168,170	186,230	20.2%
	農業用施設用地	42	22,448	34,803	57,251	6.2%
	その他の業務用地	264	96,237	129,553	225,790	24.5%
植 林		1	0	753	753	0.1%
合 計		1,210	275,717	644,037	919,754	100.0%

(1) 国有農地等管理処分事業

国有農地の貸付対価の徴収と、農地の管理及び処分に関する事務を行っている。

(2) 機構集積支援事業

農地利用状況調査後の遊休農地解消対策のため、所有者の意思確認である利用意向調査を実施している。さらに、農地中間管理機構による農地集積と集約化を支援している。

（３）担い手への農地利用の集積・集約化

担い手への農地の利用集積を促進するため、農地の出し手・受け手の計画的、効率的な結び付け活動を行っている。

農地利用集積実績（平成 29 年度）

（単位 ㎡）

種 別	件 数	期 間	田	畑	合 計
利 用 権 新 規 設 定	226	6 年 未 満	326, 102	92, 251	418, 353
		6年以上10年未満	8, 299	5, 895	14, 194
		1 0 年 以 上	339, 357	169, 190	508, 547
		小 計	673, 758	267, 336	941, 094
利 用 権 再 設 定	174	6 年 未 満	327, 355	34, 345	361, 700
		6年以上10年未満	8, 465	313	8, 778
		1 0 年 以 上	236, 415	118, 237	354, 652
		小 計	572, 235	152, 895	725, 130
所 有 権 移 転	98		174, 485	125, 837	300, 322
利 用 権 移 転	3		24, 069	0	24, 069
円滑化(代理事業)	0		0	0	0
農地中間管理機構賃貸借	88		312, 650	61, 689	374, 339
合 計	589		1, 757, 197	607, 757	2, 364, 954

（４）農業者年金業務

農業者の生活安定に寄与するための加入推進活動と、農業者年金関係申請処理等を行った。

熊本市農業者年金	旧制度（人）	新制度（人）
受給者数	2, 189	136
加入者数	471	508
申請等処理件数	210	78

都 市 建 設

1	都	市	計	画	339
2	都	市	整	備	351
3	交	通	計	画	359
4	建	築	指	導	360
5	熊 本 駅 周 辺 地 域 整 備				363
6	住	宅	政	策	367
7	市	営	住	宅	369
8	道			路	374
9	地	籍	調	査	376
10	自	転	車	対 策	379
11	公	共	用	地 取 得	380
12	河			川	381
13	公	園	緑	地	384
14	土	木	セ	ン タ ー	385
15	宅	地	復	旧 支 援	386
16	住	宅	再	建 支 援	387

1 都 市 計 画（都市政策課・開発景観課）

都市計画区域

大正8年4月、都市計画法が公布され、翌9年1月より施行された同施行令の規定に基づき、大正12年7月当時の市域 3,071haの全域を都市計画区域と決定、その後隣接町村が市域に編入されるに従って都市計画区域も逐次拡張され昭和33年には、14,524haが都市計画区域として決定された。

さらに、昭和43年6月新都市計画法が施行されたことにより、昭和46年5月18日従来の市域だけの都市計画区域から隣接町を包含する1市9町の熊本都市計画区域が指定された。

熊本都市計画区域は、その後の市町合併や政令指定都市移行に伴う区域再編等により、現在、熊本市（旧城南町の一部、旧河内町を除く）、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町の行政区域で構成され、熊本市は熊本都市計画区域の中核をなしている。

戦前の都市計画

本市においては、大正12年7月より都市計画法を適用し、計画の体系が次のように定められた。

昭和 3年	都市計画道路の決定	30路線	延長64,000m	
昭和 4年	用途地域決定	2,800.5ha		
	うち住居地域	1,730.2ha	工業地域	566.2ha
	商業地域	395.7ha	未指定	108.4ha
昭和 5年	風致地区の決定	1,070.59ha		
	本妙寺山、立田山、水前寺、八景水谷、江津湖、花岡山、万日山の7カ所			

さらに、昭和6年、組合による区画整理が施行され、今日の土地区画整理事業の基をなしている。

街路事業の施行は、当初産業・交通及び軍事的要求にそった道路から着手されたが、当時施行された熊本駅・迎町国道交差点を結ぶ産業道路、さらにそれを延長した子飼橋方面に通ずる道路及び水前寺体育館・健軍市電終点間の都市計画道路は、現在の本市道路の根幹をなすものである。

戦後の都市計画

戦後、本市は戦災復興計画基本方針に基づき恒久的復興計画を策定した。

都市機能の向上、衛生面、都市美の増進等、近代都市としての形態を整えながら急速な復興が行われることを企画し、また、これらの観点から戦前決定された都市計画について、根本的に検討を加え、適正を欠くものについてはこれを改めることとした。

この結果、昭和21年、用途地域、都市計画道路を新たに計画決定し、同時に戦災地とその隣接地域における土地区画整理事業として戦災復興土地区画整理事業が決定され、その後、防火・準防火地域や下水道、ごみ焼却場、汚水処理場等の衛生・清掃施設が決定された。また、経済が向上し、道路事情が良くなるに伴い、住宅建設の気運が高まり郊外へ向け市街地の拡大現象が現れてきた。そのため、都市計画による区画整理が施行されており、さらに新しい都市計画法により、昭和46年には、無秩序な市街地の拡大を防止するため、市街化区域、市街化調整区域の決定がなされた。

近年の都市計画

その後、市街地形成の状況及び住宅地需給の実態をふまえ、昭和５６年４月２日に市街化区域及び市街化調整区域の第１回の見直しが行われるとともに、昭和５８年４月３０日には、流通業務団地予定地（約５３ｈａ）が市街化区域に編入され、平成３年２月１日の飽託四町との合併等を経て、平成１１年３月３１日に第３回の市街化区域、市街化調整区域のさらなる見直しが行われた。平成１５年４月９日には、熊本港地区（約５３ｈａ）が市街化区域に編入された。その後、平成２１年５月２９日の第４回見直し、平成２４年４月１日の政令指定都市移行に伴う区域再編、平成２７年５月２９日の第５回見直しを経て、現在、熊本市計画区域面積は５２，７４０ｈａで、うち市街化区域１２，５８３ｈａ、市街化調整区域４０，１５７ｈａである。熊本市はこの区域全体の６７．２％（３５，４３３ｈａ）、市街化区域の８５．８％（１０，７９５．４ｈａ）、市街化調整区域の６１．４％（２４，６３７．６ｈａ）を占めている。

市街化区域については、平成４年の都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴い、住環境の保護、市街地形態の多様化に対応するため、平成８年６月に用途地域の変更を実施している。

土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、昭和６１年３月に熊本駅前北地区、平成８年８月に手取本町地区、平成１０年９月に上通Ａ地区、平成１７年１０月に熊本駅前東Ａ地区、平成２６年４月に桜町地区に高度利用地区を決定し、地区の特性にふさわしいまちづくりのために、これまで２０地区で地区計画を決定している。

市街化調整区域については、農林漁業との健全な調和を図り合理的な土地利用を図っている。

（１）用途地域（都市政策課）

熊本市計画用途地域（別添折込図）

用途地域の規模

（平成30.3.31現在）

区 分	熊本市計区域		市 域			容積率 %	建ぺい率 %	後退距離 m	高さの 限度 m
	面積 ha	構成比 %	面積 ha	構成比 %	全 市 域 面積対比 %				
第一種低層 住居専用地域	1,457.80	11.5	1,068	9.9	2.7	60	30	1.0	10
						80	40	1.0	10
						100	50	1.0	10
第二種低層 住居専用地域	155.5	1.2	107	1.0	0.3	80	40	1.0	10
						80	40	—	10
						100	50	1.0	10
第一種中高層 住居専用地域	3,185.10	25.1	2,562	23.7	6.6	100	40	—	—
						150	60	—	—
						200	60	—	—
第二種中高層 住居専用地域	2,756.9	21.8	2,552	23.6	6.6	100	50	—	—
						100	60	—	—
						150	60	—	—
第一種住居地域	1,394.1	11.0	1,175	10.9	3.0	200	60	—	—
第二種住居地域	727.5	5.7	641	5.9	1.6	200	60	—	—
準住居地域	283.9	2.3	224	2.1	0.6	200	60	—	—
近隣商業地域	580.5	4.6	542	5.0	1.4	200 300	80	—	—
商業地域	392.2	3.0	392	3.6	1.0	400 500 600	80	—	—
準工業地域	1,183.9	9.4	1,167	10.8	3.0	200	60	—	—
工業地域	532.9	4.2	366	3.4	0.9	200	60	—	—
合 計	12,649.5	100.0	10,796	100.0	27.7				

(2) 高度利用地区（都市政策課）

(平30.3.31現在)

種 類	面 積 (ha)	建築物の容積率の最高限度及び最低限度		建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度 (㎡)
		最高限度	最低限度		
熊本駅前北地区	約0.5	60/10	20/10	8/10	200
手取本町地区	約1.0	70/10	30/10	7/10	200
上通A地区	約1.1	70/10 50/10	30/10 20/10	7/10	200
熊本駅前東A地区	約1.4	60/10	20/10	8/10	200
桜町地区	約3.7	60/10	20/10	8/10	200
合 計	約7.7	—	—	—	—

(3) 風致地区（都市政策課）

(平30.3.31現在)

名 称	面 積 (ha)	位 置
花岡山・万日山	約 77	横手1・2・3丁目、春日4・5・6丁目、池上町、戸坂町 他
八景水谷	約 10	八景水谷1丁目 他
立 田 山	約 345	清水町大字兎谷、兎谷2・3丁目、龍田3丁目、龍田陣内1・2丁目、清水万石1・2・4・5丁目、室園町、黒髪4・5・6・7・8丁目 他
水 前 寺	約 10	水前寺公園 他
江 津 湖	約 238	出水1・2丁目、江津1丁目、健軍4・5丁目、湖東2・3丁目、神水本町、広木町、水源1丁目、江津3丁目、下江津1・5・6丁目 他
本 妙 寺 山	約 551	島崎5・6・7丁目、花園4・6・7丁目、谷尾崎町 他
千 金 甲	約 367	谷尾崎町、池上町、上松尾町、中松尾町、上高橋町、小島8丁目、小島9丁目 他
計	約1,598	

(4) 駐車場整備地区（都市政策課）

(平30.3.31現在)

位 置	面 積 (ha)	指 定 年 月 日
市 中 心 街	約143.9	昭和45年4月10日

(5) 防火地域及び準防火地域（都市政策課）

(平30.3.31現在)

地 域 名	面 積 (ha)
防 火 地 域	約 118.0
準 防 火 地 域	約1,490.0

(6) 都市計画道路（都市政策課）

ア 都市計画道路一覧（市域内）

熊本都市計画区域

(平30.3.31現在)

区分	規模	一連 番号	都 市 計 画 道 路 名	主たる 幅員 (m)	主たる 車線の数	計画決定延長 (m)	整備済延長 (m)
1	4	1	熊本西環状線	21	4	12,420	0
1	4	2	池上インター線	37	4	990	0
1	5	3	花園インター（自専道）線	15	2	770	770
1	4	4	北熊本スマートインターチェンジ上り線	17	2	370	0
1	4	5	北熊本スマートインターチェンジ下り線	17	2	290	0
3	1	1	新南部四方寄線	40	4	6,690	5,010
3	2	2	新市街水前寺線	36	6	4,420	4,420
3	2	3	弓削近見線	36		15,480	15,270
3	2	4	近見沖新線	36	6	8,530	8,530
3	2	5	熊本駅北部線	30	4	9,230	9,035
3	2	6	南熊本駅新町線	30	4	2,010	1,710
3	3	7	熊本駅帯山線	22	4	7,310	7,020
3	3	8	二本木新大江線	22	4	4,540	4,470
3	3	9	池田町花園線	25	4	1,500	0
3	3	10	子飼新大江線	22	4	1,870	1,870
3	3	11	船場神水線	25	4	4,670	1,800
3	3	12	本荘犬渕線	25	4	5,050	5,050
3	3	13	水前寺秋津線	22		4,950	4,670
3	3	14	野口清水線	25	4	11,790	5,620
3	5	16	水前寺駅西水前寺線	15	2	180	180
3	3	17	東町空港線	22		2,210	2,210
3	3	18	南高江富合線	25	4	7,070	7,070
3	1	19	弓削原水線	40		490	490
3	4	20	上熊本藤崎宮線	20		1,930	1,930
3	4	21	上熊本細工町線	19	2	3,030	2,223
3	3	22	砂取健軍線	22		2,190	2,190
3	4	23	新土河原小島線	20	4	3,910	3,250
3	4	25	熊本駅城山線	16	2	1,980	1,370
3	4	26	新町戸坂線	16	2	1,720	690
3	4	27	段山島崎線	16	2	2,220	950
3	4	28	戸坂花園線	16	2	1,460	0
3	4	29	上熊本法成寺線	16-30	2	2,280	1,730
3	4	30	手取本町清水線	16		3,830	610
3	4	31	麻生田三里木線	16		3,440	3,440
3	4	32	高平麻生田線	16	2	3,910	1,920
3	4	33	楡木麻生田線	16	2	980	120
3	4	34	下南部画図線	16		8,930	3,820
3	4	35	新外秋津線	16	2	2,810	1,500
3	4	36	出水町国府東水前寺線	15	2	2,280	790
3	4	37	水前寺画図線	16	2	3,600	3,100
3	3	38	新市街御船インター線	25	4	6,140	6,140
3	4	39	長六橋川尻線	17.5		7,600	7,600
3	3	40	新土河原出水線	25	4	5,740	4,880
3	4	41	二本木蓮台寺線	16	2	1,350	1,350
3	4	42	大窪山下線	16		100	100
3	5	44	南千反畑大江線	15		1,850	1,850
3	5	45	上熊本弓削線	12	2・4	10,570	0
3	5	46	船場本山線	12		920	600
3	4	47	平田田迎線	16	2	1,760	1,760

区分	規模	一連 番号	都 市 計 画 道 路 名	主たる 幅員 (m)	主たる 車線の数	計画決定延長 (m)	整備済延長 (m)
3	5	54	刈草薄場線	12	2	820	820
3	3	55	保田窪菊陽線	25		6,190	6,190
3	3	61	四方寄鹿子木線	25	4	2,480	0
3	2	62	春日池上線	30	4	1,870	1,264
3	4	63	田崎春日線	18	2	910	910
3	4	64	熊本駅南線	18	2	290	187
3	4	65	熊本駅西口線	18	2	90	90
3	3	66	花園インター(一般道)線	21-25	4	1,320	1,320
3	4	67	花園池亀線	16	2	1,160	0
3	4	68	上熊本駅西口線	16	2	450	0
3	4	69	平尾向坂線	16	2	5,500	0
3	5	70	南環状線	14	2	1,060	0
3	4	71	岩野小山線	16	2	1,030	1,030
3	4	72	東西線	16	2	1,590	395
3	4	73	植木停車場投刀塚線	18	2	1,140	395
3	5	74	一木鑑田線	14	2	2,000	0
3	4	75	北環状線	17	2	820	275
3	3	76	平尾鑑田線	28	4	6,780	0
3	4	77	中央線	17	2	740	622
3	5	78	小町通り線	12	2	120	0
3	4	79	一木鞍掛線	16	2	880	260
3	4	80	滴水平野線	16	2	550	0
3	5	82	清藤志々水線	14	2	1,010	560
3	4	83	フラワー通り線	16	2	770	770
3	4	84	上宮地線	16	2	560	560
3	5	85	東阿高今線	14	2	3,160	0
3	5	86	松ノ平線	14	2	530	530
3	5	87	新御堂線	14	2	180	180
3	5	88	バイン通り線	12	2	850	550
3	6	89	浜戸川線	11		920	0
3	5	92	植木北熊本スマートインターチェンジ線	13	2	2720	0
7	7	3	鹿児島本線側道1号線	6	—	430	430
7	7	4	鹿児島本線側道2号線	6	—	900	460
7	7	5	鹿児島本線側道3号線	6	—	290	290
7	7	6	鹿児島本線側道4号線	6	—	260	260
7	7	7	鹿児島本線側道5号線	6	—	200	200
7	7	8	鹿児島本線側道6号線	6	—	90	90
7	7	9	鹿児島本線側道7号線	6	—	590	290
7	7	10	鹿児島本線側道8号線	6	—	320	320
7	7	11	鹿児島本線側道9号線	6	—	530	530
7	7	12	鹿児島本線側道10号線	6	—	350	350
7	7	13	鹿児島本線側道11号線	6	—	200	200
7	7	14	鹿児島本線側道12号線	6	—	360	360
7	7	15	鹿児島本線側道13号線	6	—	350	350
7	7	16	豊肥本線側道1号線	6	—	250	0
7	7	17	鹿児島本線側道14号線	6	—	400	400
7	7	18	鹿児島本線側道15号線	6	—	180	180
7	7	19	北熊本スマートインターチェンジ側道1号線	5	—	260	0
7	7	20	北熊本スマートインターチェンジ側道2号線	5	—	360	0
7	7	21	北熊本スマートインターチェンジ側道3号線	5	—	360	0
7	7	22	北熊本スマートインターチェンジ側道4号線	5	—	770	0
7	7	23	北熊本スマートインターチェンジ側道5号線	5	—	130	0
7	7	24	北熊本スマートインターチェンジ側道6号線	5	—	110	0
8	7	1	新屋敷長溝線	4	—	1,550	1,280
8	7	2	南高江元三線	7	—	1,880	1,880
合 計			104 路 線			258,970	163,886

イ 都市計画及び道路整備の規模別分類

(平30. 3. 31現在)

	区 分 規模別	都市計画決定延長 (m)				道路整備済延長 (m)					
		市 街 化 区 域 (用途指定区域)	市 街 化 調 整 区 域 (用途無指定区域)	計 画 決 定 延 長	比 率 (%)	市 街 化 区 域 (用途指定区域)	進 捗 率 (%)	市 街 化 調 整 区 域 (用途無指定区域)	進 捗 率 (%)	整 備 済 延 長	進 捗 率 (%)
熊 本 都 市 計 画 区 域	3・1	6,310	870	7,180	2.8	4,770	75.6	730	83.9	5,500	76.6
	3・2	31,670	9,870	41,540	16.0	30,359	95.9	9,870	100.0	40,229	96.8
	3・3	57,570	24,230	81,800	31.6	45,240	78.6	15,260	63.0	60,500	74.0
	1・4 3・4	66,080	23,590	89,670	34.6	38,474	58.2	5,273	22.4	43,747	48.8
	1・5 3・5	22,670	4,070	26,740	10.3	5,050	22.3	990	24.3	6,040	22.6
	3・6	920	0	920	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	7・7	5,700	1,990	7,690	3.0	4,710	82.6	0	0.0	4,710	61.2
	8・7	3,430	0	3,430	1.3	3,160	92.1	0	0.0	3,160	92.1
	合計	194,350	64,620	258,970	100.0	131,763	67.8	32,123	49.7	163,886	63.3

※整備済延長：計画幅員により供用開始されている区間延長

(7) 駅前広場（都市政策課）

(平30. 3. 31現在)

広 場 名	面 積 (㎡)	摘 要
熊 本 駅 東 口 駅 前 広 場	14,200	都市計画道路3・3・7号 熊本駅帯山線
熊 本 駅 西 口 〃	5,700	〃 3・4・65 〃 熊本駅西口線
(熊 本 駅) 交 通 広 場	3,800	〃 3・3・7 〃 熊本駅帯山線
(南 熊 本) 駅 前 広 場	3,850	〃 3・2・6 〃 南熊本駅新町線
水 前 寺 〃	2,100	〃 3・5・16 〃 水前寺駅西水前寺線
上 熊 本 駅 東 口 〃	2,700	〃 3・4・21 〃 上熊本細工町線
上 熊 本 駅 西 口 〃	2,400	〃 3・4・68 〃 上熊本駅西口線
(西 熊 本) 〃	3,900	〃 3・5・54 〃 刈草薄場線
(光 の 森 駅) 交 通 広 場	2,200	〃 3・3・58 〃 武蔵ヶ丘東中央線
水 前 寺 駅 北 〃	1,100	都市計画交通広場1号 水前寺駅北交通広場

都
建

(8) 景観整備（開発景観課）

ア 都市景観

地域の特性を生かした良好な景観の形成を総合的に推進し、文化と歴史にはぐくまれた快適な市民生活の確保に寄与するために、本市では平成21年10月に熊本市景観計画を策定し、平成22年1月に景観法に基づく届出に移行した。

この制度は熊本城や水前寺・江津湖の周辺地域等においては、これらを活かし熊本らしさを際立たせるような、また、その他の地域においてはそれぞれの地域の特色を活かした良好な景観の形成を目指している。

大規模行為届出件数

(平成29年度)

種 類	建築物	工作物	さく・堀	開発行為	土 石	計
件 数	126	29	0	88	1	244

特定施設届出件数 15件 景観形成地区届出件数 1件

イ 屋外広告物

景観の大きな要素である屋外広告物を規制・誘導し、歴史と自然を活かした良好な景観形成と快適な環境の維持のため、屋外広告物の許可、違法なはり紙・はり札・立看板等の除却を行っている。

許可・除却件数

(平成29年度)

種 類	許可件数				除却件数				
	新規	更新	電柱等	計	はり紙	はり札	立看板	その他	計
件 数	305	555	26	886	1,660	867	51	0	2,578

(9) 開発指導（開発景観課）

都市の秩序ある発展を図るために、開発行為の指導を行っている。

開発許可件数

年 度 区 分		25	26	27	28	29
市 区 街 化 域	件 数	79	61	54	56	70
	面積 (㎡)	219,702	169,506	133,346	139,176	157,451
市 調 整 街 区 域 化	件 数	199	167	172	180	175
	面積 (㎡)	222,326	217,832	222,993	277,492	372,752
計	件 数	278	228	226	236	245
	面積 (㎡)	442,028	387,338	356,339	416,668	530,203

市民の安全な生活環境の整備を図るために、宅地造成等規制区域においては、宅地造成の指導を行っている。

宅地造成等規制法による許可件数

年 度 区 分	25	26	27	28	29
許可件数	5	7	4	2	4

2 都 市 整 備（都心活性推進課・植木中央土地区画整理事業所）

（１）中心市街地の活性化

本市の顔である中心市街地のにぎわいづくりのため、旧熊本市において、平成１９年３月に「熊本市中心市街地活性化基本計画」を策定し、同年５月に内閣総理大臣の認定を受けた。

また、平成２２年３月の市町村合併で「新熊本市」となった旧植木町においても、平成２１年９月に「植木町中心市街地活性化基本計画」を策定し、同年１２月に内閣総理大臣の認定を受けており、この合併を契機として、２つの計画区域を「熊本地区」、「植木地区」として認定基本計画の変更を行った。

熊本地区の計画では、熊本城、通町筋・桜町周辺から、新町・古町、熊本駅周辺までの約４１５haの区域を中心市街地と位置づけ、平成２３年度までの１期計画では５２事業、平成２８年度までの２期計画では、１期計画からの継続事業を含めた官民の６５事業を推進した。

平成２９年度からは、「地震からの創造的復興により、誰もが安心して暮らし働き、国内外からも多くの人が訪れる魅力あるくまもとの顔づくり」をコンセプトとして、官民の事業を位置づけた３期計画（計画期間は平成３３年度までの５年間）に基づき、中心市街地の更なるにぎわいの創出はもとより、桜町・花畑周辺地区や熊本駅周辺地区の防災機能強化など、防災性の向上にも取り組むこととしている。（別紙参照）

植木地区の計画では、植木中央土地区画整理事業施行中の国道３号沿いに形成された中心商業地と公共公益施設等が集積している区域の５８．１haを中心市街地と位置づけ、平成２７年１１月までに民間事業を含めた実効性のある２０あまりの事業を推進した。

今後とも、本市の歴史・文化、既存の都市機能を最大限に活かしながら、官民一体となって新たな魅力と活力の創造に取り組んでいく。

（２）市街地再開発

本市の既成市街地においては、これまでの都市化の進行の一方で、交通問題・用途混在・建築物の老朽化などの都市的環境悪化や機能更新の必要性などが顕在化してきている。

市街地再開発事業等では、道路・公園等の都市基盤と建築物との総合的な整備により、都市問題の改善を目指す。

ア 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理化かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業である。

本市においては、組合施行により、平成４年度に熊本駅北地区、平成１３年度に手取本町地区、上通Ａ地区を施行しており、市施行の事業では、熊本駅前東Ａ地区が施行され、平成２４年度に完成した。

また、桜町地区では、会社施行により、バスターミナルや商業施設、公益施設等を備え、防災機能の向上に資する多機能複合施設の建設が、平成31年度の完成に向けて進められているところである。

市街地再開発事業の実施地区（４地区）※事業完了地区のみ

地 区	熊本駅北地区 (事業完了)	手取本町地区 (事業完了)	上通Ａ地区 (事業完了)	熊本駅東Ａ地区 (事業完了)
施行者	組 合	組 合	組 合	市
事業年度	昭 61～平 4	平 8～13	平 9～13	平 17～24
地区面積 (ha)	約 0.5	約 1.0	約 1.1	約 1.4
敷地面積 (㎡)	約 2,400	約 5,700	約 9,000	約 7,300
建築面積 (㎡)	約 1,900	約 4,400	約 6,800	約 5,010
延床面積 (㎡)	約 15,800	約 48,100	約 57,100	約 52,400
建物の 規模構造	SRC+RC 造 地上 11 階 地下 2 階	SRC+RC+S 造 地上 10 階 地下 3 階	SRC+RC+S 造 地上 14 階 地下 2 階	RC+S 造 地上 35 階 地下 1 階
用 途	ホテル	商業・公益・医療・ 業務施設等	商業・ホテル・業務・ 美術館・財団施設・ カルチャー等	商業・業務・住宅・公益
事業の経過	昭 61.4 高度利用地区の都市 計画決定及び事業の都市計画 決定 昭 61.9 組合設立（施行認可） 公告 平 2.9 施設建築物工事起工式 平 3.3 権利変換計画認可 平 4.8 施設建築物工事竣工 平 5.3 組合解散認可	平 8.8 高度利用地区の都市計画 決定及び事業の都市計画決定 平 9.3 組合設立（施行認可）公 告 平 11.8 権利変換計画認可 平 11.12 施設建築物工事起工式 平 14.3 施設建築物工事竣工 平 14.12 組合解散認可	平 10.9 高度利用地区の都市計 画決定及び事業の都市計画決定 平 11.1 組合設立（施行認可） 公告 平 11.9 権利変換計画認可 平 12.1 施設建築物工事起工式 平 14.3 施設建築物工事竣工 平 14.11 組合解散認可	平 17.10 高度利用地区の都市計 画決定及び事業の都市計画決定 平 18.2 事業認可公告 平 20.5 都市計画決定変更 平 20.9 管理処分計画認可 平 21.4 施設建築物工事着工 平 24.2 工事の完了の公告 平 24.3 再開発事業の清算

イ 優良建築物等整備事業

優良建築物等整備事業は、市街地環境の整備改善や良好な市街地住宅の供給等を図るため、優良な建築物及び建築敷地の整備を行う事業である。

タイプ別に市街地の再開発を目的とする「優良再開発型」、市街地住宅の供給を目的とする「市街地住宅供給型」、既存建築物ストックを、現在の居住ニーズにあわせ再生することを目的とする「既存ストック再生型」がある。さらに、「優良再開発型」は、共同化タイプ、市街地環境形成タイプおよびマンション建替タイプの３つのタイプに分けられる。

優良建築物等整備事業の実施地区 ※事業完了地区のみ

地 区	施行者	事業年度	地区面積 (ha)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	用 途	タイプ
下通地区 (事業完了)	民 間	平4～5	0.12	902	630	5,467	商業施設・銀行	優良再開発型
新町地区 (事業完了)	〃	平10～11	0.06	579	333	2,337	共同住宅（25戸）	優良再開発型
植木一丁目 (事業完了)	〃	平24～25	0.05	465	226	1,076	共同住宅（15戸）	市街地 住宅供給型
長浦地区 (事業完了)	〃	平25～26	0.08	761	241	711	共同住宅（12戸）	市街地 住宅供給型
植木二丁目 (事業完了)	〃	平26～27	0.08	816	454	2,190	共同住宅（24戸）	市街地 住宅供給型
下通Ａ地区 (事業完了)	〃	平26～28	0.4	3,114	2,798	18,675	商業・業務施設	優良再開発型

(3) 土地区画整理事業

ア 現状

本市の土地区画整理事業は、戦前では昭和6年に組合施行による国府第一土地区画整理事業、翌7年に水前寺土地区画整理事業、大江東部土地区画整理事業を施行し、戦後は国の方針に基づく戦災復興土地区画整理事業の着工を見た。また、市施行の事業では、東部地区の東部第一土地区画整理事業、西部地区の西部第一土地区画整理事業が完成した。そのほか市内各所で、住宅地開発を目的とする事業が、組合等の施行により逐次行われており、戦前戦後を通じ55地区（1,660.1ha）において、計画的な市街地が造成されている。

現在市内で施行中の土地区画整理事業

(平 30.4.1 現在)

地 区 名	施 行 者	法 分 類 (条項)	施 行 面 積 (ha)	認 可 年 月 日	減 歩 率 (%)	公 共 減 歩 率 (%)	施 行 年 度	総 事 業 費 (千円)
熊 本 駅 西	市	3～4	18.1	13.12.10	36.2 (19.8)	36.2 (19.8)	13～32	23,930,000
植 木 中 央	市	3～4	17.5	12.2.21	19.6 (13.0)	19.6 (13.0)	11～30	14,747,000

完了地区名（51地区）

国府第一、水前寺、大江東部、花岡山、戦災復興、健軍第二、秋津第一、国府第二、城東、東部第一、江津第一、秋津第二、清水、江津湖団地、長溝団地、万石団地、榎団地、託麻団地、楠団地、富ヶ丘、国府第三、津ノ浦団地、武蔵ヶ丘団地、烏ヶ江、戸島南台、出水第二、出水第一、杉島島場、佐土原第一、城山上代、八王寺、田井島、水前寺、八分字、南部第一、戸坂、八幡、御幸笛田、清水亀井、城山大塘、前川原、大石崎、田迎東、八分字中道、西部第一、山ノ神二丁目、出仲間、出仲間九丁目、画図、陳内、城南中央、田井島南

※熊本駅西地区、植木中央地区の減歩率、公共減歩率の二段書きは、上段：減価買収前、下段：減価買収後

イ 今後の予定施行地区

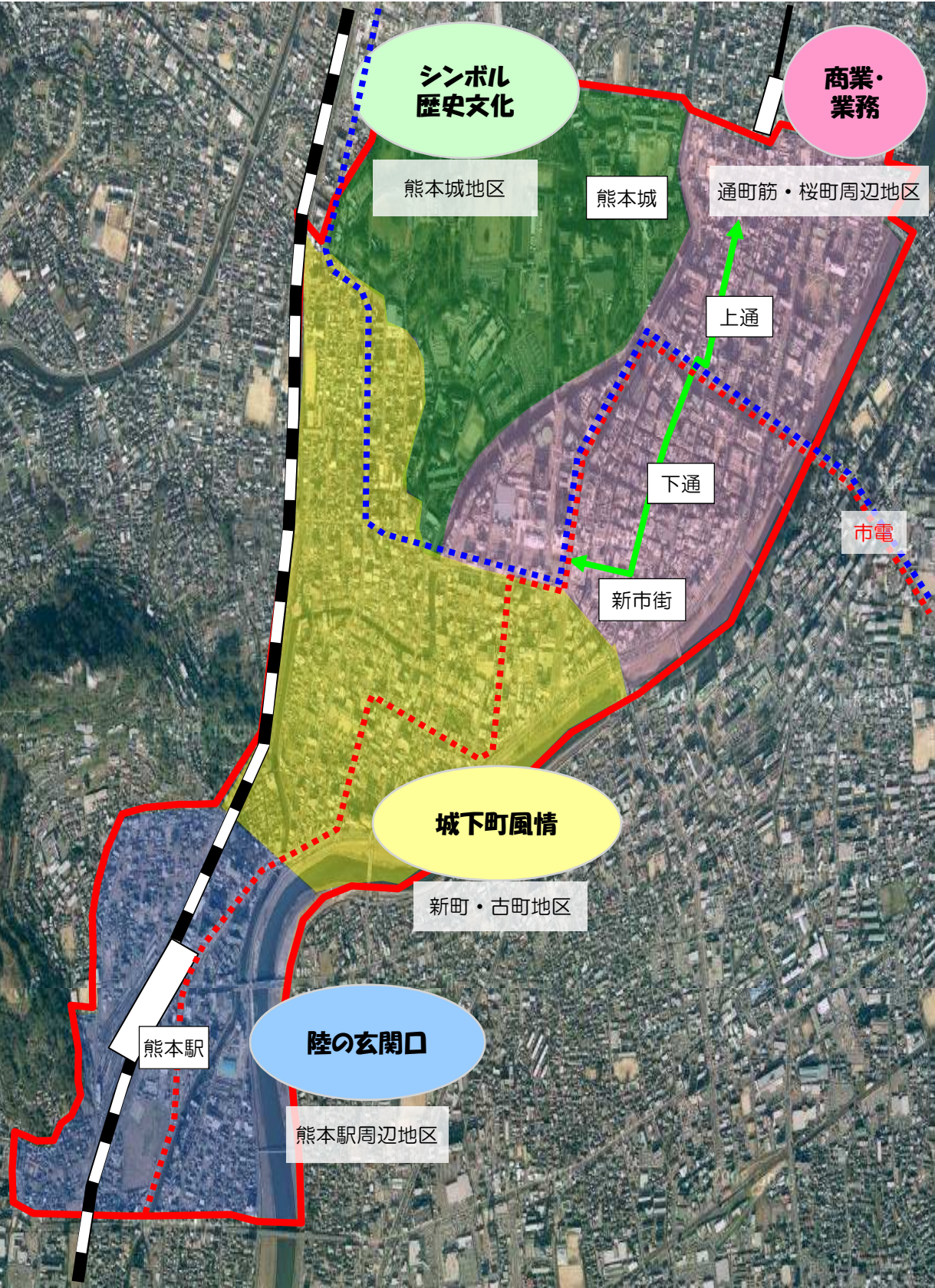
良好な住宅環境を形成するため、施行中、施行予定の土地区画整理事業を適正に誘導・促進する。

なお、現在市域内では、2地区（35.6ha）で土地区画整理事業が実施されており、その他1地区では、事業実施に向け構想がなされている。

熊本市中心市街地活性化基本計画(熊本地区)の計画区域と掲載事業

1 計画区域

区域面積 約415ヘクタール（1・2期計画と同様）



2 掲載事業

総事業数 82事業（行政44事業、民間22事業、行政及び民間16事業）

区分	事業名	実施主体			区分	事業名	実施主体		
		行政	民間	行政及び民間			行政	民間	行政及び民間
市街地の整備改善	桜町地区再開発事業		●		経済活力の向上	熊本市民健康フェスティバル			●
	熊本駅周辺まちづくり推進事業	●				商店街空き店舗対策事業	●		
	熊本駅周辺エリア魅力発信事業			●		桜町・花畑周辺地区賑わい創出事業			●
	桜町・花畑周辺地区まちづくり推進事業	●				商店街活性化対策事業	●		
	熊本駅白川口（東口）駅前広場整備事業	●				中心商店街地区魅力向上事業			●
	花畑公園、辛島公園再整備事業	●				安全安心まちづくり推進事業			●
	新幹線・連立関連道路整備事業	●				にぎわいづくり推進事業			●
	連立関連交差道路整備事業	●				くまもと大邦祭			●
	二本木口交差点改良事業	●				文化事業推進事業			●
	(国道) 街路整備事業	●				地場企業PR事業	●		
	熊本駅西土地区画整理事業	●				草枕国際俳句大会事業			●
	熊本市自転車利用環境整備事業	●				街なか子育てひろば事業	●		
	道路事業	●				芸術文化を活かしたまちづくり事業			●
	辛島公園地下通路整備事業	●				まちなか観光案内所整備事業		●	
都市福祉施設の整備	辛島公園地下駐車場整備事業	●				地域活性化・観光特化型ホテル整備事業		●	
	JR熊本駅ビル整備事業		●			城下町くまもとゆかた祭		●	
	熊本城ホール整備事業	●				城下町くまもと銀杏祭		●	
	子ども文化会館施設管理事業	●				委託型免税店制度活用事業		●	
	シンボルプロムナード等整備事業	●				熊本まちあかり		●	
	(仮称) 白川公園内複合施設整備事業	●				きらきらファクトリー		●	
	子ども文化会館災害復旧事業	●				新市街まちなか会議		●	
	市民会館復旧事業	●				光のページェント		●	
街なか居住の推進	暮らし・にぎわい再生事業（熊本駅周辺地区）		●			肥後のひなまつり		●	
	【再掲】桜町地区再開発事業		●			肥後のつりてまり		●	
	くまもとさるく		●			熊本オクトーバーフェスト		●	
	くまもとまち咲き案内人		●			夢まちランド		●	
	マンション管理適正化事業	●				くまフェス		●	
	景観条例関係事業	●				春のくまもと地産地消グルメフェスタ		●	
	城下町の風情を感じられる町並みづくり事業	●			上記事業と一体的に推進	MICE推進事業	●		
	高齢者及び障がい者住宅改造費助成事業	●				熊本シティブランド戦略推進事業	●		
	住宅・建築物耐震化促進事業	●				国内観光客誘致事業	●		
経済活力の向上	あんしん住み替え相談窓口事業		●			国際観光客誘致事業	●		
	クリエイティブ産業振興事業	●				熊本城マラソン事業			●
	ファッションの街くまもと魅力創出事業			●		市内中心部放置自転車対策事業	●		
	産学連携支援事業	●				2019 女子ハンドボール世界選手権大会推進事業			●
	企業立地（誘致）促進事業	●				ラグビーワールドカップ2019 推進事業			●
	企業誘致戦略事業	●				熊本城復旧整備事業	●		
	首都圏企業誘致活動事業	●				市電ロケーションシステム導入事業	●		
	立地企業支援事業	●				電停改良事業	●		
	農産物フェア開催事業			●		【再掲】熊本市自転車利用環境整備事業	●		
	「夢未来みかん」祭り			●		熊本城周遊バス運行事業	●		
	水産物フェア開催事業	●				中心市街地ランドデザイン策定事業		●	

3 交 通 計 画（交通政策課）

（１）現 状

本市における乗用車等の自家用自動車保有台数は、この１０年間（平成１９年度から平成２８年度）で約３６万台から約４４万１千台へと増加し、このモータリゼーションの進展を主な要因として、バスや電車などの公共交通機関の年間利用者数は、この５年間（平成２５年度から平成２９年度）で、市電及びＪＲ・私鉄については年々増加傾向にあるものの、バスについては依然として減少を続けており、また、熊本地震の影響による交通渋滞等により例年以上に減少したため、全体としても約５，６７２万人から約５，３０９万人へと約３６３万人減少している。

公共交通機関利用者数の年次推移

（単位：千人）

種別 \ 年度	25	26	27	28	29
バス	31,468	29,947	27,955	24,818	25,617
市電	10,896	10,877	11,031	10,709	11,093
ＪＲ・私鉄	14,360	14,611	15,775	16,488	16,377 ^{※1}
合計	56,724	55,435	54,761	52,015	53,088

※1 ＪＲについては平成３０年６月末現在において２９年度実績未確定のため、２８年度実績を使用

注）バスは主に都市圏外を運行する産交バスを除く５社局の利用者数計

（２）総合交通体系整備の考え方

①熊本市第７次総合計画

【まちづくりの重点的取組】２ ずっと住みたいまちづくり

（１）だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。

【分野別施策】８章第３節：だれもが安心して移動できる公共交通体系の確立

- ・公共交通ネットワークの維持・再構築 ・主要交通拠点などの整備促進
- ・公共交通機関の利用促進 ・公共交通空白地域などへの対応

②熊本市公共交通グランドデザイン（平成２３年度）

- ・基幹公共交通の強化 ・バス路線網の再編 ・公共交通空白・不便地域への対応

③第２次熊本市自転車利用環境整備計画、同実施計画（平成２３年度策定、平成３０年度中間見直し）

④熊本市公共交通基本条例制定（平成２５年４月１日施行）

市民及び事業者の参画と協働のもと、公共交通維持及び充実のための施策を総合的かつ計画的に推進する条例制定

⑤熊本地域公共交通網形成計画（平成２７年度）

- ・基幹公共交通の機能強化 ・バス路線網の再編 ・コミュニティ交通の導入 ・公共交通の利用促進

（３）本市における交通施策の展開

① パークアンドライドの実施（平成１２年度～）

- ・熊本バス中の瀬車庫、九州産交バス西部車庫、熊本電気鉄道北熊本駅で実施（都市圏全体では１０箇所実施）

② 超低床電車の導入（平成９年度～）＜交通局電車課＞ ※８編成１６両導入（平成２９年度末）

③ 天水・河内を運行するデマンド型みかんタクシーの導入・実施（平成１８年度～）

④ 電停バリアフリー化事業（平成２１年度～）

⑤ 芳野・太郎迫を運行するデマンド型オレンジタクシーの導入・実施（平成２２年度～）

⑥ 新水前寺駅地区交通結節点改善事業（平成１８年度～平成２３年度）

- ⑦ ゆうゆうバスの導入・実施（平成２４年度～）
- ⑧ 有料レンタサイクル社会実験（平成２４年度～平成２７年度）
- ⑨ 公共交通空白・不便地域に対応したデマンド型乗合タクシー等のコミュニティ交通導入・実施（平成２５年度～）
- ⑩ 基幹公共交通機能軸強化に係る城南方面における急行バス等の社会実験（平成２５年度）
- ⑪ 熊本市電における交通系ＩＣカード（でんでんｎｉｍｏｃａ）の導入（平成２５年度）
- ⑫ 地域ＩＣカード（くまモンのＩＣカード）システムへの片利用環境構築支援（平成２６年度～平成２７年度）
- ⑬ バス乗換拠点改善調査事業（平成２６年度～）
- ⑭ 熊本・川尻駅間新駅（西熊本駅）整備事業（平成２６年度～平成２７年度）
- ⑮ 市電延伸の検討（平成２７年度～）

４ 建 築 指 導（建築指導課）

（１）建築確認・検査等の申請状況

種 別		年 度	25	26	27	28	29
申 請 件 数	建築確認申請		401	330	308	483	384
	（内計画変更）		(34)	(33)	(25)	(26)	(32)
	指定確認機関申請		3,331	3,135	3,201	4,235	5,596
	（内計画変更）		(130)	(120)	(104)	(118)	(218)
	道路指定申請		37	33	38	33	36
	許可申請		117	100	91	182	207
	やさまち条例事前協議受付		239	250	278	291	298
	建築物省エネ届出		297	290	253	356	303
	建築物省エネ適合判定（H29年度～）						10
	建築物省エネ認定（H29年度～）						5
	長期優良住宅認定		662	659	716	929	1040
	C A S B E E 届出		54	42	45	47	53
	低炭素建築物認定		6	10	38	20	19
現 場 検 査	中間検査		8	10	7	2	2
	建築物竣工検査（計画通知含む）		366	377	337	349	507
	昇降機竣工検査（計画通知含む）		47	42	43	29	28
特 殊 申 請	計画通知（工作物・昇降機除く）		71	52	51	27	77
	工作物等確認申請		48	25	28	6	149
	昇降機等確認申請		27	24	26	36	146

（２）建築指導パトロール等

ア 建築パトロール

違反建築の早期発見、防止を主目的に実施している。

イ 建築物防災査察

雑居ビルや大型店舗等の査察を防災週間中及び年末に消防局等と合同で実施している。

ウ 一斉公開パトロール

違反建築防止週間（１０月中旬）の１日間を公開による一斉パトロールの日と定め、市内全域にわたって違反建築物の摘発、指導をしている。

２９年度においては、建築物４４件を立入調査し工事施工の適正指導を行った。

(3) 違反建築物取扱件数

(平成29年度)

違反事項	違反該当法令	違反件数
確認申請手続	法第6条	156
中間検査申請手続	法第7条の3	2
法22条区域内の屋根及び外壁	法第22条又は第23条	6
避難施設等内装制限	法第35条	2
内装制限	法第35条の2	0
耐火構造等	法第27条又は第36条	1
構造耐力	法第20条又は第36条	11
敷地と道路の関係	法第43条	2
道路内建築制限	法第44条	6
私道の廃止又は変更の制限	法第45条	0
用途地域内の建築制限	法第48条	0
容積率制限	法第52条	0
建ぺい率制限	法第53条	0
一種低層住専および二種低層住専における外壁の後退距離	法第54条	1
一種低層住専および二種低層住専における絶対高さ制限	法第55条	0
道路斜線制限	法第56条第1項第1号	1
隣地斜線制限	法第56条第1項第2号	0
北側斜線制限	法第56条第1項第3号	0
日影による高さ制限	法第56条の2	0
高度利用地区の高さ制限	法第59条	0
防火・準防火地域内の構造	法第61条又は第62条	3
その他	法第87条第3項・法第88条第1項	23
計		214

(4) ぱちんこ店等の建築に関する指導要綱

この要綱は、ぱちんこ店等の建築に関する必要な事項を定めることにより、建築紛争の予防と調整を図り、もって近隣住民等の生活環境の保全に資することを目的として制定したもので、昭和63年4月20日より施行している。

平成29年度届出件数：0件

(5) 中高層建築物の建築に関する指導要綱

この要綱は、中高層建築物の建築に伴う紛争防止のため、建築主に対し、近隣住民への建築計画の周知の手続き等を定めることにより、建築主と近隣住民との「相互理解」を目的として制定したもので、昭和63年10月15日より施行している。

平成29年度届出件数：107件

(6) 建築協定

本市では、住宅地としての良好な住環境を高度に維持増進するため、建築基準法に基づく建築協定の推進に努めている。現在、本市における協定の延べ件数は29件となっている。

(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づく届出・適判・認定

300m²以上の建築物を新築・増改築する場合、その建築物の建築主は、工事着手の21日前までに省エネ措置の届出を所管行政庁に提出しなければならない（届出）。又は、非住宅部分の床面積が2,000m²以上の特定建築物を新築・増改築する特定建築行為を行う場合、省エネ基準に適合させなければならない（適合義務）。さらに、誘導措置として性能向上計画認定制度が始まっている。（平成29年4月1日施行）

平成29年度届出件数：303件

平成29年度適判申請件数：10件

平成29年度認定申請件数：5件

(8) 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定

住宅を長期にわたり良好な状態で使用するための性能等を持ち、維持保全に関する計画が作成されたものを認定する制度で、平成21年6月4日より施行している。

平成29年度認定申請件数：1,041件

(9) 「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」に基づくCASBEE届出

環境性能の高い建築物の整備・普及を図るため、その建築物の建築主・所有者が計画書等を所管行政庁に提出する条例（平成22年10月施行）である。

平成29年度届出件数：53件

(10) 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物の認定

二酸化炭素の排出量を削減していくため、低炭素化が図られた建築物の計画の認定を行う制度で、平成24年12月4日より施行している。

平成29年度認定申請件数：19件

(11) 「熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例」の制定

家屋等が放置され管理されなくなることを未然に防止するとともに、長期間放置された老朽家屋等に対して適正な管理の実施を求めることにより、市民の良好な生活環境の確保と、安全で安心なまちづくりの推進に寄与するため、平成26年4月1日より条例を施行した。

(12) 「熊本市空家等対策計画」の制定

空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づく「熊本市空家等対策計画」を策定し、総合的かつ計画的な空家対策を推進する。また、熊本市空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、熊本市空家等対策協議会を平成29年9月22日に設置。平成30年度中に制定予定。

5 熊本駅周辺地域整備（熊本駅周辺整備事務所）

県市は、平成17年に「熊本駅周辺地域整備基本計画」を策定するとともに、計画の具体化と着実な推進に向け「JR鹿児島本線等鉄道高架化及び熊本駅周辺地域等の整備に関する協定」を締結した。

この協定では、「平成23年春の新幹線開業時までに完成を目指す事業」と「鉄道高架化事業完了及び東口駅前広場完了時までに完成を目指す事業」を区分し、事業を進めてきた。

さらに、「熊本駅周辺地域まちづくり推進協議会」を開催し、地元や経済界、公募市民等の意見を伺いながら事業を進めている。また、平成19年には、より魅力的な都市空間（街並み）の形成に向けて、県と市で「熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド」を策定し、その中で、調和の取れたデザインの観点とユニバーサルデザインの視点による都市空間デザインの望ましい将来像を示し、熊本の陸の玄関口にふさわしい街並みの形成に取り組んでいる。

熊本駅周辺地域では、新幹線開業により広域交通拠点としての結節機能の向上が図られたが、引き続きこの特性を生かし、連続立体交差事業や区画整理事業、道路網の形成など、都市基盤の整備を進めており、行政・商業・業務施設の集積する情報・文化の交流拠点の形成を目指している。

（1）熊本駅周辺の都市計画道路網整備

整備路線：7路線（熊本駅北部線、熊本駅城山線、熊本駅帯山線（旧熊本駅新外線）、春日池上線、田崎春日線、熊本駅西口線、熊本駅南線）

（2）まちなみの形成

熊本駅周辺地域都市空間デザインガイドによる公共整備と民間誘導を行うとともに、特に、熊本駅北部線、熊本駅城山線、熊本駅帯山線の都市計画道路周辺を「まちなみ形成ゾーン」、また、駅隣接の22ha（北、東A、東B、南A、二本木Aの各地区）を「市街地整備ゾーン」と位置付け、地元の合意形成を図りつつ市街地整備方針を策定し、都市計画的手法等により良好なまちなみの形成を誘導する。

（3）駅前広場の整備

ア 駅前広場整備面積

白川口（東口） 18,000㎡（駅前広場 14,200㎡、交通広場 3,800㎡）

新幹線口（西口） 5,700㎡

イ 東西駅前広場の機能分担

白川口（東口）：中心部及び市域対応を中心とした交通機能の集約強化

誰もがわかりやすい、サブターミナル機能を有した交通結節点の形成

各種イベントや有事の際の一時避難所としても対応できる空間の確保

新幹線口（西口）：西側開発及びアクセス需要増に応じた交通機能等の確保

不定期バス、団体バス等の発着機能の導入

（4）鹿児島本線等連続立体交差事業（熊本県事業、平成13年3月都市計画決定）

鹿児島本線等の連続立体交差事業については、鹿児島本線の白川操作場付近から北島踏切までの約6km区間と豊肥本線熊本駅から坪井川右岸の約1km区間が事業認可され、平成30年度の工事完成を目指して事業が進められている。

・事業区間：JR鹿児島本線 約6km、豊肥本線 約1km

・総事業費：約626億円

・事業期間：平成13年度～平成30年度

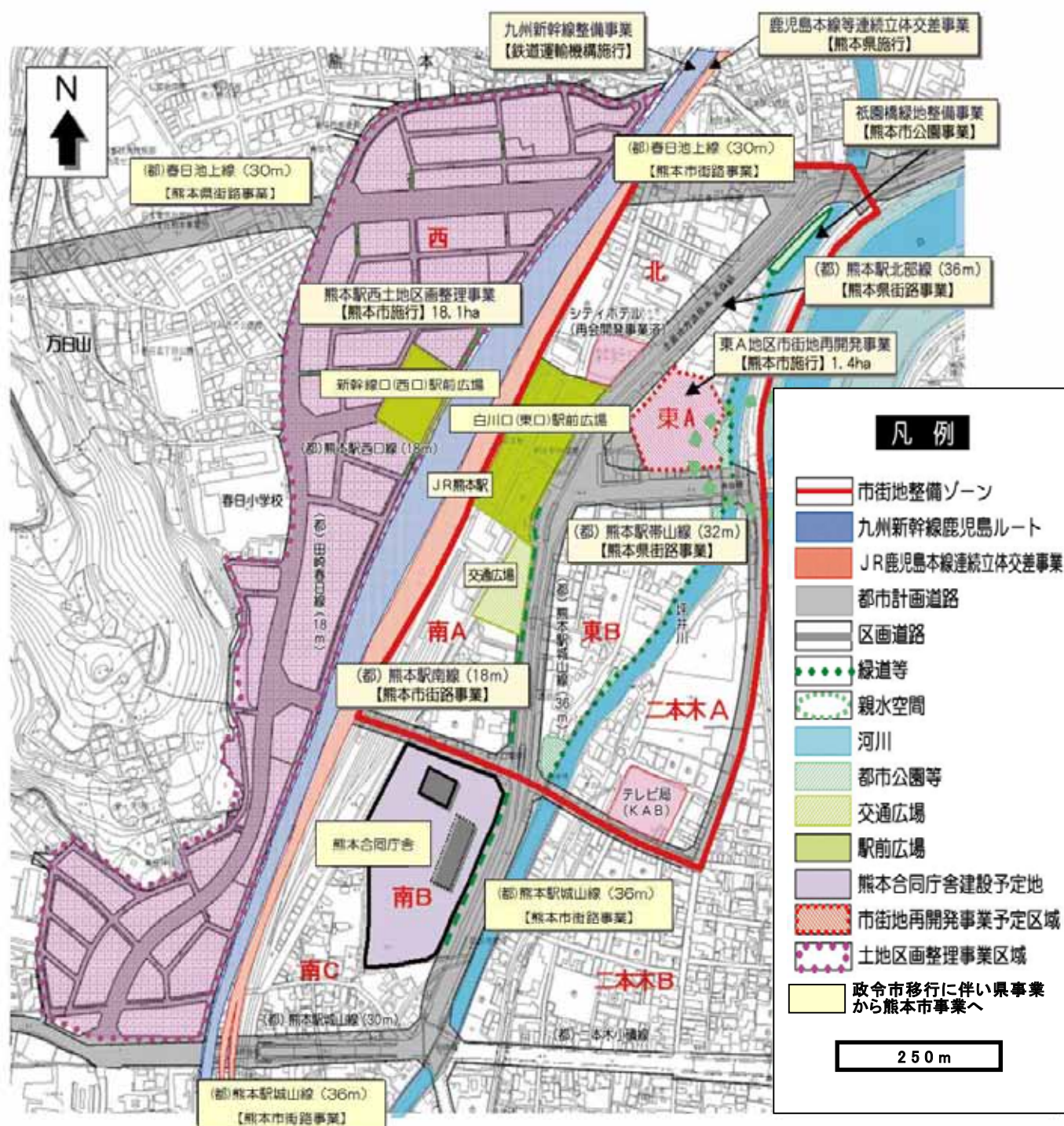
・事業実施状況：平成27年3月にJR鹿児島本線の上り6km、下り4km区間で高架切替えが完了し、あわせて上熊本駅舎も供用開始。平成30年3月にJR鹿児島本線の下り2km及び豊肥本線1km区間で高架切替えが完了し、あわせて熊本駅舎も供用開始

(5) 熊本駅西土地区画整理事業（熊本市事業、平成13年3月都市計画決定）

熊本駅西地区の安全で快適な街なみの形成を図るため、平成13年度から区画整理事業に着手している。ブロック毎に建物移転、道路築造、宅地造成等を行い、平成27年度には換地処分を行った。現在、区画整理事業地区内の道路等の整備を行っている。

- ・地区面積 ：18.1ha
- ・総事業費 ：約270億円（関連事業費を含む）
- ・事業期間 ：平成13年度～平成32年度
- ・事業実施状況及び予定
 - 平成13年度～平成15年度 公共用地先行取得
 - 平成15年度～平成16年度 換地設計
 - 平成17年度～平成26年度 地区内をブロック毎に分割し、建物等移転・道路築造（新幹線駅前広場等を含む）・宅地造成等を順次実施
 - 平成27年度 換地処分
 - 平成28年度～平成32年度 道路・公園等の整備

熊本駅周辺地域整備基本計画の概要図



整備スケジュール

項 目	項目区分	実施主体	実施内容等	実施スケジュール																
				16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
九州新幹線		鉄道・運輸機構	・博多～新八代 122km 熊本市域 約23km																	
都市基盤	鉄道高架化	熊本県	・JR鹿児島本線 約6km ・豊肥本線約1km																	
	白川口(東口)駅前広場	熊本県 ↓ ※熊本市	・現在の面積7,200㎡を14,200㎡に拡張 ・南A交通広場(3,800㎡)																	
	春日池上線	熊本県 ↓ ※熊本市	・区画整理区域外区間 ・幅員 30m																	
	熊本駅帯山線	熊本県	・幅員32m																	
	熊本駅城山線	熊本県 ↓ ※熊本市	・駅～田崎橋 幅員36m ・市電のサイドリザベーション化 ・田崎橋交差点～田崎春日線交差点 幅員30m																	
	熊本駅南線	熊本市	・幅員18m																	
東A地区	東A地区市街地再開発	熊本市	・地区面積:1.4ha ・延床面積:約51,900㎡																	
	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備																	
東B地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備																	
南A地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備																	
南B地区	合同庁舎移転	国	・敷地面積:約2.5ha ・総床面積:50,500㎡(A、Bの2棟計画) ・計13官署入居 ・人や環境にやさしい施設、魅力的な公共空間を創出																	
二本木A地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備																	
	新しい街路整備	熊本市	・街区道路の整備																	
北地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備																	
駅西地区	土地区画整理	熊本市	・事業地区面積約18.1ha ・コミュニティ住宅、コミュニティセンター整備																	
	新幹線口(西口)駅前広場	熊本市	・面積5,700㎡																	
	春日池上線	熊本市	・幅員30m																	

※ 政令市移行に伴い実施主体が熊本県から熊本市へ

6 住宅政策（建築政策課）

（１）熊本市住生活基本計画（平成２７年度～平成３６年度）

これまで、市営住宅を中心とした住宅セーフティネットの確保に努めてきた。その後、住宅のストックが充足したことで、住宅の量の供給から質の向上へと政策を転換するとともに、安全安心な住まいづくりや少子高齢社会に対応した住まいづくりを進めてきた。

しかしながら、少子高齢社会のさらなる進展や人口減少社会の到来、さらに都市間競争の激化や住環境の整備など、幅広い課題への対策が今後の住宅政策に求められており、住宅を取り巻く変化に対応した新たな施策展開を図るため住生活基本計画を平成２７年３月に策定した。

ア 基本理念

「共に支え合い 長く住み継ぎ 人が集う くまもとの住まい・まちづくり」

イ 基本方針

「安心な“暮らし”の実現」、「良質な“住まい”の実現」、「住みやすい“まち”の実現」

ウ 市営住宅に関する取り組み

「市営住宅等長寿命化計画」に基づき、建替や維持管理（改善・修繕）を基本とした整備を行うとともに、家賃滞納者等への対策など、入居管理のさらなる適正化に取り組む。

エ 空き家対策方針（５つの基本方針）

現在、増加している空き家について、管理不全な状態が進むと、環境衛生や景観等の周辺の住環境に悪影響を及ぼすことになることから、適切な空き家対策を講じることにより、良好な居住環境を形成する。

「空き家化の予防」、「空き家流通の促進」、「空き家の維持管理」、「地域の資源として活用」、「空き家の除却」

オ 成果指標

良好な居住環境が保たれていると感じる市民の割合 ５７％（平成２５年度）→ ６５％（平成３０年度）

住まいのホームページアクセス件数 ５，０００件／年（平成２５年度）→ ６，０００件／年（平成３６年度）、他

（２）高齢者居住安定確保計画

今後の高齢化の進展に対応し、高齢者が安心して住み続けられる環境づくりを目指し、住宅と福祉の連携のもと一体的な施策展開を図ることにより、高齢者の居住の安定確保を図ることを目的として、平成２４年３月に高齢者居住安定確保計画を策定し、平成２７年３月に中間見直しを実施した。また、平成２８年熊本地震での影響を考慮し、平成３０年３月に計画期間を２年延長して見直しを実施した。「高齢者が自分らしく安心して暮らせる住環境の実現」を基本理念とし、市民・地域組織、民間事業者等、熊本市居住支援協議会、熊本市及び国・県の各主体間が相互に連携し、協働で計画の推進に向けて取り組んでいる。

(3) 住まいづくりフェア

平成21年度から、市民に住宅、住環境、住まい方等について考える機会を広く提供し、市民の住意識の向上を図り、豊かな住生活の実現に資するため、住生活月間にあわせ、民間の関係団体との協働によるパネル展示や専門家による相談会などの内容で、住まいづくりフェアを開催している。平成28年度以降は震災対応優先等により未実施。

(4) マンション管理の適正化に対する取り組み

マンション管理に必要な知識・情報などを提供し、管理組合の自立的運営や適切な管理を支援するため、マンション管理相談会（平成29年度12回実施、相談件数48件）、マンション基礎セミナー（平成28年度以降は震災対応優先等により未実施）、マンション管理士派遣事業（平成29年度7件）を実施している。

(5) 熊本市あんしん住み替え相談窓口事業

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する方々が民間賃貸住宅等へ円滑に入居できる環境を整備するため、熊本市と不動産団体、居住支援団体で構成する熊本市居住支援協議会においてあんしん住み替え相談窓口事業を実施している。

(6) 住宅・建築物耐震改修等事業

ア 建築物耐震化促進事業

熊本市建築物耐震改修促進計画に基づき、「平成32年度までに耐震化率を95%」とする目標達成に向け、「戸建木造住宅」の耐震診断や耐震改修を行う所有者へ補助金を交付している。（熊本地震後の実績は下表のとおり）

平成30年度は、昭和56年以前の旧耐震の住宅だけでなく、熊本地震で被害が見られた「平成12年の建築基準法改正以前に建築された新耐震の住宅」まで補助対象範囲を拡大した。また、補強計画設計と耐震改修をパッケージにして手厚くする補助や建替え補助、耐震シェルター設置の補助を新たに実施している。

熊本地震後、市民の耐震化に関する意識が高まっているため、安心・安全な住まいの確保に向け、丁寧かつ迅速に対応していく。

	H28	H29
耐震診断	510 戸	701 戸
補強計画設計	67 戸	190 戸
耐震改修工事	30 戸	113 戸

イ 特定建築物耐震化促進事業

熊本市建築物耐震改修促進計画に基づき、「緊急輸送道路沿道建築物」の耐震診断を行う所有者へ補助金を交付している。平成29年度の助成制度の利用件数は2件であった。また、耐震診断の実施と結果報告が義務付けられた一定規模・用途の「義務付け対象建築物」の所有者へ補助金を交付しており、平成29年度の助成制度の利用件数は、耐震改修が2件であった。今後も対象建築物の状況を踏まえながら、引き続き丁寧に対応していく。

7 市 営 住 宅 （住宅課）

本市では、今後の住宅政策の基本的な方向を示した「住生活基本計画（計画期間：平成27年度～36年度）」を策定し、市営住宅政策においては、これまでの住宅ストックを有効に活用し、適正な維持管理と計画的な建替等に取り組むとともに、家賃滞納者等への対策など入居管理のさらなる適正化に努め、真に住宅に困窮する世帯への的確な対応を図る方針としている。また、平成28年熊本地震により住宅に困窮する被災者の住まいの確保のため、災害公営住宅の提供などの支援に取り組むこととしている。

（1）住宅供給実績

（単位 戸）

年 度	区 分	公 営 住 宅		特定優良賃貸住宅	合 計
		新 規	建 替	借上げ	
平成4～23		1,884	2,320	475	4,679
24			86		86
25			80	▲50	30
26			18	▲50	▲32
27			0	▲34	▲34
28	76（災害公営）	0			76
29	74（災害公営）	0		▲80	▲6
合計（4～29）		2,034	2,504	261	4,799

（注）公営住宅は着手ベース、特定優良賃貸住宅は認定ベース

（2）住宅管理状況

ア 目的別内訳

（単位 戸）

年度	種別	一 般	身 障	低家賃	老 人	母 子	高 齢 ・ 障害者等 優 先	改 良	引 揚	特公賃 ・ 特優賃	その他	合 計
昭21～平24		9,051	212	171	538	120	2,027	685		475	163	13,442
25		▲34					▲2					▲36
26		236					33			▲50	▲163	56
27		▲55					▲8			▲50		▲113
28		▲1								▲34		▲35
29		98										98
30										▲80		▲80
合 計		9,295	212	171	538	120	2,050	685		261		13,332

（注）管理状況は各年度4月1日現在

イ 構造別内訳

（単位 戸）

木 造	中層耐火	高層耐火	簡耐	準耐	耐火二階	合 計
130	10,634	2,065	279	28	196	13,332

(3) 団地別管理戸数状況

(平30. 4. 1現在)

No	団 地 名	所 在 地	管理開始 年 度	一般	障害	低家賃	老人	高齢・ 障害者 優先	母子	改良	特公賃・ 特優賃	その他	合計	入居者負担額
1	大江	中央区大江4丁目15	S59	14				6					20	21,700～35,500
2	渡鹿	中央区渡鹿4丁目17・7丁目3	H5	43				21					64	23,000～81,800
3	宮内	中央区段山本町3	S31	1									1	1,700～4,500
4	菅原	中央区菅原町2・8	S33～36	66				24					90	14,000～53,800
5	本荘	中央区本荘5丁目15	H22	41				7					48	19,500～71,300
6	川鶴	中央区大江1丁目35	S48							80			80	4,000
7	新町	中央区新町4丁目9	S43			24							24	7,600～15,500
8	本山	中央区本山1丁目1	S51							30			30	5,000～8,000
9	南熊本	中央区南熊本1丁目9	S53	21									21	18,000～38,500
10	本荘東	中央区本荘2丁目6	S53	61									61	18,300～32,500
11	琴平	中央区琴平本町4	S54	66	6	20	5	19	5				121	18,200～30,000
12	九品寺第一	中央区九品寺5丁目10	S55	50									50	19,100～28,700
13	九品寺第二	中央区九品寺5丁目14	S55・S60	90									90	19,100～38,000
14	琴平第二	中央区琴平2丁目3	H1	48				16					64	21,800～41,700
15	古川町シティハウス	中央区古川町25	H6	18									18	24,300～85,600
16	江原	中央区春竹町春竹506	H7	31									31	27,200～71,100
17	橋出	中央区本荘町769	H7	24			5	3					32	25,700～68,100
18	世安	中央区世安町52	H10	99	2			8					109	23,500～88,500
19	ベルス出水	中央区出水6丁目28	H11								57		57	64,400～78,000
20	塩屋一番館	中央区新町2丁目11	H12								25		25	63,900～94,000
21	エスボワールしらかわ	中央区呉服町2丁目5	H12								27		27	66,900～90,000
22	エコウイング21	中央区紺屋町1丁目17	H13								24		24	61,000～91,000
23	黒髪	中央区黒髪4丁目6・14	H12	35	1								36	21,000～71,900
24	字留毛	中央区黒髪6丁目17	S45～46							80			80	2,200～3,000
25	帯山	中央区帯山1丁目37	S60	44				12					56	20,300～37,100
26	出水	中央区水前寺公園16	H7～8	87			70	6					163	23,000～84,200
27	萩原	中央区萩原町9	S56～57	50									50	19,300～37,800
28	万石	北区清水万石4丁目7	H8	44	2		4	10					60	26,800～74,800
29	亀井	北区清水亀井町33・37	H9	36	1			17					54	23,600～76,200
30	堂の前	北区龍田6丁目4	H19	36				18					54	18,000～69,800
31	高平	北区高平2丁目8	S39～41	150				24					174	10,600～14,900
32	新地	北区清水新地 5丁目・7丁目	S47～H5	824	37	24	70	169	4				1,128	10,600～82,200
33	楠	北区楠1～5 丁目	S45～H28	969	25	22	148	217	19				1,400	9,100～86,700
34	武蔵ヶ丘	北区武蔵ヶ丘3丁目17	S49～50	64				16					80	12,800～21,800
35	大窪	北区大窪5丁目5	S56	120				30					150	18,600～36,500
36	上ノ窪	北区武蔵ヶ丘7丁目2・5	S58	81	10		6	13	9				119	20,200～43,200
37	楠第二	北区楠7丁目1	S63～H1	120				30					150	21,400～38,900
38	四方寄	北区四方寄1056	S45～47	47									47	5,000～8,700
39	鹿子木	北区鹿子木町132	H8	94			8	30					132	22,500～78,300
40	弓削第二	北区龍田町弓削715	H10	45	2			6					53	24,100～86,100
41	下硯川	北区下硯川1671	H10	45	2			6					53	24,000～85,700
42	万石南	北区清水万石1丁目1・4	H10	46	1		3	19					69	23,100～81,000
43	コーボムサン	北区龍田町弓削720	H14								30		30	50,000～65,000

No	団 地 名	所 在 地	管理開始 年度	一般	障害	低家賃	老人	高齢・ 障害者 優先	母子	改良	特公賃・ 特優賃	その他	合計	入居者負担額
44	田底	北区植木町田底480番地	S29	3									3	900～2,400
45	豊田	北区植木町豊田・今藤	H16～H25	70									70	18,100～62,300
46	菱形	北区植木町上古閑48番地1	S50	8									8	6,200～13,100
47	西宮原	北区植木町宮原	S57～H9	38									38	11,900～23,400
48	狹迫	北区植木町狹迫50番地3	H元	6									6	14,700～44,900
49	鑑田	北区植木町鑑田・滴水	S36～H7	52									52	2,400～56,400
50	舞尾	北区植木町舞尾732番地1	H8	8									8	22,100～62,300
51	田原	北区植木町平原521番地	H9・10	12									12	23,400～69,200
52	広住	北区植木町広住56番地1	H12	10									10	16,400～60,800
53	豊田南	北区植木町豊田454番地	H13	12									12	16,400～60,700
54	迫の下	北区植木町宮原598・600番地	S51							14			14	2,000
55	藤坂	北区植木町宮原771番地	S53							20			20	2,000
56	山本	北区植木町清水1066番地1	H28	18									18	16,200～72,100
57	北上	東区上南部3丁目31	H12	46	2		9	12					69	24,200～81,000
58	若葉	東区若葉2丁目11	S38～41							159			159	8,000～13,200
59	栄第一	東区栄町2	S39～41							96			96	8,000～13,200
60	栄第二	東区若葉3丁目5	S42							66			66	8,000
61	託麻	東区西原2丁目7・3丁目2	H4～H24	319	5		21	74					419	18,300～78,200
62	東町	東区東町2丁目2	S49	168				42					210	11,700～20,700
63	東本町	東区東本町8	S50～53	100				28					128	14,100～28,000
64	長嶺	東区長嶺南3丁目10	S51～52	216	6	14	5	54	5				300	14,200～27,300
65	長嶺西	東区長嶺西1丁目6	S54	48				12					60	18,100～23,100
66	尾ノ上	東区尾ノ上1丁目19・22・29・34	S44～57	85		20		25		60			190	4,200～44,200
67	新南部	東区新南部2丁目1	S58	29	6		6	3	6				50	20,500～40,100
68	戸島	東区戸島西1丁目34・5丁目2	S58	108				27					135	20,700～38,900
69	東尾ノ上	東区尾ノ上2丁目24	S59	29				9					38	20,600～44,600
70	下南部	東区下南部2丁目5	S59～60	221	7		6	49	5				288	21,300～35,900
71	佐土原	東区榎町1	S60	32	6		6	5	6				55	20,600～41,300
72	東町桜	東区東町4丁目9	S60～61	158	3		5	32	2				200	20,700～45,100
73	月出	東区月出6丁目4	S61～62	150	3		5	35	2				195	22,100～45,300
74	桜北	東区東町4丁目4	S62	40				10					50	22,600～38,900
75	灰塚	東区尾ノ上3丁目13・14	S62	52				13					65	21,200～37,800
76	秋津	東区秋津町秋田3298	S63～H元	208	6		6	76	6				302	17,300～45,500
77	長嶺東	東区長嶺南7丁目1	H7	40			8	2					50	27,000～74,800
78	新南部第二	東区新南部5丁目3	H8	38	2		6	4					50	27,900～76,500
79	月出西	東区月出6丁目2	H8	36				18					54	29,300～79,500
80	小山	東区小山町625	H10	48				16					64	32,000～68,300
81	レスポワールMIWA	東区健軍3丁目50	H10								18		18	65,000～82,000
82	オーシャングレイズ新南部	東区新南部2丁目7	H12								30		30	66,600～81,000
83	タウンハウス東	東区上南部3丁目4	H12								25		25	57,000～68,000
84	サンフラワーコーポ尾ノ上	東区尾ノ上2丁目14	H13								25		25	62,000～80,000
85	画図重富	東区画図町重富888	H18～20	234	5			71					310	17,100～78,900
86	野越	南区南高江4丁目1	S50～53	352	18	38	17	86	9				520	11,600～29,000
87	八幡	南区八幡9丁目3-6	S52～53	102				28					130	14,900～29,300

No	団 地 名	所 在 地	管理開始 年 度	一般	障害	低家賃	老人	障害・ 高齢者 優先	母子	改良	特公賃・ 特優賃	その他	合計	入居者負担額
88	笛田	南区良町2丁目5	S54～55	48				12					60	16,800～34,400
89	横林	南区日吉1丁目4	S55	44				11					55	17,500～34,200
90	栗の内	南区日吉1丁目6	S55	136	6	9	6	34	9				200	17,700～31,300
91	野田	南区野田3丁目11	S57	118	7		2	21	2				150	18,600～37,700
92	田迎	南区出仲間7丁目6	S56	60				18					78	18,800～42,600
93	上ノ郷	南区上ノ郷町2丁目10・11	S58	59				17					76	20,300～38,000
94	城南	南区南高江7丁目9	S58	28				11					39	20,600～29,900
95	日吉	南区南高江1丁目6	S60	72				18					90	21,600～40,300
96	薄場	南区薄場2丁目7・9～11	S61～62	84	4		6	22					116	17,900～70,700
97	銭塘	南区銭塘町957-1	H22	14									14	18,600～75,800
98	土河原	南区土河原町172	H5	24				12					36	26,100～69,000
99	合志	南区合志1丁目4	H7	72	2		9	6					89	20,100～78,600
100	南部中央	南区八幡6丁目9	H12	20	2		18	10					50	24,300～83,000
101	白藤	南区白藤3丁目4	H12～16	292	10		46	53	8				409	22,600～83,800
102	鉾町	南区近見8丁目12	H13～15	185	6			15	4				210	24,300～79,700
103	廻江	南区富合町廻江761	H25	20				10					30	16,800～73,900
104	国町	南区富合町588菰江588	S53～54	17									17	10,400～30,500
105	本町	南区城南町隈庄287番地1	S58	2									2	13,000～34,000
106	塚原	南区城南町塚原1727番地5	S55	16									16	11,300～22,900
107	萱木	南区城南町下宮地947番1	S55	6									6	10,300～26,500
108	塚原Ⅱ	南区城南町塚原161の2	S45	1									1	3,500～9,300
109	下宮地	南区城南町下宮地198の2	H7	1									1	10,900～29,000
110	萱木小集落	南区城南町下宮地1114～1118	S54～60							38			38	5,000
111	二本木	西区二本木4丁目1・2	S54							42			42	6,000～14,000
112	池田上の原	西区池田2丁目52・53	H16	34				9					43	16,800～59,000
113	上岩迫	西区池田2丁目55～57	H18	36				17					53	17,800～54,800
114	山下	西区池田2丁目33・38	H16	44				16					60	17,800～59,400
115	花園上の原	西区花園5丁目46	H8	38			4	18					60	23,800～75,300
116	花園	西区花園6丁目18・19・22～24・33	H9～11	144				66					210	24,200～88,100
117	石神	西区島崎3丁目21	H17	14				6					20	19,400～75,600
118	高橋	西区高橋2丁目6	H17	12				6					18	18,200～75,200
119	荒尾	西区島崎7丁目8・12・14	H15	44				11					55	18,800～81,500
120	半田	西区城山半田2丁目2	H14	55				29	3				87	18,000～81,100
121	団子原	西区島崎5丁目25	S54～55	44				22					66	16,700～37,100
122	小島	西区小島7丁目4	S58	48				12					60	19,900～48,500
123	池上	西区池上町524	S63	124	3		7	32	4				170	18,700～44,400
124	上代	西区上代8丁目1・2	H元	114	5		5	20	6				150	21,700～40,200
125	井芹	西区花園2丁目14・5丁目1	H2	90	5		5	14	6				120	22,800～46,300
126	温泉	西区河内町船津3193	H2	22				9					31	26,300～88,700
127	上高橋	西区上高橋町1丁目9	H4～6	209	4		6	15					234	26,300～82,600
128	大塘	西区城山大塘1丁目15	H5	48			5	7					60	25,700～66,900
129	春日	西区春日4丁目19	H14～15	56				13					69	23,400～75,300
130	春日第二	西区春日6丁目4	H20	94									94	22,200～75,400
合 計				9,295	212	171	538	2,050	120	685	341		13,412	

(注) 家賃は入居基準内の本来入居者家賃額、特定優良賃貸住宅については基本家賃

(4) 住宅使用料

ア 入居者の収入基準及び収入超過者の家賃

(単位 円)

区 分	収 入 基 準						
一 般	158,000 円以下						
裁 量	214,000 円以下						
収入超過者の家賃	(本来家賃) + [(近傍同種の住宅の家賃) - (本来家賃)] × (収入に応じて設定される率)						
収入分位	政 令 月 収		率				
	下 限 値	上 限 値	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目～
5 (25.0～32.5%)	158,001	186,000	1/5	2/5	3/5	4/5	1
6 (32.5～40.0%)	186,001	214,000	1/4	2/4	3/4	1	1
7 (40.0～50.0%)	214,001	259,000	1/2	1	1	1	1
8 (50.0%～)	259,001		1	1	1	1	1

(注) 改良住宅及び特定優良賃貸住宅を除く

イ 収納状況

(平成29年度)

種別 \ 区分	調定額 (円)	収入済額 (円)	未収額 (円)	収納率 (%)
一 般 住 宅	2,811,352,617	2,775,250,417	36,102,200	98.72
改 良 住 宅	50,865,700	50,461,700	404,000	99.21
特定優良賃貸住宅	186,142,400	185,677,000	475,400	99.74
小集落改良住宅	3,048,000	3,032,000	16,000	99.48
単 独	43,572,000	43,295,800	276,200	99.37
現 年 度 計	3,094,980,717	3,057,706,917	37,273,800	98.80
過 年 度	334,687,494	72,553,791	262,133,703	21.68
合 計	3,429,668,211	3,130,260,708	299,407,503	91.27

家賃の収納率向上のため、滞納者に対しては、建物明渡しや家賃支払いを求める法的措置（訴訟・和解・強制執行）を実施している。

8 道 路 （土木管理課）

（１）市域内道路

(平30. 4. 1現在)

種 別	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率	
	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(%)	面積(%)
国 道	103, 813		0		103, 813		100. 00	
国の管理	66, 924		0		66, 924		100. 00	
市の管理	36, 889	362, 675	0	0	36, 889	362, 675	100. 00	100. 00
県 道	347, 281	2, 661, 823	404	792	347, 685	2, 662, 615	99. 88	99. 97
主要地方道	108, 417	1, 094, 446	0	0	108, 417	1, 094, 446	100. 00	100. 00
一般県道	238, 864	1, 567, 377	404	792	239, 268	1, 568, 169	99. 83	99. 95
市 道	3, 152, 548	13, 387, 565	236, 872	422, 089	3, 389, 420	13, 809, 654	93. 01	96. 94
道 路	3, 129, 313	13, 256, 107	236, 872	422, 089	3, 366, 185	13, 678, 196	92. 96	96. 91
橋 梁	23, 235	131, 458	0	0	23, 235	131, 458	100. 00	100. 00

(注) 平成29年度末現在における認定供用開始分、面積は車道面積
国道（国の管理）については平29. 4. 1現在の数値

（２）市 道

ア 概 要

九州の中央部に位置する本市は、九州の交通網の要衝であり、市域内の道路は、国道３号を縦軸に、国道５７号を横軸として３８７号、２６６号、５０１号、２０８号並びに県道５０路線が主要な幹線道路として走っている。

これらを補完して路線数１２、３８５本、実延長３、３８９、４２０mの市道が市内を網羅している。

市域内道路の整備状況についてみると、市域内の国道及び県道の舗装率は、ほぼ１００％舗装されている。また、市道についても延長率で９３．０１％、面積率で９６．９４％と舗装も進んできている。

なお、道路幅員４m以上の舗装については、ほぼ１００％完成しており、今後は新規認定の市道及び生活道路などを含む４m未満の道路についても積極的に整備を図っていく。

イ 推 移

種別 年度	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率		側溝延長
	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(%)	面積(%)	累計(m)
25	3, 062, 959	13, 291, 248	290, 610	586, 481	3, 353, 569	13, 877, 729	91. 33	95. 77	2, 756, 352
26	3, 082, 926	13, 522, 647	286, 579	581, 805	3, 369, 504	14, 104, 452	91. 49	95. 88	2, 789, 724
27	3, 089, 285	13, 561, 789	281, 182	572, 925	3, 370, 467	14, 134, 714	91. 66	95. 95	2, 803, 610
28	3, 137, 196	13, 600, 843	242, 453	470, 890	3, 379, 649	14, 071, 734	92. 83	96. 65	2, 814, 152
29	3, 152, 548	13, 387, 565	236, 872	422, 089	3, 389, 420	13, 809, 654	93. 01	96. 94	2, 907, 425

(注) 面積は車道面積

ウ 幅 員 別

種 別	幅 員						計
	6. 5m以上	6. 5～4. 5	4. 5～2. 5	2. 5～1. 5	1. 5未満		
延 長 (m)	629, 567	1, 282, 159	1, 229, 531	162, 834	62, 094		3, 366, 185
面 積 (m ²)	6, 355, 051	6, 879, 746	4, 569, 745	327, 705	62, 505		18, 194, 751

(注) 面積は道路部面積、橋梁は除く

エ 市道の認定と廃止

年度 区分	25			26			27			28			29		
	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)
認定	154	21,957.9	159,449.5	125	14,569.0	96,031.9	94	12,185.0	94,522.7	99	10939.1	69940.96	69	7524.1	40237.94
廃止	16	6,976.6	35,178.2	13	1,742.2	5,278.5	12	4,366.9	42,253.0	9	880.7	10743.4	4	1025.0	2594.10

オ 市道認定基準

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道として路線の認定を受けようとする道路（以下「認定対象道路」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に適合するものであるとともに、次の各号に掲げる要件を具備するもので、現在及び将来の交通量並びに経済効果を勘案のうえ、道路管理者が認めたものでなければならない。

ア) 認定対象道路は、その起点又は終点の一方は常に道路法第3条に定める道路に接し、もう一方は建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第2号から第5号に該当する場合を除き、道路法第3条に定める道路または里道に接し、かつ認定対象道路が接することとなる一方の道路は、2.7m以上の幅員を有すること。

イ) 認定対象道路の幅員は、4m以上であること。ただし認定対象道路が、開拓道路である場合においては、その幅員は、3.6m以上であれば足りるものとする。

ウ) 認定対象道路の縦断勾配は、9%以下であること。ただし地形上やむを得ないと認められる場合においては、これを12%以下とすることができる。

エ) 認定対象道路が袋路状道路である場合においては、当該道路が次に掲げるもののいずれかに該当するものであること。

- ・公園、学校その他公共施設に通ずる道路で、道路管理者がその認定の必要を認めたもの。
 - ・自動車の転回広場を有し、かつ、その沿線に当該道路を利用する5戸以上の家屋が存在すること。
- カ) 認定対象道路の一部分の形状が緊急の際の避難用道路又は歩行者のための連絡用道路（階段状の道路を含む。）の機能を有し、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合は、当該部分を市道に認定することができる。
- ・有効幅員2.0メートル以上のものであること。
 - ・接続しようとする道路の横断方向から接続しているものであること。
 - ・袋路状でないこと。

カ 道路管理状況

年度 業務の内容		25	26	27	28	29
一般管理	道路境界立会	821	738	733	884	1074
	道路境界承認	91	110	107	118	202
	市道の証明	98	82	129	28	29
	道路工事承認（24条）	478	485	408	430	453
	開発行為の同意	213	160	240	194	246
	市道の認定廃止	170	138	106	108	73
	計	1,920	1,656	1,651	1,762	2,077
占用関係	占用許可申請 （内占用料金が伴う申請）	6,656 (2,883)	6,966 (2,997)	5,382 (2,208)	5,990 (3,085)	6,659 (2,159)
	占用料金の徴収	3,342 (473,682,445円)	2,131 (486,505,872円)	2,756 (303,782,704円)	2,853 (312,857,320円)	2,126 (310,613,988円)
	道路掘削許可	2,918	2,711	2,873	2,937	3,450
	道路交通制限	3,230	3,266	3,592	3,550	4,056
	計	16,146	15,074	14,603	15,330	16,291

9 地籍調査（土木管理課）

（１）地籍調査事業

国土調査法に基づく地籍調査事業は、市民及び公共財産の保全はもとより土地利用の高度化、まちづくり等の施策、公共事業の基礎資料として多目的に利活用することを目的として、現地復元能力を有する地籍図及び地籍簿を作成している。

地籍調査は、土地行政の基本的な情報を整備する重要な施策であることに鑑み、平成２２年度を初年度とする第６次国土調査事業十箇年計画を策定し、機能的で効率的な都市基盤整備を行うため、引き続き調査を進めていくものである。

実施状況（土木管理課）

ア 旧熊本市管内（実施中）

年度 (平成)	実施面積 (km ²)	町 名 (実施当時)
2	0.90	健軍町の一部
3	0.87	帯山三丁目 帯山五丁目 健軍町の一部 京塚本町の一部 保田窪本町の一部
4	1.57	帯山四丁目 保田窪四丁目 保田窪五丁目 渡鹿九丁目 西原一丁目 保田窪本町の一部 新南部町の一部
5	2.84	新南部二丁目～新南部六丁目 下南部町 下南部一丁目～下南部三丁目 西原二丁目 西原三丁目 御領町 御領一丁目
6	3.28	長嶺町の一部 八反田一丁目 八反田二丁目 上南部町
7	2.72	長嶺町の一部 保田窪本町 帯山六丁目 新外二丁目～新外四丁目 月出一丁目～月出七丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目
8	2.55	御領六丁目 御領七丁目 長嶺町の一部 長嶺東五丁目～長嶺東八丁目 長嶺南八丁目 榎町 山ノ神一丁目 山ノ神二丁目 小峯一丁目～小峯四丁目 佐土原一丁目
9	2.11	石原町 中江町 吉原町 花立五丁目 花立六丁目 桜木五丁目 桜木六丁目 佐土原二丁目 佐土原三丁目
10	1.65	長嶺町の一部 小山町の一部 秋津新町 昭和町 花立一丁目～花立四丁目
11	2.00	桜木一丁目～桜木四丁目 沼山津三丁目 沼山津四丁目 沼山津二丁目の一部 秋津町沼山津の一部 小山町の一部 長嶺町の一部
12	2.00	秋津二丁目 秋津三丁目 沼山津一丁目 東野一丁目～東野四丁目 秋津町秋田の一部 秋津町沼山津の一部 沼山津二丁目の一部 小山町の一部
13	1.76	尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 上京塚町 京塚本町の一部 上水前寺二丁目の一部 神水二丁目の一部 小山町の一部
14	1.40	健軍一丁目 健軍二丁目 健軍本町 神水二丁目の一部 小山町の一部
15	1.34	健軍三丁目 東本町の一部
16	1.89	鹿埴瀬町 平山町の一部 神園一丁目の一部 弓削町の一部 石原二丁目の一部
17	1.56	弓削町の一部 戸島西一丁目の一部 戸島西六丁目の一部 戸島西七丁目の一部
18	1.00	戸島西一丁目の一部 戸島西二丁目 戸島西三丁目の一部 戸島西四丁目の一部 戸島西五丁目の一部 戸島西六丁目の一部 戸島西七丁目の一部
19	1.03	戸島町の一部 戸島六丁目の一部 戸島七丁目の一部 戸島西五丁目の一部 戸島西六丁目の一部 戸島西七丁目の一部
20	0.63	戸島町の一部 戸島一丁目の一部 戸島七丁目の一部 戸島西五丁目の一部
21	0.23	戸島一丁目の一部 戸島七丁目の一部
22	0.34	戸島一丁目の一部 戸島二丁目の一部 戸島三丁目の一部 戸島西四丁目の一部 戸島西五丁目の一部
23	0.45	戸島二丁目の一部 戸島三丁目の一部 戸島四丁目の全部 戸島五丁目の一部 戸島西三丁目の一部 戸島西四丁目の一部
24	0.17	東区戸島本町の一部 東区戸島二丁目の一部 東区戸島三丁目の一部 東区戸島五丁目の一部
25	0.48	東区戸島五丁目の一部 東区戸島六丁目の一部 東区戸島町の一部
26	0.13	東区戸島本町の一部 東区戸島六丁目の一部 東区戸島七丁目の一部
27	0.56	北区硯川町の一部 東区戸島町の一部 東区戸島六丁目の一部
29	0.32	中央区水前寺六丁目の全部

イ 旧植木町管内（実施中）

年度 (平成)	実施面積 (K m ²)	町 名 (実施当時)
1～3	1. 21	植木町広住
2～5	1. 39	植木町植木・舞尾の一部
2～6	1. 73	植木町滴水の一部
3～4	0. 16	植木町清水の一部
4～6	0. 60	植木町平野
4～7	0. 77	植木町萩迫の全部・滴水の一部
6～8	0. 43	植木町投刀塚
6～8	0. 83	植木町一木
6～9	0. 95	植木町鑑田の一部
8～10	0. 89	植木町鑑田の一部
8～10	0. 98	植木町岩野の一部
10～12	1. 48	植木町岩野・味取の一部
11～13	1. 00	植木町後古閑の全部・鞍掛の一部
11～13	1. 26	植木町味取・内・山本の一部
12～14	1. 24	植木町鞍掛・富応の一部
13～15	1. 17	植木町大井の全部・亀甲の一部
13～15	1. 09	植木町富応の一部
14～16	1. 12	植木町今藤の全部・亀甲の一部
15～17	0. 75	植木町豊田の一部
15～17	1. 32	植木町豊岡の一部
16～18	0. 70	植木町豊田の一部
17～19	1. 45	植木町舟島・伊知坊
17～19	0. 83	植木町平原の一部
18～20	1. 38	植木町色出・米塚の一部
18～20	1. 08	植木町鈴麦
19～21	1. 02	植木町正清・米塚の一部
19～21	1. 00	植木町豊岡の一部
20～22	1. 03	植木町正清の一部・宮原の全部
20～22	1. 22	植木町轟の一部
21～23	1. 22	植木町田底
21～23	1. 31	植木町轟の一部
22～24	0. 94	北区植木町正清の一部
22～24	0. 70	北区植木町上古閑・円台寺の一部
23～24	0. 89	北区植木町色出の一部
23～24	0. 71	北区植木町木留の一部
23～24	0. 32	北区植木町大和
24～25	1. 25	北区植木町平井
24～26	1. 10	北区植木町辺田野
25～26	1. 33	北区植木町亀甲の一部
25～27	0. 35	北区植木町有泉の一部
25～27	0. 27	北区植木町木留の一部
27	1. 01	北区植木町有泉・小野・石川の一部
29	0. 70	北区植木町古閑の全部・有泉の一部

ウ 旧富合町管内（完了）

年度	実施面積 (K m ²)	町 名
昭和 46	2.38	富合町木原・平原の一部
47	3.45	富合町杉島・釈迦堂・大町・廻江・小岩瀬の一部
51	0.95	富合町国町・菰江・碓江・田尻・志々水・古閑・清藤の一部
55	1.20	富合町三拾町・榎津・平原・南田尻・田尻・古閑・志々水・清藤・廻江・新の一部
63	1.65	富合町小岩瀬・上杉・大町・菰江・莎崎・国町の一部
平成元	0.75	富合町榎津・木原・大町の一部

エ 旧城南町管内（完了）

年度 (昭和)	実施面積 (K m ²)	町 名
42	2.70	城南町赤見・高
43	5.84	城南町丹生宮・永・千町・坂野
44	3.77	城南町碓・今吉野・六田・島田
45	4.78	城南町出水・築地・舞原・宮地
46	4.41	城南町隈庄・下宮地・沈目・陳内・阿高の一部・東阿高の一部
47	2.80	城南町阿高の一部・東阿高の一部
50	4.69	城南町藤山・東阿高の一部
51	1.73	城南町鰐瀬の一部
59	1.79	城南町鰐瀬の一部
60	1.16	城南町塚原・東阿高の一部

（２）都市再生地籍調査事業（土木管理課）

都市再生地籍調査事業は、地籍調査の進捗が他の地域と比べ遅れている都市部において、後続の地籍調査に先行して官民境界を調査し、都市部における地籍調査の重点的な地籍整備を促進し、街区調査図及び街区整理簿を作成している。

官民境界等先行調査は、通常的地籍調査よりも広範囲での調査が可能であり、境界が明らかになっている地域では、大規模災害時に官民境界が速やかに復元されるため、道路やライフライン等の復旧や都市再生事業等が迅速に行うことができ、防災マップの作成など市民生活に密接に関係することにも大きく役立てることができるものである。

実施状況

旧熊本市管内（実施中）

年度 (平成)	実施面積 (km ²)	町 名
24	0.30	中央区水前寺六丁目
25	4.01	中央区九品寺二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、大江本町、本荘二丁目、白山一丁目、二丁目、岡田町、菅原町、国府一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、国府本町、出水二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、南区田井島一丁目、田迎六丁目、出仲間九丁目の全部、中央区出水一丁目、七丁目、八王寺町の一部
26	2.50	中央区帯山一丁目、二丁目、水前寺一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、上水前寺一丁目、新大江三丁目、神水一丁目、保田窪一丁目、二丁目の全部、水前寺公園の一部、東区保田窪二丁目の全部
27	2.36	中央区大江一丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、新大江一丁目、二丁目、渡鹿一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、白山三丁目の全部、大江二丁目の一部、東区渡鹿八丁目、新南部一丁目の全部
29	0.34	中央区新屋敷一丁目・二丁目の全部

10 自転車対策（土木管理課 自転車対策室）

概 要

自転車の路上等への放置を解消するため、駐輪場の整備を図るとともに、指導員による駐輪マナーの指導・啓発及び放置自転車の撤去等を行う。

駐輪対策事業

ア 自転車駐車場の整備

放置自転車は、歩行者等の通行障害、自転車盗の誘発、都市景観の悪化などを引き起こす一因として、全国的な社会問題となっている。このような中、本市では、放置自転車の解消と環境にやさしい乗り物である自転車の利用促進のため、その受け皿となる駐輪場の整備を進めている。

市域における駐輪場の整備状況、収容台数の推移

区分 年度	市 営		民 営		合 計	
	駐輪場数	収容台数	駐輪場数	収容台数	駐輪場数	収容台数
25	24	7,693	13	3,397	37	11,090
26	24	7,693	13	3,397	37	11,090
27	25	7,998	13	3,439	38	11,437
28	26	8,434	13	3,439	39	11,873
29	28	8,648	13	2,886	41	11,534

イ 放置自転車対策

自転車利用のマナー指導・啓発を行うとともに、「熊本市自転車の安全利用及び駐車対策に関する条例」に基づき、放置禁止区域内の放置自転車は、警告札を貼付けた後、原則として即撤去、また、区域外は注意札を貼付け、一週間後に撤去している。

放置自転車の移動・保管・返還

区分 年度	移動・保管実施回数	移動・保管台数	返還台数
25	180	5,434	2,007
26	180	4,045	1,573
27	180	3,752	1,308
28	180	3,680	1,383
29	180	3,119	1,191

1 1 公共用地取得（用地調整課）

（１）用地取得

熊本市は、住民の福祉の増進や住みよいまちづくりの推進のために様々な公共事業を行っており、そのために必要な用地の取得を行っている。

公共用地の取得にあたっては、土地（用地）だけでなく、建物等の物件の移転等も必要となる。市民の財産を公共の用に供するためには、憲法29条3項で定められた「正当な補償」が義務付けられており、適正な補償により用地を取得しなければならない。

よって、熊本市は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年6月29日閣議決定）に基づき、「熊本市の公共事業の施行に伴う損失補償基準」を定め、公平かつ適正な補償を行っている。加えて、適正な用地事務の執行を図るため、熊本市用地事務取扱要綱等用地取得マニュアルも定めており、公共用地取得の公正、透明性をより一層高めることに努めている。

また、土地収用法の適用に関する方針を定め、都市基盤施設整備の前提となる公共用地の取得を円滑に推進するため、土地収用制度を適切に活用し、公共事業の事業推進を図っている。

（２）補償金算定

補償金の算定については、次のとおり行っている。

- ・土地の補償・・・土地価格の算定にあたっては、不動産鑑定士による不動産鑑定評価価格を周辺の土地の取引事例からの比準価格、地価公示地からの比準価格により検証し、適正な価格で補償している。
- ・建物の補償・・・土地と建物の位置関係、事業の計画線と建物の位置関係により、移転工法を認定し適正な補償額を算定して補償している。

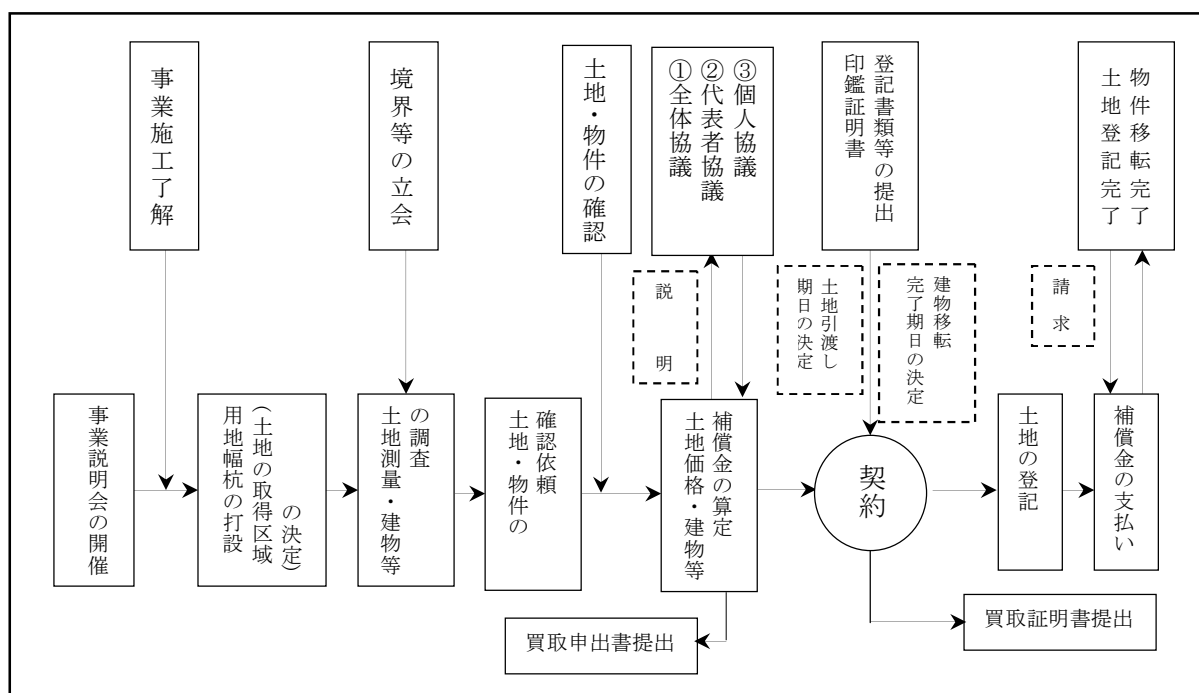
（３）契 約

本市の用地取得は任意取得を基本として行っており、各権利者への十分な説明と協議により契約している。

なお、公共事業にご協力いただいた場合、租税特別措置法に基づき税法上の優遇措置を受けることができる。

（一部適用されない場合もある。）

（４）用地補償の流れ



12 河 川（河川課）

本市では、中心市街地を流れる白川・坪井川をはじめ、緑川・加勢川など国や県が管理し整備が進められている大きな河川がある。本市は降雨時の増水による氾濫を防ぐため、それらの川に流れ込む中小の河川や排水路の整備を進めている。

（１）広域河川改修事業

市街地の拡大とともに浸水被害が多発していた健軍川・藻器堀川・万石川・兎谷川・麴川・鶯川など被災頻度の高い流域を持つ県管理河川を昭和47年より「都市基盤河川改修事業」として本市で改修事業を進めてきたが、平成24年度の権限移譲に伴って「広域河川改修事業」として整備を進めている。そのなかで、万石川・兎谷川については、既に事業を完了している状況である。また、この6河川と「保田窪放水路」「加勢川の一部（江津湖を含む）」についても平成24年度、県より権限移譲により引継ぎを行っている。

（２）流域貯留浸透事業

都市化による雨水流出量の増加・近年の集中豪雨に対処すべく、本市が管理する河川において、学校・公園などの公共施設等に雨水貯留・浸透施設を設け、河道への負担を軽減し、流域の治水安全度向上を図るものであり、平成31年度から鶯川流域で事業を実施予定としている。

（３）準用河川改修事業

本市が管理する準用河川の天明新川・谷尾崎川については、「準用河川改修事業」により、河道改修や排水機場建設などの事業を実施した。現在、旧天明新川については、平成24年度から事業に着手している。

（４）浸水解消対策事業

河川の水位上昇等により自然排水が困難な地域等の浸水被害が発生している地域については、「浸水解消対策事業」として、排水路の整備を行い、浸水被害の軽減を図っている。

（５）雨水流出抑制対策

市街地及びその周辺部では、急速な都市化に伴い、雨水流出量が増加する「都市型水害」が局地的に発生している状況である。

このため、雨水貯留施設や調整池などの施設整備と適切な維持管理を行うとともに、道路側溝や河川への急激な雨水流入の軽減と地下水のかん養に有効な雨水浸透柵の設置について費用を助成する「雨水浸透柵設置助成制度」を設け、同制度を活用した設置普及を促進している。

このように本市の治水対策は、国・県と連携を図りながら、河川氾濫防止を目的として河川環境や地域づくり等に配慮した河川整備を行っている。また、これと合わせて、内水対策や雨水流出抑制等を実施し、総合的な治水対策を進めている。

雨水浸透柵設置状況

（平30.3.31現在）

25		26		27		28		29	
件 数	個 数	件 数	個 数	件 数	個 数	件 数	個 数	件 数	個 数
181	373	127	292	71	150	23	49	17	50

市域の主要河川状況

水 系	河川名	級 別	流域面積 (k m ²)	河川延長 (km)	改 修 着手年	摘 要
白 川	白 川	1 級	480	63.2	昭31	国土交通省管理（直轄区間17.3km）
緑 川	緑 川	1 級	1,100	71.3	〃 37	国土交通省管理（直轄区間30.8km）
	加 勢 川	1 級	253.8	13.3	〃 37	国土交通省管理（直轄区間13.1km）
				7.6	〃	市管理
	無 田 川	1 級	1.0	2.3	—	県管理
	木 部 川	1 級	20.4	4.9	平4	〃
	天明新川	1 級	6.5	11.6	昭54	〃
		準用	3.1	2.5	平元	市管理
	高 良 川	1 級	1.9	1.5	—	県管理
	内 田 川	1 級	6.5	4.2	昭50	〃
	矢 形 川	1 級	37.9	13.7	〃 48	〃
	木 山 川	1 級	100	16.5	〃 62	〃
	秋 津 川	1 級	32.2	6.2	〃 44	〃
	鶯 川	1 級	2.8	1.5	平7	市管理（広域河川改修事業）
	健 軍 川	1 級	14.6	7.0	昭47	〃 〃
	藻器堀川 （本川）	1 級	2.8	6.3	〃 47	〃 〃
	保 田 窪 放 水 路	1 級	5.3	1.3	〃 47	〃 〃
	浜 戸 川	1 級	93.1	27.3	〃 35	国土交通省管理（直轄区間 4.9km）
	潤 川	1 級	18.4	5.7	〃 60	県管理
		準用				
	安 永 川	1 級	—	1.1	—	〃
		準用				
	五 双 川	準用	—	0.8	—	〃
	仁 子 川	1 級	—	1.9	—	県管理
		準用				
	谷 郷 川	1 級	—	2.0	—	県管理
	錦 郷 川	1 級	—	5.8	—	〃
	滑 川	1 級	—	2.2	—	〃
		準用				
	旧天明 新 川	準用	10.09	7.5	平 24	〃 （準用河川改修事業）
	西 迫 川	準用	—	0.8	—	〃
	赤 迫 川	準用	—	0.6	—	〃
	柿 田 川	準用	—	1.2	—	〃
	東 迫 川	準用	—	0.8	—	〃
	逆 瀬 川	準用	—	1.2	—	〃
	御 領 川	準用	—	1.0	—	〃
	島 田 川	準用	—	3.5	—	〃

水 系	河川名	級 別	流域面積 (k m ²)	河川延 長(km)	改 修 着手年	摘 要
菊池川	合 志 川	1 級	123	22.0	昭28	国土交通省管理（直轄区間10.1km）
	木 葉 川	1 級	50	12.1	〃 21	県管理
	神の木川	1 級	23	2.0	〃 52	〃
	千 田 川	1 級	4	7.4	〃 49	〃
		準用	—	1.3	—	市管理
	宮 原 川	1 級	3.2	5.2	昭47	県管理
	豊 田 川	1 級	14.4	7.1	〃 37	〃
	夏 目 川	1 級	4.5	2.0	〃 60	〃
	小 野 川	1 級	4	3.2	〃 48	〃
		準用	—	1.5	—	市管理
	中 谷 川	1 級	—	2.2	—	県管理
		準用	—	1.1	—	市管理
	上 生 川	1 級	20	4.5	昭37	県管理
	菖 蒲 川	準用	—	0.7	—	市管理
	小 畑 川	準用	—	1.0	—	〃
	大 平 川	準用	—	1.0	—	〃
	馬 瀬 川	準用	—	0.6	—	〃
	下岩野川	準用	—	1.8	—	〃
	大 井 川	準用	—	1.0	—	〃
	白 水 川	準用	—	1.5	—	〃
	服 部 川	準用	—	0.5	—	〃
	野 間 川	準用	—	0.3	—	〃
	長 谷 川	準用	—	0.3	—	〃
	小 園 川	準用	—	1.2	—	〃
	北 井 川	準用	—	1.5	—	〃
坪井川	坪 井 川	2 級	84.6	23.2	〃 33	県管理
	井 芹 川	2 級	57.1	14.6	〃 39	〃
	堀 川	2 級	42.7	10.8	〃 53	〃
	西 浦 川	2 級	5.0	2.1	—	〃
	西 谷 川	2 級	13.2	3.6	—	〃
	立福寺川	2 級	5.3	1.7	—	〃
	万 石 川	2 級	1.9	1.2	昭 48	市管理
	兎 谷 川	2 級	1.7	0.8	〃 48	〃
	麴 川	2 級	3.1	1.7	〃 51	〃（広域河川改修事業）
	谷尾崎川	準用	2.3	1.3	〃 53	〃
	前 川	準用	—	0.8	—	〃
	鏡 田 川	準用	—	1.8	—	〃
唐人川	唐 人 川	2 級	—	3.0	—	県管理
単 独	河 内 川	2 級	20	6.6	—	〃
	千間江湖	2 級	2.2	4.7	昭 40	〃
	除 川	2 級	6.0	3.3	〃 42	〃

※ 記載数値は、河川整備計画(工事実施計画)を記載。未策定河川は、河川(準用)現況調査延長を適用。

13 公園緑地（公園課）

清れつな地下水や豊かな緑など本市の恵まれた自然環境は、都市に潤いを与えるとともに、市民生活の良好な環境の形成に大きな役割を果たしている。この豊かな自然を、後世に偉大な資産として継承することは、私たちの“つとめ”であり、本市では熊本城、立田山などの拠点緑地や、水前寺江津湖、白川、坪井川などの親水空間を都市づくりの中核として良好な都市景観の維持・形成に配慮しつつ、季節感豊かで潤いに満ちた生活空間とするために公園としての整備を進め、また、都市部などの市街地では、まちの活性化の拠点として、周辺市街地では日常的な余暇活動の拠点として公園の整備を推進している。

平成29年4月1日現在での本市の都市公園等の整備状況は、997カ所、704.08haである。このほか、民有地等を借地した74カ所、6.19haの「まちの広場等」を供用している。

今後の公園施策については、適正な維持管理に力を入れることで、整備された公園の有効活用を促進し、新規整備においては市民一人当たりの公園面積の公平性を図るなど、今までの量的な取り組みを緩やかに継続させながら質の向上を図り、利用される地域住民とともに公園を豊かに育んでいくことが重要と考え、施策方針として次の3つを掲げた。

1 適正な維持・管理の推進

公園を地域の共有財産と位置づけ、公園愛護会等のボランティア団体や地域住民、学校、企業等と行政との協働により大切に維持・管理する。

2 時代のニーズに対応した利用したい公園への再生

高齢者や障がいのある人への対応、健康増進、子育て支援や多世代交流、子どもたちの成長支援の機能等を付加することで、時代のニーズに対応した誰もが使いやすく利用したい公園への再生に取り組む。

3 重点的な公園づくり

住区基幹公園(住民にもっとも身近な街区公園・近隣公園・地区公園)の一人当たり面積が著しく低い校区については、財政計画と整合を図りながら、市民参画による新たな公園づくりを重点的に進める。

都市公園等の整備状況

(平29.4.1現在)

種別	都市計画決定					②都市計画決定して いないが供用してい るもの		供用しているもの (①+②)			備考
	計画決定		①供用					箇所数	面積 (㎡)	1人当りの面積 (㎡／人)	
	箇所数	面積 (h a)	箇所数	面積 (㎡)	供用率 (%)						
街 区 公 園	175	41.47	175	423,796	102	699	537,864	874	961,660	1.30	
近 隣 公 園	29	49.10	27	395,289	81	2	31,860	29	427,149	0.58	
地 区 公 園	8	39.50	7	318,564	81	—	—	7	318,564	0.43	
総 合 公 園	3	82.20	3	795,222	97	2	229,664	5	1,024,886	1.39	
運 動 公 園	3	123.50	2	1,120,219	91	1	33,008	3	1,153,227	1.56	※1
特殊公園(風致)	3	15.50	3	171,612	111	4	249,845	7	421,457	0.57	※2
特殊公園(歴史)	6	9.00	6	75,826	84	10	227,680	16	303,506	0.41	
広 域 公 園	1	126.90	1	1,254,368	99	—	—	1	1,254,368	1.70	※3
緑 地	14	214.84	14	563,537	26	38	260,575	52	824,112	1.12	
墓 園	3	36.30	3	351,906	49	—	—	3	351,906	0.48	
都市公園合計	245	738.31	241	5,470,339	74	756	1,570,496	997	7,040,835	9.54	
ま ち の 広 場	—	—	—	—	—	74	61,889	74	61,889	0.08	
そ の 他	—	—	—	—	—	7	14,794	7	14,794	0.02	
合 計	245	738.31	241	5,470,339	74	837	1,647,179	1,078	7,117,518	9.65	

(※1) 熊本県立総合運動公園含む

(※2) 本妙寺山緑地公園、万日山緑地公園含む

(※3) 総合体育館湖面含む

(注1) 人口(推計人口)は、平成29年4月1日現在の人口737,812人

(注2) 都市計画決定された供用面積には、都市計画決定されていない供用面積を一部含む

市民一人当たり都市公園等面積の推移

年度	24			25			26			27			28		
区分	公園数	面積 (ha)	一人当面積 (㎡)	公園数	面積 (ha)	一人当面積 (㎡)	公園数	面積 (ha)	一人当面積 (㎡)	公園数	面積 (ha)	一人当面積 (㎡)	公園数	面積 (ha)	一人当面積 (㎡)
種別															
利用中の 街区公園	810	92.38	1.25	825	93.41	1.27	848	93.91	1.27	862	95.78	1.29	874	96.17	1.30
利用中の 全公園	931	661.24	8.97	946	679.83	9.21	971	701.77	9.50	985	703.70	9.51	997	704.08	9.54

1.4 土木センター（土木総務課）

地域に密着した土木行政を実現するため、東部土木センター、西部土木センター（富合・城南地域整備室、河内分室含む）、北部土木センター（植木地域整備室含む）を設置し、道路・河川・水路（市街化区域内）・公園の財産管理、新設改良及び維持管理を行っている。また道路パトロールや橋梁の定期点検を実施するなど、計画的かつ適切な維持管理に取り組んでいる。

その他、私道については昭和52年度から私道整備補助金制度を設け、舗装、排水施設等の改良、防護柵の設置を対象に補助金を交付し、住民の生活環境整備を図っている。（熊本市私道整備補助金交付規則）

また、平成29年度から私道復旧補助金制度を設け、平成28年熊本地震で被災した私道の復旧工事を対象に補助金を交付し、震災からの復旧支援を行っている。（熊本市私道復旧補助金交付要綱）

名称	所在地	連絡先
東部土木センター	熊本市東区佐土原3丁目1-65	096-367-4360
西部土木センター	熊本市西区蓮台寺5丁目7-1	096-355-2936
河内分室	熊本市西区河内町船津2069-5（河内まちづくりセンター内）	096-276-1115
富合地域整備室	熊本市南区富合町清藤405-3（南区役所内）	096-357-4154
城南地域整備室	熊本市南区城南町宮地1050（城南まちづくりセンター内）	0964-28-2133
北部土木センター	熊本市北区鹿子木町66	096-245-5050
植木地域整備室	熊本市北区植木町岩野238-1（北区役所内）	096-272-1115

都
建

（1）業務内容

- ・道路・河川・水路・公園の財産管理
- ・道路の交通安全施設工事
- ・災害復旧事業
- ・道路台帳及び地籍調査の成果の写しの交付
- ・道路・河川・水路・公園の新設改良及び維持管理
- ・私道の整備補助
- ・事業に必要な用地の買収及び補償
- ・公園の除草・清掃業務

（2）私道の整備補助状況

年度	件数	側溝延長（m）	舗装面積（㎡）	防護柵（m）	補助額（千円）
25	11	165.0	2,252.0	0.0	11,529
26	15	102.0	2,717.0	0.0	12,375
27	14	137.0	2,540.0	0.0	13,307
28	11	129.0	1,980.0	0.0	13,830
29	8	70.0	2,003.0	0.0	12,991

15 宅地復旧支援（震災宅地対策課・震災土木施設対策課）

熊本地震では、人家に隣接する自然斜面の崩壊や人工斜面の損壊などが発生した。また、民間宅地においても、液状化や大規模な地すべり、擁壁の崩壊などが発生し、地盤沈下や地割れなどによる家屋の損壊や傾斜などの被害が発生している（被災宅地総数（推定）7,200件）。これらの宅地を復旧し二次災害を防ぐことで、被災者の早急な生活再建を支援していく。

（1）公共事業による復旧

① 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

熊本地震により発生した自然斜面の崩壊や人工斜面の損壊箇所について、がけ崩れ防止工事を行い、次期降雨等による二次災害防止を図る。

なお、市地域防災計画に危険箇所と記載されることが確実であるがけ地等で発生した被害箇所について、平成28年度に本事業の実施箇所の確定作業を行い、平成29年度より対策工事等を進めている。

② 宅地耐震化推進事業

ア 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

熊本地震において盛土造成地に被害が発生した区域について、大規模な盛土造成地の滑動崩落による公共施設や宅地地盤の再度災害を防止するため、造成地の変動予測調査及び滑動崩落防止対策工事を行う。

盛土部分の面積が3,000㎡以上かつその盛土の上に存在する家屋が10戸以上等の要件に合致する一団の造成宅地について、平成28年度より基礎調査を行い、地盤調査・設計及び対策工事等を進めている。

イ 宅地液状化防止事業

熊本地震において液状化現象により家屋等への被害が発生した区域について、液状化現象による再度災害を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と宅地等との一体的な液状化対策を図る。

液状化現象による公共施設や宅地に顕著な被害があった3,000㎡以上の一団の区域かつ区域内の家屋が10戸以上の区域について、平成28年度より基礎調査を実施し、事業実施2地区の対策工法の検証等を進め、平成30年度中の工事着工を予定している。

ウ 拡充制度事業

熊本地震により小規模な宅地にも甚大な被害が発生し、既存擁壁の崩落や損壊が多数あることから、余震や降雨等による二次災害によって避難路等に影響を及ぼす擁壁の復旧や宅地被害の拡大を防止し、もって被災者の早急な生活再建の支援を図る。また、申請受付及び申請に伴う窓口相談等を行い、市が行う直接施工は必要手続きが完了次第、随時工事を行っていく。

◆事業対象の要件

1. 既存擁壁（石積みやコンクリート造）の崩壊や損壊により、補強や再構築による対策が必要なもの
2. 盛土の高さが2m以上
3. 盛土の上に家屋が2戸以上
4. 盛土がある擁壁の前に避難路（道路）、鉄道、河川がある
5. 復旧工事を行っていない

※市が行う直接施工と所有者等が行う間接施工がある。

※対象となる工事に係る自己負担なし。

公共事業による復旧 事業着手率（平成30年4月30日現在）

対象件数（推定）	対象地区数（A）	設計着手地区数（B）	事業着手率（B/A）
1,700件	288地区	172地区	59.7%

（2）熊本地震復興基金による復旧

① 宅地復旧支援事業

熊本地震の発生時に住宅の用に供されていた土地の所有者などに対し、対象工事（既に復旧した工事及びこれに関する調査費・設計費を含む）の一部を補助するため、申請受付及び申請に伴う窓口相談等を行い、被災者の早急な生活再建を支援する。

◆補助対象工事及び支給額

1. のり面の復旧工事
2. 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去、排水施設設置工事を含む）
3. 地盤の復旧工事
4. 住宅建屋などの直下における地盤改良工事（液状化したと見られる区域に限る）
5. 住宅基礎の傾斜修復工事（基礎の沈下や傾斜を修復する工事）
6. 支給金額（補助額）は、対象工事費より50万円を控除した額に3分の2を乗じた額。

（対象工事費が1,000万円を超える場合は63万3千円を限度として支給。）

事業進捗率（平成30年4月30日現在）

対象件数（推定）	受付件数（A）	完了件数（B）	事業進捗率（B/A）
5,500件	1,425件	1,062件	74.5%

16 住宅再建支援（震災住宅支援課）

（1）災害公営住宅の整備

熊本地震により住宅を失った方で住宅再建が困難な方に恒久的な住まいへの移行を支援するため、災害公営住宅の整備を次のように計画。

ア 災害公営住宅の整備場所及び戸数（平成30年5月時点）

①南区域南町舞原	19戸
②南区域白藤3丁目	76戸
③中央区域大江2丁目	19戸
④東区域秋津3丁目	36戸
⑤南区域南町舞原第2	60戸程度
⑥南区域南町塚原	20戸程度
⑦中央区域南熊本2丁目	80戸程度

イ 災害公営住宅の完成予定時期

アのうち①～⑥は、平成31年3月に完成予定、⑦は、平成31年12月に完成予定。

（2）民間賃貸住宅借上げ制度（平成28年度～平成31年度）

災害救助法に基づき、平成28年熊本地震により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない方に対し、熊本市が民間賃貸住宅を借り上げ、みなし応急仮設住宅として無償で提供するもの。

ア 供与期間

最長2年間

ただし、供与期間満了までに退去できないやむを得ない理由がある場合は、最長1年間の供与期間延長を実施している。

イ 申込期限

平成29年3月31日

ただし、個別の事情により期限までに申込みができない旨の「理由書」の提出がある場合は、平成29年5月31日まで申込みを受け付けた。

ウ 本市の負担

- ・家賃
- ・礼金（家賃の1ヶ月分を限度）
- ・仲介手数料（家賃の0.54ヶ月分を限度）
- ・退去修繕負担金（家賃の2ヶ月分を限度）
- ・火災保険等損害保険料

（3）被災住宅の応急修理（平成28年度～平成30年度）

平成28年熊本地震による災害救助法に基づき、住宅が半壊または大規模半壊の被害を受け、自ら修理する資力がない世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な不可欠な最小限の部分について、申込者が選定した業者に市が依頼し、応急的に修理を行うもの。

ア 完了期限

平成31年3月13日

イ 修理限度額

1世帯あたり57万6千円

消 防

1	概 況	391
2	火 災 統 計	395
3	救 急 ・ 救 助 統 計	396
4	消 防 広 報	397
5	予 防	397
6	緊 急 通 信 状 況	400
7	消 防 水 利 状 況	400
8	消 防 団	400

1 概況

本市の自治体消防は、昭和23年3月の消防組織法施行に伴い、同年4月に「熊本市消防本部」を市庁舎内に設置して消防事務を開始したのがその始まりであり、以来、幾多の制度や機構の改編を経て、現在では、市民に最も身近な消防機関として、消防業務を実施している。

消防局では、近年の複雑化・大規模化する各種災害に対応するため、各種装備、資機材等の整備や、多様化する市民のニーズに応えることのできる高度な知識・技術・行政スキルを持つ精強な消防職員の育成など、ハード・ソフト両面にわたる消防力の強化を図っている。

また、「自分の身は、自分で守る」を防災の基本コンセプトとし、自主防災クラブ、事業所の自衛消防組織等の活動支援や市民への応急手当等の普及啓発など、市民・地域（企業）・行政が三位一体となった「災害に強いまちづくり」を積極的に推進している。あわせて、明治以来、歴史ある消防団は、地域における消防防災の要であり、常備消防との連携のもと、活動拠点施設、車両、装備等の整備を図りながら、訓練や研修を行い地域の防災リーダーとしてその充実強化に努めている。

現在、消防局は平成26年4月に上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村の常備消防事務を受託し、本市だけではなく近隣町村の住民への更なる消防サービスの充実強化を図っているほか、平成28年4月1日には熊本市北消防署の運用を開始し、本市域の1区1消防署体制を確立した。今後はより一層、各区において消防署・区役所・地域（消防団）の連携を強化していくところである。

今後も、管内からの119番通報を一括処理する新たな「指令管制システム」の整備や、大規模災害時に活用可能な対策本部の代替施設の整備などを含め、市民の「安全・安心な暮らしの確保」に向け、本市の消防・防災体制の充実強化を推進していくところである。

（1）平成30年度 熊本市消防局主要事業

ア 火災予防対策の推進

（ア） 市民への広報・啓発

- ① 人為的ミスによる火災を防ぐための広報啓発活動を推進する。
- ② 住宅用火災警報器の設置促進など、住宅防火対策を推進する。
 - ・住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理の啓発
- ③ 市民への防火・防災啓発を推進する。
 - ・自主防災クラブ、幼少年消防クラブ、事業所の自衛消防組織等の活動支援
- ④ 法令に基づく火災予防対策を推進し、市民の安全性を確保するために必要な体制等の充実を図る。
 - ・違反是正の推進及び強化
 - ・火薬類取締法及び高圧ガス保安法の権限移譲事務の円滑な執行
 - ・予防技術資格者をはじめとする専門的な知識・技術を有する職員の育成

イ 消防体制の充実強化

（ア） 消防機能の充実

- ① 消防力強化のため、消防署所の適切な管理や各種消防車両・資機材等の計画的な更新を進める。
- ② 被災した消防庁舎等の早期復旧を進める。
- ③ 消防本部施設の機能強化を図る。
 - ・消防局庁舎の増築
 - ・消防OAシステムを含む新消防指令管制システムの整備
- ④ 119番通報時の口頭指導を推進する。
 - ・口頭指導マニュアルによる指導の徹底
- ⑤ 1区1消防署体制の円滑な運用を推進する。
 - ・グループ業務制の推進による効率的な事務処理体制の構築
 - ・区役所・消防団・消防署の更なる連携強化
- ⑥ 耐震性を有した消防水利を計画的に配置する。

(イ) 救急救助体制の充実

- ① 救急救助等に関する研修や資格取得など、人材育成による消防技術の向上を推進する。
 - ・各種研修による職員の育成及び能力向上
 - ・警防体制の強化に繋がる方策の検討
 - ・警防活動上必要な資格、免許等の計画的な取得
 - ・救急救命士及び救急有資格者の養成
- ② 医療機関との連携による救急業務の質の向上を図る。
 - ・指導救命士、救急救命士及び救急有資格者への教育体制の強化
 - ・救急ワークステーションによる医療機関との連携
 - ・医療機関と連携した救急活動検証の推進
- ③ 災害対応体制を強化する。
 - ・緊急消防援助隊の応援及び受援体制の再構築
 - ・NBC災害及び集団災害への対応体制の強化
 - ・大規模災害等での情報収集体制の強化

ウ 地域防災力の強化

(ア) 消防団の体制強化

- ① 消防団及び機能別消防団への参加促進を図る。
 - ・新規団員の確保等に関する検討
 - ・消防団協力事業所表示制度の推進
 - ・機能別団員（「防災サポーター」）の育成指導
 - ・大学生等の消防団活動認証制度の推進
- ② 消防団活動の充実強化を推進する。
 - ・消防団の訓練研修の強化
 - ・被災した消防団機械倉庫等の早期復旧
 - ・消防団の装備に係る安全対策の推進

(イ) 市民の救護能力の向上

- ① 応急手当等の普及啓発を推進する。
 - ・応急手当普及体系の整備
 - ・AED講習の推進
- ② 老人福祉施設及び在宅医療・介護関係者との連携
 - ・施設等の緊急時対応力の向上と連携強化

(2) 消防職員・消防車両等配置状況

(平成30年4月1日現在)

区 分 局 署 別	人 員										車 両																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	消 防 局	消 防 正 監	消 防 監	消 防 司 長	消 防 司 令	消 防 司 補	消 防 副 長	消 防 士	消 防 士	計	ボ ン ブ	タ ン ク	梯 子	屈 折 梯	救 助 工 作	特 別 高 度 工 作	特 殊 災 害 対 応	大 型 除 染 シ ス テ ム 搭 載	化 学	水 槽	支 援	災 害 対 応 多 目 的	緊 急 資 機 材 搬 送	火 災 調 査	司 令 指 揮	軽 便 消 防	後 方 支 援	高 規 格 救 急 救 察	広 報 査 察	起 震	緊 急 消 防 自 動 二 輪	連 絡	そ の 他	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	監	監	監	長	令	補	長	長	士		車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車

(注) 定員810人 実員797人 (うち15人は関係部局等へ出向、16人は消防学校初任科入校)

() は女性消防吏員を再掲しているもの

○印 は、南熊本及び池田庁舎の職員が本署に配置されている職員であるため、本署の職員数から再掲しているもの

消
防

(3) 各種協定等の状況

協定等の種別	協定先の市町村等	業務の種類	締結年月日
熊本県消防相互応援協定	熊本県下全市町村、消防組合並びに事務組合及び広域連合	火災・その他の災害	平成27年4月1日
九州自動車道等における消防相互応援協定	熊本県内の九州自動車道沿線市町村並びに消防組合並びに事務組合及び広域連合	火災・その他の災害	平成27年4月1日
九州自動車道等における消防相互応援協定に基づく覚書	熊本県内の九州自動車道沿線市町村並びに消防組合並びに事務組合及び広域連合	火災・その他の災害	平成27年4月1日
嘉島ジャンクションにおける消防相互応援に関する申合せ事項	上益城消防組合	火災・その他の災害	平成27年4月1日
熊本県地域救急医療情報センターの管理運営に関する協定	熊本県	情報センターの管理及び運営	昭和54年12月10日
都市ガス災害対策に関する覚書	西部ガス株式会社熊本支社	都市ガスに関する火災・爆発・漏えい及びCO中毒事故等の防止及び鎮圧	平成26年11月1日
大規模特殊災害時における広域航空消防応援	各都道府県の市町村	調査・火災・救助・救急救援出場(消防ヘリの要請)	昭和61年5月30日
高規格救急自動車の運用に係る協力に関する覚書	熊本市立市民病院	救急	平成3年1月16日
	熊本市医師会熊本地域医療センター	救急	平成6年10月20日
海上における船舶火災の消火活動に関する業務協定	熊本海上保安部	海上における災害対応	平成30年3月1日
武蔵ヶ丘地区の消防相互応援に関する覚書	菊池広域連合消防本部	火災	平成27年4月1日
救急救命処置に関する覚書	熊本赤十字病院	救急	平成8年4月1日
	熊本医療センター	救急	平成10年2月12日
	済生会熊本病院	救急	平成11年3月30日
	熊本大学医学部付属病院	救急	平成13年3月30日
震度情報ネットワークシステムにおける熊本県と熊本市の設置及び管理・運用に係る協定	熊本県	地震情報ネットワークシステム	平成8年10月21日
熊本県消防防災ヘリコプター応援協定	熊本県	災害	平成13年3月28日
多数傷病者災害における熊本市と日本赤十字社熊本県支部の相互協力に関する協定	日本赤十字社熊本県支部	災害救助	平成16年3月24日
火災救急等災害の緊急通報転送に関する協定書	菊池広域連合	災害通報の転送	平成17年11月30日
	宇城広域連合		
	上益城消防組合		
救急ワークステーションの設置に関する協定書	熊本赤十字病院	救急ワークステーション	平成25年3月27日
	熊本医療センター		
	済生会熊本病院		
俵山トンネルの非常用通報装置設備に関する覚書	熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局	非常用通報装置設備	平成26年2月18日
俵山トンネルにおける消防相互応援に関する覚書	阿蘇広域行政事務組合消防本部	災害	平成26年3月24日
空港保安防災通信装置の設置等に関する覚書	熊本空港	通信装置の設置、維持管理	平成26年3月31日
緊急消防援助隊指揮支援隊の活動に関する協定書	熊本県	緊急消防援助隊	平成26年4月1日
熊本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	熊本空港	災害	平成26年4月1日
熊本県防災行政連絡所(防災関係機関)の管理運営に関する協定書	熊本県	防災行政無線	昭和54年2月10日
映像情報の交換及び配信に関する協定書	熊本県	映像情報の交換・配信	平成29年3月22日
映像情報の交換及び配信に関する協定書に基づく覚書	熊本県警察本部	映像情報の取扱い	平成29年3月27日
消火栓の設置及び消防水利等の維持管理に関する協定書	熊本市上下水道事業管理者	消火栓、貯水槽等の維持管理	平成29年4月1日
感染症患者等の移送に関する協定書	熊本県	救急	平成30年3月27日
熊本市電軌道上等における消防活動等に関する申合せ	熊本市交通局	熊本市電軌道上等での災害対応	平成29年4月1日

2 火災統計

(1) 火災発生状況

区分 年・月		火災 件数	火 災 種 別						焼 損 棟 数	り災状況		死 者	負 傷 者	焼損面積		損害額 (千円)
			建 物	林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他		世 帯	人 員			建 物 床 面 積	林 野	
29	1	10	7		1			2	13	11	25	1	4	429		3,273
	2	12	6		1			5	6	13	20	1	4	214		12,038
	3	23	14		3			6	28	13	37		2	562		21,322
	4	15	10		2			3	12	12	33	2	2	543		30,258
	5	24	8	2	3			11	12	7	18	1	2	179	1	8,006
	6	25	8		5			12	15	8	13		8	554	5	39,261
	7	9	8					1	11	5	10		2	108		15,317
	8	11	3		1			7	3	1	4					359
	9	15	10		2			3	19	16	21		2	382		32,469
	10	14	9		2			3	11	6	13	1	1	113		7,130
	11	15	9		2			4	16	10	31		3	377		41,089
	12	15	10	1				4	15	15	39		4	509	3	23,537
計		188	102	3	22	0	0	61	161	117	264	6	34	3,970	9	234,059
28 計		191	113	3	23	0	0	52	165	110	281	8	27	3,569	12	145,623
27 計		190	115	6	28	0	0	41	166	114	267	6	34	2,824	72	81,277
26 計		188	119	1	19	1	0	48	170	146	366	9	28	3,760	0	155,180
25 計		175	109	1	22	0	0	43	160	132	300	6	53	3,652	3	171,155

※平成 26 年から、消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

(2) 原因別被害件数

原 因 \ 年		25	26	27	28	29
たばこ		13	24	20	17	15
たき火		9	14	22	21	30
火遊び		0	3	4	6	1
こんろ	こんろ	13	3	7	9	12
	天ぷら油	9	11	15	7	8
放火（疑含）		42	26	25	18	20
風呂かまど		1	2	0	1	2
ストーブ		8	7	5	5	8
マッチ・ライター		5	3	4	9	5
煙突・煙道		0	1	1	0	1
電灯・電話配線		2	9	4	14	8
電気機器		4	3	3	6	9
不明		14	19	19	16	16
その他		55	50	61	62	53
合 計		175	175	190	191	188

※平成 26 年から、消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

(平成29年)

3 救急・救助統計

※平成26年から、消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

(平成29年)

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

4 消防広報

(1) 報道関係機関等を通じた広報の実績

(平成29年度)

媒 体	テレビ	ラジオ	新 聞	機関誌	合 計
回 数	27	23	28	6	84

(2) 幼少年消防クラブの活動状況回数

(平成29年度)

	クラブ数	クラブ員数	行事実施回数
幼 年	237	6854	500
少 年	97	193	32

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

(3) 広域防災センター入館状況

(平成29年度)

団 体	一 般	合 計
499団体 16,653人	258人	16,911人

(4) 消防音楽隊活動状況

(平成29年度)

消防関係	市 関 係	国県関係	そ の 他	合 計
5	5	0	3	13

5 予防

(1) 危険物製造所等

(平成30年3月31日現在)

製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所				合 計
	屋内貯蔵所	貯屋外タンク	貯屋内タンク	貯地下タンク	貯簡易タンク	貯移動タンク	屋外貯蔵所	小 計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	小 計	
5	155	67	29	328	2	149	18	748	320	8	152	480	1,233

※消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

(2) 同意建物の工事別件数（消防法第7条）

(平成29年度)

種別 年度	新 築	増 築	改 築	移 転	修 繕	模様替え	用途変更	合 計
25	1,034	76	0	2	5	1	43	1,161
26	1,091	77	1	1	1	6	41	1,218
27	1,030	89	2	0	2	1	38	1,162
28	1,676	72	7	0	3	2	26	1,786
29	2,346	87	1	2	5	1	25	2,467

※平成26年度から、消防事務を受託している上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村を含む。

(3) 防火対象物概況

平成30年3月31日現在

項 別		署 別	計	中央署	東 署	西 署	南 署	北 署	益城西原署
計			22,999	6,533	5,656	3,381	3,371	3,375	683
1	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	10	5	2	2	1		
	ロ	公会堂、集会場	24	6	4	6	3	4	1
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	3	2	1				
	ロ	遊技場、ダンスホール	61	17	13	7	9	13	2
	ハ	性風俗店舗等	0		0				
	ニ	カラオケボックス等	25	6	4	3	5	7	
3	イ	待合、料理店等	7	1		3	3		
	ロ	飲食店	663	210	177	61	100	101	14
4		百貨店、マーケット、店舗、展示場	1,097	218	319	138	197	190	35
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所等	156	52	23	32	2	37	10
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅	10,779	3,158	2,879	1,636	1,367	1,498	241
6	イ	病院、診療所、助産所	672	159	174	107	106	105	21
	ロ	自力避難困難者入所福祉施設等	252	17	53	46	60	57	19
	ハ	老人福祉施設、児童養護施設等	631	88	161	108	132	112	30
	ニ	幼稚園、特別支援学校	57	17	8	12	8	9	3
7		学校等	245	71	39	54	31	38	12
8		図書館、博物館、美術館等	15	6		2	3	3	1
9	イ	蒸気浴場、熱気浴場等	58	47	5	2	2	1	1
	ロ	イ以外の公衆浴場	17	1	2	2	3	9	
10		停車場、船舶等の発着場	5	2		1	1	1	
11		神社、寺院、教会等	161	56	15	50	22	14	4
12	イ	工場、作業場	1,110	63	240	163	299	246	99
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ	0						
13	イ	自動車車庫、駐車場	109	38	17	21	16	15	2
	ロ	飛行機の格納庫	2						2
14		倉庫	1,065	78	309	154	325	149	50
15		前各項に該当しない事業所	2,174	628	486	304	312	342	102
16	イ	特定防火対象物を有する複合用途	2,184	999	414	256	217	272	26
	ロ	イ以外の複合用途	1,402	577	309	211	146	151	8
16の2		地下街	0						
16の3		地階地下道	0						
17		重要文化財	9	6	1		1	1	
18		アーケード	6	5	1				

(4) 用途別高層建築物の状況

平成30年3月31日現在 (単位:棟)

階 数 項 別		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	18	20	25	27	36	計	うち 地階 を有 する もの
		21	11	1	1	3	3	5	24	27	55	87	68	61	74	27	1	1	2	1	1	474	80
1	イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場							1														1	1
	ロ 公会堂、集会場																					0	
2	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等										1											1	1
	ロ 遊技場、ダンスホール																					0	
	ハ 性風俗店舗等																					0	
	ニ カラオケボックス等																					0	
3	イ 待合、料理店等																					0	
	ロ 飲食店										1											1	1
4	百貨店、マーケット、店舗、展示場																					0	
5	イ 旅館、ホテル、宿泊所等							1		1	7	7	4	2	1				1	1		25	9
	ロ 寄宿舎、下宿、共同住宅									2	23	70	56	51	67	26	1	1	1	1		299	16
6	イ 病院、診療所、助産所							1	2	1				1								5	4
	ロ 自力避難困難者入所福祉施設等																					0	
	ハ 老人福祉施設、児童養護施設等										1											1	
	ニ 幼稚園、特別支援学校																					0	
7	学校等								4	3	4	1	2	2								16	4
8	図書館、博物館、美術館等																					0	
9	イ 蒸気浴場、熱気浴場等																					0	
	ロ イ以外の公衆浴場																					0	
10	停車場、船舶等の発着場																					0	
11	神社、寺院、教会等																					0	
12	イ 工場、作業場							1														1	1
	ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ																					0	
13	イ 自動車車庫、駐車場	19	10								1											30	1
	ロ 飛行機の格納庫																					0	
14	倉庫																					0	
15	前各項に該当しない事業所	1				2	1		9	10	6	3	2	1	1	1						37	16
16	イ 特定防火対象物を有する複合用途	1	1	1	1	1	1	1	8	6	7	4	2		1							35	19
	ロ イ以外の複合用途						1		1	4	4	2	2	4	4							22	7
17	重要文化財																					0	

※1 高層建築物：高さ31メートルを超える建築物

※2 階数は地階を除いた数

消
防

6 緊急通信状況

(平成29年)

種別	119番着信件数					
	固定	携帯	IP電話	FAX Eメール	合計	平成28年
火災	109	271	27	0	407	457
救急	14,979	19,515	3,717	0	38,211	40,687
救助	25	118	3	0	146	261
警戒	102	266	18	0	386	576
その他災害	54	182	9	0	245	375
非常災害	0	0	0	0	0	246
通報訓練	1,923	180	190	0	2,293	1,985
病院照会	160	611	40	0	811	1,174
回線試験	1,830	246	2	0	2,078	2,179
いたずら	28	78	4	0	110	104
まちがい	579	1,480	98	0	2,157	2,635
その他	1,200	3,751	258	0	5,209	6,505
合計	20,989	26,698	4,366	0	52,053	57,184

7 消防水利状況

(平成30年4月1日現在)

区分	消火栓		防火水槽		プール
	公設	私設	公設	私設	
箇所数	17,930	92	712	942	160

8 消防団

概要

消防団は、火災現場等での活動はもとより、災害予防の面でも常備消防と常に連携した活動を実施し、地域防災のリーダーとして活躍している。

熊本市消防団は、昭和45年11月1日、託麻村の熊本市編入を機会に熊本市北・南・川尻の消防団を1団に統合、熊本市消防団として熊本市を6ブロックに編成し活動を開始、その後、平成3年2月の旧飽託郡四町との大合併に伴いさらに4ブロックを増設し10ブロックとなり、消防行政に欠かすことのできない組織となった。

平成11年10月1日「ブロック」を「方面隊」と名称変更するとともに、第3方面隊を二分割し、市内を第11方面隊とする機構改革を行った。さらに、平成14年4月には熊本市消防団に初の女性消防団員31人を採用、平成28年4月1日現在、機能別団員の女性団員を含め184人まで増加し、応急手当の普及や予防広報に大きく貢献している。また、平成20年10月6日の旧富合町との合併により第12方面隊を新設、さらに平成22年3月23日の旧植木町及び旧城南町との合併に伴い、15方面隊87分団1トランペット隊の組織となった。

平成24年4月1日、政令指定都市へ移行したことを踏まえ、平成26年4月1日、区制に合わせた16方面隊87分団1トランペット隊への組織改編を行った。更に、平成28年4月1日、常備消防において1区に1消防署となる5消防署体制を開始したことから、消防団においても各区、消防署との連携強化を図り、より市民のニーズに対応した愛される消防団を目指している。

(1) 組織

(平成30年4月1日現在)

1 団 16 方面隊 87 分団 1 トランペット隊 209 部 定数：4,800 人 実数：4,458 人

方面隊名・実員数			分団名 (下段：実員数)									
消防団本部 (団長1名含む)	17	団本部 34	機能別 団員	トランペ ット隊								
			32	2								
第1方面隊 136			7 帯山	8 砂取	10 出水	11 白山	31 春竹	32 本庄	33 向山	61 出水南		
第2方面隊 215			12 白川	13 大江	14 託麻原	15 慶徳	16 城東	17 碩台	18 壺川	22 黒髪	37 五福	38 一新
第3方面隊 209			1 秋津	2 若葉	3 泉ヶ丘	4 健軍	5 尾ノ上	9 画図	52 東町	53 桜木		
第4方面隊 256			6 西原	26 託麻北	27 託麻西	28 託麻東	55 月出	59 託麻南				
第5方面隊 154			19 花園	20 池田	34 白坪	35 古町	36 春日	39 城西				
第6方面隊 437			40 池上	41 高橋	42 城山	43 松尾東	44 松尾西	45 松尾北	46 小島	47 中島		
第7方面隊 291			70 河内	71 芳野								
第8方面隊 278			29 御幸	30 田迎	48 日吉	49 力合	50 川尻	57 田迎南	60 城南			
第9方面隊 189			62 鮑田東	63 鮑田南	64 鮑田西							
第10方面隊 252			65 中緑	66 銭塘	67 奥古閑	69 川口						
第11方面隊 235			75 富合									
第12方面隊 363			76 杉上	77 隈庄	78 豊田	79 女性						
第13方面隊 239			21 高平台	23 清水	24 城北	25 龍田	51 楠	54 麻生田	56 武蔵	58 弓削		
第14方面隊 368			72 川上	73 北部東	74 西里	68 女性						
第15方面隊 347			80 植木	81 桜井	82 菱形	83 田原						
第16方面隊 438			84 山東	85 吉松	86 山本	87 田底						
階級別団員数 (機能別団員を除く。)			団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員			
			1	16	87 (2)	94 (2)	209 (4)	597 (7)	3,422 (92)			
() は女性団員を再掲												

消
防

(2) 消防ポンプ数

(平成30年4月1日現在)

区分	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ
台数	0	204	94

(3) 報酬及び費用弁償

(平成30年4月1日現在)

階級別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
報酬年額(円)	75,000	60,000	40,000	34,000	25,000	24,000	23,000

※機能別消防団員にあっては、8,000円

区分	費用弁償額(円)
訓練出動等	1回につき 2,600
研修、講習又は訓練のため本県消防学校に入校したとき	日額 4,000

交通

1	沿	革	405		
2	軌	道	事	業	406
3	經	營	狀	況	408
4	職	員	數	409	
5	施	設	409		

1 沿 革

熊本市の交通事業は、市電が大正13年8月1日、市バスが昭和2年11月23日から営業を開始し、以来、熊本市勢の発展とともに市内の主要交通機関として年々路線を拡大してきた。

しかし、昭和30年代の後半になると、社会経済情勢の変化やモータリゼーションの進展等によって利用者が急激に減少し、経営は悪化の一途をたどり、ワンマン化等の効率化を積極的に進めたものの抜本的改革には至らず、特に市電は4つの路線を廃止せざるを得なくなった。

昭和48年度から昭和62年度までの15年間は、国の財政再建団体の指定を受け、国及び一般会計からの援助を受けつつ経営基盤の確立を図った。この間、2度にわたるオイルショックにより省エネルギーの機運が高まり、市電は無公害・省エネルギーの交通機関として見直され、車両冷房化等のサービス向上策を併せて講じることにより、一時落ち込んだ乗客も回復基調に転じた。またバスについても、車両の冷房化や路線再編成等の乗客サービスの向上に努めた。

昭和63年度からは自主再建へと踏み出したが、交通事業を取りまく環境は厳しく、将来にわたり安定した経営を図るため、利用者のニーズに合ったダイヤ編成や増便をはじめ、電停改良等諸施設の改善、日本で初めて超低床車両を導入するなど、乗客誘致策に取り組んだ。

また、平成14年度には、開業以来70有余年使用してきた大江の車両整備工場を上熊本に移転し、平成19年度には大江局舎を新たに建て替えるなど、施設面での基盤整備を図った。

さらには、熊本市圏のバス網再編の一環として、民間事業者と競合していたバス路線について、平成16年から順次民間事業者へ移譲を始めた。

しかし、社会情勢の変化等により経営は年々悪化し、平成20年度末の資金不足額が55億円、資金不足比率198%に達する状況となった。

このようなことから、平成21年度に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく「経営健全化計画」を策定し、7ヵ年計画の中で、バス事業の民間移譲（平成27年4月に全ての路線移譲を完了し、バス事業を廃止）、定員管理計画の推進、給与水準の見直し、資産の有効活用、利用促進事業の推進（JR熊本駅・新水前寺駅との結節強化や全国相互利用交通系ICカード（でんでんモカ）の導入等）を行うなど、経営の健全化に集中的に取り組んだ結果、資金不足を解消し、経営健全化団体から脱却することができた。

その後の計画として平成28年3月に、平成28年度から平成31年度までの経営基本方針を示す中期経営収支プランを策定し、安全で快適な運行体制を確立することはもとより、更なる経営の合理化や経営基盤の強化に取り組みながら、人や環境にやさしい身近な公共交通機関として、市民や観光客に愛される市電を目指し努力を重ねているところである。

2 軌 道 事 業（大正13年8月1日事業開始）（総務課・電車課）

（１）輸送状況

年度 事項		25	26	27	28	29
年間輸送人員（人）		10,895,839	10,876,776	11,030,949	10,709,117	11,093,946
年間走行キロ（km）		1,728,889.7	1,729,611.8	1,731,107.4	1,820,151.6	1,780,149.0
年間延使用車両（両）		13,586	13,998	14,220	13,777	14,158
利用率（％）		4.0	4.0	4.1	4.0	4.1
乗車料収入（円）		1,278,305,323	1,303,314,856	1,406,082,994	1,546,954,715	1,595,378,217
一日平均	輸送人員（人）	29,852	29,799	30,139	29,340	30,394.4
	走行キロ（km）	4,736.7	4,738.7	4,729.8	4,986.7	4,877.1
	延使用車両（両）	37.2	38.4	38.9	37.7	38.8
	乗車料収入（円）	3,502,206	3,570,725.6	3,841,756.8	4,238,232.1	4,370,899.2
一平 日一車均	輸送人員（人）	802.0	777.0	775.7	777.3	783.6
	走行キロ（km）	127.3	123.6	121.7	132.1	125.7
	乗車料収入（円）	94,089.9	93,107.2	98,880.7	112,285.3	112,683.9
表 定 速 度（km／h）		12.0	12.0	12.0	11.5	11.5
在車 両 籍数	ホキーン車（ワシマン）	36	36	36	36	36
	連 接 車	8	9	9	9	9

（注）乗車料収入は消費税相当分を除いて算出

（２）営業路線

年度 項目	路線延長 (km)	単線延長 (km)	複線延長 (km)	営業路線延長 (km)	運転系統 (系統)	停留所数 (カ所)	停留所間距離（km）		
							最長	最短	平均
平成29年度	11.941	0.127	11.814	12.092	2	35	0.591	0.126	0.356

（３）系統別運輸成績

（平成29年度）

系統	区間	走行キロ (km)	乗車 人員 (千人)	収入 (千円)	費用 (千円)	差引 (千円)	キロ当たり収支			乗車 効率 (%)
							収入 (円)	費用 (円)	差引 (円)	
A系統	健軍町～田崎橋 (9.2km)	1,112,560.0	7,333	1,489,815	1,238,694	251,121	1,339.1	1,113.4	225.7	36.5
B系統	健軍町～上熊本駅前 (9.4km)	667,589.0	3,761	764,066	743,276	20,790	1,144.5	1,113.4	31.1	31.0
計		1,780,149.0	11,094	2,253,881	1,981,970	271,911	1,266.1	1,113.4	152.7	34.5

（注）乗客1人当たり料金収入 定期外147円95銭 定期125円94銭 全体143円81銭

（４）電車運行要領

（平成30年4月1日現在）

系 統	項 目	運 行 区 間	営業時間	運転方法	時 刻 表 示
A系統		熊本駅前～健軍町 (8.7km)	5：50－0：25	ダイヤ運転	終日時刻表示
		田崎橋～健軍町 (9.2km)			
B系統		上熊本駅前～健軍町 (9.4km)	5：50－23：35	ダイヤ運転	終日時刻表示

（５）運 賃（平成28年2月1日改定 平成30年3月31日現在）

ア 普通旅客運賃（均一運賃制）

種別	適用	内容
運賃	大人 (中学生以上)	170円
	小児 (小学生以下)	12歳未満の者は大人運賃の半額、6歳未満の幼児は保護者同伴の場合に限りその1人は無料とする
	特殊運賃	身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は各々普通運賃の50％割引 熊本県内に住所を有する65歳以上の者で、道路交通法第104条の4第2項の規定により公安委員会の運転免許を取り消された者に対して発行した免許返納者割引乗車証を有する者は普通運賃の50％割引

イ 団体旅客運賃

種別	適用	内容
団体旅客運賃	大人 (中学生以上)	30人以上の団体で同時に一定の停留場で乗降する場合（12歳以上の団体）
	小児及び特殊	上記の団体で小学生以下の小児及び身体障がい者並びに養護施設児童の団体
団体旅客運賃の割引適用方法		基準となる普通旅客運賃からその運賃の100分の10以内の額を割引した額

ウ 1日乗車券

種 類	運 賃	乗車できる範囲
1日乗車券	(区間指定①)	700円 電車の全区間及びバスの指定区間
	(区間指定②)	900円 電車及びバスの全区間
	(県 内 版)	2,000円 電車及びバスの全区間
市電1日乗車券	(市電全区間)	大人 500円 小児 250円 市電の全区間

※ 市内の観光・文化施設の割引特典付き
※ 1日乗車券（市電1日乗車券を除く）は平成28年3月31日をもって小児券の発売を終了。

エ 定期旅客運賃

種 別		期 間	割 引 率	摘 要
通 勤 定 期		1 カ月	普通運賃を60倍したもののから40%割引	持参人式定期券は、当該通勤定期券を持参する者も使用できる
大 人 通 学 定 期 （ 中 学 生 上 上 ）		1 カ月	普通運賃を60倍したもののから50%割引	端数売り1ヵ月定期券は、端数日数59日を限度として発売する 3ヵ月定期券は、端数日数29日を限度として発売する
小 児 通 学 定 期 （ 小 学 生 ）		1 カ月	普通運賃を60倍したもののから75%割引	
特殊割引定期	通勤	1 カ月	通勤定期券の30%割引	身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に発売する
	通学	1 カ月	大人通学定期券の50%割引	
夏休み子ども定期券		通用期間は、熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第6号）第3条第1項第4号に規定する夏季休業日（夏季休業日の前又は後に当該夏季休業日に連続して日曜日、土曜日又は）国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「日曜日等」という。）がある場合は、当該日曜日等を含む。）とし、小学生以下の者に発売額1,000円で発行する。		

※ 各種別の3ヵ月定期は、1ヵ月定期運賃額を3倍したもののから5%割引

オ 貸切旅客運賃

大人運賃（円）	小児運賃（円）
12,000	6,000

（6）超低床電車（L R V）の概要

型 式	9700型	0800型
営業開始	平成9年8月	平成21年4月
車 両 数	2車体連接車5編成	2車体連接車3編成（1編成）
車両製作	株式会社 新潟鐵工所 ADトランス ボンバルディア トランスポーターション	新潟トランス 株式会社
車 種	4輪ボギー連接電動客車	4輪ボギー連接電動客車
定 員	76人	82人（86人）
車 長	18,550mm	18,400mm（18,460mm）
車 幅	2,350mm	2,400mm
床高	通 路	360mm
	出入口	300mm

※ 0800型（）内は、平成26年10月に運行開始した0803号に関する内容

（7）カラー広告電車

種 別	規 格（mm）縦×横	広 告 料 金 （消費税は含まない）	摘 要
電車	車外 広告表示面積合計5.3㎡以内	1 カ月 1 車 250,000円	原則としてフィルムを用い、管理者が別に定める基準によるものを用いること

実 績

年度	25	26	27	28	29
項目					
収 入（千円）	50,683	56,008	50,075	51,846	58,200

（注）消費税相当分は除いて算出

3 経 営 状 況（総務課）

（単位 円）

事 項 \ 年 度		25	26	27	28	29
軌 道 事 業	総 収 益	2,332,594,975	2,527,773,231	3,730,844,600	2,220,609,009	2,298,101,300
	乗車料収入	1,278,305,323	1,303,314,856	1,406,082,994	1,546,954,715	1,595,378,217
	その他収入	1,054,289,652	1,224,458,375	2,324,761,606	673,654,294	702,723,083
	総 費 用	1,866,600,574	2,121,818,259	2,319,377,542	2,009,372,644	2,040,348,896
	人件費	1,167,877,999	1,308,071,971	1,404,083,398	1,166,190,797	1,150,649,135
	減価償却費	180,218,174	337,492,346	359,036,236	373,937,675	395,628,865
	電力費	65,349,918	71,786,253	70,621,261	64,384,638	64,972,856
	支払利息	26,918,308	38,491,806	40,837,091	27,498,278	25,177,374
	修繕費	149,114,365	89,479,499	123,458,212	125,057,962	129,492,140
	その他	277,121,810	276,496,384	321,341,344	252,303,294	274,428,526
自 動 車 運 送 事 業	単 年 度 損 益	465,994,401	405,954,972	1,411,467,058	211,236,365	257,752,404
	剰余金又は累積欠損金	△ 2,488,327,050	△ 618,521,343	1,833,320,452	2,044,556,817	465,802,694
	総 収 益	1,067,062,050	997,442,946	—	—	—
	乗車料収入	498,841,389	413,889,805	—	—	—
	その他収入	568,220,661	583,553,141	—	—	—
	総 費 用	772,929,810	598,241,687	—	—	—
	人件費	609,905,131	480,091,779	—	—	—
	減価償却費	17,158,235	0	—	—	—
	燃料費	61,270,000	43,232,400	—	—	—
	支払利息	3,990,029	3,579,601	—	—	—
計	修繕費	19,099,136	15,521,677	—	—	—
	その他	61,507,279	55,816,230	—	—	—
	単 年 度 損 益	294,132,240	399,201,259	—	—	—
	剰余金又は累積欠損金	935,634,210	△ 55,233,790	—	—	—
	総 収 益	3,399,657,025	3,525,216,177	3,730,844,600	2,220,609,009	2,298,101,300
	乗車料収入	1,777,146,712	1,717,204,661	1,406,082,994	1,546,954,715	1,595,378,217
	その他収入	1,622,510,313	1,808,011,516	2,324,761,606	673,654,294	702,723,083
	総 費 用	2,639,530,384	2,720,059,946	2,319,377,542	2,009,372,644	2,040,348,896
	人件費	1,777,783,130	1,788,163,750	1,404,083,398	1,166,190,797	1,150,649,135
	減価償却費	197,376,409	337,492,346	359,036,236	373,937,675	395,628,865
計	電力費・燃料費	126,619,918	115,018,653	70,621,261	64,384,638	64,972,856
	支払利息	30,908,337	42,071,407	40,837,091	27,498,278	25,177,374
	修繕費	168,213,501	105,001,176	123,458,212	125,057,962	129,492,140
	その他	338,629,089	332,312,614	321,341,344	252,303,294	274,428,526
	単 年 度 損 益	760,126,641	805,156,231	1,411,467,058	211,236,365	257,752,404
	剰余金又は累積欠損金	△ 1,552,692,840	※△ 673,755,133	1,833,320,452	2,044,556,817	465,802,694

（注）消費税相当分を除いて算出

（※）平成26年第3回定例会において、自動車運送事業廃止に伴い資本金の額の減少及び既に除却した固定資産に係る資本剰余金の処分を実施。
△673,755,133円 + 1,042,416,808円 + 53,191,719円 = 421,853,394円
（累積欠損金） （資本金減少額） （資本剰余金処分額） （繰越利益剰余金）

4 職員数（総務課）

（平成30年4月1日現在）

職種別 部門・性別	総務課			電車課			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
特 別 職	1名		1名				1名		1名
事 務 職	16名	1名	17名	5名		5名	21名	1名	22名
技 術 職				30名		30名	30名		30名
運 転 士				9名		9名	9名		9名
車 掌									
そ の 他				21名		21名	21名		21名
計	17名	1名	18名	65名		65名	82名	1名	83名

（注）再任用職員を除く（専従含む）

5 施 設（総務課）

（平成30年4月1日現在）

施設 項目	敷地面積	建物面積	開設年月日	配車台数	施設内容
大江戸舎及び電車営業所	2,892㎡	1,631㎡	大13.7.7	14両	事務所・電車営業所・電車車庫
上熊本車両工場及び電車営業所	7,306㎡	2,904㎡	平14.10.14	40両	電車営業所・電車車庫・車両整備工場
上熊本詰所	2,405㎡	497㎡	平19.4.1	—	電車課詰所

水道

1	上 下 水 道 局	413
2	熊本市上下水道事業 経営基本計画	414
3	水 道 事 業	415
4	下 水 道 事 業	424
5	工 業 用 水 道 事 業	433

1 上下水道局

(1) 沿革

上下水道局では、上水道事業、下水道事業、工業用水道事業を行っている。

上水道事業は、大正13年（1924年）の給水開始以来、安全で安価な水道水の安定供給に努めている。一方、下水道事業は、昭和23年（1948年）に戦災復興事業の一環として着手以来、生活環境の向上や都市型水害の防止に取り組んでいる。また、工業用水道事業は、城南町との合併に伴い、平成22年（2010年）に本市が引き継ぎ、産業振興や雇用促進に寄与する企業誘致を促進するため、立地企業に低廉な工業用水を提供している。

ア 職種別職員数等（総務課）

（平成30.6.1現在）

職種別 区分	特 別 職	事 務 職	技 術 職	全 体
計	1 名	127 名	253 名	380 名

注）全体欄は特別職を除く。技術職には業務職を含む。

イ 局舎（総務課）

（平成30.4.1現在）

所 在 地 中央区水前寺6丁目2番45号

ウ 上下水道センター（水相談課）

（西部上下水道センター） （北部上下水道センター） （南部上下水道センター）

所 在 地 西区池上町901番地1 北区下碓川2丁目8番1号 南区城南町宮地1050番地
（城南総合出張所内）

エ 水の科学館（経営企画課）

施設紹介

水の科学館は、熊本市民の共有財産である地下水、その地下水を水源とする水道、そして水環境を守る下水道について関心を持っていただくための体験学習の場として設置している。平成2年に地下水や水道の学習施設としてスタートし、平成12年の開館10周年を機に「水の実験室わくわく」を設置した。また、平成24年3月に展示物等のリニューアルを実施した。

施設概要

所 在 地 北区八景水谷1丁目11番1号（八景水谷公園内）

利用状況

（単位：人）

区分 年度	大人	小人	合計
25	46,402	66,078	112,480
26	42,762	68,506	111,268
27	52,087	69,279	121,366
28	39,726	56,213	95,939
29	48,470	60,011	108,481

※ 平成26年5月24日に、累積来館者200万人を突破

2 熊本市上下水道事業経営基本計画（経営企画課）

（１）趣旨

平成２１年度の上下水道組織統合や平成２４年度からの政令指定都市移行などを踏まえ、上下水道のこれまでの取り組みを整理再構築し、上下水道局が目指すべき方向性を明らかにするため、「熊本市上下水道事業経営基本計画」を策定した。（平成２４年４月１日施行）

また、本計画の前期期間における取組を評価し、後期における事業を見直すとともに、熊本地震からの復旧復興事業を着実に推進するため中間見直しを行った。（平成３０年６月 中間見直し公表）

（２）計画期間

平成２４年度から平成３３年度までの１０年間

（３）経営理念

- 1 ライフラインの機能強化に努めます
- 2 環境を保全し水循環社会形成に努めます
- 3 お客様の視点に立った企業運営に取り組みます
- 4 公営企業として効果的・効率的な経営に努めます

（４）基本方針及び基本施策

- 1 上下水道の機能強化
 - ・水道の整備推進及び機能保全
 - ・下水道の整備推進及び機能保全
 - ・災害に強い上下水道の確立
 - ・熊本市上下水道事業震災復旧復興計画の着実な推進
- 2 環境に配慮した水循環社会の形成
 - ・「地下水都市くまもと」の水環境・水循環の保全
 - ・環境負荷低減策の推進
- 3 お客様を真ん中にした事業運営
 - ・信頼性・利便性の向上と広報・広聴の充実
 - ・お客様の参画と水に関わる人たちとの連携・協働
- 4 安定した事業経営
 - ・経営基盤の強化
 - ・執行体制の整備と人材の育成

3 水道事業

(1) 水道事業の沿革

熊本市の水道事業は、大正13年に八景水谷を水源地、立田山を配水池として、坪井や新屋敷など中心市街地に給水を開始したのが始まりである。その後、本市が周辺町村との合併などで拡大・発展する中、水需要も増加の一途をたどり、上水道事業はこれに対応するため、新たな水源の確保や水道管の布設などを行い、第1次から第5次までの拡張事業を推進してきた。熊本市水道事業の特徴は、水道水源を100%天然地下水で賄っている点にある。熊本の地下水は、雨水が地下に浸透して流れていく間に自然にろ過され、きれいになる。その水質は極めて良質で安定しており、日本屈指のおいしい水として広く知られている。水道の蛇口をひねれば、おいしい天然水が出る、そんな暮らしが熊本にはある。

一方、上水道事業が施設の拡張から維持管理の時代へと変化する中で、本市も平成9年度から第2次配水管整備事業として、老朽化した水道管を順次取り替えるとともに、平成13年度からは第3次施設整備事業として、水道管以外の老朽化した上水道施設も計画的に更新している。また、地震や台風などの災害にも強い水道を構築するために、主要な水源地や配水場の耐震化を行うとともに、緊急遮断弁を設置し緊急貯水量を確保するなど、防災対策強化にも取り組んでいる。

近年では、人口増加の鈍化や市民の節水意識の高揚などにより、水需要の伸びは見込めず、経営環境は厳しさを増している。このような中で、平成10年度から17年度まで経営改善計画を立案し、財政の健全化、事業の効率化、組織の活性化などに取り組んできたが、平成18年度には、健全な経営のもとで、将来にわたり安全で良質な水道水を安定的に供給していくために、熊本市上水道事業の経営の基本方針とこれを達成する手段を定める計画として、「熊本市水道事業経営基本計画」を策定した。さらに、平成23年度には、平成21年度の上下水道組織統合や平成24年度からの政令指定都市移行などを踏まえ、上下水道のこれまでの取り組みを整理再構築し、上下水道局が目指すべき方向性を明らかにするため、「熊本市上下水道事業経営基本計画」を策定した。

平成21年度からは、第2次配水管整備事業・第3次施設整備事業などの諸事業を引き継ぐとともに、「熊本市水道事業経営基本計画」を実現・具体化するために必要な上水道施設の整備実施計画として、「水道施設整備実施計画」を策定した。平成25年に国の新水道ビジョンの公表により、平成26年度に中間見直しを行い、全市民がいつでもおいしく水を飲めるような「安全な水道」、地震などの災害に強い「強靱な水道」、健全な運営体制を確保した「水道サービスの持続」を目指している。

また、平成20年度の富合町との合併に伴い2つの町営簡易水道を、平成21年度の城南町・植木町との合併に伴い1つの上水道事業及び8つの簡易水道事業を引き継いだ。平成21年度には、富合町の簡易水道を熊本市上水道事業に統合するとともに熊本市南部方面の整備を行うため、第6次拡張事業に着手した。平成23年度には、城南町・植木町の上水道事業及び簡易水道事業を統合し、1つの上水道事業（熊本市水道事業）とする変更認可（第1回変更）を取得し、施設の再編成や未普及地域の解消などに取り組んでいる。平成29年度には、「第7次総合計画」における人口ビジョンと整合を図った人口予測に基づく水需要予測結果を反映させた変更認可（第2回変更）を取得し、熊本地震で機能が分断され全市域断水となった教訓を生かし、災害に強い水運用体制の強化を図るため事業計画を見直した。

(2) 水道事業の概要

ア 水道施設整備実施計画及び第 6 次拡張事業（計画調整課）

これまでの拡張事業の概要

事業名	事業期間	基本計画		
		給水人口（人）	1 日最大 給水量（m ³ ）	1 人 1 日最大 給水量（ℓ）
第 1 次拡張事業	昭和 21 年 11 月～昭和 31 年 11 月	200,000	60,000	300
第 2 次拡張事業	昭和 33 年 1 月～昭和 40 年 3 月	350,000	103,000	294
第 3 次拡張事業	昭和 41 年 4 月～昭和 56 年 3 月	461,000	283,000	614
第 4 次拡張事業	昭和 55 年 4 月～平成 7 年 3 月	599,000	298,000	497
第 5 次拡張事業	平成 7 年 4 月～平成 21 年 3 月	681,000	270,000	396

水道施設整備実施計画

① 事業の目的

平成 2 4 年に策定した水道事業経営基本計画を実現・具体化するために必要な上水道施設の整備実施計画。

全市民がいつでもおいしく水を飲めるような「安全な水道」、地震などの災害に強い「強靱な水道」、健全な運営体制を確保した「水道サービスの持続」を目指す。

② 事業概要

- ・事業期間：平成 2 1 度～平成 3 3 年度（平成 2 6 年度中間見直し）
- ・総事業費：約 3 2 6 億円
 - 1) 水道の整備推進及び機能保全 / 老朽管の更新、老朽施設の更新など
 - 2) 災害に強い水道の確立 / 給水拠点の整備、管路及び施設の耐震化など
 - 3) 環境負荷低減策の推進 / 省エネ・高効率機器の導入
- ・整備の効果（平成 33 年度目標）

	平成 20 年度（基準年）	平成 33 年度（目標）
有 効 率	93.7%	96.9%
耐震適合性のある基幹管路の割合	66.4%	82.0%
災 害 対 策 用 貯 水 施 設	59,550 m ³	68,000 m ³ 以上

第 6 次拡張事業

① 事業の目的

合併町（富合町、城南町、植木町）の水道事業や簡易水道事業を熊本市水道事業に統合し、市全域での施設・管路の機能強化を図る。

② 事業概要

- ・事業期間：平成 2 2 年度～平成 4 0 年度（平成 2 9 年度第 2 回変更）
- ・総事業費：約 4 3 0 億円（当初 2 3 0 億円から変更）
- ・計画給水人口：7 1 9 , 0 0 0 人 ・計画 1 日最大給水量：2 7 5 , 0 0 0 m³/日
 - 1) バックアップ体制強化 / 市域における主要配水区間の水融通管・補給管整備及び二重化
 - 2) 取水能力強化 / 既存水源の有効利用及び新規水源開発による取水能力の強化
 - 3) 配水計画変更 / 既存施設の有効利用による効率的かつ経済的な計画の見直し

イ 漏水防止（水相談課）

第10次漏水防止実施計画

① 事業の目的

漏水調査を中心とした漏水防止対策により、経済的かつ効率的に、水の有効利用及び有効率の向上を目指す。

② 事業概要

※平成29年度の実績：調査距離2,380km

- ・計画期間：平成21年度～平成30年度
- ・主な取り組み内容：
 - 1) 音聴調査と調査機器を利用した複合的な漏水調査
 - 2) 漏水多発地区の集中した漏水調査
 - 3) 監視型漏水調査の実施及び検証
 - 4) 中ブロックと位置付けた地区の流量監視

	漏水件数	推定防止量
給水管 (公道)	201件	1,253m ³ /日
給水管 (メタ上流)	352件	968m ³ /日
合 計	553件	2,221m ³ /日

ウ 水道水のおいしさと安全性の向上（水運用課、給排水設備課、経営企画課）

熊本市第7次総合計画及び経営基本計画に基づき、水道水の品質管理の徹底、安全性やおいしさのPR、直結給水方式の利用推進などにより、水道水のおいしさと安全性の向上に努める。

※目標：水道水をそのまま飲む人の割合 50%（平成27年度）→ 60%（平成35年度）

・水道水の品質管理の徹底（水質検査計画と水質検査管理体制）

水道法に基づき毎年度策定する水質検査計画に従い水質検査を実施し、供給する水道水の安全確認と浄水処理の確認を行うとともに結果を公表する。さらに、水質検査結果は水運用にも反映させ水質維持向上を図る。また、平成23年9月に認定取得し、平成27年に認定更新した水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）体制の下、検査機器の計画的整備や精度管理・内部監査の実施など水質検査のさらなる信頼性確保に努める。

・安全性やおいしさのPR

ホームページ・上下水道局だより・出前講座・水の科学館・水のペットボトル（熊本水物語）等を活用し、地下水のしくみ・水道水の供給システム・水道水のおいしさをPRする。

・給水装置及び貯水槽水道の適正管理、直結給水方式の利用推進に関する啓発

給水装置診断・小規模貯水槽診断を実施し、給水装置や受水槽の適正管理及び実態把握に努めるとともに直結給水の普及啓発を行う。

エ 熊本市第7次総合計画に基づく検証指標（計画調整課、経営企画課）

指 標 名	基準値（H27）	実績値（H29）	目標値（H31）	目標値（H35）
水の有効率（％）	91.3	91.0	93.0	95.0
水道水をそのまま飲む人の割合（％）	50	41.9	55	60

(3) 主な事業統計

ア 給水普及状況（経営企画課）

区分 年度	行政区域内		給水区域内 人口（人）(A)	現在給水			普及率 （％） (B/A)
	人口（人）	世帯数		人口（人） (B)	世帯数	件数（件）	
25	738,371	313,082	736,082	695,171	296,302	322,449	94.3
26	739,015	315,993	737,556	696,539	299,228	326,217	94.4
27	739,991	316,466	738,561	698,967	298,825	329,074	94.6
28	737,812	317,707	736,403	701,336	302,197	332,573	95.2
29	738,407	321,329	738,407	704,557	306,314	335,976	95.4

イ 配水量（経営企画課）

区分 年度	総配水量（ m^3 ）	1日最大 配水量（ m^3 ）	1日最小 配水量（ m^3 ）	1日平均 配水量（ m^3 ）	1人1日 最大配水量（ ℓ ）	1人1日 平均配水量（ ℓ ）
25	80,541,922	246,121	183,923	220,663	354	317
26	79,340,968	232,249	184,110	217,373	341	312
27	80,435,315	270,459	187,129	219,769	387	314
28	82,269,843	280,014	41,654	225,397	399	321
29	80,787,343	237,792	188,022	221,335	336	314

ウ 有収水量と有収率（経営企画課）

区分 年度	総配水量（ m^3 ） (A)	総有収水量（ m^3 ） (B)	1日平均 有収水量（ m^3 ）	有収率（％） (B/A)	無収水量（ m^3 ） (C)	無収率（％） (C/A)
25	80,541,922	72,102,112	197,540	89.5	8,439,810	10.5
26	79,340,968	71,139,739	194,903	89.7	8,201,229	10.3
27	80,435,315	71,188,608	194,504	88.5	9,246,707	11.5
28	82,269,843	66,743,778	182,860	81.1	15,526,065	18.9
29	80,787,343	71,278,764	195,284	88.2	9,508,579	11.8

エ 有効水量と有効率（経営企画課）

区分 年度	総配水量 （ m^3 ） (A)	総有収水量 （ m^3 ） (B)	無収有効 水量（ m^3 ） (C)	総有効水量 （ m^3 ） (D=B+C)	1日平均 有効水量 （ m^3 ）	有効率 （％） (D/A)	無効水量 （ m^3 ） (E)	無効 率 （％） (E/A)
25	80,541,922	72,102,112	2,295,332	74,397,444	203,829	92.4	6,144,478	7.6
26	79,340,968	71,139,739	2,317,033	73,456,772	201,251	92.6	5,884,196	7.4
27	80,435,315	71,188,608	2,601,865	73,790,473	201,613	91.7	6,644,842	8.3
28	82,269,843	66,743,778	5,456,316	72,200,094	197,808	87.8	10,069,749	12.2
29	80,787,343	71,278,764	2,205,976	73,484,740	201,328	91.0	7,302,603	9.0

オ 水道管延長（計画調整課）

区分 年度	導水管延長（m）	送水管延長（m）	配水管延長（m）	導・送・配水管延長 （合計：m）
25	44,365	57,453	3,207,901	3,309,719
26	44,369	56,563	3,265,411	3,366,343
27	44,815	56,550	3,312,895	3,414,260
28	46,556	56,593	3,345,725	3,448,874
29	47,942	58,290	3,375,769	3,482,001

カ 口径別有収水量（経営企画課）

（単位：千m³）

年度	一 般 用								浴場 営業用	その他	合計
	13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm	150 mm			
25	39,079	14,883	4,599	4,763	3,963	2,998	1,300	377	11	129	72,102
26	38,499	14,795	4,489	4,725	3,937	2,968	1,220	372	10	124	71,140
27	38,577	14,885	4,379	4,741	3,955	2,975	1,191	368	10	108	71,189
28	35,662	14,242	4,219	4,664	3,716	2,781	1,036	268	12	144	66,744
29	37,977	15,574	4,400	4,840	3,949	2,912	1,092	280	11	244	71,279

キ 用途別有収水量（経営企画課）

（単位：千m³）

年度	生活用	官公署用	学校用	病院用	事務所用	営業用	工場用	その他	合計
25	57,719	1,279	2,082	2,648	1,223	6,510	608	33	72,102
26	57,001	1,237	1,993	2,694	1,194	6,403	578	41	71,140
27	57,099	1,219	1,992	2,704	1,198	6,376	565	36	71,189
28	53,105	1,028	2,050	2,591	1,174	6,195	561	40	66,744
29	57,269	1,037	2,071	2,590	1,186	6,555	527	44	71,279

ク 漏水防止対策（水相談課）

区分 年度	調査管路延長（km）	修理件数（件）	推定防止量（m ³ /日）
25	2,644	592	2,153
26	2,437	582	2,143
27	2,486	695	2,448
28	2,666	631	3,227
29	2,380	571	2,308

(4) 料金及び加入金 (料金課・給排水設備課)

ア 水道料金

区分 口径・用途		基本料金 (1ヶ月につき)	従量料金 (1 m ³ につき)				
			第一段	第二段	第三段階	第四段階	第五段階
一般用	13mm	972 円	1 m ³ 以上	11 m ³ 以上	21 m ³ 以上	31 m ³ 以上	41 m ³ 以上
	20mm	1,339.2 円	10 m ³ 以下	20 m ³ 以下	30 m ³ 以下	40 m ³ 以下	237.6 円
	25mm	1,825.2 円	16.2 円	145.8 円	172.8 円	199.8 円	
	40mm	4,158 円	1 m ³ 以上 50 m ³ 以下 237.6 円	51 m ³ 以上 100 m ³ 以下 259.2 円	101 m ³ 以上 500 m ³ 以下 280.8 円	501 m ³ 以上 313.2 円	
	50mm	9,018 円					
	75mm	16,038 円					
	100mm	27,648 円					
	150mm	59,400 円					
浴 場 営 業 用		150 m ³ 以下 5,616 円	151 m ³ 以上 1 m ³ につき 59.4 円				
一 時 用		1 m ³ につき 567 円					
私 設 消 火 栓		口径 50mm未満 演習 20 分以内 1 個 1 回につき 324 円					
		口径 50mm以上 演習 20 分以内 1 個 1 回につき 648 円					

※1 上記金額は消費税を含む。

※2 浴場営業用とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものをいう。

※3 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額とし、1 円未満の端数は切り捨てる。

イ 共同住宅の料金

「共同住宅」とは、受水槽を設けて給水を受ける集合住宅で、世帯単位で独立して生計を営み専ら住居として使用するものいう。（事務所、店舗、寄宿舎、寮等の併用住宅を除く）

共同住宅で、各戸に局で定めたメーターが取り付けられている場合は、各戸毎のメーター口径に応じた「一般用」の料金を適用する。

共同住宅で、各戸にメーターが取り付けられていない場合は、各戸均等使用とみなし上表の「一般用口径 20 mm」の料金を適用する。

ウ 加入金

メーター口径 (mm)	基準額 (税込)
13	64,800 円
20	129,600 円
25	194,400 円
40	648,000 円
50	1,296,000 円
75	3,240,000 円
100	6,480,000 円
150	12,960,000 円

エ 料金収納状況

(平成 30.3.31 現在/税込)

区分 年度	調定額 (A)		収納額 (B)		収納率 (B/A)	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (%)	金額 (%)
25	3,397,726	12,498,964,046	3,392,189	12,486,181,649	99.84	99.90
26	3,440,335	12,627,664,328	3,434,869	12,617,011,497	99.84	99.92
27	3,480,706	12,690,155,564	3,473,210	12,675,209,009	99.78	99.88
28	3,401,960	11,818,092,178	2,892,100	10,055,727,234	85.01	85.09
29	3,561,819	12,749,407,255	3,045,254	10,982,641,465	85.50	86.14

※収納額は、平成29年3月31日現在であり、平成29年東地区2月検針調定分は3月と4月、西地区3月検針調定分は4月と5月が納入期となり、納入期限が未到来のため、収納率が低くなっている。

(5) 経営状況 (経営企画課)

ア 収益的収支・資本的収支の推移

(単位：千円/税込)

年 度 事 項	25	26	27	28	29
(収益的収支)					
収益的収入	13,420,099	14,166,584	14,195,307	14,102,848	14,361,765
収益的支出	11,122,440	12,734,824	10,595,839	12,270,667	11,334,668
収益的収支	2,297,659	1,431,760	3,599,468	1,832,181	3,027,097
(資本的収支)					
資本的収入	5,584,937	2,434,927	2,717,707	2,524,565	2,296,099
資本的支出	12,416,466	8,376,570	9,289,766	7,781,068	8,317,597
資本的収支	△6,831,529	△5,941,643	△6,572,059	△5,256,503	△6,021,498

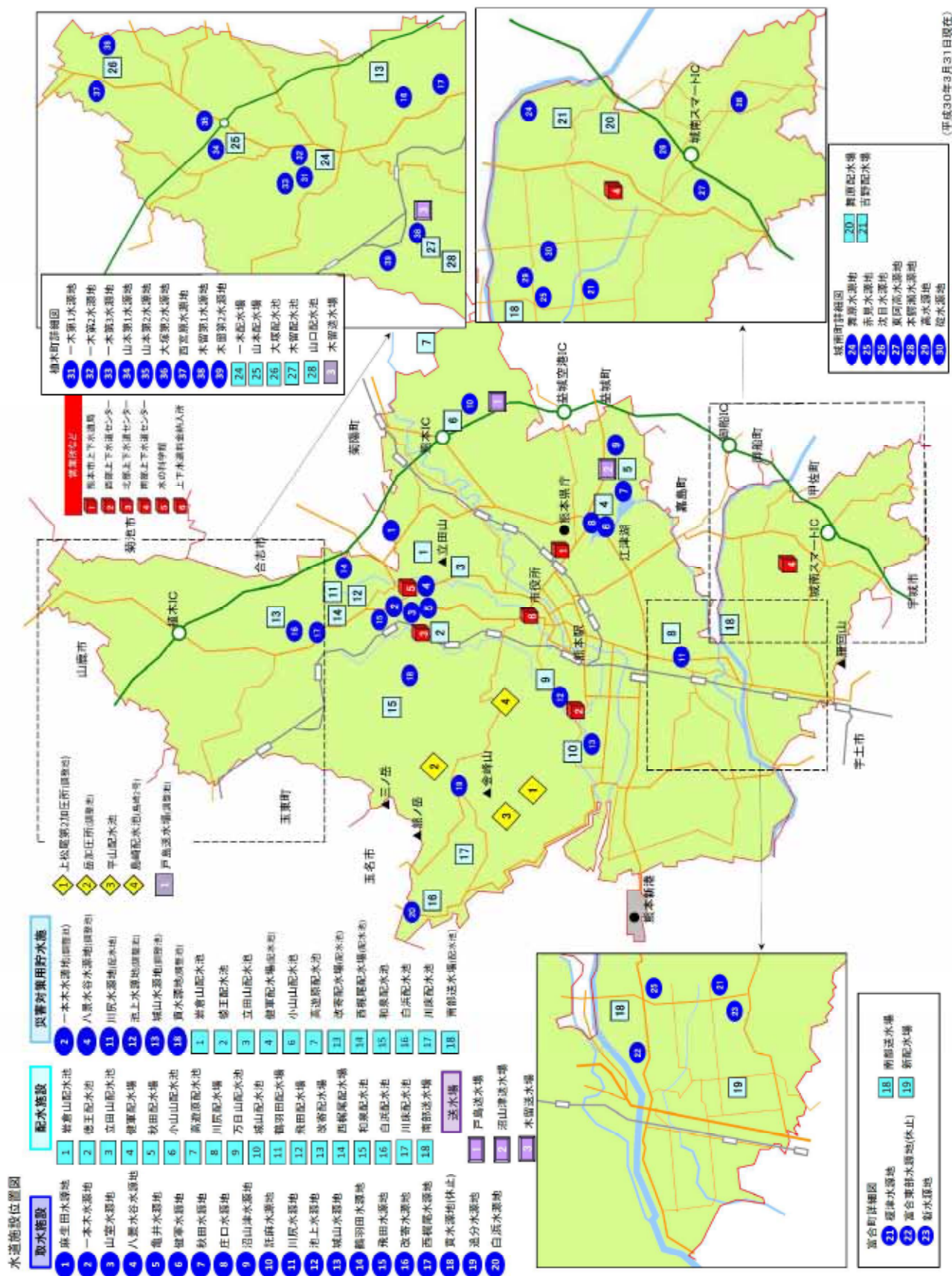
※資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

イ 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

年 度 事 項	25	26	27	28	29
資産の部	117,317,985	118,972,914	122,705,329	123,740,726	125,953,899
負債・資本合	117,317,985	118,972,914	122,705,329	123,740,726	125,953,899
負債の部	3,873,399	59,275,658	59,934,377	59,506,191	59,112,849
資本の部	113,444,586	59,697,256	62,770,952	64,234,535	66,841,050
企業債残高	33,827,236	33,656,480	33,896,497	34,023,092	33,733,105

(6) 施設等
ア 水道施設概略図



イ 水運用センター（水運用課）

所在地 中央区水前寺6丁目2番45号（局舎3階）

竣工 昭和58年7月、平成13年10月、平成27年4月更新

目的 健軍水源地をはじめとする市内全域の上水道施設（取水、送水、配水等）を、コンピュータや遠隔監視制御装置により水運用センターで一元管理し、水の安定供給と上水道施設の経済的運用を図る。

設備概要 ① 情報処理設備

監視制御系サーバ（デュアル）	1式		
アプリケーションサーバ	1台		
メンテナンスワークステーション	1台		
データメンテ操作PC	1台	ネットワーク機器	1式
操作端末装置	3台	GW装置（広域イーサネット網）	1式
情報表示用PC	1台	GW装置（携帯網）	1式
ウイルスチェックPC	1台	液晶大型表示装置	1式
プリンタ	2台	表示端末装置	2台

② 遠隔監視制御設備

広域ネットワーク網系	39箇所
携帯網系	43箇所

③ 地震計

1式

④ 業務用無線設備

1式

⑤ 簡易テレメータ装置

13箇所

ウ 水質管理室（水運用課）

所在地 中央区水前寺6丁目2番45号（局舎2階）

竣工 平成26年2月

目的 給水栓水、浄水、原水等の水質検査を行い、水道水が水道法に基づく水質基準に適合していることを確認し、安全な水の供給を図る。

主な水質検査機器	全有機炭素計	1台
	液体クロマトグラフ	2台
	イオンクロマトグラフ	4台
	ガスクロマトグラフ質量分析装置	3台
	誘導結合プラズマ質量分析装置	1台
	水銀分析装置	1台
	濁度色度計	1台
	分光光度計	2台
	顕微鏡	3台
	リアルタイムPCR装置	1台

年度別

水質検査検体数 （水運用課）

年度	25	26	27	28	29
区分					
原水	326	312	293	277	272
浄水	92	161	142	138	134
給水栓水	576	495	418	387	408
自主検査（他部署からの依頼含む）	400	339	184	3,179	646
お客様からの依頼	128	88	107	64	18
洗管水	525	501	469	416	456
工業用水	12	12	12	12	12
合計	2,059	1,908	1,625	4,473	1,946

4 下水道事業

(1) 下水道事業の沿革（計画調整課）

下水道事業は、昭和23年（1948年）に戦災復興事業の一環として着手して以来69年にわたり、生活環境の向上や都市型水害の防止に取り組んでいる。当初は浸水排除を主眼とした整備であったが、昭和42年に公害対策基本法が制定され、また昭和45年には水質汚濁防止法が制定されるに至り、熊本市においても、都市の発展拡大の途上で、同様に「公共用水域の水質保全」の必要性が増大し、昭和51年には、それまでの合流式下水道から分流式下水道へ整備方針を大きく転換するなど、市民の生活環境（特に水環境）を守ることに力を注いできた。

熊本市の下水道は、市域の拡大にあわせ、中部浄化センター、東部浄化センター、南部浄化センター、西部浄化センター、城南町浄化センターと順次整備を進め、各処理区で排出される汚水を分担して処理している。また、北部処理区及び植木処理区で排出される汚水は熊本県が管理する熊本北部浄化センター（熊本北部流域下水道）で、富合処理区の汚水は宇土市が管理する宇土終末処理場で各々処理されている。

(2) 下水道事業の概要（計画調整課）

下水道は、健康で快適な生活を営むための生活環境施設として位置付けられるとともに、近年大きな社会問題となっている公共用水域の汚染を防止し、自然環境並びに水質保全を図るための極めて公共性の高い施設であり、本市においても最重要施策のひとつとして整備促進に努めている。

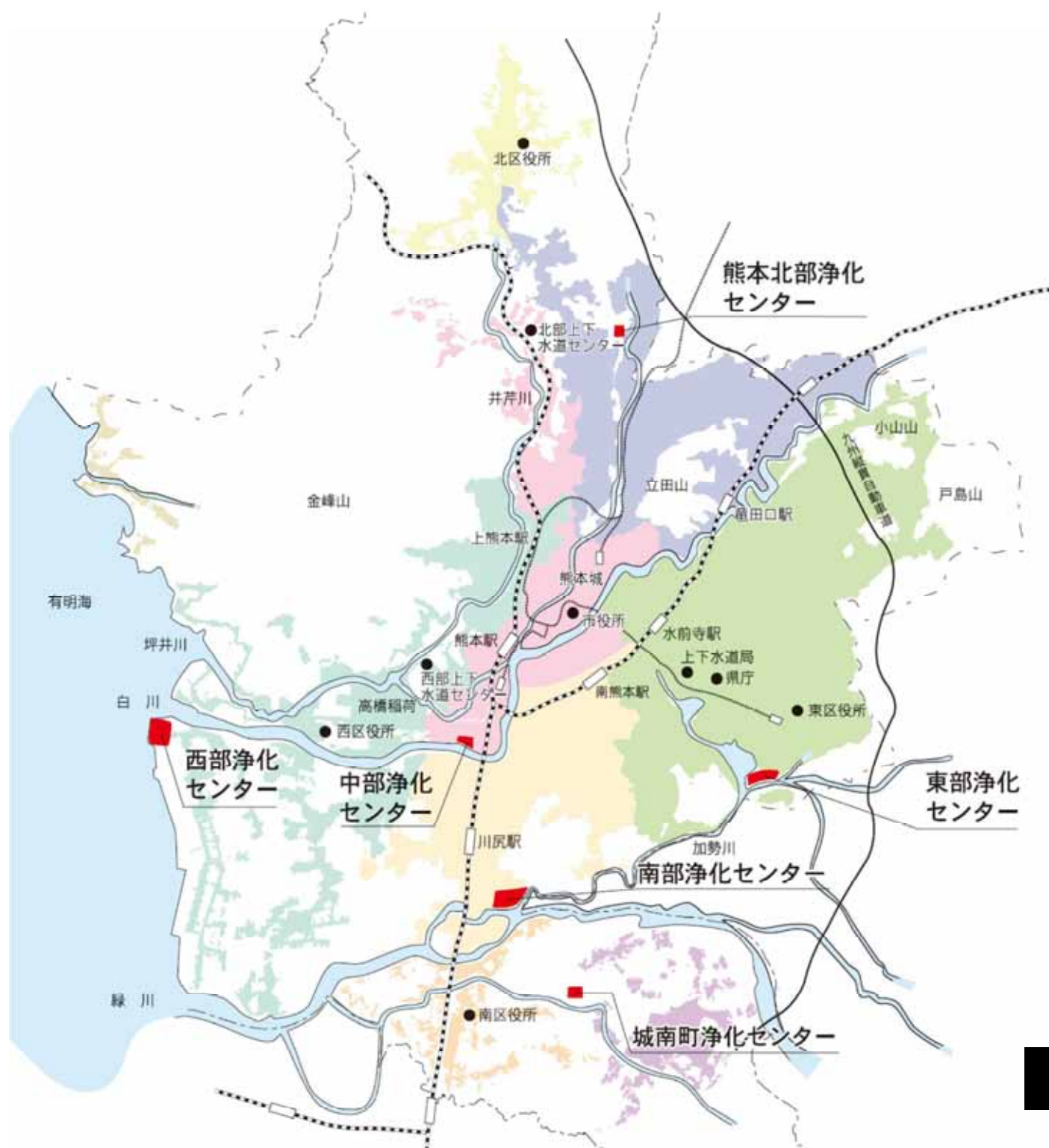
本市における公共下水道は、平成22年3月に合併した旧城南町、旧植木町を含め、市域面積39,032haのうち市街化区域を中心に周辺集落を含めた計画区域13,724haを中部、東部、南部、西部、北部、河内、富合、城南及び植木の9処理区に分割し、当面の目標となる予定処理区域13,026haについて整備を進めている。

計画区域のうち、中部、東部、南部、西部、北部、富合、城南及び植木についてはすでに処理開始しており、平成29年度末における下水道普及率は89.5%である。

環境への取り組みとしては全国的に注目されている下水道資源としての処理水の有効利用を推進するため、各浄化センターで再利用するほか、熊本市電緑のじゅうたん事業の水やりにも供給している。また、下水処理により発生する汚泥を有効利用するため、セメント化や肥料（コンポスト）化に加え、南部浄化センターでは平成25年4月より汚泥固形燃料化施設の運転を開始し、有効活用率100%を達成している。

今後は老朽化する下水道施設の改築更新、下水道管きよの耐震化を図るとともに熊本市の水循環の一翼を担い、21世紀の住み良い環境づくりを推進していく。

ア 公共下水道の全体計画区域（計画調整課）



H30.3.31時点

行政区域人口	処 理 人 口	普 及 率 (%)
732,217人	655,441人	89.5

イ 下水道事業計画（計画調整課）

事業認可年月日 昭和23年12月15日
 着工年月日 昭和23年4月1日
 完工年月日 平成41年3月31日
 排除方式 合流式、分流式

（平成30年3月31日現在）

区 分		基本計画（A）	実施済（B）	進捗率（B/A）
総 事 業	処理面積(ha)	13,724	11,640	84.8
	処理人口（人）	666,300	655,441	98.4
	汚水ポンプ場（箇所）	33	32	97.0
	雨水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	終末処理場（箇所）	6	5	83.3
	事業費（千円）	544,492,665	483,258,733	87.0
	国庫補助（千円）	199,476,905	162,691,580	80.2
	県補助（千円）	-	-	-
	市費その他（千円）	47,725,430	46,739,326	92.9
	市債（千円）	297,290,331	273,827,827	90.6
中 部 処 理 区	処理面積(ha)	1,548	1,462	94.4
	処理人口（人）	85,000	89,109	104.8
	汚水ポンプ場（箇所）	4	4	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	2	2	100.0
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	2	2	100.0
東 部 処 理 区	処理面積(ha)	4,352	4,099	94.2
	処理人口（人）	263,200	275,683	104.7
	汚水ポンプ場（箇所）	13	13	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
南 部 処 理 区	処理面積(ha)	1,844	1,601	86.8
	処理人口（人）	90,900	95,025	104.5
	汚水ポンプ場（箇所）	5	5	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
西 部 処 理 区	処理面積(ha)	2,128	1,418	66.6
	処理人口（人）	74,800	60,109	80.4
	汚水ポンプ場（箇所）	4	3	75.0
	雨水ポンプ場（箇所）	2	2	100.0
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
北 部 処 理 区 （北部流域関連）	処理面積(ha)	2,355	2,309	98.0
	処理人口（人）	113,200	113,965	100.7
	汚水ポンプ場（箇所）	5	5	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-

区 分		基本計画（Ａ）	実施済（Ｂ）	進捗率（Ｂ／Ａ）
河 内 処 理 区	処理面積(ha)	81	0	0.0
	処理人口（人）	4,200	0	0.0
	汚水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
富 合 処 理 区 (宇土市終末処理場へ)	処理面積(ha)	410	181	44.1
	処理人口（人）	6,400	4,232	66.1
	汚水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
杉 島 処 理 分 区 (H26年度より 南部処理区へ編入)	処理面積(ha)	-	-	-
	処理人口（人）	-	-	-
	汚水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
植 木 処 理 区 (北部流域関連)	処理面積(ha)	450	174	38.7
	処理人口（人）	14,200	6,410	45.1
	汚水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
城 南 処 理 区	処理面積(ha)	556	396	71.2
	処理人口（人）	14,400	10,908	75.8
	汚水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-

ウ 下水道の維持管理（管路維持課、水再生課）

上下水道局では、下水道管にゴミや土砂がたまると、汚水の流れの妨げや管が傷む原因となるため、常時下水道管の点検・清掃・修理を行っている。また、ポンプ場も汚水や雨水を流すために重要な施設であるため、故障やトラブルが起きないように定期的に巡回・整備している。さらに、浄化センターにおいても、施設の機能が十分に発揮できるよう常に点検を行い、自動制御で集中的に管理している。この他、下水道施設の老朽化が進んでいることから、ストックマネジメント計画を策定し、改築更新を計画的に行っている。

清掃実績(H29)

管きよ清掃延長	41,536.3m
管きよ浚渫土量	363.2m ³

浄化センターへの流入水・放流水の平均的水質(H28)

	BOD	SS
流 入 水	162	156
放 流 水	2.5	2.8

単位：mg/L

エ 下水道資源の有効活用（計画調整課・水再生課）

環境保全に配慮した取り組みとして、下水処理水や処理の過程で発生する汚泥・消化ガスなどの下水道資源の有効活用に努めている。

下水汚泥については、これまでセメント化・コンポスト化することで一部の汚泥を有効利用していたが、平成２５年度からは汚泥焼却施設に代わって汚泥固形燃料化施設が稼働し、汚泥の有効利用率１００％を達成した。また、平成２５年度には処理の過程で発生する消化ガスを利用した発電設備の運用を中部浄化センターにて開始している。さらに、平成２８年度からは、東部浄化センターでも消化ガス発電設備が稼働している。

オ 熊本市第７次総合計画に基づく成果指標（計画調整課）

指 標 名	基準値（H27）	実績値（H29）	目標値（H31）	目標値（H35）
下水道管きよの整備延長（km）	2,512	2,555	2,604	2,694
耐震化済み下水道管きよ延長（km）	880	929	979	1,077

（３）主な事業統計

ア 人口普及率・水洗化率（計画調整課）

区 分 年 度	行政区域内 人口（人）（A）	処理区域内 人口（人）（B）	人口普及率（％） （B/A）	水洗便所設置済 人口（人）（C）	水洗化率（％） （C/B）
25	732,877	643,344	87.8	622,006	96.7
26	733,516	645,030	87.9	625,654	96.9
27	733,638	650,323	88.6	631,270	96.9
28	731,754	651,795	89.1	633,235	97.1
29	732,217	655,441	89.5	637,190	97.2

イ 整備状況（計画調整課）

区 分 年 度	年度毎			累計		
	整備面積（ha）	処理面積（ha）	管きよ延長（m）	整備面積（ha）	処理面積（ha）	管きよ延長（m）
25	175	175	43,857	11,287	11,281	2,511,573
26	104	93	32,935	11,391	11,374	2,544,508
27	75	82	21,651	11,466	11,456	2,566,159
28	99	104	24,990	11,565	11,558	2,591,149
29	87	82	26,884	11,652	11,640	2,618,033

ウ 有収水量・年間総汚水処理水量（経営企画課、計画調整課、水再生課）

区 分 年 度	有収水量（m ³ ）（A）	汚水処理水量（m ³ ）（B）	北部流域下水道及び宇土市 終末処理場への流入量（m ³ ）（C）	有収率（％） （A/（B+C））
25	70,915,399	73,671,745	11,865,166	82.9
26	70,035,829	71,662,905	11,818,564	83.9
27	70,800,143	71,596,161	12,019,723	84.7
28	68,058,351	74,653,352	12,074,794	78.4
29	72,626,117	74,570,151	12,094,600	83.8

(4) 下水道使用料（料金課・給排水設備課）

ア 下水道使用料

平成25年12月25日公布

平成26年4月1日施行

汚水の種類	使用料	
一般汚水	基本使用料	874.28 円
	従量使用料 (1 m ³ につき)	1 m ³ 以上 10 m ³ 以下 14.39 円
		11 m ³ 以上 20 m ³ 以下 128.57 円
		21 m ³ 以上 50 m ³ 以下 169.71 円
		51 m ³ 以上 200 m ³ 以下 205.71 円
		201 m ³ 以上 500 m ³ 以下 246.85 円
		501 m ³ 以上 2,000 m ³ 以下 287.99 円
		2,001 m ³ 以上 334.28 円
公衆浴場汚水	1 m ³ につき	12.34 円

※1 上記金額は消費税を含む。

※2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものから排除された汚水をいう。

※3 使用料は、上記使用料金表の基本使用料と従量使用料との合計額とし、1円未満の端数は切り捨てる。

イ 下水道使用料収納状況

(平成30年3月31日現在:税込)

区分 年度	調定額 (A)		収納額 (B)		収納率 (B/A)	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (%)	金額 (%)
25	3,081,136	11,119,844,912	3,073,486	11,083,639,145	99.75	99.67
26	3,105,053	11,243,180,684	3,097,545	11,224,314,825	99.76	99.83
27	3,148,034	11,378,622,459	3,138,767	11,356,362,765	99.71	99.80
28	3,082,863	10,684,199,941	2,627,299	9,115,614,040	85.22	85.32
29	3,227,648	11,441,564,915	2,763,652	9,867,477,176	85.62	86.24

※収納額は、平成30年3月31日現在であり、平成30年東地区2月検針調定分は3月と4月、西地区3月検針調定分は4月と5月が納入期となり、納入期限が未到来のため、収納率が低くなっている。

(5) 融資あっ旋・助成制度等

ア 水洗便所普及状況及び融資あっ旋・利子補給制度（給排水設備課）

種別 年度	処理可能人口（人）	水洗便所人口（人）	水洗化率（％）
25	643,344	622,006	96.7
26	645,030	625,654	96.9
27	650,323	631,272	97.0
28	651,795	633,235	97.1
29	655,441	637,190	97.2

水洗便所改造資金融資あっ旋・利子補給制度

＜利用できる人の資格＞

熊本市の処理区域内に住所を有し、改造工事をしようとする家屋に現に居住している人で次のいずれにも該当する人

- ・ 処理区域内の家屋の所有者又は所有者の承諾を受けた所有者と生計を一にする人
- ・ 融資を受けた改造資金の償還能力を有する人
- ・ 市税及び受益者負担金を滞納していない人
- ・ 取扱金融機関の融資条件に適合する人

＜融資あっ旋の額＞

くみ取り式便所の改造工事 330,000円以内／1箇所
し尿浄化槽切替工事 330,000円以内／1基

＜償還の期間及び方法＞

償還期間は、36箇月以内

支払方法は、元利均等方式又はボーナス併用方式による

口座振替

＜利子補給＞

金融機関への償還が完済したら、請求に基づき金融機関に支払った利子の全額を補給

※平成20年度末をもって、貸付金制度は廃止し、上記融資あっ旋に移行した。

イ 共同排水設備助成金（計画調整課）

公共下水道処理区域内で管きよが布設されない私道に共同で排水設備を設置する場合、その設備費用の3分の2以内を助成するもの。

種別 年度	申請件数 (件)	助成金額（円）
25	2	2,487,100
26	0	0
27	1	730,600
28	2	246,600
29	2	2,047,700

＜条件＞

- ・ 私道に所有者が異なる家屋が2つ以上接していること。
- ・ 共同排水設備工事完了後、速やかに水洗便所に改造すること。
- ・ 土地所有者が共同排水設備の設置に同意していること。
- ・ 市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。
- ・ 布設された管きよの維持管理は申請者の負担で行なうこと。

(6) 経営状況（経営企画課）

ア 収益的収支・資本的収支の推移

（単位：千円/税込）

年 度 事 項	25	26	27	28	29
（収益的収支）					
収益的収入	16,564,763	21,666,749	21,449,574	20,713,136	21,723,771
収益的支出	15,152,273	21,132,484	18,906,901	19,608,258	19,407,873
収益的収支	1,412,490	534,265	2,542,673	1,104,878	2,315,898
（資本的収支）					
資本的収入	18,580,370	13,832,656	11,273,848	9,490,728	12,436,715
資本的支出	25,893,502	20,453,897	18,051,246	16,707,219	18,935,207
資本的収支	△7,313,132	△6,621,241	△6,777,398	△7,216,491	△6,498,492

※資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

イ 貸借対照表の要旨

（単位：千円）

年 度 事 項	25	26	27	28	29
資産の部	336,168,503	289,871,694	289,035,237	284,259,337	286,088,610
負債・資本合計	336,168,503	289,871,694	289,035,237	284,259,337	286,088,610
負債の部	19,332,330	267,954,937	264,226,246	258,522,014	257,642,340
資本の部	316,836,173	21,916,757	24,808,991	25,737,323	28,446,270
企業債残高	148,865,185	147,155,836	144,075,346	138,927,704	136,155,484

(7) 施設等

ア 浄化センター（計画調整課）

中部浄化センター

処理能力 計画：63,300m³/日 現有：64,800m³/日
 処理方式 標準活性汚泥法
 稼動年月 昭和43年1月
 所在地 西区蓮台寺5丁目7番2号

東部浄化センター

処理能力 計画：142,800m³/日 現有：138,300m³/日
 処理方式 標準活性汚泥法
 稼動年月 昭和47年12月
 所在地 東区秋津町秋田536番地

南部浄化センター

処理能力 計画：51,400m³/日 現有：52,600m³/日
 処理方式 標準活性汚泥法
 稼動年月 昭和62年4月
 所在地 南区元三町4丁目1番1号

西部浄化センター

処理能力 計画：34,100m³/日 現有：23,600m³/日
 処理方式 標準活性汚泥法
 稼動年月 平成14年3月
 所在地 西区沖新町4944-3

城南町浄化センター

処理能力 計画：6,400m³/日 現有：4,700m³/日
 処理方式 オキシデーションディッチ法
 稼動年月 平成10年12月
 所在地 南区城南町島田438

河内浄化センター（計画中）

処理能力 計画：2,100m³/日 現有：－
 処理方式 オキシデーションディッチ法
 稼動年月 －
 所在地 －

イ 雨水幹線（河川課）

雨 水 幹 線 名	旧都市 下水路名	延長 (m)	集水面積 (ha)	備 考
坪井川雨水3号幹線	高 橋	779	159	昭和33～35年度 事業完了
坪井川雨水6号幹線	旧井芹川	918	41	昭和35～37年度 //
坪井川雨水5号幹線枝線	春 日	1,317	63	昭和34～37年度 //
健軍川雨水2号幹線	帯 山	1,474	76	昭和39～41年度 //
加勢川雨水5号及び5-1号	出 水	1,370	41	昭和42～46年度 //
井芹川雨水8号幹線枝線	段 山	467	38	昭和45～48年度 //
白 川 雨 水 8 号 幹 線	新 南 部	668	43	昭和46～48年度 //
井 芹 川 雨 水 1 0 号 幹 線	山 ノ 下	1,058	57	昭和48～56年度 //
加 勢 川 雨 水 3 号 幹 線	湖 東	983	77	昭和47～56年度 //
加 勢 川 雨 水 6 号 幹 線	秋 津	3,868	313	昭和38～41年度 昭和50～56年度 //
白川雨水14号及び15号幹	竜 田	1,987	95	昭和55～平成5年度 //
健 軍 川 雨 水 7 号 幹 線	月 出	1,992	81	昭和55～平成4年度 //
井 芹 川 雨 水 1 3 号 幹 線	上 熊 本	685	110	昭和57～平成元年度 //

5 工業用水道事業

本事業は、工業用水道事業法に基づき、工業用水の豊富低廉な供給を図り、もって工業の健全な発達に寄与することを目的としている。事業に必要な費用は使用者からの料金収入によって賄われるべきであるが、工業団地の分譲が完了していない現状としては全てを賄うことができないため、収益的収支の差額を一般会計から繰り入れている。今後、城南工業団地を所有する熊本県及び熊本市の関係部署と連携をしながら、早期の企業立地を目指し、当該事業会計の経営健全化を図る。

ア 収益的収支・資本的収支の推移

(単位：千円/税込)

年 度 事 項	25	26	27	28	29
(収益的収支)					
収益的収入	7,023	10,451	5,432	9,712	6,448
収益的支出	6,975	10,121	5,010	9,668	5,055
収益的収支	48	330	422	44	1,393
(資本的収支)					
資本的収入	0	0	0	900	22
資本的支出	270	3,257	9	562	130
資本的収支	△270	△3,257	△9	338	△108

※資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

イ 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

年 度 事 項	25	26	27	28	29
資産の部	77,477	73,801	70,920	70,354	69,715
負債・資本合計	77,477	73,801	70,920	70,354	69,715
負債の部	1,088	53,720	49,977	49,409	47,384
資本の部	76,389	20,081	20,943	20,945	22,331

ウ 業務指標

年 度 事 項	25	26	27	28	29
給水事業所数	9	9	11	12	12
配水量 (m ³)	31,682	37,709	36,179	40,850	42,563
有収水量 (m ³)	41,835	51,395	52,754	58,204	61,980

病 院

1	市 民 病 院	437
2	附 属 診 療 所	440
3	植 木 病 院	441
4	新熊本市民病院建設	442

1 市 民 病 院

熊本市立熊本市市民病院は、昭和21年に民生病院として開設され、現在の南館を昭和54年、北館を昭和59年、研究管理棟を平成13年に建設、平成28年4月1日時点で診療科34科病床数556床（一般病床544床、感染症12床）を有し、一般医療のほか高度・特殊医療を担う総合病院として地域医療を展開していた。特に新生児医療については、新生児医療センター42床（NICU18床を含む）を設け、平成16年3月には全県下を網羅する総合周産期母子医療センターとして県から指定を受けた。また、平成15年8月にWHOとユニセフから「赤ちゃんにやさしい病院」の認定、平成17年1月には県から地域がん診療拠点病院（平成20年2月から地域がん診療連携拠点病院）の指定、平成24年10月には県から地域医療支援病院の認定を受けた。

※平成28年熊本地震の被災により、現在は認定、指定の取り消しや一部診療科の休診を行っている。

（1）概要（平30.4.1現在）

所 在 地	東区湖東1丁目1番60号
開設年月日	昭和21年2月1日
敷地面積	14,055.13㎡
建物面積	延34,912.79㎡
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上8階建（一部7階建）
病 床 数	24床〔一般10床、NICU9床、GCU5床〕
主 な 設 備	脳波計、UCG（心臓超音波診断装置）、CCU、光凝固装置、多用途超音波診断装置、血液ガス分析装置、分娩監視装置、オートアナライザー、自動血球計数器、全身用CTスキャナー、血管造影装置、リニアック（超高压X線照射装置）、コンピューテッド・ラジオグラフィ、デジタルガンマカメラシステム、生化学自動分析装置システム、核磁気共鳴イメージング装置、
診 療 科 目	内科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、消化器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科口腔外科、代謝内科、感染症内科、血液・腫瘍内科、腎臓内科、新生児内科、乳腺・内分泌外科、小児心臓外科、小児循環器内科、病理診断科、リハビリテーション科
職 員 数	429人（医師35人 看護師303人 医療技師55人 事務その他36人）※特別職を含む

（2）経営状況（※附属診療所、植木病院を含む）

（単位 千円）

	25	26	27	28	29
収 入	13,912,022	14,972,693	14,413,091	6,393,285	7,042,835
支 出	13,921,367	20,554,698	14,720,155	10,214,777	10,973,457
損 益	△9,345	△5,582,005	△307,064	△3,821,492	△3,930,622
利益剰余金	△1,795,518	△7,004,220	△7,311,283	△11,132,775	△15,063,397

(3) 使用料 (平30.4.1現在)

特 別 室A (22室) 1人1日 市内患者4,320円 市外患者6,480円
 個 室B (25室) 1人1日 市内患者2,160円 市外患者3,240円
 ” C (18室) 1人1日 市内患者1,080円 市外患者1,620円
 (※助産の場合、いずれも非課税)

※平成28年度以降は熊本地震被災により、個室病室については閉鎖している。

(4) 科目別診療状況

科目	年度 患者数	25	26	27	28	29
内 科	入 院	41,399	40,206	40,005	1,869	194
	一日平均入院	113.4	110.3	109.3	5.1	0.5
	外 来	63,147	48,246	47,284	25,463	2,362
	一日平均外来	258.8	197.6	194.6	104.4	96.3
	計	104,546	88,452	87,289	27,332	23,796
精 神 科	入 院	0	0	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外 来	8,729	7,322	9	0	0
	一日平均外来	35.8	30.0	0	0	0
	計	87,29	7,322	9	0	0
小 児 科	入 院	19,257	20,686	20,843	2,061	5,629
	一日平均入院	52.8	56.7	56.9	5.6	15.4
	外 来	15,019	12,057	13,048	10,855	11,272
	一日平均外来	61.6	49.4	53.7	44.5	46.0
	計	34,276	32,743	33,891	12,916	16,901
外 科	入 院	18,072	15,202	10,272	314	9
	一日平均入院	49.5	41.6	28.1	0.9	0
	外 来	22,237	21,364	14,071	5,232	2,040
	一日平均外来	91.1	87.6	57.9	21.4	8.3
	計	40,309	36,566	24,343	5,546	2,049
整 形 外 科	入 院	16,437	15,076	18,328	555	12
	一日平均入院	45.0	41.3	50.1	1.5	0
	外 来	13,645	13,624	12,827	4,622	4,021
	一日平均外来	55.9	55.8	52.8	18.9	16.4
	計	30,082	28,700	31,155	5,177	4,033
皮 膚 科	入 院	2,586	3,132	2,667	87	54
	一日平均入院	7.1	8.6	7.3	0.2	0.1
	外 来	15,797	14,858	13,920	6,871	5,230
	一日平均外来	64.7	60.9	57.3	28.2	21.3
	計	18,383	17,990	16,587	6,958	5,284
泌 尿 器 科	入 院	6,453	6,031	5,359	305	43
	一日平均入院	17.7	16.5	14.6	0.8	0.1
	外 来	9,347	9,092	8,926	5,449	5,045
	一日平均外来	38.3	37.3	36.7	22.3	20.6
	計	15,800	15,123	14,285	5,754	5,088
眼 科	入 院	2,288	2,004	1,946	120	130
	一日平均入院	6.3	5.5	5.3	0.3	0.4
	外 来	13,518	13,189	12,825	9,092	6,891
	一日平均外来	55.4	54.1	52.8	37.3	28.1
	計	15,806	15,193	14,771	9,212	7,021
耳 鼻 咽 喉 科	入 院	5,452	4,456	3,978	203	346
	一日平均入院	14.9	12.2	10.9	0.6	0.9
	外 来	7,504	6,752	6,156	2,529	2,521
	一日平均外来	30.8	27.7	25.3	10.4	10.3
	計	12,956	11,208	10,134	2,732	2,867
産 婦 人 科	入 院	11,948	12,534	11,742	547	0
	一日平均入院	32.7	34.3	32.1	1.5	0
	外 来	16,381	16,455	18,352	833	406
	一日平均外来	67.1	67.4	75.5	3.4	1.7
	計	28,329	28,989	30,094	1,380	406

科目	患者数	年度				
		25	26	27	28	29
歯 科	入 院	617	715	747	82	200
	一日平均入院	1.7	2.0	2.0	0.2	0.5
	外 来	9,782	10,135	9,982	4,977	4,881
	一日平均外来	40.1	41.5	41.1	20.4	19.9
	計	10,399	10,850	10,729	5,059	5,081
放 射 線 科	入 院	0	0	1	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外 来	3,825	2,311	1,714	660	325
	一日平均外来	15.7	9.5	7.1	2.7	1.3
	計	3,825	2,311	1,715	660	325
麻 酔 科	入 院	119	267	393	16	0
	一日平均入院	0.3	0.7	1.1	0	0
	外 来	2,753	2,649	2,714	865	0
	一日平均外来	11.3	10.9	11.2	3.5	0
	計	2,872	2,916	3,107	881	0
脳神経外科	入 院	3,336	4,251	3,940	143	0
	一日平均入院	9.1	11.6	10.8	0.4	0
	外 来	2,807	2,527	2,451	859	540
	一日平均外来	11.5	10.4	10.1	3.5	2.2
	計	6,143	6,778	6,391	1,002	540
小 児 心 臓 外 科	入 院	1,505	1,524	1,284	46	0
	一日平均入院	4.1	4.2	3.5	0.1	0
	外 来	347	189	262	126	37
	一日平均外来	1.4	0.8	1.1	0.5	0.2
	計	1,852	1,713	1,546	172	37
心 臓 血 管 外 科	入 院	1,181	1,111	1,247	59	0
	一日平均入院	3.2	3.0	3.4	0.2	0
	外 来	420	417	366	96	4
	一日平均外来	1.7	1.7	1.5	0.4	0
	計	1,601	1,528	1,613	155	4
合 計	入 院	131,247	127,235	122,752	6,407	6,617
	一日平均入院	359.6	348.6	335.4	17.6	18.1
	外 来	208,034	181,147	164,907	78,529	66,815
	一日平均外来	852.6	742.4	678.6	321.8	272.7
	計	339,281	308,382	287,659	84,936	73,432

(5) 感染症患者収容状況

赤 痢	平成14年以降なし
腸 チ フ ス	平成17年以降なし
日 本 脳 炎	平成9年以降なし
コ レ ラ	平成10年以降なし
パ ラ チ フ ス	平成17年以降なし

(注) 日本脳炎については、軽症を除く

（６）新生児医療

本院は熊本県における新生児医療の中核となっており、総合周産期母子医療センターにおける新生児部門では24時間体制で、ほぼ全県域から収容される新生児未熟児の治療にあたっていたが、熊本地震の影響により現在は、受け入れ等縮小している。

実 績

(単位 人)

年 度 項 目	25	26	27	28	29
出生体重 1,500g 未満	59	56	53	3	0
出生体重 1,500g 以上 2,500g 未満	93	123	132	11	0
出生体重 2,500g 以上	348	406	401	14	0
合 計	500	585	586	28	0

新生児専用救急車による搬送者	132	143	110	54	121
----------------	-----	-----	-----	----	-----

２ 附属診療所

芳野診療所は、無医地区だった芳野校区に昭和38年河内芳野町立芳野診療所として開設され、以後も芳野校区唯一の医療機関として現在に至っている。昭和63年に老朽化した施設を改築し、平成3年2月1日熊本市と河内町を含む飽託郡との合併により熊本市立芳野診療所に名称変更され、平成4年4月1日組織変更により現在の熊本市立熊本市市民病院附属芳野診療所となった。

概要

所 在 地 西区河内町野出1410番地

敷地面積 729.50㎡

建物面積 381.47㎡

構 造 木造1階建

診療科目 内科、外科、小児科

利用状況

年度 区分	25	26	27	28	29
外 来 数 (人)	2,838	2,851	2,912	2,894	2,772

3 植木病院

植木病院は、昭和27年9月に終戦後の赤痢の集団発生などが続いた時代に、伝染病棟を基に、診療所として開設され、その後、昭和30年の町村合併により、昭和31年1月から植木町国民健康保険植木病院と改称し、平成14年12月に現在地に移転改築、平成22年3月に熊本市との合併により、熊本市立植木病院と名称を変更、病床数141を有し、地域住民に質の高い急性期・慢性期・救急医療を提供するとともに、疾病予防から診療、在宅医療を一体的に提供する地域包括ケアシステムの役割を担っている。

(1) 概要

所在地	北区植木町岩野285-29
敷地面積	14,111.49㎡
建物面積	延10,564㎡
構造	鉄筋コンクリート造地上5階建
病床数	141床[一般102床(うち地域包括ケア病床14床、人間ドック病床2床)、療養39床]
職員数	医師10人 看護職員67人 医療技術員17人 事務その他10人

(2) 使用料

特別室 A (5室) 1人1日	5,400円
B (14室) 1人1日	3,240円
C (10室) 1人1日	2,700円

(3) 科目別診療状況

年度 患者数 科目		25	26	27	28	29
内 科	入 院	17,572	20,108	21,599	21,693	21,384
	一日平均入院	48.1	55.1	59.0	59.4	58.6
	外 来	16,076	17,642	13,515 (※)	13,630	14,464
	一日平均外来	65.9	72.3	55.6	56.1	59.3
	計	33,648	37,750	35,114	35,323	35,848
予 防 接 種 ・ 健 診 等	外 来	—	—	3,939 (※1)	4,523	5,005
循 環 器 内 科	入 院	5,450	3,231	3,409	4,955	3,833
	一日平均入院	14.9	8.9	9.3	13.6	10.5
	外 来	7,069	5,763	5,388	5,436	5,378
	一日平均外来	29.0	23.6	22.2	22.4	22.0
	計	12,519	8,994	8,797	10,391	9,211
脳神経外科※2	入 院	0	0	0	0	882
	一日平均入院	0	0	0	0	4.9
	外 来	85	92	106	89	263
	一日平均外来	0.3	0.4	0.4	0.4	1.1
	計	85	92	106	89	1,145
外 科	入 院	4,207	5,184	3,711	2,724	2,225
	一日平均入院	11.5	14.2	10.1	8.5	6.1
	外 来	5,422	4,568	3,995	2,930	2,720
	一日平均外来	22.2	18.7	16.4	12.1	11.1
	計	9,629	9,752	7,706	5,654	4,945
整 形 外 科	入 院	9,620	9,182	7,678	7,729	7,005
	一日平均入院	26.4	25.2	21.0	21.2	19.2
	外 来	5,907	5,246	5,120	5,101	4,873
	一日平均外来	24.2	21.5	21.1	21.0	20.0
	計	15,527	14,428	12,798	12,830	11,878
合 計	入 院	36,849	37,705	36,397	37,101	35,329
	一日平均入院	101.0	103.4	99.4	101.6	96.8
	外 来	34,559	33,311	32,063	31,709	32,703
	一日平均外来	141.6	136.5	115.7	130.5	134.0
	計	71,408	71,016	68,460	68,810	68,032

※1 平成26年度までの内科における外来患者数は予防接種、健診等の患者数を含むもの。(H27は3,939人)

※2 平成29年10月2日より脳神経外科医を雇用。一日平均入院患者数は、10月2日以降の181日で除したもの。

4 新熊本市民病院建設

熊本市民病院については、熊本地震により全入院患者の転退院を余儀なくされ、病院機能の大半を喪失したことから、平成28年5月に病院再建方針が表明され、同年6月から8月にかけて地域の医療関係者、有識者等による懇談会を実施し、同年9月に熊本市民病院の再建基本計画を策定した。

現在の熊本市民病院は、同年4月末より外来診療を一部再開、同年12月には現病院の管理棟を一部改修し、NICU等の入院診療を一部再開している。

新病院建設については、平成29年3月に、現病院に近い同市東区東町に用地を取得し、同年4月から基本実施設計を進め、平成30年2月から病院棟工事に着手している。今後は、災害に強い病院であることはもとより、市民の生命と健康を守る地域の基幹病院として、平成31年(2019年)秋の開院に向けた準備を着実に進めていく。

(1) 概要(平29.7.21現在)

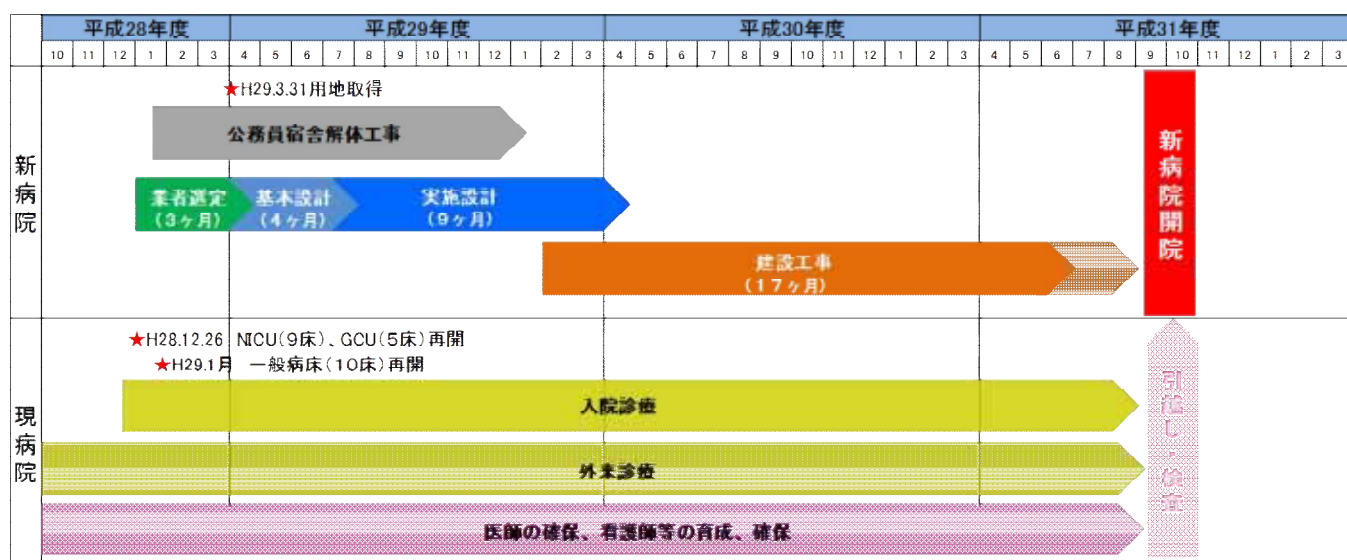
新市民病院の建設概要

所在地	熊本市東区東町4丁目1番60号
敷地面積	21,309.34㎡
延床面積	36,000㎡程度
駐車場台数	345台程度
工期	平成29年4月1日 ～平成31年6月30日 (2019年6月30日)



(2) 再建に向けたスケジュール

↓	平成28年12月26日	NICU(9床)、GCU(5床)再開
	平成29年1月20日	一般病床(10床)再開
	4月～	新病院設計・施工
	平成30年2月	病院棟着工
	平成31年(2019年)6月末	新病院竣工(予定)
	平成31年(2019年)秋頃	新病院開院(予定)



教 育

1	概 況	445
2	青 少 年 育 成	446
3	学 校 教 育	449
4	図 書 館	465
5	熊 本 博 物 館	469

1 概況

少子高齢化、価値観の多様化、経済的格差の拡大など、社会は著しく変化しており、子どもたちを取り巻く環境についても、いじめの社会問題化や少年による重大事件、インターネットを通じたトラブルなど、多くの課題を抱えている。また、家庭や地域の教育力の低下が指摘されている。

このような中、規範意識や社会性、思いやりの心、自立心をはぐくみ、生涯を通して健康で生きがいのある人生を求める意識の高揚とともに、社会の著しい変化に柔軟に対応できる必要な知識・技能の習得と、これらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力などの育成が重要となっている。また、学校はもとより、家庭や地域の教育力を高め、子どもたちの健やかな成長を支える仕組みづくりが求められている。

こうした背景を踏まえ、平成28年3月に策定された熊本市総合計画の基本計画においては、3つのまちづくりの重点的取組のうち、「安心して暮らせるまちづくり」に具体的な取組を掲げて施策の展開を図っている。

教育委員会では、平成28年3月に、本市の教育、文化及びスポーツの振興に関する総合的な目標や施策の基本となる指針として策定された「熊本市教育大綱」をもって熊本市教育振興基本計画に代えることとした。さらに、本基本計画の策定に伴い、平成28年度からは、「熊本市第7次総合計画」との整合性を図りながら、市長が定めた「熊本市教育大綱」の「施策の基本方針」及び「重点的取組」に関連する事業で実施計画を策定し、進捗管理を行っている。

（１）平成30年度熊本市教育方針

本市教育は、恵まれた自然と先人が築いた伝統文化のもとで、社会の進展に対応する教育を構築しながら、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備え、「徳・知・体」の調和のとれた次代を担う子どもたちの育成に努めるとともに、市民が生涯にわたって、健康で生きがいと潤いのある生活を営むことができる生涯学習社会の実現を目指す。

このような教育を推進するにあたり、学校・家庭・地域社会は、人間尊重の精神を基本にしながら、それぞれの責任と使命を自覚し、連携して取り組むこととする。

（２）平成30年度教育目標

◎人権尊重の理念のもと、学校・家庭・地域社会における様々な教育活動を通して、社会全体で子どもたちの「社会を生き抜く力」を育成する。

◎多様な教育機能の整備・充実を図り、歴史的文化遺産を継承し、市民の生涯にわたる自発的な学習活動を奨励・支援する。

（３）熊本市教育振興基本計画（熊本市教育大綱）（平成28～31年度）

基本理念

徳・知・体の調和のとれた人づくり ～教育都市くまもとを目指して～

（４）取組の方向

- 1 徳・知・体の調和のとれた教育の推進
- 2 子ども一人ひとりを大切にする教育の推進
- 3 安全で良好な教育環境の整備
- 4 学校教育と福祉の連携の推進
- 5 生涯を通して学び、その成果を地域に活かすことができる環境の整備
- 6 豊かな市民生活を楽しむための文化の振興
- 7 生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興

（５）重点的取組

- 1 いのちを大切にする心の教育の充実と、いじめや不登校への細やかな対応
- 2 確かな学力の向上と社会の変化に対応した教育の推進
- 3 教員が子どもと向き合うための体制の整備
- 4 学習に集中できる教育環境づくりと安全対策の推進

2 青少年育成（青少年教育課）

心豊かなたくましい青少年を育むため、社会参加活動への支援や青少年育成環境の整備を進める。特に児童育成クラブの充実など、放課後児童対策を強化するとともに、多様な青少年問題に対応するため、青少年センター活動の中で非行防止活動や広報啓発活動を充実させる。

（１）青少年健全育成推進事業

「生きる力」を備えた青少年の健全な育成が図られるよう、地域における青少年の活動を支援するとともに支援体制を整える。

ア 熊本市青少年問題協議会

熊本市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法に基づく本市の附属機関として設置。青少年問題全般に関する協議を行うとともに、関係行政機関相互の情報共有を行う。事務局は本市青少年教育課に置く。

委 員 構 成 市長・市議会議員・教育委員会委員・学識経験者・関係行政庁職員

任 期 在職期間（但し学識経験者は２年）

事 業 内 容 協議会の開催

イ 熊本市青少年指導員協議会

熊本市青少年指導員協議会は、熊本市教育委員会から委嘱を受けた青少年指導員によって、自らの資質の向上と連携の強化を図るため、平成元年５月に自主的に結成された任意団体。

（２）児童育成クラブ

目 的 放課後児童（保護者が労働等により昼間家庭にいない児童）とその保護者に対し、児童育成クラブを開設し、児童の健全育成及び仕事と子育ての両立を支援する。

開 設 日 ４月１日～翌年３月３１日（日曜日・国民の祝日・年末年始を除く）

開 設 時 間 平日：児童の下校時間～午後６時

土曜日及び長期休業期間：午前８時～午後６時

指 導 員 ５７３名（平３０．３．３１現在）

巡 回 指 導 員 １５名（平３０．３．３１現在）

開 設 状 況 （公営）８０箇所５，１５５名 （民営）１４箇所５３２名（平３０．３．３１現在）

※開設時間、指導員、巡回指導員については、各民営クラブにより異なる。

（３）青少年センター活動

ア 業務内容

街頭指導、関係機関及び団体との連携、青少年非行防止に関する啓発活動、青少年指導にかかる調査及び資料収集、青少年に有害な影響を与える環境の浄化、その他青少年非行防止のための必要な事項。

イ 青少年指導員

（平成30年6月1日現在）

区 分	内 訳	人 員（人）
民 間	校区青少年健全育成協議会の推薦	221
学 校	小学校 中学校 高等学校 専修学校の推薦	285
計		506

ウ 指導状況

① 実施状況

年度	25	26	27	28	29
街頭指導実施状況					
年間街頭指導実施回数（回）	931	885	888	831	902
従事した青少年指導委員延人員（人）	4,629	4,395	4,341	3,925	4038
指導した青少年の総数（人）	6,141	4,195	3,397	1,898	1772

② 学職別・行為別指導状況

(単位 人)

学 職 別	行為別 年度	喫 煙	怠 学	遊技施設内 声かけ指導	交通指導	帰宅指導	その他	計
小 学 生	27	-	-	126	3	128	343	600
	28	-	-	62	5	100	3	170
	29	-	-	79	6	38	1	124
中 学 生	27	2	-	492	14	105	64	677
	28	7	1	180	6	128	10	332
	29	-	2	286	20	84	10	402
高 校 生	27	5	1	1,538	36	264	111	1,955
	28	12	6	946	16	212	90	1,282
	29	-	8	794	41	236	40	1,119
そ の 他	27	18	-	84	19	17	27	165
	28	-	-	82	17	2	13	114
	29	-	-	72	25	18	12	127
計	27	25	1	2,240	72	514	545	3,397
	28	19	7	1,270	44	442	116	1,898
	29	-	10	1,231	92	376	63	1,772

エ 小・中学校生徒指導協議会・中学校生徒指導委員会・高等学校生活指導連盟との連携

熊本市小学校、中学校、高等学校における児童・生徒の指導を目的とした調査、研究、連絡調整等を行う教職員組織との相互連携による生徒指導活動を展開する。

オ 家庭環境づくりの啓発事業（健全育成懇談会～地域で育てる青少年～）

“非行防止は家庭から” “家庭づくりは親子の対話から”と言われるように、家庭のあり方が青少年に与える影響は大きなものがある。家庭における子どもの問題を中心に考えながら青少年の健全な育成と明るい家庭づくりについての話し合いの機会をもつために講師、助言者を派遣する。

（４）家庭教育の推進

家庭の教育力向上のため、保護者等を対象にした家庭教育の大切さについて啓発するための学習機会や、情報を提供している。

ア 家庭教育セミナー

家庭教育力の向上のため、主に小・中学生の子どもを持つ保護者を対象に、子どもたちの持つ悩みや子どもとの接し方、また社会的ルールやしつけ等を学ぶ講座を実施している。小中学校やＰＴＡとの連携により、保護者の多く集まる機会等を捉えた開催に努めている。

イ 家庭教育地域リーダー養成講座

ＰＴＡや地域活動に積極的に取り組んでいる方を対象に家庭教育地域リーダー養成講座を開催し、地域の核となって家庭教育を推進するリーダーを育成する。

(5) 青少年教育

子どもたちが様々な野外体験活動等を通して、「生きる力」を育むことができるよう青少年活動（野外活動等）の指導者を養成し、安全で教育的効果の高い青少年活動を推進する。

ア 青少年教育施設

恵まれた自然環境の中で、集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るために、小中学校の集団宿泊や青少年団体等を受け入れるとともに主催事業を行う。

① 金峰山少年自然の家

所在地 西区池上町 3071-5

開設年月日 昭和50年10月1日

定員 200人

施設内容 宿泊棟（児童用23室・引率者用2室・バリアフリー1室・バリアフリー浴室）
研修室・体育室・食堂・浴室・保健室・事務室・つどいの広場・野外炊飯場
屋外多目的ハウス

利用状況

（平成30年6月15日現在）

年度 団体名	25		26		27		28		29	
	団体数	延人員 (人)	団体数	延人員 (人)	団体数	延人員 (人)	団体数	延人員 (人)	団体数	延人員 (人)
小学校	96	23,519	96	23,322	86	22,156	87	13,667	70	16,736
中学校	4	303	3	262	10	1,670	3	340	2	240
少年団体	24	1,808	32	2,769	20	1,397	7	719	17	1,148
その他の団体	12	2,933	7	2,146	18	4,200	5	2,506	13	4,015
主催事業	21	2,225	15	1,684	12	1,048	6	338	9	760
合計	157	30,788	153	30,183	146	30,471	108	17,570	111	22,899
稼働率 (%)	77.4		77.4		77.3		66.5		60.7	

（注）稼働率 (%) = (利用日数 / 開所日数) × 100

(6) 青少年の交流

国内外の友好姉妹都市及び九州内の都市との間で、青少年の交流活動を通して、両市の友好と親善を深める。

ア 国際交流

① 熊本市・ハイデルベルク市青少年交流事業

平成27年度：受入、平成28年度：派遣、

平成29年度：熊本地震の影響により中止、平成30年度：再開予定（派遣）

イ 国内交流（平成29年度）

① 熊本市・福井市小学生交流事業

期間 (受入) 平成29年8月3日～6日（3泊4日）

(派遣) 平成30年1月4日～7日（3泊4日）

団員 20人（小学生団員16、役職員4）

② 九州都市中学生交流事業（派遣）

期間 平成29年8月8日～8月10日（2泊3日）

団員 60人（中学生団員52、役職員8）

3 学校教育

現在、いじめの社会問題化、少年による重大事件、インターネットを通じたトラブルなど、子どもたちを取り巻く環境は、憂慮すべき状況になっている。

このような中で、今求められているのは、子どもたち一人一人が「豊かな心」を育み、「確かな学力」を身に付け、「健やかな体」を育む教育、グローバル化の進展や情報ネットワーク社会の到来など社会の変化に対応した教育、さらには、子どもたちが社会の変化に柔軟かつ積極的に対応しながら、より一層、一人一人の個性、能力を最大限に伸ばす教育を進めていくことなどである。

そこで、以上のような視点を踏まえ、子ども一人一人の個性を生かしながら、豊かな人間性や創造性を育むきめ細かな教育を推進するため、平成28年3月に策定した「熊本市教育振興基本計画」に基づき、具体的な施策の展開を図っていく。

また、平成30年3月「学校改革！教員の時間創造プログラム」を策定し、教職員が心身ともに健康で、ゆとりを持って子どもたちと向き合える環境をつくっていくために、教職員の長時間勤務の実態改善に向けた取組を総合的かつ計画的に推進している。

平成30年度の主な事業は次のとおりである。

徳・知・体の調和のとれた教育の推進

- ・豊かな心を育む教育の推進（道徳教育創業支援事業、勤労体験学習事業 他）（指導課）
- ・確かな学力を育む教育の推進（学力向上対策経費、教育の情報化推進経費^{※1}、外国語教育推進経費^{※2} 他）
（指導課、教育センター）

※1 教育の情報化推進経費

2020年度（平成32年度）から全面实施となる新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の実現に向けた授業改善や、プログラミング教育の導入が求められており、これらを実現するため、平成30年度から3ヶ年で電子黒板や実物投影機・タブレット端末といった教育におけるICT環境整備を全小中学校で進めている。

※2 外国語教育推進経費

外国語指導助手（ALT）の増員し、グローバル化に対応した新たな英語教育の在り方を実現するための体制を整備する。

- ・健やかな体を育む教育の推進（子どもの健康づくり・体力向上推進経費、学校給食・食育推進事業、夏休みプール開放事業経費、給食提供支援事業 他）（健康教育課）

子ども一人ひとりを大切にする教育の推進

- ・教員が子どもと向き合う時間の拡充（学校教育コンシェルジュ設置経費、学級支援員派遣経費、管理職リーダーシップ向上経費 他）（総合支援課、教育センター）
- ・教育相談体制の充実（いじめ・不登校対策経費、スクールソーシャルワーカー（SSW）配置事業、スクールカウンセラー（SC）配置事業 他）（総合支援課）
- ・特別支援教育の推進（特別支援教育担当者スキルアップ派遣事業、特別支援学校建設事業 他）（総合支援課、施設課）

安全で良好な教育環境の整備

- ・最適な学習環境の整備（（義務教育施設整備事業、施設整備経費、維持補修経費 他）（施設課）

生涯学習社会の構築

- ・図書館・博物館の機能充実（博物館展示整備経費、細川家舟屋形修復等経費 他）（博物館）

(1) 市内学校数 (学務課)

(平30. 5. 1現在)

校種別 区分	大 学	短 大	高 校	特別支援 学 校	中 学	小 学	幼	合計
国	1			1	1	1	1	5
県	1		11	4				16
市			2	1	42 (1)	92	6	143(1)
私	6	1	14		9		25	55
合計	8	1	27	6	52 (1)	93	32	219(1)

(注) () は分校の数を別掲 区分中の「国」は独立行政法人(旧国立熊本大学)

(2) 市立学校児童生徒数 (教職員課)

校種別 区 分	学校数	学級数	児童生徒	教員数
幼 稚 園	6	21	353	44
小 学 校	92	1,658	41,045	2,466
中 学 校	42 (1)	691	19,077	1,352
高 等 学 校	2	42	1,663	115
特別支援学校	1	6	42	22
専 修 学 校	1	7	128	11
合計	144 (1)	2,425	62,308	4,010

(注) () は分校の数 (平30. 5. 1現在)

(3) 児童生徒数の変遷 (教職員課)

年度 区分		26	27	28	29	30
児 童 生徒数	小学校	40,934	40,790	40,236	40,747	41,045
	中学校	20,332	20,271	19,854	19,574	19,077

(各年度 5. 1現在)

(4) 学校施設の現況 (施設課)

ア 小学校施設の現況

(平30.5.1現在)

番号	学 校 名	児 童 数	教員数	学級数	建物保有面積 (㎡)		校地面積 (㎡)	校庭夜間照明施設開設年月
					校 舎	屋内運動場		
1	壺 川	407	22	15	4,340	594	9,104	
2	碩 台	151	14	8	3,606	594	12,093	
3	白 川	455	27	19	4,287	919	12,908	
4	城 東	215	16	10	4,443	725	15,397	
5	慶 徳	136	22	12	4,267	919	6,563	
6	一 新	375	22	16	4,343	725	12,615	
7	五 福	259	20	12	3,158	804	6,682	昭52. 10
8	向 山	484	27	19	4,120	725	16,652	
9	黒 髪	476	35	19	5,476	796	10,472	
10	大 江	587	27	20	4,543	725	11,724	
11	本 荘	52	10	6	4,082	894	11,533	
12	春 竹	505	34	21	5,442	1,049	15,465	
13	古 町	123	13	7	2,839	532	11,184	
14	春 日	239	16	12	4,348	725	14,224	昭49. 9
15	城 西	713	35	25	6,308	1,170	20,277	昭60. 9
16	花 園	409	20	14	4,892	945	17,199	昭57. 10
17	池 田	471	25	18	4,963	594	12,569	
18	出 水	457	26	18	4,653	826	11,682	
19	白 坪	518	33	20	5,655	945	16,004	
20	画 図	1,016	52	36	6,837	919	17,278	昭54. 10
21	砂 取	466	26	18	4,694	1,119	18,074	
22	健 軍	621	46	26	6,923	945	25,678	
23	清 水	537	36	23	5,738	1,036	16,849	昭49. 9
24	日 吉	421	31	18	5,449	976	15,199	昭55. 4
25	川 尻	506	28	21	5,181	1,049	22,553	昭60. 9
26	力 合	570	33	22	4,987	594	16,836	昭60. 4
27	御 幸	604	34	23	4,935	1,039	18,787	昭52. 10
28	田 迎	485	25	18	4,617	1,203	13,513	昭62. 3
29	高 橋	110	10	6	1,911	666	7,271	
30	池 上	248	19	13	3,704	919	16,088	平元. 5
31	城 山	738	36	26	5,346	924	24,427	昭57. 4
32	託 麻 原	658	33	23	6,552	1,049	21,748	
33	秋 津	519	30	20	4,932	923	16,104	
37	泉 ケ 丘	380	20	15	4,800	919	18,362	
38	小 島	247	23	15	2,853	1,093	12,462	
39	龍 田	662	37	26	5,632	850	14,556	昭62. 8
40	帯 山	826	48	31	6,153	1,069	20,252	
41	中 島	237	16	11	3,058	532	13,529	
42	白 山	581	33	22	5,037	1,049	20,199	
43	若 葉	396	23	15	4,618	1,049	18,784	
44	城 北	492	31	21	5,420	1,017	18,958	昭60. 9
45	尾 ノ 上	730	38	26	5,922	792	21,434	昭55. 11
46	西 原	709	40	25	5,213	792	19,084	昭49. 9

番号	学 校 名	児 童 数	教員数	学級数	建物保有面積（㎡）		校地面積	校庭夜間 照明施設 開設年月
					校 舎	屋内運動場	（㎡）	
47	高 平 台	604	32	24	5,368	945	26,678	昭49. 9
48	楠	260	19	11	6,324	802	18,318	
49	託 麻 東	1,022	48	35	5,342	725	24,972	
50	託 麻 西	835	44	30	6,587	945	18,873	昭52. 10
51	託 麻 北	530	29	21	4,125	920	16,757	昭60. 4
52	桜 木	431	26	16	6,360	725	20,806	昭49. 9
53	東 町	543	38	23	5,944	0	20,272	昭54. 10
54	麻 生 田	478	30	19	5,218	945	20,193	
55	武 蔵	398	22	15	4,970	945	18,102	
56	帯 山 西	610	33	22	4,318	725	17,965	
57	月 出	499	29	19	5,915	945	24,258	昭55. 11
58	出 水 南	804	37	26	6,004	945	16,287	
59	健 軍 東	290	19	14	5,960	725	21,385	昭58. 3
60	城 南	311	22	15	3,977	725	22,633	昭57. 12
61	田 迎 南	702	37	26	4,169	725	25,702	昭58. 3
62	弓 削	321	21	15	3,011	695	18,594	昭58. 3
63	託 麻 南	982	49	35	7,071	725	21,601	昭60. 4
64	山 ノ 内	590	31	22	5,534	724	28,949	昭61. 10
65	榆 木	507	28	21	3,823	918	18,859	
66	川 上	582	33	24	4,666	745	24,479	
67	西 里	368	25	17	4,373	1,161	35,546	平22撤去
68	北 部 東	667	37	25	4,973	1,337	19,179	
69	芳 野	72	11	7	1,991	797	13,124	
70	河 内	146	12	7	2,890	862	12,417	昭49. 3
71	飽 田 東	513	28	20	3,194	680	12,155	
72	飽 田 南	159	13	9	1,419	680	11,835	
73	飽 田 西	149	12	7	1,507	680	12,072	
74	中 緑	57	9	6	1,559	401	9,738	
75	銭 塘	107	12	8	2,178	378	12,246	
76	奥 古 閑	149	12	7	3,166	680	13,329	
77	川 口	63	9	6	2,272	420	12,066	
78	長 嶺	1,017	51	37	6,326	1,049	24,672	平17. 4
79	日 吉 東	476	28	20	3,798	919	26,118	
80	桜 木 東	544	31	20	3,455	919	26,103	
81	富 合	706	38	27	3,922	919	22,239	
82	杉 上	355	23	15	3,612	802	25,000	
83	隈 庄	694	41	28	4,460	800	15,151	
84	豊 田	243	19	13	3,468	800	23,084	
85	植 木	415	27	18	3,609	919	20,728	
86	山 本	86	12	8	2,581	797	14,595	
87	田 原	101	15	8	2,605	797	23,182	
88	菱 形	243	20	11	3,968	920	22,793	
89	桜 井	291	23	14	4,089	920	24,413	
90	山 東	192	13	8	3,317	922	22,154	
91	吉 松	159	14	8	3,423	919	16,267	
92	田 底	103	13	8	2,721	541	14,577	昭52. 6
93	田 迎 西	693	34	26	6,157	1,226	22,285	
94	力 合 西	611	33	22	4,711	1,199	33,342	
95	龍 田 西	575	32	24	6,333	1,201	23,029	
合 計		41,045	2,466	1,658	413,040	77,923	1,661,494	

イ 中学校施設の現況

(平30. 5. 1現在)

番号	学 校 名	生 徒 数	教員数	学級数	建物保有面積 (㎡)		校地面積 (㎡)	校庭夜間照明施設開設年月
					校 舎	屋内運動場		
1	出 水	884	50	27	7, 380	1, 322	25, 654	昭48. 10
2	白 川	611	35	21	6, 137	1, 222	28, 765	昭48. 10
3	藤 園	264	31	13	5, 598	1, 138	22, 788	昭48. 4
4	花 陵	452	33	18	5, 981	994	20, 331	昭48. 10
5	城 南	408	27	15	6, 035	1, 138	24, 459	昭47. 10
6	京 陵	671	41	23	7, 670	1, 222	29, 457	昭48. 4
	清水が丘分校	7	9	1			26, 094	
7	西 山	535	35	19	6, 221	350	29, 968	昭49. 10
8	江 南	237	18	8	3, 514	1, 138	23, 240	昭48. 4
9	江 原	281	28	12	4, 431	981	25, 360	昭49. 10
10	竜 南	320	24	11	4, 886	981	18, 629	昭48. 10
11	桜 山	149	15	5	4, 392	981	19, 596	昭48. 4
12	湖 東	410	34	18	5, 752	1, 138	28, 502	昭47. 10
13	託 麻	977	53	31	7, 028	1, 222	24, 430	昭48. 10
14	三 和	570	35	20	4, 713	981	21, 813	昭48. 4
15	城 西	216	19	8	4, 186	779	13, 784	昭48. 10
16	帯 山	953	56	29	5, 556	1, 277	25, 675	昭48. 4
17	東 野	514	30	16	0	1, 222	19, 304	昭48. 10
18	錦ヶ丘	857	54	29	6, 933	0	20, 062	昭48. 10
19	二 岡	426	28	15	4, 321	770	22, 618	昭48. 4
20	東 部	379	31	16	4, 702	734	21, 422	
21	楠	393	27	14	6, 935	724	24, 570	平20. 3
22	西 原	648	47	23	6, 939	1, 124	29, 588	
23	武 蔵	360	27	14	4, 863	780	22, 407	昭56. 6
24	東 町	389	28	15	7, 620	1, 020	21, 500	昭58. 3
25	出 水 南	542	37	20	4, 792	780	27, 575	昭58. 3
26	清 水	536	36	21	6, 293	1, 222	22, 702	
27	井 芹	282	23	11	5, 312	981	29, 318	
28	北 部	647	42	22	5, 813	1, 261	25, 944	平19. 10
29	芳 野	32	12	4	2, 456	910	31, 550	昭55. 5
30	河 内	73	16	4	2, 993	2, 007	15, 238	昭49. 3
31	飽 田	334	26	12	3, 728	1, 280	15, 260	
32	天 明	169	17	8	3, 916	1, 133	22, 867	
33	長 嶺	958	57	30	7, 165	1, 221	41, 148	
34	力 合	508	37	19	4, 449	981	30, 006	
35	龍 田	604	37	22	5, 056	981	27, 384	平18. 4
36	日 吉	388	30	15	5, 034	981	30, 581	平17. 4
37	桜 木	528	34	19	5, 751	981	26, 307	
38	富 合	269	25	12	2, 254	1, 368	31, 915	昭58. 8
39	下益城城南	555	38	19	7, 206	1, 772	28, 777	
40	鹿 南	309	28	13	5, 171	981	28, 885	
41	五 霊	289	25	12	4, 189	1, 032	25, 798	
42	植 木 北	143	17	7	3, 289	984	26, 208	
合 計		19, 077	1, 352	691	216, 660	44, 094	1, 077, 479	

※清水が丘分校の保有面積については、借用地のみ記載。

ウ 幼稚園施設の現況

(平30. 5. 1現在)

番号	園 名	園児数	教員数	学級数	園舎保有面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)
1	碩 台	38	8	3	817	1,272
2	一 新	63	5	3	914	3,143
3	向 山	54	11	3	889	2,943
4	川 尻	45	7	3	788	2,380
5	楠	45	5	3	595	2,197
6	隈 庄	108	8	6	875	3,341
合 計		353	44	21	4,878	15,276

エ 高等学校

市立必由館高等学校概要

創立107年という長い歴史と伝統を持つ高等学校であり、平成13年には学科改編と校名変更を行い、1学年普通科9クラス（普通科6、国際コース1、芸術コース1、服飾デザインコース1）編制となった。

多様化する生徒の進路希望に対応して、選択授業や少人数学習などを取り入れ、大学進学を目指した教育課程を編成するとともに、多彩な芸術・文化活動、体育活動にも力をいれており、輝かしい成果を残している。正しい判断力と真摯な実践力を身に付けるとともに、国際社会や地域社会に貢献できる人間性豊かな人材の育成に取り組んでいる。

市立千原台高等学校概要

商業高校としてスタート以来62年目を迎えた高等学校であり、平成12年には学科改編と校名変更を行い、1学年普通科2クラス（国際経済コース1、健康スポーツコース1）、情報科3クラス（OA会計コース2、経営情報コース1）の二つの学科を持つ高校となった。

普通科においては、大学や専門学校など、コースの特性を生かして上級学校への進路希望の実現を図るとともに、情報科においても生徒のニーズに応じて、進学、就職に対応できるよう、専門教育を中心にした学習内容の充実に取り組んでいる。また、ハンドボールや陸上競技、自転車競技などスポーツの伝統校でもある。

施設の概要

(平30. 5. 1現在)

番号	学 校 名	生徒数	教員数	学級数	建 物 保 有 面 積 (㎡)		校地面積 (㎡)
					校 舎	屋内運動場	
1	必 由 館	1,067	68	27	14,504		46,219
2	千 原 台	596	47	15	7,254	3,774	62,773
合 計		1,663	115	42	21,758	3,774	108,992

オ 特別支援学校

平成さくら支援学校概要

平成29年4月に開校した知的障がいのある生徒を対象とする特別支援学校高等部である。普通科・一般学級を設置しており、1学年3学級編制である。

「自立・夢・挑戦」を校訓とし、夢を育み、何事にも挑戦していく生徒の育成をめざし、卒業後の自立と社会参加に向けて、家庭や地域と連携して、一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育を進めている。

本市における特別支援教育の充実に向け、学校を含む関係機関や保護者に対して、研修及び教育相談等の拠点機能を担っている。

施設の概要

(平30. 5. 1現在)

学 校 名	生徒数	教員数	建 物 保 有 面 積 (㎡)		校地面積 (㎡)
			校 舎	室内運動場	
平成さくら支援学校	42	22	4,746	971	21,602

カ 専修学校

総合ビジネス専門学校概要

昭和24年に創立して70年目を迎える。平成3年に新町段山校舎より上熊本の現在地に移転した。建学の精神は「無名にして有力 役に立つ人間」。卒業生は8,200名を超え地元企業でなくてはならない存在として活躍している。全国に2校しかない「商業系公立専門学校」で就職率は高く地域に貢献している。

総合ビジネス科（昼間学科2年専門課程）は、情報ビジネス、経理ビジネス、観光サービスの3コースがあり、簿記・情報・観光に関する「社会のニーズに応えるビジネス実務教育」と、ビジネスマナー・教養・熊本地域経済等の「社会人としての人間教育」をめざしている。卒業時に「専門士」の称号を得て、短大卒と同等の待遇を受ける。

OA経理科（夜間等学科1年一般課程）は、簿記と情報のビジネス実務教育を行う。専門的知識や技能の修得を通して生涯学習を楽しむ方や、企業に貢献することをめざす方が学ぶ。

施設の概要

学 校 名	生徒数	教員数	建 物 保 有 面 積 (㎡)		校地面積 (㎡) (平30. 5. 1現在)
			校 舎	屋内運動場	
総合ビジネス専門学校	128	11	3,727		4,399

キ 校舎の整備状況

(平30. 5. 1現在)

区 分		校 舎 面 積 (㎡)				普 通 教 室 数				特 別 教 室 数			
		学校数	基準面積	保有面積	過不足面積	学校数	基準数	保有数	過不足数	学校数	基準数	保有数	過不足数
小学校	基準未満	58	300, 387	250, 085	△50, 302	33	748	657	△91	36	376	270	△106
	基準以上	34	140, 912	163, 129	22, 217	59	910	920	10	56	525	725	200
	合計	92	441, 299	413, 214	△28, 085	92	1, 658	1, 577	△81	92	901	955	94
中学校	基準未満	25	150, 552	118, 862	△31, 690	19	361	300	△61	12	167	118	△49
	基準以上	18	85, 582	97, 918	12, 336	24	330	335	5	31	408	523	115
	合計	※43	236, 134	216, 780	△19, 354	※43	691	635	△56	※43	575	641	66

※学校数は分校を含む

ク 屋内運動場の整備状況

(平30. 5. 1現在)

区 分		学 校 数	基 準 面 積 (㎡)	保 有 面 積 (㎡)	過不足面積 (㎡)
小学校	基 準 未 満	76	84, 244	61, 674	△22, 570
	基 準 以 上	16	15, 196	16, 249	1, 053
	合 計	92	99, 440	77, 923	△21, 517
中学校	基 準 未 満	35	44, 100	31, 893	△12, 207
	基 準 以 上	9	10, 580	12, 201	1, 621
	合 計	※43	54, 680	44, 094	△10, 586

※学校数は分校を含む

(5) 特別支援学級設置状況 (総合支援課・教職員課)

(平30. 5. 1現在)

区 分	小 学 校			中 学 校			合 計		
	学級数	児童数	教員数	学級数	生徒数	教員数	学級数	児童生徒数	教員数
知的障害学級	113	532	155	55	239	75	168	771	230
自閉症・情緒障害学級	126	581	169	68	366	98	194	947	267
肢体不自由学級	23	34	27	10	12	10	33	46	37
院 内 学 級	4	11	5	2	3	5	6	14	10
病 弱 学 級	19	25	19	9	10	9	28	35	28
弱 視 学 級	4	4	4	0	0	0	4	4	4
難 聴 学 級	12	22	13	4	6	4	16	28	17
合 計	301	1, 209	392	148	636	201	449	1, 845	593

(6) 中学校卒業者の進路状況 (指導課)

(平30.5.1現在)

区分 進路別			男	女	合計	比率 (%)
卒 業 生 総 数			3, 391	3, 258	6, 649	100
進 学 者	高等学校 の本科	全日制	3, 181	3, 146	6, 327	95. 16
		定時制	27	9	36	0. 54
		通信制	67	74	141	2. 12
	高等専門学校		94	10	104	1. 56
	合 計		3, 369	3, 239	6, 608	99. 38
	専修学校・各種学校 公共職業訓練施設等		8	5	13	0. 2
就職者（含自家営業）		6	4	10	0. 15	
無 業 者		1	1	2	0. 03	
未 定		7	9	16	0. 24	

(7) 熊本市奨学金制度 (学務課)

ア 目的 経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸し付け、社会に貢献し得る人材を育成する。

イ 貸付要件 次の要件をすべて満たす者

- ・熊本市に居住する者の被扶養者であること。
- ・学校教育法に規定する学校等 (高校、高専、大学、短大、専修学校の高等課程及び専門課程) に在学していること。
- ・経済的理由により修学が困難であると認められること。
- ・国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金 (貸付けによるものに限る。) 又はこれと同種の貸付けを受けていないこと。

ウ 貸付金額及び定数

区 分	定数 (人)	種別	貸付月額	自宅外通学生 加算額 (月額)	第1学年加算額 (初回のみ)
高等学校 高等専門学校 専修学校 (高等課程)	380	国・公立 私 立	18,000円 30,000円	—	50,000円 100,000円
大学 短期大学 専修学校 (専門課程)		国・公立 私 立	42,000円 51,000円	6,000円 10,000円	150,000円 200,000円

注1 加算は、申請に基づき付加する。

注2 申請により、貸付月額を2分の1に相当する額に減額することができる。

エ 貸付期間 在学する学校等の正規の修学年限

オ 返 還 奨学金の貸付終了後、決められた期間内で、貸し付けを受けた総額を年賦・半年賦・月賦のいずれかの方法で返還する。(無利子)

(8) 就学援助費 (学務課)

経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒について、就学に必要な費用を援助することにより、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

認定率・援助総額の推移

年度 区分		25		26		27		28		29	
児童生徒数 (人)	小学校	40,924	61,455	40,934	61,266	40,790	61,061	40,236	60,090	40,747	60,321
	中学校	20,531		20,332		20,271		19,854		19,574	
認定者数 (人)	小学校	5,645	9,067	5,715	9,126	5,889	9,365	6,093	9,532	6,005	9,326
	中学校	3,422		3,411		3,476		3,439		3,321	
認定率 (%)	小学校	13.8	14.8	14.0	14.9	14.4	15.3	15.1	15.9	14.7	15.5
	中学校	16.7		16.8		17.1		17.3		17.0	
援助総額 (千円)	小学校	366,718	715,371	400,147	767,092	413,238	786,511	417,805	796,248	428,111	807,297
	中学校	348,653		366,945		373,273		378,443		379,186	

平成29年度支給実績

(単位 円)

	小学校	援助総額	中学校	援助総額
学用品費等	1年 12,990	85,918,094	1年 24,590	84,486,959
	2～6年 15,220		2・3年 26,820	
補助教材費	1年 4,400	23,895,249	1年 7,000	17,130,127
	2・5・6年 4,000		2年 4,400	
	3・4年 4,300		3年 4,700	
新入学児童生徒学用品費	20,470	23,293,170	23,550	41,548,350
30年度入学前支給	40,600		47,400	
修学旅行費	実費	22,008,358	実費	61,507,656
通学費	実費	35,180	実費	44,870
医療費	実費	6,041,305	実費	2,147,471
学校給食費	実費	261,430,176	実費	164,796,548
校外活動費	実費	5,489,034	実費	7,524,179
合計		428,110,566		379,186,160

(9) 私学助成 (学務課)

(単位 千円)

年度 区分	25	26	27	28	29
高等学校	31,086	31,251	31,529	29,999	29,999
中学校					

(10) 国際交流の推進

アメリカ合衆国サンアントニオ市（姉妹都市）との交換留学制度（教育政策課）

ア 熊本市からの派遣（平成29年度）

派遣人員	在 籍 校	派 遣 先
高校生 4名	熊本市立必由館高等学校 熊本市立千原台高等学校	セントアンソニーカトリック高校 インカーネーション高校

イ サンアントニオ市からの受入（平成29年度）

受入人員	在 籍 校	受 入 先
高校生 3名	セントアンソニーカトリック高校 インカーネーション高校	熊本市立必由館高等学校 熊本市立千原台高等学校

(11) 学校給食（健康教育課）

ア 実施状況

（平30.5.1現在）

区 分	種 類	実施校数	児童生徒数	給 食 費	給食関係職員	
					栄養教諭等	給食技師
小学校	完全給食	92校	41,045人	1食単価243円	48人	109人
中学校	完全給食	42校	19,077人	1食単価295円	20人	12人

(注)昭和40年4月4日 全市標準献立及び給食物資共同購入（一般物資）開始
 昭和55年4月1日 週1回の米飯給食を開始
 昭和58年4月1日 週2回の米飯給食を開始
 平成5年1月11日 週3回の米飯給食を開始（旧飽託4町は昭和60年から週3回）
 平成17年4月 共同調理場の2施設において、平成17、18年度の2ヵ年で民間委託のモデル事業を実施
 平成19年4月 藤園、日吉共同調理場で民間委託を本格開始
 平成20年4月 出水南、井芹、長嶺共同調理場を民間委託
 平成20年10月6日 共同調理場17施設（合併により1施設増加）、給食室71施設
 平成21年4月 東、託麻、武蔵、龍田共同調理場を民間委託
 平成22年3月23日 共同調理場18施設（合併により1施設増加）、給食室81施設（合併により10施設増加）
 平成22年4月 城西、西原、京陵、城南共同調理場を民間委託
 平成25年4月 共同調理場16施設（2施設閉鎖）、給食室86施設（給食室新設により5施設増加）
 平成26年4月 共同調理場15施設（1施設閉鎖）、給食室88施設（給食室新設により2施設増加）
 平成27年4月 給食室87施設（1施設閉鎖）、白坪小、清水小、御幸小、帯山小、高平台小、託麻東小、出水南小、託麻南小、長嶺小の単独調理場を民間委託
 平成28年4月 給食室88施設（1施設増加）、城西小、画図小、託麻原小、白山小、尾ノ上小、託麻西小、川上小、北部東小、力合西小の単独調理場を民間委託
 平成29年4月 給食室86施設（学校の統廃合により2施設減少）、共同調理場14施設（1施設閉鎖）
 平成30年3月31日 共同調理場13施設（1施設閉鎖）
 平成30年4月 給食室85施設（学校の統廃合により1施設減少）、健軍小、西原小、山ノ内小、城山小、田迎南小、田迎西小、龍田小の単独調理場を民間委託

イ 学校給食共同調理場

(平成 30 年 5 月 1 日現在)

施 設 名 開 設 年 月	所 在 地	延床面積 (㎡)	給食開始年月日	現在の給食数		対象校
東共同調理場 昭和 48 年 4 月	東区東町 3 丁目 3 番 2 号	1, 169. 37	昭和 48 年 5 月 15 日	3, 504	550	東野中
					917	錦ヶ丘中
					422	東町中
					564	桜木中
					763	益城中
					287	木山中
西原共同調理場 昭和 53 年 4 月	東区保田窪 4 丁目 9 番 1 号	467. 09	昭和 53 年 6 月 1 日	2, 511	698	西原中
					1, 013	帯山中
					800	広安西小
城西共同調理場 昭和 53 年 4 月	西区小島 8 丁目 17 番 1 号	368. 27	昭和 53 年 6 月 1 日	963	235	城西中
					607	三和中
					121	県立かがやきの森支援学校
京陵共同調理場 昭和 54 年 4 月	中央区京町本丁 1 番 14 号	459	昭和 54 年 6 月 1 日	1, 997	715	京陵中
					344	竜南中
					647	白川中
					291	藤園中
日吉共同調理場 昭和 54 年 9 月	南区日吉 1 丁目 4 番 50 号	450	昭和 54 年 10 月 15 日	1, 665	487	花陵中
					255	江南中
					309	江原中
					544	力合中
					69	平成さくら支援学校
武蔵共同調理場 昭和 56 年 4 月	北区武蔵ヶ丘 4 丁目 19 番 1 号	519. 1	昭和 56 年 5 月 11 日	1, 438	389	武蔵中
					573	清水中
					476	益城中央小
出水南共同調理場 昭和 58 年 4 月	中央区出水 7 丁目 86 番 1 号	612. 39	昭和 58 年 5 月 9 日	2, 990	579	出水南中
					935	出水中
					444	湖東中
					1, 032	託麻中
井芹共同調理場 平成 2 年 6 月	西区上熊本 3 丁目 28 番 25 号	472. 82	平成 2 年 6 月 1 日	1, 570	307	井芹中
					571	西山中
					692	北部中
長嶺共同調理場 平成 5 年 4 月	東区長嶺南 7 丁目 21 番 40 号	569. 39	平成 5 年 4 月 26 日	2, 621	1, 016	長嶺中
					456	二岡中
					409	東部中
					740	広安小
龍田共同調理場 平成 6 年 4 月	北区龍田 7 丁目 9 番 16 号	520. 08	平成 6 年 4 月 18 日	1, 230	644	龍田中
					421	楠中
					165	桜山中
城南共同調理場 平成 8 年 4 月	南区八幡 8 丁目 1 番 1 号	471. 04	平成 8 年 5 月 1 日	1, 040	438	城南中
					417	日吉中
					185	天明中
富合共同調理場 平成 11 年 3 月	南区富合町清藤 472 番地	582. 019	平成 11 年 4 月 1 日	1, 398	359	富合中
					745	富合小
					294	飽田中
植木共同調理場 平成 19 年 3 月	北区植木町広住 342 番地 1	1, 188. 74	平成 19 年 4 月 11 日	1, 845	336	鹿南中
					315	五霊中
					160	植木北中
					445	植木小
					262	菱形小
					313	桜井小

(12) 熊本市学校給食会 (健康教育課)

名 称	公益財団法人 熊本市学校給食会
事務所の所在地	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター新町分室2階
設 立 年 月 日	平成8年4月2日
目 的	学校給食法に基づき学校給食の普及・充実と食育推進に寄与するため、学校給食用の物資の適正・円滑な供給に努め、もって児童生徒の心身の健全な発達に資する。
事 業	学校給食用物資の適正円滑な供給及び食育推進 ・ 物資購入委員会、青果物査定会、食肉査定会の開催 ・ 市産品導入の推進 ・ 特別栽培 (減農薬) 農産物等の導入推進 ・ 学校給食交流会の支援 ・ 学校給食用物資の生産地視察
	学校給食の普及・奨励 (改善・充実) ・ 登録業者工場視察及び学校給食用物資納入懇談会の開催 ・ 納入業者対象の食品安全衛生研修会の開催
	学校給食の実施に必要な調査研究 ・ 学校給食用物資の定期検査及び放射能検査
	その他目的を達成するために必要な事業
基 本 財 産	100,000千円

(13) 熊本市教育センター

ア 施設・設備の概要

所 在 地	中央区千葉城町2番35号
建 築 規 模	敷地 1,500.92㎡ 駐車場 自動車 20台分 鉄筋コンクリート4階建 延床面積 2,020㎡
総建築事業費	815,000千円
工 期	昭和61年7月18日～昭和62年7月27日
施 設 内 容	5階 機械室 4階 大研修室 3階 第1研修室 第2研修室 第3研修室 ICT支援室 2階 第4研修室 中研修室 図書・資料室 ICT研修室 (ノートPC30台・タブレット型PC10台) 1階 第5研修室 第7研修室 多目的研修室 所長室 事務室 教育情報室 地階 機械室

イ 研究に関する事業

学校教育、社会教育に係る教育機関と協力し教育上必要とする調査研究等を行い、成果の普及に努める。

調査研究

① 研究員活動

本市の教育施策にもとづき、教科領域等の授業改善、今日的課題解決及び学校事務運営に関する研究に取り組み、成果を積極的に現場に提供することで熊本市教育の充実と振興に役立てる。

- ・ 平成28年度委嘱研究員 17部会55人（委嘱期間 平28.6～平30.8）
- ・ 平成30年度委嘱研究員 8部会25人（委嘱期間 平30.4～平32.8）
- ・ 検証授業の実施
- ・ 派遣研修の実施

② 研究論文・教育実践募集

教職員の研究論文・教育実践を公募することにより、今日的教育課題の先進的研究や日々の教育実践の工夫・改善を促し、教職員の資質向上及び本市教育の充実・発展を図る。また、研究や実践の成果を広め、活用することにより、本市の発展に寄与する。

- ・ 提出期間 平成31年1月4日～1月10日
- ・ 各部門ごとに表彰を行う。

情報提供

① 資料の管理

熊本市教育センターに保管している書籍、教科書、研究紀要、指導案等の教育資料を管理し、学校現場等に貸し出すことで、学校教育及び社会教育の充実に資する。

- ・ 指導案、研究紀要の収集、保管、提供（データベース化）
- ・ 教育に関する書籍や教育資料の収集・整理及び閲覧・貸出

② 教材・機器の管理・貸出

授業における補助教材・資料の作成、学校行事等で使用する資料の作成や、授業及び学校行事等で使用する教育機器の貸出・管理、学校等における教育活動の支援を行う。

- ・ 拡大印刷機、カラーコピー機、ラミネート加工等による教材作成
- ・ プロジェクター、スクリーン、ビデオ教材等の貸出

教科書センターに関する事業

教科書センターは、教職員に対しては、教科書の調査研究の支援、学習指導のための資料提供、教科内容の常時研究に資するため、小学校及び中学校用の教科書を備え、利用に供することを目的とする。また、市民に対しては、教科書や教科に対しての理解を深めることを目的とする。

- ・ 熊本県主催教科書展示会 平成30年6月15日～6月28日

各教育研究所との連携

熊本県立教育センター、熊本県教育研究所連絡協議会、九州地区教育研究所連盟、指定都市教育研究所連盟、全国教育研究所連盟との連携を深め、研究成果を共有する。

ウ 少人数学級・少人数指導推進に関する事業

- ・ 少人数指導モデル校（２校）による公開授業と授業研究会
- ・ 「少人数指導のよさを生かした授業づくり」「少人数指導の効果的な運営の工夫」を柱とした研究の推進
- ・ パッケージ研修による校内研修支援
- ・ ホームページや広報紙を通しての広報活動の実施

エ 研修に関する事業

研修を通して教職員のマネジメント力・実践的指導力・教師としての基盤の向上を目指すとともに、学校教育と家庭教育、社会教育の連携を図る。なお、教育の情報化に関する研修の一部は、教育情報室が担当する。

ＯＪＴ推進（現場で実際の業務を通じて学ぶ）研修

- ・ 研究指定校、研究モデル校、研究員活動
- ・ 派遣（パッケージ）研修
- ・ 教育情報の配信・提供

ＳＤ（自己啓発）活性化支援研修

- ・ 教科等教育・実技研修（１４講座）
- ・ カウンセリング研修（１講座）
- ・ 教育の情報化研修（６講座）
- ・ 授業づくりセミナー（１講座）
- ・ 特別支援教育研修（３講座）
- ・ トワイライト研修（１６講座）
- ・ 教師塾「きらり」

ＯＦＦ－ＪＴ（学校外）研修

- ・ 経年者研修
 - 初任者研修（１３講座） 初任校（２年目）研修（３講座）
 - 初任校（３年目）研修（２講座） 中堅教諭等資質向上研修（９講座）
 - 教職員１年目研修（５講座）
 - １５年経験者研修（４講座）
 - 新規臨採研修（６講座） ２年目臨採研修（３講座） ３年目臨採研修（２講座）
- ・ 教育講演会（１講座）
- ・ 課題別研修（１講座）
- ・ 職能研修（１１講座）
 - 情報教育担当者研修（１講座） 情報モラル教育推進リーダー研修（１講座）
 - 幼児教育研修（２講座） 新任管理職研修（６講座）
- ・ 学校ホームページ担当者ＣＭＳ研修（１講座）

社会教育関係研修

- ・ 家庭教育研修（２講座）
- ・ 校区老人クラブ研修（１講座）

オ 教育委員会の情報施策の推進に関する事業（教育情報室）

教育委員会におけるＩＣＴ活用及び情報機器の整備促進を図るため、平成３０年度から教育情報室を設置し、教育の情報化推進に取り組む。

教育の情報化に関すること

- ・ 教育の情報化推進計画の策定
- ・ 教育の情報化推進に向けての企画調整
- ・ 学校におけるＩＣＴ環境整備
- ・ 研究指定校（教育の情報化２校）による研究
- ・ 校務の情報化推進のための調査研究

研修プログラムの開発

- ・ 電子黒板、デジタル教科書等ＩＣＴのよさを生かした授業づくり研修及び校内研修支援のためのパッケージ研修の開発
- ・ 情報活用能力育成のための研修開発
- ・ 情報モラル教育の啓発と普及研修開発
- ・ 情報モラル教育推進リーダー研修

教育の情報化研修講座

- ・ 教育の情報化に関する研修講座の実施 ※一部「エ 研修に関する事業」を担当
- ・ パッケージ研修による教科等指導におけるＩＣＴ活用、児童生徒の情報活用、情報モラル教育等の校内研修支援

教育情報ネットワークの企画管理運用

- ・ ネットワークの運用管理及び最適化
- ・ 情報端末管理
- ・ 教育センターホームページ運営
- ・ ＩＣＴ支援員による授業及び校内研修等の支援、メンテナンス

情報セキュリティ

- ・ 情報セキュリティ対策実施手順の作成
- ・ 学校等のセキュリティ研修

（１４）平成３１年度全国高等学校総合体育大会（健康教育課 全国高校総体推進室）

全国高等学校体育連盟が高校生最大のスポーツの祭典として大会を開催するもので、平成３１年度は熊本・鹿児島・宮崎・沖縄の南部九州ブロックでの開催が決定している。なお、本市においては８月に剣道及び水泳（競泳）の２競技２種目が開催される。

また、この事業は教育活動の一環として高校生に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的としている。

4 図書館

本市では、熊本市立図書館を中心とし、分館3館（植木図書館、城南図書館、とみあい図書館）、くまもと森都心プラザ図書館、15公民館図書室、男女共同参画センターはあもにい、議会図書室及び移動図書館による図書サービスネットワークを構築し、図書サービスの向上に努めてきた。

また、市全体での図書サービス業務の改善や取り組みの方向性を整理した「図書サービスのあり方について」を平成27年3月に策定し、より市民に利用される図書館となるよう図書サービスの向上に取り組んでいる。

主な平成29年度実施事業

資料の充実：熊本市立図書館、分館、くまもと森都心プラザ図書館、公民館図書室の選書購入を一元的に行い、各図書館の機能や公民館図書室の利用傾向等を考慮した資料を収集

サービスの充実：熊本連携中枢都市圏ビジョンに基づく「図書館における圏域住民の相互利用」において連携する全市町村との相互利用を開始

電話による予約受付、全館での雑誌のバックナンバー貸出を開始

子どもの読書推進：子どもの発達段階に応じたおはなし会・紙芝居や読書への関心を高める多様な行事を開催
乳幼児期、小学校低学年・中学年・高学年及び中学生向けの良書を紹介した冊子等を作成・配布し、掲載図書の学校へのセット貸出等を実施

熊本地震対策：避難所への本の提供、おはなしボランティア派遣

拠点避難所の補完施設として集会室を提供

生活支援貸付受付窓口として、ホールを提供

熊本地震関係資料の収集

ア 施設

所在地	中央区大江6丁目1番74号
開館年月	昭和57年11月
敷地面積	3,867.95㎡
建築面積	2,665.85㎡
延床面積	5,230.76㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造 地上2階（一部地下）
建設費	1,311,000千円
施設の概要	一般閲覧室、児童室、郷土・参考資料室、移動図書館車、ホール、集会室、ロビー、学習室

イ 蔵 書 数

【単位：冊】（平30.3.31現在）

	0：総記	1：哲学	2：歴史	3：社会	4：自然	5：技術	6：産業	7：芸術
市立図書館	18,607	19,593	51,166	69,259	36,186	32,197	16,385	44,613
市立BM	56	387	508	664	598	800	343	508
植木図書館・BM	1,037	2,516	4,810	8,225	4,691	4,717	1,930	3,866
城南・BM	1,313	4,064	5,876	9,760	8,627	7,727	2,960	6,801
とみあい	1,294	2,184	3,965	6,033	5,754	6,672	2,186	5,327
プラザ図書館	9,515	19,547	26,839	63,423	30,400	33,180	17,187	29,601
東部	342	777	2,000	1,794	2,212	2,594	660	1,981
龍田	414	838	2,523	2,421	2,664	2,616	868	2,772
託麻	468	780	2,175	2,189	2,711	2,723	846	2,682
幸田	349	762	1,858	2,095	2,288	3,097	853	2,220
中央	257	548	1,045	1,582	1,234	1,570	414	1,193
清水	416	914	2,220	2,120	2,306	2,697	814	2,629
秋津	391	991	2,164	2,166	2,230	2,734	789	3,097
南部	334	953	1,693	1,980	2,217	2,958	725	2,252
花園	217	683	1,934	1,497	2,041	2,606	616	2,044
北部	309	505	1,096	1,213	1,369	1,828	428	1,179
河内	287	641	1,219	1,471	1,723	2,257	691	1,716
天明	323	629	1,131	1,473	1,520	2,160	656	1,573
飽田	501	950	1,986	2,140	2,313	3,110	1,041	2,458
西部	264	705	1,718	1,638	2,234	2,800	785	1,768
五福	160	394	868	1,019	1,215	1,642	409	1,055
はあもにい	0	0	0	1	0	0	0	0
合計	36,854	59,361	118,794	184,163	116,533	122,685	51,586	121,335
比率（％）	2.4%	3.8%	7.7%	11.9%	7.5%	7.9%	3.3%	7.8%

※BM・・・移動図書館

	８：語学	９：文学	F：小説	E：絵本	紙芝居	コミック	その他	総数
市立図書館	8,694	98,186	89,938	60,945	3,015	2,345	103	551,232
市立BM	91	799	2,382	752	33	0	0	7,921
植木図書館・BM	1,020	7,396	14,991	9,489	699	771	0	66,158
城南・BM	2,268	9,783	17,295	9,240	233	71	15	86,033
とみあい	1,067	20,726	14	8,038	155	772	93	64,280
プラザ図書館	7,613	35,178	39,240	14,556	0	0	1,108	327,387
東部	409	3,984	7,752	7,429	34	0	1	31,969
龍田	503	5,089	7,839	5,602	0	3	0	34,152
託麻	453	5,191	7,809	5,523	0	0	0	33,550
幸田	424	4,066	8,966	5,840	86	0	3	32,907
中央	293	3,695	3,557	2,217	0	0	0	17,605
清水	381	4,536	8,653	6,204	18	1	0	33,909
秋津	388	4,822	8,583	5,409	59	5	0	33,828
南部	405	4,453	10,057	5,316	33	8	0	33,384
花園	398	4,719	9,201	5,119	263	1	0	31,339
北部	220	2,882	6,906	4,572	0	0	0	22,507
河内	291	2,710	6,856	4,047	0	8	1	23,918
天明	301	2,684	7,603	3,925	125	0	0	24,103
飽田	482	3,801	7,633	5,487	97	22	0	32,021
西部	372	3,252	8,113	5,311	83	0	0	29,043
五福	244	1,691	4,639	3,304	0	0	0	16,640
はあもにい	0	0	0	0	0	0	18,944	18,945
合計	26,317	229,643	278,027	178,325	4,933	4,007	20,268	1,552,831
比率（％）	1.7%	14.8%	17.9%	11.5%	0.3%	0.3%	1.3%	100%

※視聴覚資料の蔵書数（13,706点）、雑誌（8,472冊）は含まない。

※その他 新聞19紙 雑誌426誌（寄贈分含）

ウ 利用案内

図書の貸出

区 分	貸 出 冊 数		貸出期間	登 録 要 件
個人貸出	熊本市立図書館 植木図書館 とみあい図書館 城南図書館 プラザ図書館 公民館図書室 はあもにい 議会図書室	全館（室）合 せて一人10冊 以内	2週間	市内に居住し、通勤し又は通学する者 登録者数 220,723人 （平成30年3月31日現在）
	移動図書館		次回巡回日まで	
団体貸出	家庭文庫、子ども会、 公民館、学校 等	一回に300冊まで	2ヵ月	市内の地域団体、社会教育団体、 その他これらに類する団体等

視聴覚資料及び機材の利用

	対 象	資料及び機材	利 用 方 法
個人視聴	個 人	ビデオソフト・DVD	1F・閲覧室で利用 （視聴覚ブース：一般席・児童席各1席）
団体貸出	市内の幼・保育園・学校・ 社会教育団体・地域団体等	16ミリ機材・フィルム ビデオソフト・デッキ 映写機、スクリーン 暗幕必要枚数・プロジェクター	資料：5巻以内 機材：1台 貸出期間：3日間

エ 利用状況

図書の利用状況

（平成29年度）

区 分	市立図書館 （BM含）	植木図書館 （BM含）	城南図書館 （BM含）	とみあい 図書館	プラザ 図書館	公民館図書室	
						東 部	龍 田
登録者数(人)	92,810	9,507	7,468	5,045	32,045	10,721	6,627
貸出者数(人)	244,516	47,861	55,240	26,377	121,227	53,282	26,575
貸出冊数(冊)	914,662	223,776	245,989	122,231	424,880	184,630	96,703

区 分	公民館図書室							
	託 麻	幸 田	中 央	清 水	秋 津	南 部	花 園	北 部
登録者数(人)	7,519	7,127	2,036	7,346	5,234	5,511	5,026	3,224
貸出者数(人)	30,739	24,510	0	29,464	21,264	17,754	21,105	11,646
貸出冊数(冊)	120,788	93,932	0	110,655	84,198	61,858	77,652	41,956

区 分	公民館図書室					議会図書室	はあもにい	計
	河 内	天 明	鮑 田	西 部	五 福			
登録者数(人)	831	1,327	2,727	5,697	1,829	0	1,066	220,723
貸出者数(人)	2,122	4,407	9,847	21,792	11,603	2,686	9,126	793,143
貸出冊数(冊)	7,115	13,721	35,515	82,801	33,563	5,095	23,183	3,004,903

（注）団体貸出冊数を含む。 ※BM・・・移動図書館

視聴覚コーナー利用状況

（平成29年度）

区 分	ビ デ オ	D V D	合 計
利用者数（人）	562	406	968
保有数量（枚・本）	1,281	650	1,931

視聴覚機材貸出状況

（平成29年度）

区 分	16ミリ フィルム	16ミリ 映写機	ビデオ	ビデオ プレイヤー	D V D	D V D プレイヤー	プロジェクター
利用者数 （団体）	53巻	16台	24本	12台	30本	8台	18台

5 熊本博物館

熊本博物館は、昭和27年に熊本城内に設置され、勸業館時代を経て昭和53年に現在の場所に開館した。自然科学・人文科学部門に理工部門及びプラネタリウムを加えた総合博物館として、郷土文化の発展に寄与することを目的とし、熊本に関する資料を中心に収蔵・展示を行ってきた。

しかし、開館から40年が経過し、常設展示物や資料の展示環境について、社会の変化と資料保存や展示技術の向上に的確に対応した新たな展開が必要となったため、政令指定都市にふさわしく、市民や県民、さらに熊本を訪れる観光客にも親しまれる総合博物館を目指し、平成27年7月からリニューアルに着手し現在に至る。

(1) 熊本博物館リニューアルの概要

ア 目的

施設の老朽化や社会変化による展示技術の向上に伴い、新たに博物館の展示環境を見直すことで魅力ある総合博物館として「未来へつなぐ熊本の記憶」を全体のテーマに、総合博物館としての展示構成を基本に展示スペースの増加の工夫や各分野間融合型の展示を行うもの。また、実験工作室等の体験空間を活用しながら、体験型博物館として更なる魅力向上に努め、学校の教育活動との積極的な連携をはかるもの。

イ 概要

①スペースの拡張

延床面積：6,108㎡ ⇒ 7,098㎡ (+990㎡)

②展示・保存環境の改善

温湿度管理ができる特別展示室や収蔵庫の整備・拡張による展示保存環境の改善

③来館者サービス機能の向上

- ・音声と文字による4ヶ国語対応展示解説システム導入
- ・動画や写真を使った展示資料解説補完システムの増強
- ・プラネタリウム番組や各種イベントの案内をわかりやすく表示するデジタルサイネージ導入
- ・プラネタリウム券売機の残席表示システム導入
- ・収蔵品データベース機能の向上 など

④常設展示

展示内容の充実：全体テーマ「未来へつなぐ熊本の記憶」

熊本博物館の特性のひとつに、半世紀を超える運営によって形成された膨大な記録・記憶の蓄積がある。そこでリニューアルした常設展示では、全体テーマを「未来へつなぐ熊本の記憶」とし熊本の歴史や文化、人と自然との深いかわり合いを示しながら各分野間のつながりを意識した展示を行い、長い時間を経た知の蓄積を市民へ楽しく分かりやすく伝え、未来へ継承することを目指す。

また、県市連携展示室も設け、熊本県博物館ネットワークセンターが所蔵する貴重な資料も展示し、市・県内外へ展示内容の価値や魅力をアピールする。

⑤展示環境の改善

- ・公開承認施設（重要文化財等の展示に適した施設）を目指した改修
「温湿度管理ができる展示室の整備」
- ・3つの特別展示室の整備
重要文化財等の展示に対応した特別展示室1・2
フレキシブルな展示を行う特別展示室3

ウ 館内展示風景（常設展示）



(2) 活動状況 (平成29年度)

ア 企画展示会

(平30.4.1現在)

※ リニューアル工事に伴う休館中のため未実施

イ 定例展示会・共催展

展 示 会 名	期 間	参観者 (人)
「肥後しゃくやく展」 (於: 塚原歴史民俗資料館)	5/13・14	116
「地質の日 身近に知る『くまもとの大地』」 (於: 天草市民センター)	5/14	約400
肥後朝顔展 (於: 水前寺成趣園内・古今伝授の間)	7/2	未集計
肥後朝顔展 秋の展示会 (於: 熊本市動植物園)	9/2～9/3	未集計

ウ 教室・その他の行事 (本館主催)

行 事 名	内 容	期 日	対 象	参加者 (人)
子ども科学・ものづくり教室	「水中UFOキャッチャーを作ろう」他	4月～3月	小中学生(一般)	901

エ プラネタリウム投映

※ リニューアル工事に伴う休館中のため未実施 (平成27年7月より)

(3) 資料

資 料 分 野	資 料 点 数
地 質	20,097
動 物	58,161
植 物	16,721
理 工	137
考 古	10,217
歴 史	15,049
民 俗	13,135
合 計	133,517

ア 人文科学関係

考古資料では、国指定重要文化財のあさぎり (旧免田) 町才園古墳の出土品 (寄託品)、山崎正董博士の古瓦コレクションなどがある。歴史資料では、加藤清正関係資料、細川氏関係資料ほか近世期古文書類、西南戦争関係資料などがある。美術工芸資料では、重要文化財の木造東陵永瑠禅師倚像 (管理団体: 熊本市) などがある。民俗資料では、元熊本商大学長故丸山学氏の寄贈資料をはじめ県内各地から幅広く民具を収集している。

イ 自然科学関係

岩石・鉱物資料では、元熊大教授故松本唯一博士が全世界から採集されたコレクションがある。貝類では元熊大医学部長故山崎正董博士のコレクションがある。昆虫では故古賀三郎氏の世界の蝶コレクションがある。また、哺乳類・鳥類・魚類・昆虫・植物・古生物化石類など熊本県産の実物標本を中心とした資料がある。

ウ 理工学関係

屋外展示場に、9600形蒸気機関車 (69665号機) の実物がある。

エ プラネタリウム

ドーム直径16m、座席数180席、光学式プラネタリウム「クロノスⅡ」と全天周映像システム「バーチャリウムⅡ」の組み合わせにより、自然の星空を忠実に再現するほか、遠い宇宙の果てまでの姿を観測データを基に高精細に描き出す。また、ドームいっぱいに大迫力の映像を投映する。

資 料

1 「平成28年熊本地震」からの
主な復旧・復興関連事務

473

1 「平成28年熊本地震」からの主な復旧・復興関連事務

「平成28年熊本地震」の発生により、各局において、通常業務のほか、様々な復旧・復興関連事務が生じており、そのうち主なものとして、下記の事務が実施されている又は実施予定である。

(下段表の【平成29年度分】【平成28年度分】において、追記・修正を行った事業については、事業名の前に「※」を追加)

【平成30年度分】

担当局	主な復旧・復興関連事務	担当課
政策局	災害復興事業に係る企画及び総合調整	復興総室
	被災者の生活再建支援に係る企画、総合調整及び実施	復興総室
	被災者の生活再建に係る総合的相談	復興総室
	仮設住宅等へ入居する被災者への相談・支援	復興総室
	平成28年熊本地震復興基金関連業務	復興総室
健康福祉局	墓地災害復旧事業	健康福祉政策課
	災害援護資金貸付	健康福祉政策課
	被災者見守り対策強化事業	健康福祉政策課
	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助事業	保育幼稚園課
	障害者福祉センター（希望荘）復旧事業	障がい保健福祉課
	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助事業	障がい保健福祉課
	障がい者の福祉用具の再給付	障がい保健福祉課
	共同墓地等復旧補助事業	生活衛生課
	幼児健康診査等における子どものこころのケア	子ども政策課
	被災者支援にあたる関係機関職員対象の復興期のこころのケア等の研修会	こころの健康センター
	被災者支援にあたる関係機関職員を対象の、精神科医による巡回相談	こころの健康センター
	被災者支援のための暮らしとこころの悩み相談会	こころの健康センター
	被災者に係る熊本市保健衛生事務に関する手数料の免除	医療政策課
経済観光局	事業所向け災証明発行業務（新規受付はH29.3.31で終了）	商業金融課
	熊本地震特別融資利子補給金	商業金融課
	セーフティネット保証4号認定業務	商業金融課
	商店街にぎわい復興支援事業	商業金融課
	熊本市被災小規模事業者持続化支援事業	商業金融課
	熊本城災害復旧業務	熊本城総合事務所
	文化財等災害復旧業務	文化振興課
	公設運動施設災害復旧業務	スポーツ振興課
	動植物園災害復旧業務	動植物園
	「復興城主」募集関連業務	熊本城総合事務所
農水局	秋津地区農地の「創造的復興」事業	農地整備課
	震災に伴う干潟漁場等の復旧活動に対する支援	水産振興センター
	広域カントリーエレベーター再編整備事業	農業支援課

都市建設局	被災宅地等復旧支援業務	震災宅地対策課・震災土木施設対策課
	町並み復旧保存支援事業	開発景観課
	がけ地近接等危険住宅移転事業	建築指導課
	被災住宅の耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え、耐震シェルター設置	建築政策課建築物安全推進室
	被災住宅の応急修理	震災住宅支援課
	市有建築物被害状況調査	営繕課・設備課
	被災した市有建築物の復旧	営繕課・設備課
	被災した市営住宅の復旧	住宅課
	住宅に困窮している被災者への公営住宅の提供等	住宅課
	災害公営住宅の整備	震災住宅支援課
	災害救助法に基づく応急仮設住宅の提供	震災住宅支援課
	被災マンション建替え支援事業	震災住宅支援課
	本市が管理する土木施設（道路・公園・河川等）の復旧	道路整備課・河川課・公園課・震災土木施設対策課・各土木センター
	私道復旧補助金交付	各土木センター・各地域整備室
交通局	被災した軌道関連施設の復旧	電車課
	被災した交通局大江局舎の復旧	総務課
上下水道局	被災した上下水道施設（施設・管路）の応急復旧及び本復旧	水道整備課・管路維持課・水相談課・水運用課・下水道整備課・水再生課・計画調整課・経営企画課
	災害に伴う公共下水道施設（処理場・ポンプ場・管渠）の復旧計画の設計業務	下水道整備課
	工業用水道施設の復旧事業	水運用課・水道整備課・経営企画課・計画調整課
	上水道施設の耐震化等事業	水道整備課・管路維持課・計画調整課・経営企画課
	下水道施設の耐震化等事業	計画調整課・管路維持課・経営企画課
	応急給水体制機能の強化	水道整備課・給排水設備課・総務課・経営企画課
	業務継続計画見直し業務	総務課
病院局	市民病院再建事業	新病院開設課

【平成29年度分】

担 当 局	主 な 復 旧 ・ 復 興 関 連 事 務	担 当 課
政策局	災害復興事業に係る企画及び総合調整	復興総室
	被災者の生活再建支援に係る企画、総合調整及び実施	復興総室
	被災者の生活再建に係る総合的相談	復興総室
	仮設住宅等へ入居する被災者への相談・支援	復興総室
市民局	区役所・出張所災害復旧事業	地域政策課
	地域コミュニティセンター災害復旧事業	地域活動推進課
	地域公民館災害復旧事業	地域活動推進課
	地域公民館解体事業	地域活動推進課
	地域コミュニティ施設再建等支援事業	地域活動推進課
	中央公民館災害復旧事業	生涯学習課
	公立公民館・文化ホール災害復旧事業	生涯学習課
	男女共同参画センター災害復旧事業	男女共同参画課
	ふれあい文化センター災害復旧事業	人権推進総室
健康福祉局	墓地災害復旧事業	健康福祉政策課
	災害援護資金貸付	健康福祉政策課
	被災者見守り対策強化事業	健康福祉政策課
	※社会福祉施設等災害復旧費国庫補助事業	高齢介護福祉課
	災害復旧費国庫補助関係業務	子ども支援課
	保育所等施設における子どものこころのケア	保育幼稚園課
	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助事業	保育幼稚園課
	障害者福祉センター（希望荘）復旧事業	障がい保健福祉課
	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助事業	障がい保健福祉課
	障がい者の福祉用具の再給付	障がい保健福祉課
	補装具・日常生活用具給付利用者負担の免除	障がい保健福祉課
	障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除	障がい保健福祉課
	※被災者に係る熊本市保健衛生事務に関する手数料の免除	医療政策課
	共同墓地等復旧補助事業	生活衛生課
	幼児健康診査等における子どものこころのケア	健康づくり推進課
	こどもセンター災害復旧事業	児童相談所
	被災ペット所有者支援	動物愛護センター
経済観光局	事業所向け災証明発行業務（新規受付はH29. 3. 31 で終了）	商業金融課
	熊本地震特別融資利子補給金	商業金融課
	セーフティネット保証 4 号認定業務	商業金融課
	熊本市商店街空き店舗対策事業「熊本地震被災事業者商店街出店事業」	商業金融課
	熊本城災害復旧業務	熊本城総合事務所
	文化財等災害復旧業務	文化振興課
	公設運動施設災害復旧業務	スポーツ振興課
	動植物園災害復旧業務	動植物園

	「復興城主」募集関連業務	熊本城総合事務所
	※商店街にぎわい復興支援事業	商業金融課
	※熊本市被災小規模事業者持続化支援事業	商業金融課
農水局	平成 28 年熊本地震被害に対する金融支援（農政）	農業・ブランド戦略課
	平成 28 年熊本地震被害に対する金融支援（漁業）	水産振興センター
	秋津地区農地の「創造的復興」事業	農地整備課
	みかん園地石積み復旧・復興事業	農地整備課
	広域カンントリーエレベーター再編整備事業	農業支援課
	県営漁場災害復旧事業負担金	水産振興センター
	水産業共同利用施設の再建に対する支援	水産振興センター
	震災に伴う干潟漁場等の復旧活動に対する支援	水産振興センター
都市建設局	被災宅地等復旧支援業務	開発景観課・震災宅地対策課・震災土木施設対策課
	がけ地近接等危険住宅移転事業	建築指導課
	被災建築物応急危険度判定業務	建築指導課
	被災住宅の耐震診断、補強設計、耐震改修	建築政策課建築物安全推進室
	被災住宅の応急修理	震災住宅支援課
	市有建築物被害状況調査	営繕課・設備課
	被災した市有建築物の復旧	営繕課・設備課
	被災した市営住宅の復旧	住宅課
	住宅に困窮している被災者への災害公営住宅の提供等	住宅課
	災害救助法に基づく民間賃貸住宅（みなし仮設）の提供	震災住宅支援課
	本市が管理する土木施設（道路・公園・河川等）の復旧	道路整備課・河川課・公園課・震災土木施設対策課・各土木センター
	※私道復旧補助金交付	各土木センター・各地域整備室
交通局	被災した軌道施設等の復旧	電車課
	※被災した交通局大江局舎の復旧（入札不調のため H30 年度に事業繰越）	総務課
上下水道局	被災した上下水道施設（施設・管路）の応急復旧及び本復旧	水道整備課・管路維持課・水相談課・水運用課・下水道整備課・水再生課・計画調整課・経営企画課
	災害に伴う公共下水道施設（処理場・ポンプ場・管渠）の復旧計画の設計業務	下水道整備課
	工業用水道施設の復旧事業	水運用課・水道整備課・経営企画課・計画調整課

	上水道施設の耐震化等事業	水道整備課・管路維持課・計画調整課・経営企画課
	下水道施設の耐震化等事業	計画調整課・管路維持課・経営企画課
	応急給水体制機能の強化	水道整備課・給排水設備課・総務課・経営企画課
	熊本市上下水道局災害対策マニュアル及び業務継続計画見直し業務	総務課
教育委員会	防災教育の推進（防災教育副読本の作成）	指導課
	子どもたちの心のケア	総合支援課
	被災した学校施設（給食施設を含む）の復旧	施設課・健康教育課
	市立幼稚園の保育料の減免	学務課
	児童育成クラブ利用料の減免	青少年教育課
病院局	※市民病院再建事業	新病院開設課

【平成28年度分】

担 当 局	主 な 復 旧 ・ 復 興 関 連 事 務	担 当 課
政策局	※避難所運営に伴う校区防災連絡会等の設立推進事業	危機管理防災総室
	※備蓄及び物資供給計画見直し事業	危機管理防災総室
	※受援計画策定事業	危機管理防災総室
	市政だより臨時版、被災者支援制度発行	広報課
	臨時災害放送局運営	広報課
	ホームページキャッシュサイト構築	広報課
	災害対策本部会議関連事業	政策企画課
	災害復興事業に係る企画及び総合調整	復興総務課
	被災者の生活再建支援に係る企画、総合調整及び実施	生活再建支援課
	被災者の生活再建に係る総合的相談	生活再建支援課
	仮設住宅等に係る被災者の入居及び退去の管理	住宅再建支援課
	仮設住宅等に入居する被災者からの相談	住宅再建支援課
	仮設住宅の維持補修	住宅再建支援課
	災害対策及び復興関連にかかる訪問団の受入及び職員派遣	国際課
	在住外国人及び海外へ向けた情報発信	国際課
	在住外国人及び国際交流関係団体からの問合せ対応	国際課
総務局	行財政改革推進	総務課
	中長期応援職員受入業務	人事課
	※災害対応力向上に関する全庁的な取組の進捗管理・支援等	人事課 人材育成センター
	※統合型G I Sにおける災害情報の整備	技術管理課
財政局	※住家被害認定調査	税制課・課税管理課・納税課・中央税務課・東税務課・西税務課・南税務課・北税務課
市民局	※区役所・出張所災害復旧事業	地域政策課
	※地域コミュニティセンター災害復旧事業	地域活動推進課
	※地域公民館災害復旧事業	地域活動推進課
	※地域公民館解体事業	地域活動推進課
	※地域コミュニティ施設再建等支援事業	地域活動推進課
	※中央公民館災害復旧事業	生涯学習課
	※公立公民館・文化ホール災害復旧事業	生涯学習課
	※男女共同参画センター災害復旧事業	男女共同参画課
	※ふれあい文化センター災害復旧事業	人権推進総室
	※コールセンター（被災者支援情報ダイヤル）運営事業	広聴課

健康福祉局	障害者福祉センター（希望荘）復旧事業	障がい保健福祉課
	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助事業	障がい保健福祉課 高齢介護福祉課 保育幼稚園課
	保健衛生施設等災害復旧費国庫補助事業	精神保健福祉室
	避難所等における障がい者・高齢者支援ボランティア事業	障がい保健福祉課等
	避難行動要支援者（障がい児・者）の安否確認	障がい保健福祉課
	災害にあわれた要援護者に対する市営住宅等の提供	障がい保健福祉課
	こどもセンター災害復旧事業	児童相談所
	総合保健福祉センター災害復旧事業	医療政策課
	※被災者に係る熊本市保健衛生事務に関する手数料の免除	医療政策課
	被災ペット所有者支援	動物愛護センター
	幼児健康診査等における子どものこころのケア	健康づくり推進課
	避難者の入浴機会確保の支援	生活衛生課
	避難所の居住衛生調査	生活衛生課
	墓地災害復旧事業	健康福祉政策課
	災害復旧費国庫補助関係業務	子ども支援課
	福祉避難所（妊婦・乳児版）の運営	子ども支援課
	住宅に困窮している被災要援護者への市営住宅等の提供	高齢介護福祉課 障がい保健福祉課 子ども支援課
	保育所等施設における子どものこころのケア	保育幼稚園課
	災害援護資金貸付	健康福祉政策課
	福祉避難所の開設	健康福祉政策課 高齢介護福祉課 障がい保健福祉課 子ども支援課
	生活必需品の支給	健康福祉政策課
環境局	アスベスト漏えい等調査業務	環境政策課
	エネルギー自給が可能なスマートハウス等を普及する「COOL CHOICE CITY くまもと」啓発推進事業	環境政策課温暖化対策室
	※市民保有の飲用井戸の水質検査業務	環境総合センター
	災害廃棄物収集運搬業務	廃棄物計画課
	損壊家屋等の解体及び撤去に関する事業	震災廃棄物対策課
	災害廃棄物の処理等に関する事業	震災廃棄物対策課
	東部環境工場（プラント設備・建築物）の復旧	東部環境工場
	三山荘、東部交流センター復旧の設計業務	東部環境工場
経済観光局	事業所向け災証明発行業務	商業金融課

	熊本地震特別融資利子補給金	商業金融課
	※セーフティネット保証 4 号認定業務	商業金融課
	※熊本市商店街空き店舗対策事業「熊本地震被災事業者商店街出店事業」	商業金融課
	商店街施設等災害復旧事業	商業金融課
	※熊本城災害復旧業務	熊本城総合事務所
	※文化財等災害復旧業務	文化振興課
	※公設運動施設災害復旧業務	スポーツ振興課
	※動植物園災害復旧業務	動植物園
	※「復興城主」募集関連業務	熊本城総合事務所
	※避難所物資拠点関連業務	観光政策課
農水局	平成 28 年熊本地震被害に対する金融支援（農政）	農業・ブランド戦略課
	平成 28 年熊本地震被害に対する金融支援（漁業）	水産振興センター
	熊本ノリ養殖経営再開準備緊急支援対策	水産振興センター
	秋津地区農業の「創造的復興」事業	農地整備課
	みかん園地石積み復旧・復興事業	農地整備課
	被災農業者向け経営体育成支援事業	農業支援課
	農業共同利用施設等の早期復旧や再編整備に対する支援	農業支援課
	災害に強い産地体制構築のための農業共済加入に対する支援	農業支援課
都市建設局	被災宅地危険度判定業務	開発景観課
	被災宅地等復旧支援業務	開発景観課
	がけ地近接等危険住宅移転事業	建築指導課
	被災建築物応急危険度判定業務	建築指導課
	避難者等の輸送	交通政策総室
	災害救助法に基づく民間賃貸住宅（みなし仮設）の提供	建築政策課
	被災住宅の耐震診断、補強設計、耐震改修	建築政策課建築物安全推進室
	被災住宅の応急修理	営繕課・設備課
	応急仮設住宅の建設	営繕課・設備課
	市有建築物被害状況調査	営繕課・設備課
	被災した市営住宅の復旧	住宅課
	住宅に困窮している被災者への災害公営住宅の提供等	住宅課
	本市が管理する土木施設（道路・公園・河川等）の復旧	道路整備課・河川課・公園課・震災土木施設対策課・各土木センター
交通局	被災した電車車両、軌道施設等の復旧	電車課
	被災した交通局大江局舎の復旧	総務課

上下水道局	被災した上下水道施設（施設・管路）の応急復旧及び本復旧	水道整備課・管路維持課・水相談課・水運用課・下水道整備課・水再生課・計画調整課・経営企画課
	水道施設整備実施計画の見直し業務	計画調整課
	熊本市下水道総合地震対策計画（変更）策定業務	計画調整課
	熊本市下水道業務継続計画（BCP）見直し業務	管路維持課・計画調整課
	災害に伴う公共下水道施設（処理場・ポンプ場・管渠）の復旧計画の設計業務	下水道整備課
	工業用水道施設の復旧事業	計画調整課・水運用課・水道整備課・経営企画課
	水道施設の耐震化等事業	計画調整課・水道整備課・管路維持課・経営企画課
	下水道施設の耐震化等事業	計画調整課・管路維持課・経営企画課
	応急給水体制機能の強化	水道整備課・給排水設備課・総務課・経営企画課
	熊本市上下水道局災害対策マニュアル及び業務継続計画見直し事業	総務課
教育委員会	学校施設の被害状況調査	施設課
	※被災した学校施設の復旧（給食施設を含む）の復旧	施設課・健康教育課
	子どもたちの心のケア	総合支援課
	※市立幼稚園の保育料の減免	学務課
	※児童育成クラブ利用料の減免	青少年教育課
病院局	熊本市市民病院再建基本計画策定業務	経営企画課
	被災した市民病院の復旧	経営企画課

くまもと

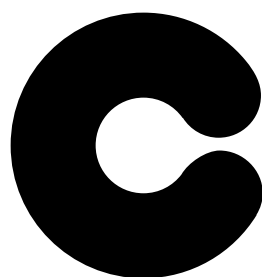
市 政 概 要

2 0 1 8

平成30年9月発行

編 集 熊本市議会事務局調査課

発行所 熊本市議会事務局



この冊子は再生紙を使用しています。